

令和元年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

報告書

上巻

令和3年3月

林野庁

目次

1	事業概要	-----1
2	カメルーン共和国	-----5
3	ガボン共和国	-----53
4	モザンビーク共和国	-----99

1 事業概要

1-1 事業の目的

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に運用していく必要がある。

このことから、

- (1) 木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるように、国の情報提供を充実させる必要がある。
- (2) 木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合があり、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集を行う必要がある。

本事業では木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、次を実施した。

(1)生産国の現地情報収集事業

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

調査対象国としては、近年中国やベトナムから日本への製品輸入が増えている状況から、これらの国々に原料となる丸太等の木材を輸出していると思われるアフリカのカメルーン共和国、ガボン共和国、モザンビーク共和国の 3 か国を選定した。

(2)追加的措置の先進事例収集事業

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認のうち追加的な情報収集を適切に実施できるよう、違法伐採対策の関連法令が整備されている国のリスク低減に係る先進事例を調査し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

調査対象国としては、改正レイシー法を持つアメリカ合衆国、違法伐採禁止法を持つオーストラリア連邦、それにニュージーランドの 3 か国を選定した。

1-2 事業実施体制

本事業は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業共同事業体が受託し調査を実施した。共同事業体は、公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES、共同体代表)、一般社団法人日本森林技術協会 (日林協)、一般社団法人全国木材検査・研究協会 (全木検) で構成されている。事業従事者は表 1.1 の通りである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 研究員
久保 英之	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
角島 小枝子	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 アシスタント
西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ 指導役
鈴木 圭	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ シニアコーディネーター
富岡 士郎	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ グループ長
松本 淳一郎	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ グループ長補佐
小澤 眞虎人	(一社)全国木材検査・研究協会 事務局長
佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部 部長
武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部

1-3 実施内容

1-3-1 調査の実施

上述の調査対象国 6 か国を林野庁担当者との協議によって選定し、以下の調査を実施した。調査は、本委託事業契約期間中（令和 2 年 3 月 6 日から令和 3 年 3 月 19 日）に実施した。

(1)生産国の現地情報収集事業（カメルーン共和国、ガボン共和国、モザンビーク共和国）

① 森林の伐採段階における法令調査

- 法令等の運用状況
- 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
- 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

② 木材の流通段階における法令調査等の運用状況の概要

- 木材の流通・合法性の確保に関する法令
- 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

③ 木材生産・流通状況調査

- 調査対象国の木材生産・流通の特徴
- 森林認証システムの導入状況
- 違法伐採に関する関連情報

(2)追加的措置の先進事例収集事業（アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ニュージーランド）

- ① 木材生産・流通状況調査
 - ・ 調査対象国の木材生産・流通の特徴（木材の輸出入状況、木材の主要な輸入国等）・森林認証システムの活用状況
- ② 調査対象国の法令等調査
 - ・ 森林の伐採・木材の流通・合法性の確保に関する法令等の運用状況の概要
 - ・ 森林の伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例
- ③ リスク低減に関する事例
 - ・ リスク低減に関する実施状況の概要
 - ・ リスク低減措置に関する事例

調査は、既存の文献やインターネット上の情報を収集し分析する国内調査と、対象国の政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施する現地調査によって実施する予定であったが、コロナ禍での海外渡航制限によって調査員を派遣しての現地調査の実施が不可能な状況であったため、オンラインでの政府機関、業界団体等に対するヒアリング調査と、現地コンサルタントに調査を委託することによって実施した。

1-4 調査委員会の開催

林野庁、学識経験者、業界団体等からなる調査委員会を設置し、事業実施期間中、会議を3回開催した。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行った。調査委員会メンバーは表 1.2 のとおりである。各委員会の主な議題を表 1.3 に示した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、委員会はオンラインで開催した。

表 1.2 調査委員会メンバー

氏名	所属・役職
柿澤 宏昭	北海道大学 教授
立花 敏	筑波大学 准教授
加藤 正彦	全国木材組合連合会 企画部長
奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

表 1.3 各委員会の主な議題

委員会	開催日	主な議題
第1回委員会	令和2年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業全体のスケジュール ● 各調査対象国の調査方針
第2回委員会	令和2年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外現地調査の実施不可能な状況への対応

		<ul style="list-style-type: none"> ● 各調査対象国の調査進捗報告
第3回委員会	令和3年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 各調査対象国の調査結果報告 ● 事業終了までのスケジュール ● 報告会概要

1-5 成果報告会の開催

本事業による調査結果について、事業者向け成果報告会を2021年3月5日（金）に開催した。新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、オンラインで実施した。成果報告会プログラムは表1-4のとおりである。報告会への申し込み者189名、当日の出席者139名、出席率約74%であった。報告会の概要、発表資料、質疑応答については、巻末資料（下巻）にまとめた。

2 カメルーン

2-1 概要

カメルーンは、国土面積 47.5 万km²(日本の約 1.3 倍)である。アフリカ西海岸にあり南部の赤道モンスーン気候帯(年間降雨量 4,000mm)から北部のサヘリ気候帯(年間降雨量 800mm 程度)まで広がっている。植生は南部から北部へ熱帯性の広葉樹林、半落葉樹林、サバンナ、ステップへと変化している。最北部のチャド湖付近は低湿地帯である。

世銀(2018年)のデータによれば人口は 2,521 万人、GDP385 億米ドル、一人当たりの BNI は 1,440 米ドルである。主な産業は石油、カカオ、木材等の第一次産業に依存している。日本財務省貿易統計(2018年)によると、対日輸出額は 4.36 億円(木材、アルミニウムなど)、対日輸入は 21.9 億円(機械類、輸送機器、繊維、医薬品、ゴム製品など)となっている。

図 2.1 カメルーンの位置



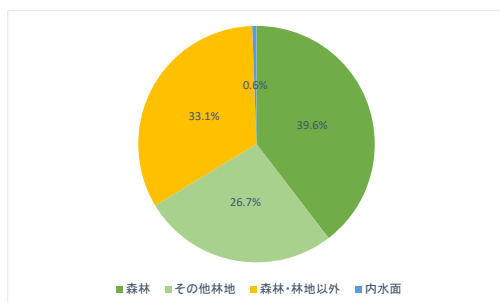
出典：日本外務省ウェブサイト

2-2 木材生産・流通状況

2-2-1 森林資源概要

カメルーンの土地利用は次図のとおりである。森林 39.6%、その他の林地 26.7%、森林・林地以外 33.1%、内水面 0.6%となっており、森林とその他の林地で国土の概ね 2/3 を占めている。FAO の Global Forest Resources Assessment 2015 によれば植林面積は 26,000ha となっているが、天然林については一次林、二次林の欄はあるものの面積の記載はない。

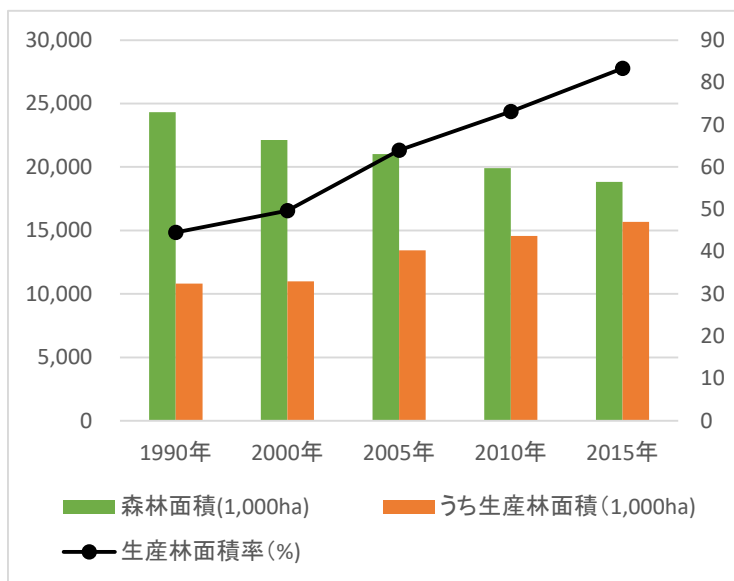
図 2.2 土地利用



FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

1990 年以降の森林面積の変化は次図のとおりである。森林面積全体は減少しているが、その中に占める生産林の面積および面積率は増加しており、生産林の拡大が窺える。

図 2.3 森林面積と生産林面積率の変化



FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

森林の材積賦存状況は、次表のとおり総量で約 60 億 m³となっている。

表 2.1 森林の材積

森林(百万m ³)			その他林地(百万m ³)	計(百万m ³)
広葉樹	針葉樹	計		
5,802	0	5,802	244	6,046

FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

なお、Global Forest Resources Assessment によれば、森林とその他林地の定義は次のとおりである。

森林の定義

0.5ha 上の以上の広がりのある林分で、樹高は 5m 以上かつ樹冠が 10%以上の面積を被覆していること、あるいはこれらの樹木がこの境界値に達することができること。これには主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

その他林地の定義

「森林」としては定義されないが、面積 0.5ha を超え 5m を超える樹高と樹冠が 5~10% を被覆している林分、あるいはこれらの樹木がこの境界値に到達できること。または低木、灌木と樹木を合わせた被覆率が 10%を超えること。これには、主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

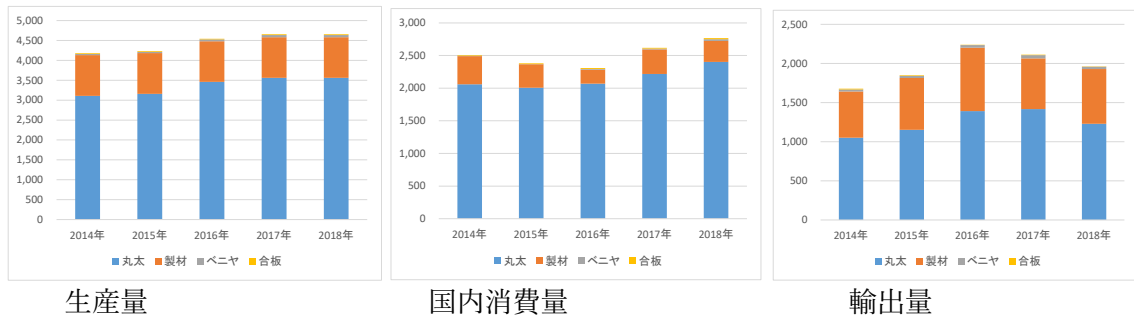
2.2.2 木材生産・流通の特徴

カメルーンにおける木材生産は、2-4-2 の図 2.9 に太線で囲った森林区分で行われている。Atlas Forestier 2019 (MINFOF¹、World Resources Institute) から得られて情報では、コンセッションが 114 件、面積計 6,908,361ha、市町村有林が 64 件（うち、許可済み 47 件、申請中 17 件）、面積 1,844,052ha（うち、許可済み 1,401,505ha、申請中 442,547ha）、操業中の加工工場は 114 件である。

上記の面積、あるいは後記の図 2.9 に示した面積から、カメルーンの木材生産の多くは、最も面積の広いコンセッションで行われていると考えられる。木材製品としては、丸太、製材、ベニヤ、合板に分けた ITTO の資料によれば 2014 年から 2018 年の生産量、国内消費量、輸出量は次のとおりである。なお、輸入量は 2017 年、2018 年に 7 万 m³程度と他の項目に比べ極めて少ないためここでは掲載していない。

¹ カメルーンの森林・野生動物省のこと（以下、MINFOF という。）

図 2.4 木材製品の生産量、国内消費量、輸出量 (単位：1,000m³)

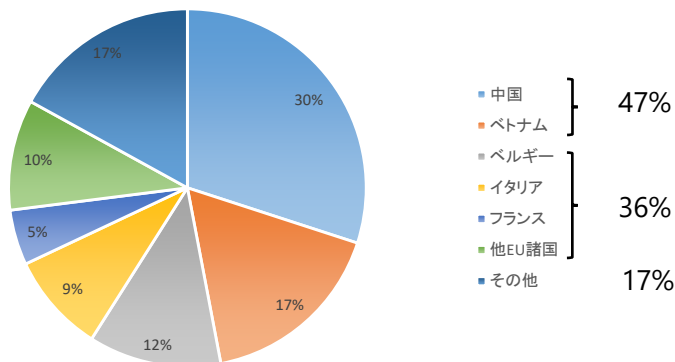


Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO から作成

生産量の総量としては 400~450 万 m³/年であるが、その多くは丸太として出荷されており、次は製材である。ベニヤ、合板は極めて少ない。輸出の多くは丸太ではあるが、製材の占める割合は生産量での比率に比べ高くなっている。

カメルーンの木材製品輸出先国は、カメルーン編の付属資料 - 1 に示すとおり従来のヨーロッパ諸国から近年はアジアに移行している。図 2.5 をみると 2017 年における輸出先国別の輸出額においては中国、ベトナムで全体の 47% を占め概ね半数であるが、EU 諸国にあってはベルギー、イタリア、フランス以下全体でも 36% である。日本は図 2.6 に示すとおり、製材 (HS コード 4407)、丸太 (HS コード 4403) などを主な木材製品として概ね 3 億円/年を輸入している。

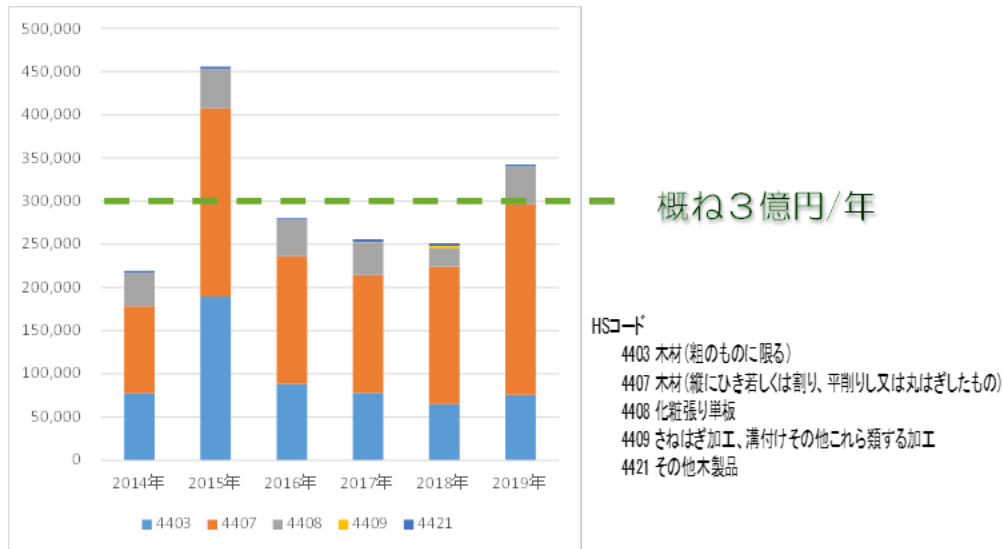
図 2.5 カメルーン木材製品輸出先国 (2017 年)



COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR (UN-WCMC²)から作成

² WCMC とは、UNEP (国連環境計画) の下部組織。

2.6 日本のカメルーンからの木材製品の輸入額



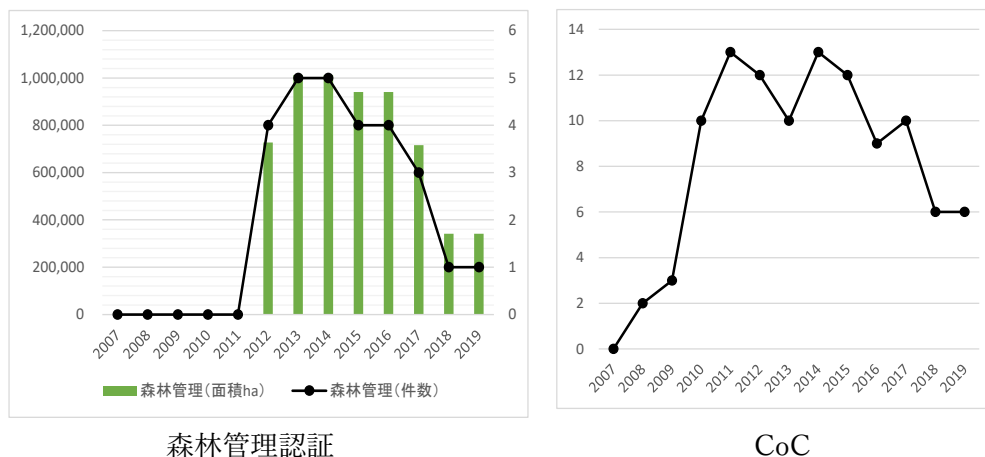
日本財務省貿易統計のデータから作成

2-2-3 森林認証システムの導入状況

カメルーンには、森林認証機関としてFSC、PEFC、OLBの3種がある。

FSCは、そのWEBサイトにあるFacts and Figuresによると森林管理認証が2012年から、CoC認証が2008年から登録件数が記載されている(図2.7参照)。森林管理認証は、2013年、2014年の5件、100万haを最高にその後は件数、面積ともに減少している。CoC認証は、2011年、2014年に13件の登録があったが、近年は6件に減少している。その状況にあって、FSCは新たなNFSS(National Forest Stewardship Standard)を2020年12月29日からカメルーンへの適用を開始した。このNFSSは第5版「原則と基準」であり、無傷の森林、小規模で低密度のコンセッション、村落共同体共有林を含む幅広い森林タイプに適用できるとされている。

図 2.7 FSC の認証状況



FSC Facts & Figures の各年 12 月のデータから作成

カメルーンの PEFC 認証は、2007 年 7 月に設立された PAFC³カメルーンが、同年 10 月に PEFC との相互承認を開始したことに始まる。しかし、PEFC の Web サイトをみても森林認証、CoC 共に認証の実績についての記載は無い (2021 年 1 月時点)。

OLB 認証は、世界的なフランスの認証機関である Bureau Veritas 社が運営しているものである。森林管理認証において FSC、PEFC が持続的管理に重きを置いていることに対して、OLB は合法性に重きを置いている(木材原産地と事業者の法令順守の保証の提供)ことに特徴があるとされている。また FSC、PEFC が森林管理認証と呼んでいることに対して OLB は EF 認証と呼んでいる。EF とは英語の Forestry Enterprise (林業事業者) の仏語の略語である。OLB 認証がカメルーンにおいていつ開始されたかは明らかにできなかったが、2020 年 8 月 4 日時点で EF 認証が 9 件、2,995,756ha、CoC 認証が 14 件である。

FSC と OLB の認証状の例をカメルーン編付属資料 - 2(1)、(2)に示す。

2-2-4 違法伐採に関する関連情報

WCMC の報告書 (COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR 2020 年 4 月) には、カメルーンの違法伐採に関して次の記載がある。

- ① 違法伐採の内容として、伐採禁止樹種の伐採、伐採許可以上の伐採、技術基準を満たさない伐採があること。
- ② 違法伐採が発生する原因としては、土地分類の重複、曖昧な境界による土地利用の不整合、低質なデータに基づく森林管理計画、伐採許可割り当ての不透明さがあること。
- ③ こういった状況の下で、MINFOF は、2012 年 4 月にはサルベージライセンス⁴及び伐採木搬出ライセンスの許可を取り消したことがあり、以来この二つの許可はほとんど

³ Pan African Forest Certification

⁴ 山火事、風害などによる被害木が無価値になる前に回収することを主な目的として行われる伐採。

付与されていないこと。

- ④ MINFOF は 2019 年 11 月には超過伐採量と技術基準を満たしていないとの理由で二つのコンセッションの操業停止処分がなされたこと。

同報告書はカメルーンのコセッションについて、森林認証プロセスを通じて森林管理に取り組んでいるコセッションは、認証を受けていないコセッションと比較して、より良い労働条件、生活環境、利益共有メカニズムを有していると評価している。また近年オランダの林業企業がカメルーン国内のコセッションをアジアの会社に売却したが、コセッションを購入した会社が必ずしも認証条件を維持していないとして FSC は認証を取り消したとしている。こういった状況が近年の FSC 認証件数の減少に関係があるともしている。

2.3 EU との VPA の進捗状況

VPA (Voluntary Partnership Agreement) は、二国間パートナーシップ協定と呼ばれている。この協定は、違法伐採に対処し、森林ガバナンスを改善し、合法的な木材製品の取引を促進することを目的としたものである。EU とインドネシアは既に VPA をお互いに批准し、インドネシアは木材の合法性を証明する FLEGT ライセンスを付けた木材を EU 諸国に輸出している。同様な FLEGT ライセンスを発行すべくカメルーンも EU と交渉を続けてきている。カメルーンは 2007 年に交渉を開始して以来、大まかな経緯は次のとおりであるが、2020 年末現在まだ FLEGT ライセンスの発行に至っていない。

- 2007 年 VPA 交渉開始
- 2010 年 VPA 合意
- 2011 年 VPA 批准
- 2012 年 合同実施評議会と合同モニタリング委員会の開催
- 同年 カメルーン国家モニタリング委員会の設置
- 2013 年 FLEGT ライセンス発行手続きに係る法令発行
- 2014 年 関連する 4 つのワーキンググループの設立
- 2015 年 カメルーン初の認証機関を認可
- 2017 年 カメルーン初の合法性証明書の発行
- 2020 年末現在 FLEGT ライセンス未発行

2-4 森林の伐採段階における法令

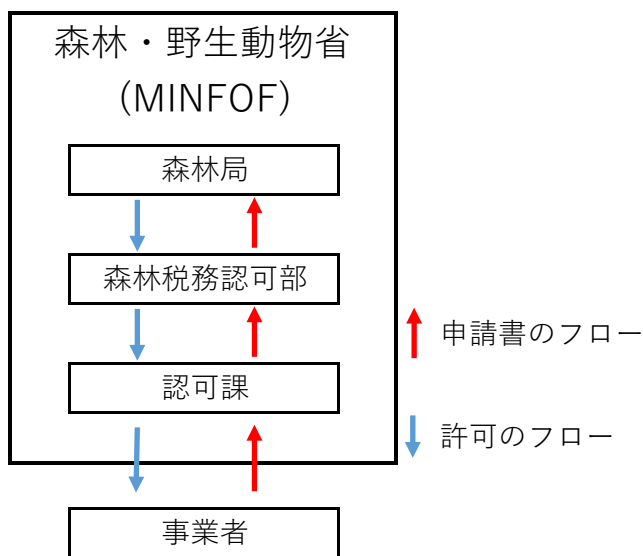
2-4-1 森林伐採に関する行政の体制

カメルーンは森林・林業行政は、MINFOF が所管している。首都ヤウンデに本省があり、州、県に地方事務所が置かれており、州の事務所は DRFOF (Délégation Régional des Forêts

et de la Faune) と呼ばれ、県の事務所は DDFOF (Délégation Départemental des Forêts et de la Faune) と呼ばれている。

森林・野生動物省 (MINFOF) の森林局およびその下部部署が伐採許可を担っており、下図は本省内の関連部署間の手続きの流れを示している。伐採許可の種類は、「2-4-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要」で述べる。

図 2.8 伐採許可手続きフロー



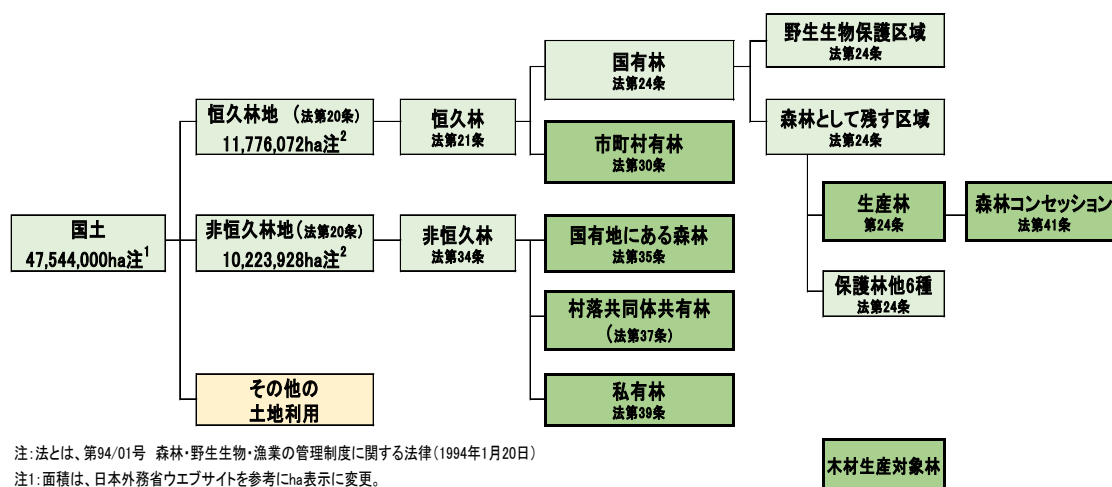
現地再委託調査報告書から作成

2-4-2 法令の概要と運用状況

カメルーンにおける森林・林業の行政に関する重要な法令としては、「森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律 (第 94 号/01、1994 年 1 月 20 日付け) (以下、法律という。)」と「森林管理システムの実施手続き 首相令第 95 号/531、1995 年 8 月 23 日付け (以下、首相令という。)」がある。

法律第 94 号/01 では森林を管理の種類毎に区分している。その条項を基に整理すると次図のとおりとなる。この図の太線枠で囲った枠に該当する区分が木材生産の対象森林である。

図 2.9 森林管理面での森林区分



注:法とは、第94/01号 森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律(1994年1月20日)

注1:面積は、日本外務省ウェブサイトを参考にha表示に変更。

注2:面積は、Secteur Forestier et Faunique du Cameroun Faits et Chiffres (森林野生生物省 2017)から。

法律第 94 号/01 を参考に作成

森林地は恒久林地と非恒久林地に分けられている。恒久林地とは、永続的に森林または野生生物の生息域、生育域として利用される土地であり、非恒久林地とは森林以外の土地利用に転換可能な森林域であるとされている（法律第 94 号/01 第 20 条）。恒久林地にある森林は、恒久林であり国有林と市町村有林とに分けられる（法律第 94 号/01 第 21 条）。

なお、恒久林地と非恒久林地の面積を足すと 22 百万 ha となり、国土面積の約 46%となる。前出の図 2.2 では森林とその他の森林で国土の 2/3 を占めているとなっておりが出典の違いによる数値の違いが大きい。

国有林は、次のように二つのカテゴリーに分けて利用目的が設定されている（法律第 24 条）。

1. 野生生物保護区域・・・国立公園、野生生物保護区域、狩猟区域、国家に属する狩猟用動物の生産地、国家に属する動物園、野生動物サンクチュアリ、バッファゾーン
2. 森林として残す区域・・・生態学的保護区、生産林、保護林、レクリエーションの森、教育・研究林、植物サンクチュアリ、植物園、植林地

市町村有林は、「市町村に関する分類法規の対象となる森林、あるいは当該市町村によって植林された全ての森林とみなすとされ、当該市町村の普通財産である（同法 30 条）」とされている。

国有地にある森林は、「本法の第 24 条、第 30 条および第 39 条に規定されているカテゴリーに該当しない森林であるとされており、果樹園、農園（プランテーション）、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは国有地にある森林には含まれない。しかし、森林被覆の回復後に所有権の対象となっていない旧休耕地、農地、牧草地は新たに国有地にある森林であるとみなされることがある（法律第 35 条）」となっている。

村落共同体共有林については法律第 37 条において、「森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。」となっている。また、「村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。」ともされている。

私有林は、法律第 39 条において「自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収穫のために森林を所管する行政機関の支援を得て簡易管理計画を作成するものとする。」となっている。

カメルーン全国の林地配置図が、World Resources Institute の協力により MINFOF から発行されている。2019 年版をカメルーン編の付属資料 - 3 に掲載する。

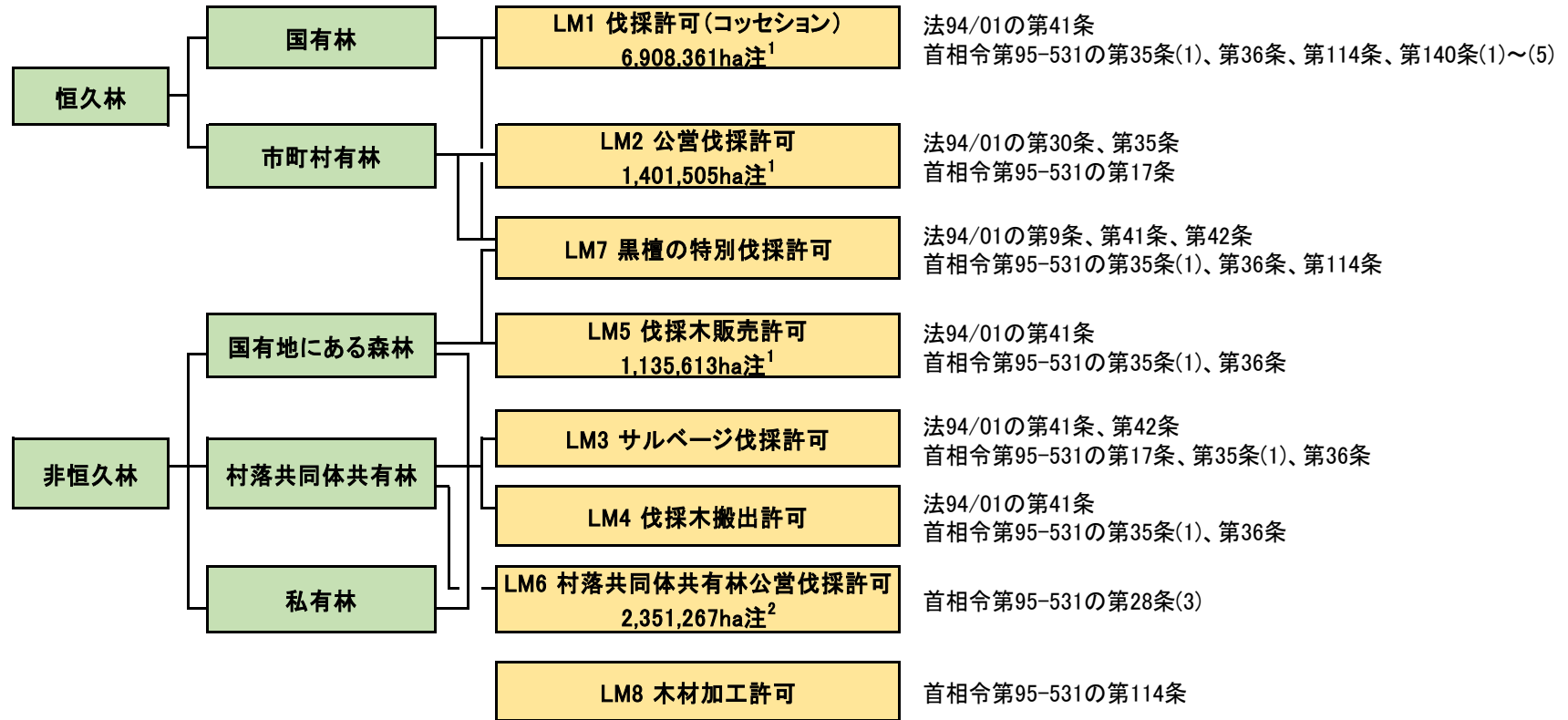
2-4-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度

森林伐採については、法律第 94 号/01 の第 41 条～62 条において規定されている。その中で、「森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にのみ与えられる。(第 41 条第 2 項)」とされている。国有生産林の伐採については、「伐採木材の売却または伐採協定の形でなされる。(第 44 条第 1 項)」となっており、森林伐採協定に基づき実施されている。森林伐採協定は、「加工業者に木材を長期的に供給するため、森林コンセッションから一定量の材積を入手する権利を受益者に付与する。森林伐採協定には、仕様が添付され、国家および受益者の権利と義務が明記される。割り当てられた材積量は、いかなる場合においても、当該整備ユニットの年間伐採許容量を超えてはならない。(第 46 条第 1 項)」、また「森林伐採協定は、15 年間の更新可能な期間で締結される。伐採協定は、3 年ごとに評価を受ける。(同条第 2 項)」とされている。コンセッションの規模については、「一つのコンセッションに割り当てられる総面積は、不断かつ持続的な収量と既存あるいは設立予定の加工業者の能力に基づいて算定されたコンセッションのポテンシャルに応じるものとするが、いかなる場合においても、20 万ヘクタールを超えてはならないものとする。(第 49 条第 1 項)」となっている。

カメルーンには、森林伐採、森林利用に関して上記のコンセッションの他にも幾つかの制度がある。これらについては、VPA の「Annex II 合法性マトリックス」を基に整理した。この合法性マトリックスによると、7 種の伐採許可と 1 種の木材加工許可がある。これらの許可の種類を上記の図 2.9 と関連付けて図 2.10 にまとめた。なお、図 2.10 ではそれぞれの許可の主な法的根拠となっている法律名と首相令の条項番号を記載した。また詳細については、カメルーン編の付属資料 - 4 に記載した。

図 2-10 伐採許可および木材加工許可の種類と根拠となる法令とその条項



注¹:面積はAtlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)から(巻末資料-5(1)~(4)参照。)

注²:面積はDOMANI FORESTIER DU CAMEROUN 2019 (MINFOF)から

森林の種類と法令、条項は VPA-Annex II 合法性マトリックスを参考に作成

2) 保護地域及び樹種

前出の 2-4-2 の項で述べたとおり、カメルーンには数種類の保護地域がある。DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF 2019 年 12 月)版によると、保護地区の設定状況は次のとおりである。

表 2.2 保護地区などの種類、箇所数、面積

種類	箇所数	面積 (ha)
既設国立公園	20	3,234,763
準備中の国立公園	6	614,546
既設野生生物保護地区	4	693,672
既設サンクチュアリ	4	102,742
建設中のサンクチュアリ	2	46,675
計	36	4,632,398

DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF 2019 年 12 月)版から作成

カメルーンは次表に示す 31 樹種の丸太輸出を禁止している(省令第 0021/2018 年 2 月 19 日の第 1 条)。一方、次表の右列に示す 23 樹種は VPA では輸出禁止としている(VPA Annex I-B)。それぞれの資料では、一般名での記載であることから、参考のために学名を併記したが学名を特定できない樹種が幾つかあった。省令第 0021/2018 の第 1 条には、輸出振興の樹種をカテゴリー 1 と 2 に分けた一覧を公表している。該当する樹種をカメルーン編の付属資料 - 6 に示した。

表 2.3 カメルーンから輸出が禁止されている樹種一覧

番号	学名	カメルーンでの一般名		番号
		省令第0021/2018記載の丸太輸出禁止樹種	VPA Annex I-B記載の輸出禁止樹種	
1	<i>Khaya grandifoliola</i>	ACAJOU A GRANDES FOLIOLES	ACAJOU	1
2	<i>Khaya anthotheca</i>	ACAJOU BLANC		
3	<i>Khaya ivorensis</i>	ACAJOU DE BASSAM/NGOLLON		
4	<i>Aningeria altissima</i>	ANNINGRE A	ANNINGRE	2
5	<i>Aningeria robusta</i>	ANNINGRE R		
6	<i>Pericopsis elata (=Afrormosia elata)</i>	ASSAMELA/AFROMOSIA	AFROMOSIA	3
7	<i>Mansonia altissima</i>	BETE/MANSONIA	BETE/MANSONIA	4
8	<i>Guarea cedrata, Guarea laurentii</i> (ITTO のWeb サイトでは両学名が当てられている)	BOSSE CLAIR	BOSSE	5
9	<i>Guarea thompsonii</i>	BOSSE FONCE		
10	<i>Guibourtia tessmannii</i>	BUBINGA ROSE	BUBINGA	6
	<i>G. pellegriniana</i>			
11	<i>G. demeusei</i> (どの学名が該当するか特定できない)	BIBINGA ROUGE		
12	<i>Lovoa trichilioides</i>	DIBETOU/BIBOLO	DIBETOU	7
13	<i>Afzelia pachyloba</i>	DOUSSIE BLANC/PACHYLOBA	WHITE DOUSSIE/APA	8
14	<i>Afzelia bipindensis</i>	DOUSSIE ROUGE/BIPENDENSIS	RED DOUSSIE	9
15	<i>Ceiba pentandra</i>	FROMAGER/CEIBA	FROMAGER	10
16	<i>Pycnanthus angolensis</i>	ILOMBA	ILOMBA	11
17	<i>Chlorophora excelsa</i>	IROKO	IROKO	12
18	<i>Gambeya beguei</i>	LONGHI/ABAM	LONGHI/ABAM	13
19	<i>Tieghemella africana</i>	MAKORE/DOUKA	DOUKA	14
20	<i>Baillonella toxisperma</i>	MOABI	MAOBI	15
21	<i>Distemonanthus benthamianus</i>	MOVINGUI	MOVINGUI	16
22	<i>Antranella congolensis</i>	MUKULUNGU	-	-
23	<i>Guibourtia ehie</i>	OVENKOL/BUBINGAE	OVANGKOL	17
24	<i>Pterocarpus</i> (学名を特定できない)	PADOUK BLANC	PADOUK	18
25	<i>Pterocarpus soyauxii</i>	PADOUK ROUGE		
26	<i>Swartzia fistuloides</i>	PAO ROSA	PAO ROSA	19
27	<i>Entandrophragma cylindricum</i>	SAPELLI	SAPELLI	20
28	<i>Entandrophragma utile</i>	SIPO	SIPO	21
29	<i>Tectona grandis</i>	TECK	-	-
30	<i>Millettia laurentii</i>	WENGUE	WENGUE	22
31	<i>Microbertinia brazzavillensis</i>	ZINGANA/AMUK	ZINGANA	23

注1:学名は、「熱帯の有用樹種(農林省熱帯農業研究センター 昭和53年2月10日)」と「熱帯植物要覧(社団法人大日本山学会 昭和62年2月10日)およびITTO のWebサイトを参考にした。

一般名の左列は ARRETE No. 0021/MINFOF DU 19 FEVRIER 2018 MODIFIANT LA CLASSIFICATION DES ESSENCES FORESTIERES の第 1 条から、右列は VPA ANNEX I-B から作成

3) 伐採に係る先住民や地域住民の権利(慣習権、自由で事前の十分な情報に基づく合意(FPIC))

カメルーンは、気候変動対策として森林減少・森林劣化に由来する温室効果ガス排出の削減活動を REDD+メカニズムに沿って実施することを 2008 年コミットしている。このコミットに続いて、REDD+メカニズムを先住民について強く意識した住民参加型のプロセスとする予定であり、住民の FPIC の権利を尊重するという観点からの近年の動向であると言える。

(1) 地元住民の利用権と慣習権

法律第 94 号/01 の第 8 条第 1 項では、「利用権または慣習権とは、周辺住民に認められた個人の利用を目的とした保護種を除くすべての林産物・野生生物・水産物を利用する権利を

指す。」となっており、地元住民の父祖の土地にある天然資源の管理に参画することを保証している。

(2) 地元住民の森林負担金の導入への参画

森林負担金の割合は、村落共同体の発展のために村落共同体に委ねられている（法律第 94 号/01 第 67 条第 2 項、第 68 条第 2 項および第 3 項）。森林負担金は、政府が定めた森林コミュニティが受けた損害の代償措置として、特定の方法によって徴収することができる。

(3) 地元住民が地域の管理に参画する。

国有林の区分において通常の利用権を有する先住民の社会環境に考慮し、利用権を制限する場合には政令によって定められた手続きに従って補償を受けるものとしてされている（法律第 94 号/01 第 26 条第 1 項）。そのために、マスメディア、県、市町村および関係する州の森林を担当する行政機関は、ポスターその他の手段を通じて住民に情報を提供していると言われている。同様に地元住民がその構成メンバーである森林農民委員会（CPF）は、森林行政当局との橋渡し役を務めるとされている。

4) 伐採に係る税金と手数料

森林伐採に係る税金等については、次のとおりである。

(1) 年間森林負担金（RFA）

資源へのアクセス権に対応し、伐採許可面積に基づいて最低入札価格と提案価格から構成されている。

- 伐採木材販売 = 面積 ha x (2,500 FCFA⁵ / ha + 提案価格)
- 森林コンセッション = 面積 ha x (1,000 FCFA / ha + 提案価格)

(2) 伐採税（TA）

伐採税は伐採量に基づき算定されるもので、あらゆる種類の伐採許可に準拠して伐採された丸太の FOB 価格を基に計算される（財務法第 242 条 2016 年）。

- 伐採税 = FOB 価格の 4% x 伐採量 m³

(3) 加工工場入荷税（TEU）

加工工場入荷税は加工工場に入る丸太に対して徴収される税である。加工工場入荷時に樹皮の下で測られた各丸太の実際の材積に応じて算出される。

- 加工工場入荷税 = FOB 価格の 2.25%

(4) 譲渡税

譲渡税は 1ha あたり 100FCFA と定められている。

(5) 再生税

非木質林産物および特殊林産物に対する再生税は以下のように定められている。

⁵ 現地通貨（セーファフラン）。1 ユーロ = 655.957FCFA の固定為替。

- 黒檀 100 FCFA/Kg
- ピジウム(Pygeum⁶)の樹皮 25 FCFA/Kg
- その他の製品 10 F CFA/kg

(6) 林産物の販売価格は次のとおり。

a) 伐採許可に応じて、価格は樹種ごとの FOB 価格に対して設定される。

b) 柱材の価格は次のとおり。

- 10 cm³以下は 柱材一本ごとに 10 FCFA
- 10 cm³ ~ 20 cm³ は柱材一本ごとに 30 FCFA
- 20 cm³ 以上は柱材一本ごとに 50 FCFA

c) 建設材（杭・ポスト用）の価格は次のとおり。

- 30 cm³以下は一本ごとに 2,000 FCFA
- 30 cm³ ~ 40 cm³ は一本ごとに 3,000 FCFA
- 40 cm³ ~ 50 cm³は一本ごとに 4,000 FCFA
- 50 cm³ 以上は一本ごとに 5,000 FCFA

d) 二次林産品および特殊樹種の価格は 1 kgあたり 10FCFA とする。

e) 未回収の丸太の価格は各樹種の FOB 価格に基づいて定められる。

(7) 輸出サーチャージ

丸太の形で輸出される木材には、樹種に応じた輸出サーチャージが課せられる。サーチャージ料金は定期的に MINFOF によって見直される。

- アユース⁷ 5,000 FCFA/m³
- アユース以外の第 1 カテゴリー促進樹種 4,000 FCFA/m³
- 第 2 カテゴリー促進樹種 1,000 FCFA/m³

第 1 カテゴリー促進樹種、第 2 カテゴリー促進樹種とは、省令第 0021/2018 年 2 月 19 の第 1 条に設定されている輸出可能な樹種区分である。それぞれをカメルーン編の付属資料 - 6 に示す。

2-4-4 伐採の合法性確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

カメルーンにおける木材合法性証明書は、「省令第 0004 号/2013 年 2 月 7 日」に基づいて発行される。主な条文を挙げると次のとおりである。

当省令は、「FLEGT のライセンス制度における合法性証明書を制定し、その交付手続きを定めるものであるとされており、合法性証明書は、伐採権・伐採許可あるいは木材加工場において、森林事業者が行う活動が合法的に実施されていることを証明するものである（第 1 条第 1 項、第 2 項）」としている。

⁶ *Prunus africana*

⁷ *Triplochiton scleroxylon*

合法性証明書は、「森林事業者が提出する書類に基づいて、森林を所管する大臣によって交付される（第4条）。木材加工場・森林コンセッションおよび市町村有林のケースでは12ヵ月、非恒久林地に付与された伐採権または伐採許可のケースでは6ヵ月間有効である（第5条）」とされている。

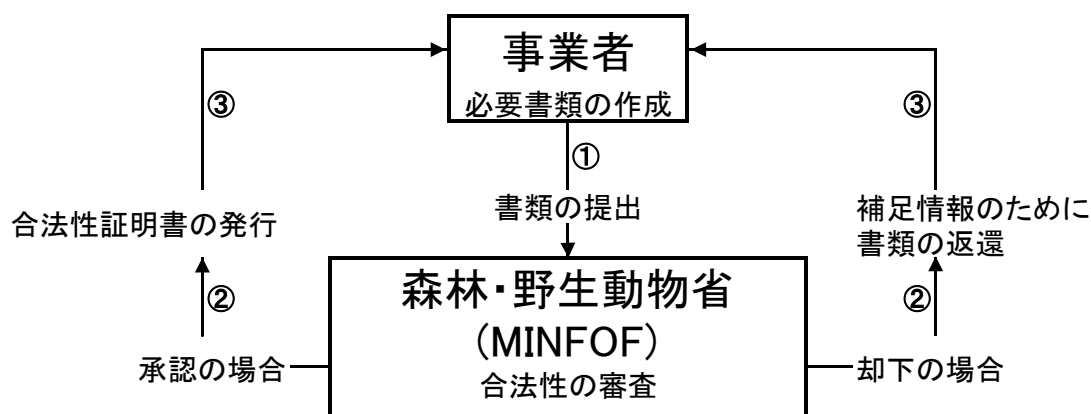
合法性証明書の公布手続きに関しては、「合法性証明書の申請書類は、デジタル化され森林情報管理デジタルシステム(SIGIF)に登録される。合法性証明書は、SIGIFのデジタルアプリケーションを通じて交付される（第7条）」となっている。合法性証明書の発行に関しては、「(1)合法性証明書は、森林を所管する大臣が申請書類を受領した後、以下（該当する文章はここでは省略する）の場合において30日以内に交付される（第8条）」とされている。

同省令の「第5章 民間の合法性証明書」の第15条第1項には「公認された民間の認証を所持する森林事業者は、第10条で規定されている合法性証明書申請書類の要件の代わりに、申請時に有効な公認の認証機関が発行する証明書の真正コピーを提出することで、合法性証明書を得ることができる。」とされており、FSCなどの民間の認証の有効性が謳われている。

2020年12月現在、SIGIFシステムは稼働していない。その理由としては、インターネット環境、電力供給、人材、予算の不足などがあげられている。

なお、上記の省令第0004号第16条は、「SIGIFが準備されるまでの間、森林を所管する大臣は、合法性証明書の交付を確保するために適切な措置を講じるものとする。」としている。図2.11は合法性証明書の発行手続きの大まかなフローを示したものである。

図 2.11 合法性証明書の発行フロー



現地再委託報告書から作成

原典：Guide d'informations des operateurs du secteur forestier sur les critères et les modalités d'obtention du certificat de légalité dans le cadre du régime d'autorisation flegt, GIZ, 2014

当省令に基づく木材加工工場を対象として2017年に最初の合法性証明書が発行され、以来34件の木材加工工場への合法性証明書が発行されている。合法性証明書の例をカメラ

ン編の付属資料 - 7(1)、(2)に示す。

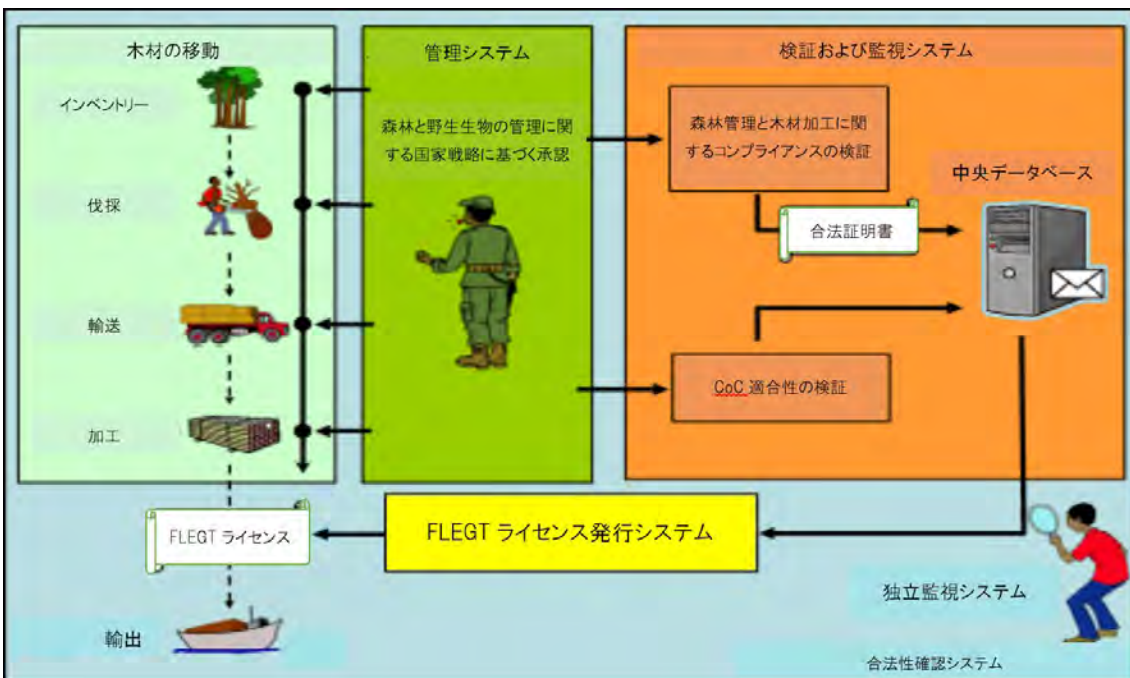
2-5 木材の流通段階における法令等

2-5-1 木材の流通に関する行政の体制

森林・林業の管理を所管している MINFOF の下には、州事務所 (DRFOF) と県事務所 (DDFOF) の他に木材が輸出される港にも出先事務所が置いてあり、輸出木材製品の検査に当たっている。

前項の 2-4-4 に述べた SIGIF (森林情報管理デジタルシステム) は、立木調査、伐採、搬出、加工、輸出までの木材の一般的な流れの過程の中で森林官による管理およびデジタルシステムの活用方法が下の模式図に示されている。現段階では SIGIF の運用は未だではあるが、カメルーン政府が考えている木材製品の流通管理の概要が分る。

図 2.12 木材の流通と管理の概要



出典：Présentation du prototype Système de Traçabilité de Bois au Cameroun 2011 からの図に本事業による邦語訳をつけた。

2-5-2 木材の流通段階における法令等の概要と運用状況

木材の流通に関する法令としては、首相令第 95/531 号 (1995 年 8 月 23 日付け) の第 127 条に伐採木の搬出、運搬等について次のとおりとなっている。

(1) 森林を離れる前に全ての丸太には規定に基づく印が付けられなければならない。森

林を出る前にすべての丸太に印を付ける手順は、森林大臣によって定められるものとする。工業用丸太、特に規定条件で規制マークが付けられていない丸太を輸送することは禁止される。

(2) 林産物の運送業者は、森林管理局の職員によって最初に作成された規制スタイルの控え付き台帳に特に輸送される製品の量と仕様、およびそれらの原産地を記載した委託書を持っている必要がある。森林管理局の職員は、提示された文書が輸送中の製品と一致していることを確認するためのチェックを何時でも実行できる。

(3) 道路、鉄道による丸太の輸送は、運輸および森林の両大臣の共同命令によって管理される。

写真 2.1 丸太への表示例



出典：Rapport Annuel Conjoint 2017、Cameroun –Union Europeenne

2-6 木材加工段階における法令等

木材加工に関しては、首相令第 95/531 の第 VI 編「第 II 章 林産業」に次のとおりとなっている。

第 114 条 (1) 林産物の第一次加工のための工場の操業を望む自然人あるいは法人は誰でもあっても工場の設置に先立ち、鉱山、森林および工業に関する行政官庁に有効な申告書を提出しなければならない。その申告の過失については行政的な罰金による処罰を受ける。その料金の額の計算と徴収の方法についてはそれぞれの機関において示される。

(2) 有害な廃棄物を排出するような林産物加工の工場の操業の管理の条件は、有毒廃棄物または危険、不健康、騒音または有害な取引を行うための建物に適切に適用される法律または規制に定められているとおりである。

(3) フランス工業体制下で承認された林業事業の義務は、法律第 74 条⁸に従い、産業大臣

⁸ 法律第 94/01 第 74 条-「投資法または産業自由地帯に関する法律の枠組みの中で、森林と産業を担当する大臣の共

と森林大臣の共同命令によって定められる。

第 115 条 (1) 森林施業許可を得ていない林産物加工工場の所有者は、地域の市場から丸太の供給を得なければならない。

(2) この方法で購入された林産物は、有効な営業許可の下で他と混ざらない状態で産出し、この法令に定められた規則に準拠する必要がある。

(3) 林産物の第一次加工工場の所有者は、入庫する産物の仕様、原産地に関する記録と出庫する加工物に関する量、質および出荷先に関する記録を残さなければならない。

(4) この項目に適用される規則は林業大臣により定められる。

2-7 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

木材、木材製品の輸出に当たっての港湾での手続きの概要を入手することができた。それによると丸太、一次加工木材製品の手続きは同じようである。木材製品の港湾到着後の手続きの流れは次のとおりである。なお、この手続きはコンテナ輸送の場合が示されている。これらの手続きの過程で発行される一部の書類の例はカメルーン編の付属資料-8～11 に添付した。

1. 港湾受入時の確認

1.1 DDFOF (県 MINFOF 事務所) による材と運送状の照合

2. 植物防疫証明書の発行

2.1 民間木材防疫処理場での防疫処理

2.2 農業村落開発省港湾事務所へ植物防疫証明申請書の提出

添付書類：

①木材処理証明書

②販売契約書

③パッキングリスト

④製材仕様書 (付属資料 - 8)

2.3 農業村落開発省港湾事務所による植物防疫証明書 (付属資料 - 9) の発行

3. コンテナ梱包証明書の発行

3.1 事業者は DDFOF (県 MINFOF 事務所) および税関にコンテナ梱包証明書の発行申請書を提出 添付書類：製材仕様書

3.2 DDFOF によるコンテナ梱包報告書と製材仕様書 (付属資料 - 10) の発行

3.3 税関によるコンテナ梱包証明書 (付属資料 - 11) の発行

4. DEFOR (州 MINFOF 事務所の署名付きの文章) の取得

4.1 事業者は DDFOF へ DEFOR 申請書と製材仕様書への署名依頼

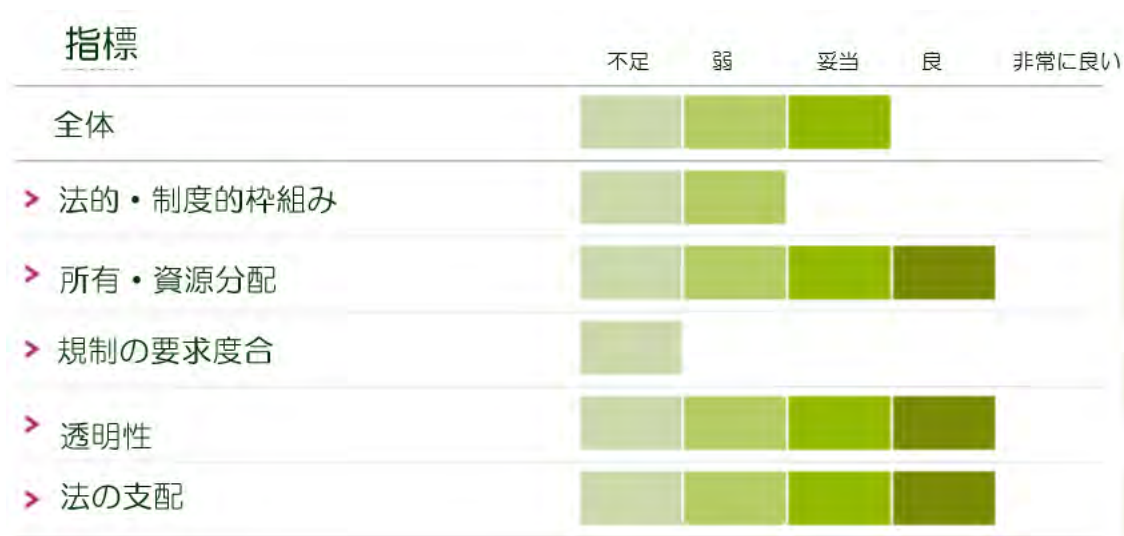
同命令により、販売されていない種や他の林産物を促進する目的で、特定の措置を講じることができる。」となっている。

- 4.2 これらの書類への署名の後、同書類は DRFOF(州 MINFOF 事務所)へ送付
- 4.3 DRFOF(州 MINFOF 事務所)による署名
- 5. SGS による輸出申告書の発行
- 6. 輸出申告書の手形決済
- 7. 港湾使用料の支払いと船積み
(港湾使用料の支払いにより原産地証明の発行が可となる)
- 8. 輸出

2.8 カメルーンのガバナンス情報

カメルーンの森林政策に関して、イギリスの CHATHAM HOUSE⁹は、「カメルーン政府は、違法伐採と戦うために国および地方レベルで管理ユニットを設置したものの、依然として汚職があることと説明責任メカニズムが弱い。しかしながら、市民社会による森林モニタリングの改善が、政府のより強力な対応と管理活動の増加に繋がってきた。」と報告している。次の図は同報告書に掲載されているものである。

図 2-13 カメルーンの森林・林業ガバナンス評価



CHATHAM HOUSE の WEB サイト (Forest Governance & Legality) から作成 (本事業による仮邦語訳)。

⁹ イギリスのシンクタンクで王立国際問題研究所と呼ばれている。

カメルーン編付属資料

付属資料 - 1 カメルーンの木材製品の主な輸出先の変遷

付属資料 - 2(1) FSC の認証状

付属資料 - 2(2) OLB の認証状

付属資料 - 3 カメルーンの森林配置

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

付属資料 - 5(1) コンセッション一覧

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覧

付属資料 - 5(3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

付属資料 - 5(4) 木材加工許可一覧

付属資料 - 6 促進カテゴリー別樹種名

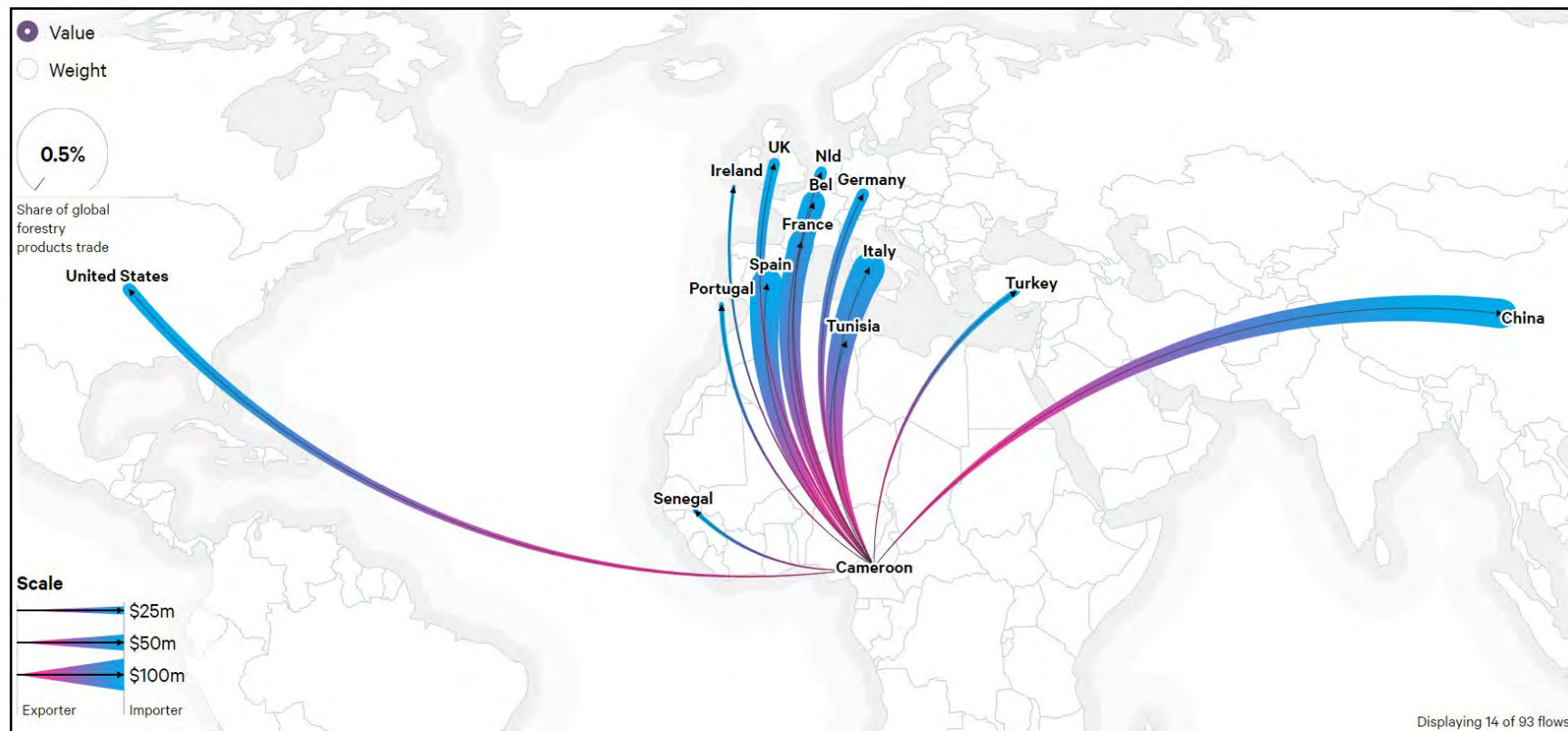
付属資料 - 7 木材合法性証明書の例（加工工場）

付属資料 - 8 製材仕様書（事業者による作成）

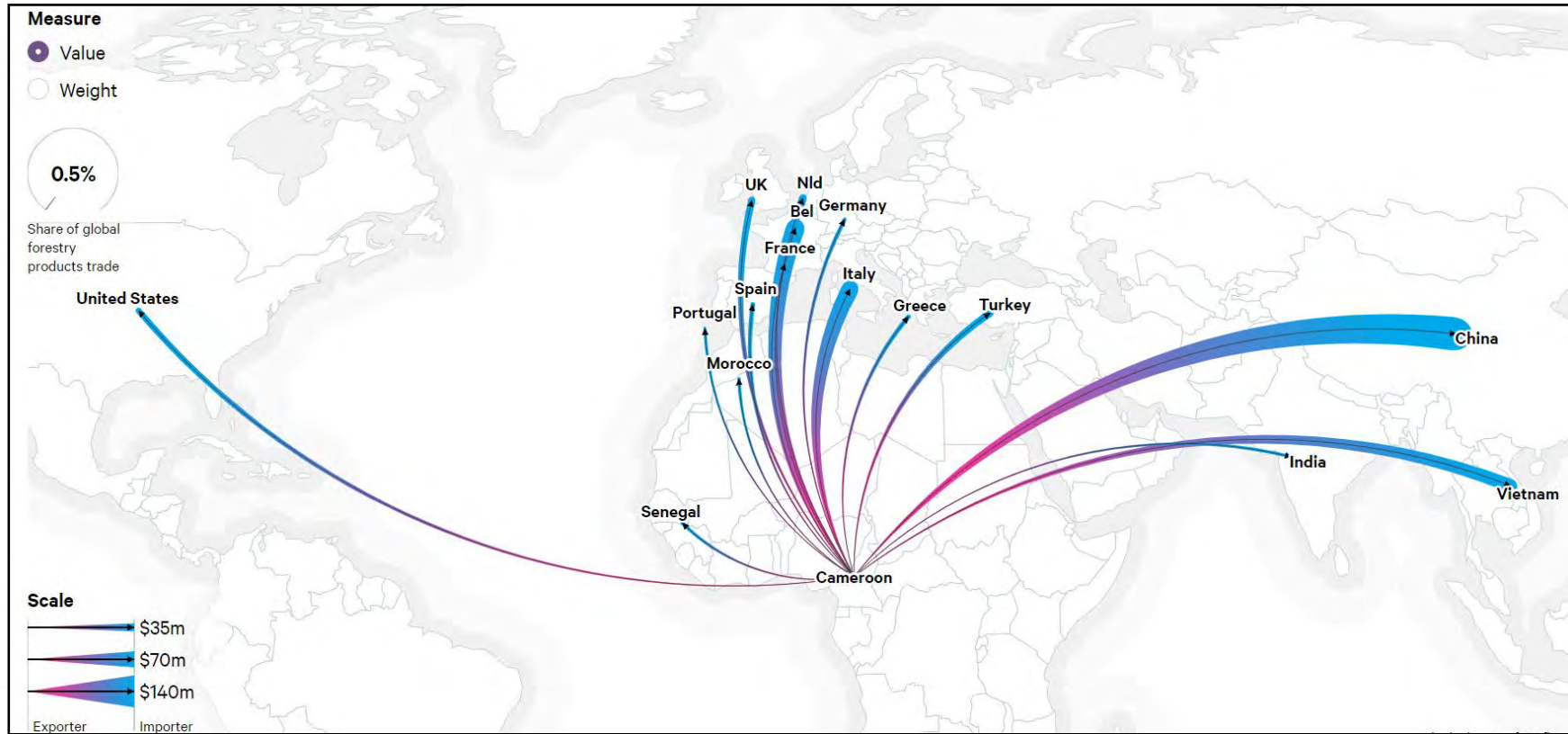
付属資料 - 9 植物防疫証明書

付属資料 - 10 木材仕様書（MINFOF による作成）

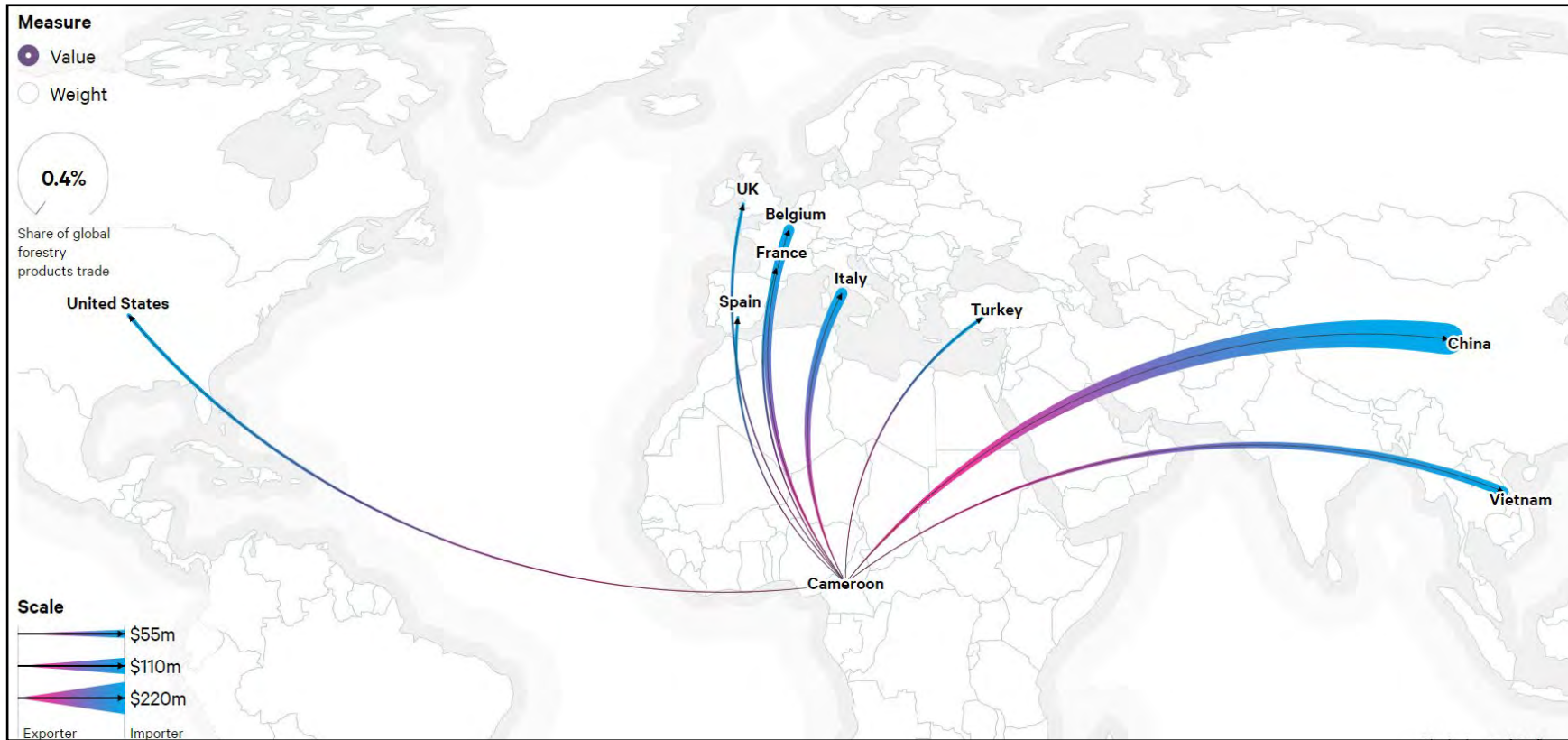
付属資料 - 11 コンテナ梱包証明書



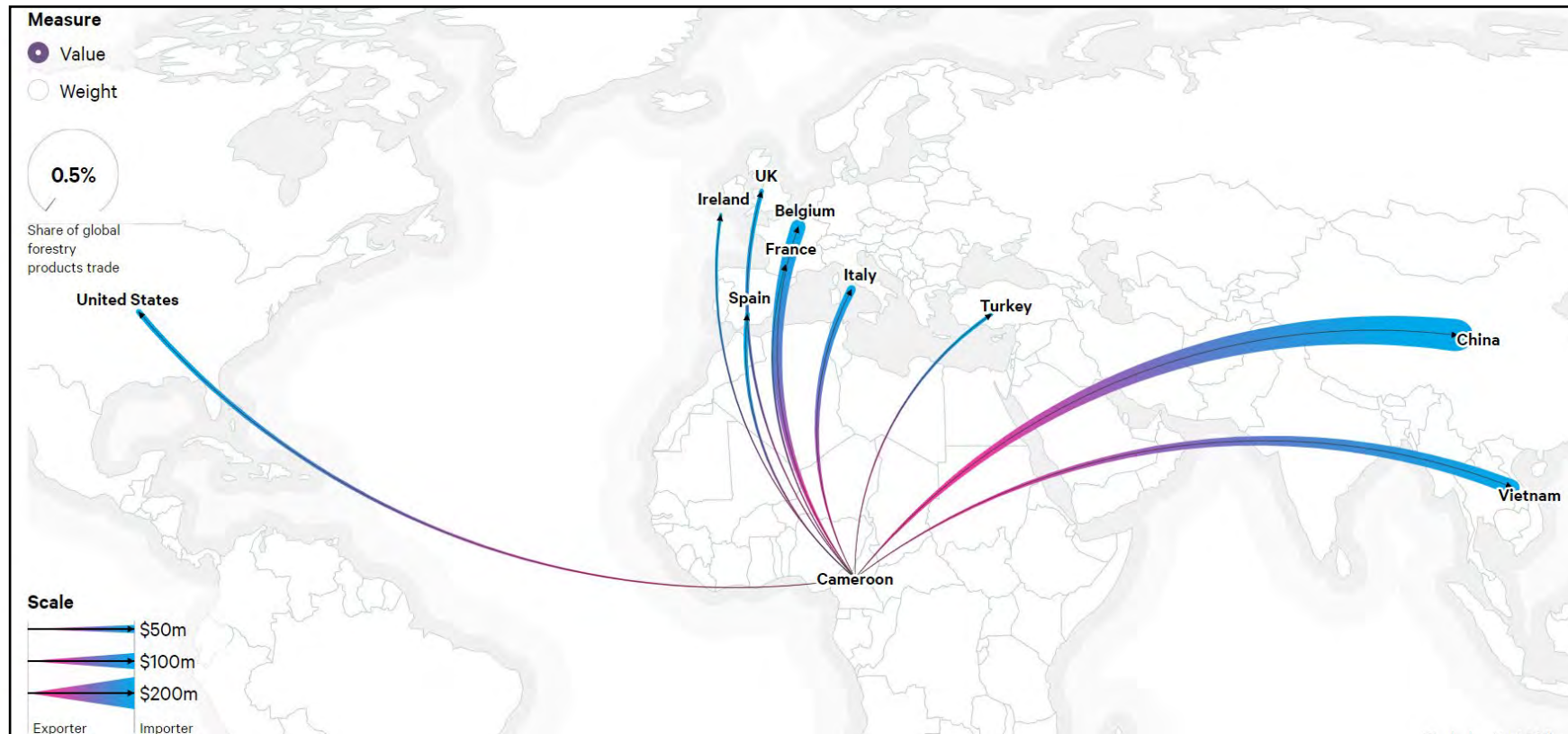
出典：Chatham House, 'resource trade .earth'



出典：Chatham House, 'resource trade .earth'



出典：Chatham House, 'resource trade .earth'



出典：Chatham House, 'resource trade .earth'

付属資料 - 2(1) FSC の認証状

森林認証



出典：WEB サイトから入手

CoC



出典：同左

付属資料 - 2(2) OLB の認証状

森林認証

CoC

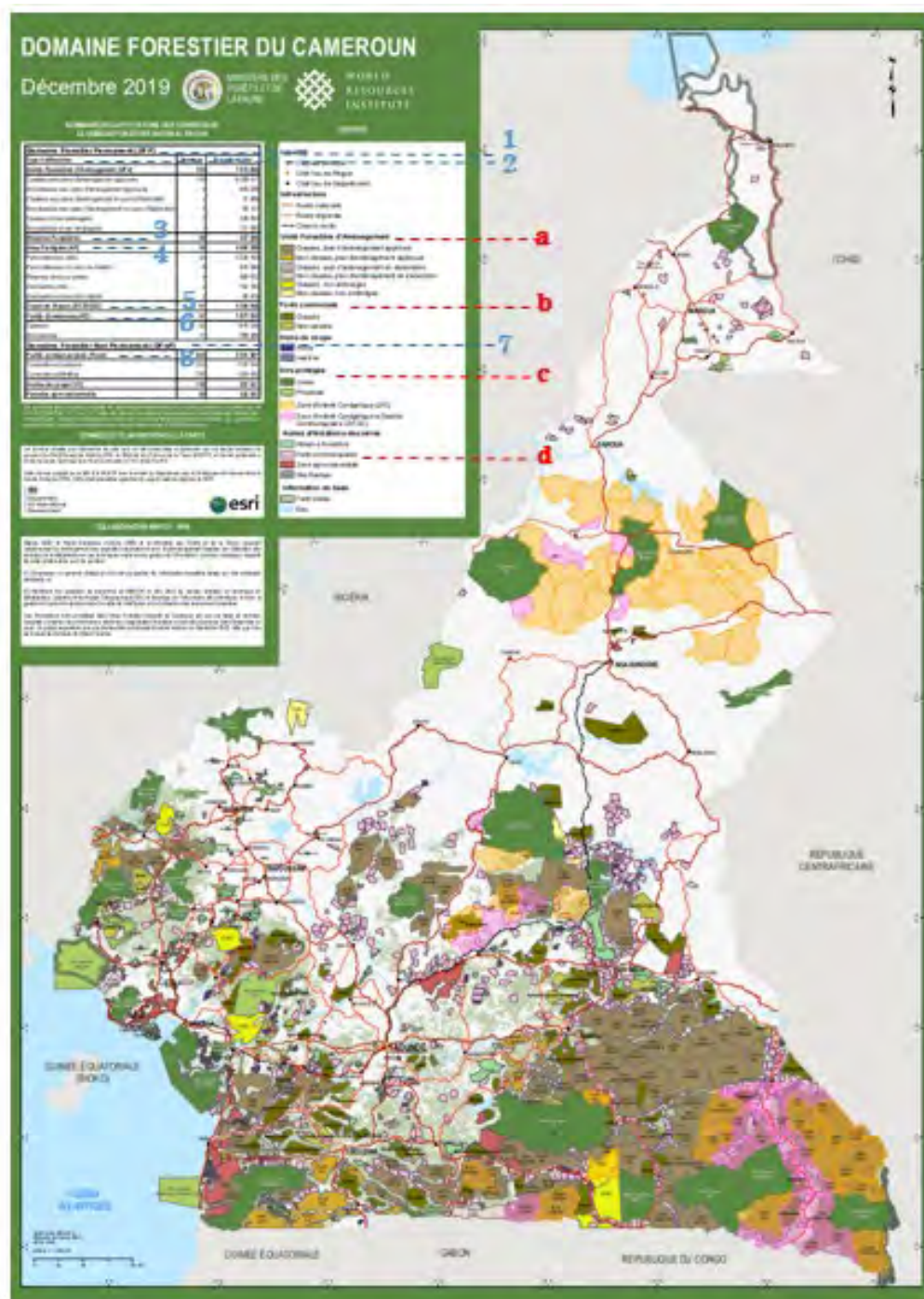


出典：WEB サイトから入手



出典：同左

付属資料 - 3 カメルーンの森林配置



出典：MINFOFのWEBサイト

注1：判例が細かいため主な項目については参考に日本語を付けた。

注2：DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN 2019で上図のオリジナルが検索できる。

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

VPA の Annex II の II には、木材合法性に関して各種の許可の種類とその関連の法令・条項が整理されている。これを基に特に重要と考えられる法律第 94/01 号と首相令第 95/531 について関連する条文を整理した。なお、条文の記載にあたって、条文中に出てくる関係法令・条文についても＜参考＞として記載した。

LM1:伐採許可（コンセッション）

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条

第 41 条：(1) 林業を行おうとするあらゆる自然人および法人は、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、承認を受けるものとする。

(2) 森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にもみ与えられる。

首相令第 95/531（1995 年 8 月 23 日付け）第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条、第 140 条

第 35 条 - (1) 個人、法人であれ収益および商業の目的のための林業活動を行なおうとする者は次の分野の内の一つ許可を受けなければならない。

- 森林インベントリー
- 森林の利用
- 造林

(2) 上記(1)に関する林野での操業の承認を得たい自然人あるいは法人はカメルーンに居住し、かつ当該林野における技術的知識の裏付けを提供しなければならない。

(3) この条項は次の事項には適用しない。

- (a) 法第 64 条に該当する公的機関
- (b) 伐採許可を持っている個人
- (c) 私有林の所有者
- (d) 利用権を行使している村落共同体

<参考：法第 64 条>

第 64 条：(1) 森林管理は、公的機関を通じて森林管理を実施する担当省の責任である。開発活動を民間またはコミュニティに外注することができる。

(2) 管理活動の資金は、委員会が管理する特別森林開発基金によって提供される。委員会と特別開発基金の構成と運営手順は法令によって定められる。

(3) 森林管理計画は、上記第 50 条に規定された仮協定の履行中に作成された仕様の必須部分である。

(4) 仕様には、開発業務の経費を含む。

(5) 対応する金額は、特別森林開発基金に直接留保される。これらの合計は、割り当てを受け取ることはできない。

<参考 法第 50 条>

第 50 条：(1) 森林コンセッションの受益者は、最終伐採協定締結に先立ち、森林を所管する行政機関と仮伐採協定を締結するものとする。

(2) 仮協定の期間は最長 3 年間であり、その間に森林コンセッション所有者は、特定の作業、特に木材加工ユニットを設置、しなければならない。木材加工場と企業の本社は、伐採地域におくものとする。この期間中、当該森林地域は関係者の利益のために保存される。仮協定および仕様書の作成条件は政令(デクレ)によって定められる。

第 36 条- (1) 上記第 35 条で参照される活動の内の一つを実行するための承認は、造林と森林インベントリーに関しての森林大臣による法令に基づき森林利用に関する政府の長である首相の出席による技術許可委員会（以下、技術委員会という。）の意見を受けた後に行われる。

(2) 次のドキュメントを含む申請書に基づいて技術委員会からの意見に沿って承認される。

A-個人の場合

- 申請者の氏名、国籍、職業および住所を記載した押印済みの申請書
- 経験と職業上の資格を記載した履歴書
- 3 か月未満の警察記録
- 実績数量資料と取引登録番号

B 法人の場合

- 社名と住所を記載した押印済みの申請書
- 定款の写し
- 実績数量資料と取引登録番号
- 管理者の 3 か月未満の警察記録
- 技術的かつ職業上の資格を示した管理者あるいは森林オフィサー履歴書
- 会社における現在とこれまでの業務歴
- 国民保険料が適切に支払われた旨の声明

C 両者とも

- 業務の要請面積
- 個人の場合には申請者の、法人の場合には森林オフィサーの技術資格の証明書
- 納税証明書
- 納税申告書

- 申請手数料の支払いに関連する領収書、その金額は国の財政に関する法律に従って定められるものとする

第 114 条- (1) 林産物の第一次加工のための工場の操業を希望する個人あるいは法人は、工場の建設の前に鉱山、森林および工業に責任のある行政機関にその趣旨の宣言をしなくてはならない。その宣言をしないことについては、行政的な罰金が科せられる。その科料と計算および徴収の手順は、別の法令に規定される。

(2) 有害廃棄物を生成する可能性のある林産物の加工を行う工場の運営を適切に管理する条件は、有害廃棄物、危険、不健康、騒音または有害物の取引のための建物に適用される法律または規制に定められている。

(3) 産業フランポイント制度の下で承認された林業事業の義務は、法第 74 条に従い、産業大臣と林業大臣の共同命令によって定められるものとする。

<参考：法第 74 条>

森林と産業を担当する大臣の共同法令により、促進を目的として、特に投資法または自由工業地帯に関する法律の枠内で特定の措置を講じることができる。

第 140 条- (1) 操業許可を受けた者が業務の一部を下請けに出したい場合には、次に示す内容を含む書類の提出による森林大臣の事前の許可を得なければならない。

- a. 申請理由を記した押印済みの申請書（テキストには株式の取得がある）
- b. 再委託先の情報
- c. 再委託側の業務に関する詳細な報告書
- d. 再委託する業務の詳細
- e. 効力のある法令に基づいて承認され、また登録される再委託契約の草案
- f. 金融法に定められた義務の支払いに基づく領収書

(2) 下請け者は、上記第 35 条に示す基準を満たさなければならない。

(3) 認可の場合、林業操業免許保有者は、関係者によって正式に署名され登録された下請け契約の写しを森林管理の州当局に転送するものとする。

(4) 下請け契約は、その下請け契約書が林業操業許可保有者によってこの下請け契約が実施される地方行政区域内の森林行政官に正式に提出された後に効力を持つ。

(5) 林業操業免許保有者は、義務の適切な履行のために森林管理に関して責任を負う唯一の人物であり続けるものとする。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL (エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日)・・・省略

LM2:公営伐採許可

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 30 条、第 35 条

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

(2) 分類法規は、国有林と同じ可能性もある当該森林の境界と管理目的ならびに先住民の利用権の行使を定める。この法規により、当該市町村の名のもとに地権を設定する権利が与えられる。

(3) 市町村有林は、当該市町村の普通財産である。

(4) 市町村有林の分類手続きは政令(デクレ)によって定められる。

第 35 条-(1) 国有地にある森林とは、本法の第 24 条・第 30 条第 1 項および第 39 条で規定されているカテゴリーのいずれにも該当しない森林のことである。果樹園や農園(プランテーション)、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは、国有地にある森林に含まれない。しかしながら、森林被覆回復後に、所有権の対象となっていない旧休耕地や農地または牧草地は、あらたに国有地にある森林であるとみなされ、次のように管理される。

(2) 国有地にある森林におけるあらゆる種類の林産物は、場合によって、森林と野生動物を所管する行政機関によって保存を目的として管理される。これらの林産物は、次の第 37 条に規定されている管理協定の対象となる場合を除いて、国家に帰属する。

<参考：法律第 94/01 号 第 24 条第 1 項>

この法律において次を国有林とする。

- 次のような動物の保護区域

- ・ 国立公園
- ・ 野生生物保護区
- ・ 狩猟に適切な区域
- ・ 国営のゲーム牧場
- ・ 国営の動物園
- ・ 野生生物保護区
- ・ バッファゾーン

- 次を森林として残す。

- ・ 生態学的保護区
- ・ 生産林
- ・ 保護林
- ・ レクリエーションの森

- ・教育・研究林
- ・植物サンクチュアリ
- ・植物園
- ・植林地

(2) 各種国有林利用の定義・規則・手続きは政令（デクレ）によって定められる。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条の第 1 項>

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

<参考：法律第 94/01 号 第 37 条>

第 37 条-(1) 森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として、当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。

(2) 村落共同体共有林は、森林を所管する行政機関によって承認された簡易管理計画を有する。この簡易管理計画は、関係者の要請によって、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、作成される。村落共同体共有林でのあらゆる活動は、いずれの場合にも、その管理計画に従うものとする。

(3) 村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。

(4) 村落共同体は、その共有林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 39 条>

(1) 私有林とは、自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収量のために、森林を所管する行政機関の支援を得て、簡易管理計画を作成するものとする。

(2) 関連する土地のあらゆる新規の割り当ては、第 16 条第 3 項の規定を遵守するものとする。

(3) 私有林の簡易管理計画の実施は、森林を所管する行政機関による技術監督下で、当該個人が実施する。

(4) 第 9 条第(2)項で規定されているように、個人の土地にあって形成される自然林内の林産物は、林産物が当該個人によって取得された場合を除いて、現行の法規に従い国家に帰属する。

(5) 私有林を所有する個人は、その森林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 2 項>

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 16 条第 3 項>

(3) 森林資源の配分は、土地利用のマスタープランに従わなければならない。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 17 条

第 17 条 国有林または市町村有林の区域設定は、首相令により、以下の書類を含む書類を森林大臣が提出することにより承認されるものとする。

(1) 縮尺 20 万分の 1 の地図による森林の境界を示す計画場所位置図および当該地域の土地利用計画（もし計画がある場合）。

(2) 区分の目的を記載した技術メモおよび上記第 3 条に準拠した森林への利用権。

(3) 第 19 条に基づき開催される委員会会議の報告書

(4) 地元自治体へ便益のための森林の区分の場合においては地元自治体からの申請書

<参考：首相令第 95/531 第 3 条>

法律および当首相令に適用する定義は次のとおりである。

1) 厳正生態保護地区、2) 植生保護地区、3) 保護林、4) レクリエーション林、5) 研究教育林・・・省略

6) 生産林・・・木材あるいはその他林産物の永続的な生産を目的とする地域であり、狩猟、漁業および採集に関する利用権はこの地域では規制される。

7) 再生林区域・・・林産物の生産および/あるいは脆弱な生態系を保護するために森林の再生を目的とする区域である。狩猟、漁業、採集に関連する利用者の権利は、問題の再生林区域に割り当てられた目的に照らして規制される。

8) 植物園、9) 晩期火災、10) 早期火災・・・省略

11) 村落共同体共有林・・・村落コミュニティと森林局との管理合意書によって非永続林を形成している森林である。そのような森林の管理は、森林局の支援と技術的補助を受けた関係する村落が責任を持つ。

12) 市町村有林・・・法第 30 条に基づき自治体の便益のために公式に区域設定された森林である、あるいは自治体の区域内において自治体によって植林された森林である。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条・・・前記のとおり>

13) 脆弱な生態地域、

14) 閉鎖林・・・省略

15) 管理林・・・法第 23 条に定める管理計画に基づき、特定の目的に応じて管理される永久林。

<参考：首相令第 9-531 第 19 条>

(1) 委員会（以下、委員会という。）は各部局に設置され、その役割は；

- 森林区域の設定あるいは設定区域の解除が行われる時に地元住民あるいは関心のある者が提出する請求についての審査及び意見の陳述。

- 収用される予定の資産を評価し、関連する文書の作成。

(2) 収用手続きは効力のある規則に沿うものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 23 条>

第 23 条：本法において、恒久林の整備は、林産物と役務の持続的な保護を目的とした、事前に定められた目標と計画に基づいた特定の活動と投資を、恒久林本来の価値や将来の生産性を損なうことなく、また物理的・社会的環境に対して望ましくない影響を与えることなく、実施することと定義される。

16) 入会林管理合意書・・・国有林の管理、保全、およびそのコミュニティの利益のための使用を目的として、国有林の一部をコミュニティに委託する契約。管理契約には、実施する活動を定めた基本的な管理計画が添付される。

17) 自治体、18) バッファゾーン、19) 流木・・・省略

20) 林業操業許可証・・・場合によっては、伐採材の販売許可、森林伐採権、操業許可、または個人伐採許可。

21) 天然物・・・法第 9 条第 1 項に定義された林産物

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 1 項>

(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来する野生生物および水産物からなる。

22) 林産物・・・木質および非木質の植物産物および森林から採取された動物または魚類資源。

LM3:サルベージ伐採許可

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条、第 42 条

第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条-(1) 登録伐採許可の受益者は、森林を所管する行政機関の事前承認を条件として、活動の一部を外注(下請)にだすことができるものとする。登録伐採許可の受益者は、いかなる場合においても、森林を所管する行政機関に対して、その義務の適切な履行の責任を担うものとする。

(2) 上記第(1)項に規定されている許可は、個別のものであり、譲渡不可である。

(3) 伐採許可を受けている会社の株式の新規取得または譲渡は、森林を所管する大臣の事前承認を受けるものとする。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

LM4:伐採木搬出許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM5:国有地にある森林の伐採木販売許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM6:村落共同体共有林公営伐採許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 28 条第 3 項

第 28 条-(3) 関係するコミュニティは、施行されている法律の下で規定されている実態のある形で関係する法的罰則を持っている必要がある。

Decision No. 0098/D/MINFOF/SDFC 入会林設置手続き及び管理規則のマニュアル・・・
省略

LM7:黒檀伐採特別許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 9 条、第 41 条、第 42 条

第 9 条-(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来す

る野生生物および水産物からなる。

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

(3) 特産品の利用手続きは政令によって定める。

第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条

第 35 条-(1)・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

第 114 条・・・前記のとおり。

LM8:木材加工許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 114 条

第 114 条・・・前記のとおり。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL (エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日)・・・省略

付属資料 - 5(1) コンセション一覧

N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRE	SUPERFICIE (ha)	N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRE	SUPERFICIE (ha)
1001	09-006	STE FANGA	59238	1051	10-005B	STBK	37077
1002	08-006	SF BOURAKA	51450	1052	10-008	SEFAC	72727
1003	10-018	STBK	81397	1053	10-010	SEFAC	66688
1004	10-015	CIBC	130273	1054	10-030	PALLISCO	76850
1005	09-023	CUF	56192	1055	10-042	SOETRANCAM	44907
1006	09-021	SCIEB	41965	1056	10-044	SOETRANCAM	66861
1007	10-023	SFCS	57996	1057	10-047A	DINO&FILS	47080
1009	10-058	ETS KAKOUANDE	57137	1058	10-052	SFIL	71410
1010	10-007	SEBC	122294	1060	10-064	FILIERE BOIS	115900
1011	09-025	SCIEB	88148	1062	09-012	CAMTRANS	63865
1012	10-054	SFID	67942	1063	09-013	SOFOHNY	42556
1013	10-011	SAB	48554	1064	09-016	COFA	54822
1014	10-029	SFDB	46922	1065	10-013	HABITAT 2000	50752
1015	10-051	GRUMCAM	86096	1066	10-056	SFID	72157
1016	10-012	SEFAC	59340	1067	10-057	DINO&FILS	33559
1017	08-004	KHOURY J	88050	1068	11-002	SEFECCAM	54807
1018	10-021	GREEN VALLEY	66183	1069	09-020	CUF	44866
1019	10-041	SOETRANCAM	64961	1070	10-025	SFIL	47823
1020	08-003	SMK	45210	1071	10-043	Ets TONKAM Marcel et Cie	51168
1021	10-061	PLACAM	28387	1071	10-055	Ets TONKAM Marcel et Cie	39088
1022	10-009	SEBAC	92287	1072	10-053	GRUMCAM	82308
1025	10-001	CFC	69018	1073	09-007	SOCIB	40057
1025	10-004	CFC	52473	1073	09-008	SOCIB	35309
1025	10-002	CFC	22784	1074	10-040	DINO&FILS	79859
1025	10-003	CFC	48830	1075	00-001	SEPFCE	47846
1026	08-002	SABM	59910	1075	00-002	SEPFCE	11449
1026	08-001	SABM	48062	1077	08-005	ENE-MBALMAYO	36340
1027	07-002	EDEATECH	73327	1078	09-022	CFK	78461
1028	00-003	CFK	125568	1079	09-011	SIBM	30088
1029	00-004	SIENCAM	94917	1081	09-026	CUF	35103
1030	08-008	ANAFOR	80000	1081	09-027	CUF	12683
1031	08-009	INC Sarl	49640	1082	09-028	EFFA J.B.P & Cie	28961
1032	09-004A	LOREMA	20838	1083	10-047B	PALLISCO	48960
1032	09-003	LOREMA	183350	1084	10-048	SOFOHNY	66607
1032	09-005A	LOREMA	138652	1085	10-050	SBAC	38013
1033	09-004B	FIPCAM	65675	1085	10-049	SBAC	32675
1034	09-005B	SOCIB	44698	1086	11-001	SIENCAM	55580
1035	09-015	SN COCAM	40368	1087	11-005	CAFECO	80800
1036	09-019	CUF	38247	1089	11-003	SEFECCAM	28610
1037	09-024	SCIEB	76002	1089	11-004	SEFECCAM	15234
1038	10-020	SIM	82571	1090	10-065	SFW	97123
1039	10-022	SIM	35090	1091	07-003	ENIC	38195
1040	10-026	ALPICAM	126988	1092	11-006	SEFECCAM	30880
1041	10-031	PALLISCO	41202	1094	11-008	SEPFCE	27364
1042	10-037	LA ROSIERE	52186	1095	09-001	SBAC	131521
1043	10-038	CAMBOIS	147463	1096	09-002		70273
1044	10-039	Ets Assene Nkou	47870	1097	10-027	SFEES	31803
1045	10-045	FIPCAM	54447	1098	10-028	MULTI SERVICES PLUS	77692
1046	10-059	SCTB Sarl	44700	1099	10-032	SCIFO	74464
1046	10-046	SCTB Sarl	70646	1100	10-033	GRACOVIR	52021
1046	10-060	SCTB Sarl	54222	1102	10-035	IBC	77551
1047	10-062	PANAGIOTIS MARELIS	149079	1103	10-036	SIM	57018
1048	10-063	CSTC	68916	1104	10-066	BOTAC	56298
1049	08-007	CANABOIS	33595	1105	10-067	BOTAC	51342
1050	09-018	FIPCAM	19245	1106	09-030	COFA	39733
1050	09-017	FIPCAM	54352	1107	10-068	COFA	26093
1051	10-005A	STBK	52245	1128	09-029A	CUF	21886

合計件数：114 件

合計面積：6,908,361

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覽

Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)
Mvengue	classe	36726	AMBAM	classe	45895	Bipindi et Akom II	classe	23204
MINTOM	classe	41455	MENGONG_NGOULEMAKONG	classe	10388	BOKITO	classe	34922
MESSAMENA-MINDOUROU	classe	36508	MINTA	classe	41087	LOMIE_2	classe	53075
NANGA EBOKO	classe	20000	MBANG	classe	29625	YABASSI	classe	34059
Bipindi et Lolodorf	classe	47547	Batouri	classe	14326	NGUTI	en_cours	12083
NYAMBAKA	classe	119115	NGOYLA	classe	35890	BETARE-OYA	en_cours	25539
SALAPOUMBE	classe	23772	DOUME	classe	45359	NGOMEDZAP	en_cours	13820
MVANGAN	classe	33721	OVENG	classe	14671	SANGMELIMA	en_cours	32770
Biwong Bane	classe	24638	MOULOUDOU	classe	42612	NDELELE	en_cours	10550
YOKO	classe	29500	NGAOUNDAL	classe	37842	MUNDEMBA	en_cours	34163
NGAN_HA	classe	15935	DJOUM	classe	15270	MAMFE	en_cours	28963
AKOM2-EFOULAN	classe	17226	DZENG	classe	21212	NGUELEBOK	en_cours	17521
DIMAKO	classe	16240	LOMIE	classe	15190	NGOG MAPUBI-DIBANG	en_cours	14584
NGOURA	classe	66168	GARI NGOMBO	classe	34199	NGWEI	en_cours	24317
MEYOMESSI ET MEYOMESSALA	classe	21142	NDIKINIMEKI	classe	20000	NGUELEMENDOUKA-DOUMAITANG	en_cours	45236
YOKADOUMA	classe	22206	MENGONG ET BIWONG-BULU	classe	19386	POUMA	en_cours	28787
NKONDJOCK	classe	24935	MARTAP	classe	14077	SOMALOMO	en_cours	21682
MESSONDO	classe	16864	NGAOUNDERE III	classe	1262	MESSOKE 2	en_cours	10593
BENGBIS	classe	27798	MAKENENE	classe	19915	NYETE	en_cours	9880
DOUMAITANG	classe	34718	ABONG-MBANG	classe	33941	MAKAK	en_cours	43200
EBOLOWA1-EBOLOWA2-AKOM2	classe	33368	YINGUI	classe	14121	MANDJOU-NGOURA	en_cours	68859
NYANON-NGAMBENDOM	classe	20395						

許可済み(classe) : 47 件、1,401,505ha

申請中(en_cours) : 17 件、442,547ha

出典 : Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5 (3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha	Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha
070275	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2113	49700	0903461	SAFE	active	2018	800	2775
0901410	SFB	active	2017	1418	2555	0810270	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2270	50010
0703310	SOFOCAM	active	2017	989	3500	0903471	LFIS	active	2018	986	3000
0801244	SOBOCA	active	2017	2500	15750	0703336	BOISCAM	active	2018	1000	3650
0801243	SCIFO	active	2018	2426	55000	0703350	SOFOCAM	active	2018	906	2850
0804402	LE ZENITH	active	2017	1800	65500	0703351	SOFOCAM	active	2018	749	3000
0801245	AFC	active	2017	2493	75000	0903480	SALI NDJIDA	active	2019	1000	3750
1004311	AFC	active	2017	1957	202500	0904455	SEXTRANSBOIS	active	2019	1000	3550
0801238	VERA FORESTIERE	active	2017	2500	53200	0808230	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1023	3000
0801237	BMC	active	2017	1898	31500	0808231	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	831	3100
0703316	SOFOCAM	active	2017	1500	2875	0808232	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1015	3000
0808300	KIEFFER ET CIE	active	2017	2200	20000	0903452	SABE	active	2018	1050	13544
0702102	COFA	active	2017	1078	2525	1403001	SMK	active	2017	2500	51000
0702100	COFA	active	2017	935	2550	0702112	SEFECCAM	active	4322	2217	2500
1004322	ENGOULOU-ABOUTOU (ESA)	active	2017	913	22500	0703338	CAMWA	active	4319	1000	2750
1004321	JEAN ABESSOLO Sarl	active	2018	1020	25000	0903470	SEF	active	4344	500	9390
1004330	CARREFOUR INVESTMENTS CAMEROON	active	2018	892	15500	0703315	SOFOCAM	active	2017	1805	32500
1004323	FEEMAM	active	2018	1061	17000	0702110	SEFECCAM	active	2018	2493	2500
0903426	SBAC	active	2018	780	2775	0702111	SIENCAM	active	2018	2484	2500
0903421	BTA	active	2018	810	3550	0808233	CAFECO	active	2019	2507	2500
0903444	BTA	active	2018	931	3525	1001325	STBK	active	2018	2452	94000
0903439	LFM	active	2018	860	3000	1001326	MULTI SERVICES PLUS	active	2018	2500	85000
0903428	CIC-MMB	active	2018	817	3000	1004329	EXPRESS AFFAIRES Sarl	active	2018	1051	27000
0903427	NAMBOIS	active	2018	781	2621	0903472	SOFOMAC	active	2019	1600	3300
0903425	SBAC	active	2018	798	2700	0904450	SFE	active	2018	1886	57500
0903424	NAMBOIS	active	2018	888	2700	0903481	BOISCAM	active	2019	1000	/
0903442	CIC-MMB	active	2018	1070	3500	0808400	EAA	active	2019	865	14750
0903432	NAMBOIS	active	2018	786	2700	0903473	SALI NDJIDA	active	2019	1600	9000
0903450	SABE	active	2018	590	15974	0703321	SOFOMAC	active	2018	891	3400
0903451	SABE	active	2018	854	15019	0703340	SEGECC	active	/	1892	/
0703320	SOFOCAM	active	2018	1650	5575	0801255	STE MARTIAL ET CAMPAGNE	active	/	490	/
0903465	AFC	active	2018	1287	2600	0903441	MANI	active	/	873	/
0903466	AFC	active	2018	1023	2650	0810276	Ets MESEMA ET COMPAGNIE	active	2019	215	4000
						0901415	GAU-SERVICES	active	2019	2500	2750

件数：63 件

合計面積：1,135,613ha

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5(4) 木材加工許可一覽

Et at	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo
active	ALPICAM IND AMOUGOU	Douala	1, 2 et 3	ETS PRET A PARTIR	Bertoua	1 et 2	SEEF	Douala	1, 2 et 3
	MELOUNOU SARL	BAFIA	2 et 3	ETS TAMAGUE ET FILS	Ebolowa	1 et 2	SEFAC	Libongo	/
	BASET TIMBER	Douala	1 et 2	ETS YAYA MOUHAMADOU	Belabo	/	SEFECCAM	Douala	1 et 2
	BK BUSINESS	Kribi	1 et 2	EXOWOOD FZCO CAMEROUN	MBALMAYO	1	SFID	DJOUM	1
	BK BUSINESS SARL	Douala	3	FACOGES-CAM SARL	Ndliang	1 et 2		Mbang	/
	BOIS D'AFRIQUE SARL	Yaounde	1 et 2	FIPCAM	MBALMAYO	1 et 2	SFIL	Ndeng	/
	BTC SARL	Ahala	1 et 2	FOTRAB OBALA	OBALA	1 et 2	SFIL MISSOLE	Edea	1
	BUSINESS TRADE INTERNA	MBALMAYO	1 et 2	GAD SARL	Yaounde	/	SIFOC	Bertoua	1 et 2
	BUSINESS&TRADING COMP	Yaounde	/	GRACOVIR INTERNATIONNA	Ngoyla	/	SN COCAM	MBALMAYO	1, 2 et 3
	BWEC	Ebolowa	1 et 2	GRANDE SCIERIE DOÛDEDE	pouma	1 et 2	SOCANEG	Douala	1
	CA TALI AFRIQUE SUARL	Odza	1 et 2	GREEN VALLEY INCORPORA	Ouessou	/	SOCIETE CAMEROUNAISE D	Mbanko mo	1 et 2
	CAFECO	Douala	1	GRUMCAM	Mindourou	1 et 2	SOCIETE DE TRANSPORT E	Yaounde	2
	CAMEROUN UNITED FOREST	Nguti	1 et 2	GRUMCAM (PR)	Douala	/	SOCIETE DINO ET FILS	Aboundou um	1 et 2
	CCT	Douala	1 et 2	HOLLYWOOD WORLD SARL	Ntui	1 et 2	SOCIETE FEEMAM SARL	BAFIA	2
	COMP FORESTIERE KRIPI	BIDOU	1 et 2	HUGUETTE FORESTIERE SA	Yaounde	1 et 2		Douala	1 et 2
	COMPAGNIE INDUSTRIELLE CTSC	Ebolowa	1 et 2		Ebolowa	1 et 2		Yaounde	1, 2 et 3
	CUSH MISSOLE	Douala	1	JIN CHENG XIANG INTER	Sangmelima	1 et 2	SOCIETE NAMBOIS SARL	Douala	1, 2 et 3
	DINO ET FILS SA	Kika	1 et 2	JOY AND MANAGEMENT SAR	Emana	1 et 2	SOCIETE SASBO SARL	Douala	1 et 2
	ECAM PLACAGE	Missole	1, 2 et 3	JOY&MANAGEMENT SARL	Sangmelima	1 et 2	SOCIETE SEVI SUARL	Douala	1 et 2
	EFMK	Soa	1 et 2	KAILITONG BOIS	Mbankomo	1	SOFOHNV	Yaounde	1, 2 et 3
	ESA DLA	MBALMAYO	1, 2 et 3	KT BOIS	Ebolowa	1 et 2	SON HAI EXIM	Douala	1
	ETABLISSEMENT BOIS YAO	NGORO	1 et 2	KYAT BOIS SARL	Dimako	1 et 2	STBA	BAFIA	1 et 2
	ETABLISSEMENTS BALENG	Douala	1 et 2	LA COTIERE FORESTIERE	Douala	1 et 2	STBC	Abong-Batouri	1, 2 et 3
	ETABLISSEMENTS FONOMA	Yaounde	1 et 2	LA FORESTIERE DE MOLOU	MBALMAYO	1	STBK		1, 2 et 3
	ETS NJANDJA ET FILS	Eseka	1		Total magzi	1		Yokaouma	/
	ETS ARAFAT.COM	Yokado uma	1 et 2	MEKOGECAM ENTERPRISES	Douala	1 et 2	STE FOREST METOO FIL	Eseka	1
	ETS ELLA BOIS	Bertoua	1 et 2		Yaounde	2 et 3	STE FORESTIERE DU CAME	Douala	1
	ETS FOZOH ET FILS	Ebolowa	1 et 2	MOUMBANGA MBAH IBRAHIM	Lomie	1, 2 et 3	STE INDUSTRIELLE DE MBA	Lomie	1 et 2
	ETS FRANCIS & CIE	Yaounde	1 et 2	NEW STAR ENTERPTISE	Dimako	/		Yaounde	1, 2 et 3
	ETS HAMZA EL HADJ	Saint Cloud	1 et 2	OTONGOADA SARL	Mbankomo	1	STE INTERBOIS DU CAMER	Douala	1
	ETS LA FORESTIERE DE	Bertoua	1				TCI	Bertoua	1 et 2
	ETS LE FORESTIER	Douala	1 et 2	PALLISCO PLACAGES DU CAMEROUN	Mindourou	1 et 2	TECHNOBOIS SA	Edea	1
		Batouri	1	SCIERIE CAMEROUNAISE	Douala	/			
		Yokado uma	1	SCIERIE DU MBAM ET KIM	Yaounde	1 et 2	TEDE DEUMER CAMEROUN	Yaounde	1 et 2
		Batouri	1 et 2		NGAMBE tilar	1 et 2	TOGER.NGOTHIRI BOIS SAR	Kribi	1 et 2

Et at	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo
arret	ETS M. SI.GA & FILS	Kribi	/	SCIFO	NSIMALEN	1 et 2	TP BOIS SUARL	Kribi	1 et 2
	ETS NEBAWOOD	Belabo	/	SCTW	Bertoua	1 et 2	TROPICAL WOOD TRADE AF	Binguela	1 et 2
	ETS OUSAB GROUP	Ebolowa	1 et 2	SEDB	Nkol-afamba	1 et 2	VI CAM TRADING	Bonis	/
							WAN LONG SARL	Sangmelima	1
	3CTECH	Ekoundoum	1 et 2	SEDB	BAFIA	1 et 2	ETS GIC TRABDEC	Belabo	1
	BETHEL IND TRADE&COMPA	Dimako	/	SEEF	MBALMAYO	/	ETS HOLLY WOOD WORLD	Bertoua	1 et 2
	BIOMASS CAMEROON SA	Niete	1 et 2	SEXTRANSBOIS	Douala	1 et 2	ETS KENG'S ET FILS	Ebolowa	1
	BOPOR CAMEROON SA	Total magzi	1 et 2		MAOÛOAN	1	ETS PACIFIC ACTION	Belabo	1 et 2
	BOIS DU CAMEROUN	MA AN	1 et 2	SFIL	Campo	1 et 2	ETS SUPPLY NEGOCE WOOD	Tropicana	2
	BOIS ET METAL DU CAM	OBALA	1 et 2	SFMF	Kribi	1 et 2	ETS TETCHO ENTERPRISE	Belabo	1 et 2
	BTC	Kribi	1 et 2	SI HAI SARL	Douala	1	ETS TRADING COMPANY& S	OBALA	1 et 2
	BTMI	Nanga et boko Ntui	1 et 2	SIFOC	Doume	1 et 2	ETS YOFO CAMEROUN	Bertoua	/
			2	SIPSA SOLE	Dimbong	1 et 2	ETS ZAKARYAOU YUCCOUDA	Gadji	/
	CAME LTD	Douala	1 et 2	SITFC	Sangmelima	/	FAITH WOOD	Mengong	/
	CAMEROON EXOTICS WOOD	BAFIA	1 et 2	SOCIETE BELINGA ET FIL	Douala	1 et 2	GRACOVIR INTER SARL	Ebolowa	1
	CAMWA	Douala	1 et 2	SOCIETE FORESTIERE ENG	Mintom	1	JEAN ABESSOLO SARL	Douala	1
	CAMWOOD CORPORATION SA	Efoulan	1 et 2	SOCIETE LEFANG SARL	AMBAM	1	JOSI ET SIDONIE	Ebolowa	1 et 2
	CEB MEUBLEURIE DLA	Mbanko mo	2	STB	Ahala	/	KAMERUN EXPORT WOOD	MBALMAYO	1 et 2
		Douala	2, 3 et 4	STE BUSINESS&MANAGEM EN	Kribi	1	LE ZENITH SARL	Entree (AI)	1 et 2
	CIFM	Mindou rou	/	STE FORESTIERE DE L'EQ	AMBAM	1 et 2	LOGISWOOD	Douala	2 et 3
	DEKA BOIS	Douala	1 et 2	STE JEANINE BOIS SARL	Yaounde	1 et 2	LONG HUNG	Douala	1
	DR BOIS SUARL	Douala	1 et 2	STE KOUEKAM ROGER	Emana	2 et 3	MEGA EXCHANGE SA	Sangmelima	1
	ETABLISSEMENT NOUPA	Sangmelima	1	STE TAGUETIO ET FILS	Dimbong	1 et 2	MOHAMADOU GONI	NANGA EBOKO	2 et 3
	ETABLISSEMENTS FONOMA	Dimako	1 et 2	TCHATCHOUANG PAUL CHAR	Kribi	1	MOLO EBANGA	Yaounde	1 et 2
	ETS BAYA ET FRERES	Ebolowa	1	TRANSBOIS INTERNATIONA	Douala	1	NATION BOIS	Yaounde	/
	ETS BEN-KAMAL	Total magzi	1	UNIPROVINCE SARL	Nguti	/	SAFE	DJOUM	/
	ETS EKAJO ET CIE	Bertoua	1 et 2	ZNG WOOD	Douala	1			

操業中：114工場
 中断中：65工場

注：表の見出しは左から、現状（Activeは操業中、Arretは中断中）、企業名、場所、加工度）

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 6 促進カテゴリー別樹種名

(省令第 0021/2018 年 2 月 19 の第 1 条より作成)

促進第 1 カテゴリー

1. AYOUS/OBECHÉ	11. KOTO
2. AWOURA/EKOP BELI	12. KOTIBE
3. AZOBE/BONGOSSI	13. NAGA/EKOP NAGA
4. BILINGA	14. NIOVÈ
5. EKABA/EKOP RIBI	15. OKAN/ADOUN
6. EYONG	16. OKOUMÉ
7. FRAKE/LIMBA	17. ONZABILI/ANGONGUI
8. FRAMIRE	18. ZIGO
9. GOMBE/EKOP NGOMBE	19. TIAMA
10. KOSSIPO/KOSIPO	

促進第 2 カテゴリー

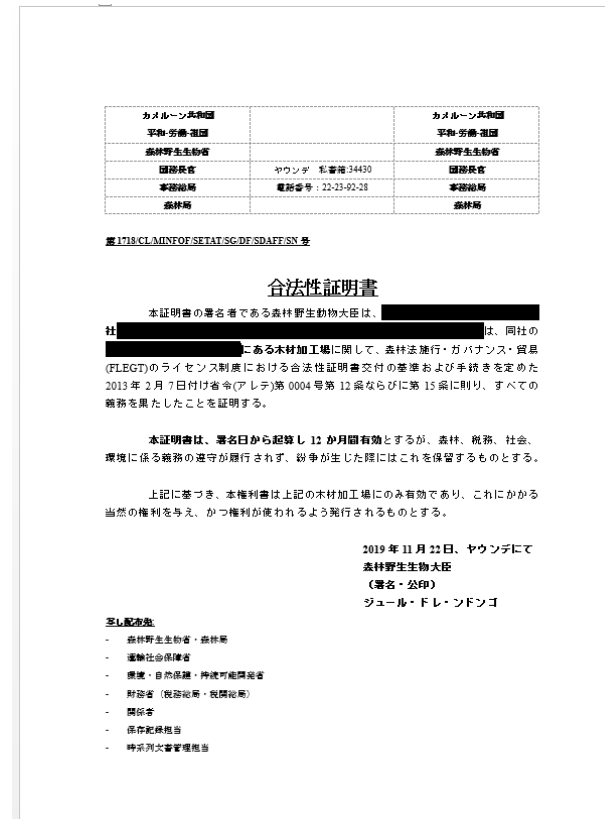
1. ABALÉ/ABING/ESSIA	33. ESSON/EKOP A
2. ABAM À POILS ROUGE	34. ETIMOÉ
3. ABURA/ BAHIA	35. EVEUSS/NGON
4. AGBA/TOLA	36. EVEUSS PF
5. AIÉLÉ/ABEL	37. EYEK
6. AKO/ALOA	38. EYOUM BLANC
7. ALEP	39. FARO
8. ALUMBI	40. IATANDZA/EVOUVOUS
9. AMVOUT/TEKONG	41. KANDA
10. ANDOK NGOE	42. KAPOKIER/BOMBAX/ESODUM
11. ANDOUNG BRUN	43. KONDROTI/OVOUNGA
12. ANDOUNG ROSE/EKOP MAYO	44. KUMBI/EKOA
13. ANGUEUK	45. LANDA
14. ASILA KOUFANI/KIORO	46. LATI/EDJIL
15. ASILA OMANG	47. LATI PARALLÈLE
16. AVODIRÉ	48. LIMBALI
17. BODIOA	49. LOTOFA/NKANANG
18. 18 BONGO H/OLON	50. MAMBODE/AMOUC
19. CORDIA/EBE/MUKUMARI	51. MIAMA
20. DABÉMA/ATUI	52. MOAMBÊ
21. DAMBALA	53. MUTONDO
22. DIANA/CELTIS/ODOU	54. 54 NAGA PARALLÈLE
23. DIFOU	55. OBOT O/ABOTZOK
24. EBIARA EDÉA	56. OSANGA/SIKONG
25. EBIARA YAOUNDÉ/ABEM	57. OUOCHI/ALBIZIA/ANGOYEMÉ
26. EKOP G.H	58. OVOGA/ANGALÉ
27. EKOP NGOMBE G.F	59. TCHITOLA
28. EKOUMÉ	60. TSANYA/AKELE
29. EMIEN	61. VESSAMBATA
30. ESSAK/ALOW KOUAKA	62. WAMBA
31. ESSENG/LO	63. AUTRES
32. ESSESSANG	

付属資料 - 7(1) 木材合法性証明書の例（加工工場）



出典：WEB サイトから入手

付属資料 - 7(2) 同左邦語訳



左記証明書を基に本事業により仮邦語訳

付属資料 - 8 製材仕様書 (事業者が作成する一覧表)

EXPLOITATION FORESTIERE
BP : 14399 Yaoundé - Cameroun Tel : +237 233 34 34 34
Château Poste de Contrôle Forestier et de Chasses Douala Port II
SPECIFICATION BOIS DEBITES
007 [REDACTED] [REDACTED]
ESSENCE: EYECK
CONTRAT: 20202711
NBRES COLIS: 74
DESTINATION: HAIPHONG Ville: YAOUNDE (17ème LOT)
GUYENHART CO., LTD.

CONTENEURS	FLOMB	N° COLIS	ESSENCE	LONG M	LARG CM	EPAIS MM	NOMBRE PIECES	VOLUMES	PALMEBRES
MEDU14030-0	EU1820784	1	EYECK	2.7	25	130	1		
		2	EYECK	2.7	25	130	1		
		3	EYECK	2.7	25	130	1		
		4	EYECK	2.7	25	130	1		
		5	EYECK	2.8	25	120	1	4.05	
		6	EYECK	2.8	25	120	1	4	
		7	EYECK	2.8	25	120	370	4	18.06
		8	EYECK	2.8	25	120	1		
		9	EYECK	2.8	25	120	1		
		10	EYECK	2.8	25	120	1	3.08	
		11	EYECK	2.8	25	120	1	4	
		12	EYECK	2.8	25	120	360	4	18.06
		13	EYECK	2.8	25	120	1		
		14	EYECK	2.8	25	120	1		
		15	EYECK	2.8	25	120	1	8.05	
		16	EYECK	2.8	25	120	1		
		17	EYECK	2.8	25	120	1	4	18.05
		18	EYECK	2.8	25	120	1		
		19	EYECK	2.8	25	120	1	4.0	
		20	EYECK	2.8	25	120	1	4	
		21	EYECK	2.8	25	120	300	4	18.05
		22	EYECK	2.8	25	120	1	4	
		23	EYECK	2.8	25	120	1	2	
		24	EYECK	1.7	14	60	500	8.05	
		25	EYECK	1.7	14	60	1	4	
		26	EYECK	1.7	14	60	1	4	18.05
		27	EYECK	1.7	14	60	1	2	
		28	EYECK	1.7	14	60	1	2	
		29	EYECK	1.9	12	40	1	8.03	
		30	EYECK	1.9	12	40	450	4	18.03
		31	EYECK	1.9	12	40	1	4	
		32	EYECK	1.9	12	40	1	4	
		33	EYECK	1.8	14	60	1	4.05	
		34	EYECK	1.8	14	60	1	4	
		35	EYECK	1.8	14	60	1	4	15.05
		36	EYECK	1.8	14	60	1	2	
		37	EYECK	1.8	14	60	1	2	
		38	EYECK	1.8	14	60	1	2	

Labels on the right side of the image:
 森林伐採
 木材仕様
 材積計
 材積
 本数
 厚み mm
 幅 cm
 幅 cm

出典：現地委託先収集資料 (参考のため仮邦語訳を付けた)

付属資料 - 9 植物防疫証明書

植物検疫証明書

輸出者の名称と住所

荷受者の名称と住所

輸送手段

到着地

識別マーク番号とパッケージの説明
名称、学名

追加事項

処理

処理方法

薬剤名

追加情報

カメルーン共和国農業地方開発省

カメルーン共和国農業地方開発省
投入物と農産物規制管理部

カメルーン植物保護機関
●●国植物保護機関へ

原産地

宣言された数量

発行地、発行日、管理官名、サイン

出典：現地委託先収集資料(参考のため仮邦語訳を付けた)

付属資料 - 11 コンテナ梱包証明書

カメルーン共和国
財務省
税関総局
沿岸税関部
コンテナ貿易課
コンテナ輸出係

カメルーン共和国
財務省
税関総局
沿岸税関部
コンテナ貿易課
コンテナ輸出係

梱包証明書

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

² 『Annuaire Statistiques du Gabon 2001 – 2007』, 11/2009, Direction Générale de la Statistique et des Etudes Economiques, Ministère du Développement, de la Performance Publique, de la Prospective et de la Statistique

¹ 外務省ホームページ

よる違いはあるものの、概して1月半ば～5月半ばが大雨季、5月半ば～9月半ばが大乾季、9月半ば～11月が小雨季、11月～1月半ばが小乾季となっている。ただし、乾季でも雲に覆われていることが多く、年間の月平均気温は23度～29度である。

気候は、西側の大西洋沿岸部から内陸にかけて国土のほぼ85%が高温多湿の熱帯雨林気候帯に属し、残り15%の北部、東部の内陸高原地帯がサバナ気候帯に属している。北部と南部の地域差及び年にある²。

は丘陵、平原、高原が広がり、標高は200mを越えることはほとんどない。それ以外の地域は、北部に標高500m～800mの北東高原、東部に標高600m～800mのバチケ高原、南部にシヤイユ山塊がある。シヤイユ山塊の平均標高は600m～700mであるが、標高1,000mを越える山もあり、中でもイブンジ山(Mont Iboundji)は標高1,575mでこれがガボンで最も高い山である²。



図 3.1 ガボン共和国の位置図

自然環境に目を向けると、熱帯降雨林面積としてはアゾウに次ぐ世界第二位の森林地帯として知られるコンゴ盆地に位置している。地形はガボン南西部に位置する沿岸地方に

中部アフリカの西部に位置するガボンは大西洋に面し、その海岸線は約800kmに及ぶ。国土面積は26万7,667平方キロメートル(我が国の約3分の2)である。経済分野についていえば、サブサハラ・アフリカ有数の産油国であり、輸出収入の68%、GDPの27%、国家収入の59%を依存している。石油に加えて、マンガン、木材が輸出収入の9割を占めることから、資源の国際価格の変動の影響を非常に受けやすく、経済構造の改革が喫緊の課題とされている¹。また、最新の世界銀行の調査(2019年)によれば人口は217万人、GDPが166.6億米ドル、一人当たりGNIは7,210米ドルと報告されている。主要産業は鉱業(原油、マンガン)、農林業(木材、ヤシ油)であり、対日輸出は61.2億円(石油、マンガン鉱、木材)、対日輸入34.4億円(自動車、建設用・鉱山用機械、タイヤ・チューブ)である。

3-1 概要

3 ガボン

PSGE とは、アリ・ボンゴ・オンドイネンバ大統領がガボン国民に向けて発表した成長戦略である。PSGE において、ガボンは 2025 年を目標年と設定し、持続的開発に基づき各分野の成長戦略を策定している。PSGE では、キープフクターである持続的開発の戦略的目標 1 「人類の幸福、公平な社会、持続的成長、環境保護の 4 つを統合する新しい開発モデルの導入」に関し、天然資源の把握と保全のパイロットプログラムとして 6 つのプロジェクトが登録されている。さらに、「Gabon Vert (緑のガボン)」は、PSGE でガボンが目指す持続的開発に基づく成長の柱の一つである。その戦略的目標において「ガボンの森林を持続的に管理し、ガボンを世界の熱帯木材のリーダーにすること」が掲げられており、その実現には「ガボンの森林のポテンシャルを把握することが重要であり、全土を対象とした詳細なインベントリーがまずは優先されるべきで、これが持続的森林管理の基礎となる」と明記している。このような上位政策を背景として、ガボン政府は持続的森林管理に必要なツールとして森林認証の導入や中断していた EU との FLEGT 自主的二者間協定 (VPA FLEGT) の再協議を推進している。

が「台頭するガボン戦略」(Plan Stratégique Gabon Emergent、以後 PSGE と表記) と緑

のガボンである。林認証の動向を知るうえで国家の上位政策について理解しておくことが重要であるが、その一つ

ガボン国における持続的森林管理の現状や森林複合遺産として世界遺産に登録された。年にロベ＝オカンダ生態系と残存文化的景観がはエコツアーリズムが導入されている。また、2007 ロベ国立公園や、大西洋岸のロブコ国立公園で政府は自然環境の保全に力を入れており、中部の国立公園の総面積は国土の 11% を占める。ガボン多様な自然環境を含む 13 の国立公園があり、息している。

ゴリラ、チンパンジーなどの大型哺乳類が多数生つかずの豊かな自然が多く残されており、ゾウ、FAO の調査によれば「国土の 85.9% が森林で、近隣諸国と比べ人口密度が低いため、手の航行が可能である。

およそ 5 分の 4 を占め、多くの支流がある。オコウエ河は河口から 350km 上流まで船舶およそ 1200km で、そのうち 1000km がガボン内を流れている。オコウエ河流域が国土ので流れており、海岸に位置するポール・シヤンナイ市近くで大西洋に注いでいる。全長はガボンの水系は、コンゴ共和国に源があるオコウエ河が東から西にガボンを横断する形



図 3.2 2015 年の土地利用の面積構成率

3-2 木材生産・流通状況

3-2-1 森林資源概要

ガボンではFAOが定めた森林定義を使用している。すなわち、「森林とは0.5ha以上の面積があり、5m以上の樹高の樹木が複数あり、森林被覆率が10%以上、あるいは同じ場所でこれらの閾値に達する可能性のある樹木が複数ある土地」である⁴。

数年来実施された整備イニシアティブ調査によると、ガボンの森林には潜在的に伐採可能な樹種がおよそ350種あり、そのうち利用されているのはわずかに60種にすぎないと判明している。中には、特にオクメ(*Aucoumea klainiana*)、クバジノコ(*Guibourtia tessmannii*)、オジロ(*Dacryodes buettneri* ou *Pachylobus buettneri* (synonyme))、など市場価値の高い樹種がある。木材(単板)に加工しやすく、良質な合板製造が可能なオクメの資源量は1億3,000万立方メートルと推定されており、用材向け樹種の総潜在資源量はおよそ4億立方メートルである。森林資源は石油に次いで第2位の輸出収入源でありガボンの主要資源の一つであるが、管理が適切であれば再生が可能であり、森林はガボンの継続かつ持続可能な開発を担保する活動分野の一つとして認識されている。

ガボンが有する森林は約2,200万haに及び、うち1,400万haが国の恒久森林地であり、800万haが村落森林地(村落共同体共有林や狩猟場などにあてられた区域)である。国の恒久森林地は1,000万haの用材生産林と400万haの保護区域に区分される。森林伐採は登録された生産国有林地として割り当てられた森林で主に行われている(森林法に基づく森林区分の体系については3-3-1節で詳述する)。

表 3.1 ガボンの森林被覆タイプ別面積⁵

森林被覆タイプ	ha
低地の密林	20,982,690
亜山地帯林 (900 m ~ 1500 m)	14,445
山地帯林 (1,500 m 以上)	36
湿地林	17,766
マングローブ	71,919
森林 - サバンナモザイク林	185,931
落葉樹の密林	176,643
森林 - サバンナモザイク林と落葉樹の密林の総面積	362,574
総森林面積	21,812,004

⁴ Forest Resource Assessment 2015, FAO
⁵ コンゴ盆地の森林 - 森林状況 2008年

6 FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 より作成。

(MEFPRN/SG/DG/DDF/SACF) 号

- 森林法第251条
- 契約条件のモデルを定めた2014年5月6日付け省令第105

段階的に整備され、以下の3つの法文書に準拠する：

められている。森林伐採からの利益の分配に関する法的枠組は2011年から2016年にかけて
を定めた森林法第251条により、森林伐採に由来する利益を地域住民に配分することが定
ガボンでは、森林コンセッションは村落コミュニティのための集団的利益に貢献する事

を定めた2004年12月1日付け政令第001028/PR/MEFPEPN号)。

れる利益は、すべて関係する村落コミュニティのものとなる(村落共同体共有林の設立条件
非木質林産物を対象に伐採・採取が行われる。天然資源の利用と管理およびそこから得ら
ダイレクトに依存している。村落共同体共有林では、経済的利益をもたらす木質林産物と
つながりを維持してきた。すなわち村落コミュニティの存続は、この村落共同体共有林に
医薬、薪炭材や建設材および農耕地の供給源である村落共同体共有林と社会的・文化的な
ることを目的としたものである。村落コミュニティは以前より幾世代にもわたって、食料、
画に基づいた天然資源の持続的管理のための活動や効率的な管理プロセスを実施・実行す
村落共同体共有林とは、村落コミュニティに割り当てられた村落林地を示し、簡易管理計
で成立している。

は村落共同体共有林のメカニズムと森林伐採の利益を地域住民と共有する契約というこ
ガボンの地域住民と森林との関係は文化的、世俗的、経済的なものであり、この関係性

2000年から2005年間で大幅な減少傾向を示した。

コンゴ盆地周辺国とは異なる動向を示している。また木材生産に供される生産林面積は
ガボンの森林面積は1990年から微増ながら一貫して増加傾向にあり、森林減少が続く

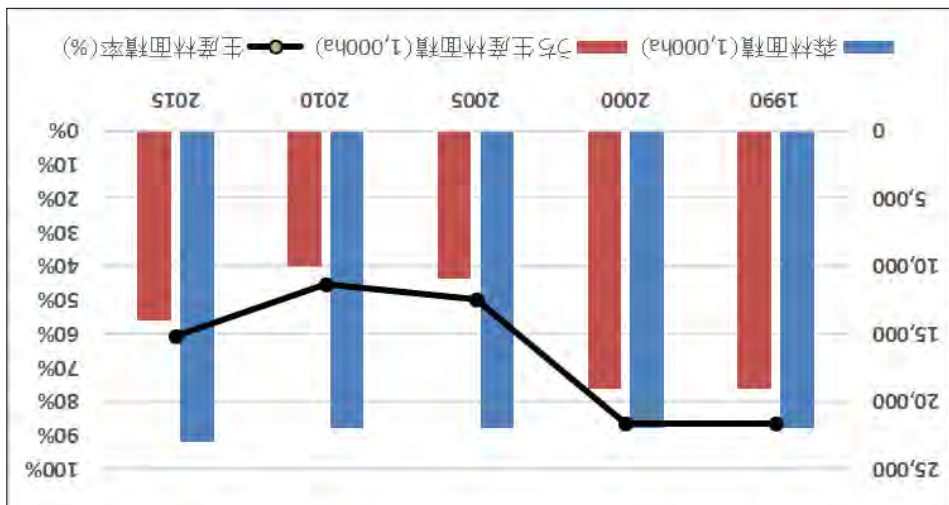


図 3.2 1990 年からの森林面積および生産林面積・面積率の動向⁶

¹⁰ <http://conjonctureseconomique.com>

⁹ <http://conjonctureseconomique.com>

au Gabon, Juin 2019.)

⁸ ガボンの森林と木材産業の連合／国際熱帯木材技術協会、森林／木材セクターの民間セクターに関するペー

ス調査 2019 年 6 月 (UFIGA/ATIBT, Etude de l'Etat des lieux des Acteurs du secteur privé de la filière Forêt Bois

⁷ <http://conjonctureseconomique.com>

次に、森林伐採量についてみると2018年12月末時点において、原木の生産量が2017年比11%増の約190万m³と増加しつつある。

いる(付属資料1 CFADおよびCPAETを所持している企業)。d'Aménagement, d'Exploitation et de Transformation、以下「CPAET」と称す)を持って材の加工や取引に特化したCFADまたは整備伐採加工暫定協定(Convention Provisoire またリストアップされた162社のうち、78社は、森林伐採のみならず場合によっては木なる。

森林事業者が複数のコンセッションを所有する場合は、面積は最大で60万haまで可能と称す)が有することのできる面積は5万haから20万haまでの間と定めている。単一の森林コンセッション(Concessions Forestières sous Aménagement Durable、以下「CFAD」国森林法に関する2001年12月31日付け法律第16/01号の第97条)では、持続可能整備総面積は約1,200万haに及ぶ¹⁰。なお、森林の持続可能な管理に関する森林法規(ガボンロープ系企業の所有であり、25%が国内業者のものである⁹。これらのコンセッションの162社に及ぶ。森林コンセッションと木材加工場の75%は国外の業者、特にアジア系とヨソ社(GSEZ社)⁸のワンストップ管理部門から得たデータでは、リストアップされた業者は森林事業者が操業している。森林行政当局及びンコク(Nkok)にあるガボン特別経済ゾー約2,200万haに及ぶ広大な森林面積と多様な樹種⁷に恵まれたガボンでは、100社超の

1) 森林伐採・木材生産の現状

3-2-2 木材生産・流通の特徴

■ 2014年5月6日付け省令第105号の適用に関する文書
森林法第251条は森林政策において、持続可能な管理に関する社会的側面を担保している。これは、上記の村落コミュニティへの集团的利益を支援することを目的とし、コンセッションの所有者らによる財政的貢献を示している。その内容とレベルは各コンセッションに關係する契約条件により定められ、關係する村落コミュニティの代表者会議の裁量により管理され、この枠組みにおいて、契約のメカニズムに基づき利益が分配される。第251条の適用に関する文書および2014年5月6日付け省令第105号は、契約条件モデルの導入を目的としているが、利益分配に関するあらゆる取決め(協定)はこれに準拠する。

11 ガボンの経済のダッシュボード 2018 年
 12 世界の森林遺伝資源の状況、国別レポート：ガボンの共和国および木材産業通商開発局 (DDICB 2011 年)

N°	樹種	学名	最小伐採直径
1	アホガニ (Acajou)	Khaya ivorensis	80
2	アフォ (Afo)	Poga oleosa	--
3	アグバ (Agba)	Prioria balsamifera	80
4	アレブ (Alep)	Derbodesia glaucescens	-
5	アンドン (Andoung)	Toubaonate brevipaniculata, A. Moreliana	--
6	アゾベ (Azobé)	Lophira alata	80
7	バヒア (Bahia)	Mitragyna ciliata	-
8	ベリ (Bélli)	Paraberlinia bifoliolate	--
9	ベズ (Benzi)	Gibourtia arnoldiana	-
10	ビルンガ (Billinga)	Naucea trillesii	80
11	ボッセ (Bossé)	Guarea cedrata	-
12	ダベマ (Dabéma)	Piptadeniastrium africanum Brenan	-
13	ディベトウ (Dibétou)	Lovoa trichiliodes	--
14	ドゥシエ (Doussié)	Atzelia Africana	-
15	エビアラ (Ebiara)	Berlinia sp. Pi	-
16	エヴウス (Eveuss)	Klainedosa gabonensis	-
17	ファロ (Faro)	Daniella sp.	-
18	ゲンビ (Geombi)	Sindoropsis	-
19	ゴムベ (Gombe)	Didelotia Africana	-
20	イロコ (Iroko)	Milicia excelsa	80

表 3.3 現在ガボンで木材用に伐採されている主要樹種¹²

近年ガボンの森林セクターでは丸木の輸出禁止による現地加工へのインセンティブや、2022 年までにガボンの国内にあるすべての森林コシエツシヨの森林認証取得への政策支援策などに関して活発な動きがみられる。

(単位: m ³)	2018年 四半期別実績				2017年	12月末
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
生産量	483,954	540,988	495,172	356,983	1,690,668	1,877,097
原木購入	60,025	58,902	50,322	54,076	135,625	223,324
国内業者への販売	141,094	140,571	142,225	109,502	606,411	533,392

表 3.2 森林伐採量の実績¹¹

カボンドでは2021年現在、マフキ (Afo (*Poga oleosa*))、マフツク (Andok (*Iringia gabonensis*))、マウカ (Douka (*Tieghemella* sp.))、モアビ (Moabi (*Baillonella toxisperma*))、オジゴ (Ozigo (*Dacryodes buetneri*)) およびマバジゴ (Kévazingo (*Guibourtia tessmannii*)) の5樹種の伐採が禁止されている。これらの樹種が占める伐採量はわずかであったが (2000年の総輸出量の13%)、この禁伐措置により経済的に打撃を受けている森林コソセツシヨもある¹³。

No	樹種	学名	最小伐採直径
21	イゾンベ (Izombé)	<i>Testulea Gabonensis</i>	70
22	マバジゴ (Kévazingo)	<i>Guibourtia tessmannii</i>	2018年3月以降伐採禁止
23	コシボ (Kossipo)	<i>Entandophragma candollei</i>	-
24	ロンギ/アバ (longhi/abam)	<i>Chrysophyllum</i> spp	--
25	リンバ (Limba)	<i>Terminalia superba</i>	-
26	モヴィンギ (Mouvingui)	<i>Distemonanthus Benthamianus</i>	-
27	ムクルンギ (Mukulungu)	<i>Autranella congolensis</i>	90
28	ニアンゴ (Niangon)	<i>Heritiera Utlilis</i>	-
29	ニオウエ (Niové)	<i>Staudtia kamerunensis</i>	-
30	オロン (Olon)	<i>Fagara heitzii</i>	-
31	オカノ (Okana)	<i>Cylindrodiscus gabonensis</i>	-
32	オクメ (Okoumé)	<i>Aucoumea klaineana</i>	70
33	オウエンゴ (Ovengkol)	<i>Guibourtia ehie</i>	
34	オジゴ (Ozigo)	<i>Dacryodes buetneri</i>	
35	パドク (Padouk)	<i>Pterocarpus soyaxii</i>	
36	パオ・ロサ (Pao rosa)	<i>Swartia fistuloides</i>	60
37	サペリ (Sapelli)	<i>Entandophragma cylindricum</i>	90
38	シボ (Sipo)	<i>Entandophragma utile</i>	90
39	タリ (Tali)	<i>Erythrophleum ivorense</i> <i>Erythrophleum suaveolens</i>	
40	ティマ (Tiama)	<i>Entandophragma angolense</i>	
41	ウエンゲ (Wengé)	<i>Milletia Laurentii</i>	
42	イガガンガ (Iganganga)	<i>Dacryodes iganganga</i>	

2) 木材加工産業の現状

ガボン政府は、森林/木材セクターの産業開発奨励を目的として、森林分野での地方における雇用創出とガボン産の木質林産物の付加価値向上を目指し、2009年から原木(丸太)の輸出を禁止している。それ以降、1万人の雇用が創出されたが、2025年までに5万人の追加雇用を創出することを政府目標として定めており、熟練労働者の必要性が求められて

いる。
木材加工産業は生産量、取引量ともに業績の伸びが大きく、生産設備の調達条件の改善と特にソック経済特区に新設された製材場の生産性の向上により、製材の生産量は2017年比13.7%増の963,834 m³となっている。取引量の面から見ると国内向け販売成長が著しく110,303 m³を記録した。またアジア市場向けの製材需要の伸びが堅調であり、輸出成長率は2017年比8%、734,635 m³であった。

表 3.4 木材加工産業の生産活動の変遷¹⁴

(m ³)		2018年 四半期別実績				12月末
	2018年	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年
輸出	164,717	190,726	190,376	181,990	680,367	734,635
国内販売	30,183	32,294	19,546	22,280	65,852	110,303
生産量	234,247	254,415	251,021	224,151	847,701	963,834

製材設備では生産量、取引量ともに業績が改善し、生産量で見ると製材が2017年比17.1%増の610,927 m³となっている。業績好転の理由として製材設備の近代化への投資を通じた原木加工設備の供給力向上が挙げられる。
また、国内向け販売量と輸出量はそれぞれ70,508 m³と451,447 m³といずれも前年よりも増加している。これは国内市場の需要の多さとアジア市場向けの製材注文が継続的にある事に起因している。

表 3.5 製材活動の変遷¹⁵

(m ³)		2018年 四半期別実績				12月末
	2018年	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年
輸出	104,780	119,551	115,220	105,071	445,896	451,447
国内販売	27,356	20,435	11,474	11,243	34,362	70,508
生産量	151,163	166,409	162,674	130,682	521,650	610,927

¹⁴ DICB およびガボン経済のダッシュボード 2018年
¹⁵ ガボン経済のダッシュボード 2018年

ACS20539)

¹⁸ Impact of the 2010 log export ban on forests, the timber industry, and the Gabonese economy (Report No. 17 コーラ・ウツド、ルジエ・ガボン、オナイム・ベニヤ、シーフおよびガボンの経済のダッシュボード 2018年

¹⁶ ガボンの経済のダッシュボード 2018年

材セクターの生産性を改善し、担当大臣が定めた目標である「2025年までに3兆FCFA
世界銀行が2017年に発表したガボンの木材セクターの産業化に関する報告書¹⁸では、木
れることが期待される。

されつつあり、森林認証が要求する原木の適切な加工までのトレーサビリティがカバ
れる丸太の原産地を管理するためのツール「トレーサーNkok (Tracer Nkok)」が最近導入
原木加工の主要拠点であるソック経済特区では、森林認証の一環として特区に搬入さ

(m ³)		2018年 四半期別実績				12月末
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
輸出	6,798	7,886	7,977	7,619	40,047	30,280
国内販売	1,676	2,068	2,163	2,194	6,297	8,101
生産量	9,566	9,915	8,528	9,421	51,232	37,431

表 3.7 合板製造の変遷¹⁷

反して2018年の合板製造は業績不振であり、合板の生産量は2017年の51,232 m³から
2018年には37,431 m³となり、26.9%の減少を記録した。これは主要な加工工場での原木調
達が困難となったことに起因している。取引量で見ると輸出も同じ減少傾向にあり、特に
国内港湾業務で発生した物流上の問題により、2018年の輸出量は30,280 m³に留まった。他
方、国内向け販売量は、国内市場の消費増加により28.6%増の8,101 m³となっている。

(m ³)		2018年 四半期別実績				12月末
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
輸出	53,139	63,289	67,180	69,300	194,424	252,908
国内販売	7,151	9,791	5,910	8,843	25,193	31,695
生産量	73,518	78,091	79,819	84,048	274,819	315,477

表 3.6 ベニヤ製造の変遷¹⁶

ベニヤ(単板)製造設備は、ソック経済特区の設備により業績は2年以上続けて順調であ
り、結果としてベニヤの生産量は2017年比14.8%増の315,477 m³となっている。この状況
は原木加工場の供給サイクルの加速を背景としている。同様に国内向け販売量が31,695 m³
に達し、輸出量はソック経済特区全体の業績向上と海外市場での需要の堅調な伸びに伴
い30.1%増の252,908 m³となった。

19 ガボンの通貨単位であり、1ユーロ≒656 FCPAの固定レートが適用されている
20 Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

木材製品別生産量の動向に関して国際熱帯木材機関（以下、「ITTO」）の資料によれば、2016年から2018年にかけて丸太製品の生産量が上昇しているが、その他の製材やベニヤ、合板については生産量に大きな変化は見られない。

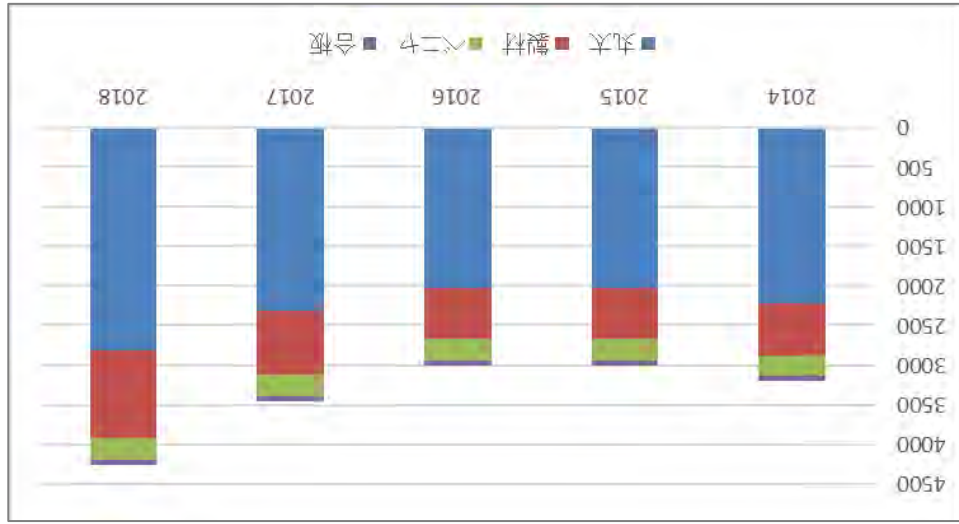


図 3.3 ガボンの木材製品別生産量の動向 (単位: 1,000m³)

2010年から2017年の間に原木の生産量が150万m³から230万m³に増加したが、それでもまだ大きく向上することが政府目標として掲げられている。現在、森林開発を管轄する水・森林省森林総局の国内総生産(GDP)における貢献度は約5%を占めており、2020年までに20%と定めた目標達成にはほど遠い数字となっている。

3) 木材流通の特徴

このプロセスを加速させるべく、大統領はガボンの森林コンセッション全体を2022年までに認証すると目標を定めた。それを側面支援すべく2020年1月31日に協力協定書がNGOである森林管理協議会(FSC)と森林を管轄する省庁との間で締結された。

- 木材取引所の設立 (木材取引所の運用効率は極端に低い)
 - 林業および木材・木工業に関する職業訓練の強化 (2020年の研修実績はそのニーズに対して実施率がとても低い)
 - 国家木材トレーサビリティ・システムおよび林産品・工業製品の追跡に関するデータベースの設置
- ものは以下の通りである：
(フランスセーフゾーン)¹⁹を達成するために「ラベリング活動に重点を置いている。主な

21 Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成
 22 Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

ガボンは、ITTO 加盟国のうちアフリカ地域からの製材の最大輸出国である。2010 年に厳格な丸太の輸出制限が課されたため、鉄道や港湾の運営が混乱した 2016 年を除いて、製材品の輸出は前年比で増加し続けている。一方、生産者側は生産コストの上昇と継続的

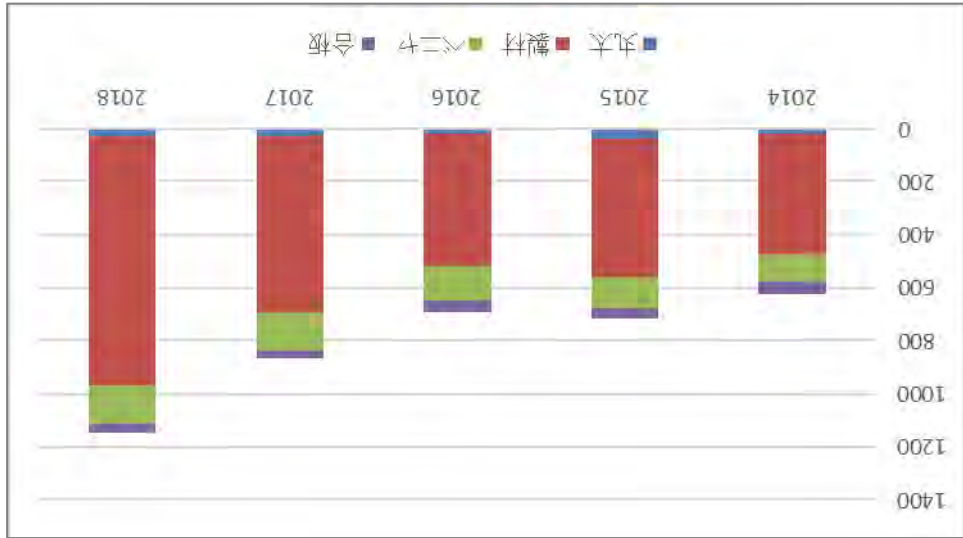


図 3.5 ガボンの木材製品輸入品 (単位: 1,000m³) 22

一方木材製品別国内消費量の動向について同資料によれば、丸太の国内消費量は原木輸出が 2009 年から禁止されたことにより、生産量の全てが国内消費でされ、製材やベニヤは生産量の一部が国内消費されるレベルに留まっている。

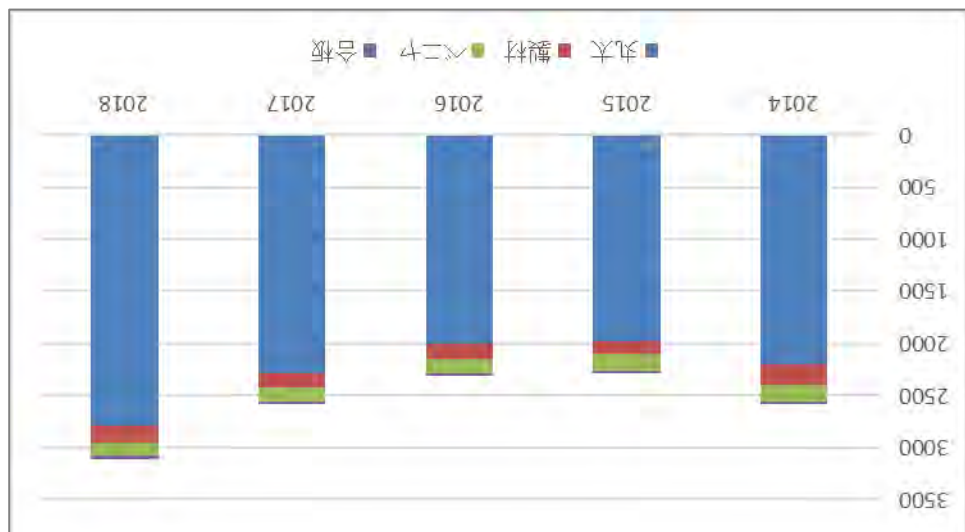


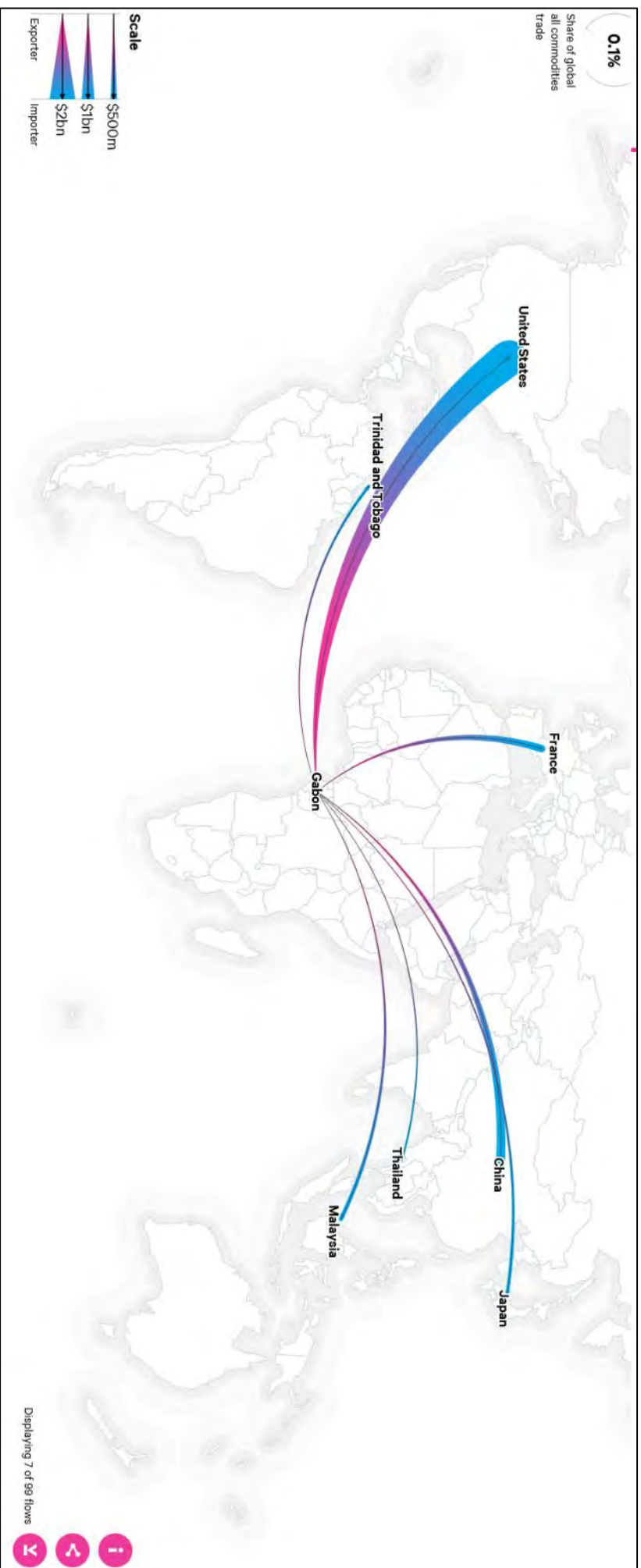
図 3.4 ガボンの木材製品別国内消費量の動向 (単位: 1,000m³) 21

な政府からの税還付遅延の影響を受けており、この税還遅延の状況は一部の輸出業者に財政上の問題を引き起こし、森林セクターにおける民間投資活動を減少させたものの、2018年の製材輸出量は大幅に増加し(2017年比42%)、942,000 m³となった。増加の大部分は中国への輸出の急増によるものであり、2018年のガボンの輸出は主に中国(61%)向けで前年比37%増加している。次いでベトナム(15%)とベルギー(6%)となっている。

現在、ガボンにある135の操業中の製材所のほとんどはアジアの企業が運営しており、続いてヨーロッパや地元企業の企業が運営している。2019年初頭、西アフリカ製材の中国市場へのFOB(本船渡し)価格は、ガボンおよびカメルーンからの大量出荷と中国でのオーク材の需要の鈍化により下落しており、中国からの第二次加工木材製品輸入に対する米国の関税引き下げも価格の低下を招いている。2019年1月直近での、大規模購入業者は主に次の3社である²³：

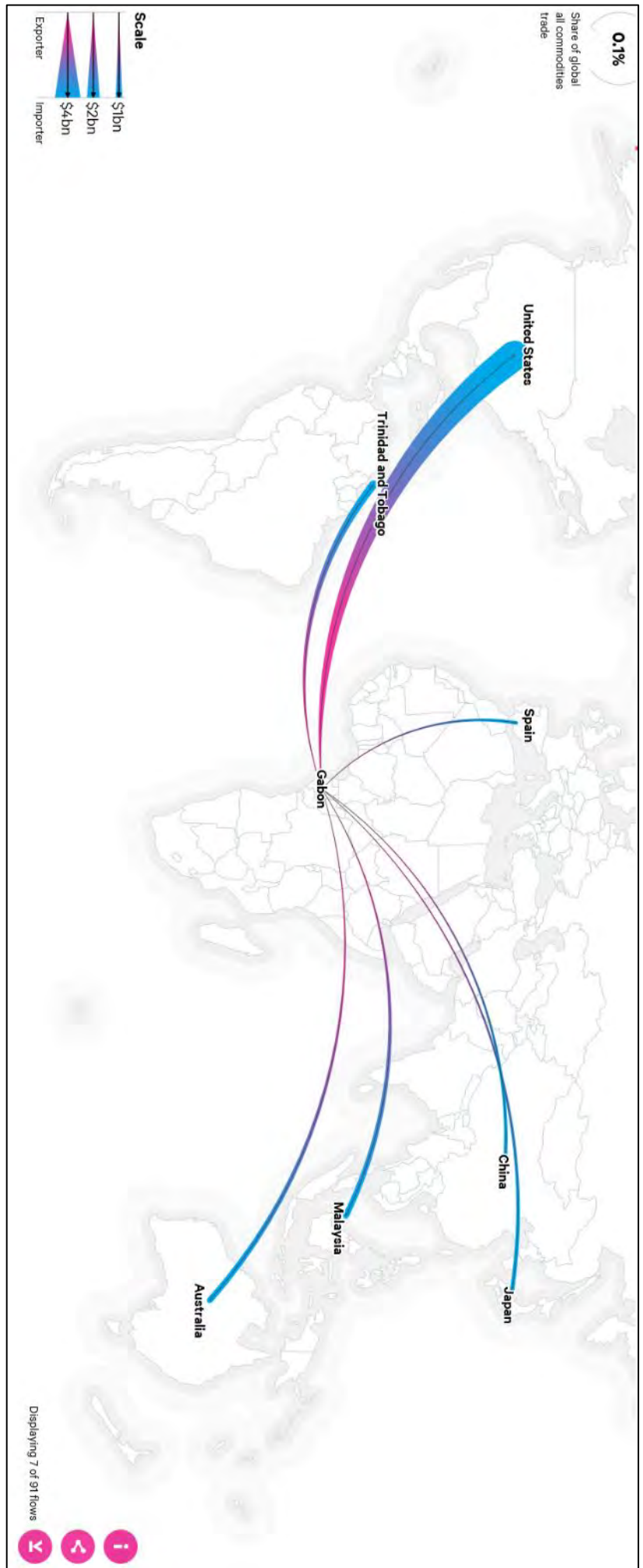
- 8,460立方メートルを購入したグリーンズライ(Greenply) (インド)
- 3,900立方メートルを購入したガボン・ベニヤ(Gabon Vener) (インド)
- 3,560立方メートルを購入したジン・シヤン・ウッド(Jin Shan Wood) (中国)。

図 3.6 2007 年の輸出先²⁴



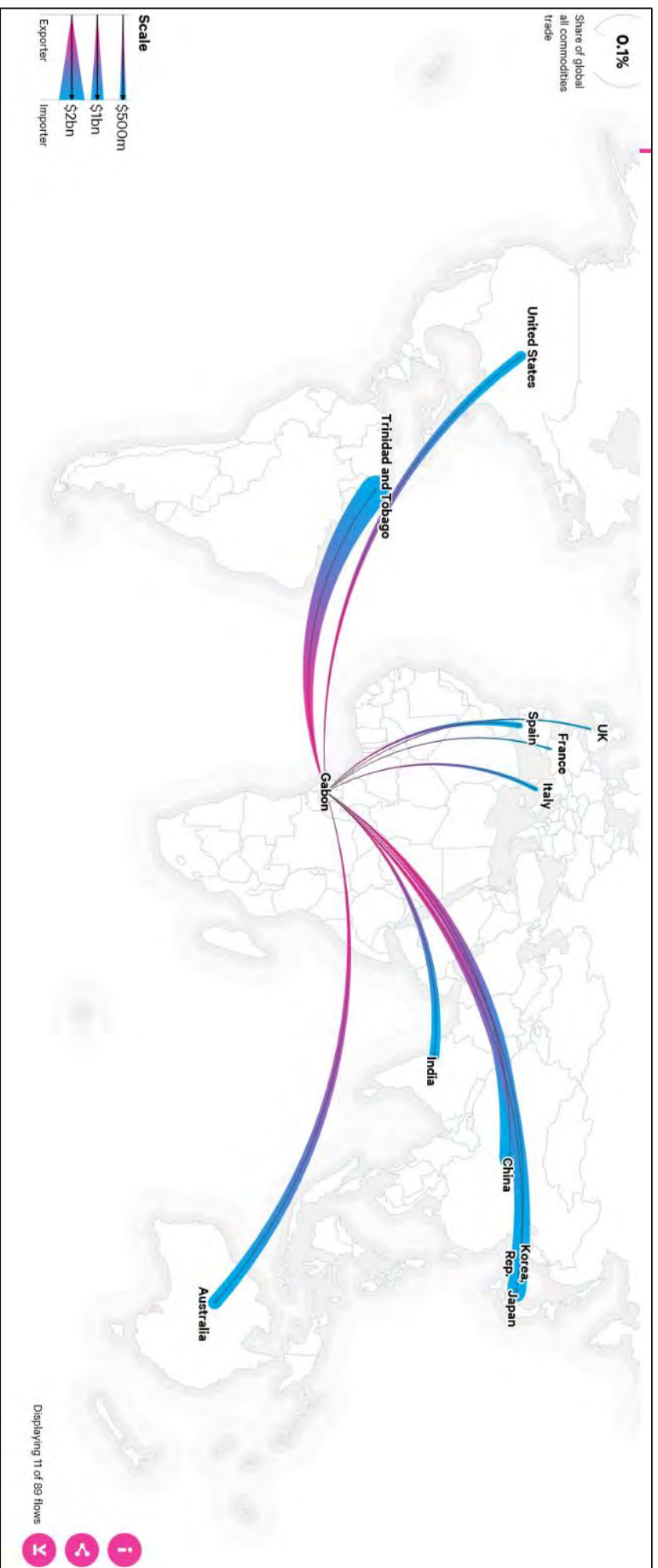
²⁴ <https://resourcetrade.earth/>

図 3.7 2011 年の輸出先²⁵



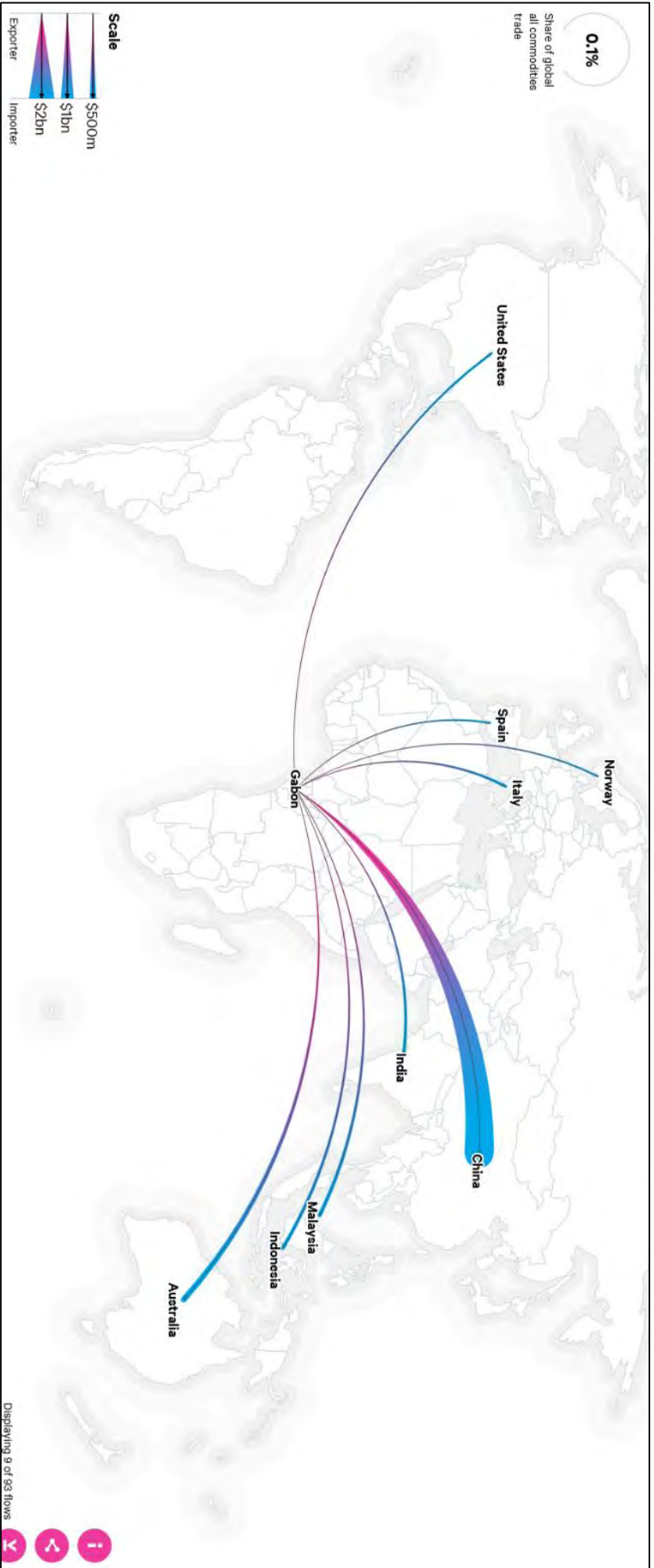
²⁵ <https://resource.rtrade.earth/>

図 3.8 2014 年の輸出先²⁶



²⁶ <https://resourcetrade.earth/>

図 3.9 2017 年の輸出先²⁷



²⁷ <https://resourcetrade.earth/>

アフリカ地域からの熱帯単板の輸出は、ITTO 諸国からの輸出の 22%を占め、ガボン、コートジボワール、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国がアフリカ地域からの主要な輸出国でありインドと中国への輸出は増加しているものの、アフリカの熱帯単板の輸出のほとんどは EU の目的地に向けている。

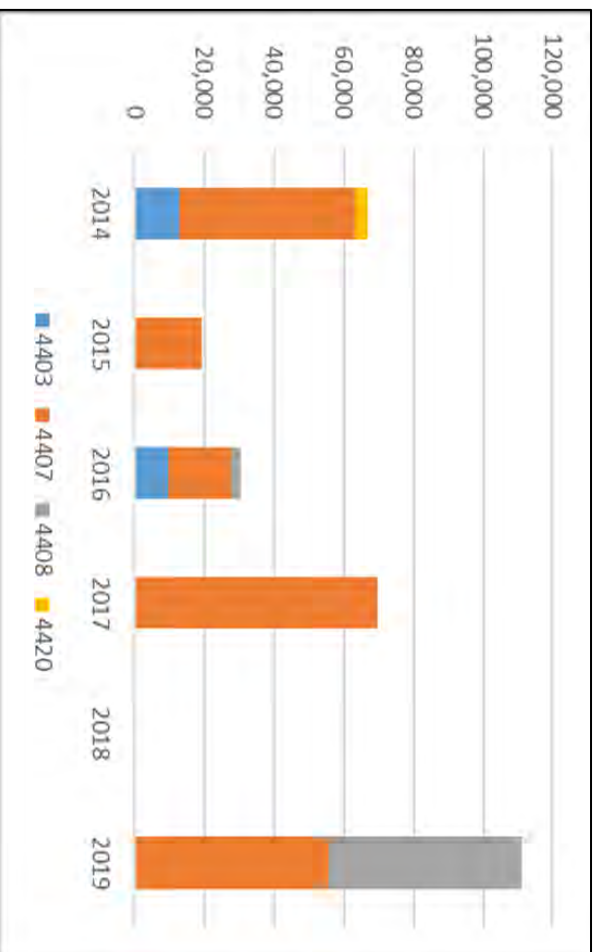
ガボンの熱帯単板の輸出は、主要市場である欧州連合でのオクメ合板の需要レベルに連動している。2010 年の丸太輸出禁止の施行により輸出が増加し、ヨーロッパの合板製造部門に供給する単板の輸出が増加した。2012 年から 2014 年の間、低調な需要レベルのためガボンの単板の総輸出货量は一時的に縮小したが、2017 年にはフランスの需要レベルの向上とインドへの輸出の伸びに応じて前年比で増加し 14,000m³に達した。

アフリカの熱帯合板の輸出货量は世界規模では比較的少なく、2017 年の ITTO 生産国の輸出の 2%未満となっている。ITTO に加盟するアフリカの生産国からの輸出は、過去 3 年間で比較的低いレベルに留まる。

上記のうち、ガボン、コートジボワール、ガーナは 2017 年における地域で最大の輸出国であり、輸出の大部分は EU 市場、特にフランスとドイツ向けである。一方で 2019 年には、ベニヤと合板の製造への投資先が EU からアジアの企業へと大幅に変わり、アジア方面への輸出の増加が見込まれている。

次にガボンから我が国に輸入された木材関連製品の動向について、日本財務省貿易統計のデータをもとに概観する。

図 3.10 我が国の HS コード 44 類区分別の輸入額 (単位：千円) ²⁸



²⁸ 出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

表 3.8 HS コード 44 類区分の概要

HSコード	該当する製品
4403	木材 (粗のものに限る)
4407	木材 (縦にひき若しくは割り、平割りし又は丸はぎしたもの)
4408	化粧張り単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平割りし又は丸剃ぎした木材
4420	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具

ガボンから我が国に輸入される木材製品は主に丸太及び製材であったが、2019 年に化粧張り単板、合板用単板の輸入が急増した。なお、HS コード 94 類 (木製家具) の 2014 年以降の輸入実績はない。

3-2-3 森林認証システムの導入状況

1) 国内で普及している森林認証システム
ガボン国内では 5 つの異なった森林認証システムが導入されている。これらの認証システムは独自のプロセスに基づき、達成する目的に応じた評価ツールを用いているが、森林管理協議会 (FSC) や Keurhout、木材合法原産地認証 (OLB)、TLV (The Timber Legality Verification)) が非常にニーズの高いシステムであるのに対し、Pan African Forest Certification Gabon (PAFC-Gabon) の国内適用例は限定的である。

そのなかでもガボンの森林伐採事業者で採用例が多いのは FSC のシステムであり、伐採・木材加工業者のルジエ・ガボン (Rougier-Gabon) では、CoC と 3 つの森林コンセッションに関する FSC の認証を 2008 年 10 月 9 日に取得している。これらは、オータバソガ (Haut-Abanga)、オゴウエ・イザインド (Ogooué-Ivindo) およびレケイエ (Lékéyé) にある CFAID (持続的森林コンセッション) において取得され、総面積は 68 万 8,262ha に及ぶ²⁹。同日、森林伐採事業者であるスィスグループのプレシヤス・ウツド (Precious Woods) が、赤道木材会社 (Compagnie équatoriale des bois : CEB) で証明書を取得している。また、カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン (Compagnie des bois du Gabon (CBG)) は 2009 年 6 月 2 日に FSC の認証を取得している。

また、Keurhout システムはオランダ市場の特殊な需要を対象としている

²⁹ NELTHO 2008 年 「ルジエ・ガボンの FSC 認証：森林コンセッションの責任ある管理に対する賞」

2008 年 10 月 23 日付け第 9,855 号のユニオン紙の記事 (NELTHO, 2008, « Certificat FSC de Rougier Gabon : un prix à une gestion responsable des forêts concédées », in journal l'Union n° 9855 du 23 octobre 2008)

表 3.9 ガボンで普及している認証システムとその特徴

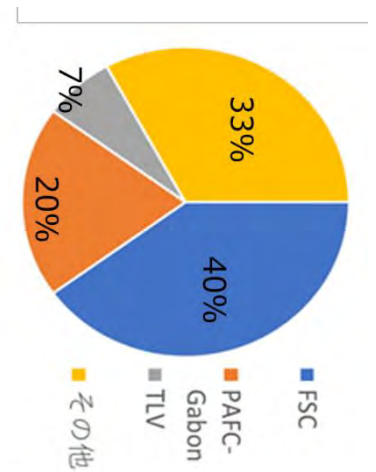
基準	ガボンにおける認証システムの特徴
森林管理協議会 (FSC)	<ul style="list-style-type: none"> 国家基準は国内作業部会により、FSC が策定した「コンゴ盆地に対する域内基準のバージョン 5」に基づいて策定。 2016 年 2 月に国家基準の第一案が作成された。 国内法への適応（グローバルな基準に基づいた国家基準の作成） すべての森林コンセッションに適用可能な国家基準
PAFC-Gabon	<ul style="list-style-type: none"> PAFC-Gabon はガボンの社会環境条件及び経済条件に合わせて設定されている。 COFRAC³⁰は PAFC-Gabon に対する有効な認定機関である。 汎欧州森林認証制度 (Pan European Forest Certification Schemes : PEFC) によって相互認証されているため、PAFC-Gabon によって認証された製品は、PEFC のロゴで国際市場に参入することができる。
OLB	<ul style="list-style-type: none"> ガボンに関しては、森林法、労働法、持続可能な開発に関する法律、環境法、そして社会保障に関連するすべての法令が認証に必要な要求事項に相当する。
Keurhout	<ul style="list-style-type: none"> オランダ市場向けに特化し、ガボンでのみ使用されているため³¹、あまり普及していない。
TVL	<ul style="list-style-type: none"> 他の認証制度と比較して全国レベルではあまり普及しておらず、詳細な情報が欠如している。

2) ガボンで認証を取得した企業

ガボンでは森林は重要な経済的資源と位置付けられており、主要な資産の一つとなっているため、国の経済発展のためには森林開発・利用は不可欠な存在である。他方、国際市場や非政府機関 (NGO) からの合法性証明などの要求に対して脆弱であり、環境に配慮した良質な製品をより高い価格で購入する消費者に対応すべく森林認証の取得が急務とも言える。

ガボンでの認証機関別・森林認証取得率を森林面積で見ると、FSC が 40%、PAFC-Gabon が 20%、TLV が 7%、その他が 33%、となっており、森林認証を取得した森林コンセッションの所有土地面積は 261 万 7,289ha にのぼる。

図 3.11 認証別の普及割合



³⁰ <https://www.cofrac.fr/en/>

³¹ Le Flamboyant : 国際熱帯樹木ネットワーク・メンバーのニュースレター、2007 年 5 月

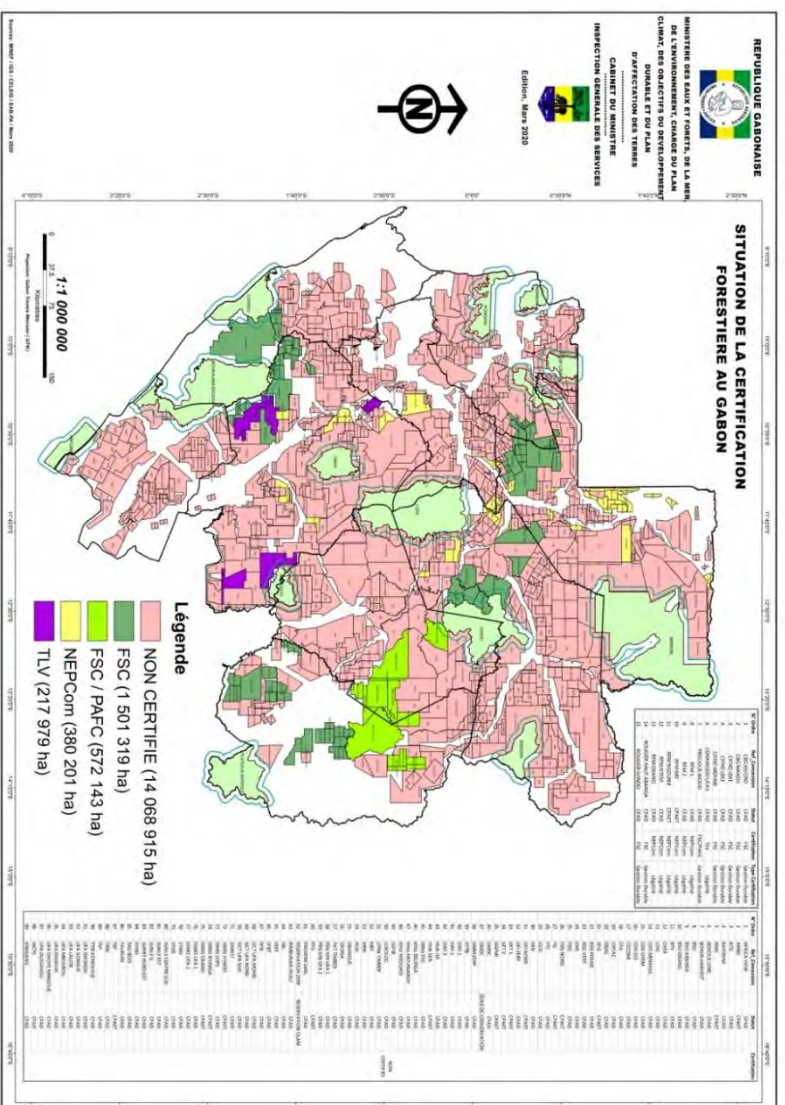
表 3.10 2020 年 ガボンで認証を取得した森林コンセッション³²

№	森林コンセッションの名称	整備計画		認証	面積 (ha)	認証の種類	
		承認年					
1	プレンヤス・ウツド・CEB： バンビディアエ (BAMBIDIE) UFA ³³ 、オコンジヤ (OKONDJA) UFA およびレラマ (LELAMA) UFA	2000	FSC/PAFC	596,800			
		2000	FSC/PAFC				
		2000	FSC/PAFC				
2	カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)： キゾオロ (Kivoro) UFA カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)： ラビ (Rabi) UFA カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)： マンジ (Mandji) UFA Mandji	2009	FSC	216,443			
		2004	FSC				
		2004	FSC				
3	シフホ レケ (CIFHO Léké)	2006	FSC	145,236		持続可能な管理	
4	シフホ モヤビ (CIFHO Moyabi)	2007	FSC	186,395			
5	ルジエ・ガボン (Rougier Gabon)： オータバンガ (Haut Abanga) UFA	2002	FSC	293,162			
6	ルジエ・ガボン (Rougier Gabon)： オゴウエ・イザインド (Ogooué Iindo) UFA	2004	FSC	279,185			
7	コーラ・ウツド・ガボン (Corà Wood Gabon) / ソグニエ (Ngounié) UFA または UFA 3	2013	TLV	217,708			
8	RFM ガボン特別経済ゾーン社-ソテム (RFM GSEZ-Ntem)： 整備伐採加工 暫定協定 (CPAET)	2016	NEPCom	61,959			
9	RFM ガボン特別経済ゾーン社-オカノ・イザインド (RFM GSEZ-Okano Iindo) UFA	2018	NEPCom	55,444			
10	レイン・フォレスト・マネジメント / UFA n°1 (Rain Forest Management (RFM))	2013	NEPCom	79,670	合法性		
11	RFM ガボン特別経済ゾーン社： モライエン・オゴウエ (Rain Forest Management-GSEZ « Moyen-Ogooué »)	2019	NEPCom	59,305			
12	RFM ガボン特別経済ゾーン社： ソグニエ (Rain Forest Management-GSEZ « Ngounié »)	2019	NEPCom	73,882			
総整備面積					2,617,289		

³² 森林総局 (DGF) 2020 年

³³ Unité Forestière d'Aménagement (森林管理ユニット)

図 3.12 ガボンにおける認証を取得した森林コンセッションの状況 (2020 年) 34



このような状況下、2012年9月に、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボンおよび赤道ギニア向けのFSCの地域スタンダード（FSC FOREST STEWARDSHIP STANDARD FOR THE CONGO BASIN）が承認され、2018年9月にはアリ・ボンゴ大統領が、ガボン国内の全森林コンセッションが2022年までにFSC認証を取得することを義務付けることを宣言した。更に2020年1月31日、リー・ホワイト水・森林大臣が、FSCとの間で「2020 cooperation agreement」を締結するなど、政府トップレベルが森林認証へのコミットメントをリードし続けている。

3) 森林／木材セクターに対する認証の課題

森林法第 244 条では、森林伐採に関する一連の税金が規定され、すべての伐採・鋸盤による製材加工の許可の割り当て、プロセス、更新、交換、譲渡ならびに林産品の販売と輸出には、状況に応じて以下の税金または負担金を課されることが明記されている。

- 伐採に関する税金
- 面積に対する税金
- 更新に関する税金
- 譲渡に関する税金

³⁴ 森林総局 (Direction Gestion Forestière)

- 鋸盤による製材加工に関する税金
- 輸出税
- 賃貸に関する税金
- プラントーションに特化した負担金
- 森林税

これらの税金を規定する法文書は全て、2020年の国家の資源と税金を決定する2020年1月22日付け法律第014/2019号（財政法）の一部の条項の修正に関する2020年7月17日付け法律第019/2020号に含まれる。

4) ガボソンにおける自主的・二国間貿易協定(FLEGT-VPA)

ガボソンはFLEGT自主的・二者間協定(FLEGT-VPA)の締結に向けて、欧州連合(EU)との交渉を2010年9月に開始し、1年半の間交渉が継続されたが2012年半ばに中断されたが、2019年にはガボソン政府交渉担当者は、EU関係者に両者間の貿易再開にガボソン側が関心を持っている意思を示した。

ガボソン政府は交渉再開の準備として2014年に外部資金³⁵を導入し、主に森林コンセッション認証の普及や森林/木材セクターのガバナンスの改善を目的とした行動に取り組みしており、ガボソンの森林政策と規則の要件を満たすべく、民間セクターでは2019年に開始されたものも含め、森林データの管理とトレーサビリティに関する能力強化を目的とした事業が実施されている。

3-2-4 違法伐採に関する関連情報

ガボソン国における違法伐採の監視、摘発は水・森林省水・森林省が所管し、地方事務所がその執行を担っている。以下、水・森林省水・森林省地方事務所の役割を述べる。

1) 水・森林省水・森林省地方事務所による査察

水・森林省水・森林省地方事務所は、定期的に州内のコンセッションを訪れ、年間操業計画通りに実施が実施されているかを現地確認する。伐採業者による森林インベントリーの検証を主に行う。

地方管理局による具体的な現地確認作業は以下の通り。

- 森林官がコンセッションに連絡のうえ現地訪問
- 査察に必要なツールの準備
- Code Forestier (森林法)
- 当該コンセッションの Plan d'Aménagement (開発計画)
- 同 Plan de Gestion (管理計画)
- 同 Plan Annuel d'Opération (施業計画)

³⁵ FLEGT フラリカ・カリブ・太平洋諸国（世界食糧農業基金）・セクター別ガバナンス支援プログラム（欧州開発基金）

- GPS、デジタルカメラ、PC (ArcGIS)
 - 現場では、現場担当者に伐採計画図（伐採対象木の位置が示されているもの）を用意させ、伐採対象木以外を伐採していないか、年間伐採作業区域の境界を超えて伐採していないかを確認する。
上記のような内容を現地で確認し、違反がある場合は森林法に基づいた指導を行う。
- 2) 水・森林省水・森林省地方事務所による違法伐採の摘発
- 水・森林省水・森林省地方事務所では伐採の内外にかかわらず、森林官が以下の方法で違法伐採摘発にあたる。
- 林道で伐採木を積載したトラックを検問し、必要な書類を確認する。
 - 住民もしくは伐採業者からの通報により現地調査を行う。
 - 定期的にパトロールを行い、違法伐採が疑われる場合には、GPSで位置情報を記録の上、事務所にて伐採許可を確認する。

3-3 森林の伐採段階における法令

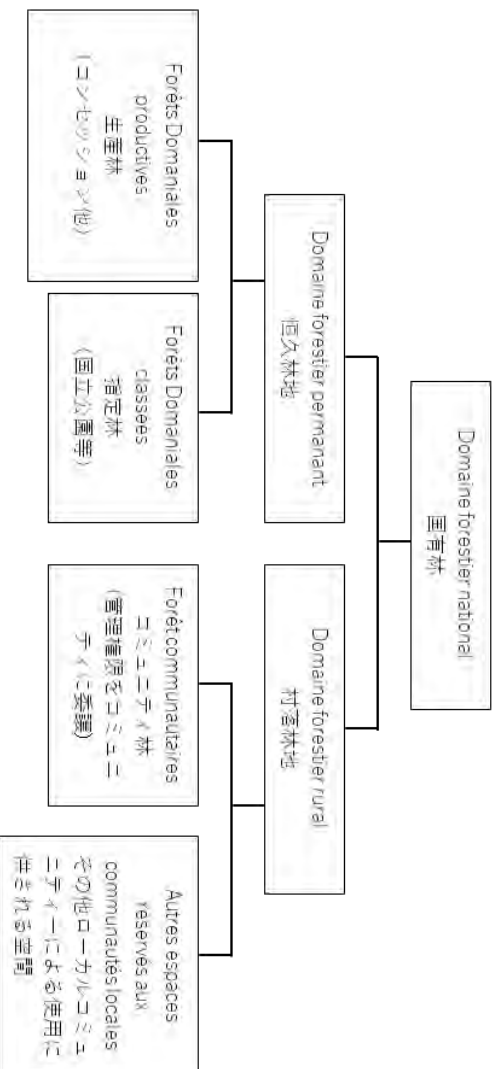
3-3-1 森林伐採に関する行政の体制

1) 森林法に基づく森林区分の体系

ガボンの森林法 (Code Forestier) ならびに国家技術書 (Guide Technique National) に記載されている生産林に関する伐採許可とその整備・施業に関する主な規則は、以下の通りである。

森林法第 13 条 (Article 13 du Loi No0016101 portant Code Forestier) によれば、ガボンにおいては全森林の所有権が国に帰属しており、それらが恒久国有林地 (Domaine forestier permanent : 1,400 万 ha) と村落林地 (Domaine forestier rural : 800 万 ha) に大別される。国有林地は、生産林 (Forêts Domaniales productives : 1,000 万 ha、コソセツションなど)、指定林 (Forêts Domaniales classées : 400 万 ha、国立公園等) に分けられ、また、村落林地は、コミュニティ林 (Forêt communautaires)、その他ローカルコミュニティによる使用に供される空間 (Autres espaces réservés aux communautés locales) に分けられる。

図 3.13 森林法に規定されている森林の種類



2) 伐採許可に関する基本情報

ガボンの国有林地 (Domaine forestier permanent) のうち、生産林 (Forêts domaniales productives) については、伐採許可が手続きを経て認可されている森林 (Forêts attribuées avec Permis à vocation industrielle) とその他の生産林 (Réserves forestières de production : 未調査および伐採申請中の森林) に分けられる。村落林については、地域住民による利用が法令に基づき許可されている。

表 3.11 伐採許可された森林の種類

CFAD: Concession forestière sous aménagement durable
面積 50,000ha 以上 600,000ha 以下。単一もしくは複数の開発区画 (lot) で構成。1 lot は、15,000ha 以上 200,000ha 以下。申請には森林整備インベントリを実施したうえで、持続可能な森林管理と生物多様性の保全等にも配慮した計画書の提出が必要。

PFA : Permis forestier associé
CFAD の中に統合されるか、もしくは、複数の PFA をグループ化して CFAD を形作る。面積は CFAD に統合される場合は 15,000ha 以下で、グループ化して単一の CFAD とする場合は 50,000ha 以下。

PGG : Permis de gré à gré
認可はガボン国民・企業に限定。
主に地域コミュニティーの森林利用を想定した許可。面積ではなく、伐採本数 50 本という本数上限がある。入札ではなく、すべて随意契約。認可はガボン国民に限定。

3-3-2 法令の概要と運用状況

ガボンにおける林業関連の全法規はガボン森林法 (2001 年 12 月 31 日付けガボン共和国の森林法に関する法律第 16-01 号)³⁶にまとめられているが、同国で伐採可能地を取得するには以下の方法がある。

- 入札による森林コンセッションの割り当て
- 相互合意による許可の割り当て
- 村落共同体共有林の伐採許可の割り当て

森林伐採には森林/木材セクターを管轄する官庁からの承認取得が必要である。この認可では事業者には森林整備とその持続可能な管理を遵守することが義務付けられており、これらの基準に違反した場合、現行の法律に従い許可が停止されることがある。森林伐採活動を規定する条項の詳細を以下の表に記載する。

³⁶ https://www.ufiga.org/telechargement/loi-n-16_01-portant-code-forestier_dec-2001/

表 3.12 ガボンの森林／木材セクターに適用される法令に関する文書

適用範囲	法令に関する文書
森林許可の定義・付与・運用	ガボン共和国における森林法第 016/2001 号 関連条項：法令第 01/01 号 (93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101,102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110,111, 112, 113,114, 115, 117,118, 1019, 1020, 1021, 122, 123, 124, 125, 126, 1027, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162)
入札による森林コンセッションの付与	2008 年 8 月 10 日付け省令第 00640-08-MEFEPA 号の全条項
相互合意による許可の付与	2011 年 10 月 10 日付け省令第 136-MEF 号の全条項
村落共同体共有林の設置条件	2004 年 12 月 1 日付け政令第 N001028-PR-MEFEPPN 号の全条項
村落共同体共有林の付与と管理の手順	2013 年 1 月 31 日付け省令第 018-MEF-SG-DGF-DFC の全条項
村落コミュニティによる森林の留保権	2014 年 5 月 6 日付け省令第 106-MFEPRN 号の全条項
森林／木材セクターの専門的な承認の発行条件	2011 年 4 月 2 日付け政令第 0278-PR-MEF 号の全の条項
登録された生産性の高い国有林の整備および持続可能な管理に関する基準および技術	2004 年 8 月 24 日付け政令第 689-PR-MEFEPPN 号の全条項
伐採可能な樹種を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000119-PR-MEFEPPN 号	省令の全条項
用材用樹種の最小伐採可能直系を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000117-PR-MEFEPPN 号	省令の全条項
廃材の状況	2011 年 2 月 2 日付け政令第,0273-PR-ME 号の全条項
新たな許可の付与の暫定的な停止	2004 年 8 月 9 日付け政令第 666-PR 号の全条項

3-3-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度 (コンセッション) 恒久林地における森林許可の割り当て

前述の通り、ガボンには「緑のガボン」政策において、すべての生産林を CFAD にすることを目指している。木材伐採コンセッションが CFAD として水・森林省から認可されるためには、以下の手続きを踏む必要がある。

法律第 16/01 号の公布以降、生産林地における森林コンセッションの割り当ては、現在二種類の森林許可に基づいて行われる。一つは対象面積が 5 万 ha から 20 万 ha までの持続整備森林コンセッション (CFAD) であり、ガボン政府は森林関連の大企業に対して森林整備計画と工業化計画の策定に 3 年の期間を認めている。森林行政当局による上記計画の承認により、20 年から 40 年の伐採ローテーションとする CFAD が割り当てられる。

1. 水・森林省は、伐採業者から提出された CPAET (Convention Provisoire d'Aménagement - Exploitation - Transformation) (整備・施業・加工に関する仮協定) 計画を 3 年かけて精査し、CFAD として適切か判断する。
2. CFAD は、複数の UFA (Unité Forestière d'Aménagement = 森林整備単位) で構成され、UFA は複数の UFG (Unité Forestière de Gestion = 森林事業単位) で構成される。更に、UFG は 5 年間の事業計画であり、5 つの AAC (Assiette Annuelle de Coupe = 年間伐採区域) を包含する。
3. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後を期限として、Plan d'Aménagement (整備計画) を水・森林省に提出しなければならない。期限を遵守できなかった場合は、自動的に CPAET が無効となる。
4. 伐採業者は、CPAET への署名後 6 ヶ月以内に、「整備インベントリ一手順書」(Protocole d'inventaire d'aménagement) を提出する。その 2 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
5. 伐採業者の「整備インベントリ報告書」(Rapport d'inventaire 'aménagement) 提出 (CPAET への署名の 30 ヶ月後) およびその認証の 1 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
6. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後に、水・森林省との最終契約ともいえる「整備・施業・加工計画」(Plan d'Aménagement - Exploitation - Transformation) を提出する。

7. その主な内容は、20～50年間の計画、生産量の予測、環境保護対策、社会経済開発、対象森林の調査・研究などである。

8. CFADとして認められた場合は、最初の森林事業単位（UFG）について、整備計画（Plan de gestion）が策定される。また最初の年間伐採区域（AAC）について、以下のような留意点に基づき年間操業計画（PAO）が策定される。

- 管理計画（Plan de Gestion）の対象は森林事業単位（UFG）とする。
- UFG内は、森林法第19条により、複数のAACで構成される。（基本的に5個）
- 各AACにはPAOが策定されており、これに従って実施を実施する。
- 伐採ローテーション期間として最低20年間は、同一のAACで伐採できない。
- 伐採後は、通常は天然更新とするが、希少樹種に関しては、伐採業者に再植林を指示する場合がある。

9. 伐採業者は、AACの施業を開始する1年前までに探査インベントリー（Inventaire d'Exploitation）を完了する必要がある。

以上が、CFAD認定までの流れであり、かかる業務は水・森林省森林総局が行う。

2) CFADの普及状況

CFADでの伐採は整備計画と工業化計画に基づいて行われ、同一の事業者に割り当てられるCFADの総面積は60万haが上限とされている。連帯森林許可（PFA）は、一つのCFADに統合されている場合は1万5千haを、許可所有者が整備の対象としている場合は5万haまでを限度として、ガボン国籍の経済事業者に割り当てられる（ガボン森林法 第99条、第100条および第112条）。連帯森林許可は入札による森林コンセッションの割り当て方法を定めた2008年10月8日付け省令第00641-08/MEFEP A号に従い行われる入札手続を経て割り当てられる。

入札手続は政府が森林許可割り当てにおいて透明性の確保を目的として行われるものであり、応札書類提出後、政府が設置した「木材セクター工業化委員会（CIFB）」が評価作業を行う。委員会は、森林経済省のほか、首相府、財務省、計画省、商業省および他の省庁のメンバーで構成され、9の省庁がこの評価に関与する。なお、第三者による評価には、PFAとCFADを関連づける必要がある。一つのPFAが5万haである場合、所持者は整備計画と木材を現場加工する工場の図面を提出することが義務付けられている。

CFADを取得したガボンの森林コンセッションについてみると、大部分がアジア系（中国およびベトナム）事業者に属し、フランスとイタリアの事業者がこれに続き、最後にガボンの事業者所有となる。これらの大企業グループには、中国系グループのスンリー・ガボン（Sunly Gabon : Sunry, Sunly）やフア・ジェ（Hua Jia : Hua Jia, Ten, Tip）、ベレー

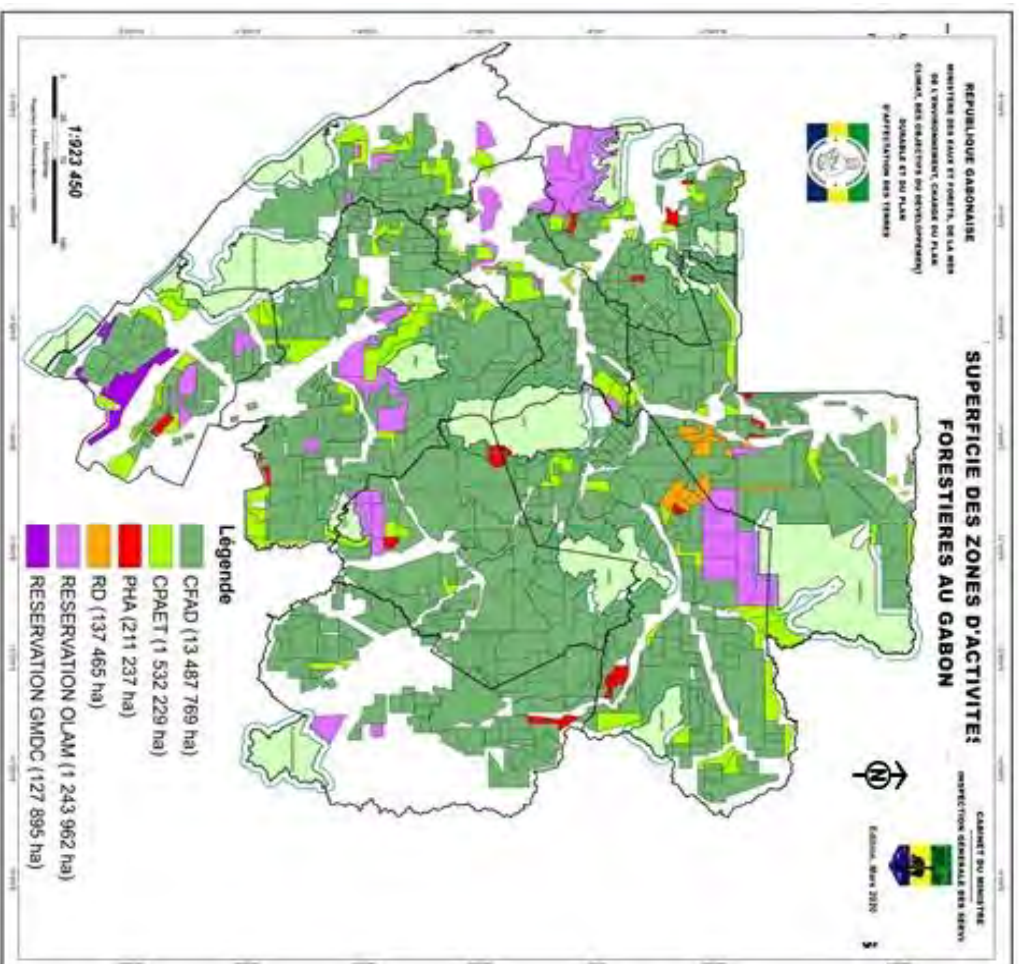
シア系のホルダミュール (Bordamur : Rimbunan Hijau, SFIK, Toujours vers, Grans Bois, IFK CIPLAC OFFOUE) 、フランス系のルジエ (ROUGIER : Rougier-Gabon, CIFHO) 、インド系のオラム・インタナショナル (OLAM international : Olam Gabon, Gsez, Gaw, Giw Sarl, Gsezw Sarl) 、イタリヤ系のコーラ・ウッド (Cora wood) としてスイス系のプレシヤス・ウッド (Precouis Wood : CEB) が挙げられる。

森林伐採関係者の構成は、ヨーロッパ (主にフランス) の企業による伐採開始以来占有され、かつてはソシエテ・デュ・オー・トゴウエ (Société du Haut-Ogooué) がガボンの国土の5分の2を占めていた時代もあったが、その後アジアにおける需要増加を背景に東洋系の企業グループが進出し、現在に至っている。

ヨーロッパの企業またはヨーロッパ資本を受けている企業は厳しい競争にさらされているが、フランス系のルジエ (Rougier) (約69万ha)、CEB-プレシヤス・ウッド (CEB-Precious Woods) (50万5千ha)、SEFF (30万ha) やイタリヤ系のコーラ・ウッド (Cora Wood) (45万ha) など依然として重要なコンセクションを保持している。

一方、ワレーシア系グループであるリソブナン・ヒジヤウ (Rimbunan Hijau) が所有するボルダミュール・カンパニー (Compagnie Bordamur) とスソリー・ガボン・グループ (Groupe Sunly Gabon (SUNRY, SUNLY)) がガボンで最大のコンセクションを所有している。

図 3.14 森林許可の地理的分布状況³⁷



3) 伐採に係る税金と手数料
伐採に係る税金は森林コンセッションが取得した認証レベルに応じて以下のように定められている。

表 3.13 認証レベルに応じた面積に対する税金

森林ユニット	FCFA / ha
FSC または PAFC/PEFC によって認証されたコンセッション	300
法律によって認証されたコンセッション	600

表 3.14 加工レベルに応じた輸出入木材加工品に対する税金

加工	FCFA/m ³
第一次加工	9
第二次加工	3
第三次加工	1.5

3-3-4 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

上記に述べたようにガボン国森林法に基づいて合法的に伐採された木材の供給システムは、森林コンセッションを与える CFAD 許可によって担保されている。一方 FSC に代表される様々な森林認証システムが導入されつつあるが、普及率は低く 2022 年までに全てのコンセッションに適用させるといふ大統領宣言が出されている。

一方、EU との FLEGT-VPA 協議については、一旦中断されていた締結交渉を再開する準備が活発化している。このなかで伐採の合法性が確認できるシステムが検討されており、事例として以下に紹介する。

ガボン林業木材産業協会 (UFIGA) はドイツ復興金融公庫 (kwf) の支援により中部フリカ森林協議会 (COMIFAC) を通じて、PPECF-Programme for the Promotion of Certified Forest Management (認証された森林管理の促進プロジェクト)³⁸を実施中であり、そのなかで木材のトレーサビリティを行うソフトウェアとして「Gabontracks」を試験的に導入し、トレーサビリティ及び合法性のモニタリングのための、森林開発管理共通システムの設置を目指している。これと平行し、事業者のシステムから、森林管理データベースにデータを直接取り込める (少なくともそれにつながる) プラットフォームを設立中である。加えて、水・森林省、ガボン林業木材産業協会 (UFIGA)、ガボン林業森林伐採専門家組合 (SIAG) の代表を集めた合同作業部会を設置し、システムの具体化を協議している。プロジェクト関連資料から、提案されているトレーサビリティに用いるバーコード案³⁹を以下に示す。

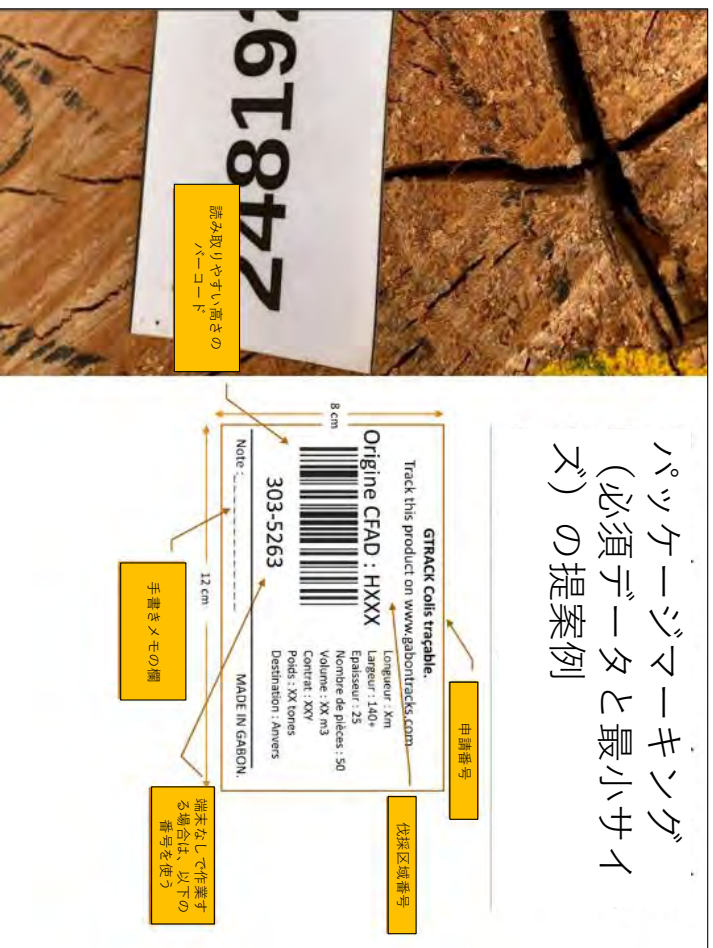
³⁸ <http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html>

³⁹ <http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html>

図 3.15 トレーサビリティに用いるバーコード案 (その1)



図 3.16 トレーサビリティに用いるバーコード案 (その2)



3-4 木材の流通段階における法令等

3-4-1 木材の流通（伐採箇所から加工工場への搬入）に関する法令

政府の許認可を得て伐採された木材は、森林法第 3 項「木材生産林の伐採に関する一般規定」に基づき加工工場に搬入される。以下、第 3 項のうち主要な条文を示す。

- 第 127 条：伐採許可の所有者はハンソーによる刻印のために少なくともハンソーを一つ所有しなければならない。このハンソーによる刻印は裁判所の登記簿に登録され、水・森林当局または委任された機関に提出される。伐採を請負う場合、請負業者は許認可保有者の刻印またはハンソーを使用しなければならない。
- 第 128 条：伐採許可区域内で伐採された全ての樹木は、第 127 条で規定されているハンソーによる刻印がされ、木材、伐根、切り株および玉に伐採木の識別コードが記される
- 第 129 条：第 128 条の適用により、原木の状態で収穫された伐採木は個別識別される。
- 第 131 条：樹幹の詳細は伐採が終わる前に現場台帳に記載される。玉に関する詳細は木材を現場から運び出す前に台帳に記入される。
- 第 132 条：水・森林当局の州の監督局長は現場台帳を照査し略書をする。現場台帳は水・森林当局の職員からの要求があった場合、提示されなければならない。職員は検査後ただちに書面による認証を行う。
- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない伐採搬出図を三部作成する。製品この伐採搬出図を添えなければならない。
- 第 136 条：全ての伐採業者は各四半期末、遅くとも各四半期終了の翌月末までに、特以下の活動項目に関する技術・会計書類を水・森林当局の州監督局に提出しなければならない。
 - ガボン木材公社に搬入されたオクメとオジゴ⁴⁰の原木に関する四半期ごとの生産状況
 - 加工場ごとの内訳を記載した、現地の加工場に搬入された原木に関する四半期ごとの生産状況
 - バイヤーの内訳と連絡先を記載した様々な原木に関する四半期ごとの販売状況
- 第 138 条：原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる
- 第 139 条：ガボン木材公社、地元加工場およびその他の木材のバイヤーには以下のことが義務付けられている。
 - 木材受領前にこの仕様書を手すること
 - 税金と納付金に関する森林法の規定を実行し、受領後 30 日以内にその金額を支

⁴⁰ 注) 2021 年現在、オジゴの伐採は禁止されている

払うこと。

上記、第 127 条に規定された伐採業者のハンマーを以下に示す。このハンマーは Société International Company of Timber (SICT)社が取得したものであり、社名の刻印が記されている。

また、加工工場に搬送中の丸太原木について、第 128 条に規定された伐採原木への刻印と伐採箇所情報が原木に付された事例を以下に示す。これによると原木へのハンマー刻印が確認され、更に CPAD (伐採コンセッション名) や AAC (年間伐採区画番号) の情報を付したタグが取り付けられている。なお、これらの情報は白ペンキなどで直接原木丸太に記載されている場合もあり、記載基準は法律上規定されていない。



図 3.17 伐採業者固有の刻印ハンマー

図 3.18 丸太原木に付されている伐採情報⁴¹



上記の手順を経て搬入された原木に関して、加工工場は以下に示す森林法第 228 条及び第 229 条に基づき、搬入情報を水・森林省に報告する義務を負っている。

- 第 228 条：加工場の責任者は加工場で受領・加工した木材の保管状況を記録する台帳を準備しなければならない。この台帳は定期的に更新される。このため、加工場の責任者は原木受領後 48 時間以内に、運送状に記載された内容を特定の台帳に転記しなければならない。

⁴¹ https://wwf.panda.org/wwf_news/

- 第 229 条：処理・加工された木材製品の再販業者は製品を水・森林当局によって承認された加工場から調達しなければならぬ。そのため再販業者は水・森林当局の職員から要請があれば、規則に準拠した輸送状を提示し製品の原産地を証明する義務がある。

3-4-2 木材の流通（輸出）に関する行政の体制

ガボンでは、木材製品の出荷に関する貿易許可証は無いものの、以下に示す森林法第 135 条及び第 138 条に基づき、運送明細（貨物運送状）及び原産地仕様書の確認が行われる。輸出は首都（オウウェンドウ港）からのみ行われており、積み出し時に水・森林省職員によって上記の確認が行われる。

- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない搬出図を三部作成する。この搬出図には製品を添えなければならない。
- 第 138 条：原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる。

3-5 合法性証明に関するリスク

3-5-1 伐採から加工、輸出までの流れからみた分析

上記で述べたように森林伐採に関する許認可とそれに必要な情報について見れば、伐採予定箇所のインベントリや伐木個体位置、ハンマーによる丸太原木への打刻と原産地情報の明示など細部が規定されている。その一方で、水・森林省所管の水・森林学校長へのヒアリングによると、加工工場に搬入された丸太原木の情報が水・森林省に報告されることは確認できたが、搬入された丸太原木が有していた個体情報が加工製品にどのように引き継がれていくかについては明確な情報が得られなかった。



図 3.19 伐採から加工、輸出までの流れ

また、ガボン国では伐採を禁止している5つの樹種があり、輸入木材のうちこれらが含まれていないか確認する必要がある。また、持続的な森林管理に基づき伐採が行われているコンセクション (CFAD) から伐出された原木であることを確認するために、水・森林省の承認が得られているかどうかを各種許認可書類によって確認する必要がある。加えて森林認証が取得された伐区から生産された木材製品であることも重要な確認事項と言える。

3-5-2 合法性に関する第三者からの指摘

イギリスに本部を置く非営利団体の ODI (Overseas Development Institute) は、CIFOR (The Center for International Forestry Research) や RECOFTC (Regional Community Forestry Training Center for Asia and Pacific) と連携し、ガボンの森林管理及び検証に関する現状について調査を行った (2008 年)⁴²。それによるとガボンにおける森林管理に関する検証システムは、2001 年に制定された森林法を基礎とし、水・森林省と法務省が主務官庁となりこれを実践する 2 本の柱で構成されていることに特徴があると述べている。また、このシステムの有効性に関して、違反の件数は 2002 年の 451 件から 2006 年には 281 件、2007 年には 252 件と減少しつつあるものの、違反行為に対する実地モニタリングは 2006 年及び 2007 年にそれぞれ 2 回実施されただけに留まり、十分な検査数とは言えないと指摘している⁴³。更に、行政機構を中心としたガバナンスや検証システムは必ずしも中立性を担保できるものではなく、第三者機関による検証が行われていないことへの警鐘を鳴らしている。

⁴² <https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/4466.pdf>

⁴³ ODI のレポート中では、この数字の出典は水・森林省研究・調査局とされているが、具体的な出典の詳細情報は本調査では確認できなかった。

付属資料1 CFAD および CPAET を所持している企業

一つのグループ企業に複数の個別企業が属している場合は、併記している。

企業名	専門分野
チェン・トン・チャイナ・グループ (Groupe China Cheng Tong) (CCT) スンリー・ガボン(Sunly Gabon)	中国資本の企業グループ
ルジエ・グループ(Groupe Rougier) オートゴウエ・インダストリ & フォレストリーカンパニー(Compagnie Industrielle et Forestière du Haut-Ogooué) (CIFHO)	フランス資本の企業グループ
カンパニー・デ・ボア・デュ・ガボン(CBG) (Compagnie des Bois du Gabon) (CBG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タリ・ボア／センチュアン (Tali Bois / Senchuan)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タリ・ボア・ガボン(Tali Bois Gabon)	
センチュアン・ティンバー・ガボン(Senchuan Timber Gabon)	
ダン・ガボン・カンパニー(Compagnie Dan Gabon) (CDG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
コーラ・ウッド・ガボン (Corà Wood Gabon) (CWG)	イタリア資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ファ - ジア産業 (Hua-Jia S.A.)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
オゴウエ木材・製材 (Bois et Sciage de l'Ogooué) (BSO)	フランス資本の企業

企業名	専門分野
	専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ワン・チュアン・ティンバー有限会社 (Wanchuan-Timber SARL) (WCTS)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発 (Exploitation Gabonaise de Grumes) (EGG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
MPB / TBNI グループ (Groupe MPB / TBNI) モン・ペレ・ボア (Mont Pelé Bois) (MPB) 木材輸送・国際商会 (Transport Bois Negoce International) (TBNI) フォレストリー・デヴェロップメント・ガボン (Forestry Development Gabon) (FDG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ミチック森林伐採 (Mitzi Exploitation Forestière) (MEF)	
アベイユ・フォレストリー・カンパニー (Compagnie Forestière des Abeilles) (CFA)	
ジョン・ビタル・ガボン株式会社 (John Bitar Gabon S.A.)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
BSG / GWI グループ (Groupe BSG/ GWI) ガボン木材製材 (Bois et Scierie du Gabon) (BSG) ガボン・ウッド・インダストリ (Gabon Wood Industries) (GWI)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ペン・ジン木材有限会社 (Peng Xin Bois SARL)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
モアンダ製材会社 Société de Sciage de Moanda (SSMO)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
グランド・マユンバ・デヴェロップメント・カンパニー／ニャンガ・フォレストリー・オペレーションズ (Grande Mayumba Development Company /Nyanga Forestry Operations) (GMDC / NFO)	南アフリカ資本の企業 南ア・サステナブル・フォレストリー・マネジメント Ltd. (SFM Africa)とガボン国との官民パートナーシップ 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ (Groupe RFM) レイン・フォレスト・マネジメント (R.F.M) レイン・フォレスト・マネジメント (RFM-GSEZ)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ラストウルヴィル木材会社(Société des Bois de Lastourville) (SBL)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道森林開発協会 (Société Equatoriale d'Exploitation Forestière) (SEEF)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
トロピカル・ティンバー・インダストリー・ボード (Tropical Timber Industry Board) (TTIB)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
シェン・ヤン・インターナショナル・ボア・ガボン(Sheng Yang International Bois Gabon) (SYIBG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タウリアン・リソース・ガボン株式会社(Taurian Ressources Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道木材会社 - プレシヤス・ウッド(Compagnie Equatoriale des Bois-Precious Woods) (CEB-PWG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
パット・ティンバー(Pat Timber)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ジン・ワン・ボア(Xinwang Bois)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発協会(Gabonaise d'Exploitation de Bois) (GEB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
熱帯木材林業 (Société Forestière des Bois Tropicaux) (SFBT)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材交易輸出・熱帯原木生産 (Export et Négoce du Bois) (ENB) 熱帯原木生産(Tropical Logs Production) (TLP) ファ・ジエ (Hua Jia)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ(Groupe RFM) レイン・フォレスト・マネジメント (R.F.M) レイン・フォレスト・マネジメント (RFM-GSEZ)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林・木材業商会 (Gabonaise des Forêt et des Industries du Bois) (LGFIB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エヴァンヂ・ボア・ドュ・ガボン(Evandzi Bois du Gabon) (EBDG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ルソ・ロカシオン(Luso Location) (LUSOLOC)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン木材公社(Société Nationale Bois du Gabon) (SNBG)	国営企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材伐採アフリカカンパニー(Compagnie Africaine d'Exploitation de Bois) (CAEB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ブレンデ・ガボン木材加工 (Gabonaise de Transformation du Bois Bouléndé) (GTBB)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材産業交易 (Industrie Bois Négoce Gabon) (IBNG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リン・ティンバー(Lynn Timber)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林伐採・牽引有限会社(Gabonaise d'Exploitation Forestière et de Remorquage SARL) (GABEXFOR)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
サンハーベストベンチャー (Sun Harvest Ventures) (SHV)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
森林伐採・輸出協会 (Forestière d'Exploitation et d'Export) (FOREEX)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リンブナン - ヒジャウ・グループ (Groupe Rimbunan Hijau) : リンブナン - ヒジャウ・ガボン(Rimbunan Hijau Gabon) クラムウトゥ林業(Industrie Forestière de Koulamoutou (IFK))	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
クラムウトゥ森林・産業 (Société Forestière et Industrielle de Koula-Moutou) (SFIK) ボルダミュール・トゥジュール・ヴェール(Bordamur Toujours Vert)	
ムヴウム・フォレストリー・プランテーション(Plantations Forestières de la Mvoum) (PFM)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ニュー・オリエンタル・インターナショナル・インベストイメント (New Oriental International Investment Co. LTD) (NOII)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
チアン・ベイ・フォレスト(Tian Bei Forêt) (TBF)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ヒール・フォレストリー株式会社 (KHLL FORESTRY SA)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アフリカ・ビュー株式会社 (Africa View S.A.)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動するインド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・モダン家具 (Gabon Meubles Modernes) (GMM)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン林業有限会社 (FG GZES)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
インターナショナル・カンパニーオブティンバー (Société International Company of Timber) (SICT)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材・建具(Bois et Menuiserie du Gabon) (BMG) ガボン森林開発・整備インベントリー協会 (Société d'Inventaire d'Aménagement et d'Exploitation Forestière du Gabon) (SIAEFG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易 ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
マヴェンベ(Mavémbe)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の加工・輸送・貿易
クワンタン森林開発 (Exploitation Forestière Quentin) (EFQ)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発 (Exploitation Gabonaise de Boi) (EGB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ダーラ・ウッド・ガボン(Dhara Wood Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ティンバー・カンパニー(Timber Company)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
レーヌ・ド・コンストラクション・ボア(Reine de Construction Bois)(RCB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・フア・ドン・インベスティメント (Gabon Huan Dong Investissement) (GAHUDI)	中国資本の企業 専門分野：木材の購入・加工・輸送・貿易
ガボン木材総合加工 (Société de Transformation Intégrée des Bois du Gabon) (STIBG)	レバノン資本の中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・インターナショナル・フォレストリー・ティンバー(International Forestry Timber of Gabon) (IFTG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
セコミ (CECOMI)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アルボリス (Arbolis)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発 (Exploitation Gabonaise des Grumes) (EGG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エスチュエール・木材開発(Exploitation des Bois de l'Estuaire) (EBE)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

出典：ガボンにおける森林・木材分野の民間セクターの現状に関する調査 2019年6月—最終報告

4 モザンビーク共和国

4-1 木材生産・流通状況

4-1-1 森林資源概要

モザンビーク共和国（以下、モザンビーク）は、アフリカ大陸南東部に位置し、東はインド洋に面し、北はタンザニア、北西はザンビア、西はマラウイ、ジンバブエ、スワジランドと国境を接し、南は南アフリカと接している。国土面積は79.9万km²（日本の約2倍）であり、FAOの森林資源評価（FRA）¹によると、2020年時点の森林総面積は、36,743,760ha、その内、植林地面積は74,269.12haと推定される。森林の約2,700万haが木材生産に適した生産林、1,300万haが保全地域に分類されている²。

モザンビークは、サハラ以南の国では高い森林被覆率を有す国の一つであるが、森林減少率も高く、2010年から2020年の期間は、年平均22.3万haの割合で森林が失われた（表4.1）。CEAGREとWinrock International（2016年）³は、モザンビークにおける森林減少の主な原因は農地の拡大であり、2000年から2012年の森林減少の原因の65%を占めていたと指摘する。その他の主な原因としては、都市の拡大（12%）、伐採（8%）、薪や木炭の生産（7%）が挙げられる。

表 4.1 森林面積の変化

年	1990	2000	2010	2015	2020
天然林 (1,000ha)	43,340.00	41,150.00	38,917.50	37,874.01	36,669.49
植林地 (1,000ha)	38.00	38.00	54.64	65.99	74.27
計 (1,000ha)	43,378.00	41,188.00	38,972.14	37,940.00	36,743.76

出典：FAO（2020）⁴

モザンビークの森林分布を図4.1に示す。主な森林生態系はミオンボ林で、森林面積の約3分の2を占めている。ミオンボ林は、モザンビークの貧困層の多くが存在するザンベジヤ州、ナンプラ州、カボ・デルガド州を含む北部のいくつかの州で主要な森林植生で、地域世帯の現金収入の約2割、非現金収入の約4割を支えていると推定される⁵。その他の森林植生には、南部の海岸林、中央部のアフロモンタン林、北部の海岸乾燥林など、国際的に

¹ FAO（2020）Global Forest Resources Assessment 2020: Report Mozambique, Rome

² MITADER（2017）R-Package Multi-stakeholder Self-Assessment of REDD+ Readiness in Mozambique

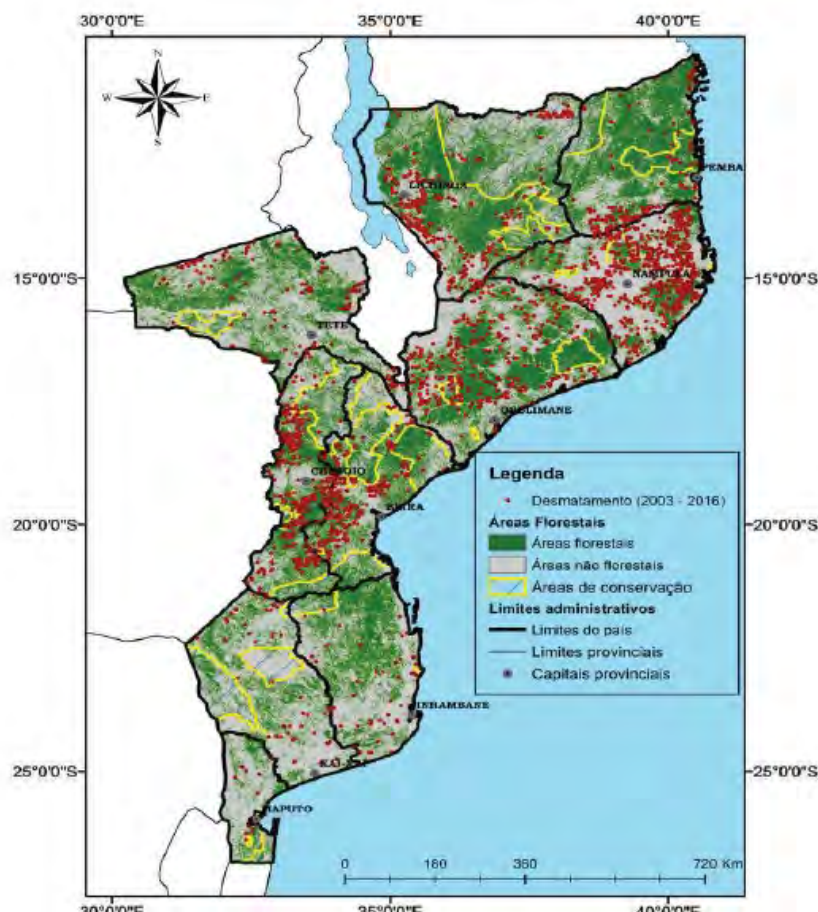
³ CEAGRE, & Winrock International（2016）Estudo sobre causas directas e indirectas do desmatamento e degradação florestal em Moçambique - Relatório final. In (p. 36 p). Maputo, Mozambique

⁴ FAO（2020）前掲

⁵ World Bank（2018）Mozambique Country Forest Note

生物多様性のホットスポットとして認められている森林や、アフリカで 2 番目に広いマンゴローブ林などを有す。

図 4.1 モザンビークの森林分布



注) 緑 (森林地域); 灰色 (非森林地域); 赤 (2003 年～2016 年の期間の森林減少地域)

出典: MITADER (2018)⁶

森林資源は、農村部の地域住民にとって重要な役割を果たす。モザンビーク憲法 (1990 年) によって、土地は国の所有物であると定められる。政府は、持続可能な農村開発を促進するための戦略の一環として、地域コミュニティが慣習的に所有、利用する土地の明確化を進めている。政府のテラ・セグーラ・プログラム (Terra Segura program) は、500 万の小区画を登録し、4000 のコミュニティの土地分割を目標としている⁷。2014 年の時点で、計 350 万ヘクタールの土地が 427 のコミュニティの管理下にある⁸。

⁶ MITADER (2018) Desflorestamento em Moçambique (2003-2016) MITADER. Maputo.

⁷ MITADER (2017) 前掲

⁸ World Bank(2018) 前掲

森林はモザンビークの成長と発展のための重要な資源と同時に、所得と雇用を生み出し、経済に大きく貢献している。2011年、森林セクターはモザンビークのGDPに約3億3,000万ドルを貢献し、2万2,000人を直接雇用し、また、2016年には、GDPに約13.7%の貢献をした⁹。

4-1-2 木材生産・流通の特徴

1) 木材の生産

モザンビークでは、119樹種が商業樹種とされており、5段階（貴重種、第1種～第4種）に分けられている（付属資料4.1）。その内、以下の6樹種が国内外のマーケットの需要から最も多く伐採されてきた：*Azelia quanzensis* (Chanfuta)、*Dalbergia melanoxylon* (Pau Preto)、*Milletia stuhlmannii* (Jambirre)、*Pterocarpus angolensis* (Umbila)、*Combretum imberbe* (Mondzo)、*Swartzia madagascariensis* (Pau Ferro)¹⁰。

モザンビークの森林は国が所有しており、天然林の商業用伐採は、資格を有する事業者が政府との契約のもと実施する。伐採制度は、大規模で長期的な事業である森林開発コンセッションと小規模で短期的なシンプルライセンスの2つに分かれる。シンプルライセンスを所持する事業者が大多数を占め、2017年は、624件のシンプルライセンスが発行され、コンセッションは193件であった¹¹。

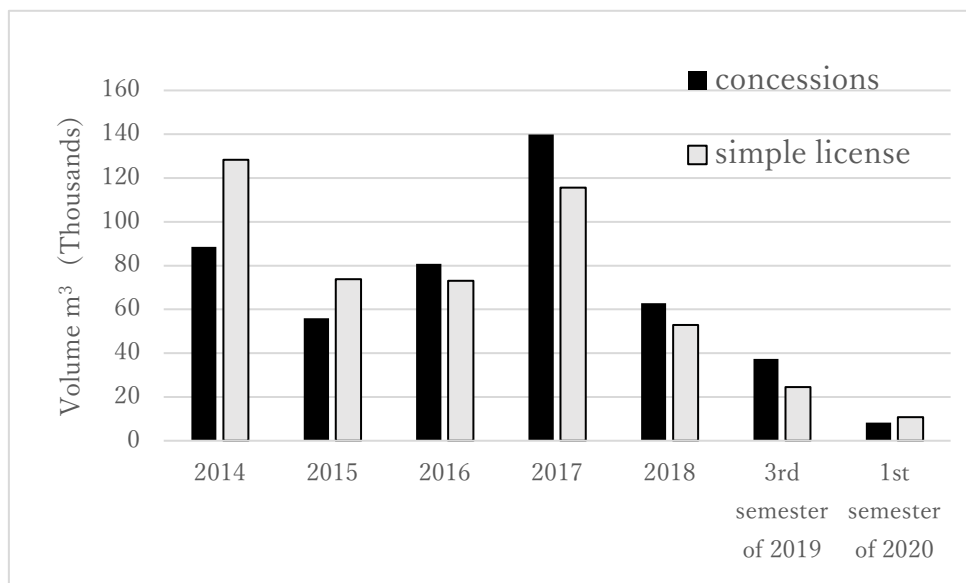
2020年にはDecreto nr. 25/2020によってコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される。

⁹ World Bank(2018) 前掲

¹⁰ Muianga & Norfolk (2017) Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017; Magalhães, T. (2018) Inventário florestal nacional. Relatório Final. Direção Nacional de Florestas. Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural. Agosto 2018.

¹¹ World Bank(2018) 前掲

図 4.2 コンセッションとシンプルライセンス伐採許可量（2014 年～2017 年）



注) 黒色 (コンセッション); 灰色 (シンプルライセンス)

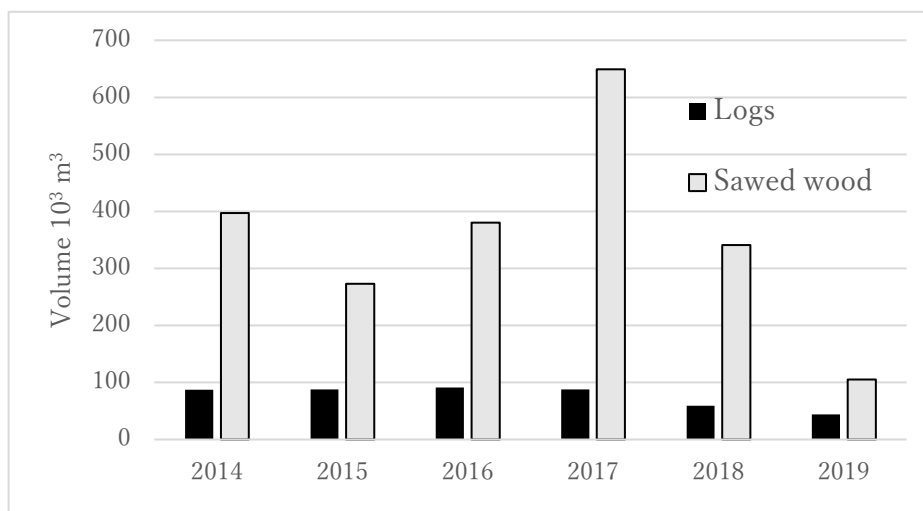
出典: DINAF(2017, 2018, 2019, 2020)¹²を基に作成

丸太と製材が主要な木材製品であるが、モザンビークでは、パーケットやベニヤ、合板も生産されており、政府は木材加工産業の促進を図っている。2017 年に製材生産量が大幅に増加したが (図 4.3)、これは、原木輸出の禁止 (Lei 14/2016) が実施されたことによると考えられる。モザンビークには、製材所や合板、ベニヤ、パーケット工場がどれくらい存在するか公式な情報はない。しかし、Muianga and Norfolk (2017) の調査では、160 以上の製材所が確認された。また、世界銀行 (2018) ¹³によると、モザンビークには約 200 の製材所があり、そのうち 47%は小規模の工場と推定される。

¹² DINAF (2017, 2018, 2019, 2020) Relatório Anual de Actividades: 2017; 2018; de Janeiro a Setembro 2019; do I Semestre 2020

¹³ World Bank(2018) 前掲

図 4.3 モザンビークの丸太と製材生産量（2014 年～2019 年）

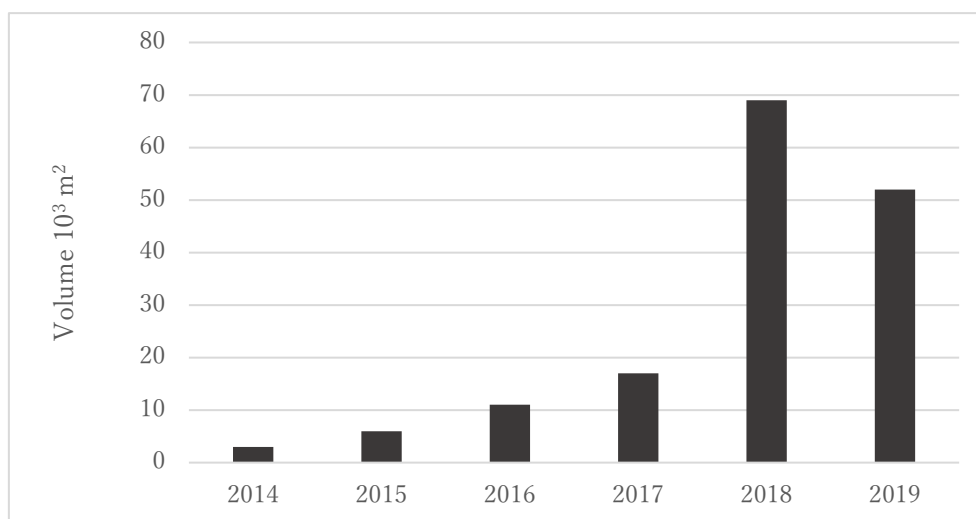


注) 黒色 (丸太); 灰色 (製材)

出典: 国家統計院 (INE) (2019, 2020) ¹⁴

パーケットの生産量は継続的な伸びを示しており、2018 年には大幅に生産量が増加した (図 4.4)。

図 4.4 モザンビークのパーケット生産量（2014 年～2018 年）



出典: 国家統計院 (INE) (2019, 2020) ¹⁵

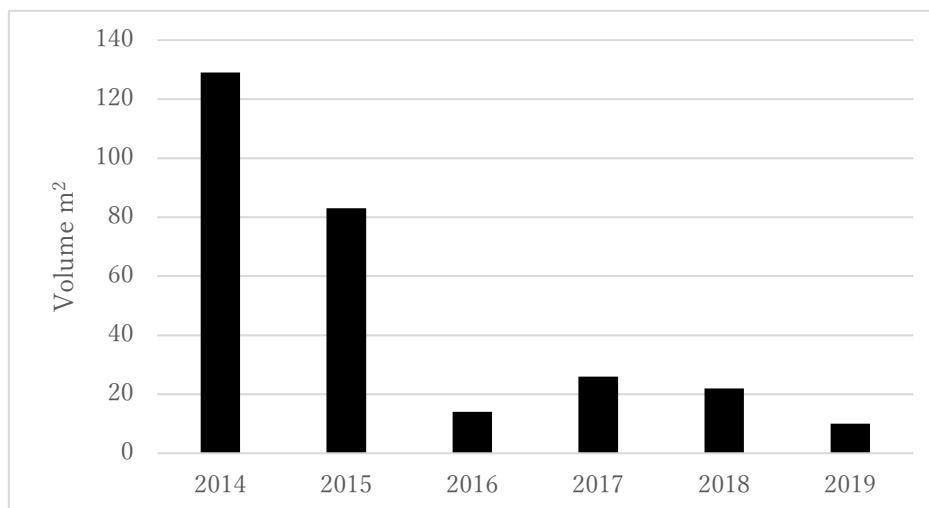
合板の生産量は 2014 年から 2016 年にかけて大幅に減少した。2016 年から 2017 年にか

¹⁴ INE (2019) Anuário Estatístico 2018. Statistical yearbook 2018. Instituto Nacional de estatística. 2019; INE (2020) Anuário Estatístico 2019. Statistical yearbook 2019. Instituto Nacional de estatística. 2020.

¹⁵ INE (2019) 前掲

けてやや増加傾向を示したが、それ以降は減少傾向にある（図 4.5）。

図 4.5 モザンビークの合板生産量（2014～2018 年）



出典：国家統計院（INE）（2019）¹⁶

2) 天然林由来の木材製品の輸出

表 4.2 に 2014 年から 2020 年までの木材製品タイプ毎の輸出量を示す。

表 4.2 木材製品の輸出量

木材製品	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019
丸太	m ³	147.517	148.093	187.747	87.579	0	19.395
製材	m ³	373.769	272.858	334.003	661.756	1.893.268,83	61.371
ボード	m ³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	33.366
板材	m ³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6.440
柱	m ³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42
Crossbeams	m ³	1.092	806	847	148	31.273,55	24
Laths	m ³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4.334
家具の部品	m ³	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	91
パーケット	m ²	169	1.891	1.332	6.678	38.283.69	15.956
ベニヤ	m ²	129	97	29	26	7	N/A
パネル	N/A	N/A	N/A	N/A	3.160	0	N/A

出典：出典：DINAF(2017, 2018, 2019, 2020) ¹⁷ を基に作成

¹⁶ INE (2019) 前掲

¹⁷ DINAF (2017, 2018, 2019, 2020) 前掲

木材の輸出額は2億米ドルを超え、年間GDPの約2%に相当する¹⁸。2015年から2017年までの期間に、木材製品の輸出による税収は平均2000万ドル/年であった¹⁹。FLEGT(2014)²⁰によると、ベイラ港(Beira)、ナカラ港(Nacala)、ペンバ港(Pemba)が木材の主な出港地である。

世界銀行(2018)²¹によると、モザンビークの木材輸出は中国向けによってほぼ独占され、特に*Dalbergia melanoxylon*(Pau Preto)、*Pterocarpus angolensis*(Umbila)、*Azelia quanzensis*(Chanfuta)、*Millettia stuhlmannii*(Jambire)が集中的に取り上げられている。図4.6及び図4.7が示すよう、2009年以降、丸太など木材(粗のもの)(HSコード4403類)と製材等の木材製品(HSコード4407類)の輸出が急激に増加した。2018年にはHSコード4403類の輸出総額(2.46億米ドル)のうち99%以上が、HSコード4407類(0.38億米ドル)の80%が対中国輸出であった²²。Egas等(2018)の調査によると、中国に輸出された木材は主に家具や床材に利用される²³。

さらに、中国の資本や企業はモザンビークで伐採から加工、輸出のサプライチェーン全体に関わっている。Muianga & Norfolk(2017)²⁴は、少なくともコンセッションの60事業は中国資本であると報告する。また、IIEDの報告書²⁵は、モザンビークで伐採と加工を実施する700社以上の事業者を特定し、これらのうち、200以上が中国資本であると推定する。

輸出に占める高い割合と資本の進出から、中国はモザンビークの森林資源利用と林業セクター対して重要な影響を持つことが考えられる。またモザンビークは、中国にとって重要な熱帯木材供給国であり、2014年から2018年の期間は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、赤道ギニアに次いで量ベースで中国への熱帯丸太の供給国第4位であった²⁶。一方で、中国へ輸出される木材の違法性が指摘されており(4-1-4 違法伐採に関する関連情報)、

¹⁸ Agripro Ambiente (2019) Ordenamento territorial e valorização de perdas e benefícios. Apoio à formulação da Agenda Estratégica 2018-2035 e Programa Nacional de Florestas. 2019.

¹⁹ MITADER(2019) Forest Agenda 2035 and National Forest Program (Version after multi sectorial harmonization meeting)

²⁰ FLEGT (2014) Forest Governance and Timber Trade Flows Within, to and from Eastern and Southern African Countries. Mozambique Study

²¹ World Bank (2018) 前掲

²² 中国向け主要樹種として *Dalbergia melanoxylon*, *Pterocarpus angolensis*, *Azelia quanzensis*, *Millettia stuhlmannii* H が挙げられる。

²³ Egas, A F, Ren, P, Zhang, J, Júnior, E U, Bila, NF and Siteo, E C. (2018). Tackling discrepancies in timber trade data: comparing China and Mozambique. IIED Issue Paper. IIED, London

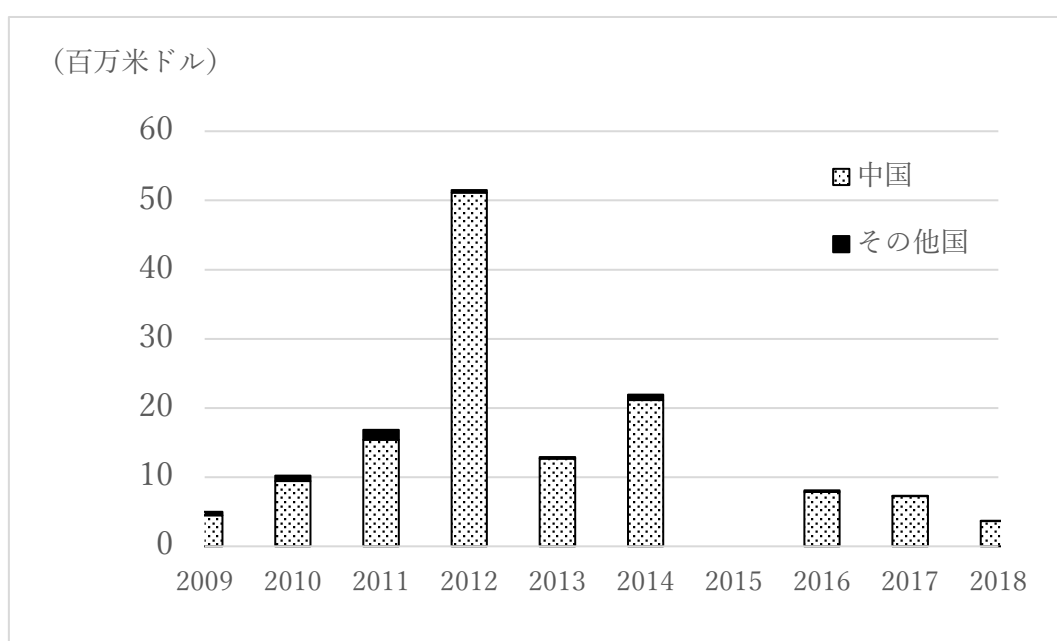
²⁴ Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017.

²⁵ Macqueen, D (ed.) (2018) China in Mozambique's forests: a review of issues and progress for livelihoods and sustainability. Research report. IIED, London.

²⁶ Oliver, L (2019) Statistical Overview: regional trade trends in the context of VPAs Presentation for APFW, Incheon, June 2019 Independent Market Monitoring (IMM)

2018年6月、モザンビークと中国は木材加工と貿易の促進を目的に覚書（MOU）を結んだ。覚書では、両国は、森林生産と貿易データに関する協力、木材加工業に対する中国・モザンビーク投資の誘致、中国・モザンビークの民間パートナーシップにおける持続可能な森林管理のためのインセンティブの創出、二国間の検証システムを通じた違法伐採対策に向けた協力を約束した²⁷。さらに、中国企業である Ghanzhou Feishang Supply Chain Management Company Limited と Shunjinyuan Africa Investment Company Limited とモザンビーク政府が所有する FUNDINVEST SA の3社は、森林セクターにおける長期的な戦略的協力関係を形成する合意を結んだ²⁸。協力合意には、家具サプライチェーンに関するモザンビークの技術者の育成や家具産業システムの確立などが含まれる。

図 4.6 HS コードの 4403 の輸出（中国とその他）の推移



注) 2015年データなし

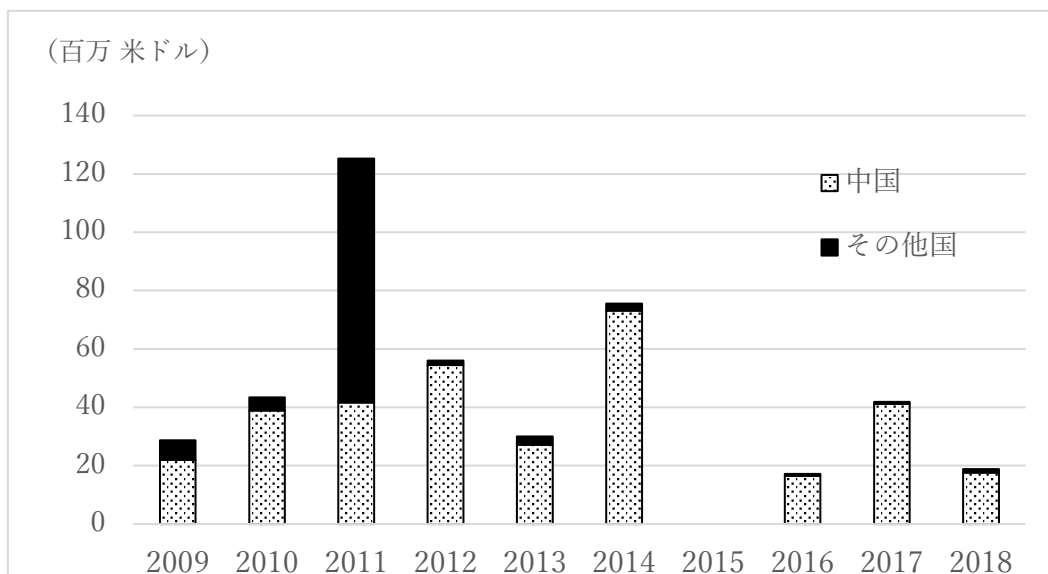
出典：UN COM Trade²⁹から作成

²⁷ IISD プレスリリース<<https://www.iied.org/crucial-agreement-china-creates-opportunity-protect-mozambiques-forests-report-says>>

²⁸ Macqueen, D (ed.) (2018) 前掲

²⁹ UN COM Trade <<https://comtrade.un.org/data/>>

図 4.7 HS コード 4407 類の輸出の推移（中国とその他国）



注) 2015 年データなし

出典：UN COM Trade³⁰から作成

3) 植林地からの木材生産と輸出

モザンビーク政府が 2009 年に策定した「森林再生戦略 (Estratégia para o Reflorestamento)」では、2030 年までに 100 万 ha の植林地を造成し、25 万人の雇用を創出するという目標が掲げられている³¹。同戦略は、森林再生のための民間投資を 100 万ドル呼び込み、また木材製品の輸出を通じて、少なくとも年間 15 億米ドルの収入を得ることも目標とする。

モザンビークでは、バイオマス燃料用の樹種としてユーカリが、産業用（製材用）としてマツが植林され、植林地面積は増加傾向を示す（表 4.1）。しかしながら、植林地面積は 2020 年において 7.4 万 ha（森林面積全体の約 0.2%）であり、木材生産を目的とした産業造林はあまり成功しているとは言えない。ノルウェイ、フィンランド、ポルトガル等の会社が産業植林に投資を行ってきたがこれらの事業は順調ではない。世界銀行は、低い生産性と高い生産コスト、市場へのアクセス、そして不安定な土地利用権と地域コミュニティとの紛争等、産業造林を促進するための課題を指摘する³²。地域コミュニティとの土地権に関する問題から、モザンビークの複数の市民社会組織は、ノルウェイ資本の企業である Green Resources やポルトガル企業の Portucel 等とモザンビーク政府に対して、割り当てられてい

³⁰ UN COM Trade <<https://comtrade.un.org/data/>>

³¹ Direcção Nacional de Terras e Florestas (2009) Estratégia para o Reflorestamento, Maputo, Julho 2009, Ministério da Agricultura

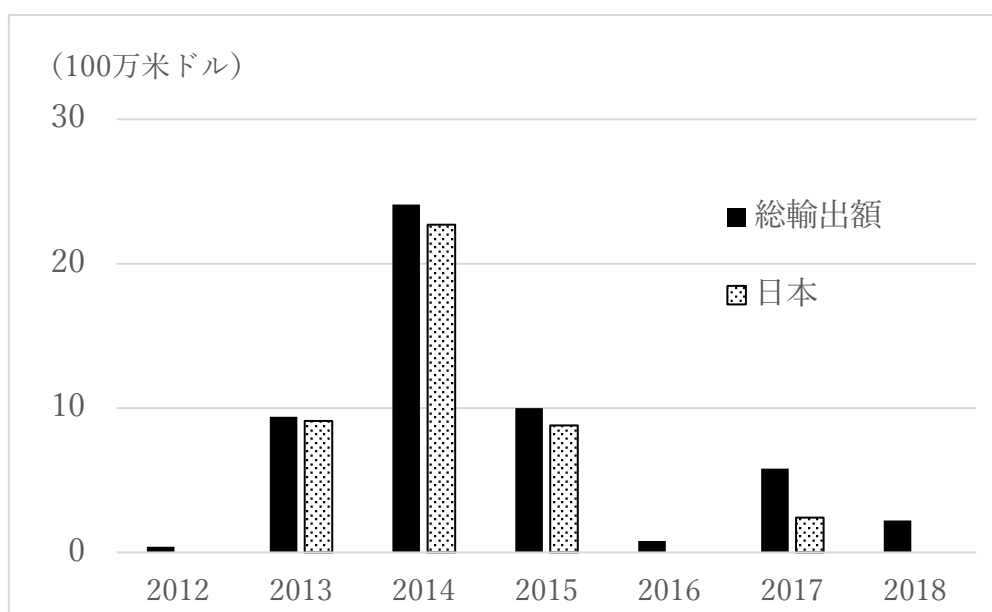
³² World Bank(2018) 前掲

た土地を地域コミュニティに譲渡するようキャンペーンを行っている³³。

現在、植林木のほとんどは国内消費に使われているが、今後、植林木の国内需要は急速に拡大すると予測されている。急成長する建設業や電力網の拡大に伴い送電線用の電柱や建設用木材の需要が伸びており、モザンビークにおける産業用丸太材（丸太）の消費量は、2014年の240万m³から2040年には630万m³に増加すると推測される³⁴。

なお、日本企業の双日株式会社は、モザンビークに Sojitz Maputo Cellulose, Limitada（SOMACEL 社）を設立し、南アフリカおよびエスワニティのユーカリやアカシアの植林地から原木を調達し、モザンビークに輸送し、木材チップを加工・製造を行っていた³⁵。このために図4.8の示すよう、日本への木材チップ輸出が行われた。しかしながら、この事業は現在実施されておらず、2018年以降日本へのチップ輸出は見られない。また、上述のポルトガル企業 Portucel の親会社である Navigator Group は、モザンビークに木材チップ工場建設を予定していたが、市場や工場建設の条件が整っていないことから建設を保留するという決定を2018年に行った³⁶。

図 4.8 木材パルプ・チップの輸出推移



出典： Research Trade Earth³⁷ から作成

³³ World Rainforest Movement <<https://wrm.org.uy/articles-from-the-wrm-bulletin/section1/green-resources-mozambique-more-false-promises/>>

³⁴ World Bank (2016) Republic of Mozambique: Improving the Business Climate for Planted Forests, Final report. Report No. ACS18952. World Bank. Washington, D.C

³⁵ 双日株式会社 <<https://www.sojitz.com/jp/news/2011/07/20110701.php>>

³⁶ Club of Mozambique <<https://clubofmozambique.com/news/navigator-freezes-factory-project-in-mozambique/>>

³⁷ Research Trade Earth

<<https://resourcetrade.earth/?year=2012&exporter=508&category=128&units=value&autozoom=1>>

4-1-3 森林認証システムの導入状況

モザンビーク政府は森林認証促進を方針に掲げており、2020年に承認された新たな「国家森林政策及び実施戦略（Política Florestal e Estratégia da sua Implementação）」では、国内の認証基準の導入が提案されている。

しかしながら、現時点では森林認証制度の活用は限られている。国内の認証制度は構築されておらず、PEFC認証制度はモザンビークではない。2021年1月時点において森林管理協議会（FSC）による認証が森林管理（3件）、管理木材（1件）、CoC（1件）という状況である（表4.3）。

表 4.3 モザンビークの FSC 森林管理・CoC 認証一覧

ライセンス番号	認証	事業者	認証林面積	有効期限
FSC-C005219	FM	LevasFlor, Lda	46240.00 ha	2022-04-09
FSC-C104756	CW、CoC	Mpingo Madeiras Lda.	-	2022-02-14
FSC-C107952	FM	Niassa Green Resources	4426.23 ha	2021-10-02
FSC-C154439	FM	Mpingo Madeiras Lda	67250.00 ha	2025-01-08

出典：FSC データベース³⁸を基に作成

4-1-4 違法伐採に関する関連情報

モザンビークでは、国際機関、研究機関、NGO、メディアによって違法木材のリスクについて指摘されており、政府も取締りと違法木材の押収について報告している。

FAO-EUのFLEGTプログラムによるレポート(2014)³⁹は、2011年の許可された伐採量、木材輸入量、木材輸出量、国内消費量を分析した結果、その年にモザンビークでは90万～220万m³の木材が違法に伐採され、伐採の79～92%が無許可であったと推定する。さらに、すべての貴重種と第1級樹種の伐採量が、許可された量を超えていたと報告する。

国際的な環境NGOであるEIA（Environmental Investigation Agency）が2014年に発表した調査報告書⁴⁰によれば、過去7年間におけるモザンビークで行われた森林伐採の81%は違法伐採であり、2013年においては、伐採の93%が違法であると推測される。同報告書は、更に2013年にモザンビークから中国に輸入された丸太516,296m³のうち46%は違法な取引によるものと指摘している。また、WWF（世界自然保護基金）とIUCN（国際自然保護連合）の共同事業として設立されTrafficは、2009年以降、モザンビークからタンザニ

³⁸ FSC <<https://info.fsc.org/certificate.php#result>>

³⁹ FLEGT (2014) 前掲

⁴⁰ EIA (2014) First Class Crisis: China's Criminal and Unsustainable Intervention in Mozambique's Miombo Forests, Environmental Investigation Agency UK Ltd

アへの天然木材の密輸が増加していると指摘する⁴¹。違法取引の量と市場について実態を把握することは難しいが、2011年には2,000m³の木材がタンザニアに輸出され、そのほとんどが違法木材であったと報告する。

森林資源と林業全般を管轄するモザンビーク政府機関である国家森林総局(DINAF)は、2015年と2018年に伐採事業の評価を実施した。この評価は、事業者の法制度遵守について評価し、持続可能な森林管理・利用を促進するための対策を提案することを目的とし、モザンビークの国立大学であるエドゥアルド・モンドラーネ大学(Universidade Eduardo Mondlane: UEM)が開発した評価ツールを基に、シンプルライセンスとコンセッションについて検査を実施した⁴²。2015年の評価では、特定された1081事業の内、905事業が検査を受けた(内訳:シンプルライセンス741事業;コンセッション165事業)。第2回目の評価(2018年)では、シンプルライセンス(782事業)、コンセッション(220事業)が対象となった。調査の結果、評価対象となったシンプルライセンス事業、コンセッション事業の多くが法遵守に問題があることが示された。伐採・搬出・運搬に必要な設備を有していないこと、技術者の配置が不十分なこと等、多くの事業者が承認された森林管理計画を実行する能力を持っていないことが判明した。さらに州政府が管理する事業者の情報はデジタル化されておらず、また情報が完全ではなく、統合されていない問題も指摘された⁴³。

モザンビーク政府は、林業セクターの改革の一環として2017年に違法木材の取締りと押収を目的に、カボ・デルガド州、ナンプラ州、ザンベジア州、テテ州、マニカ州、ソファラ州の6州で「Operação tronco」という取締りプログラム⁴⁴を実施した。取締りプログラムは、ベイラ港、ケリマネ港、ナカラ港、カボ・デルガド港も対象とし、223,376.42m³の丸太、18,293本の製材及びその他の木材製品の検査が実施された。取締りの結果、*Pterocarpus angolensis*(Umbila)、*Azelia africana*(Chanfuta)、*Libidibia ferrea*(Pau Ferro)、*Combretum imberbe*(Mondzo)、*Dalbergia melanoxylon*(Pau Preto)、*Pterocarpus tinctorius*(Nkula)、*Guibourtia conjugata*(Chacate Preto)等の丸太135,159m³、加工又は半加工材15,823m³が押収された⁴⁵。摘発された違反には、規定されたサイズ以下の樹木の伐採、承認された量を超過した伐採や木材の輸送、許可の無い伐採が含まれる。その結果、2,639件の違反に対して合計7億メティカル(約1,140万米ドル)の罰金が課せられ、330事業者が

⁴¹ Lukumbuzya, K. and Sianga, C. (2017) Overview of the Timber Trade in East and Southern Africa: National Perspectives and Regional Trade Linkages. TRAFFIC and WWF. Cambridge, UK. TRAFFIC.

⁴² Bila, A.; Egas, A.; Remane, I.; (2017) Avaliação dos operadores florestais em Moçambique: concessões florestais e licenças simples. 8º Congresso Luso-Moçambicano de Engenharia/ V Congresso de Engenharia de Moçambique. Maputo, 4-8 Setembro 2017, Ed: Silva Gomes, J.F. et al.

⁴³ MITADER (2019) Avaliação de operadores florestais em 2018 (Resumo para divulgação).

⁴⁴ MITADER <<https://www.mitader.gov.mz/press/governo-desencadeia-operacao-tronco-nas-provincias-de-cabo-delgado-nampula-zambezia-tete-manica-e-sofala/>>

⁴⁵ SMA (2017) Análise do impacto da reforma legal no sector florestal. Sheila de Menezes Advogados (SMA). IIED. Relatório do país. Outubro, 2017.

事業の停止処分となった⁴⁶。

表 4.4 に 2012 年から 2016 年の間の丸太の伐採許可量、輸送許可量、押収された量を取りまとめる。伐採許可量と輸送許可量の違いは、以下が理由として挙げられる：

- 伐採された全ての木材が丸太として輸送されるわけではなく、森林開発コンセッションでは、丸太は区域内の施設で加工され、製材等加工木材として輸送される。
- 伐採された丸太がすべて同じ年に輸送されるとは限らない（降雨による道路網の悪化や機械の故障等による）。

表 4.4. 丸太の伐採許可量、輸送許可量、押収量

年	伐採許可量 (m ³)	輸送許可量 (m ³)	押収材 (m ³)
2012	321,370	178,210	N/A
2013	212,711	102,588	1,542.20
2015	129,798	88,278	N/A
2016	169,425	N/A	42,616

出典：国家森林総局（DINAF）年間報告書を基に作成

押収された木材は、オークションで公売が可能である（森林・野生生物法第 45 条）。オークションで購入された木材は合法とみなされ、国内市場で消費、または輸出が可能となる。

大規模な違法木材摘発は、ニュースメディアによっても報告されている。2020 年 8 月に、カボ・デルガド州でモザンビーク企業と中国企業が所有する中国向けの 102 のコンテナが押収され、違法な取引に関与したとして、州政府や税関職員の計 9 人の公務員を逮捕したと報じ、また政治家の関与も指摘している⁴⁷。モザンビークでは原木輸出が禁止されているのも関わらず、78 のコンテナが丸太を積載していた⁴⁸。

隣国であるザンビアで伐採された木材がモザンビークに輸送され、中国に違法に輸出される問題もメディアによって報道された⁴⁹。ローズウッドなど中国で需要の高い樹種が他国で違法に伐採され、モザンビークに密輸、原木のまま中国に輸出される事例が指摘される。

⁴⁶ Portal do Governo de Moçambique <<https://www.portaldogoverno.gov.mz/por/Imprensa/Noticias/Operacao-tronco-MITADER-reitera-producao-de-800-mil-carteiras>>

⁴⁷ Moza24Horas <<https://en.moz24h.co.mz/post/contrabando-de-madeira-continua>>

⁴⁸ Club of Mozambique <<https://clubofmozambique.com/news/mozambique-over-100-containers-of-illegal-timber-seized-in-pemba-port-169029/>>

⁴⁹ Carta de Mozambique <<https://www.cartamz.com/index.php/politica/item/6439-carta-ao-leitor-mocambique-abraca-o-contrabando-transnacional-de-madeira>>

4-2 林業セクター法制度と行政の体制

4-2-1 法制度

1999年に策定された森林・野生生物政策が制度の基礎となっているが、2015年11月に森林セクターの改革プロセスが発表され、2018年から2019年の間に見直しが行われた。この結果、新たな「国家森林政策及び実施戦略（Política Florestal e Estratégia da sua Implementação）」を2020年2月に決定し（Resolução nr. 23/2020）、これに基づき森林・野生生物法及び関連法令の見直し等が行われると考えられる⁵⁰。

以下に、林業分野に関する近年の主な改正と政府の取組を示す：

- 2015年：新規シンプルライセンスとコンセッションの発行を2年間停止（Decreto nr. 40/2015）
- 2015年9月：WWFの働きかけにより、国境を越えた違法伐採取引の解決を図るため、モザンビーク、タンザニア、ケニア、ウガンダ、マダガスカルの各国森林担当局長レベルによる木材・木材製品の違法取引の撲滅に関する宣言書の署名
- 2015年と2018年：シンプルライセンスとコンセッションの評価（上述：4-1-4 違法伐採に関する関連情報）
- 2016年：*Swartzia madagascariensis*（Pau Ferro）の5年間の伐採の禁止（Diploma Ministerial nr.10/2016）
- 2016年：新たに設立された国立環境管理庁（AQUA）と国家検査局（Serviço Nacional de Fiscalização）への森林法執行権限の移管（進行中）（Decreto nr. 2/2016）
- 2016年～2017年：Operação troncoの実施：（上述：4-1-4 違法伐採に関する関連情報）
- 2017年：原木の輸出禁止と加工木材輸出法規則の改正（Lei nr. 14/2016及びDecreto nr. 42/2017）
- 2017年：加工木材の輸出を促進するために事業体FundInvestを土地・環境・農村開発省（MITADER）が設立
- 2017年：国有林インベントリの更新
- 2018年：2018年期間中の伐採又は輸出禁止の樹種を指定（後述：4-2-3, 2）保護地域及び樹種（2）保護樹種（Despacho nr. 29/3/18）
- 2018年：中国とのMoUの締結
- 2020年：新規伐採事業（シンプルライセンスとコンセッション）申請の一時停止（Decreto nr. 25/2020）

4-2-2 行政の体制

モザンビークでは、2020年の第2次ニュシ政権発足に伴う省庁再編が行われた。表4.5

⁵⁰ 国際協力機構（JICA）専門家へのインタビュー

に 2020 年 12 月時点における国レベルの森林管理・伐採に関連する省庁、行政機関を示す。森林資源を所管するのは、省庁再編で土地・環境・農村開発省（MITADER）から新たに設立された土地・環境省（MTA）の組織である国家森林総局（DINAF）である。MTA のうち森林犯罪取締は国家環境品質管理機関（AQUA）が行う。また、ニアッサ特別保護区、リンポポ国立公園などの国家保護区や特別保護区の管理は保全地域国家管理庁（ANAC）が所管する。植林を所管する部署は MTA ではなく農業・農村開発省（MADER）の国家農業・林業総局（Direcção Nacional de Agricultura e Silvicultura）である⁵¹。

表 4.5 モザンビークの林業セクター（伐採、加工、貿易）に係る政府機関

組織名	森林分野に関する役割と責任
土地・環境省（MTA）	<ul style="list-style-type: none"> 森林分野の法令、戦略、政策、規則や手順の提案、作成と導入 年間輸出計画の承認 加工木材の税率を決定 木材輸出の監督 森林・野生生物インベントリおよび管理計画を策定するための森林コンサルタントの認定
産業貿易省(MIC)	<ul style="list-style-type: none"> 貿易事業者の登録 財政証明書の発行
経済・財務省（MEF）及び税務局	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ・梱包の手続き 輸出許可証の発行 木材輸出の監督
国家森林総局（DINAF）	<ul style="list-style-type: none"> MTA の機関 森林資源の持続的管理に係る規則や手順を策定 森林資源利用に係るライセンス発行、監督、管理、モニタリングを担当 林業活動のモニタリング 木材輸出の許可
国家環境品質管理機関：（AQUA）	<ul style="list-style-type: none"> MTA の機関 森林犯罪取締（森林管理・伐採、輸送、輸出）を担当

モザンビークの地方行政は、10 州と首都（州に相当）に分かれ、各州には、州土地・環境・農村開発局（Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural: DPTADER）とその下に州森林・野生生物サービス（Serviços Provinciais de Florestas e Fauna

⁵¹ 農業・農村開発省（MADER）<<https://www.agricultura.gov.mz/institucional/ministerio/estrutura-organica/direccao-nacional-da-agricultura-e-silvicultura/>>

Bravia: SPFFB)⁵² が設置され、SPFFB が以下のような州レベルの森林業務を管轄していた：

- 森林管理計画の審査
- 伐採ライセンスの発行
- 木材輸送許可証の発行
- 検査所での輸送木材検査
- 木材加工場の登録
- 木材製品の検査と植物検疫証明書の発行
- 輸出コンテナ梱包の監督.
- 輸出許可証の発行

しかし、2019年10月のモザンビーク大統領選挙後に地方行政・組織の枠組みも改変が行われ、州レベルにおける森林行政体制に関して変更が図られる。選挙で選ばれる州知事に加えて、各州には、国の機能を遂行することを責務とする州国務長官 (Secretário de Estado na Província) を大統領が任命し、その下には州環境サービス (Serviço Provincial do Ambiente : SPA) が新たに設置された (Decreto nr. 63/2020)。また DPTADER は、州土地開発・環境局 (Direcção Provincial de Desenvolvimento Territorial e Ambiente: DPDTA) と変更され、州知事の下に置かれる。

これまでは、SPFFB が州レベルの森林行政を担当していた。しかしながら、Decreto nr. 63/2020 によると、あらたに設立された州国務長官の下の SPA が伐採、木材製品の輸送及び輸出の許可と関連文書準備を含む州レベルの森林関連業務全般を担うことになる⁵³。

州の下郡レベルでは、郡社会経済活動サービス (SDAE) が普及活動などを実施する。

⁵² SPEEB は、SPFF または SPF と呼ばれる場合もある。

⁵³ 国家森林総局 (DINAF) スタッフへのインタビュー

4-3 伐採制度

4-3-1 法令の概要と運用状況

表 4.6 に森林管理・伐採に係る法令、規則等を取りまとめる。

表 4.6 森林伐採に係る法令

法令／法令番号	制定年	説明
森林・野生生物法 (Lei nr.10/99.)	1999 年 7 月 7 日	森林と野生生物資源の保護、保全、持続可能な利用に関する基本的な原則と規範を定める。森林の伐採制度、流通について規定する。
森林・野生生物規則 (Decreto nr.12/2002)	2002 年 7 月 6 日	森林・野生生物法の実施規則
Despacho de Regulamento da Lei nr. 10/99. BR 12/2004 Série I	2004 年 3 月 24 日	森林および野生生物資源のインベントリ作成およびコンサルタントについて規定する
Decreto nr. 76/2011 da Lei nr. 10/99. BR 52/2011 Series I)	2011 年 12 月 20 日	森林・野生生物法規則で定められた罰金更新を規定する
Decreto nr. 30/2012. BR 31/2012 Series I	2012 年 8 月 1 日	シンプルライセンスと植林地開発に関する要件と条件を定め、植林地開発のインセンティブを規定する
Diploma Ministerial nr. 293/2012	2012 年 11 月 7 日	森林・野生生物法規則で定められた、森林や野生生物の資源へのアクセスや利用、国立公園や保護区での観光料金を更新する
Diploma Ministerial nr. 16/2017	2017 年 2 月 8 日	森林伐採と輸送に関する書類の様式を更新する

いくつかの研究⁵⁴は、法制度の実施が十分でないこと、とくに地域間で実施に一貫性がないことを指摘する。その原因として州・群によっては、法律や手続きに関する知識が十分でないこと、森林管理に必要な資源が不足していること、技術的な知識を持つ職員の数や彼らの移動手段が限られていることなどが挙げられる。行政による取締りは、主に道路上に設置された検査所での輸送される木材の検査による。伐採事業の数と広大な面積、そして人材・予算・必要手段等の不足から、伐採現場における監督がほとんど行われないという状況

⁵⁴ Aquino et al (2017a) 前掲; Bila, A. (2005) Estratégia para a fiscalização participativa de florestas e fauna bravia em Moçambique. DBFFB/FAO. Janeiro 2005; Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) 前掲; SMA (2017) 前掲; UEM (2013) Avaliação do desempenho das concessões florestais em Moçambique. Universidade Eduardo Mondlane (UEM). DNTF/MINAG. Maio, 2013.

が指摘される⁵⁵。

4-3-2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度

森林・野生生物法（1999年）と森林・野生生物規則（2002年）により、森林管理と木材生産に関する制度が定められる。森林・野生生物法は、森林を国の所有権の下に置き、長期かつ大規模の伐採権（森林開発コンセッション）と短期かつ短期間の伐採権（シンプルライセンス）を規定する。この2つの伐採権は天然林の択伐である。また植林地は、国土保全用植林、エネルギー植林、産業植林の3種類に区分される。

閣議は毎年、森林資源の持続可能な管理を保証するために、森林インベントリに基づき、各州で伐採される木材の割当量を樹種別に決定する。

在来樹種の伐採（森林開発コンセッションとシンプルライセンス）には、毎年1月1日から3月31日までの閉鎖期間が設けられ、その期間中は、丸太の伐採と伐採地から集材所までの搬出が禁止となる。

なお、2020年にはDecreto nr. 25/2020によってコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される。

(1) 森林開発コンセッション

森林開発コンセッションは、モザンビークと海外の個人・法人が取得できる。コンセッションの期限は、最長50年間、更新可能となっている。森林開発コンセッションの承認はその事業規模によって州知事（20,000 haを上限とする事業）⁵⁶、土地・環境大臣（20,000～100,000 haの事業）、閣議（100,000 ha以上の事業）に分かれる（森林・野生生物規則第26条）。

コンセッション事業では、事業者は以下の基準を満たす木材の加工施設を有することが義務付けられる（Diploma Ministerial nr. 54/2018）：

- 投資額：750万メティカル（約100万円相当）以上
- 設置電力：10 KVA以上
- 労働者：20人以上
- 1日あたりの生産量：5m³以上
- 原料置き場
- 最低限の稼働可能な木材加工用機械（切断用鋸1台、面取り機1台、平行ガイド1台、鋸目立て機1台）

⁵⁵ 井上(2017) REDD+ランドスケープアプローチとモザンビーク土地法のレジリエンス，博士論文，東京大学

⁵⁶ ただし、Decreto nr. 63/2020により、この責務は州国務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

森林開発コンセッション契約を締結し、1年間の伐採ライセンス(Licença de Exploração Florestal) (付属資料 4.2) を取得した事業者は、承認された森林管理計画に基づき伐採を行う。以下に、申請から伐採、木材の輸送までのプロセスを記す⁵⁷：

1. 申請者による準備
 - 対象地域のマッピング
 - 森林インベントリの作成
 - 事業実現に必要な手段の特定と技術・加工能力の構築
 - 対象地域のステークホルダーの特定と地域コミュニティへのコンサルテーション
2. SPA による書類検査
3. SPA による技術検査
4. SPA によるプロセスの承認
5. コンサルタントによる森林管理計画書の作成
6. SPA による森林管理計画の書類審査
7. 州国務長官による承認
8. DINAF による管理計画の評価と最終承認
9. コンセッション契約の締結
10. 面積に応じた森林コンセッション料 (毎年) の支払い
11. SPA による加工施設と社会インフラの検査
12. 事業者による伐採ブロックの設定
13. 年間伐採量に応じた伐採料の支払い
14. 年間伐採ライセンスの発行

森林インベントリと森林管理計画は、土地・環境省 (MTA) から認定を受けた国内または海外のコンサルタントによって作成される。森林開発コンセッションの管理計画には、樹種、年間伐採量、製品タイプ、加工・産業に関する計画、マーケット、林業機械、生産コスト等の情報が含まれる。環境影響評価 (EIA) は要件ではないが、管理計画には環境への影響とその対策に関する情報が含まれる。また、コンセッション地域のマッピングは必要であるが、伐採対象樹木の詳細な位置情報は求められない。

作成された森林管理計画は、SPA によって審査され、対象地域のその他土地利用許可との重複の有無、伐採の可能性、申請者の適性と事業運営能力、木材加工能力など確認される。対象地域がその他の有効な土地利用許可と重複していない場合、その証明書 (Certidão Negativa) が発行される (付属資料 4.3)。書類審査のあとに、技術的検査が行われ、森林

⁵⁷ 以前は、州レベルにおける検査と承認は SPFFB が実施していたが、Decreto nr. 63/2020 によってこれらの責務は SPA が実施することになる (国家森林総局 (DINAF) スタッフへのインタビュー)。

蓄積量、提案された伐採量を達成する可能性、森林植生等が確認される。検査が終了すると、SPA による承認書が州国務長官を介し、国家森林総局（DINAF）に送付され、コンセッションの契約が締結される。

森林開発コンセッションの契約書には以下の内容が示される：

- 伐採する樹種
- 契約期間
- 地域社会の共同参加と利益（地域社会との信頼性の高い協議を確保し、利権契約の期間中、地域社会の参加を確保する）。
- 契約者（事業者）による活動の管理及び監視メカニズム
- 契約開始最初の 5 年間の樹種毎の伐採上限量
- 加工施設と必要インフラ（例：伐採キャンプ）の計画

契約締結後に、コンセッション事業者は、年間の伐採ライセンスの申請を行う。ライセンスの取得には、事業者は、SPA による木材加工施設と社会インフラの検査を受け、年間のコンセッション料と伐採料を支払い、森林管理計画に基づき現場に伐採ブロックを設置する必要がある。さらに、コンセッション事業者は、政府に許可された検査官の雇用⁵⁸が必要とされる。また、労働者を募集するときは、地域コミュニティの住人を優先すること、そして地域コミュニティの自家消費のための当該地域の天然資源の利用を許可することが義務付けられる（森林・野生生物法第 32 条）。

（法令遵守リスクに関する情報）

UEM (2013)⁵⁹が行った森林開発コンセッションの調査では、対象とした 26 コンセッション事業において森林管理計画が承認される前に、事業者が伐採を開始していたことが判明した。また、UEM (2013) と Magalhães (2014)⁶⁰は、適切な伐採ブロックを設計するための明確かつ体系的な基準が定められていないこと、そして実際にはコンセッションの多くが現場で伐採ブロックを設けずに施行を行っている指摘する。

（2）シンプルライセンス

コンセッションが海外の個人・法人も対象とするのに対し、シンプルライセンスはモザンビーク国籍を有する事業者（個人）または有効な商業登録を行った会社のみが取得できる。シンプルライセンスの契約書は州知事が署名する⁶¹（森林・野生生物規則第 17 条）（付属資

⁵⁸ 検査官は、事業者が法と森林管理計画に従い伐採活動を実施しているか監視し、指導することを目的とする。

⁵⁹ UEM (2013) 前掲

⁶⁰ Magalhães, T. (2014) *Análise do Sistema de Exploração dos Recursos Florestais em Moçambique*. Justiça ambiental. Novembro 2014.

⁶¹ ただし、Decreto nr. 63/2020 により、この責務は州国務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

料 4.4.)。契約期間は 5 年以内（更新可能）で、10,000 ha を超えない面積で実施され、年間木材伐採量の上限は 500m³/年である。伐採事業者は、簡易管理計画を作成し、年ごとに伐採料の支払いが必要とされる。

シンプルライセンスの契約書には以下の内容が含まれる：

- 樹種毎の伐採量
- 樹種毎の年間伐採上限量
- 伐採、搬出、輸送に必要な手段を事業者が所有する証拠
- 契約期間
- 地域コミュニティの参加と利益
- ライセンスの対象となる地域での活動の管理及び監視メカニズム

事業者がシンプルライセンスによって伐採した木材の加工を行うためには、自前の加工施設・必要なインフラストラクチャー、または認可を受けた第三者との加工契約を提示しなければならない。シンプルライセンスによる木材を手作業やチェーンソーで加工することは認められていない。

Decreto nr 30/2012 は、シンプルライセンスに関する要件を定め、簡易管理計画を作成する際の技術基準と要件を示している。管理計画には、その地域の主要な樹種を対象とした森林インベントリ、伐採推定量、品質、性質、年間平均伐採量、使用する機械的手段の情報が含まれる。シンプルライセンスでは、森林管理計画や環境・社会的配慮についてコンセプションに比べてあまり厳しい要件は設定されていない。

（法令遵守リスクに関する情報）

FLEGT (2014) ⁶²は、申請者が必要最低限の基準を満たしていないにもかかわらず、多くのシンプルライセンスが発行されており、これらのライセンスは、その後、他の事業者に売却されると報告する。同報告書は、シンプルライセンス取得者の中には経験と技術を持つ伐採事業者もいるが、経済的利益に惹かれて新規に参入した他分野の事業者の低い技術力について指摘する ⁶³。また、Muianga & Norfolk (2017) ⁶⁴は、法律で定められた面積の 6 倍以上の許可が発行された事例を報告する。

（3）植林地

産業造林の許可をはじめ、産業・農業開発等の許可を取得するには、土地利用権（Direito de Uso e Aproveitamento de Terra: DUAT）の取得が必要となる。DUAT は森林開発コン

⁶² FLEGT (2014) 前掲

⁶³ 2001 年の取引価格は、樹種にもよるが 150~300 米ドル/m³（Pau Ferro と Chanate は、500~550 米ドル/m³）であった。

⁶⁴ Muianga & Norfolk(2017) 前掲

セッションとシンプルライセンスの申請には必要とされない。森林・野生生物規則により造林の適格性基準が制定され、国土・環境保全目的の植林、バイオマスエネルギーを目的とした植林、産業植林のそれぞれに分けて基準が設定された。森林・野生生物法によると、DUATの所有者は、自家消費の場合を除き、それぞれの地域に存在する自然の森林や野生生物資源を利用するためのライセンスが必要となる。DUATは、保護区の全域と部分的な保護区を除いて、ほぼ全域で取得することが可能とされる。対象面積によって州知事（1,000ha以下）⁶⁵、農業大臣（1,000～10,000 ha）⁶⁶、閣議（10,000ha以上）がそれぞれ発行する（Decreto nr. 30/2012）。

DUATの下、造林許可は、モザンビーク国内の法人や個人、地域コミュニティ社会が取得できる。外国の法人（モザンビークで設立または登記されている）や個人（モザンビークに5年以上居住している）も、承認された投資プロジェクトがあれば、DUATを取得することが可能である。外来樹種の植林の場合には、さらに許可を得る必要がある。産業植林を申請するためには、DUATの取得、環境影響評価（EIA）の実施、投資プロジェクト許可の3つの要件を満たすことが必要となる。

商業目的、工業目的、エネルギー目的での森林や野生生物の利用には、利用地域内の第三者のすべての権利を保護しなければならない、また、利用地域内の地域社会が生活に必要な天然資源を利用する権利を含めて、自由にアクセスできるようにしなければならない。

森林・野生動物規則（第38条）に従い、植林地の伐採については、所有者はSPAに対して申請を行う必要がある。その際には、植林地のライセンス番号、伐採対象の樹種種及び量、伐採期間、木材の保管場所を示さなければならない。SPAは申請内容の査察を実施し、開発許可を交付する。許可証には、遵守しなければならない条件、並びに開発から生じる廃棄物の処理方法が含まれる。

2) 保護地域及び樹種

(1) 保護地域

国立公園と保護区は完全に保護された地域であり、科学的な理由や管理上の必要性がある場合を除き、伐採は禁止されている。保護地域面積は約1300万haに達し⁶⁷、ANACが監督する。森林・野生生物法規則では、保護地域（国立公園、保護区や、また後述の歴史・文化的利用と価値のある地域）での例外的な伐採等の活動は、法律に基づく環境ライセンスが必要となると定めている。また、土地法は、“部分的な保護地域⁶⁸”を規定し、そこでの活

⁶⁵ ただし、Decreto nr. 63/2020により、この責務は州公務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

⁶⁶ 省庁編成により、2021年2月では農業・農村大臣（Ministro da Agricultura e Desenvolvimento Rural）となっている<<https://www.agricultura.gov.mz/>>。

⁶⁷ MITADER（2017）前掲

⁶⁸ 以下の地域が含まれる：水源から100メートルまでの土地；ダムや貯水池から250メートルまでの土地；鉄道路線と沿線駅の両側50メートルの土地；高速道路、4車線道路及び、電気、通信、石油、ガス、水道のための施設と導管

動には、責任当局からの特別な許可を受けなければならないと定める。

(2) 保護樹種

Swartzia madagascariensis (Pau Ferro) は、2016年に5年の期限付きで輸出禁止樹種に指定された (Diploma Ministerial nr. 10/2016.)。期限終了後には評価が行われ、禁輸の終了または継続が決定される。また2018年の期間中、*Pterocarpus tinctorius* (Nkula) と *Combretum imberbe* (Mondzo) の伐採が禁止され、さらに *Azelia quanzensis* (Chanfuta)、*Pterocarpus angolensis* (Umbila)、*Milletia sthulmanni* (Jambirre) を使った木材の輸出が禁止された (Despacho Ministerial nr. 29/3/2018)。

(3) ワシントン条約

モザンビークは1981年にワシントン条約に加盟し、批准した。ワシントン条約の管理当局は土地・環境省 (MTA) の National Administration of the Conservation Areas であり、科学当局はエドゥアルド・モンドラーネ大学 (UEM) である。

モザンビークには110のCITES種が存在するが、商業用木材として利用されているものではなく、園芸や食料源としての利用が一般的である⁶⁹。*Prunus Africana* は附属書II⁷⁰に掲載されているが、主に薬用として利用されている。他に *Diospyros vera* も附属書IIに掲載されている。2019年には周辺国と連携し、*Pterocarpus tinctorius* (Nkula) をワシントン条約附属書2に加えた。

3) 伐採に係る先住民や地域住民の権利

森林・野生生物法は、地域コミュニティの自給自足を目的とした資源利用と共同管理、第三者への伐採権の割り当て等を規定している。地域コミュニティは、当該地域の森林資源を自分たちの消費のために利用することができるが、許可なしに商品として販売することは認められていない。森林・野生生物規則 (第7条) は、地域コミュニティの歴史・文化的利用及び価値のある地域⁷¹について定めており、当該地域における外部者による森林の利用は禁止され、資源の利用は規範と慣習に従って行われる。歴史・文化的利用及び価値のある地域の認定は、地域コミュニティの代表者10名以上の署名によって申請が行われ、州行政代表が宣言する権限を有する。

の両側50メートルの範囲；陸の国境から2キロの範囲；空港と飛行場から100メートルの範囲；軍その他の国家防衛・治安施設から100メートルの範囲。

⁶⁹ Forest Legality Initiative <<https://forestlegality.org/risk-tool/country/mozambique#tab-laws>>

⁷⁰ ワシントン条約附属書II：現在は必ずしも絶滅の恐れはないが、取引を規制しなければ絶滅の恐れがあると考えられる。商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要となる。

⁷¹ 農村の墓地の中にある森林、信仰の対象となる場所、地域コミュニティによって伝統的な薬の抽出のために利用されている植物が分布する森林、信仰に利用されている野生動物種が生息する森林は、法律によりその開発が禁止されていない限り、歴史・文化的利用及び価値のある地域と認識される (森林・野生生物規則第7条)。

土地法は、地域コミュニティの慣習的土地権を認め、事業者が当該地域の自然資源を利用し利益を得る権利を取得するためには、地域コミュニティに対するコンサルテーションを義務化している。また、森林・野生生物法は、森林開発コンセッションとシンプルライセンスの承認のために、地域コミュニティに対するコンサルテーションを要件とし、その手順を規定している。事業の対象となる地域の全部または一部が、地域コミュニティが利用する権利を有する地域内に位置する場合には、事業申請者、地域コミュニティ、国の間で、利用条件の交渉が行われなければならない。なお、森林の開発税の 20% は、伐採が行われる当該地域の社会的利益のために利用される（森林・野生生物法第 27 条）。コンサルテーションの具体的な手続きは以下の通り 2 段階に定められ、手続きに従わず行われた場合は有効とはみなされない（Diploma Ministerial nr. 158/2011）：

1. 土地の利用の権利の取得の要求及び利用地域に関する情報を地域コミュニティに提供することを目的としたコンサルテーション
2. 事業を実施するための土地の利用可能性について、地域コミュニティの意見を得ることを目的としたコンサルテーション（最初のコンサルテーションから 30 日以内で行われる）

コンサルテーションには、申請者またはその代理人、地域の行政官またはその代理人、登録局（Serviços de Cadastro）、市町村レベルの諮問委員会（Conselhos Consultivos de Povoação e de Localidade）メンバー、地域コミュニティのメンバー、隣接する土地の所有者または占有者が参加する。コンサルテーションの議事録は Diploma Ministerial nr.16/2017 に従って作成され（付属資料 4.5）、諮問委員会のメンバーが署名しなければならない。議事録のコピーは地域住民に配布される。

事業者が地域コミュニティの権利を守り、法令義務の履行を確保するため、森林・野生生物法及び森林・野生生物規則は、森林・野生生物資源管理地方協議会（conselhos locais de gestão de recursos florestais e faunísticos: COGEP）の設置を規定している。COGEP は、コミュニティレベルで設置され、地域コミュニティ、森林・野生生物資源に関連する活動を行う個人や法人、団体や非政府組織、政府機関からの代表者で構成される独立した組織として位置付けられ、関係者及び第三者によるあらゆる法律違反を問うことができる。COGEPs は、以下の事項を考慮して、その目的及び一般的なガイドラインを実行する：

- 森林・野生生物資源の利用の申請に関する手続き。
- 森林・野生生物資源の持続的な利用が、地域社会の生活水準の向上に寄与するような行動の開発
- 森林・野生生物資源の利用と利用に関わる様々な利害関係者を巻き込んだ紛争解決メカニズム
- 森林・野生生物資源のモニタリングを担当する国の機関との協力
- 森林・野生生物資源に関する政策や法律の改善

- 火災の抑制に関連した行動
- 当該地域に位置する資源の管理計画のガイドライン

COGEPs は、特定のプロジェクトが農村開発の目的や森林及び野生生物資源の持続可能な利用に適合しないことが判明した場合、そのプロジェクトの取消又は廃止を事業者に対して提案することができる。

(不遵守のリスク)

いくつかの報告書は⁷²、「地域コミュニティへのコンサルテーションが適切に実施されていない」、「地域住民との合意のないまま事業が実施される」、「合意事項が遵守されない」、「実際にはほとんどの地域住民は、コンセッション事業に関して雇用の機会を得ることができず⁷³、目に見える利益が得られない」、「集中的な伐採や重機の使用によって、道路の損傷、森林資源と野生動物の減少が起こり、地域住民は近くで狩猟をすることができなくなり、生計手段が脅かされる」、そしてこうした問題と事業者との信頼関係の欠如から、「地域住民は、自らの生計と利益を確保するために事業に対する反発や違法な伐採活動に関与する」等の問題を指摘する。

4) 伐採に係る税金と手数料

モザンビークでは119種が商業樹種に指定され、貴重種と第1～第4クラスに分類されている（付属資料4.1）。伐採に係る税率は、Diploma Ministerial nr. 293/2012によって樹種の等級毎に定められている。また対象とする面積とその経済利益可能性に応じて、利用料が決定される。

森林・野生動物法の第27条に従って、伐採に係る税金の20%は、伐採が行われる当該地域の社会的利益のために利用される。受益者となる地域コミュニティは、必要な登録や、管理委員会の設置、口座開設を行う。一方で、EU FLEGT (2014)⁷⁴や Muianga & Norfolk (2017)⁷⁵、UEM (2013)⁷⁶の報告によると、地域住民のほとんどが制度を正しく理解していないこと、口座開設等の必要手順は、都市部から離れた地域コミュニティにとって複雑で

⁷² Siteo, A. A.; Guedes, B. S.; Siteo, S. N. D. M.; (2007) Avaliação dos modelos de manejo comunitário de recursos naturais em Moçambique. DNTF/MINAG. FAO. Maputo; Teixeira, J. V. (2018) A participação das comunidades locais na gestão das florestas em Moçambique: caso dos distritos de Montepuez, Maúa, Marrupa e Majune. Universidade Nova de Lisboa. Faculdade de Ciências sociais e humanas. Janeiro, 2018; UEM (2013) 前掲; Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) 前掲.

⁷³ 森林・野生生物規則（第32条）は、労働者を募集するときは、地域コミュニティの住人を優先することをコンセッション事業者の義務として定める。

⁷⁴ EU FLEGT (2014) 前掲

⁷⁵ Muianga & Norfolk (2017) 前掲

⁷⁶ UEM (2013) 前掲

あること、そして透明性の欠如や当局や地域コミュニティの指導者の不正によって利益配分が適切に実施されていないこと等が問題として挙げられる。

4-3-3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

1) 伐採ライセンス

伐採ライセンス（1年間有効）は、管理計画書の提出後、SPAによる検査が行われ、その後必要な手数料の支払いを経て、発行される。

森林・野生生物法及び規則に従い、森林開発コンセッションで伐採ライセンスを取得するには、以下の条件を満たさなければならない：

- 社会的施設（例：伐採キャンプ）と加工施設が設置されていること
- 管理計画に沿って、現場に年間伐採ブロックを設置していること
- 伐採対象となる樹種の量と質が決まっていること
- 年間利用料が支払われていること
- 年間伐採量に応じた伐採料が支払われていること

シンプルライセンスについては、以下の条件を満たすと伐採ライセンスが発行される：

- 管理計画の実施のための技術的能力が備わっていること
- 伐採、搬出、輸送の手段が備わっていること。
- 管理計画が承認されていること
- 年間利用料がしはらわれていること
- 年間伐採量に応じた伐採料が支払われていること

伐採ライセンスの様式は Diploma Ministerial nr. 6/2017 の付属書 5 に示される（付属資料 4.2）。伐採ライセンスは、原本とコピー 3 部が発行される：

- 原本：事業者に対して発行
- 第 1 コピー：支払領収書のコピーに添付される
- 第 2 コピー：伐採が行われる当該郡に送付される
- 第 3 コピー：記録簿に添付される

伐採ライセンスの番号は、コンセッション事業者及びシンプルライセンス事業者に対して発行される木材を輸送するために必要な輸送許証（Guia de Tránsito de Produtos Florestais）（付属資料 4.6）に記される。

2) 伐採樹種、量の記録

事業者は、丸太の伐採量と輸送量について以下の通り記録簿を作成し管理する（Egas et

al.2017) ⁷⁷。

- 「伐採記録簿 (livro de registo de corte de toros na floresta)」: 伐採した木材を記録する。伐採ライセンス番号と伐採した樹種名、サイズ、伐採日等が記入される。
- 「集積場の集材記録簿 (livro de registo de entrada de toros no apeadeiro)」: 集積場に運ばれた丸太を記録する。この記録簿には「伐採記録簿」と同じ番号が付けられる。
- 「輸送する丸太のリスト (Mapa de Especificacoes de Productos Florestais)」(付属資料 4.7): 集積場から特定のトラックによって運搬される丸太を記録する。リストには、木材輸送許可証 (付属資料 4.6)の番号、記録簿の番号、日付、製品、樹種、直径、長さ、量 (m³) が記される。シートは木材輸送許可証と一緒に丸太の輸送に使われる。

コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者は、実施した活動に関する報告書を四半期ごとに SPA に提出しなければならない。また、伐採や集材で使用した上記の記録簿は、検査の際に求められる。

在来樹種の伐採には、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの閉鎖期間が設けられ、その期間中は、丸太の伐採と搬出は禁止される。SPA の確認の上、前年に伐採され集材場に集められた丸太の輸送のみが許可される。許可されると、原木を選別して運搬し、運搬された原木は前年分の記録簿上に印が付けられる。

⁷⁷ Egas, A.; Júnior, E.; Bila, N.; Siteo, E. (2017) Procedimentos de registo e verificação de dados na cadeia de fornecimento de madeira. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro 2017.

4-4 木材の流通段階における法令等

木材の流通段階（輸送、加工、貿易）に関する法令を表 4.7 に取りまとめる。

表 4.7 木材の流通（輸送、加工、貿易）に関する法令の一覧

法令（法令番号）	制定年	説明
森林・野生生物法（Lei nr.10/99.）	1999 年 7 月 7 日	森林と野生生物資源の保護、保全、持続可能な利用に関する基本的な原則と規範を定める。森林の伐採制度、流通について規定する。
森林・野生生物規則（Decreto nr.12/2002	2002 年 7 月 6 日	森林・野生生物法の実施規則
Diploma Ministerial nr. 16/2017	2017 年 2 月 8 日	木材の伐採と輸送に関する書類の様式を規定する
Lei nr.7/2010.	2016 年 12 月 30 日に改正	加工木材輸出税（TEMP）について規定する
Decreto nr. 42/2017	2017 年 8 月 17 日	加工木材の輸出のために規則、条件、手続きを定める
Diploma Ministerial nr. 54/2018	2018 年 12 日	加工木材輸出業者の適格基準を定める
Diploma Ministerial nr. 55/2018	2012 年 8 月 1 日	加工木材製品の輸出に関する要件、手続きを定め、年間木材輸出計画の様式を示す

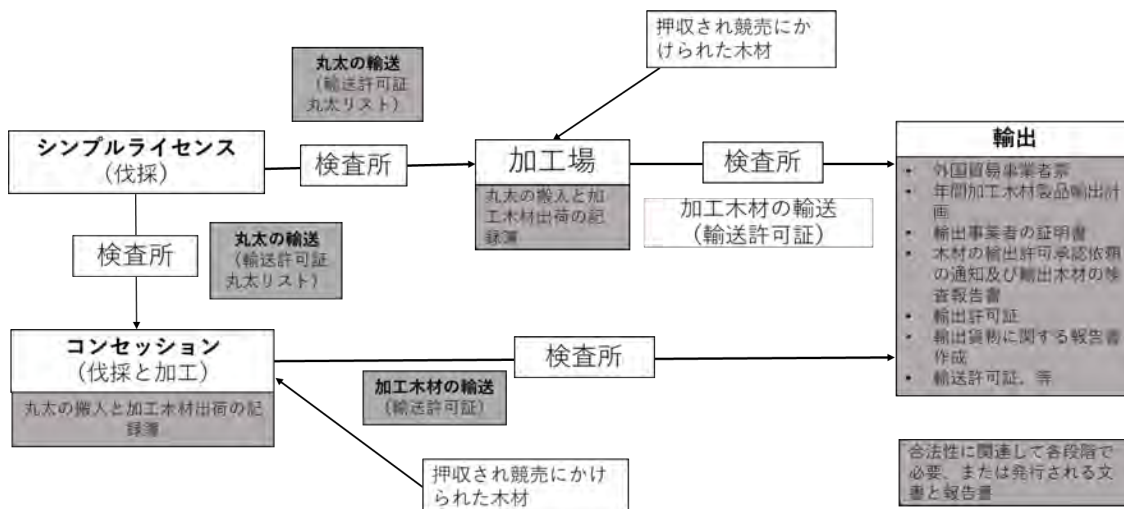
4-4-1 木材の流通に関する行政の体制

表 4.5（モザンビークの林業セクター（伐採、加工、貿易）に係る政府機関）を参照。

4-4-2 木材の流通段階における法令等の概要と運用状況

図 4.9 に天然林から伐採された木材（コンセッションとシンプルライセンスによる）の輸送、加工、輸出までのプロセスの概要を示す。

図 4.9 天然林の伐採から輸送、加工、輸出までのプロセス



注) コンセッション事業者と加工場のすべてが木材製品を輸出するわけではない(「4-4-3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例」を参照)

1) 木材の輸送

森林・野生生物法と関連規則によって木材の輸送段階の制度が規定されている。コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者が生産した木材の輸送には、SPA が発行する輸送許可証(付属資料 4.6)が必要である。輸送許可証は、年間の伐採ライセンスに記載されている許可量に基づいて、複数発行される。

輸送許可証には、記録簿番号と伐採ライセンス番号、輸送する樹種、量、直径等の情報が記載され、SPA のスタンプと署名が記される。輸送許可証の他に、丸太の輸送には輸送する丸太のリスト(付属資料 4.7)を添付しなければならない。

輸送許可証は、A5 サイズで、下記の通り許可証毎にオリジナルとコピーの計 5 部が含まれる (Ministerial Diploma nr. 16/2017) :

- 原本(白色) : 輸送目的地まで当該木材と一緒に運ばれる
- 第 1 コピー(緑色) : 統計情報の報告書に添付して、毎月末に SPA に送られる
- 第 2 コピー(ピンク色) : 伐採地近くの検査所で回収される
- 第 3 コピー(黄色) : 伐採地が位置する州の最後の検査所で回収される
- 第 4 コピー(青色) : 輸送目的地のある州の最後の検査所で回収される
- 第 5 コピー(クリーム色) : 伐事業者が提出する記録簿に添付される

付属資料 4.6 の様式を使った輸送許可証は、伐採ライセンスに基づき、コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者に対してのみ発行される。製材所等の加工業者は、SPA に加工製品の輸送許可を申請する必要がある。

木材輸送の検査は、主要な国道沿い、州間の境界線上、主要都市の入り口に設置されて

いる検査所で昼夜を問わず行われる。これらの検査所では輸送許可証コピーが回収され、免許証と輸送されている樹種と数量が確認される。検査官は、輸送日、許可番号、発行日と有効期限、記載された製品の種類、量、輸送手段、原産地、目的地等を記録して、定期的に州政府に報告する。

(不遵守のリスクに関する情報)

Egas et al. (2017)⁷⁸と Muianga & Norfolk (2017)⁷⁹は、輸送許可証に記された以上の木材の輸送、虚偽の許可証や過去に使用済みの許可証の利用、あるいは輸送許可証を得ていない木材を代替ルートで輸送することによる違法行為を指摘する。

2) 木材の加工

木材加工場は、DPDTA が設立を許可し、SPA が運営の監督を担当する⁸⁰。森林・野生動物規則（第 32 条）により、コンセッション事業者は、加工場を設置することが義務付けられる。コンセッション事業者は自前のコンセッションからの原木だけでなく、他の事業者から原木を購入し加工することも出来る。

丸太が加工業者に届けられると、「製品入庫記録簿 (livro de registo de entrada de produtos)」に記録され、加工後の出荷時に「林産品出庫記録簿 (livro de registo de saída de produtos florestais)」に記録される。記録簿には、輸送許可証に関する情報（輸送許可証の記録簿番号、輸送許可証番号、日付）と輸送された又は輸送される木材のタイプ、樹種、量が記録される。

加工場は、法律で義務付けられている毎月の報告書を通じて検査され、その中には木材の入荷、加工、販売の動きが、種、数量、それぞれの許可ごとに記載されている。SPA は、州の産業を管轄する機関と連携して木材加工場を管理し、四半期ごとに国家森林総局 (DINAF) に報告する。

4-4-3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

モザンビークでは、あらゆる在来種の原木輸出は禁じられており、加工された木材製品のみ政府に承認された組織だけが輸出できる。以下に加工木材輸出のプロセスの概要を示す：

1. 事業者による年間加工木材製品輸出計画の作成と提出（付属資料 4.8）
2. 輸出事業者の証明書 (Certificado de Exportador) の発行：1 年間有効（付属資料 4.9）
3. 木材輸出の申請

⁷⁸ Egas et al(2017) 前掲

⁷⁹ Muianga & Norfolk (2017) 前掲

⁸⁰ 国家森林総局 (DINAF) スタッフへのインタビュー

4. SPA による検査と木材の輸出許可承認依頼の通知及び輸出木材の検査報告書の作成（付属資料 4.10）
5. 輸出許可の発行（付属資料 4.11）
6. 税関によるパッキング支援の承認
7. 輸出貨物に関する報告書作成（付属資料 4.12）
8. 輸出港までの木材の輸送

Diploma Ministerial nr. 54/2018 によると、在来種の加工木材の輸出は、コンセッション事業者、加工業者、そして国家機関である国家持続可能な開発基金（Fundo Nacional de Desenvolvimento Rural: FNDS）に許可される。加工木材を輸出する資格を得るためには、コンセッション事業者と加工事業は、以下の基準を満たしていなければならない：

- 投資額：750 万メティカル（約 100 万円相当）以上
- 設置電力：10 KVA 以上
- 労働者：20 人以上
- 1 日あたりの生産量：5m³ 以上
- 原料置き場
- 最低限の稼働可能な木材加工用機械（切断用鋸 1 台、面取り機 1 台、平行ガイド 1 台、鋸目立て機 1 台）

上記の基準を満たす事業者は、年間加工木材輸出計画を作成する。同計画は、輸出する前年の 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間に提出され、SPA を通じて国家森林総局(DINAF) に送付される。輸出計画書の様式（付属資料 4.8）には、事業者名、外国貿易事業者票番号、事業者所在地と連絡先及び製品種類（板材、ボード、パーケット等）、数量、輸出先について記入される。また、以下の書類の提出が求められる（Diploma Ministerial nr.55/2018）：

- 外国貿易事業者の写し
- NIUT（納税者番号）の写し
- 最新の納税証明書の写し最新の社会保障支払い証明書の写し
- SPA より発行された、月間統計情報提供の証明書
- 当該加工場の木材加工能力及び稼働状況を証明する SPA の所見

SPA による年間加工木材製品輸出計画の承認手続きは、書類審査と申請者の木材加工能力に基づいて行われる。年間輸出計画が承認されると、1 年間有効な輸出事業者証明書が発行される（付属資料 4.9）。証明書には、認証番号、製品タイプと輸出許可された量が記される。承認された事業者の一覧は政府がとりまとめる（付属資料 4.13）。

輸出事業者証明書があれば、事業者はその有効期限内にいつでも許可された年間輸出量に達するまで輸出許可申請を行うことが出来る。申請には、以下の情報が必要となる

(Decreto nr. 42/2017) :

- 輸出事業者の名前、住所、NIUT (納税者番号)
- 外国貿易事業者票の写し
- 製品情報 (種類、樹種、数量)
- 製品の仕立地及び仕向地
- 木材輸送許可証の原本

輸出申請の提出後に、植物検疫を含む製品の検査が行われ、SPA によって関連する報告書 (付属資料 4.10) ⁸¹が作成され、国家森林総局 (DINAF) に送られる。報告書には、輸出事業者証明書 (付属資料 4.9) が添付される。報告書が確認され、問題が見当たらない場合は輸出が承認され許可証が発行される (付属資料 4.11) :

- 原本：税関への輸出手続きに添付される
- コピー (1 枚目)：州の森林資源を管轄する部局による輸出許可手続きに添付される
- コピー (2 枚目) 州の産業と貿易を監督する部局用
- コピー (3 枚目)：輸出業者用
- コピー (4 枚目)：州の森林資源を管轄する部局が保管する

輸出許可証には、許可番号、輸出事業者名、納税者番号、輸出目的地、当該製品の出国地、輸出する木材製品のタイプ、樹種、個数、数量、品目コードなどの情報が記載される。

輸出が許可された事業者は、コンテナの梱包、積み込み、封印に関して税関にパッキング支援を要請する。この作業は、税関と土地・環境省 (MTA) 職員の立会いの下で行われる。梱包が終了すると、コンテナは施封され、輸出貨物に関する報告書 (付属資料 4.12) が作成される。この報告書には、当該事業者に対する木材の輸出許可の通知、木材の検査結果、木材のパッキング支援に関する報告書が含まれる。この報告書は、当該輸出事業者のそれ以降の木材輸出申請に必要な木材輸出統計情報の基礎となる。また、当該木材製品を輸出地点まで輸送する際には、輸出許可証と輸出貨物に関する報告書のコピーが必要となる。

加工木材輸出税 (TEMP) は、FOB 価格と加工の程度に応じて決定され、通関手続き中に支払われる。FOB 価格は、土地・環境省 (MTA) が作成する当該木材製品の参照価格、量、樹種を基に決定される。

⁸¹ この報告書には、SPA から DINAF への輸出許可承認依頼の通知、輸出する木材の表、検査報告書、輸出事業者が提出した検査依頼書が含まれる。付属資料 (4.10) は、州森林・野生生物サービス (SPFFB) が作成した報告書であるが、Decreto nr. 63/2020 により、検査や関連文書の作成等の木材製品の輸出に関する業務は SPA が担うことになる (国家森林総局 (DINAF) インタビュー)。

付属資料リスト

- 付属資料 4.1 モザンビークの木材用樹種と区分
- 付属資料 4.2 伐採ライセンス (Licença de Exploração Florestal) (様式)
- 付属資料 4.3 土地利用が重複しないことの証明書 (Certidão Negativa) (様式)
- 付属資料 4.4 シンプルライセンスの契約書
- 付属資料 4.5 地域コミュニティへのコンサルテーション議事録 (様式)
- 付属資料 4.6 丸太・木材の輸送許可証 (Guia de Trânsito de Produtos Florestais) (様式)
- 付属資料 4.7 輸送丸太リスト (Mapa de Especificacoes de Productos Florestais) (様式)
- 付属資料 4.8 木材加工製品輸出の年間計画 (様式) と承認書 (様式)
- 付属資料 4.9 輸出事業者の証明書 (Certificado de Exportador)
- 付属資料 4.10 州森林・野生生物サービス (SPFFB) による木材の輸出許可承認依頼の通知と輸出木材の検査報告書
- 付属資料 4.11 輸出許可証 (様式)
- 付属資料 4.12 輸出貨物に関する検査報告書
- 付属資料 4.13 木材輸出が承認された事業者のリスト (2019 年)

付属資料 4.1 モザンビークの木材用樹種と区分

(貴重樹種)

Tabela referida no artigo 3 - Listas de espécies nativas produtoras de madeira
Espécies Produtoras de Madeira Preciosa

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
01	<i>Berchemia zeyheri</i>	Pau-rosa	Mulatchine, Sungagoma	30
02	<i>Dalbergia melanoxylon</i>	Pau-preto	Mpinge, Mpivi, N'mico	20
03	<i>Diospyros kirkii</i>		Mucula-cula, Muoma	40
04	<i>Dyospiros mespiliformis</i>	Ebano	Mfuma, Ntoma	50
05	<i>Ekebergia capensis</i>	Inhamarre	Inhamarre	50
06	<i>Entandophragma caudatum</i>	Mbuti	Bubuti, Mubuti	50
07	<i>Guibourtia conjugata</i>	Chacate preto	Chacate	40
08	<i>Milicia excelsa</i>	Tule	Megunda, Mecuco, Mahundo	50
09	<i>Spirostachys africana</i>	Sândalo	Chilingamache, Mucunite	30
10	<i>Pterocarpus tinctorius</i>	Nkula		30

注) 左から番号、学名、一般名、現地名、伐採可能な最小胸高直径 (cm)

(第1級樹種)

Tabela referida no artigo 3 - Listas de espécies nativas produtoras de madeira
cont.

Espécies Produtoras de Madeira da 1.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP min. (cm)
11	<i>Azelia quanzensis</i>	Chanfuta	Mussacossa, Mugengema, muoco	50
12	<i>Androstachys johnsonii</i>	Mecrusse	Cimbirre	30
13	<i>Albizia glaberrima</i>		Mutivera	40
14	<i>Albizia versicolor</i>	Tanga-tanga	Tingare, Mpovera	40
15	<i>Balanites maughamii</i>	Nulo	Muvando, Nanluve, Sacanono	30
16	<i>Breonardia microcephala</i>	Mugonha	Muonha, Nkonha	50
17	<i>Baikiaea plurijuga</i>		Chiti	30
18	<i>Combretum imberbe</i>	Mondzo	Munagari, Mungari, Ehupu	40
19	<i>Cordyla africana</i>	Mutondo	Bonjua, Murroto	50
20	<i>Diospyros spp</i>		Mucucul-cula, Muoma	40
21	<i>Erythrophloeum suaveolens</i>	Missanda	Muave	40
22	<i>Faurea speciosa</i>		Muxiri, Nthethere, Mussossola	40
23	<i>Inhambanella henriquesii</i>	Mepiao	Mepiao	50
24	<i>Khaya nyasica</i>	Umbáua	Mbawa	50
25	<i>Millettia stuhlmannii</i>	Jambirre	Panga-panga, Panguire	40
26	<i>Monotes africanus</i>		Muculala	30
27	<i>Morus lactea</i>	Mecobeze	Mecobeze	50
28	<i>Pterocarpus angolensis</i>	Umbila	Mbila, Mucurambira	40
29	<i>Podocarpus falcatus</i>		Gógogo, Izulambite, Chongue	50
30	<i>Pseudobersama mossambicensis</i>		Tondue, minhe-minhe	40
31	<i>Swartzia madagascariensis</i>	Pau-ferro	Nhaquata, Pau-rosa, Cimbe	30
32	<i>Colophospermum mopane</i>		Chanato, Nissano, Missanye	30
33	<i>Pericopsis angolensis</i>	Muanga	Chuanga, Muaca, Muanka	40

(第2級樹種)

Espécies Produtoras de Madeira da 2.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
34	<i>Albizia adianthifolia</i>	Mepepe	Goana, Megerenge	40
35	<i>Amblygonocarpus andongensis</i>	Mutiria	Banga-wanga, Mutindire	40
36	<i>Bombax rhodognaphalon</i>	Sumauma	Meguza, Mefuma	50
37	<i>Brachystegia boehmii</i>	Mafuti	Mfuti, Mopwo	40
38	<i>Brachystegia bussei</i>		Kokoro	40
39	<i>Brachystegia longifolia</i>		Tagate, Takata, Itakhata	40
40	<i>Brachystegia manga</i>	Messassa	Mpapa rupakhole	40
41	<i>Brachystegia spiciformis</i>	Messassa	Mpapa, Tsondo	40
42	<i>Brachystegia utilis</i>		Nankweso, Mucoio	40
43	<i>Burkea africana</i>	Mucarala	Mucarati, Nkarara, Mecimbe	40
44	<i>Julbernardia globiflora</i>	Messassa encarn.	Muhimbe, Mpacala	40
45	<i>Newtonia buchananii</i>	Mafumuti	Nipovera	50
46	<i>Newtonia hildebrandtii</i>	Infomoze	Infomoze	50
47	<i>Parkia filicoidea</i>	Mucuti	Mucuti	50
48	<i>Pteleopsis myrtifolia</i>	Mungoroze	Mduro, Nleva	40
49	<i>Ricínodendron rautanenii</i>	Mungomo	Ngomo, Iphaka	50
50	<i>Sclerocarya birrea</i>	Canho	Mfula, Tsula, Nkokwo	50
51	<i>Sterculia quinqueloba</i>	Metonha	Ntonha, Nthumpu	40
52	<i>Sterculia appendiculata</i>	Metil	Njale	50
53	<i>Terminalia sp</i>	Messinge	Meculungo	40
54	<i>Trichilia emetica</i>	Mafurreira	Muciquiri, Mafurra	40

(第3級樹種)

Espécies Produtoras de Madeira da 3.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
55	<i>Acacia nigrescens</i>	Namuno	Mecungo, Micaia	40
56	<i>AnthocLeista grandiflora</i>	Mezambe	Rotanda	30
57	<i>Avicennia sp</i>	Mangal branco	Mangal branco	30
58	<i>Bridelia micrantha</i>	Metacha	Melelha, Mussaba	40
59	<i>Barringtonia recemosa</i>	Mangal	Massinhama	30
60	<i>Bruguiera gymnorhiza</i>	Mangal encarn.	Mangal encarnado	30
61	<i>Cassipourea gummiflua</i>	Mezambe	Mezambe	30
62	<i>Celtis africana</i>		Messucandiri	40
63	<i>Celtis gomphophylla</i>		Mrtuzite	50
64	<i>Cleistanthus holtzii</i>		Nacuva.Nacura	50
65	<i>Cynometra carvalhoi</i>	Evate	Evate	40
66	<i>Ceriops tagal</i>	Mangal branco	Mangal branco	30
67	<i>Dialium schlechteri</i>	Ziba	Nziba, Ziva	40
68	<i>Dialium sp.</i>		Mepepete	40
69	<i>Erythrophloeum sp</i>		Incalazi, Tchaia, Muacari	40
70	<i>Funtumia latifolia</i>		Nhapwepwa	30
71	<i>Guibourtia coleosperma</i>	Chacate encarn.	Chacate encarnado	40
72	<i>Heritiera littoralis</i>	Mangal branco	Luabo	30
73	<i>Kigelia pinnata</i>		Vunguti, Nrikiriki	40
74	<i>Parinari curatellifolia</i>		Muhula, Mahula, Ntupio	30
75	<i>Phyllanthus sp.</i>		Chire, Mecua	50
76	<i>Piliostigma thoningii</i>	Mucequece	Mucequece	40
77	<i>Pseudolachnostylis maproneifolia</i>		Messolo, Ntholo, Mussonjoa	30
78	<i>Ptaeroxylon obliquum</i>		Tchetcheretane	40
79	<i>Rhizophora mucronata</i>	Mangal	Mangal encarnado	30
		encarn.		
80	<i>Sapium ellipticum</i>	Tchaia	Tchaia	40
81	<i>Sideroxylon inerme</i>		Mebope	40
82	<i>Syzygium cordatum</i>		Mecurri, Tucura, Mudlho	40
83	<i>Syzygium guineense</i>	Jambaloeiro	Mecurre, Nakuthanthe, Mecuti	40
84	<i>Terminalia sericea</i>	Inconola	Sai-sai, Kassanche, Messusso	30
85	<i>Terminalia stenostachya</i>		Sai-sai, Kassanche	30
86	<i>Uapaca kirkiana</i>	Metongoro	Metela, Nahunkwo	30
87	<i>Uapaca nitida</i>	Metongoro	Metela, Nakachunkwo	30
88	<i>Uapaca zanguebarica</i>	Metongoro	Kochokore	30
89	<i>Vitex doniana</i>		Nhazuovo	40
90	<i>Vitex sp</i>		Nakuna	40
91	<i>Xeroderris sthulmannii</i>	Mulonde	Merunde, Nlothe	40
92	<i>Xylia sp</i>			40
93	<i>Xylopi aethiopica</i>		Mepeza	40

(第4級樹種)

Espécies Produtoras de Madeira da 4.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
94	<i>Acacia albida</i>		Micaia, Dzungua, Sango	40
95	<i>Acacia burketi</i>		Micaia, Munga	40
96	<i>Acacia erioloba</i>		Micaia, Munga	40
97	<i>Acacia karroo</i>		Micaia, Munga	40
98	<i>Acacia nilotica</i>		Micaia, Munga	30
99	<i>Acacia polycantha</i>		Micaia, N'roca	40
100	<i>Acacia robusta</i>		Micaia, Massadzi	40
101	<i>Acacia senegal</i>		Micaia, Munga	30
102	<i>Acacia sieberana</i>		Micaia, Gunga	40
103	<i>Acacia tortilis</i>		Micaia, Munga	30
104	<i>Acacia xanthophloea</i>		Micaia, Megerenge	40
105	<i>Antidesma venosum</i>		Nhonge, chongue	30
106	<i>Borassus aethiopicum</i>		Mudicua, Palmeira	30
107	<i>Cussonia sp</i>		Capwapwa, Nampuko-puko	50
108	<i>Dolichandrone alba</i>		Tsani	30
109	<i>Erythrina livingstonei</i>		Titi, Nancilacona	40
110	<i>Fernandoa magnifica</i>		Tondjua, Mpovataci	30
111	<i>Hirtella zanguëbarica</i>		Cimboma, Mucimboma	30
112	<i>Hyphaene sp</i>		Micheu, Palmeira	30
113	<i>Kirkia acuminata</i>		Mtumbui, Poko-poko	40
114	<i>Lannea sp</i>		Chiucanho, Msatoto, Cimuii	40
115	<i>Lecanidiscus fraxinifolia</i>		Mutarara	30
116	<i>Manilkara sp</i>		Nheve, Nhewa	40
117	<i>Mimusops sp</i>		Ntzoze, Bengwerwa	40
118	<i>Treculia Africana</i>		Tchaia	50
119	<i>Tamarindus indica</i>	Tamarindo	Tamarinho, Wepa	50

出典: Decreto nr. 42/2017

付属資料 4.2 伐採ライセンス (Licença de Exploração Florestal) (様式)



Anexo 5
Código de Segurança

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
Governo da Província de _____

Direcção Provincial da Terra Ambiente E Desenvolvimento Rural
Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia

伐採ライセンス番号

事業者名と住

Licença de Exploração Florestal Código da Província /Número/Ano

Nos termos do artigo 21 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovado pelo Decreto n.º 12/2002, de 6 de Junho, é autorizado o(a) Sr.(a)/Empresa _____ residente em _____ a explorar _____

Quantidade	Produto	Espécie	Classe	Voluma	Unidade de Medida
Total					

numa área de _____ ha, localizada em _____
Localidade de _____ Posto Administrativo de _____
Distrito de _____ Província de _____

Esta licença é válida até _____ de _____ de 20____, tendo sido cobrada a importância de _____,00MT (_____), pelo recibo n.º _____
De _____ de _____ de 20____

O beneficiário obriga-se a explorar e transportar o volume autorizado até o dia 31/12/20____, e declarar o volume de madeira e estância até ao dia 15 de Dezembro do mesmo ano. Deve cumprir com a legislação em vigor, as técnicas e condições de exploração.

_____ aos _____ de _____ de 20____

Observações: _____

O Chefe dos Serviços _____

伐採ライセンスの有効期間

対象面積と所在地

表:(左から順に)数、製品タイプ、樹種、樹種クラス、量、単位

出典 : Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.3 土地利用が重複しないことの証明書 (Certidão Negativa) (様式)

Anexo 3



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
Governo da Província de _____
Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural
Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia
Província de _____

Certidão Negativa

Nos termos do nº 4 do artigo 18 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovada pelo Decreto nº 12/2003, de 6 de Junho, *Certifico* que a área pretendida pelo requerente _____, não está ocupada e não decorre nenhum pedido para a mesma área.

Por ser verdade, passo a presente certidão, que assino e levo aposto o selo em uso nestes Serviços

_____, aos _____ de _____ de 20____

O Chefe dos Serviços

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

申請者によって申請された地域が占有されておらず、同地域の（他の利用）申請が行われていないことを証明する

付属資料 4.4 シンプルライセンスの契約書



- b) **Redimensionamento** da área e revisão do Plano de Manejo correspondente, se o cumprimento do Plano de Manejo estiver entre 25% a 50%;
- c) **Aviso e recomendação técnica** para o cumprimento integral do Plano de Manejo se o cumprimento estiver entre 50% a 75%.

Cláusula 4ª
Espécies e volumes

1. Ao abrigo do presente contrato e de acordo com o Plano de Manejo aprovado o operador está autorizado a proceder, nos primeiros três anos da vigência do presente contrato, a exploração sustentável das espécies florestais constantes na tabela abaixo, **num volume máximo anual de 500 metros cúbicos** e de acordo com anexo I do Decreto 12/2002 de 06 de Junho. Após este período, a exploração florestal ficará condicionada a revisão do Plano de Manejo.

Tabela de Corte Anual Admissível das espécies que ocorrem na área

N. Ordem	Nome comercial	Nome científico	Volume Total (m ³)	CAA (m ³ /ano)
1	Umbila	<i>Pterocarpus angolensis</i>	1.133	75
2	Pau-ferro	<i>Swartzia madagascariensis</i>	1.660	100
3	Muaga	<i>Pericopsis angolensis</i>	762	50
4	Messassa	<i>Brachystegia spiciformis</i>	1.363	90
5	Metongoro	<i>Uapaca nitida</i>	1.200	80
Total			6.108	395

- 2. O concedente poderá interditar, total ou parcialmente, a exploração de uma ou mais espécies desde que se reconheça que a sua extração possam resultar prejuízos para a floresta.
- 3. Ficarão interditos a exploração os exemplares que o concedente mandar reservar e marcar como árvores "porta-bomentes" bem como as manchas localizadas de floresta em que a actividade de exploração se revele altamente prejudicial ao equilíbrio ecológico.

表:対象地域に存在する樹種の許可された年間伐採量(左 2 列目から順に)商業樹種名、学名、樹種の合計量(m³)、許可された年間伐採量(m³/年)

Cláusula 5ª
Taxas

1. Pela ocupação da área de exploração florestal, objecto do presente contrato, a operadora pagará uma taxa anual a ser aprovada, sem prejuízo de outras taxas previstas na Lei, pela exploração de recursos florestais e outros existentes na área.
2. O valor referente a taxa de exploração florestal, previsto no Diploma Ministerial 293/2012, de 7 de Novembro, deverá ser pago até 31 de Outubro do ano a que dizer respeito.
3. O não pagamento da taxa no prazo referido no número anterior, implicará a interdição da exploração florestal, a qual se tornará definitiva se não for regularizado até doze meses.

Cláusula 6ª
Exclusividade

1. O operador tem direito exclusivo de:
 - a) Explorar, investigar e realizar estudos dos recursos florestais constantes na área objecto deste contrato, e com este objectivo desenvolver as operações e trabalhos que se mostrem necessários;
 - b) Opor-se a atribuição parcial ou total, a terceiros da área de exploração para fins incomparáveis com o objecto deste contrato.

Cláusula 7ª
Instalações e Infra-estruturas

1. O operador deverá apresentar no início de cada campanha, esboço detalhado da área de corte, o seu acampamento e junta principal da madeira bem localizados e definidos.
2. O operador deverá afixar tabuletas em locais definidos de acordo com o Plano de Maneio da área, com os seguintes dizeres:

Nome do Operador
Extensão e limites da área
Nº Contrato de Exploração florestal
Data da autorização
Término

3. O operador tem direito de usufruir, na área de exploração, dos terrenos necessários para a realização dos trabalhos de exploração florestal, nomeadamente a implantação das respectivas instalações industriais, sociais e de gestão, sujeitos ao pedido do Direito de Uso e Aproveitamento da Terra, nos termos da Legislação respectiva.

Cláusula 8ª

Comunidades, autoridades locais e terceiros

1. O operador deverá:
 - a) Permitir o acesso das comunidades locais, dentro da área de exploração, aos recursos naturais de que estas careçam para o consumo próprio, nos termos da lei;
 - b) Permitir a livre circulação de pessoas e bens, dentro da área de exploração;
 - c) Dar preferência as comunidades locais, no recrutamento de mão-de-obra;
 - d) Em consenso com as comunidades locais e na presença das Autoridades Administrativas locais preencher anualmente em formulário próprio os benefícios para as comunidades locais e submeter a entidade licenciadora;
 - e) Respeitar os direitos de terceiros existentes na área, quer de pessoas singulares, agentes económicos privados desde que não colidam com o objecto deste contrato;
 - f) Ao abrigo do contrato assinado com o concedente, a operadora deverá cumprir com os acordos consensualmente estabelecidos com as comunidades locais nos termos da sua participação na partilha de benefícios.
2. O operador tem o privilégio de beneficiar das comunidades locais:
 - a) Da participação na vigilância, sobre a exploração sustentável dos recursos através de fiscais comunitários.
 - b) Do combate as queimadas descontroladas e quaisquer outras formas de perturbações e degradação da floresta.
3. O operador terá as garantias das autoridades locais:
 - a) Do benefício de integração nos planos estratégicos dos programas de desenvolvimento local.

Virel

- b) Do encaminhamento dos 20% atribuídos às comunidades pela exploração florestal dos recursos.

Cláusula 9ª
Início da exploração

1. A exploração florestal só terá início após a verificação pelo concedente, das seguintes condições:
 - a) Verificação dos comprovativos da capacidade técnica para a implementação do Plano de Maneio, dos meios de abate, arraste e de transporte;
 - b) A determinação do quantitativo e qualitativo das espécies objecto de exploração;
 - c) O pagamento da taxa de exploração de acordo com o volume de corte anual constante do Plano de Maneio aprovado pelo sector;
 - d) A emissão de licença anual de exploração;
 - e) Garantia dos mecanismos de controlo e fiscalização das actividades da área, objecto do presente contrato.
2. A falta de cumprimento de qualquer dos requisitos mencionados no número anterior implicará a não emissão da licença anual, sem prejuízo do pagamento da taxa anual de ocupação da área previsto no artigo 1 do Decreto 30/2012, de 01 de Agosto.

Cláusula 10ª
Publicação

1. O operador deverá, no prazo de 30 (trinta dias) contados da data da assinatura do presente contrato, proceder a sua publicação no Boletim da República.
2. Após a publicação do contrato no Boletim da República, o operador deve emitir uma comunicação a DPA/SPFFB, anexando uma cópia do Boletim da República.

Cláusula 11ª
Fiscalização

1. A área da exploração está sujeita a fiscalização relativamente a todos os aspectos da competência do concedente, nomeadamente o cumprimento da Lei e do contrato.

Handwritten signature

2. O operador deverá prestar toda a informação e facultar todos os documentos que lhes forem solicitados, bem como permitir o livre acesso dos funcionários e fiscais do Estado e comunitários na área de exploração.

Cláusula 12ª
Informação

1. O operador deverá enviar mensalmente nos prazos definidos pelos Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia os mapas resumo das operações, dos quais, deverão conter obrigatoriamente informação estatística completa sobre a produção, comercialização bem como transformação e stock.
2. A falta da informação incorrerá a tomada de medidas previstas na Lei.

Cláusula 13ª
Responsabilidade

O operador é responsável pelas transgressões florestais e pelos actos contrários as disposições deste contrato, provocados pelos seus trabalhadores ou pessoal sob sua responsabilidade.

Cláusula 14ª
Repovoamento florestal

1. Se da actividade de exploração florestal resultar a degradação dos recursos, o operador é obrigado a proceder ao repovoamento florestal quer das espécies nativas ou exóticas.
2. O operador deverá fazer a reposição das espécies conforme normas técnicas.

Cláusula 15ª
Renovação

1. O operador deverá requerer doze meses antes do fim do presente contrato, que lhe seja renovado, indicando o período proposto demonstrando que continua exercer a actividade objecto da exploração, preenchendo os demais requisitos postulados no artigo 22 do Decreto 12/2002, de 6 de Junho, que aprova o Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia;
2. O Concedente poderá renovar o contrato de exploração por determinado período fixando os termos e condições que entender apropriados ou recusar a

Handwritten signature or mark

sua renovação, num e outro caso deverá comunicar o respectivo despacho ao requerente, até noventa dias antes do término da exploração.

Cláusula 16ª
Transmissão

1. A transmissão do contrato florestal carece de autorização do Governador Provincial, analisada a idoneidade do transmissionário, observando o disposto no artigo 23 do Decreto 12/2002, de 6 de Junho, que aprova o Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia;
2. O transmissionário mantém os direitos e obrigações do transmitente.

Cláusula 17ª
Rescisão

1. O concedente poderá rescindir o contrato quando se verificar:
 - a) Transmissão do contrato sem prévia autorização;
 - b) Falência ou insolvência do operador;
 - c) O não pagamento da taxa anual dentro de 1 ano;
 - d) Notória insuficiência para as operações silviculturais, exploração e de preservação previstas no Plano de Maneio;
 - e) Início da exploração sem o cumprimento do clausulado;
 - f) Paralisação da exploração por período superior a 1 (um) ano;
2. O operador poderá solicitar a rescisão do contrato se:
 - a) Por motivo de força maior, se tornar impossível a continuação das actividades;
 - b) Por motivo que tornem inviável económica e financeiramente a continuação da actividade.

6/1A

Cláusula 18ª
Alterações

O presente contrato poderá ser objecto de alteração, total ou parcial, especificadas as cláusulas alteradas e a sua redacção, as quais constarão dum(a) Adenda, escrita e assinada por ambas partes.

Cláusula 19ª
Segurança laboral

O operador obriga-se a respeitar a legislação laboral e a segurança social aplicável aos seus trabalhadores.

Cláusula 20ª
Resolução de conflitos

As partes são obrigadas a notificar uma a outra por escrito, a existência de qualquer diferendo resultante da aplicação deste contrato.

Cláusula 21ª
Omissões

As questões suscitadas sobre interpretações e execução das cláusulas deste contrato, bem como quaisquer casos omissos, serão resolvidas com base na interpretação da legislação aplicável.

Cláusula 22ª
Legislação aplicável

1. Além do que dispõe este contrato, as partes cumprirão todas as disposições que lhes forem aplicáveis pela Legislação Florestal e Faunística e demais legislação em vigor no País;
2. Qualquer diferendo que surja entre as partes no decurso da execução do presente contrato será sempre que possível resolvido por negociação entre as partes.

1/1

Cláusula 23ª
Disposição final

As partes declaram conhecer o sentido das cláusulas do presente contrato e comprometem-se a cumpri-las na íntegra.

ASSIM COMO DIZEM E RECIPROCAMENTE ACEITAM NAS SUAS REFERIDAS QUALIDADES, VÃO ASSINAR O PRESENTE CONTRATO EM TRIPLICADO, TODOS DO MESMO TEOR E VALOR PROBATÓRIO, DE ENTRE VÁRIAS TESTEMUNHAS, O DIRECTOR PROVINCIAL E O CHEFE DOS SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA.

Quelimane, aos 16 / 10 / 2014

O GOVERNADOR DA PROVINCIA



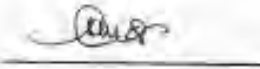
JOAQUIM VERÍSSIMO

O OPERADOR

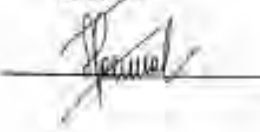


AS TESTEMUNHAS:


DPA



SPFFBZ



付属資料 4.5 地域コミュニティへのコンサルテーション議事録 (様式)



Anexo 2

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
 Governo da Província de _____

Direcção Provincial da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural
 Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia
 Província de _____

Acta de Consulta às Comunidades Locais

Aos _____ dias do mês de _____ de _____ teve lugar uma reunião de consulta à comunidade de _____, em _____, em virtude de ter sido requerida na sua área, a exploração de produtos florestais em regime: Concessão Florestal Licença Simples

(Nome do requerente) _____
 numa área de _____ ha na Localidade de _____
 Posto Administrativo de _____
 Distrito de _____ para fins de _____

O encontro foi dirigido pelo Sr.(a) _____ e contou com o envolvimento de (n.º) _____ técnicos de SPFFB, bem como de (n.º) _____ membros da comunidade de _____

Os participantes da reunião, pronunciaram-se a cerca do pedido de ocupação do terreno em causa, sendo de destacar as seguintes intervenções:

1.

2. _____

3. _____

地域コミュニティ名

申請者(事業者)の
名前と住所

Por fim foi acordado que:

No fim do encontro foi elaborada a presente acta de consulta que foi lida em português e traduzida em _____ (língua de influência local) que vai ser assinada pelos representantes da comunidade, operador e representantes do Estado.

Assinaturas legíveis	Função na Comunidade
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

署名

コミュニティにおける役割

Assinatura do operador

事業者の署名

O parecer dos Serviços Distritais de Actividades Económicas (SDAE)

郡社会経済活動サービス(SDAE)の所見

O Parecer do Administrador

地域の行政官の所見

O Administrador do Distrito

.....de.....de 20.....

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.8 木材加工製品輸出の年間計画書と承認書（様式）

（年間木材輸出計画書様式）

REPUBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

FORMULÁRIO DE SUBMISSÃO DO PLANO DE EXPORTAÇÃO DE MADEIRA PROCESSADA DE ESPÉCIES NATIVAS

PROCESSO N.º []

IDENTIFICAÇÃO

Nome da empresa []

Concessionária Industrial

Cartão de exportador nº [] Alvará [] NUIT []

納税者番号 []

外国貿易事業者票番号 []

事業業者名 []

コンセッション事業者または加工事業者 []

LOCALIZAÇÃO

Provincia [] Distrito [] P. Adm. []

Localidade [] Rua/AV []

Número [] CP [] E-mail []

Tel [] Fax [] Cel []

DADOS PESSOAIS DO REPRESENTANTE

Data de Nascimento [] M. BU Passaporte/DRE [] Emissão [] Validade []

Local de emissão [] Nacionalidade [] Profissão [] Estado civil []

Residência (Rua/AV Local/Aldeia/Distrito/Provincia) []

Quartelão [] CP []

E-mail [] Fax [] Cel []

代表者の個人情報 []

PLANO ANUAL DE EXPORTAÇÃO

Tipo de Produto	Quantidade (m³/m²)
Pranchas	
Tábuas	
Travessas	
Barrotes	
Régua de Parquet	
Ripa	
Outros	

Principais mercados []

製品タイプ毎の輸出予定量(m³ 又は m²)

事業者情報(住所、連絡先等)

製品タイプ: Prancha(厚板)、Tábua(ボード)、Travessa(桁)、Barrote(梁)、Régua de parquet(パーケット)、Ripa(へぎ板)、Outras(その他)

Principais mercados	
Pontos de Saída	
Outras informações julgadas relevantes	
Declaro que os dados fornecidos são verdadeiros e comprometo-me a seguir as normas estabelecidas na Lei e Regulamento de Florestas e Fauna Bravia.	
O requerente	Recebido e conferido
(Assinatura)	(Nome do Funcionário)
DOCUMENTOS NECESSÁRIOS	
<input type="checkbox"/> Fotocópia do R.D.M.E. (passaporte)	<input type="checkbox"/> Comprovativo de Preenchimento da Informação estatística mensal
<input type="checkbox"/> Copia do certificado de exportação	<input type="checkbox"/> Copia do Estatuto da Empresa
<input type="checkbox"/> Copia actualizada de certidão de quitação	
<input type="checkbox"/> Copia actualizada de Cartão de Segurança Social	


主要な輸出先

輸出港

(年間木材輸出計画書承認様式)

12 DE JUNHO DE 2018 779

Anexo 2



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

AUTORIZAÇÃO DO PLANO ANUAL DE EXPORTAÇÃO
No ____/MIT/DER/20__

Nos termos da alínea c) do artigo 6 do Decreto 42/2017, Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada, autorizada o Concessionário/Industrial: _____, a exportar madeira serrada de espécies nativas, de acordo com o plano de exportação que se segue:

Plano de exportação os produtos florestais abaixo indicados:

Tipo de Produtos	Quantidade (m³/m²)
Pranchas	
Tábuas	
Travessas	
Barrotes	
Réguas de Parquet	
Ripas	
Outros	

Período de validade da autorização: 1 de Janeiro a 31 de Dezembro de 20__

Maputo, ____/____/20__

O Ministro

承認番号

事業者名

輸出承認の有効期間(1年間)

承認された輸出計画:
輸出する製品タイプと
量(m³ 又は m²)

出典：Diploma Ministerial nr. 54/2018

付属資料 4.9 輸出事業者の証明書 (Certificado de Exportador)

A 0000146

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

事業者名

輸出事業者証明書番号

CERTIFICADO DE EXPORTADOR Nº [REDACTED] /MITADER/20 19

Nos termos da alínea d) do Artigo 6 do Decreto 42/2017, de 10 de Agosto do Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada, é certificado o Concessionário / Industrial: [REDACTED]

a exportar madeira processada de espécies nativas, de acordo com o plano anual de exportação que se segue:

TIPO DE PRODUTOS	QUANTIDADE (m ³ /m ²)
Pranchas	15000.00 m ³
Tábuas	5000.00 m ³
Travessas	2000.00 m ³
Barrotes	5000.00 m ³
Réguas de Parquet	5000.00 m ³
Ripas	0.00 m ³
Outras	5000.00 m ³

Este Certificado é válido até 31 de Dezembro de 20 19

Maputo, 29 / 1 /20 19

O Ministro
[Signature]
(Celso Ismael Correia)

年間輸出計画書に基づき承認された木材製品タイプ毎の輸出量

証明書の有効期限 (1年間)

Emprego: Estrada Nacional nº1 - Distrito de Maringué
Data de emissão: 20/10/2017
Validade: 20/10/2022

付属資料 4.10 州森林・野生生物サービス (SPFFB) による木材の輸出許可承認依頼の通知と輸出木材の検査報告書

(ソファラ州 SPFFB より DINAF に提出された輸出許可承認依頼の通知)



(仮訳)

ソファラ州の土地環境・農村開発局は、SPFFB を通じ、木材輸出の要請を国家森林総局 (DINAF) に提出します。

本要請に添付されている事業者の木材輸出の申請は、SPFFB に登録されています。検査チームが実施した検査の結果、事業者が申告した別紙 (検査報告書) の数量が、法律で推奨されている加工基準を満たしていることが確認されました。同事業者は、加工施設を有し、納税者番号と輸出事業者証明書を有します。したがって、我々は申請者の申請を支持し、中国への木材の輸出認可の要請を DINAF に提出します。



Tabela 1: Empresa que solicita exportação

###	Nome da Empresa	Tipo de produto	Espécie	Quantidade (peças)	Volume (m³)
01		Tábuas	Chanate	3.820	22,000
		Sub Total			22,000
		Réguas de Parquet	Chanate	5.112	31,000
		Sub Total			31,000
		Peças Mobiliárias	Chanate	47.249	257,000
		Sub Total			257,000
		Ripas	Chanate	18.012	95,742
		Sub Total			95,742
		Barrotes	Chanate	4.125	25,000
		Sub Total			25,000
		Total			430,742



輸出申請の行われた木材製品の情報：表左 2 列目から事業者名、製品タイプ、樹種（一般名）、数、量。

(SPFFB による輸出木材の検査報告書)


 REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
 GOVERNO DA PROVÍNCIA DE SOFALA
 DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
 SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

Relatório de Inspeção de Madeira para Exportação

Nos dia(s) 17 de JULHO de 2019, foi realizada por

1. SPFFB
 2. SPFFB
 3. SPFFB
 4. SPFFB
 5. _____
 6. _____
 7. _____
 8. _____
 9. _____

fiscal (is) dos SPFFB de Sofala, para empresa _____ com NUI _____ a inspeção de madeira _____ a ser exportada de Moçambique para CHINA, através do Porto de BEIRA.
 Concluída a inspeção ao produto, foi produzida a seguinte informação:

Tipo de produto	Espécie	Quantidade	Volume (m ³)	Posição pautal	Situação
TABUAS	CHANATE	3.820	22,000	44079900	
REGUAS PARA	CHANATE	5.112	31,000	44187900	
PECAS MOBILIA	CHANATE	47.249	257,000	44187900	
RIPAS	CHANATE	18.012	95,742	44187900	
BARROTES	CHANATE	4.125	25,000	44072900	

Observações: O Produto Florestal inspecionado encontra-se na empresa madeireira Honra Super localizado na zona da Cerâmica Distrito da Beira nas quantidades acima declaradas. A empresa possui unidade de processamento de madeira, Volume das Guias de Transit e 420,743 m³

O Remetente: 17/07/2019

O Chefe de Equipa: Jose Mico
17/07/2019

Visto
 O Chefe da Fiscalização: [Signature]
17/07/2019

Em anexo: 01 Guia de Transit e 01 Guia de exportação

検査された製品情報:
 製品タイプ、樹種一般
 名、数、量、輸出品目
 コード

検査官の所見

(輸出事業者から SPFFB に提出された木材検査依頼書)



(仮訳)

モザンビーク国籍の…が代表するコンセッション事業者または加工事業者…… (輸出事業者証明書番号…) は、ここにテテ州から中国に船便で輸出する加工木材 430,742m³ の検査を許可することを要求します。

付属資料 4.11 輸出許可証（様式）



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA AGRICULTURA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE AGRICULTURA DE _____
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

事業者名

輸出許可番号

AUTORIZAÇÃO N.º _____/SPFFB/20_____

Nos termos do artigo 12 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovado pelo Decreto n.º 12/2002, de 6 de Junho, está devidamente autorizada a empresa _____, com o NUIT _____ a exportar de Moçambique para _____, através de (a) _____, os produtos florestais abaixo indicados:

Tipo de Produtos	Espécie	Quantidades		Posição pautal
		N.º de Peças	Volume (m³)	

Esta autorização é válida até _____ de _____ de 20_____

Local de emissão, data _____

O Chefe dos Serviços _____

(a) Local de saída

納税者番号

輸出が許可された木材製品の情報(製品タイプ、樹種、数、量、品目コード)

Edição Electrónica © Flanders Box Ltd. - todos os direitos reservados.

出典：Decreto nr. 21/2011

付属資料 4.12 州森林・野生生物サービス (SPFFB) による輸出貨物に関する検査報告書

(仮訳)
 SPFFB は、法令第 42 条第 6 項(f)の
 規定に基づき、上記の会社の輸出許
 可申請書を提出し、21,533 m³に相当
 する 1585 本の Umbila の製材を輸
 出することを許可する。

件名:(事業者名)の木材の輸出許可

N/Ref.: 67/SPFFB/2019

Assunto: Autorização para exportação de madeira da empresa [REDACTED]

Visto ___/___/2018
 Director Provincial

Francisco Sambo
 (Técnico Superior N1)



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

GOVERNO DA PROVÍNCIA DE NAMPULA
 DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
 SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTA E FAUNA BRAVIA

Exmo Senhor:
 Director Nacional de Floresta
 Maputo

Data: 26 de Maio de 2018

Para os devidos efeitos, julgados convenientes os **Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia da Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural de Nampula**, em conformidade com o disposto no nº 6 alinea f do decreto numero 42, submetem o pedido para autorização da empresa acima para exportar 1585 tabuas das espécies umbila correspondente ao volume de 21.533m³, vide a tabela 1.

Tabela1: Quantidades e volumes requeridos

#	Qtd	Tipo de produto	Espécie	Volume (m ³)	Observação
1	1585	Tabuas	Umbila	21.533	
Total	1585			21.533	

製品数

製品タイプ

一般樹種名

量

Sobre o pedido, os SPFFB realizaram a devida vistoria e inspeção conjunta. Do trabalho de inspeção conjunta envolvendo as alfândegas, a fiscalização florestal e agentes da PRM do Departamento de Ambiente indica que deve ser autorizada a exportação de **1585** tabuas serradas de madeira de umbila correspondentes ao volume de **21.533m³**, vide a tabela 2.

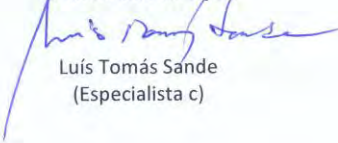
Tabela 2: Quantidades e volume inspeccionado

#	Qty	Tipo de produto	Espécie	Volume (m ³)	Observação
1	1585	Tabuas	Umbila	21.533	
Total	1585			21.533	

Sendo assim, os SPFFB de Nampula aguardam a devida autorização.

Sem mais de momentos, os melhores cumprimentos.

☉ Chefe dos Serviços



Luís Tomás Sande
(Especialista c)

(仮訳)

本申請を受けて、SPFFBは適切な共同調査・検査を実施した。税関と環境局が参加した合同検査では、21.533m³の量に相当する1585本の製材の輸出が許可されるべきであることが示された(表2参照)。



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

GOVERNO DA PROVINCIA DE NAMPULA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS

À:
As Alfandegas de Nacala Porto

Nacala

N/Ref: 12/SPFFB/2019

Data: 07 de Maio de 2019

Assunto: **Inspeção da Madeira**

件名: 木材の検査

USAR SOMENTE ORIGINAL

Vimos por este meio informar a V. Excelência que a empresa [REDACTED] esta autorizada a exportar a madeira através do Certificado de exportação número [REDACTED] emitido por Sua Excelência o Ministro de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural, vide a cópia em anexo.

Sendo assim, os SPFFB de Nampula solicitam a V. Excelência para Inspeccionar 1585 tabuas de madeira da espécie Umbila corre a 21.533m³.

事業者名

輸出事業者の証明書番号

(仮訳)

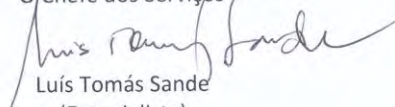
私たちはここに、当事業者が、土地・環境・農村開発大臣の発行した輸出事業者証明書によって木材の輸出を許可されていることをお知らせします。

したがって、Nampula 州の SPFFB は、21,533 m³ に相当する 1,585 本の Umbila 製材を検査するように閣下に要請します。

A credencial para exportação será emitida depois do relatório da inspeção.
Tem o prazo de 10 dias. A mesma credencial será acompanhada com uma
autorização da Direcção Nacional de Florestas.

Este documento não serve para o transporte da madeira para qualquer
ponto incluindo Nacala, só apenas autoriza a inspeção da madeira.


O/Chefe dos Serviços



Luís Tomás Sande
(Especialista)

EXMO SENHOR CHEFE DOS SERVICOS DE FLORESTA E FAUNA BRAVIA DA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

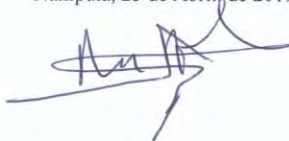
Nampula

 sociedade constituída e registada em Moçambique sob número 100231646, com sede na cidade da Nampula, Estrada Nacional Nro 1, Zona de Namigonha, Bairro Marrere, Posto Administrativo de Natikiri, vem por meio desta, solicitar a V. Excia a autorização de transporte, de produtos florestais de Nampula a Nacala e, Empacotamento e Exportação de produtos Florestas, para o destino Port- Louis (Mauricias), segundo especificações seguintes:

Produto	Espécie	Quantidade	Volume (m ³)	No de Guias
Tabuas	<i>Umbila</i>	1585	21.533	04167
Total		1585	21.533	

Pelo que pede deferimento,

Nampula, 23 de Abril, de 2019



S.P.F.F. BRAVIA
ENTRADA Nº 292
DATA: 23/4/19
FUNCIONÁRIO
Dussan

(製材が積まれたコンテナの検査結果報告書)

輸出のための木材検査報告書



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
PROVÍNCIA DE NAMPULA
GOVERNO DO DISTRITO DE NACALA
SERVIÇO DISTRIITAL DE ACTIVIDADES ECONÓMICAS
SECTOR DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA



O Director
Taddeu M. Vintim Mandausowe
 Técnico Superior Nº 108

検査官名

事業者名

RELATÓRIO DE INSPEÇÃO DE MADEIRA PARA EXPORTAÇÃO

Nos dias 16 a 17 de Maio de 2019, foi realizado por [redacted] e [redacted] ambos fiscais de florestas e fauna bravia do SDAE de Nacala, para a empresa [redacted], com Certificado do Exportador [redacted] de 29 de Janeiro, NUIT [redacted], com domicilio no Bairro de Muhala Expansão Cidade de Nampula. A inspeção de 01x40 Contentor de madeira serrada da espécie de Umbila, de acordo com autorização [redacted] de Maio, que vai ser exportada de Moçambique para Porto Luis-Mauricias, através do Porto de Nacala. Concluida a inspeção, foi produzida a seguinte informação.


Nº de Ordem	Tipo de Poduto	Espécie	Classe	Quantidade	Volume (m ³)	Posição Pautal
01	Tabua	Umbila	1ª	1585	21,533	4407
Total	Tabua	Umbila	1ª	1585	21,533	4407

Observação:
 Trata-se de madeira em Tabua, cuja espécie é Umbila, um total de 01x40 contentor.

輸出事業者の証明書番号

輸出許可番号

Nacala Porto, aos 17 de Maio de 2019



Anselmo Pedro
 (Técnico)

Certificado de Exportador Nº 108/MITADER/2019 de 29/01/Aut.12/Tab/Ub/1C

(製材が積まれたコンテナを検査後に封印した旨を伝える報告書)

木材のパッキング支援に関する報告書

検査官名



RELATÓRIO DE ASSISTÊNCIA AO EMPACOTAMENTO DE MADEIRA

Nos dias 16 a 17 de Maio de 2019, foi realizado por [redacted] e, ambos fiscais de florestas e fauna bravia do SDAE de Nacala e, por Pedro Wate, Manuel Magueza da Repartição de Investigação, Faustino Gotine da Brigada Reacção Tática, ambos das Alfandegas de Moçambique-Nacala-Porto e pela Srª Madalena José António - da Policia de Protecção de Recursos Naturais e Meio Ambiente (PPRNMA)-Nacala, para a empresa [redacted] com Certificado do Exportador Nº [redacted] de 29 de Janeiro, NUIT [redacted] com domicilio no Bairro da Expansão na Cidade de Nampula. A inspeção de 01x40 Contendor de madeira serrada da espécie de Umbila, de acordo com autorização [redacted] de Maio, que vai ser exportada de Moçambique para Porto Luis-Mauricias, através do Porto de Nacala. Concluida a assistência do contendor, foi devidamente selado contendo a seguinte informação:

Nº de Ordem	Refº do Contendor	Nº do selo	Tipo de produto	Espécie	Quantidade	Volume (m³)	Posição Pautal
01	GLDU0600080	EU15942534	Tabua	Umbila	1585	21,533	4407
Total	-----	-----	Tabua	Umbila	1585	21,533	4407

輸出事業者の証明書番号

Observação:

O trabalho foi feito na terminal especial de exportação, na presença da equipa multi-sectorial, composta por 2 (dois) técnicos de florestas e fauna bravia de Nacala-Porto, 1 (Um) membro da PPRNMA, de Nacala-Porto e também 03 agentes das alfândegas delegação de Nacala. Sendo 1 da BRT, 1 da DAI e 1 da TEEN. De referir que durante o trabalho, não tivemos constrangimentos.

OS AGENTES

INSTITUIÇÕES

[Signature] 17 de Maio de 2019 Floresta e Fauna Bravia
 [Signature] 17 de Maio de 2019 Alfandegas
 [Signature] 17 de Maio de 2019 PRM
 [Signature] 17 de Maio de 2019 BRT
 [Signature] 17 de Maio de 2019 DAI

[Signature] Pedro Wate
 [Signature] Faustino Gotine
 [Signature] Manuel Magueza

輸出許可番号

コンテナシール番号

コンテナ参照番号



付属資料 4.13 木材輸出が承認された事業者のリスト (2019 年)


REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
AUTORIDADE TRIBUTÁRIA DE MOÇAMBIQUE
DIRECÇÃO GERAL DAS ALFÂNDEGAS

CIRCULAR Nº 02/AT/DGA/413/2019

件名:承認された在来種を使った木材の輸出事業者

ASSUNTO: Operadores Certificados a Exportar Madeira de Espécies Nativas

Para conhecimento geral de todos os Funcionários destes Serviços, Despachantes Aduaneiros, Agências Económicas, Interesses e demais interessados, e em cumprimento do Decreto 42/2017, de 10 de Agosto, que aprova o Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada de Espécies Nativas, por determinação do Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural – MITADER, através das Notas n.º 470/MITADER/DINAF/430/2019, de 15 de Março, a Direcção Geral das Alfândegas comunica que estão certificados para exportar madeira correctamente esquadriada de espécies nativas, para a campanha de 2019, os Operadores constantes das listas em anexo, em adição às listas anteriormente publicadas na Circular n.º 07/AT/DGA/413/2019 e 08/AT/DGA/413/2019.

Direcção Geral das Alfândegas, aos 04 de Abril de 2019


Aly Dauto
Comissário Geral Aduaneiro Principal



Direcção Geral das Alfândegas - Rua de Travenca, Lote 17/18, 4.º Andar, Vila Galé (1300)88 - Maputo



REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
AUTORIDADE TRIBUTÁRIA DE MOÇAMBIQUE
DIRECÇÃO GERAL DAS ALFÂNDEGAS

Atualização da lista dos Operadores Exportadores de Madeira Certificados

Nº de Ord	Nome do Exportador	Nº do Certificado	NUIT
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

承認された輸出事業者名

証明書番号

納税者番号

令和元年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

報告書

下巻

令和3年3月

林野庁

目次

5	アメリカ合衆国	1
6	ニュージーランド	137
7	オーストラリア連邦	175
	巻末資料	343

5 アメリカ合衆国

5-1 概要

アメリカ合衆国（以下、「米国」という。）の国土面積は約 984 万 800 km²（日本の国土面積 37 万 8,000 km²の約 25 倍）¹、特別区（ワシントン D.C.）及び 50 の州並びに 5 つのテリトリー²で構成する連邦国家である。50 の州の内、48 州は本土に連続して隣接しているが、アラスカ州はカナダを、ハワイ州は太平洋を本土との間に挟んで位置している。

特別区及び 50 州を合わせた人口は、約 3 億 3,082 万人である。人口が多い州は順にカリフォルニア州（3,951 万人）、テキサス州（2,900 万人）、フロリダ州（2,148 万人）及びニューヨーク州（1,945 万人）であり、これら 4 州で全人口の約三分の一を占めている³。

アメリカ合衆国（The United States of America）の国名が示す米国の政体は、連邦政府と 50 の州で構成する「立憲連邦制共和国」⁴である。合衆国を構成する 50 の州は国際法上の国家ではないが、「連邦政府の下部単位ではない。憲法上、連邦政府のいかなる監督下にも置かれていない」⁵独立性が尊重されている政府組織である。国家元首である大統領の権限、連邦政府と州政府役割及び独立した行政、立法、司法の各機能や権限は、アメリカ合衆国憲法により明確に規定され、限定されている。

米国のそれぞれの州は、独自に制定した憲法により州政府の権限を規定し、合衆国憲法で禁止されていない権限を行使できる⁶。合衆国憲法は、「合衆国憲法が委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、それぞれの州または国民に留保されている」⁷と定めており、各州の一般法令や司法手続は尊重され⁸、州政府は連邦政府や他の州の介入を受けなくて業務を実施する基本的な権限を有している。ただし、州法の規定が連邦法の規定と矛盾または相反する場合は、連邦法の規定が執行されている⁹。

合衆国憲法で制限している州の権限には、条約の締結、同盟または連合の形成、船舶捕獲免許の付与、貨幣製造、信用証券の発行、金貨及び銀貨以外のものによる債務弁済の法的手段、私権剥奪、事後法及び契約上の債権債務関係を害する法律の制定、貴族称号の授与¹⁰並

¹ 商務省センサス局 2010 年センサス結果。

² アメリカンサモア、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ及びバージン諸島。

³ 商務省センサス局が 2010 年センサスの結果をベースして集計し発表した 2020 年 1 月現在の数値。

⁴ 『About America 米国の統治の仕組み』、アメリカ大使館レファレンス資料室／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2017 年、3 頁。

⁵ 『前掲書』、21 頁。

⁶ 『前掲書』、24 頁。

⁷ 合衆国憲法修正第 10 条（州及び国民に留保された権限）。

⁸ 合衆国憲法第 4 章（連邦条項）第 1 条。

⁹ 『前掲書』、アメリカ大使館レファレンス資料室／アメリカンセンター・レファレンス資料室、22 頁。

¹⁰ 合衆国憲法第 10 条（州権限の制限）第 1 項。

びに戦争行為¹¹の他に関税に係る事項がある。関税については、州政府による連邦議会の同意を得ない輸出入品に対する関税の賦課を原則として禁じている¹²。この憲法規定は州の権限を制限すると同時に、連邦政府が担う権限を列挙しているといえる。

これを本事業の調査対象と関連付けると、連邦政府が輸出入規制をはじめとする米国全土または複数の州を対象にした事項及び条約、貿易その他の外国との関係が生じる行為に係る事項を連邦法により規定し、州は森林その他の資源や林産業を含む事業所の管理を州の個別事案として州法により規定している。

本題である米国の報告に入る前に、日本の対米林産物輸入の状況を概観すると次のとおりである。

2019年の日本の木材・木材製品（貿易統計品目（HSコード）¹³第44類）の輸入額は1兆1,664億1,900万円であり、この内、対米輸入額は866億4,400万円で木材・木材製品輸入額の7%を占めている。

米国からの木材及び木材製品の輸入の特徴は、第一に主要輸入品目が丸太であることである。米国からの木材及び木材製品の輸入額に占める丸太輸入額（438億4,900万円）が丸太の総輸入額（806億7,300万円）に占める割合は、51%と約半分を占めている（表5.1）。

日本の丸太輸入量全体に占める米国産丸太輸入量のシェアは、2000年の27%（3,777万7,000m³）から2019年には50%（151万

表5.1 日本の木材・木材製品輸入額
(2019年)

(百万円)		
品目	輸入合計額	対米輸入額
計	1,166,419	86,644
丸太	80,673	43,849
製材品	230,297	17,905
樽・桶	4,530	3,291
建具	32,599	1,181
構造用集成材	143,722	687
加工材	27,470	421
合単板	139,286	415
雑貨品・雑貨部品	8,126	370
繊維板	30,153	55
切削板	20,235	44
その他	449,328	274

注：本表の集計対象は貿易統計品目第44類。

資料：財務省「貿易統計」

表5.2 日本の丸太・製材品輸入量
(2019年)

	(1,000m ³)			
	丸太		製材品	
	輸入総数	内、米国	輸入総数	内、米国
2000	15,949	3,777	10,009	691
2005	10,654	2,442	8,431	162
2010	4,757	1,701	6,431	391
2015	3,450	1,791	6,009	316
2016	3,652	1,830	6,325	271
2017	3,266	1,638	6,333	253
2018	3,278	1,681	5,980	243
2019	3,019	1,517	5,708	244

資料：財務省「貿易統計」

¹¹ 合衆国憲法第10条第3項。州による戦争行為は原則として禁じられているが、現に侵略を受け、または一刻の猶予も許さないほど危険が切迫しているときはこの限りではない。

¹² 合衆国憲法第10条第2項。州の検査法を執行するために絶対に必要なときは除外されるが、この場合、徴収した関税は合衆国の国庫に繰り入れられる。

¹³ 統一システムに関する国際条約（HS条約：International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）が定める品目分類。

7,000 m³) に拡大している (表 5.2)。

日本の丸太輸入は、主に原料転換、製品輸入の拡大、丸太から生産する製品間もしくはその製品と代替製品との競争、輸入国間の競合または産地国による輸出規制により縮小した。

米国産丸太についても主要輸入樹種の一つであったベイツガから生産する製材品が集成材や国産材製材品に代替されたため輸入量が大幅に減少した。しかし、日本では木造建築物用のベイマツの梁の需要が強いため一定量のベイマツ丸太の輸入が維持されてきた。その結果として、輸入丸太に占める米国産丸太のシェアは拡大し、現在、米国は日本の主要な丸太輸入相手国になっている。

第二の特徴は、付加価値製品の割合が極端に少ないことである。たとえば合単板と構造用集成材が木材・木材製品輸入額に占める割合は、日本の輸入額全体ではそれぞれ 12% であるが、米国からの輸入量に占めるこれら製品の割合は構造用集成材が 1%、合単板については 1% に満たない。

5-1-1 森林

(1) 森林面積

米国の森林面積は 3 億 3,344 万 9,000ha で国土面積の 33% を占めている¹⁴。米国の主要な森林は、北東部の大西洋北東部沿岸からカナダ国境にかけての地域、南部のアパラチア山脈を含む大西洋沿岸からテキサス州東部にかけての地域並びに西部のアラスカ州及び太平洋沿岸のカナダ国境からカリフォルニア州北部にかけての地域に展開している。

地域別森林面積の割合は、アラスカを含む西部が 44% とほぼ半数を、南部は 32%、北部は 23% を占めている。

産業用材を生産できる立木地¹⁵の面積は 2 億 2,408 万 4,000ha で、森林面積の 67% にあたる。地域別立木地面積の割合は、南部が 40% と大きい。西部は森林面積が最も広い地域であるが、保護林が多く配置されているため、立木地面積に占める西部の割合は 26% と北部の 32% よりも小さい。

保護林面積は、森林面積の 11% にあたる 3,514 万 9,000ha で、その 80% は西部に集中し

¹⁴ Sonia N. Oswalt, W. Brand. Smith, Patrick D. Milels, and Scott A. Pugh, "Forest Resources of the United States, 2017", USDA Forest Service, March 2019. 農務省山林局では「森林 (Forest Land)」を樹冠率 10% 以上の 1 エーカー (0.4ha) 以上の面積の土地または以前にそのような状態にあった土地で、森林を以前の状態に再生できる土地と定義している。森林面積及び森林蓄積量の調査は各州が定期的実施し結果を発表しているが、調査年は州によって異なる。このため農務省山林局がおおむね 10 年おきに発表する森林面積と森林蓄積量の全国統計を作成するときは、各州が直近に発表したデータを集計している。本報告書に掲載した森林面積及び森林蓄積量の直近の数値 (2016 年集計値) は、森林面積の数値にあつては 2013 年から 2015 年まで、森林蓄積量の数値あつては 2011 年から 2015 年までの期間に各州が発表したものを農務省山林局が 2016 年に集計し、2017 年の数値として発表したものである。

¹⁵ 農務省山林局の定義では、立木地 (Timberland) とは法令もしくは行政規則により産業用材を生産している森林または産業用材を生産できると定められた土地をいい、これにはアクセスできないため施業不能な土地を含め、1 エーカーあたり 20ft³ (1 ha あたり約 1.4 m³) を超える産業用材の生産が可能な土地を指定している。

ている。地域別森林面積に占める保護林面積の割合は、南部が2%、北部は5%であるのに対して、西部は19%と大きい。西部はカスケード山脈及びロッキー山脈をはじめとする急峻な山岳地が多く、さらに1990年代初頭から野生生物保護をより強化して保護林面積を拡大したため保護林の割合が大きくなっている（表5.3）。

表5.3 地域別用途別土地面積（2016年集計値）

	土地面積	森 林				その他
		計	立木地	保護林	その他	
計	984,815	333,449	224,084	35,149	74,216	651,367
北 部	179,759	76,574	71,828	4,115	631	103,185
グレートプレーリー	84,582	2,961	2,650	61	250	81,621
南 部	232,133	106,945	90,645	2,538	13,762	125,188
西 部	486,552	146,327	58,636	28,118	59,574	340,225
内陸部	238,574	53,946	27,691	7,914	18,342	184,628
海岸部	247,978	92,381	30,945	20,204	41,231	155,597
アラスカ	159,262	56,077	5,661	14,536	35,880	103,185
ワシントン	18,527	9,659	7,751	1,664	244	8,868
オレゴン	26,760	12,917	10,310	1,228	1,380	13,843
カリフォルニア	43,429	13,728	7,224	2,777	3,728	29,701
ハワイ	1,790	642	324	317	1	1,149

資料： Sonja N. Oswalt, W. Bard Smith, Patrick D. Miles, and Scott A. Pugh. Appendix A. "Forest Resource of the United States, 2017", USDA Forest Service, March 2019.

西部の主要な森林地帯は、アラスカ州及びカナダ国境以南の太平洋沿岸州であるワシントン州、オレゴン州及びカリフォルニア州の北部を南北に縦走するカスケード山脈の西側に展開している。

丸太の対日輸出量が多いワシントン州及びオレゴン州の主な商用樹種はベイマツ（Douglas Fir：*Peudotuga menziesii*）である。これらの州からは1990年代まで対日向けにまとまった量のベイツガ（Western Hemlock：*Tuga heterophylla*）が輸出され、日本の製材工場で多くのベイツガ製材品が建築用材として生産されていた。しかし、近年ベイツガは、主に防腐処理加工材の基材として用いられているものの、日本国内市場での集成材や国産材製材品に代替されていったため、対日輸出量が少なくなっている。

ワシントン州及びオレゴン州のアパラチア山脈の東側では、ロッジポールパイン（Lodgepole Pine：*Pinus contorta*）をはじめとするマツやエンゲルマンズスプルス（Engelmann Spruce：*Picea engelmanni*）その他のスプルスが商用樹種として生産されている。

南部の主要な森林地帯は、アパラチア山脈からテキサス州東部にかけての地域である。アパラチア山脈は北米の主要広葉樹生産地であり、主に家具及び建物の内装に用いられる価

値が高い広葉樹材が生産されている。さらに、アパラチア山脈の広葉樹地帯の西側からテキサス州東部の台地や平坦な場所にはサザンイエローパイン¹⁶を主体とする針葉樹林が展開し、フロリダからルイジアナにかけてのメキシコ湾沿岸ではスワンプ林が海岸線を縁取っている。スワンプ林にはグリーンアッシュ (Green Ash: *Fraxinus pennsylvanica*) やブラックアッシュ (Black Ash: *Fraxinus saccharinum*) などの広葉樹の他、バルドサイプレス (Baldcypress: *Taxodium distichum*)、ホワイトシダー (White Cedar: *Thuja occidentalis*)、タマラック (Tamarack: *Larix laricina*) をはじめとする針葉樹も分布している。

北部の森林は、主に広葉樹によって構成されている。主要樹種は、カシ及びカバである。

所有形態別森林面積の割合は、私有林が 58%、連邦有林は 31%、州有林及び地方自治体有林が 11%を占めている。私有林の 48%は南部に、連邦有林の 74%は西部に存在している。

連邦有林を管理している主な連邦機関は、農務省山林局 (U.S. Forest Service) 及び内務省土地管理局 (Bureau of Land Management) である。連邦有林の 61%が山林局、16%は土地管理局により管理されている。これら以外の連邦有林としては、国立公園局 (National Park Service) が管理する国立公園、野生生物局 (Fish and Wildlife Service) が管理する魚類が生息する河川及び野生生物の生息地を保護するための保護林、防衛省 (Department of Defense) が管理する軍事施設内の森林、内務省インディアン局 (Bureau of Indian Affairs) が管理する先住民居留地内の森林などがある。

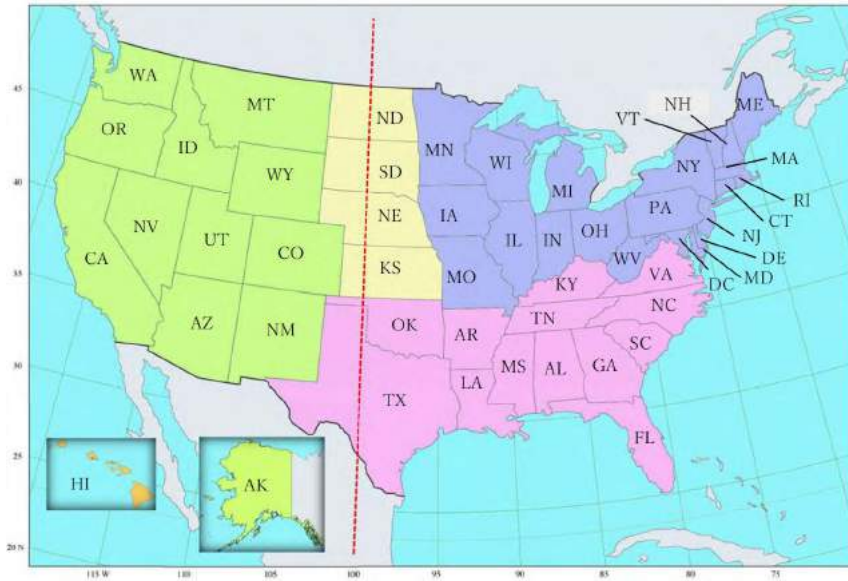
日本と林産物貿易のつながりが強い西部の所有形態別森林面積割合の特徴は、連邦有林及び会社有林の割合が大きいことにある。西部の所有形態別森林面積割合は連邦有林 60%、州有林 11%、私有林 29%であり、私有林に占める会社有林の割合は 62% (全米平均 35%) である。

西部の中でも州の土地面積が米国最大のアラスカ州では公有林の割合が大きく、森林の 50%が連邦有林、22%が州有林である。さらに同州では、連邦政府が先住民に土地を返還するときに、先住民請求解決法 (the Native Claims Settlement Act) に基づき、先住民が運営する法人に多くの土地を返還した¹⁷ため、私有林に占める会社有林の割合が 91%と極めて高くなっている (表 5.4)。

¹⁶ サザンイエローパイン (Southern Yellow Pine: SYP) とは、米国南部に分布するロブローリーパイン (Loblolly Pine: *Pinus taeda*)、ショートリーフパイン (Shortleaf Pine: *Pinus echinata*)、ロングリーフパイン (Longleaf Pine: *Pinus palustris*) 及びスラッシュパイン (Slash Pine: *Pinus elliotti*) その他の産業用に適している 11 種のマツ属を総称する商業用語である。

¹⁷ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA, Forest Service, August 1998, p 21.

図 5.1 米国の地域区分



【地域区分に関する注釈】

1. 地図の色分けによる区分及び下表の地域の詳細区分は、農務省山林局の地域区分。HI は便宜的に西部の南部太平洋沿岸部を含める場合がある。
2. 商務省センサス局の区分は、山林局の地域区分の北中央部及びグレートプレーリーを中西部、左の図表で北部に区分されている WY、DC、MD、DE を南部に含める。
3. 林産業界がその経済圏を考慮して用いてきた区分では、グレートプレーリーを北部に含め、かつ、島嶼部を除いて全米を三つの地域に区分。

【西経 100 度線に関する注釈】

地図上の赤色破線は西経 100 度線。連邦法により西経 100 度線がかかる州（グレートプレーリー 4 州、OK 及び TX）から西の州では連邦有木材の輸出が禁じられている。

センサス局	北東部				中西部				西部			南部		島嶼部		
林産業	北部														グレートプレーリー	
山林局	北東部	コネチカット	CT	北中央部	イリノイ	IL	カンサス	KS	内陸部	アリゾナ	AZ	南東部	フロリダ	FL	ハワイ	HI
		デラウェア	DE		インディアナ	IN	ネブラスカ	NB		コロラド	CO		ジョージア	GA	その他島嶼	
		メイン	ME		アイオワ	IA	ノースダコタ	ND		アイダホ	ID		ノースカロライナ	NC		
		メリーランド	MD		ミシガン	MI	サウスダコタ	SD		モンタナ	MT		サウスカロライナ	SC		
		マサチューセッツ	MA		ミネソタ	MN				ネバダ	NV		バージニア	VA		
		ニューハンプシャー	NH		ミズーリ	MO				ニューメキシコ	NM	南中央部	アラバマ	AL		
		ニュージャージー	NJ		オハイオ	OH				ユタ	UT		アーカンソー	AR		
		ニューヨーク	NY		ウィスコンシン	WI				ワイオミング	WY		ケンタッキー	KY		
		ペンシルバニア	PA						北西部太平洋沿岸部	アラスカ	AK		ルイジアナ	LA		
		ロードアイランド	RI							オレゴン	OR		ミシシッピ	MS		
		バーモント	VT						南部太平洋沿岸部	ワシントン	WA		オクラホマ	OK		
		ワシントン特別区	DC							カリフォルニア	CA		テネシー	TN		
	ウエストバージニア	WV							(ハワイ)	HI		テキサス	TX			

注：桃色で表示したの北東部の州は、センサス局の地域区分では南部に含める。

表 5.4 所有形態別森林面積 (2016 年集計値)

(1,000ha)

	合計	公有林							私有林		
		計	連邦有林				州有林	地方 自治体林	小計	会社有林	その他
			小計	山林局 管理林	土地管理局 管理林	その他					
計	333,448	140,268	103,612	63,105	16,361	24,147	30,694	5,962	193,180	67,844	125,336
北 部	76,574	20,461	6,316	5,196	5	1,115	10,214	3,931	56,112	13,250	42,862
グレートプレーリー	2,961	759	628	505	15	108	107	24	2,202	95	2,108
南 部	106,946	14,488	9,480	5,719	4	3,757	3,646	1,362	92,457	30,106	62,351
西 部	146,328	104,172	87,121	51,685	16,336	19,100	16,417	634	42,156	24,225	17,931
内陸部	53,946	41,655	39,132	30,558	6,743	1,832	2,442	81	12,291	2,897	9,394
海岸部	92,382	62,517	47,989	21,127	9,594	17,268	13,974	553	29,865	21,328	8,537
アラスカ	56,077	40,354	28,055	4,754	7,400	15,900	12,194	105	15,724	14,245	1,479
ワシントン	9,659	5,534	4,270	3,629	24	617	1,067	197	4,126	2,076	2,049
オレゴン	12,917	8,270	7,778	6,138	1,556	84	410	81	4,647	2,826	1,822
カリフォルニア	13,728	8,360	7,887	6,606	613	667	304	169	5,368	2,181	3,187
ハワイ	639	387	67	0	0	67	310	10	252	168	84

資料： Sonja N. Oswalt, W. Bard Smith, Patrick D. Miles, and Scott A. Pugh, Appendix A, "Forest Resource of the United States, 2017", USDA Forest Service, March 2019.

(2) 森林蓄積量

農務省山林局が2017年に発表した米国の森林蓄積量は、279億200万 m^3 である。2017年の所有形態別森林蓄積量は、連邦有林が79億1,100万 m^3 （全米の28%）、連邦有林以外の公有林は34億4,300万 m^3 （同12%）、私有林は165億4,800万 m^3 （同59%）で、私有林における蓄積量が多い。

米国の森林蓄積量は増加しており、2017年の森林蓄積量は、1953年の174億4,200万 m^3 から60%増加している。1953年から2017年までの森林蓄積量増加率は、私有林が79%と最も高く、連邦有林以外の「その他公有林」は70%であった。標高が高い山岳地、礫地その他の立木の生長が遅い森林の管理も担っている連邦有林の同期間における森林蓄積量増加率は28%にとどまっている（表5.5）。

表5.5 所有形態別森林蓄積量の推移（2016年集計値）

	(100万 m^3)					
	1953	1977	1987	1997	2007	2017
計	17,442	20,760	22,136	23,666	26,397	27,902
連邦有林	6,174	6,504	6,444	7,140	7,876	7,911
その他公有林	2,031	2,421	2,510	2,485	3,292	3,443
私有林	9,238	11,835	13,182	14,041	15,229	16,548

資料：Sonja N. Oswalt, W. Bard Smith, Patrick D. Miles, and Scott A. Pugh, Appendix A. "Forest Resource of the United States, 2017", USDA Forest Service, March 2019.

針葉樹広葉樹別森林蓄積量は、針葉樹が158億7,400万 m^3 と全蓄積量の57%を占めている。針葉樹蓄積量は西部に集中しており、西部の針葉樹蓄積量は全米の針葉樹蓄積量の64%にあたる。西部では森林蓄積量に占める針葉樹の割合が91%であり、公有林においては同割合が94%にも達している。

広葉樹の森林蓄積量は120億2,800万 m^3 で、北部にその49%が、南部に42%が分布している。特に北部では森林蓄積量に占める広葉樹の割合が高く、その割合は78%である。

南部の針葉樹広葉樹別森林蓄積量は、針葉樹が44%、広葉樹は56%である。ただし、前述のように南部は、南東部ではアパラチア山脈を中心とした広葉樹地帯が、テキサス州東部から中央部にかけては針葉樹地帯が展開しているので、南部の中でも地域によって針葉樹と広葉樹の優劣が異なっている。

所有形態別針葉樹広葉樹別森林蓄積量は、公有林にあっては針葉樹の割合が、私有林にあっては広葉樹の割合が相対的に高い。針葉樹が蓄積量に占める割合は、公有林では77%であり、中でも連邦有林での割合は86%に達している。一方で、広葉樹が森林蓄積量に占める割合は、私有林では57%、その内、会社有林以外の私有林では65%である。広葉樹蓄積量が多い北部においては、会社有林以外の私有林に占める広葉樹の割合が81%にも達している（表5.6）。

表 5.6 地域別所有形態別森林蓄積量 (2016 年集計値)

(100万m)

	計	公有林			私有林			
		小計	連邦有林	その他 公有林	小計	会社有林	その他	
合 計	計	27,902	11,354	7,911	3,443	16,548	5,374	11,174
	北 部	7,648	1,742	536	1,206	5,906	1,311	4,595
	グレートプレーリー	127	45	34	11	82	3	79
	南 部	9,037	1,463	788	675	7,574	2,483	5,091
	西 部	11,058	8,101	6,553	1,548	2,958	1,559	1,399
	内陸部	3,555	2,973	2,702	271	581	182	399
	海岸部	7,504	5,127	3,851	1,277	2,376	1,376	1,000
	アラスカ	1,052	912	653	259	140	120	20
	ワシントン	1,936	1,188	792	396	748	384	364
	オレゴン	2,574	1,871	1,311	560	703	458	245
	カリフォルニア	1,942	1,156	1,094	62	786	415	371
	ハワイ	32	3	0	3	29	19	10
針 葉 樹	計	15,874	8,796	6,819	1,977	7,078	3,141	3,937
	北 部	1,716	499	164	334	1,218	353	865
	グレートプレーリー	53	37	34	3	16	2	15
	南 部	4,002	670	378	292	3,332	1,417	1,916
	西 部	10,102	7,590	6,244	1,347	2,512	1,369	1,142
	内陸部	3,320	2,794	2,543	251	526	170	356
	海岸部	6,782	4,796	3,701	1,096	1,986	1,199	787
	アラスカ	956	836	648	188	120	108	12
	ワシントン	1,777	1,125	776	349	652	345	306
	オレゴン	2,372	1,779	1,270	509	592	397	195
	カリフォルニア	1,678	1,056	1,006	50	622	349	273
	ハワイ	1	1	0	1	0	0	0
広 葉 樹	計	12,028	2,557	1,091	1,466	9,470	2,234	7,237
	北 部	5,931	1,243	371	872	4,688	958	3,730
	グレートプレーリー	74	8	1	7	66	1	64
	南 部	5,035	793	410	383	4,242	1,066	3,175
	西 部	957	510	309	201	446	189	257
	内陸部	235	179	159	20	56	12	44
	海岸部	722	331	150	181	391	177	213
	アラスカ	96	76	5	72	19	12	8
	ワシントン	159	63	15	47	96	38	58
	オレゴン	202	92	41	51	110	61	50
	カリフォルニア	265	100	89	12	164	66	98
	ハワイ	31	3	0	3	29	19	10

資料： Sonja N. Oswalt, W. Bard Smith, Patrick D. Miles, and Scott A. Pugh, Appendix A, "Forest Resource of the United States, 2017". USDA Forest Service, March 2019.

5-2 木材需給の状況

5-2-1 木材供給

(1) 丸太

①生産

農務省山林局は伐採量の全国統計を1952年から発表し、地域別用途別丸太伐採量の数値については、1976年以降、10年おき発表している¹⁸。伐採量の統計数値は、各州が調査した結果を山林局が集計して全国値としてまとめているが、州ごとに行われる伐採調査は、特定の年に一斉に行われるのではなく、州ごとに調査する年が異なっている¹⁹。このため、この数値は統計としての精度に欠けるが、米国の伐採状況を把握できる唯一の数値であるため、「参考値」としてその概要を報告する。

伐採量の最新のデータは「2016年集計値」である。これによれば米国の伐採量の半分以上は、南部で占められている。同集計値の伐採量合計は4億1,006万4,000 m³で、地域別伐採量は南部が2億2,634万m³ (55%)、西部が8,598万7,000 m³ (21%)、北部が9,577万1,000 m³ (23%)、グレートプレーリーは196万6,000 m³ (1%) である。

針葉樹広葉樹別伐採量は、針葉樹が2億8,282万8,000 m³ (全米の伐採量の69%)、広葉樹は1億2,723万6,000 m³ (同31%) である。針葉樹の地域別伐採量は南部が1億7,884万5,000 m³と全国の63%を占め、次いで西部が8,344万9,000 m³と同じく30%を占めている。広葉樹の地域別伐採量は、北部が全米の広葉樹伐採量の60%にあたる7,607万9,000 m³を占め、次いで同じく南部が37%にあたる4,749万5,000 m³を占めている。西部の広葉樹伐採量は253万8,000 m³と全米の広葉樹伐採量の2%でしかなく、さらにこれが西部の伐採量に占める割合も3%と限られている。西部は、針葉樹の生産に特化した地域であるといえる。

なお、日本と林産物貿易のつながりが強いワシントン州とオレゴン州の伐採量は5,714万8,000 m³で、この材積は米国の伐採量の14%にあたる。

用途別伐採量²⁰は、製材用(1億5,635万6,000 m³、38%)及びパルプ用(1億3,885万1,000 m³、34%)が多く、両用途で伐採量の72%を占めている。

製材用材の地域別伐採量は、南部が7,075万4,000 m³ (製材用材の45%)、西部は5,578万m³ (同35%) である。製材用材の73%にあたる1億1,539万8,000 m³は針葉樹であり、針葉樹製材用材の47% (5,426万8,000 m³) は西部で、45% (5,222万4,000 m³) は南部で伐採されている。一方、広葉樹製材用材の主要伐採地は北部と南部であり、北部は広葉樹製

¹⁸ 山林局は、これまでに1952年、1962年、1976年、1986年、1996年及び2016年の集計値を発表している。

¹⁹ 2016年集計値に用いた州別の伐採量調査の実施年は、北部及びグレートプレーリー地区のパルプ用材並びに南部全州の伐採量は2013年、北部のパルプ用材以外のものは2008年から2015年まで、グレートプレーリーのパルプ用材以外以外のものは2014年または2015年、西部は2011年から2015年までのいずれかの年である。

²⁰ 用途別伐採量は、単木で単一の用途として生産された丸太の材積以外に、伐倒後玉切をした玉別に用途が異なる丸太の材積を集計している。

材用材の 51% (2,081 万 4,000 m³)、南部は 45% (1,853 万 m³) を占めている。

さらにパルプ用材の地域別伐採量は、南部が 1 億 480 万 m³とパルプ用材伐採量の 75% を占める主要伐採地になっている。パルプ用材の針葉樹広葉樹別伐採量は、針葉樹が 9,497 万 3,000 m³ (68%)、広葉樹は 4,387 万 8,000 m³ (32%) である。針葉樹パルプ用材の 84% (8,009 万 3,000 m³) は南部で、そして広葉樹パルプ用材は 56% (2,470 万 7,000 m³) が南部、42% (1,838 万 4,000 m³) は北部で生産されている (表 5.7)。

表 5.7 地域別伐採量 (2016 年集計値)

		(1,000m ³)							
		計	製材用	単板用	パルプ用	複合製品用	薪用	丸棒、杭、電柱用	その他
合 計	計	410,064	156,356	18,682	138,851	13,172	62,376	2,760	17,867
	北 部	95,771	29,172	1,128	25,437	5,142	33,130	414	1,348
	グレートプレーリー	1,966	650	6	—	—	1,073	53	185
	南 部	226,340	70,754	10,998	104,800	8,030	14,367	1,521	15,871
	西 部	85,987	55,780	6,550	8,614	—	13,807	773	464
	内陸部	14,453	8,446	632	1,289	—	3,348	299	440
	海岸部	71,533	47,335	5,918	7,325	—	10,459	474	24
	アラスカ	1,059	830	—	—	—	220	—	10
	ワシントン オレゴン	57,148	40,364	5,195	7,325	—	3,804	449	13
	カリフォルニア	13,326	6,141	723	—	—	6,436	25	1
針 葉 樹	計	282,828	115,398	16,721	94,973	8,105	31,333	2,700	13,599
	北 部	19,692	8,358	68	7,053	327	3,214	354	318
	グレートプレーリー	842	548	—	—	—	68	53	173
	南 部	178,845	52,224	10,152	80,093	7,778	14,367	1,521	12,711
	西 部	83,449	54,268	6,500	7,826	—	13,684	772	397
	内陸部	14,337	8,408	632	1,289	—	3,335	298	375
	海岸部	69,112	45,860	5,868	6,537	—	10,349	474	23
	アラスカ	1,032	827	—	—	—	196	—	9
	ワシントン オレゴン	54,794	38,892	5,146	6,537	—	3,758	449	13
	カリフォルニア	13,286	6,141	723	—	—	6,395	25	1
広 葉 樹	計	127,236	40,958	1,961	43,878	5,066	31,044	60	4,268
	北 部	76,079	20,814	1,060	18,384	4,815	29,917	60	1,030
	グレートプレーリー	1,124	101	6	—	—	1,005	0	11
	南 部	47,495	18,530	846	24,707	252	—	0	3,160
	西 部	2,538	1,512	49	788	—	122	0	66
	内陸部	117	38	—	—	—	13	0	66
	海岸部	2,421	1,474	49	788	—	109	—	1
	アラスカ	27	2	—	—	—	24	—	1
	ワシントン オレゴン	2,354	1,472	49	788	—	45	—	0
	カリフォルニア	40	0	—	—	—	40	—	—

注 1 : 複合製品とは、切削板、繊維板その他の木小片または木質繊維を原料とするものをいう。

注 2 : 伐採量の調査実施年は、州または地域で異なる。北部及グレートプレーリーのパルプ用材並びに南部の伐採量は 2013 年、北部のパルプ用材以外のものは 2008 年から 2015 年までの年のいずれかの年、西部は 2011 年から 2015 年までの年のいずれかの年に実施。

出典 : U.S. Forest Service, "Forest Resources of the United States, 2017", March, 2019

農務省山林局は前掲の伐採量の統計の他に、加工施設の丸太入荷量調査を基にした丸太生産量のデータを毎年発表している。これによると、2017 年の米国の産業用丸太生産量は、4 億 5,071 万 1,000 m³ である。2000 年以降の産業用丸太生産量は、経済不況の影響を受けて 2008 年から 2012 年までの期間は 3 億 m³ 台後半の数値に減少した。同生産量はその後増

加に転じ、現在は経済不況前の水準にまで回復している。2000年以降の産業用丸太の針葉樹広葉樹別割合は概ね2:1であり、2017年の場合は針葉樹が67%(3億52万6,000 m³)、広葉樹は33%(1億5,018万5,000 m³)を占めている(表5.8)。

表5.8 丸太需給量

	(1,000 m ³)												
	産業用丸太												薪材
	計				針葉樹				広葉樹				
生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	生産量	
2000	488,535	2,036	11,950	478,621	304,075	1,768	9,357	296,486	184,460	268	2,593	182,135	12,725
2001	467,989	2,078	11,411	458,656	293,328	1,807	8,701	286,434	174,661	271	2,710	172,222	10,073
2002	466,734	2,431	11,000	458,165	297,025	2,111	7,904	291,232	169,709	320	3,096	166,933	9,542
2003	461,261	2,253	10,076	453,438	297,911	1,951	7,414	292,448	163,350	302	2,662	160,990	12,388
2004	446,491	2,054	10,356	438,189	298,730	1,761	7,236	293,255	147,761	293	3,120	144,934	12,523
2005	452,613	3,188	9,772	446,029	303,014	2,760	7,279	298,495	149,599	428	2,493	147,534	12,576
2006	439,849	2,651	9,591	432,909	295,996	2,399	7,386	291,009	143,853	252	2,205	141,900	10,974
2007	430,511	1,892	9,914	422,489	286,354	1,756	7,589	280,521	144,157	136	2,325	141,968	11,474
2008	384,400	996	8,873	376,523	259,539	847	6,901	253,485	124,861	149	1,972	123,038	12,402
2009	347,755	474	9,120	339,109	227,685	407	7,448	220,644	120,070	67	1,672	118,465	12,902
2010	360,504	571	11,514	349,561	242,481	446	9,393	233,534	118,023	125	2,121	116,027	13,404
2011	379,180	525	13,728	365,977	255,285	411	11,877	243,819	123,895	114	1,851	122,158	13,899
2012	394,408	798	12,221	382,985	267,217	615	10,329	257,503	127,191	183	1,892	125,482	15,516
2013	410,798	743	13,124	398,417	276,692	544	11,548	265,688	134,106	199	1,576	132,729	17,132
2014	424,534	629	12,583	412,580	283,663	447	10,579	273,531	140,871	182	2,004	139,049	18,748
2015	431,574	819	10,274	422,119	286,498	573	8,326	278,745	145,076	246	1,948	143,374	19,943
2016	439,591	684	11,041	429,234	292,877	466	8,937	284,406	146,714	218	2,104	144,828	21,559
2017	450,711	901	11,137	440,475	300,526	409	8,979	291,956	150,185	492	2,158	148,519	23,175

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

②輸入

米国の丸太需給には、かねてから輸入量が極端に少ないという特徴がある。2000年の産業用丸太供給量に占める輸入量の割合は4%であった。この少ない輸入量は、2007年から2008年にかけて生じた経済不況によりさらに減少した後、回復しなかった。その結果、2017年の産業用丸太供給量に占める輸入丸太の割合は、1%にも達していない。経済不況後に輸入量が回復しなかった要因については、経済不況による輸入丸太加工産業の縮小とともに同産業が生産する製品の輸入製品を含む代替材への転換の発生が考えられる。

米国の丸太輸入量が極端に少ない状態で推移してきた主な要因は、国内需要に対して国内の森林資源に余裕があること、森林資源が豊富で地理的に輸入条件が良いカナダでは、現在では米国の業者に州有林材のオークション販売への参加機会が提供されているものの、長年に渡って丸太の輸出が原則として禁止されてきたこと、カナダからの製材品輸入が容易であること、海外からの丸太輸入はごく一部の高級材を除き経済的に採算がとりにくいこと、そして後述する病虫害侵入防止のための植物防疫制度が指定する防疫処置を丸太に施すと輸入コストが上昇することにある。

農務省山林局が発表している統計によれば、丸太の主要輸入相手国はカナダである。2017年のカナダからの丸太輸入量は66万5,000 m³であり、この量は丸太の輸入量合計(90万1,000万 m³)の74%にあたる。同年のカナダからの輸入量は、2000年の192万6,000 m³に対して65%減少しており、代わってスウェーデンその他の欧州(表5.9では「その他」に分類)からの輸入量が増加している。なお、かつては南米からもある程度まとまった量の丸太が輸入さ

表5.9 主要輸入相手国・地域別丸太輸入量

	(1,000 m ³)						
	計	カナダ	メキシコ・中米	南米	アフリカ	アジア	その他
2000	2,036	1,926	2	21	12	1	73
2001	2,078	2,011	3	18	1	4	41
2002	2,431	2,357	19	14	1	1	39
2003	2,253	2,200	4	17	0	4	28
2004	2,054	2,020	2	9	1	2	20
2005	3,188	2,735	4	16	1	7	426
2006	2,651	2,237	4	39	3	4	363
2007	1,892	1,718	3	3	5	6	158
2008	996	841	22	2	1	7	123
2009	474	457	2	1	2	4	8
2010	571	541	2	6	0	6	15
2011	525	497	1	0	0	4	22
2012	798	601	0	0	1	5	191
2013	743	728	2	0	1	4	8
2014	629	618	1	0	0	5	4
2015	819	614	1	1	1	4	197
2016	684	515	1	0	1	3	164
2017	901	665	0	9	2	1	223

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

れていたが、南米からの輸入量は2006年に3万9,000 m³を記録して以降、1万 m³未満である。さらにアフリカ及びアジアからの丸太の輸入もあるが、量は限られている(表5.9)。

農務省山林局が発表している統計は、主要輸入相手国または相手地域別の数値なので、商務省センサス局が公開しているデータベース²¹から2019年の丸太輸入相手国別輸入額を抽出すると表5.10のようになる。

2019年の丸太輸入額は1億3,983万2,000ドルで、針葉樹がこの内の80%を占めている。その他は、広葉樹が19%、熱帯材が1%を占めている。このように針葉樹丸太の輸入が多いことが、米国の丸太輸入の特徴である。さらに、保存処理または塗装処理をした丸太の輸入が多いのも米国の丸太輸入の特徴である。保存処理または塗装処理をした丸太の輸入額シェアは、針葉樹広葉樹併せて31%に達する。これら丸太は、牧柵、電柱などに多く使用されている。

なお、2019年の丸太輸入相手国数は41か国で、針葉樹熱帯材広葉樹別相手国数は、針葉樹丸太が11か国、熱帯材丸太は10か国、広葉樹丸太は31か国であった²²。

²¹ U.S. Trade Online, USDC, Bureau of Census.

²² 本稿における貿易品目の針葉樹、熱帯材及び広葉樹の分類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約: International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System)の品目コード(通称HSコード)に基づく。同コードは、6桁の世界共通の品目コードに条約加盟国が品目を細分するための数桁の枝番号を付して使用している(日本の場合は計9桁)。針葉樹、熱帯材または広葉樹の分類の詳細は、財務省税関ホームページに掲載されている実行関税率表または関税率表解説を参照のこと。

丸太の輸入はカナダ（輸入額 1 億 1,374 万 5,000 ドル）一国に集中しており、丸太輸入額の 81%を占めている。スウェーデンからの丸太輸入額（1,830 万 7,000 ドル）は輸入額の 13%のシェアを占めているものの、カナダの輸入額の 16%にすぎず、桁違いに少ない。

表 5.10 国別丸太輸入額（2019 年）

(1,000 USD)

	合計	針葉樹			熱帯材	広葉樹		
		計	保存材 塗装材	粗のもの		計	保存材 塗装材	粗のもの
計	139,832	110,589	43,851	66,738	1,996	27,247	371	26,877
1 カナダ	113,745	90,581	43,290	47,292	0	23,164	258	22,906
2 スウェーデン	18,307	18,300	0	18,300	0	7	0	7
3 カメルーン	1,452	0	0	0	1,422	30	0	30
4 中国	1,043	182	10	172	6	855	0	855
5 フランス	1,019	11	0	11	0	1,008	0	1,008
6 ナイジェリア	476	0	0	0	40	436	44	392
7 オーストラリア	448	0	0	0	185	264	0	264
8 チリ	443	435	192	243	0	8	8	0
9 ブラジル	337	30	0	30	117	189	0	189
10 英国	332	332	315	17	0	0	0	0
11 アルゼンチン	290	290	0	290	0	0	0	0
12 ガイアナ	276	0	0	0	0	276	0	276
13 メキシコ	204	0	0	0	0	204	0	204
14 南アフリカ	168	44	44	0	0	124	51	73
15 インドネシア	161	152	0	152	9	0	0	0
16 ガテマラ	158	95	0	95	0	63	0	63
17 ドイツ	147	3	0	3	0	144	0	144
18 コンゴ共和国	134	0	0	0	134	0	0	0
19 スイス	120	0	0	0	0	120	0	120
20 イタリア	83	0	0	0	0	83	0	83
その他	488	133	0	133	82	273	10	263
輸入相手回数	41	11			10	31		

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census（2020年6月データ抽出）

カナダから輸入している丸太の 80%は針葉樹で、粗の丸太の樹種別内訳は、マツが 39%、モミ及びスプルースが 53%を占めている。さらに、カナダからの丸太は、保存処理または塗装処理をしたものが多いのが特徴である。保存処理または塗装処理をした丸太の輸入額の 99%はカナダ産であり、さらにカナダからの丸太輸入額の 38%は同丸太の輸入額である（表 5.10）。

カナダ産丸太の輸入量が多い州は、太平洋沿岸に位置し船舶輸送が容易なワシントン州及びオレゴン州並びにカナダと隣接している五大湖沿岸のミシガン州及びモンタナ州である。これらの州が輸入している丸太の内容は、各州の丸太の需要動向を反映している。

針葉樹加工地帯であるワシントン州とオレゴン州は針葉樹丸太の輸入額が多く、州別丸

太輸入額に占める針葉樹丸太輸入額の割合は、それぞれ 80%と 99%である。ただし、ワシントン州では保存処理または塗装処理をした丸太の輸入額が多く、同州のカナダ産保存処理または塗装処理をした丸太の輸入額 1,029 万 9,000 ドルは同州のカナダ産丸太輸入額の 41%に相当するだけでなく、全米のカナダ産保存処理または塗装処理をした丸太の輸入額の 24%を占め、州別輸入額では第 1 位である。

さらに広葉樹加工が盛んな北部広葉樹地帯のミシガン州では、カナダ産丸太輸入額の 87%がポプラ、アッシュその他の広葉樹で占められている。同じく北部のモンタナ州のカナダ産丸太輸入額は、99%が保存処理または塗装処理をした丸太で占められている(表 5.11)。

表 5.11 対カナダ州別丸太輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)

	合計	針葉樹			広葉樹		
		計	保存材 塗装材	粗のもの	計	保存材 塗装材	粗のもの
計	113,745	90,581	43,290	47,292	23,164	258	22,906
ワシントン	24,941	19,935	10,299	9,635	5,007	12	4,995
オレゴン	20,453	20,217	1,190	19,027	236	189	47
ミシガン	12,513	1,599	489	1,110	10,913	0	10,913
モンタナ	10,259	10,259	10,189	69	0	0	0
カリフォルニア	7,390	7,332	6,846	486	58	0	58
ウィスコンシン	5,721	4,902	1,061	3,842	818	0	818
ミネソタ	5,575	5,316	108	5,208	259	52	207
ネブラスカ	4,296	4,296	457	3,839	0	0	0
メイン	3,325	1,683	1,097	586	1,641	0	1,641
アイダホ	2,985	2,955	2,081	875	30	0	30
その他	16,288	12,086	9,472	2,614	4,203	5	4,198

資料： U. S. Trade Online, USDC Breau of Census

表 5.12 対スウェーデン州別丸太輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)

	合計	針葉樹			広葉樹		
		計	保存材 塗装材	粗のもの	計	保存材 塗装材	粗のもの
計	18,307	18,300	0	18,300	7	0	7
オレゴン	7,822	7,822	0	7,822	0	0	0
ペンシルバニア	6,621	6,621	0	6,621	0	0	0
フロリダ	3,864	3,857	0	3,857	7	0	7

資料： U. S. Trade Online, USDC Breau of Census (2020年6月データ抽出)

2019 年に丸太の国別輸入額で第 2 位であったスウェーデンからの丸太は、ほぼ全量が針葉樹で、樹種はスプルース及びモミである。

2019 年にスウェーデンの丸太はオレゴン州、ペンシルバニア州及びフロリダ州の三州で輸入され、広葉樹はフロリダ州で少額のカバの輸入が記録されている(表 5.12)。

カナダとスウェーデン以外の針

葉樹丸太輸入相手国には、チリ、英国、アルゼンチン、中国などがあるが、輸入金額は限られている（表 5.13）。

2019 年に針葉樹丸太輸入額が最も多かった州は、オレゴン州である。同州の輸入額シェアは、全米の 25% を占めている。オレゴン州では州内の生産、輸入ともに広葉樹は極めて限られており、針葉樹に特化した木材供給が行われている。同年の州別針葉樹丸太輸入額が多かった第 2 位の州はモンタナ州で輸入額シェアは 9% であるが、前述のように同州が輸入している針葉樹丸太の 99% は、保存処理または塗装処理をした丸太である（表 5.14）。

2019 年の熱帯材丸太輸入は、カメルーンを主要相手国として計 10 か国から約 200 万ドルの輸入がなされている。2019 年のカメルーンからの熱帯材丸太輸入額は、142 万 2,000 ドルで、熱帯材丸太輸入額の 71% を占めている。カメルーン以外の国からの熱帯材丸太輸入額は少なく、熱帯材丸太の輸入はカメルーン一国に集中している（表 5.15）。

2019 年には 16 の州がカメルーンから丸太を輸入し、輸入を行った主な州は大西洋沿岸州のニューヨーク州（輸入シェア 30%）、ペンシルバニア州（同 15%）ノースカロライナ州（同 9%）及びフロリダ州（同 7%）であり、西部のオレゴン州でも限られた額の輸入がみられた（表 5.16）。

表 5.13 相手国別針葉樹丸太輸入額（2019 年）

(1,000 USD)			
	計	保存材 塗装材	粗のもの
計	110,589	43,851	66,738
1 カナダ	90,581	43,290	47,292
2 スウェーデン	18,300	0	18,300
3 チリ	435	192	243
4 英国	332	315	17
5 アルゼンチン	290	0	290
6 中国	182	10	172
7 インドネシア	152	0	152
8 ガチマラ	95	0	95
9 ベネズエラ	79	0	79
10 南アフリカ	44	44	0
その他	98	0	98

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census（2020年6月データ抽出）

表 5.14 州別針葉樹丸太輸入額（2019 年）

(1,000 USD)			
	計	保存材 塗装材	粗のもの
計	110,589	43,851	66,738
1 オレゴン	28,040	1,190	26,849
2 モンタナ	10,259	10,189	69
3 ペンシルバニア	7,907	1,272	6,635
4 カリフォルニア	7,542	6,900	643
5 ミネソタ	5,334	108	5,225
6 ネブラスカ	4,296	457	3,839
7 フロリダ	4,287	58	4,229
8 アイダホ	2,955	2,081	875
9 メイン	1,683	1,097	586
10 ミシガン	1,599	489	1,110
その他	36,686	20,009	16,678

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census（2020年6月データ抽出）

表 5.15 相手国別熱帯材丸太輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)	
国名	輸入額
計	1,996
1 カメルーン	1,422
2 オーストラリア	185
3 コンゴ共和国	134
4 ブラジル	117
5 エクアドル	58
6 ナイジェリア	40
7 フィジー	15
8 コートジボアール	10
9 インドネシア	9
10 チリ	6

資料： U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

表 5.16 対カメルーン州別丸太輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)			
	合計	熱帯材	広葉樹 (粗のもの)
計	1,452	1,422	30
1 ニューヨーク	430	430	0
2 ペンシルバニア	214	214	0
3 ノースカロライナ	130	102	27
4 フロリダ	100	100	0
5 ニューハンプシャー	95	95	0
6 バージニア	68	68	0
7 ウィスコンシン	63	63	0
8 メイン	55	55	0
9 ニュージャージー	52	52	0
10 オレゴン	50	50	0
その他	195	193	3

資料： U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

2019 年の広葉樹丸太輸入額は 2,724 万 7,000 ドルで、主要輸入相手国はカナダであり、広葉樹丸太輸入額の 85% (2,316 万 4,000 ドル) を占めている (表 5.17)。

表 5.17 相手国別広葉樹丸太輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)			
	計	保存材 塗装材	粗のもの
計	27,247	371	26,877
1 カナダ	23,164	258	22,906
2 フランス	1,008	0	1,008
3 中国	855	0	855
4 ナイジェリア	436	44	392
5 ガイアナ	276	0	276
6 オーストラリア	264	0	264
7 メキシコ	204	0	204
8 ブラジル	189	0	189
9 ドイツ	144	0	144
10 南アフリカ	124	51	73
その他	584	18	566

資料： U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

2019年の州別広葉樹丸太輸入額は、カナダに隣接するミシガン州とワシントン州で大きく、全米の輸入額に占めるシェアは、ミシガン州が40%、ワシントン州は18%である(表5.18)。

表 5.18 州別広葉樹丸太輸入額 (2019年)

		(1,000 USD)		
		計	保存材 塗装材	粗のもの
計		27,247	371	26,877
1	ミシガン	10,927	0	10,927
2	ワシントン	5,025	12	5,013
3	メイン	1,641	0	1,641
4	カリフォルニア	1,275	51	1,224
5	ペンシルバニア	1,018	0	1,018
6	ウィスコンシン	818	0	818
7	ケンタッキー	813	0	813
8	オハイオ	727	0	727
9	インディアナ	518	0	518
10	バージニア	501	44	457
その他		3,984	264	3,719

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

(2) 製材品

①生産

2017年の米国の製材品生産量は9,959万2,000 m³である。同年の地域別製材品生産量は、南部が5,050万4,000 m³と最も多く、製材品生産量の51%を占めている。西部の製材品生産量は3,398万4,000 m³で同じく34%、北部(グレートプレーリーを含む)は1,510万4,000 m³で同じく15%である。かつて西部は、豊富な森林資源を背景に全米屈指の製材産地としての地位を築いていたが、生物資源保護にともなう伐採規制により丸太と製材品の生産量が減少した。その結果、地域別製材品生産量は、1990年代初頭に南部が西部の生産量を上回り、現在に至っている。

2017年の針葉樹広葉樹別製材品生産量は全米では針葉樹が80%を占めているが、針葉樹広葉樹別の割合は丸太と同様に地域によって異なる。同年の地域別製材品生産量に占める針葉樹の割合は、グレートプレーリーを含む北部が25%、南部は85%、西部は98%である(表5.19)。

②輸入

製材品の主要輸入相手国はカナダであり、2017年には製材品輸入量(3,789万8,000 m³)の90%(3,417万 m³)、針葉樹製材品輸入量(3,706万1,000 m³)の91%(3,378万8,000 m³)、針葉樹製材品の名目消費量(1億1,305万4,000 m³)の30%(3,378万8,000 m³)がカナダ産であった。このような米国市場におけるカナダ産のシェアの高さは、1930年代から続く米国とカナダ間の紛争の原因であり続けている。この紛争は米国が貿易保護基準を発案した直後の1982年からは「製材品貿易紛争」と称され、同年から現在まで5回にわたる米国の対抗措置が断続的にとられている²³(表5.20)。

²³ Congressional Research Service, "Softwood Lumber Import from Canada: Current Issue", Updated April, 2018, p9.

表 5.19 製材品需給量

(1,000 m³)

	生 産 量 (A)											
	合 計			北 部			南 部			西 部		
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
2000	114,460	84,724	29,736	20,296	3,304	16,992	54,752	43,188	11,564	39,412	38,232	1,180
2001	109,504	81,656	27,848	19,116	3,304	15,812	52,392	41,536	10,856	37,996	36,816	1,180
2002	113,044	85,432	27,612	19,116	3,304	15,812	54,044	43,188	10,856	39,884	38,940	944
2003	118,472	93,692	24,780	24,780	10,620	14,160	53,808	44,132	9,676	39,884	38,940	944
2004	118,236	92,276	25,960	18,644	3,776	14,868	57,112	46,964	10,148	42,480	41,536	944
2005	120,360	93,928	26,432	18,880	3,776	15,104	58,292	47,908	10,384	43,188	42,244	944
2006	117,292	91,332	25,960	18,408	3,540	14,868	56,876	46,728	10,148	42,008	41,064	944
2007	107,852	82,836	25,016	17,700	3,304	14,396	51,920	42,244	9,676	38,232	37,288	944
2008	84,960	68,912	16,048	12,036	2,832	9,204	41,300	35,164	6,136	31,624	30,916	708
2009	71,508	54,988	16,520	11,564	2,124	9,440	34,456	28,084	6,372	25,488	24,780	708
2010	71,744	58,528	13,216	9,912	2,360	7,552	34,928	29,736	5,192	26,904	26,432	472
2011	78,824	63,012	15,812	11,564	2,596	8,968	38,232	32,096	6,136	29,028	28,320	708
2012	82,128	66,552	15,576	11,564	2,596	8,968	39,884	33,984	5,900	30,680	29,972	708
2013	88,264	70,800	17,464	12,744	2,832	9,912	42,952	36,108	6,844	32,568	31,860	708
2014	94,164	74,576	19,588	14,396	3,068	11,328	45,548	37,996	7,552	34,220	33,512	708
2015	95,344	75,756	19,588	14,868	3,540	11,328	46,964	39,412	7,552	33,512	32,804	708
2016	96,288	76,700	19,588	14,396	3,068	11,328	48,380	40,828	7,552	33,512	32,804	708
2017	99,592	80,004	19,588	15,104	3,776	11,328	50,504	42,952	7,552	33,984	33,276	708

	輸入量 (B)			輸出量 (C)			供給量 (= A + B)			名目消費量 (= (A + B) - C)		
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
2000	47,774	45,899	1,875	6,372	3,304	3,068	162,234	130,623	31,611	155,862	127,319	28,543
2001	48,899	47,376	1,524	5,169	2,286	2,883	158,403	129,032	29,372	153,235	126,746	26,489
2002	51,269	49,526	1,743	5,158	2,281	2,877	164,313	134,958	29,355	159,155	132,678	26,478
2003	51,876	50,003	1,873	4,998	2,259	2,739	170,348	143,695	26,653	165,350	141,436	23,914
2004	60,163	57,816	2,347	4,951	1,938	3,013	178,399	150,092	28,307	173,449	148,154	25,294
2005	60,777	58,240	2,537	5,171	2,117	3,054	181,137	152,168	28,969	175,966	150,051	25,915
2006	55,524	53,724	1,801	5,568	2,195	3,373	172,816	145,056	27,761	167,248	142,861	24,388
2007	44,618	43,389	1,229	5,176	2,344	2,832	152,470	126,225	26,245	147,294	123,881	23,413
2008	30,780	29,927	852	5,068	2,839	2,229	115,740	98,839	16,900	110,671	96,000	14,671
2009	21,798	20,898	900	4,210	2,320	1,890	93,306	75,886	17,420	89,096	73,566	15,530
2010	23,054	22,344	710	5,723	3,179	2,544	94,798	80,872	13,926	89,075	77,694	11,382
2011	22,734	21,922	812	6,740	3,934	2,805	101,558	84,934	16,624	94,818	81,000	13,818
2012	24,005	23,279	726	6,845	3,734	3,111	106,133	89,831	16,302	99,288	86,098	13,190
2013	27,642	26,805	838	7,671	4,220	3,451	115,906	97,605	18,302	108,235	93,385	14,851
2014	32,476	31,435	1,041	7,993	4,092	3,901	126,640	106,011	20,629	118,647	101,919	16,728
2015	34,053	32,915	1,138	7,208	3,689	3,519	129,397	108,671	20,726	122,189	104,982	17,207
2016	39,483	38,522	961	7,696	3,781	3,915	135,771	115,222	20,549	128,075	111,442	16,634
2017	37,898	37,061	836	8,459	4,012	4,448	137,490	117,065	20,424	129,030	113,054	15,977

資料： James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

表 5.20 針葉樹広葉樹別製材品輸入量

(1,000m³)

	合計			針葉樹			広葉樹		
	計	カナダ	その他	計	カナダ	その他	計	カナダ	その他
2000	47,774	43,933	3,841	45,899	42,727	3,172	1,875	1,205	670
2001	48,899	44,676	4,224	47,376	43,667	3,709	1,524	1,008	515
2002	51,269	45,778	5,491	49,526	44,658	4,868	1,743	1,120	623
2003	51,876	46,513	5,362	50,003	45,448	4,555	1,873	1,065	808
2004	60,163	50,340	9,823	57,816	49,193	8,623	2,347	1,148	1,199
2005	60,777	51,544	9,233	58,240	50,428	7,813	2,537	1,117	1,421
2006	55,524	48,066	7,458	53,724	47,241	6,483	1,801	825	976
2007	44,618	39,590	5,028	43,389	39,109	4,280	1,229	481	749
2008	30,780	27,501	3,279	29,927	27,179	2,748	852	321	531
2009	21,798	19,807	1,990	20,898	19,595	1,303	900	212	687
2010	23,054	21,595	1,459	22,344	21,318	1,027	710	277	432
2011	22,734	21,111	1,622	21,922	20,881	1,041	812	230	582
2012	24,005	22,734	1,271	23,279	22,486	793	726	248	478
2013	27,642	26,064	1,579	26,805	25,759	1,045	838	304	533
2014	32,476	30,449	2,028	31,435	30,040	1,395	1,041	408	633
2015	34,053	31,654	2,399	32,915	31,291	1,624	1,138	363	775
2016	39,483	36,710	2,773	38,522	36,353	2,169	961	356	605
2017	37,898	34,170	3,728	37,061	33,788	3,273	836	382	454

資料： James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

農務省山林局の国別製材品輸入量の統計は、カナダ以外の国からの輸入量を全て「その他」として集計しているため、商務省センサス局のデータベースから2019年の製材品の国別輸入額を抽出すると表5.21のようである。

2019年の製材品輸入額は57億9,177万ドルであり、この内、針葉樹製材品が91%（52億8,974万5,000ドル）、熱帯材製材品は5%（2億7,576万6,000ドル）、広葉樹製材品は4%（2億2,625万9,000ドル）の割合を占めている。2019年の製材品の輸入相手国数は、製材品全体では87か国、針葉樹製材品は49か国、熱帯材製材品は60か国、広葉樹製材品は54か国であった。

輸入額が多い針葉樹製材品の国別輸入額の割合は、カナダが80%で第1位であり、次いでドイツ5%、ニュージーランド3%、スウェーデン、ブラジル及びチリが各2%となっている。

広葉樹製材品の相手国別輸入額は、第1位のカナダのシェアが55%と同国からの針葉樹製材品と比べればシェアは小さいものの、第2位のドイツの15%を大きく上回っている。

熱帯材製材品の国別輸入額は、ブラジルが32%のシェアを占め、次いでマレーシア（シェア12%）、エクアドル（同10%）及びカメルーン（同10%）のシェアが大きい。

表 5.21 針葉樹熱帯材広葉樹別相手国別製材品輸入額 (2019年)

(1,000 USD)				
輸入額合計		針葉樹		
国名	輸入額	国名	輸入額	
計	5,791,770	計	5,289,745	
1 カナダ	4,369,030	カナダ	4,245,036	
2 ドイツ	302,260	ドイツ	267,036	
3 ブラジル	226,937	ニュージーランド	139,457	
4 ニュージーランド	139,457	スウェーデン	122,000	
5 スウェーデン	122,000	ブラジル	121,346	
6 チリ	120,794	チリ	118,349	
7 中国	74,221	中国	62,828	
8 オーストリア	50,570	オーストリア	50,089	
9 ルーマニア	33,353	ルーマニア	33,348	
10 マレーシア	33,279	フィンランド	23,087	
その他	319,870	その他	107,169	
(輸入実績：87か国)		(輸入実績：49か国)		
熱帯材		広葉樹		
国名	輸入額	国名	輸入額	
計	275,766	計	226,259	
1 ブラジル	87,438	カナダ	123,805	
2 マレーシア	33,215	ドイツ	33,599	
3 エクアドル	28,604	ブラジル	18,153	
4 カメルーン	26,947	中国	10,034	
5 インドネシア	19,869	ウルグアイ	8,074	
6 ミャンマー	19,366	フランス	6,633	
7 コンゴ共和国	13,383	ガイアナ	3,488	
8 インド	8,305	カメルーン	2,978	
9 ガーナ	8,221	ボリビア	2,902	
10 ガテマラ	3,982	チリ	2,418	
その他	26,439	その他	14,175	
(輸入実績：60か国)		(輸入実績：54か国)		

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

表 5.22 州別カナダ産針葉樹製材品輸入額 (2019年)

(1,000 USD)	
州名	輸入額
計	4,245,036
1 ワシントン	445,653
2 テキサス	373,039
3 ミシガン	230,928
4 マサチューセッツ	191,332
5 ノースカロライナ	187,449
6 ミネソタ	171,905
7 イリノイ	171,704
8 ニューヨーク	155,940
9 オハイオ	148,060
10 ウィスコンシン	141,756
その他	2,027,269
(輸入実績：特別区、50州、1テリトリー)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

製材品の主要輸入品目であるカナダ産針葉樹製材品については、2019年に42億4,503万6,000ドルの輸入がなされ、米国の全ての州及び特別区並びに米領プエルトリコで輸入の実績がある。輸入額シェアが大きい州はワシントン州(10%)及び人口が多いテキサス州(9%)である(表5.22)。

2019年の相手国別広葉樹製材品輸入額が多かった国はカナダである。同年のカナダからの広葉樹製材品輸入額は1億2,380万5,000ドル(シェア55%)であり、45の州と米領プエルトリコで輸入の実績がある。さらに、広葉樹製材品の州別輸入額のシェアが大きかった州は、ペンシルバニア州(13%)、ミシガン州(12%)及びニューヨーク州(11%)で、カナダに近く、広葉樹の需要が多い北東部州での輸入額が大きい(表5.23)。

2019年の相手国別広葉樹製材品輸入額で第2位のドイツの輸入額は3,359万9,000ドル

で、40の州で輸入実績があった。輸入額シェアが大きかった州は、テキサス州（30%）、カリフォルニア州（15%）、バージニア州（12%）、ワシントン州（11%）である（表5.23）。

表5.23 主要相手国別州別広葉樹製材品輸入額（2019年）

(1,000 USD)				
	カナダ		ドイツ	
	州名	輸入額	州名	輸入額
	計	123,805	計	33,599
1	ペンシルバニア	16,201	テキサス	9,926
2	ミシガン	14,331	カリフォルニア	5,039
3	ニューヨーク	13,025	バージニア	3,916
4	ウィスコンシン	7,973	ワシントン	3,642
5	マサチューセッツ	7,799	ノースカロライナ	2,162
6	インディアナ	6,567	インディアナ	1,493
7	カリフォルニア	5,113	オレゴン	1,391
8	イリノイ	4,982	イリノイ	996
9	メイン	4,639	オハイオ	977
10	テネシー	4,538	ミズーリ	714
	その他	38,638	その他	3,343
	(輸入実績：45州、1テリトリー)		(輸入実績：40州)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census（2020年6月データ抽出）

熱帯材製材品の主要輸入相手国別州別輸入額を表5.24に掲げた。2019年に熱帯材製材品を輸入した州の内、輸入額上位の州には人口が多いフロリダ州、カリフォルニア州、テキサス州の他、北東部及び南東部の大西洋沿岸州での輸入が多い。大西洋沿岸州は地理的に南米またはアフリカからの輸入がしやすい。さらに大西洋沿岸州では国産広葉樹の生産量が多く、広葉樹の潜在的需要が強い地域でもある。国別輸入額第2位のマレーシアの熱帯材製材品州別輸入額は、南央部のアラバマ州が第1位であり同製材品の輸入シェアの49%を占めている。米国における熱帯材製材品の用途には、床板、屋外家具やデッキの他、車輛、ダンネージその他の特殊需要がある。熱帯材広葉樹製材品の流通量は、針葉樹製材品と比較すると小口で、かつ、分散的である。

表 5.24 主要輸入相手国別州別熱帯材製材品輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)

ブラジル		マレーシア	
州名	輸入額	州名	輸入額
計	87,438	計	33,215
1 フロリダ	16,277	アラバマ	16,337
2 ニューハンプシャー	13,288	カリフォルニア	3,955
3 カリフォルニア	12,462	テキサス	2,925
4 ペンシルバニア	7,850	テネシー	1,668
5 メリーランド	6,816	マサチューセッツ	1,575
6 ニュージャージー	6,595	フロリダ	1,038
7 ワシントン	4,287	オレゴン	947
8 ジョージア	4,128	ジョージア	842
9 ニューヨーク	2,766	サウスカロライナ	631
10 テキサス	2,722	ニュージャージー	602
その他	10,248	その他	2,696
(輸入実績: 26州、1 テリトリー)		(輸入実績: 21州)	
エクアドル		カメルーン	
州名	輸入額	州名	輸入額
計	28,604	計	26,947
1 メリーランド	6,605	ノースカロライナ	9,148
2 ルイジアナ	4,856	ペンシルバニア	4,403
3 テキサス	2,678	サウスカロライナ	2,787
4 ペンシルバニア	2,509	アラバマ	1,812
5 アラバマ	2,089	フロリダ	1,605
6 ノースカロライナ	2,053	テキサス	1,417
7 コロラド	1,435	メリーランド	1,293
8 ニューヨーク	1,358	マサチューセッツ	1,015
9 ミズーリ	1,076	ルイジアナ	762
10 フロリダ	828	ニュージャージー	710
その他	3,117	その他	1,994
(輸入実績: 28州)		(輸入実績: 27州、1 テリトリー)	

資料: U. S. Trade Online, USDC Breau of Census (2020年6月データ抽出)

【2000年から2017年までの製材品需給の変化の概要】

2000年以降の製材品生産量は、2000年の1億1,460万m³から2009年に経済不況の影響を受けて7,150万8,000m³まで38%減少してその後回復しているが、2017年の生産量は2000年対比13%少ない量にとどまっている（表5.19）。

表 5.25 製材品需給量増減率

		2000年⇒ボトム年	ボトム年⇒2017年	2000年⇒2017年	
生産量	合計	計	-38% (2009年)	39%	-13%
		針葉樹	-35% (2009年)	45%	-6%
		広葉樹	-56% (2010年)	48%	-34%
	北部	計	-51% (2010年)	52%	-26%
		針葉樹	-36% (2009年)	78%	14%
		広葉樹	-56% (2010年)	50%	-33%
	南部	計	-37% (2009年)	47%	-8%
		針葉樹	-35% (2009年)	53%	-1%
		広葉樹	-55% (2010年)	45%	-35%
	西部	計	-35% (2009年)	33%	-14%
		針葉樹	-35% (2010年)	34%	-13%
		広葉樹	-60% (2010年)	50%	-40%
輸入量	計	-54% (2009年)	74%	-21%	
	針葉樹	-54% (2009年)	77%	-19%	
	広葉樹	-62% (2010年)	18%	-55%	
輸出品	計	-34% (2009年)	101%	33%	
	針葉樹	-30% (2009年)	73%	21%	
	広葉樹	-38% (2009年)	135%	45%	
供給量	計	-42% (2009年)	47%	-15%	
	針葉樹	-42% (2009年)	54%	-10%	
	広葉樹	-56% (2010年)	47%	-35%	
名目消費量	計	-43% (2010年)	45%	-17%	
	針葉樹	-42% (2009年)	54%	-11%	
	広葉樹	-60% (2009年)	40%	-44%	

注1：本表の増減率算出に使用した数値は前表の数値。

注2：ボトム年とは、2000年から2017年までの期間で最も数量が少なかった年をいい、該当する年次を括弧書きで表記した。

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017". USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

2000年以降の製材品生産量の推移の第一の特徴的事項は、2007年末からの経済不況による影響を受けた結果、経済回復後に製材品輸出品の増加がみられることである。2000年から2017年の間に、前述のように製材品生産量は13%減少し、米国の製材品名目消費量は1億5,586万2,000m³から1億2,903万m³に17%減少している。一方で同期間の製材品輸出品量は、637万2,000m³から845万9,000m³に33%の増加をみせている。輸出品の増加が大きかったのは広葉樹製材品で、同期間に45%増加した。製材品輸出品は2009年にボトムを迎えたが、その後の増加率は101%と2倍、同じく針葉樹製材品は73%増であり、広葉樹

製材品については135%と大きく増加している。

同じく第二の特徴的事項は、広葉樹製材が経済不況の影響を強く受けたことである。2000年から2017年までの期間において、製材品の地域別針葉樹広葉樹別の生産量、輸入量、輸出量、供給量及び名目消費量の各推移がボトムを迎える年は、2009年または2010年である。製材品生産量は2000年からボトムとなる2009年までの間に38%減少し、その内、針葉樹製材品は38%の減少にとどまったが、2010年にボトムを迎えた広葉樹製材品は同じく56%もの減少となった。広葉樹製材品の減少割合は、主要産地である北部で56%減、南部では55%減となり、西部での生産量は少なかったが、それでも60%の減少をみせた。

なお、針葉樹製材品は主として建築用材として、広葉樹製材品は主として内装用または家具用として用いられることから、広葉樹の需要変動は針葉樹製材品の需要変動の後に生じている。

広葉樹製材品については、経済不況がより深刻化した状況の中で需要がさらに縮小したため、不況の影響を強く受けたと考えられる。経済不況を経た2000年から2017年までの生産量の増減率は、針葉樹製材品が6%減であるのに対して、広葉樹製材品は34%の減と回復が伸び悩んでいる。

同じく第三の特徴的事項は、広葉樹製材品の主要産地であり針葉樹製材品生産量が少ない北部においては、2000年から2017年までの期間に広葉樹製材が33%減少したのに対して針葉樹製材品の生産量が14%増加している点である。その要因は、広葉樹製材品の国内需要の回復が思わしくない中で、中小企業が多い北部の広葉樹製材工場における樹種転換または広葉樹製材工場の閉鎖と針葉樹製材工場の新設の動きがあったのではないかと推測される。

農務省山林局の統計によれば、2017年の製材品輸入量は3,789万8,000m³である。この量は、国内生産量9,959万2,000m³と輸入量を合計した供給量1億3,749万m³の28%、供給量から輸出量を差し引いた名目消費量1億2,903万m³の29%にあたる。米国では輸入製材品のほとんどが針葉樹製材品で、2017年では製材品輸入量の内、針葉樹製材品が98% (3,706万1,000m³) を占めている。製材品輸入量も経済不況の影響を受けて、2000年の4,774万4,000m³から2009年には3,789万8,000m³に54%もの減少をみせ、2017年の輸入量は2000年対比21%減にとどまっている。

(3) 木質パネル

①生産

米国ではエンジニアドウッド製品を単板、ウエファー²⁴、木質繊維またはディメンジョンランバーを接着剤を使用して接着して製造された製材品また板の形状の木材製品と定義している²⁵。エンジニアドウッド製品の内、主要な木質パネル製品としては針葉樹合板及びOSB (Oriented Strand Board) がある。

2017年の針葉樹合板生産量は、798万8,000 m³である。2000年には1,546万5,000 m³あった同生産量は、2007年末からの経済不況の影響を受けて2009年には761万8,000 m³まで落ち込んだ後にやや回復するが、800万m³をいくらか下回る水準で低迷している。2017年の生産量は、2000年の生産量から48%減少している。

針葉樹合板と強い競合関係にあるOSBの2017年の生産量は、1,292万9,000 m³である。この生産量は2000年以降のピークである1,326万2,000 m³ (2005年) よりも3%少ない量であるが、不況期の2009年の849万4,000 m³から52%増加し、回復している(表5.26)。

表5.26 針葉樹合板、OSB 需給量

(1,000m³)

	針葉樹合板				OSB			
	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量
2000	15,465	361	650	15,176	10,537	6,781	158	17,159
2001	13,382	589	455	13,516	11,091	7,160	148	18,103
2002	13,452	803	389	13,866	11,882	7,488	173	19,197
2003	13,015	1,156	363	13,808	12,049	8,036	139	19,946
2004	12,979	1,790	435	14,333	12,630	8,715	171	21,174
2005	12,682	2,143	364	14,461	13,262	9,331	150	22,444
2006	11,884	1,635	375	13,144	13,240	8,972	158	22,053
2007	10,835	962	489	11,308	13,065	6,044	234	18,875
2008	9,060	672	550	9,182	11,508	3,244	398	14,354
2009	7,618	545	419	7,745	8,494	2,439	159	10,774
2010	8,081	389	704	7,766	9,115	2,502	247	11,370
2011	7,947	423	655	7,715	8,885	2,591	300	11,176
2012	8,125	377	743	7,759	9,769	2,990	272	12,486
2013	8,271	502	694	8,079	11,055	3,482	281	14,256
2014	7,952	562	610	7,904	11,512	3,982	286	15,208
2015	7,745	834	499	8,079	11,755	4,506	225	16,036
2016	7,796	1,224	543	8,477	12,321	5,082	218	17,185
2017	7,988	1,749	581	9,156	12,929	5,651	167	18,412

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

七

リ削

²⁴ ウエファーとは、繊維方向の長さが最短で1.25インチ(10.8cm)で、厚さをコントロールして生産された木片をいう。

²⁵ Random Lengths, "Terms of the Trade", Fourth Edition, 2000, p119.

板の生産量は減少しており、2017年の生産量は2000年の4億4,629万2,000 m³から53%減少している。普通切削板の生産量は、2009年に2億382万3,000 m³まで低下しその後やや回復するものの、2億1,000万 m³を前後の水準で推移している（表5.27）。

表5.27 切削板需給量

	生産量			輸入量	輸出量	名目消費量
	計	普通切削板	OSB			
2000	584,527	446,292	138,235	172,422	15,050	741,899
2001	509,092	380,518	128,574	179,854	17,837	671,110
2002	560,652	410,061	150,591	127,923	19,695	668,880
2003	519,497	370,114	149,383	146,225	18,023	647,699
2004	562,231	399,935	162,296	162,668	18,116	706,783
2005	552,848	381,912	170,936	145,946	18,487	680,307
2006	549,132	376,710	172,422	119,191	19,045	649,278
2007	504,633	329,145	175,488	115,289	30,471	589,451
2008	429,477	270,896	158,580	109,622	36,974	502,125
2009	359,059	203,823	155,236	106,278	31,400	433,936
2010	344,566	212,462	132,104	123,185	37,160	430,592
2011	348,375	212,741	135,634	123,836	37,810	434,400
2012	348,375	212,741	135,634	141,208	42,920	446,663
2013	376,059	215,621	160,438	166,941	44,499	498,501
2014	376,710	221,845	154,864	337,970	46,729	667,951
2015	381,355	225,747	155,608	352,277	51,560	682,072
2016	379,404	217,851	161,553	274,705	41,619	612,490
2017	366,955	209,490	157,466	278,421	36,974	608,402

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

②輸入

針葉樹合板については、生産量が減少傾向で推移する中で、輸入量は2017年に174万9,000 m³と2000年の36万1,000 m³の5倍弱に達している。名目消費量に占める輸入量の割合は2000年の2%から2017年には19%と17ポイントの増加となり、輸入製品への依存度が高まる傾向にある（表5.26）。

米国の2019年の合板輸入額は、20億6,041万1,000ドルであった。輸入合板の用途は、針葉樹合板については建築用が主であるが、熱帯材合板及び広葉樹合板は、主に住宅、モバイルホーム、キャンピングカー及び船舶の内装下地、化粧貼合板の下地、家具及び建具の下地並びにこん包用材として使用されている。

2019年の輸入相手国別合板輸入額は、合板全体ではベトナム（輸入額シェア16%）を筆頭に中国（同13%）、インドネシア（同12%）、ブラジル（同12%）、カナダ（同11%）からの輸入が多く、輸入相手国数は61か国である。輸入合板の針葉樹熱帯材広葉樹別割合は、針葉樹合板が28%、熱帯材合板は16%、広葉樹合板は56%である。

2019年の合板輸入額の28%を占めている針葉樹合板の主要輸入相手国は、ブラジル（輸

入額シェア 32%)、チリ (同 30%) 及びカナダ (20%) で、これら 3 か国の合計の入額シェアは 82%に達している。2019 年の針葉樹合板輸入輸入相手国数は、26 개국である。

合板輸入額の 16%を占めている熱帯材合板の相手国別輸入額は、インドネシアからの輸入額が大きく、一国で同合板の入額シェアの 54%を占め、さらに第 2 位のマレーシアも同じく 14%のシェアを占めており、両国のシェアは 68%に達している。2019 年の熱帯材合板輸入相手国数は、13 개국である。

合板輸入額の 56%を占めている広葉樹合板の主要輸入相手国は、ベトナム (輸入額シェア 26%)、中国 (同 16%) 及びロシア (14%) である。ベトナムからの合板輸入額の 93%、中国からの合板輸入額の 69%は広葉樹合板で占められている。2019 年の広葉樹合板輸入相手国数は 52 개국である (表 5.28)。

合板の州別輸入額は、大都市を抱える州またはそれに隣接する港湾が所在する州で大きい。

州別合板輸入額が最も大きかった州はカリフォルニア州 (輸入額シェア 16%) であり、次いでフロリダ州 (同 11%)、メリーランド州 (同 11%)、テキサス州 (9%)、ジョージア州 (9%) の順になっている。2019 年の合板輸入は、米国のほとんどの州で実績が記録されている (表 5.29)。

表 5.28 相手国別合板輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)				
	合 計		針葉樹合板	
	計	2,060,411	計	592,808
1	ベトナム	321,381	ブラジル	192,199
2	中国	266,387	チリ	177,169
3	インドネシア	245,232	カナダ	117,747
4	ブラジル	237,857	中国	77,238
5	カナダ	220,826	ウルグアイ	16,409
6	ロシア	179,738	ベトナム	5,039
7	チリ	177,308	オーストラリア	2,708
8	カンボジア	129,270	マレーシア	1,472
9	マレーシア	67,610	メキシコ	700
10	エクアドル	47,034	南アフリカ	543
	その他	167,770	その他	1,583
	(輸入相手国: 61개국)		(輸入相手国: 26개국)	
	熱帯材合板		広葉樹合板	
	計	329,238	計	1,138,365
1	インドネシア	178,657	ベトナム	298,979
2	マレーシア	44,490	中国	183,831
3	カンボジア	23,408	ロシア	163,085
4	ブラジル	21,937	カンボジア	105,773
5	ベトナム	17,362	カナダ	99,823
6	ロシア	16,498	インドネシア	66,269
7	中国	5,318	エクアドル	44,399
8	スペイン	4,642	スペイン	39,819
9	カナダ	3,255	ブラジル	23,720
10	エクアドル	2,634	マレーシア	21,648
	その他	11,036	その他	91,018
	(輸入相手国: 13개국)		(輸入相手国: 52개국)	

資料: U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

表 5.29 州別合板輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)

		合 計		針葉樹合板	
		計	2,060,411	計	592,808
1	カリフォルニア	336,826		メリーランド	91,338
2	フロリダ	232,573		フロリダ	76,842
3	メリーランド	225,371		ニューヨーク	74,971
4	テキサス	189,202		カリフォルニア	57,544
5	ジョージア	181,603		ジョージア	45,702
6	ニューヨーク	144,286		テキサス	38,355
7	ニュージャージー	98,449		ノースカロライナ	30,210
8	イリノイ	79,216		ワシントン	25,161
9	ワシントン	74,380		オレゴン	24,216
10	ルイジアナ	58,433		バージニア	14,752
	その他	440,072		その他	113,716
		(輸入実績：50州、5 テリトリー)		(輸入実績：46州、1 テリトリー)	
		熱帯材合板		広葉樹合板	
		計	329,238	計	1,138,365
1	メリーランド	54,173		カリフォルニア	230,126
2	カリフォルニア	49,157		フロリダ	147,262
3	イリノイ	42,619		テキサス	134,007
4	ニュージャージー	41,536		ジョージア	124,304
5	ルイジアナ	28,127		メリーランド	79,860
6	テキサス	16,840		ニューヨーク	59,180
7	ワシントン	15,844		ニュージャージー	49,807
8	ジョージア	11,596		ワシントン	33,375
9	バージニア	10,371		イリノイ	31,580
10	ニューヨーク	10,135		バージニア	24,991
	その他	48,840		その他	223,873
		(輸入実績：41州、2 テリトリー)		(輸入実績：47州、1 テリトリー)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

OSB の輸入量は、2017 年は 565 万 1,000 m³で、経済不況期のボトムである 243 万 9,000 m³ (2009 年) からは回復したものの、2000 年の 678 万 1,000 m³に対して 17%低い水準にとどまっている。OSB については、名目消費量に占める輸入量の割合が 2000 年の 40%から 2017 年には 30%に縮小しており、針葉樹合板とは対照的に輸入製品への依存度が低下する傾向にある。

しかし、OSB を含む切削板全体の輸入量は、普通切削板の輸入量増加を反映して増加傾向で推移している。2017 年の輸入量は 2 億 7,842 万 1,000 m²で、2000 年の 1 億 7,242 万 2,000 m²から 61%増加している。切削板の名目消費量に占める輸入量の割合は、2000 年の 23%から 46%に拡大している (表 5.26)。

2019 年の切削板の輸入額は 14 億 902 万 8,000 ドルで、切削板の主要輸入商品は OSB である。切削板輸入額の内、OSB は 76%、普通切削板は 23%、ウエファーボードは 1%のシェアを占めている。

切削板の主要輸入相手国はカナダである。2019年の国別切削板輸入額において、カナダからの輸入額は13億1,993万9,000ドルと切削板輸入額の94%を占めている。カナダは普通切削板、OSB、ウエファーボードともに独占的な輸入額シェアを獲得している。カナダの輸入額切削板のシェアは普通切削板では77%、OSBでは99%、ウエファーボードでは83%である。カナダ以外の輸入相手国の輸入額シェアは小さく、少額で分散的な輸入が南米、欧州、オセアニアの国々を相手国として行われている。2019年の輸入相手国数は、切削板全体では43か国であるが、品目別には普通切削板が38か国であるのに対し、OSBは12か国、ウエファーボードは16か国と限られている（表5.30）。

表 5.30 相手国別切削板輸入額（2019年）

(1,000 USD)					
		合 計		普通切削板	
		計	1,409,028	計	329,497
1	カナダ	1,319,939	カナダ	253,686	
2	ブラジル	17,818	ブラジル	17,699	
3	イタリア	16,492	イタリア	16,413	
4	メキシコ	9,620	メキシコ	9,576	
5	スペイン	6,145	スペイン	6,110	
6	ラトビア	5,863	ベルギー	3,713	
7	中国	4,377	ドイツ	3,467	
8	ベルギー	3,731	アルジェリア	3,297	
9	ドイツ	3,621	オーストリア	3,040	
10	アルゼンチン	3,297	中国	3,030	
		その他	18,125	その他	9,468
		(輸入相手国：43か国)		(輸入相手国：38か国)	
		OSB		ウエファーボード	
		計	1,068,585	計	9,135
1	カナダ	1,058,570	カナダ	7,601	
2	ラトビア	5,082	中国	907	
3	アイルランド	2,992	エクアドル	275	
4	ルーマニア	806	ブラジル	71	
5	ベラルーシ	757	インド	69	
6	フィリピン	200	シンガポール	48	
7	ドイツ	129	メキシコ	44	
8	スペイン	35	ドイツ	25	
9	中国	6	ベネズエラ	23	
10	イタリア	3	イタリア	14	
		その他	5	その他	57
		(輸入相手国：12か国)		(輸入相手国：16か国)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

2019年の切削板の輸入は、50の州の他、米領のバージン諸島及びプエルトリコまでの広い範囲で行われている。切削板の中でも輸入額が大きく、カナダ産からの輸入がほとんどを占めているOSBについては、船舶輸送が容易な太平洋沿岸州である西部のカリフォルニア州（輸入額シェア13%）、ワシントン州（同10%）、オレゴン州（同8%）が輸入額の上位3州を占めている。普通切削板及びウエファーボードの州別輸入額は、これら3州を除くとカナダ国境に近い州で大きい（表5.31）。

表 5.31 州別切削板輸入額 (2019 年)

(1,000 USD)

合 計		普通切削板	
計	1,409,028	計	329,497
1 カリフォルニア	151,491	ミシガン	59,366
2 ワシントン	113,176	オハイオ	45,892
3 イリノイ	97,896	ペンシルバニア	31,220
4 ミシガン	94,099	フロリダ	23,801
5 オレゴン	90,659	イリノイ	23,502
6 ペンシルバニア	77,734	ニューヨーク	22,633
7 オハイオ	63,689	ニュージャージー	14,164
8 アイダホ	59,878	ロードアイランド	12,034
9 ミネソタ	52,250	ノースカロライナ	10,977
10 ユタ	51,777	ジョージア	10,495
その他	556,381	その他	75,412
(輸入実績：50州、2 テリトリー)		(輸入実績：48州、2 テリトリー)	
OSB		ウエファーボード	
計	1,068,585	計	9,135
1 カリフォルニア	141,928	ワシントン	1,990
2 ワシントン	108,702	マサチューセッツ	1,386
3 オレゴン	89,811	ミシガン	800
4 イリノイ	74,177	カリフォルニア	729
5 アイダホ	59,285	オハイオ	596
6 ユタ	51,588	ニュージャージー	565
7 ミネソタ	48,146	ミネソタ	520
8 ペンシルバニア	46,405	コネチカット	438
9 コロラド	45,832	フロリダ	433
10 テキサス	41,702	メリーランド	275
その他	361,011	その他	1,403
(輸入実績：49州、1 テリトリー)		(輸入実績：25州、1 テリトリー)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

(4) パルプ

①生産

米国の 2017 年のパルプ生産量は、5,270 万 1,000 t である。パルプ生産量は 2000 年以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、2017 年の生産量は 2000 年の生産量に対して 16%減少している。2000 年から 2017 年までの期間に、パルプの輸入量は 722 万 7,000 t から 602 万 6,000 t に 17%減、名目消費量は 6,357 万 6,000 t から 5,036 万 t に 21%減少した。

パルプの自給率は、2000 年は 99%であったが、2007 年に生産量 (5,563 万 6,000 t) が名目消費量 (5,559 万 8,000 t) を上回り、2017 年には 105%になっている。

パルプの輸出量は 2000 年の 640 万 9,000 m³から 2017 年には 836 万 7,000 m³に 30%増加している (表 5.32)。

②輸入

2017年のパルプ輸入量は、602万6,000tである。パルプ輸入量は、2009年に504万4,000tに落ち込むものの、翌年には回復して600万tを超え、その後は600万tの水準をはさんで増減しながら推移している。2017年の輸入量は、2000年の722万7,000tに対して17%少ない(表5.32)。

パルプの主要輸入相手国は、カナダとブラジルである。2019年のパルプ輸入額33億1,739万2,000ドルに占める輸入相手国別シェアは、カナダが54%、ブラジルは40%であった。2019年のパルプ輸入相手国数は、18か国である。

2019年の州別パルプ輸入額の上位の州は、南部及び北部の州で占められている。州別輸入額シェアは、第1位のフロリダ州が20%、ウィスコンシン州及びニューヨーク州が9%であった。同年のパルプ輸入は、39の州及び米領プエルトリコでなされている(表5.33)。

表5.32 パルプ需給量

	(1,000 t)			
	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量
2000	62,758	7,227	6,409	63,576
2001	58,198	7,348	6,167	59,379
2002	58,069	7,247	6,254	59,062
2003	57,659	6,691	5,847	58,503
2004	59,065	6,726	6,225	59,566
2005	60,267	6,762	6,413	60,616
2006	60,568	6,939	6,606	60,901
2007	55,636	6,793	6,831	55,598
2008	56,745	6,272	7,790	55,227
2009	52,122	5,044	7,519	49,647
2010	55,343	6,163	8,265	53,241
2011	55,125	6,117	9,068	52,174
2012	55,475	5,599	8,125	52,949
2013	54,466	6,112	8,147	52,431
2014	53,367	6,126	7,901	51,592
2015	52,646	5,872	8,096	50,422
2016	52,701	6,161	8,315	50,547
2017	52,701	6,026	8,367	50,360

資料： James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

表5.33 パルプ輸入実績

		(1,000 USD)	
輸入相手国別実績		州別実績	
	計	計	計
	3,317,392		3,317,392
1 カナダ	1,792,363	フロリダ	648,749
2 ブラジル	1,315,382	ウィスコンシン	299,414
3 スウェーデン	87,218	ニューヨーク	293,642
4 チリ	62,711	ペンシルバニア	218,985
5 南アフリカ	24,008	メイン	209,107
6 フランス	14,502	ジョージア	192,406
7 フィリピン	8,652	テキサス	191,082
8 フィンランド	3,770	サウスカロライナ	161,466
9 ノルウェー	3,233	コネチカット	153,602
10 ドイツ	2,074	アラバマ	130,316
	その他 3,480	その他	818,623
	(輸入相手国：18か国)		(輸入実績：39州、1テリトリー)

資料： U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

(5) 紙及び板紙

2017年の紙の出荷量は2,746万6,000tであった。紙の出荷量は減少傾向で推移し、2017年の出荷量は2000年の4,551万9,000tから40%減少している。紙については2000年から2017年の間に輸入量が49%減とほぼ半減した。2017年の紙の自給率は、パルプ及び板紙が名目消費量を上回る生産量を記録しているのに対して86%との水準にとどまっている。

2017年の板紙の生産量は7,844万5,000tで、2000年の9,449万1,000tから17%減少している。板紙の輸入量については、2000年から2017年の間に40%もの減少となっているが、輸出量は増加傾向で、同期間に41%増加している。このため板紙の自給率は、2000年の92%から2017年の102%に向上している(表5.34)。

2019年の紙及び板紙の輸入額は、55億1,299万6,000ドルであった。主要相手国は中

国(輸入額シェア38%)及びカナダ(同23%)であり、この2か国で輸入額シェアの61%を占めている。紙の輸入相手国は多様で、2019年の輸入相手国は129か国である。

表5.34 紙、板紙需給量

	紙				板紙			
	出荷量	輸入量	輸出量	名目消費量	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量
2000	45,519	15,373	3,767	57,125	94,491	17,356	8,701	103,146
2001	42,104	14,502	3,389	53,217	88,913	16,449	8,059	97,303
2002	41,510	14,502	3,111	52,901	89,636	16,567	8,976	97,227
2003	40,367	16,224	3,107	53,484	88,385	18,109	6,238	100,256
2004	41,814	16,938	3,464	55,288	91,899	19,036	6,742	104,193
2005	41,321	15,995	3,739	53,577	91,031	17,958	7,125	101,864
2006	41,380	15,648	3,690	53,338	91,800	17,724	7,085	102,439
2007	41,170	14,408	4,346	51,232	91,570	16,321	8,066	99,825
2008	39,028	12,892	4,716	47,204	87,619	14,675	8,654	93,640
2009	33,808	9,671	4,216	39,263	78,299	11,218	7,750	81,767
2010	35,508	9,284	4,700	40,092	82,968	11,144	8,781	85,331
2011	34,130	8,887	4,782	38,235	81,519	10,670	9,331	82,858
2012	33,157	8,738	4,638	37,257	80,916	10,441	9,036	82,321
2013	32,328	9,041	4,545	36,824	80,478	10,967	12,842	78,603
2014	30,606	9,206	4,101	35,711	79,488	11,301	12,743	78,046
2015	29,655	8,518	3,678	34,495	79,024	10,746	12,326	77,444
2016	28,611	8,182	3,256	33,537	78,342	10,512	11,679	77,175
2017	27,456	7,868	3,350	31,974	78,445	10,454	12,274	76,625

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA.

表5.35 紙、板紙輸入額(2019年)

	輸入相手国別実績		州別実績	
	計	5,512,996	計	1,248,925
1 中国	2,111,406	カリフォルニア	163,168	
2 カナダ	1,241,241	ニューヨーク	112,172	
3 メキシコ	727,723	イリノイ	101,085	
4 ベトナム	226,754	テキサス	84,300	
5 台湾	168,103	ニューヨーク	80,665	
6 ドイツ	161,839	ペンシルバニア	64,383	
7 英国	109,737	ジョージア	54,202	
8 インド	104,811	マサチューセッツ	45,888	
9 インドネシア	90,676	ウィスコンシン	41,286	
10 韓国	73,787	バージニア	37,596	
その他	496,920	その他	464,180	
	(輸入相手国：129か国)	(輸入実績：特別区、50州、2テリトリー)		

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

2019年の紙の輸入は特別区、全ての州並びに米領プエルトリコ及びバージン諸島でなされている。州別輸入量が多い州は、順にカリフォルニア州（13%）、ニューヨーク州（9%）、イリノイ州（8%）である（表5.35）。

5-2-2 木材加工

商務省センサス局の雇用賃金統計データベース²⁶によると、2020年第1四半期において、米国には林業・伐採に係る事業体が9,001件、木材製品製造に係る事業体が1万4,944件、紙製品製造に係る事業体は5,356件存在している。

表5.36 林産業事業体数

	2016	2017	2018	2019	2020
	(件)				
林業・伐採業	9,291	9,144	9,122	9,045	9,011
木材搬出	643	619	619	631	634
伐採	8,361	8,236	8,207	8,119	8,066
その他	287	289	296	295	311
木材製品製造業	14,602	14,632	14,736	14,812	14,944
製材工場	3,164	3,170	3,154	3,096	3,086
合単板工場及びエンジニアド ウッド製品工場	1,602	1,613	1,644	1,646	1,655
合単板工場	441	432	441	424	425
エンジニアドウッド工場	157	154	154	161	165
トラス製造工場	797	797	843	864	870
その他	207	230	206	197	195
その他	9,836	9,849	9,938	10,070	10,203
紙製品製造業	5,457	5,404	5,400	5,368	5,356
紙・パルプ・板紙工場	770	775	788	798	796
その他	4,687	4,629	4,612	4,570	4,560

注1：調査時点は各年とも第1四半期。

2：林業・伐採業のその他には、種苗生産業、造林請負業その他の林業関連事業所が含まれる。

3：エンジニアドウッド製品とは、切削板、繊維板及び集成材をいう。

4：紙製品製造業のその他には、紙器製造業及び紙と紙以外の原料で製造する複合製品製造業が含まれる。

資料：Quarterly Census of Employment and Wages Data Base, U.S. Census Bureau（2020年12月抽出）。

林業・伐採業の事業体件数については、伐採業が8,066件（林業・伐採業の90%）と多く、その他は木材搬出業及び種苗生産、造林請負業その他の伐採業及び木材搬出業以外の林業に関連する事業体である。伐採作業及び木材搬出作業は、林産企業の部署や子会社が担当している場合もあるが、私有林所有者の森林で素材を生産する独立した素材生産業者が担当している場合も多い。独立した素材生産業者は、林産企業と納入する丸太の量を年間または四半期単位で契約して私有林で素材を生産し、林産企業に納材する。素材生産業者は日常的

²⁶ Quarterly Census of Employment and Wages Data Base, U.S. Census Bureau. 2020年12月の時点の公表数値。

に私有林所有者とのつながりを保ち、小規模森林所有者に造林育林のコンサルタントサービスを提供しながら素材生産を行っているケースがみられる。

2020年第1四半期において、主要林産物製品の製造業の事業所は、製材工場が3,086件、合単板工場及びエンジニアドウッド工場が1,655件、その他木材加工事業所が1万203件存在している。

なお、合単板工場及びエンジニアドウッド工場の中で事業所数が多いトラス製造工場とは、木造住宅の小屋組やフレームをはじめとする構造部を組み立てて出荷する工場である。

さらに同じく、紙製品製造業の事業体数は5,356件で、これには796件の紙・パルプ・板紙工場が含まれている。

2016年第1四半期から2020年第1四半期までの事業体件数の推移に大きな変化はないが、林業・伐採業は3%減、木材製品製造業では4%増、紙製品製造業では2%減と若干の動きがある。主要林産業の内、同期間に増加した業態は、林産物の中でも加工の水準が高いエンジニアドウッド工場（5%増）、トラス製造工場（9%増）及び紙・パルプ・板紙工場（3%増）であった。一方で、同期間中に伝統的な業態である伐採業（4%減）、製材工場（3%減）及び合板工場（4%減）の事業体件数は、わずかに減少している（表5.36）。

5-2-3 木材需要

米国は木材消費大国である。FAO（国連食糧農業機関）が発表した2017年の統計数値²⁷によれば、産業用丸太の生産量及び名目消費量は世界第1位で、それぞれ17%と18%の世界シェアを占め、さらに製材品の生産量及び名目消費は中国に次ぐ世界第2位であり、それぞれ17%と21%の世界シェアを占めている。さらに、紙及び板紙の生産量と名目消費量も多く、生産量はドイツに次いで第2位、名目消費量は第1位（それぞれ世界シェアの17%）である。

（1）国内需要

米国の木材需要は、住宅建築に大きく支えられている。住宅着工戸数の約7割を占める一戸建て住宅の9割以上は木造住宅といわれており、木材需要は住宅着工の動向に大きく左右される。

2000年以降の新設住宅着工戸数の推移には、大きな増減がある。新設住宅着工戸数は、2000年には156万9,000戸であったが、2009年には55万4,000戸と63%も減少し、その後ゆるやかに回復し、2019年には129万戸の着工を記録している。

2006年まで米国の新設住宅着工戸数は、サブプライムローンを利用した低所得者の住宅購入により高水準を維持してきた。しかし、2006年頃からサブプライムローン契約が定める一定期間経過後のローン金利の上昇による済額の増加を負担しきれない消費者が続出し

²⁷ Food and Agriculture Organization of the United Nations, “Forest Products 2017”, 2019, pp77-79.

た。その結果、サブプライムローンを取扱っていた金融機関は債権の回収が困難になり、ローンの担保にしていた住宅の売却その他の債権回収措置をとったものの、同様の状態にある金融機関が多く、中古住宅が住宅市場にあふれかえる状況になった。この突発的な供給過剰は、売却にかけられた担保物件の価格を押し下げるだけでなく、売却そのものできない状態を生んだ。その結果、事業の継続ができずに、市場から姿を消す金融機関が相次いだ。

サブプライムローンの破綻による不況は2007年末から顕著となり、さらに翌2008年には、大手投資銀行グループのリーマンブラザーズ社が破綻したため、経済危機がより深刻さを増すとともに、米国の経済不況が世界各国に波及して大きな影響をもたらした。

住宅市場への中古住宅の突然の大量流入による住宅ストックの急増と経済危機の影響は

長きにわたり、住宅着工戸数が100万戸を超えるのは7年後の2014年、長期的な適正規模といわれている120万戸に達するまで回復するのは10年後の2017年である（表5.37）。

林産業も主要な需要分野である建築需要の低迷と世界規模に波及した不況により大きな打撃を受け、とりわけ2008年から2010年代初めまでは林産物需給が低迷した。

2009年に米国連邦準備委員会（FRB：Federal Reserve Board）は、経済危機に対応するために「ゼロ金利政策」を採用した。同委員会は新型コロナウイルスによる経済的な影響を緩和するためにも、この政策を当面継続する見込みである。2021年1月8日の同委員会副議長の発表では、ゼロ金利政策を転換する指標である4%を下回る失業率及び2%を超えるインフレ率が達成されるのは2023年末と見通している²⁸。

ゼロ金利政策による経済活性化は、都市部の住宅賃貸料の上昇を生み、これらは主に都市郊外の戸建住宅需要を高め、戸建住宅需要の増加は都市郊外の森林を宅地に用途転換する動きを促している。この需要増加は、林産業及び住宅産業にとって久しぶりの明るい材料となっている一方で、住宅資材の高騰とカナダ産林産物輸入量の増加をもたらしている。さらに、森林から宅地に用途転換する土地における伐採に関しては、州法が義務づけている伐採後の再造林義務の適用が除外されるため、森林所有者または立木所有者に再造林コストを考慮しなくても良い木材の取引を可能にしている。

表 5.37 新設住宅着工戸数

	(1,000戸)		
	計	一戸建て	その他
2000	1,569	1,231	338
2001	1,603	1,273	330
2002	1,705	1,359	347
2003	1,848	1,499	349
2004	1,956	1,611	345
2005	2,068	1,716	352
2006	1,801	1,465	336
2007	1,355	1,046	309
2008	906	622	284
2009	554	445	109
2010	587	471	116
2011	609	431	178
2012	781	535	245
2013	925	618	307
2014	1,003	648	356
2015	1,112	715	397
2016	1,174	782	392
2017	1,203	849	354
2018	1,250	876	374
2019	1,290	888	402

資料： U.S. Census of Bureau

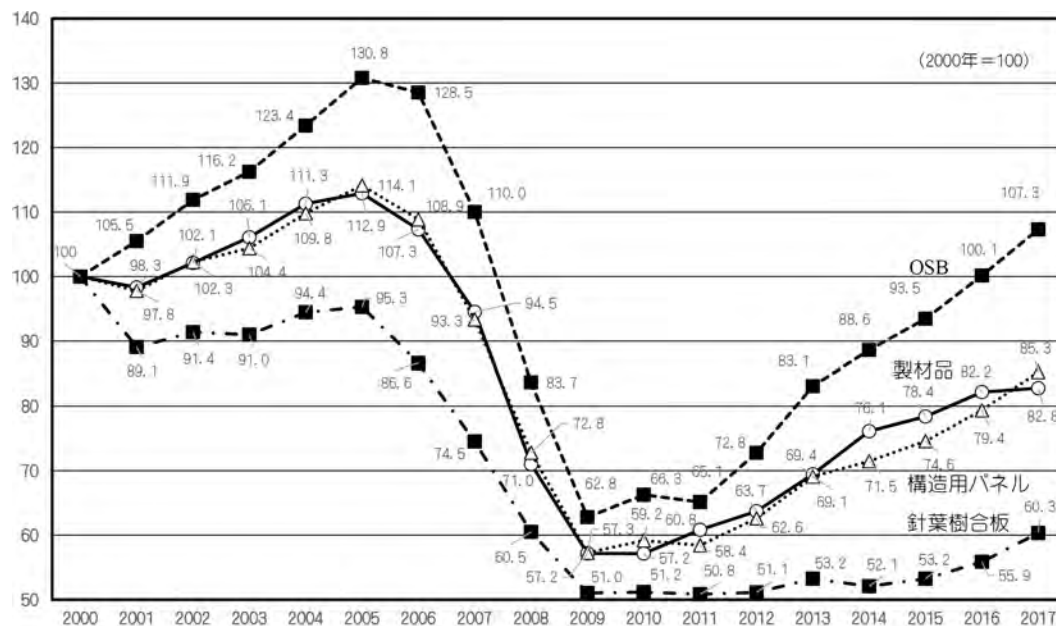
²⁸ Richard H. Clarida, Vice President, “U.S. Economic Outlook and Monetary Policy”, FRB, January 8, 2021.

さらに統計は、2007 年末から始まった経済危機を契機とした針葉樹合板から OSB への需要代替の本格化を示唆している。

2000 年を 100 とした製材品と構造用パネルの名目消費量の指数（図 5.2）は、針葉樹合板については 2009 年に 51.0 とほぼ半減する数値を示した。その後、針葉樹合板の回復は鈍く、2016 年まで若干上昇しつつもほぼ横ばいで推移し、2017 年の指数は 60.3 にとどまっている。一方で、OSB の指数は 2009 年に 62.8 に低下した。しかし 2012 年以降の回復は急速で、2017 年の指数は 107.3 と 2000 年の水準を超える数値を示している。さらに針葉樹合板と OSB の合計を構造用パネルと位置付けて、これと製材品の名目消費量の指数を比較すると、年によって両者の間に多少の差異がみられるものの近似し、指数の推移を示すグラフの線は両者が絡み合うように推移している。

米国の木質パネル産業においては、大径の原木資源が減少したこと及び保護林の拡大にともない天然林材の入手がいよいよ困難になったことから、合板製造業においては径が小さい原木に対応するための技術開発を行い、その一方で、合板に代わる構造用木質パネルとして主にポプラ、アスペンその他の天然更新が可能で成長が早い低質原木を砕いて生産したウエファーの繊維方向を揃えて接着して生産する OSB が商品化された。OSB は、安価で調達が容易な原料を利用できるというメリットを持っている。

図 5.2 製材品及び構造用パネルの名目消費量指数の推移



資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

OSB は、使用する接着剤の改良により製品の膨潤率が低下して耐水性能が向上したため、施行現場からは針葉樹合板と比較して膨潤の程度が均一であること、雨水などで濡れても表面に波立ちが生じないことから、「合板よりも扱いやすい」との評価を得ながら需要を伸

ばし続けている。

(2) 輸出

米国の2019年の林産物輸出額は、木材・木材製品が82億8,026万9,000ドル、パルプは85億1,812万ドル、紙製品は150億6,661万9,000ドルであった。米国の林産物輸出の特徴は、特定の輸出相手国への集中度が高いこと及び輸出相手国が多いことである。

2019年の品目別主要輸出相手国及びその輸出額シェアは、次のとおりである。

2019年の木材・木材製品の主要輸出相手国は、カナダ（輸出額シェア25%）及び中国（同19%）であり、日本は第5位の輸出相手国で8%のシェアを占めている。2019年の木材・木材製品の輸出は、179か国を相手に行われた。

2019年のパルプの主要輸出相手国は、中国（輸出額シェア27%）であり、日本は第5位の輸出相手国で輸出額シェアの6%を占めている。2019年のパルプ輸出は、123か国を相手に行われた。

2019年の紙製品の主要相手国は、カナダ（輸出額シェア33%）及びメキシコ（同27%）である。日本は第4位の輸出相手国であり、輸出額シェアは3%であった。2019年の紙製品の輸出は、199か国を相手に行われた（表5.38）。

表5.38 品目別相手国別林産物輸出額（2019年）

(1,000USD)						
	木材・木材製品 (HS 44類)		パルプ (HS47類)		紙製品 (HS48類)	
	計	8,280,269	計	8,518,120	計	15,066,619
1	カナダ	2,081,538	中国	2,312,853	カナダ	4,932,858
2	中国	1,572,013	メキシコ	723,962	メキシコ	4,010,635
3	英国	935,073	インド	685,344	中国	684,686
4	メキシコ	803,094	インドネシア	508,153	日本	485,827
5	日本	661,465	日本	493,008	英国	319,097
6	ベトナム	352,479	カナダ	406,618	韓国	276,785
7	韓国	108,397	イタリア	321,637	イタリア	254,416
8	オーストラリア	101,976	韓国	291,099	ガテマラ	252,865
9	ドイツ	95,609	ドイツ	254,079	コスタリカ	248,008
10	ドミニカ	93,376	台湾	191,730	オランダ	221,024
	その他	1,475,250	その他	2,329,637	その他	3,380,416
	(相手国：179か国)		(相手国：123か国)		(相手国：199か国)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census (2020年6月データ抽出)

2019年の木材・木材製品の対日輸出額は6億6,146万5,000ドルで、ワシントン州（輸出額シェア51%）及びオレゴン州（同26%）からの輸出額が大きい。

2019年のパルプの対日輸出額は4億9,300万8,000ドルで、ジョージア州（輸出額シェア24%）、ノースカロライナ州（同19%）及びフロリダ州（同14%）の輸出額が大きい。さらに紙の対日輸出額は4億8,582万7,000ドルで、ワシントン州（同25%）、ジョージア州（同10%）及びアイダホ州（同8%）の輸出額が大きい（表5.39）。

表 5.39 州別対日輸出額 (2019 年)

(1,000USD)						
	木材・木材製品 (HS44類)		パルプ (HS47類)		紙 (HS48類)	
	計	661,465	計	493,008	計	485,827
1	ワシントン	338,762	ジョージア	120,641	ワシントン	120,316
2	オレゴン	173,740	ノースカロライナ	93,445	ジョージア	46,322
3	アラスカ	16,009	フロリダ	71,051	アイダホ	40,083
4	ケンタッキー	15,661	ミシシッピ	47,384	テキサス	34,392
5	イリノイ	13,482	サウスカロライナ	46,129	アーカンサス	33,326
6	ウィスコンシン	11,770	アラバマ	43,173	バージニア	32,939
7	カリフォルニア	11,473	バージニア	23,849	アラバマ	30,219
8	ミズーリ	9,424	テネシー	22,458	カリフォルニア	29,770
9	ミシガン	9,339	カリフォルニア	7,180	ミネソタ	29,040
10	インディアナ	9,319	ワシントン	7,153	オレゴン	28,540
	その他	52,486	その他	10,545	その他	60,880
	(輸出実績：46州)		(輸出実績：27州)		(輸出実績：42州)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Breaу of Census (2020年6月データ抽出)

①丸太

2017年の米国の丸太輸出量は、1,113万7,000m³である。丸太の輸出量は、2000年の1,195万m³から2008年には887万3,000m³に27%減少するが、2017年の輸出量は2000年に対し7%低い水準にまで回復している。輸出用丸太の針葉樹の割合は、2000年は78%であったが、2017年には81%とわずかに拡大している(表5.8)。

2019年の丸太の輸出額は、16億7,469万8,000ドルである。丸太の主要輸出相手国は、中国(輸入額シェア43%)、日本(同20%)及びカナダ(同17%)である。2019年の丸太輸出は、102か国を相手に行われた(表5.40)。

2019年の丸太輸出額は、同年の木材・木材製品輸出額の20%を占めている。2019年の丸太の州別対日輸出額については、ワシントン州が主要輸出州で輸出額の76%と大きなシェアを占めている。丸太の対日輸出額の上位第3位までは太平洋沿岸州であり、第4位以下の州は

輸出額が小さくなるものの、イリノイ州、オハイオ州、ペンシルバニア州その他の遠隔地からの輸出が記録されている。2019年には24の州が丸太の対日輸出を行っている(表5.40)。

表 5.40 丸太製材品別相手国別輸出額 (2019 年)

(1,000USD)				
	丸太		製材品	
	計	1,674,698	計	2,967,166
1	中国	715,640	中国	835,777
2	日本	331,556	カナダ	587,163
3	カナダ	292,027	メキシコ	316,326
4	ベトナム	92,598	ベトナム	229,975
5	韓国	62,687	日本	158,512
6	インド	16,103	英国	89,819
7	イタリア	14,518	ドミニカ	57,023
8	ドイツ	13,154	パキスタン	44,510
9	メキシコ	10,068	イタリア	37,897
10	バハマ	9,901	ドイツ	37,725
	その他	116,446	その他	572,440
	(輸出相手国：102か国)		(輸出相手国：130か国)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Breaу of Census (2020年6月データ抽出)

②製材品

2017年の米国の製材品輸出量は、845万9,000 m³である。製材品の輸出量も2009年には421万m³まで減少するが、その後増加を続けた。2017年の輸出量は、2000年の637万2,000 m³に対して33%増加している（表5.19）。

2019年の製材品輸出額は、29億6,716万6,000ドルである。2019年の製材品輸出額は、同年の木材・木材製品輸出額の36%を占めている。製材品の主要相手国は、中国（輸出額シェア28%）、カナダ（同20%）及びメキシコ（同11%）で、日本はベトナム（同8%）に次ぐ上位第5位（同5%）である。2019年の製材品輸出は、130か国を相手に行われた（表5.40）。

製材品の州別対日輸出額については、丸太同様、主要輸出州はワシントン州で輸出額の50%を占め、第2位のオレゴン州（輸出額シェア12%）と合わせると両州で62%のシェアを占めている。これら以外の州の輸出額は小さいが、2019年に製材品の対日輸出実績がある州は39州に及んでいる（表5.41）。

表5.41 州別丸太製材品対日出荷額（2019年）

(1,000USD)				
	丸 太		製材品	
	計	331,556	計	158,512
1	ワシントン	255,218	ワシントン	79,675
2	オレゴン	38,137	オレゴン	16,176
3	アラスカ	16,009	ウィスコンシン	9,040
4	イリノイ	9,296	インディアナ	7,612
5	オハイオ	3,595	ニューヨーク	7,102
6	ペンシルバニア	1,841	ミシガン	6,920
7	ミズーリ	1,554	アイオワ	6,237
8	バージニア	1,355	ペンシルバニア	4,352
9	インディアナ	915	ミズーリ	3,884
10	ミシガン	717	イリノイ	3,716
	その他	2,920	その他	13,798
	(輸出実績：24州)		(輸出実績：39州)	

資料：U. S. Trade Online, USDC Bureau of Census（2020年6月データ抽出）

③パルプ

2017年のパルプの輸出量は、836万7,000 tである。パルプ輸出量は、多少の増減をとめないながら2000年以降増加して推移し、2017年の輸出量は2000年の640万9,000 m³と比較して31%増加している。パルプの名目消費量は2000年から2017年の間に21%減少したが、同期間に生産量16%の減少、輸入量は17%の減少にとどまった。2007年からはパルプの生産量が名目消費量を上回る状態が続いている（表5.32）。

④紙

2017年の紙の輸出量は335万tで、この量は2000年の376万7,000tから11%減少した数値である。不況期に入った2008年からは紙の出荷量が400万tを割り込む水準となった一方で、輸出量は2010年から2014年までの間は400万t台後半を記録し、2015年から再び400万tを下回る水準で推移している（表5.34）。

紙の名目消費量は大きく減少しており、2000年の5,712万5,000tから2017年の3,197万4,000tに44%減少している。

⑤板紙

2017年の板紙の輸出量は1,227万4,000tで、2000年の870万1,000tから41%もの増加をみせている。板紙の名目消費量は、2000年から2007年までの期間は1,000万t前後で推移していたが、2008年からの不況期以降はなだらかな減少傾向で推移している。2000年から2017年までの期間に、生産量が17%、輸入量が40%それぞれ減少しているため、不況期以降は輸出依存度が高まっているといえる。なお2014年からは、板紙の生産量が名目消費量を上回るようになっている（表5.34）。

5-3 森林認証の普及状況

米国では、FSC (Forest Stewardship Council) 並びに SFI (Sustainable Forestry Initiative) 及び ATFS (American Tree Farm System) による森林認証が行われている。SFI 及び ATFS は米国発祥の認証システムである。

ATFS と SFI はともに 2001 年 6 月に PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) に参加した。その後、SFI は 2005 年 12 月に、ATFS は 2008 年 8 月に PEFC の承認を受けて現在に至っている。

認証団体が発表している直近の数値によると、FSC は 1,419 万 5,000ha (認証件数 92 件)²⁹、PEFC は 3,351 万 1,000ha (同 90 件)³⁰の米国の森林を認証している。PEFC の認証林の内訳は、ATFS による認証が 690 万 4,000ha、SFI による認証は 2,660 万 7,000ha である。FSC と PEFC が共同発表している FSC と PEFC の両方の認証を取得している米国の認証面積(重複認証面積)は、2019 年中頃の数値で 907 万 1,000ha である。各数値とも集計時点が異なるが、FSC と

表 5.42 森林経営管理認証面積、CoC 認証面積

	森林経営管理認証		CoC認証
	面積	件数	件数
FSC	14,195 (A)	92	2,310
PEFC	33,511 (B)	90	228
ATFS	6,904	—	—
SFI	26,607	—	—
重複認証面積	9,071 (C)		
実質面積	38,635 (A+B)-C		

注 1 : FSCの数値は、2021年1月にFSCがウェブサイト (<https://fsc.org/>) で公表した数値。

2 : PEFCの数値は、2020年9月現在の数値。

3 : 重複面積とはFSCとPEFCの両スキームの認証を取得している森林面積をいい、数値はFSC及びPEFCが共同発表した2019年中頃現在のもの。

資料 1 : FSCウェブサイト (<https://fsc.org/>)。

2 : PEFC, "Global Statistics", Data: September 2020

3 : FSC & PEFC, "Double Certification FSC and PEFC - 2019 Estimation", January, 2020

PEFC の認証面積の合計から、この重複面積を差し引くと、米国の実質的な認証林面積は 3,863 万 5,000ha となり、この面積は米国の森林面積 3 億 3,341 万 8,000ha の 12% に該当する (表 5.42)。

米国の森林管理認証面積は、FSC では世界の FSC 認証面積の 6% にあたり、ロシア、カナダ、スウェーデンに次いで第 4 位、PEFC では世界の PEFC 認証面積の 10% にあたりカナダに次いで第 2 位である。

米国では、13 の州といくつかの地方自治体が森林管理認証を取得している。州有林で FSC と PEFC 両方の認証を取得しているのは、ペンシルバニア州とワシントン州である。これら二つの州以外では、FSC の認証をインディアナ州、メリーランド州、ミネソタ州、ミシガン州、ニューヨーク州、オハイオ州及びウィスコンシン州が取得し、PEFC の認証はレイジ

²⁹ 2021 年 1 月の時点で FSC がウェブサイト (<https://fsc.org/>) で公表している数値。

³⁰ 本項の PEFC 認証に係る数値は、PEFC, "Global Statistics", Data: September 2020。

アナ州、ミズーリ州、テネシー州及びバージニア州が取得している。さらに地方自治体については、郡や市による森林認証取得の事例が数件ある。

米国において CoC 認証を取得した事業所数は、FSC が 2,310 件、PEFC は 228 件、合計 2,538 件である。

輸出市場を重視している林産物企業は、特に森林認証の取得に積極的で、FSC の認証または SFI の森林管理認証を取得し、自社山林から生産した木材及び木材製品を認証製品として輸出している。これらの企業を含めて、林産物取扱企業は、CoC 認証を顧客の信頼を得るための重要なツールとして位置付けているだけでなく、サプライチェーン管理のツールの一つとして活用している。2008 年のレイシー法改正以降は、サプライチェーンの管理がより一層重要視されている。

(1) ATFS (American Tree Farm System)

ATFS は、家族経営の森林への適正な管理の導入を目的として 1941 年 6 月に設立された。ATFS は 1943 年 4 月にアラバマ州の非商業用林に最初の森林認証を発行した最も古い認証組織であり、1955 年の時点で、41 州の約 3,800 万エーカー (1,655 万 3,000ha) の森林を経営する 7,500 件を超える林家が ATFS のツリーファームプログラムに参加している³¹。

ATFS は、1970 年から米国の家族経営林、とりわけ小規模な個人所有の非産業林における水質保全、生物多様性保護、持続可能な木材供給その他の責任ある森林管理を促進するための組織である AFF (American Forest Foundation: 米国森林基金) に参加している。AFF は米国の中小規模森林所有者の多くが加入している協会である。

AFF は、ATFS 認証制度のスタンダードの基準と指標が曖昧であるとの批判が社会的に高まってきたため、ATFS が 2000 年から開始した商業用林を含む生産林所有者の施業を認証するための第三者認証システムの導入、2001 年から開始した PEFC との活動、2002 年から始めた ATFS のスタンダードの内容を FSC や SFI と同等に引き上げるスタンダード改正への取組みを直接的間接的に支援してきた。その結果、ATFS は 2008 年 8 月に PEFC の承認を得ている。

なお、ATFS のスタンダードは、家族経営の私有林の認証を目的に策定されたものなので、連邦有林、州有林その他の公有林には適用できない³²。

(2) SFI (Sustainable Forestry Initiative)

SFI は、1994 年に米国の林業及び林産業の全国組織である AF&PA (American Forest & Paper Association: 全米森林製紙協会) が野生生物、植物、土壌及び水質の保全を確保しながら木材の継続的な成長と収穫を図るための総合的な森林経営プログラムとして採択した。

³¹ American Tree Farm System, "History of ATFS" (<https://www.treefarmssystem.org/>)

³² Congressional Research Service, "Forest Certification Programs", September 8, 2011, p4

SFI は、AF&PA が米国産林産物の市場優位性を保つために、「FSC のプログラムに対抗する」³³目的で開発してきたツールである。AF&PA は 1993 年に FSC が森林認証を開始したため、SFI を遅滞なく実行に移す必要があった。

ただし、発足当時の SFI には信頼性を担保する第三者機関による審査機能が備えられていなかった。このため AF&PA は、これらを大きな課題と位置付けて取組み、2000 年 9 月に SFB (Sustainable Forestry Board: 持続可能な森林理事会) を発足し、SFI スタンドの設定、確認手続及び SFI スタンドの遵守に係る業務を SFB に移管した³⁴。この数年後、SFB は AF&PA から完全に独立し、SFI の全ての運営は SFB が担っている。

AF&PA は、SFI が 2005 年 12 月に PEFC からの承認を受ける以前に、FSC、PEFC、ATFS、CSA (Canadian Standard Association)、フィンランド認証システム (Finland System)、スウェーデン認証規格 (Swedish Standard)、UKWAS (The UK Woodland Assurance Standard) その他の世界各国で実施されている森林認証スタンダードと SFI との両立を重要視し、これらの認証管理団体と協力して相互認証の枠組策定作業を行っていた。北米においては、北米の森林及び林産物市場を SFI のシステムで包含する目的で CSA 及び ATFS と相互承認を締結していた。

現在では FSC を除くこれらの認証システムが PEFC の承認を得ているので、認証製品の取引は PEFC の CoC が利用されている。

³³ Congressional Research Service, “Forest Certification Programs”, September 8, 2011, p3.

³⁴ 発足当時の SFB は 15 人の理事で構成し、理事構成は 9 人が環境保護団体、学術研究団体、財団、素材生産業界、私有林所有者団体その他の AF&PA 以外の外部関係者、6 人は AF&PA の理事会で任命を受けた AF&PA 会員企業の代表であった。現在の理事会は 17 人の理事で構成され、その内訳は分野別理事数は経済部門 (林産業界) が 6 人、社会部門 (行政、大学、私有林団体、先住民コミュニティー) が 6 人、環境部門 (環境保護団体) は 5 人である。

5-4 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況

5-4-1 森林資源管理及び原木生産に係る法令等

(1) 連邦有林

1億361万2,000haの連邦有林を管理している主な連邦機関は、農務省山林局及び内務省土地管理局である。連邦有林の61%は山林局、16%が土地管理局により管理されている。これら以外の連邦有林は、内務省国立公園局(National Park Service)、内務省野生生物局(Fish and Wildlife Service)、防衛省(Department of Defence)などの連邦機関が管理している。

この内、丸太の生産を通常の業務として継続的に行っている連邦機関は、山林局と土地管理局である。連邦議会は、山林局及び土地管理局に連邦有地から木材を生産する権限を与え、これらの機関は連邦議会で許可された数量の木材を販売している。山林局及び土地管理局以外の連邦機関が管理している連邦有林では、風害、火災、病害虫その他の被害木の整理、施設整備その他の産業用木材生産目的以外の伐採により生じた限られた量の木材生産がある。

連邦有林における森林管理及び木材生産の法的根拠は、山林局にあっては1976年国有林管理法(the National Forest Management Act of 1976)、土地管理局にあっては1976年連邦有地政策管理法(the Federal Land Policy and Management Act of 1976)にある。これらの法律の規定により山林局及び土地管理局には、複合的な森林利用のバランスを考慮した長期的な木材生産を確保しながら連邦有林を管理する義務が課せられている³⁵。

山林局及び土地管理局の伐採量の統計数値は、一般的に公表されている農務省の統計からは見いだせない。しかし、合衆国政府会計検査局の報告書によれば、山林局の2017年の伐採量は1,175万2,000 m³、土地管理局の2016年の伐採量は82万3,000 m³であった。連邦有林の伐採量が多かった1973年には山林局が5,604万8,000 m³、土地管理局は678万m³の伐採を行っていたので³⁶、1973年の伐採量に対して、2017年の山林局の伐採量は79%、2016年の土地管理局の伐採量は88%減少している。

連邦有林の伐採量減少には、連邦有林の木材生産の中心地である西部での野生生物保護が大きく影響している。1990年6月に1973年絶滅危惧種法(the Endangered Species Act of 1973)の絶滅の危機に瀕している種のリストにノーザンマダラフクロウ³⁷が加えられたのを皮切りに、ウミスズメ科のマーブルマレット³⁸やサケ類の保護がそれに続けて強化されたため、連邦有林の許容伐採量が大幅に引き下げられ、連邦有林の伐採量は1988年から1996

³⁵ “Federal Timber Sale, Forest Service and BLM Should Review Their Regulation and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accountability Office, August, 2018. p 1.

³⁶ “Federal Timber Sale, Forest Service and BLM Should Review Their Regulation and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accountability Office, August, 2018, p 11.

³⁷ Northern Spotted Owl: *Strix occidentalis caurina*.

³⁸ Marbled Murrelet: *Brachyramphus marmoratus*.

年までの期間に 87%減少している³⁹。

①農務省山林局の土地利用資源管理計画と木材販売

A. 土地利用資源管理計画

森林管理と木材生産のために、山林局と土地管理局は、それぞれが森林管理及び木材生産を執行するための根拠法に基づいて多目的利用持続伐採モデルを作成し、このモデルを基礎データとして土地利用資源管理計画を策定する。

山林局が作成する土地利用資源管理計画の根拠となる「多目的利用・持続伐採モデル」は、1960年複合利用持続伐採法（the Multiple Use-Sustained Yield Act of 1960）により開発されたモデルが原型である。同法の目的には、それまで連邦有林管理を規定してきた有機管理法（the Organic Administration Act）が定めていた資源としての森林の改善及び保護並びに合衆国市民の利用と必要性のための木材の継続的供給に、魚類及び野生生物生息地、リクリエーション、エネルギー及び鉱物開発並びに放牧に係る事項が加えられている。

連邦議会は、山林局に15年を一期とする土地利用資源管理計画の作成を命じている。山林局は土地利用資源管理計画の策定をするときに、土地利用資源管理計画を開発、修正または改正するための手順を確立する計画規則（Planning Rule）を施行する。最初の計画規則は1979年に施行され、現行の土地利用資源管理計画には2012年に施行したものが用いられている。

1960年複合利用持続伐採法に基づく土地利用資源管理計画に必要な構成要素は、計画範囲、野外リクリエーション、野生生物、魚類及び木材であり、計画で区分した地域別に資源管理と活動のための目標、基準及びガイドラインを作成する。

土地利用資源管理計画の構成要素の内、木材について法令が要求している一般的な事項は、木材生産地の特定及び販売許容量の設定である。山林局は、この特定を行うために木材生産に適していない土地を特定し、その他の地域を木材生産適地として定めて土地利用資源管理計画に用いている。ただし、資源状態または野生生物生息地の維持または改善、火災リスクの低減その他の木材生産以外の目的で木材生産を考慮しなければならない地域については、場所を特定して土地利用資源管理計画に記載している。

木材生産適地として特定された森林のデータは、山林局が管理する国有林システム（the National Forest System：NFS）のデータベースで管理し、山林局の業務用基礎データや一般に公開されている国有林の状況を示す統計や文書に活用されている。

木材販売には、土地利用資源管理計画の中で10年を一期として設定した販売許容量を用いる。販売許容量は、将来の伐採量を減少させないように設定する。

なお、連邦議会の使命に「公共の福祉を維持するために重要と考えられている健全に機能する森林生態系の維持」が加えられたため、2012年計画規則の策定プロセスには、新たに

³⁹ Jean M. Daniels, “The Rise and Fall of the Pacific Northwest Log Export Market”, USDA, February, 2005, pp 39-40.

市民による政府機関のパフォーマンス測定及び計画への関与が追加されている。このため、土地利用資源管理計画を策定するときは、これまでの国家環境政策法（the National Environmental Policy Act）その他の環境法及び行政法の遵守に加え、パブリックコメントの募集、公聴会その他の市民の参加機会の設定が必要になっている⁴⁰。

B. 商業用木材販売

山林局の『木材管理マニュアル』の商業用木材販売の章⁴¹では、商業用木材販売の全般的な目的を「政府及び国民双方の利益を守る方法で、政府が責任ある者との取引に限定して行う」と規定するとともに、次の目的を掲げている⁴²。

- i. コスト効率が良い方法により森林計画に基づき管理される木材販売のための整然としたプログラムの提供。
- ii. 土地利用資源管理計画で指定する販売の種類による販売許容数量を販売。
- iii. 木材販売プログラムの計画作成及び管理並びに他の国有林資源の利用との調整。
- iv. 地域の林産業への継続的な木材供給サービスの提供。

山林局は商業用木材を販売するために、木材販売スケジュール及び木材販売事業計画を確定する。

山林局の通常の商業用木材の販売は、主に立木競争入札により行われているが、南部及び北部を除く地域ではセリによる販売もできる⁴³。

商業用木材販売の種類には「伐区販売」及び「金額販売」があり、土地利用資源管理計画では伐区別に販売方法を指定する。

「伐区販売」とは、伐採可能見積量を示した特定の伐区の販売である。伐区販売の契約では、販売時に提示される山林局の伐採可能量はあくまでも見積であり、購入者は購入した伐区の全ての立木を伐採できるが、山林局は立木の実測結果が山林局の伐採可能見積量を下回ったとしても伐採可能見積材積と実測材積との差を補償する義務を持たないと定めている。

「金額販売」は、伐区で伐採する木材の量を明確に指定する販売方法である⁴⁴。

実施する個別の販売については、土地利用資源管理計画を逸脱しない限り木材の量または販売額の規模による規制はないが、山林局のマニュアルはコスト効率が高い施業を提供

⁴⁰ “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, pp 4-6.

⁴¹ “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁴² 2402. “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, USFS.

⁴³ 2431.4. “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, USFS.

⁴⁴ “11- Types of Commercial Sales, Chapter 10 –Sale Program Development – Gate System, FSH 2409.18 Timber sale Preparation Handbook”, Amendment 2409.18-2002-1, USFS

しながら入札者のニーズに販売規模を一致させるよう規定している⁴⁵。

木材販売スケジュールは、提案する全ての木材販売、販売材積、伐採方法及び5会計年度先までの期間における関連道路⁴⁶整備事業の一覧を内容としている⁴⁷。木材販売スケジュールの策定と維持には、承認された森林計画、許可された森林計画を伴わない木材販売行動計画、事業決定記録、木材情報管理データベース及び道路管理目標を使用して作成する⁴⁸。山林局は、各年の販売予定を一覧表により公表している。

入札の予定価格は、山林局が設定する地域別地区別評定ゾーン別の標準価格を適用する。標準価格は、伐区と隣接する市場圏または評価ゾーンでの価格と調整した額とし、標準価格の最低額を最低価格とする⁴⁹。この最低価格は、国家森林基金⁵⁰のための伐採料及び森林再生にその資金を利用できるクヌートンバンデンバーグ基金⁵¹への資金を含めた額とし、山林局が決定する⁵²。クヌートンバンデンバーグ基金への最低額は、販売対象立木を高位、中位及び低位の三つの等級に分類し、このクラス別に全米一律で100ft³あたりそれぞれ1ドル、3ドルまたは5ドルを課している。ただし、商業用木材用立木以外の木材の小規模販売価格に含めるこの基金への取引一件あたりの最低預託金は、個人使用目的のクリスマスツリー及び薪については5ドル、これら以外は20ドルである⁵³。

山林局の販売事業には、6段階を経て実施する「ゲートシステム」と称する手順があり、6段階目で落札者と山林局が木材販売契約を締結する。第1段階から第5段階までの各段階の要件が土地利用資源利用計画の要件に適合しない販売事業計画は、実施に至らない。木材販売事業実施手順の各段階の概要は、次のとおりである。

⁴⁵ 2431.13, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁴⁶ ここでいう「道路」とは、林道または作業道をいう。

⁴⁷ 2431.21, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁴⁸ 2431.21a, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁴⁹ 2431.31a, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵⁰ National Forest Fund。この基金は、連邦議会が主導し、国有林システム（National Forest System）の健全性と森林利用の市民への活用促進をコミュニティーを基盤として全国的に行う国有林財団（National Forest Foundation）によって運用されている。

⁵¹ The Knutson-Vandenberg Deposit。米国では国や公共機関の収益事業に係る独立採算制会計の確保及び特定の用途のために徴収した資金を管理するために、多くの基金が設定され運用されている。山林局の木材販売の歳入基金はクヌートンバンデンバーグ基金の外に林地残材を処分する施業に利用できる林地残材処理基金（Brush Disposal）、立木購入者が建設した林道の恒久的維持に利用できる購入者設置林道基金（Credits for Purchaser-Built Road）及びサルベージ販売経費に利用できるサルベージ販売基金（Salvage Sale Fund）がある（“Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, p 17）。

⁵² 2431.31, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵³ 2431.31b, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

a. 第1段階 木材販売事業の初期計画⁵⁴

第1段階では、木材販売事業計画の開発が行われる。市況その他の売却可能性の分析及び土地利用資源管理計画の目的達成のための最も高い費用対効果の見通しを考慮して、木材販売の実現可能性を検討する。具体的な検討事項は、造林分野の試験、伐採及び輸送の分析、財務的経済的分析、予算編成、タイムスケジュール並びに担当職員の配置が主なものである。

b. 第2段階 事業分析、設計及び決定通知⁵⁵

第2段階では、木材販売事業のデザイン設計が行われる。販売事業予定区域内及び周辺地の現地調査とともに、学際的手順を用いた国家環境政策法の規定に基づく環境に優れ、コスト効率が高い事業の開発、現場レイアウトの設計並びに伐採及び輸送のシステムを検討する。さらに、資源分析及び財務的経済的効果の見通しを統合して、販売事業実施の決定権者に提案する。この段階では必要に応じて、環境分析、財務的経済的分析、資源状況の確認、輸送または伐採の分析及び事業活動計画の準備が行われる。

c. 第3段階 木材販売の準備⁵⁶

第3段階では、木材の評価に必要な全てのデータの確認、現地調査、データの収集を完了し、木材販売のための計画を実施するための準備作業として、個別の販売林区の識別作業、現場レイアウト作業の完了及び契約準備が行われる。販売林区の識別作業は、販売対象立木に蛍光塗料でマーキングを施し立木評価を行った後に、物理的マーキング、伐採対象を特定した説明書または伐採契約満了後の伐区の望ましい林分の特徴を説明した文書のいずれかにより行う。

d. 第4段階 木材販売の宣伝⁵⁷

第4段階では、木材販売を行うための文書パッケージの整備作業及び広告が行われる。文書パッケージに含まれる鑑定書、契約書のサンプル、入札様式、目論見書、評価報告書、入札様式、入札候補者への通知文、クヌートンバンデンバーグ計画、サルベージ販売資金計画及び林地残材処分計画の各文書を整える。木材販売広告をするときは文書パッケージも公開され、同パッケージ内の文書には入札のスタートプライスが提示されている。

⁵⁴ 2432.1, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵⁵ 2432.2, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵⁶ 2431.3, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵⁷ 2431.4, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

e. 第5段階 入札実施⁵⁸

第5段階では、入札を実施する。入札を実施した後は、全ての応札額を確認し、応札の中から通常とはかけ離れた高値の札があればそれを特定し、合理的、かつ、最高値で応札をした者を落札者とする。

f. 第6段階 木材販売契約の締結⁵⁹

第6段階では、落札者と山林局が木材販売契約を締結する。落札者は、タイムライン、伐採方法、道路建設その他の契約書に記載されている条件に基づき伐採を行う。一般的な伐採有効期限は、契約締結後3年である。

②内務省土地管理局の土地利用資源管理計画と木材販売

内務省土地管理局は、1946年に公有地を管理するために設立された比較的新しい連邦機関である。設立当初、同局は木材を処分する権限を持っていなかったが、連邦議会は同局に1947年資材法（the Material Act of 1947）に基づく「森林資材」の処分を許可した。

1976年以降、土地管理局は、同局の土地管理責任を明示した1976年連邦土地政策管理法に基づく公有地管理と木材販売を実施している。1976年連邦土地政策管理法は、同局に米国市民のニーズを満たす利用の組合せを考慮した調和がとれ協調した複数の利用のための土地管理を要求している⁶⁰。

ただし、土地管理局の木材販売量の93%は、オレゴン州西部のオレゴン州とカリフォルニア州を結ぶ鉄道を再建するために確保されたオレゴン・カリフォルニア鉄道（O&C）用地で行われている⁶¹。この土地における木材生産については、1976年連邦土地政策管理法ではなく、この土地のために独自に制定された1937年オレゴン・カリフォルニア土地法（the Oregon and California Land Act of 1937）を根拠に行われている。同法は、オレゴン・カリフォルニア鉄道用地は持続的な伐採、リクレーション並びに地域のコミュニティー及び産業の経済的安定への貢献のために管理されなくてはならないと規定している⁶²。

A. 資源管理計画

連邦議会は、土地管理局に1976年連邦土地政策管理法に基づく公有地管理計画の策定、維持及び改正作業を指示している。同計画は、土地の管理、利用及び保全の枠組を設定する。土地管理局の公有地計画に含まれる資源管理計画には、計画の期限が設定されていない。こ

⁵⁸ 2431.5, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁵⁹ 2431.6, “FS Manual 2431.04, Management of Timber Sale Program”, Effective June 2, 2014, USFS.

⁶⁰ 1976年連邦土地政策管理法第1702e条h項。

⁶¹ “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, p 14.

⁶² “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, p 11.

のため、土地管理局が法令に基づく監視並びに森林の状態を示す指標の設定及び評価を行い、天然更新の不調、病虫害または自然災害の発生その他の予測できなかった要因により計画に想定していた状況に変化があったときは計画を改正して対応している。

土地管理局の資源管理計画の策定においては、連邦議会が学際的プロセスを経た土地の管理、利用及び保全の枠組を提供する。資源管理計画には伐採が発生する可能性がある場所の特定及び持続可能な伐採のためのスケールを含む記述が盛り込まれる⁶³。

B. 商業用木材販売

土地管理局では、資源管理計画の成果を得るために、長期的伐採を担保できる持続的伐採地域の特定その他の管理措置を設定し、永続的な障害を発生させずに維持できる地域を対象とした10年間で一期とする許容木材販売量を決定し、許容木材販売量に基づく年間販売計画を作成する。年間販売計画には、年別の販売量及び伐採面積とともに許可できる伐採方法が含まれている⁶⁴。

土地管理局は販売を行う前に、立木へのマーキングまたは伐区を識別できる方法で囲む物理的識別をした後、立木評価を行うとともに、伐採目録及び販売契約書を準備し、木材販売の公告をする。

木材の販売は山林局と同様の方法による競争入札方式であり、利害関係者で入札参加資格がある者が入札に参加できる。入札の結果、最も高い価格で入札した者が土地管理局と伐採契約を締結し、落札者は契約条件に基づく伐採を行える。土地管理局の伐採契約による一般的な伐採期限は、山林局同様、契約締結日から3年である。

木材の販売収入は、土地管理局の基金に繰り入れられる。西部の17州における木材収益にあっては水基盤整備に基金を利用できる埋立基金⁶⁵に繰り入れられるが、オレゴン・カリフォルニア鉄道用地で行われた木材販売による収益は、サルベージ販売の準備と管理に基金を利用できる森林生態系回復基金⁶⁶に繰り入れられる⁶⁷。

(2) ワシントン州、オレゴン州の林業施業法令

連邦有林を除く森林に係る資源及び林産業を含む事業所の管理は、州の個別事案として原則として州政府が州の法令により規定している。

州の法令については、日本と林産物貿易のつながりが強いワシントン州及びオレゴン州を調査対象として報告する。

⁶³ “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, p 11.

⁶⁴ “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, pp 11-12.

⁶⁵ Reclamation Fund.

⁶⁶ Forest Ecosystem Health and Recovery Fund.

⁶⁷ “Timber Harvesting on Federal Lands”, Congressional Research Service, Updated April 10, 2020, p 14.

①ワシントン州

A. 森林及び林産業の概要

ワシントン州は、米国本土北西部の太平洋沿岸にカナダと接して位置している。州の面積は18万5,270 km²と日本の国土面積のほぼ半分、森林面積は965万9,000haで州面積の52%を占めている(表5.3)。

ワシントン州における森林所有形態の特徴は、森林面積に対する公有林面積の割合が57%(553万4,000ha)と高い点である(全米の同割合は42%)。

連邦有林面積(427万ha)は、州の森林面積の44%を占め、連邦有林の85%(362万9,000ha)は農務省山林局が管理している。内務省土地管理局は、全米レベルでは山林局に次いで広い16%の連邦有林を管理しているが、ワシントン州で同局が管理している連邦有林面積(2万4,000ha)は、連邦有林面積の1%にすぎない。さらに州有林面積は、州森林面積の11%(106万7,000ha)である。

州の森林面積の43%(412万6,000ha)を占める私有林は、会社有林(207万6,000ha)と個人所有林(204万9,000ha)が半分ずつの割合を占めている(表5.4)。

ワシントン州には南北に走るカスケード山脈があり、山脈を挟んで西側と東側では気候と森林植生が異なっている。カスケード山脈の西側の地域は、太平洋からの湿った空気が同山脈に当たり多くの雨をもたらす湿潤な気候で、米国屈指の森林地帯が展開している。一方でカスケード山脈の東側の地域は、カスケード山脈が太平洋の湿った空気を遮るため乾燥した気候である。カスケード山脈の東側の地域には、乾燥に強いマツ類を主体とした森林、草地または乾燥地が広がっている。

ワシントン州天然資源省(Department of Natural Resources)が2016年に実施した調査結果⁶⁸から、ワシントン州の林産業の状況を取りまとめると、次のようである。

2016年に州内の木材加工工場で加工された丸太及び州内の港湾から出荷された丸太の合計材積は1,401万2,000 m³であった。この内、12%(約168万1,000 m³)はオレゴン州産丸太で、オレゴン州からワシントン州南部のロングビュー港に輸出のために回送された丸太である。一方で米国の他の州からの流入材及びカナダのブリティッシュコロンビア州からの輸入材が3%弱(約40万m³)あったので、オレゴン州からの輸出用丸太を除くと、2016年には1,273万1,000 m³の丸太がワシントン州内で流通していた計算になる。

なお、ワシントン州天然資源省によれば、2016年の州内の丸太生産量の54%は会社有林、16%は小規模林家によるもので、丸太生産量の7割は私有林が担っている。さらに丸太生産量に占める州有林の割合は16%であり、州森林面積の77%を占める連邦有林による丸太生産量は3%未満である。

ワシントン州の主要林産業は製材業とパルプ製造業で、2016年には製材工場が88件、パ

⁶⁸ “2016 Washington Mill Survey”, Washington State Department of Natural Resources, December 2017. この調査はワシントン州天然資源局が州内の製材工場、パルプ工場その他の一次木材加工業を対象に1968年から実施している任意調査で、数値を引用した2016年調査(調査時点で最新の公表データ)の回答率は88%であった。

ルプ工場は12件が操業している。

2016年の製材工場数は2006年の137件から38%減少し、製材品生産量も2006年の1,167万6,000 m³から2016年の821万3,000 m³に30%減少している。工場数と製材品生産量は減少しているものの、現存の工場では新しい技術と製造規格を導入して操業しているため、1工場あたりの生産量は2006年の約8万5,000 m³から2016年には約9万3,000 m³に増加している⁶⁹。2016年の製材工場の樹種別原木消費量の割合は、ベイマツが59%、ベイツガが20%であった。

2006年以降のパルプ製造量については、インターネット販売に使用するパッケージの需要の高まりにより堅調に推移してきた。パルプ製造量は2006年の388万8,000 tから2016年には442万8,000 tに14%増加した。

ワシントン州では豊かな森林資源がカスケード山脈の西側の地域に展開しているため、林産物製造業もこの地域に多く立地している。製材工場は88件中84件、パルプ工場も12件中10件がカスケード山脈の西側で操業している。

B、林業施業法令

ワシントン州の森林管理及び木材生産に係る主要法令は、州法 RCW76.09⁷⁰章の中に定める林業施業法 (Forest Practices) 及び州規則 WAC222-08⁷¹章の中に定める林業施業規則 (Practices and Procedures) である⁷²。さらに、林業施業規則が定める林業施業、道路建設その他の技術的な要件を達成するための法令文書として、林業施業理事会 (Forest Practices Board) が定めた林業施業マニュアル (Forest Practices Board Manual) が制定されている。

これらの法令を適用する林業施業とは、林地または林地に直接関係する育林、伐採及び枝

⁶⁹ 2006年の製材品生産量の資料は、“2006 Washington Mill Survey”, Washington State Department of Natural Resources, December 2008。

⁷⁰ RCW は Revise Code of Washington の略称で、ワシントン州で現在施行されている全ての恒久法に付与された識別コードである。RCW に続く上2桁の数字は章番号、次の2桁は節番号であり、林業関係の法令については76番代の番号が付され、森林保護法には76.04、森林病虫害防止法には76.06、林業施業法は76.09のように区分されている。これらに続く下3桁の番号は、条番号である。

条項番号が判っている条文の内容をウェブサイトを確認するときは、検索エンジンにRCWから始まる法令番号だけを入力すれば州政府が管理するウェブサイト上の該当法令を表示できる。

⁷¹ WAC は Washington Administrative Code の略称で、ワシントン州で現在施行されている全ての恒久規則にRCWと同様の構成で法令番号を付与している。

⁷² 法令の英文の題名は本文表記のとおりであるが、法令の上位下位の区別がつきにくい題名であるため、ワシントン州天然資源省及び林産業界のウェブサイトや文書でも Forest Practice にあっては「Forest Practice Act」、Practices and Procedures にあっては「Forest Practice Rule」の通称を使用している。さらに、日本式の法令構成では、Forest Practice Rule は「法」である Forest Practice Act に次ぐ「令」に該当するが、一般的に米国の州規則の法令は、具体的、かつ、詳細に記述され、その内容は英文正式の題名のとおり行政手続その他の詳細な内容を含んでおり、日本の「令」と「規則」を併せた内容になっている。このため、本報告書における法令の和名の題名には、Forest Practice Act については「林業施業法」を用いたが、Practices and Procedures については翻訳と実務者の便宜も考慮して、あえて「林業施業令」の名称は用いずに「林業施業規則」とした。

払い並びに玉切その他の造材に係る活動をいい、林道及び作業道の建設、主伐、除間伐、衛生伐その他の伐採、再造林、受粉作業、病虫害防止作業、サルベージ並びに除草の施業が含まれる。一方で、立木へのマーキング、測量、道路標識の設置その他の林業施業の準備作業、ベリー、シダ、ヤドリギ、ハーブ、キノコその他の林地から偶発的に生ずる植生の除去及び収穫並びに森林の土壌及び立木または公共資源への損害復旧作業は、林業施業に含めていない⁷³。

林業施業法令の制定及び改廃は、林業施業法にあっては州議会、林業施業法にあっては林業施業理事会の議決事項である⁷⁴

林業施業理事会とは、林業施業法の規定に基づき林業施業規則の採択及び改廃を行う州政府機関をいう。同理事会の理事の任期は4年で、理事長は公有地のコミッショナーまたはコミッショナーが指名した者が勤め、理事は州の商務省 (Department of Commerce)、農務省 (Department of Agriculture)、エコロジー省 (Department of Ecology) 及び野生生物省 (Department of Fish and Wildlife) の各長官または各長官が指名した者並びに郡の立法当局から選出され知事が任命した者、州全域規模の労働組合に所属する木材労働者連合が推薦した州内の三つの主要木材加工組合の中の一団体から知事が任命した者及び一般市民6名 (保有地を積極的に管理する小規模森林所有者及び独立した素材生産業者からの選出者各1名を含む) で構成している⁷⁵。

現行の林業施業法は、1993年5月に発効している。林業施業法の立法宣言条項では、林業施業法を立法する重要な背景として、次の4項目を掲げている。

- i. 森林資源が州内の全ての資源の中で最も価値があるものの一つであること。
- ii. 林産業が州の経済にとって最も重要であること。
- iii. 健全な政策の一環としての商業用の公有林及私有林における天然資源保護の管理は、公共の利益であること。
- iv. 林業の維持とともに、森林の土壌、漁業、野生生物、水の量と質、大気、レクリエーション、景観の保全の保護は重要であること。

さらに州議会は、林業施業規則の採択を通じて、包括的な法体系と林業施業規則の制定及びその維持は州の公益であると確認し、次の目的及び政策の達成を宣言している⁷⁶。

【目的】

- i. 地球規模の環境保護の潮流とそれから生じる森林所有者への影響を軽減するための是正措置実施を推奨する。

⁷³ 林業施業法 RCW 76.09.020 (17)。

⁷⁴ 林業施業法 RCW 76.09.040 (1)(a)。

⁷⁵ 林業施業法 RCW 76.09.030。

⁷⁶ 林業施業法 RCW 76.09.010。

- ii. 林業施業許可の申請者による環境保護に必要な審査費用の支払い及び同申請者への許可申請への支援を行う。

【政策】

- i. 木材の成長を維持または促進し、伐採後の土壌の木材生産能力を合理的に利用する生産林での商業用樹種の再造林を要求する。
- ii. 林業施業を実施するときは、全ての合理的技術手法を利用し、森林の土壌及び公共資源の保護を行う。
- iii. 木材の成長と伐採による公的利益または私的利益は、ともに有益であると認識する。
- iv. 本法の目的と政策に一致する最大の施業を許可し、効率を高める。
- v. 不必要な規定の重複を避けるために、林業施業規則を提供する。
- vi. 州の省庁間及び州政府機関と部族間の調整及び協力を行う。
- vii. 林業施業により生ずる水質汚濁については、連邦法及び州法が定める全ての要件を充足する。
- viii. 地域総合計画及びゾーニング規制に含む合理的土地利用計画の目標及び概念の検討を行う。
- ix. 公的資源管理者、森林所有者、インディアン部族及び州民の相互の協力の促進。
- x. 林業施業の累積的な影響に対応する流域分析システムを開発し、少なくとも公共資源である魚類、水及び公共資本の改善に適応させる。
- xi. 森林所有者が公共資源の保護の結果として得る生態系サービスの時価総額及び資金調達を支援する。

A. 森林管理計画

ワシントン州では造林と伐採を目的に使用している 5 エーカー (2.2ha) 以上の連続した土地を生産林⁷⁷と定義し⁷⁸、固定資産税法⁷⁹の規定により、生産林所有者に森林管理計画の作成を義務付けている。同法は、生産林の所有者が土地の登記をするときに、郡が固定資産税率を算定するための森林管理計画を含む木材管理計画の提出を求めている⁸⁰。

木材管理計画とは、訓練を受けた森林管理者または造林と伐採のための土地の使用に係る管理施業の十分な知識を持っている第三者により作成された計画をいい⁸¹、同計画は所

⁷⁷ Forestland

⁷⁸ 林業施業法 RCW 76.09.020 及び固定資産税法 RCW 84.33.035 (5)。

⁷⁹ 州法第 84 章 (RCW 84) Property Taxes。

⁸⁰ 固定資産税法 RCW 84.33.041。

⁸¹ 固定資産税法 RCW 84.33.035 (21)

有地が森林である事実の法的説明、5エーカー（2.2ha）以上の連続した土地を造林と伐採に使用している旨のステートメント、森林資源概要、森林管理計画（過去3年以内に伐採が行われた場合または非商業用樹種造林を行っている場合は、所有者による再造林計画を含む）、家畜放牧の有無のステートメントで構成されている⁸²。

歳入省（Department of Revenue）及び天然資源省は、生産林所有者の森林管理計画作成を支援するために『森林管理計画ガイドライン』を提供している。同ガイドラインによれば、生産林所有者に必要とされる訓練を受けた専門家または第三者が開発する森林管理計画作成のために有効なプログラムとして、天然資源省と連邦農務省山林局が共同で実施しているフォレストスチュワードシッププログラム⁸³、連邦農務省天然資源保護局（USDA Natural Resources Conservation Service）が実施している連邦農務省農業法保護プログラム⁸⁴もしくは本報告書の森林認証の項で報告したATFS⁸⁵に加入しているワシントンツリーファームプログラムが実施している認証人工林プログラム⁸⁶または歳入省と郡の課税評価事務所が実施し生産林所有者が現在使用している森林固定資産税プログラムの活用を推奨している⁸⁷。

森林管理計画は、申請者及び計画作成に係る情報を記した鑑及び計画内容で構成されている。

森林管理計画の申請書の鑑に記載する事項は、次のとおりである。

- i. 土地所有者の情報。
- ii. 森林面積及び森林の位置情報及びフォレスターまたは資源専門家の連絡先その他の計画作成者の情報。
- iii. 土地所有者自身が作成した計画である場合は作成を支援した専門家の情報。
- iv. 生産林全体の所有目的。
- v. 生産林の一般的説明。
- vi. 生産林資源の説明。
- vii. 20年またはそれ以上の期間に見込まれる管理活動のタイムテーブル。
- viii. 土地所有者及び計画承認担当官の署名欄。

鑑に続く森林管理計画の主な内容は次のとおりであり、林地の状況及び対応する施業計

⁸² 固定資産税法 RCW 84.33.035 (21)及び林業施業法 RCW 84.34.041。 .

⁸³ Forest Stewardship Program.

⁸⁴ USDA Farm Bill Conservation Programs.

⁸⁵ American Tree Farm System.

⁸⁶ Certified Tree Farm Program.

⁸⁷ “Washington State Integrated Forest management Plan Guidelines & Template”, Washington State Department of Revenue, Revised and Updated March, 2017, p2.

画を具体的に記載する⁸⁸。

- a. 森林の健全性
 - i. 資源状況及び管理施業。
 - ii. 森林火災のリスク及びリスク削減措置。
 - iii. 外来動植物種の状況及び対応措置。
- b. 土壌
 - i. 土壌の状態及び性質並びに林業管理活動に影響する懸念事項。
 - ii. 土壌関連問題の防止措置（懸念事項がある場合）。
- c. 水質、魚類生息地及び湿地
 - i. 小川、湿地、水質及び魚類その他の水性生物の状態並びに既知の水性生物の特定。
 - ii. 懸念事項並びに河岸、魚道、魚類生息地及び水質の保護、改善または復元のための管理手法（懸念事項がある場合）。
- d. 森林資源、立木及び木材製品
 - i. 樹種、樹齢、胸高直径、立木密度、立木の品質及び下層植生並びに材積（オプション）の林班別説明。州東部の生産林については、植物群の説明。
 - ii. 生産量を含む丸太その他の木材製品の現在及び将来の量、品質及び価格を維持または改善するための管理施業の説明し、該当する場合は再造林計画または造林計画。
- e. 現場へのアクセス、林道及び作業道
 - i. 路面、河川横断の有無、橋、暗渠その他の既存の林道及び作業道路の状況。
 - ii. 道路地権者、道路使用許可または通行制限の内容。
 - iii. 林道及び作業道の維持または廃止の計画。
- f. 野生生物
 - i. 出現が知られているまたは一般的に出現が見込まれる野生生物種のリスト及び野生生物生息地の倒木、餌となる植物その他の構成要素の状態。
 - ii. 懸念される資源の特定。
- g. 特定または重要な資産及び生物多様性の保護
 - i. 保護に値する固有、重要もしくは特別な場所の特定及びその場所を保護、強化、または復元するための施業。
 - ii. 生産林内に生息している州または連邦により絶滅の危機に瀕している種、絶滅危惧種及び絶滅懸念種に指定されている動植物及びこれらの種及び生息地の問題を特定し、これらの資源を保護、強化または復元するための施業。
- h. 文化的資産及び史跡

⁸⁸ “Washington State Integrated Forest management Plan Guidelines & Template”, Washington State Department of Revenue, Revised and Updated March, 2017, p4.

- i. 既知の文化的資産または史跡を特定し、その決定理由を提示。
- ii. 文化的資産または史跡を保護するための施業を特定。

なお、ワシントン州及びオレゴン州で林業施業法令の遵守状況を確認するときに注意しなければならないのは、すでに承認を受けた森林管理計画の施業または法令で定められた施業の方法、手順または内容と異なる施業の実施が合理的であると生産林所有者が判断したときは、ワシントン州にあっては代替計画、オレゴン州にあっては代替施業の実施を州の担当機関に申請し、州の担当機関が申請を承認したときは申請した施業を実行できる点である⁸⁹。現地の木材生産者の法令遵守状況を確認するときに現地企業の施業が法令で定める手順や方法と異なっている場合は、ワシントン州にあっては天然資源省が承認した代替計画に基づく施業、オレゴン州にあっては林業省の森林官が承認した代替施業が行われている可能性が高いので注意する必要がある。

ワシントン州で代替計画⁹⁰の対象となるのは、次の事項である。

- i. 公的文化的資源及び複数の林業施業による魚類生息地の保護または回復を行うための流域分析⁹¹。
- ii. 土地所有者の任意登録により林業施業理事会が指定した河川区域及び生産林内の重要な野生生物の生息地の保護を目的に購入または寄付により取得する地役権を設定するための「河川及び生息地オープンスペースプログラム」⁹²。
- iii. 林道の建設及び維持管理、伐採、再生林並びに森林化学物質の使用に係る計画。

ワシントン州で代替計画を実施するためには、次を内容とした書類を含めた申請書を天然資源省に提出し、同省の承認を受ける必要がある。

- i. 林業施業の影響が出る河川、海域、湿地、不安定な斜面及び既存の道路を表示した地図。
- ii. 承認基準を満たす公的資源の保護を達成するための代替施業の方法とその説明。
- iii. 代替計画に置き換えられる施業の一覧。
- iv. モニタリング及び管理方針の説明（該当する場合）並びに実施スケジュール（該当する場合）。

森林管理計画または代替計画の申請書を受理した天然資源省は、学際的チームを組織し、

⁸⁹ ワシントン州林業施業規則 WAC 222-12-041 及びオレゴン州林業施業計画規則 ORS 629-605-0173。

⁹⁰ ワシントン州林業施業規則で Alternate Plan と記されている名称を代替計画と訳したが、正確な意味合いは「代替」計画よりも「差替」計画に近い。

⁹¹ 林業施業規則 WAC 222-22。

⁹² 林業施業規則 WAC 222-23. Rivers and Habitat open Space Program. 旧称は「河岸オープンスペースプログラム (Riparian Open Space Program)」。

同チームの作業完了期限を設定する。学際的チームは、代替計画の評価に必要な資格を持つ者、土地所有者及びインディアン部族の代表者並びにエコロジー省、野生生物省及び天然資源省の森林官により構成し、天然資源省職員が率いる。学際的チームは現地調査を行い、推奨事項を検討した上でそれを省に提出する。学際的チームから推奨事項を受け取った天然資源省は、省の承認基準に基づいて申請の承認、不承認または条件付承認を決定する⁹³。

天然資源省には、承認した代替計画のモニタリング及び監査の実施が義務づけられ、実施報告書の確認とともに現場検証を含むより広範な監査を実施する場合がある。さらに天然資源省小規模森林所有者事務所には、河川また流域単位で重要な河川機能への小規模森林所有者による施業の累積的な影響評価の実施が義務づけられており、天然資源省は評価報告書を林業施業委員会に提出しなければならない⁹⁴。

天然資源省が承認した森林管理計画は、承認後の施業や災害の影響により森林の状態が変化したときに随時更新する⁹⁵。ただし小規模森林所有者⁹⁶の森林管理計画の更新については、小規模森林所有者の林業施業実施時期に柔軟性を確保する必要があるため、土地所有者の裁量により有効期限を4年から15年までとする長期森林管理計画が設定できる⁹⁷。

天然資源省は林業施業規則の規定⁹⁸に基づき、同省内に設置した小規模森林所有者事務所 (Small Forest Landowner Office) による家族所有の小規模森林の所有者への森林管理計画開発を含む森林管理支援及び林業施業申請手続、林道及び作業道の橋または暗渠の架け替えのための財政支援その他の支援プログラムを提供している⁹⁹。

B. 施業許可

生産林の施業は、特定の条件を満たすものを除き、原則として許可制である。土地所有者が生産林で施業を行うときは、規制機関である天然資源省また地方自治体に施業許可申請をし、同省から許可がおりた後に林業施業規則を遵守しながら実施する。

施業許可を要さないで実施できる施業は、次のとおりである¹⁰⁰。

- i. 規制当局が天然資源省である公共資源に、損害を与える可能性がない最小限の特定の施業。ただし、このような施業であっても規制当局が郡その他の地方自治体であ

⁹³ 林業施業規則 WAC 222-12-041 (4)-(7)。

⁹⁴ 林業施業規則 WAC 222-12-0405(1)。

⁹⁵ “Washington State Integrated Forest management Plan Guidelines & Template”, Washington State Department of Revenue, Revised and Updated March, 2017, p3.

⁹⁶ 小規模森林所有者とは、平均年間伐採量が 200 万 BF (9,040 m³) 以下の森林を所有する者をいう (RCW 76.09.450)。

⁹⁷ 林業施業法 WRC 222-12-035。

⁹⁸ 林業施業規則 WAC 222-12-041。

⁹⁹ <https://www.dnr.wa.gov/sflo>

¹⁰⁰ 林業施業法 RCW 76.09.050 及び林業施業規則 WAC 222-12-020。

るものについては、地方自治体の規則により施業許可を要する場合がある。

- ii. 天然資源省の承認を受けた森林管理計画または同省に土地所有者が提出した将来 10 年間に渡り森林を商業用林産物生産以外の用途に供さない旨の覚書が対象とする森林で、森林以外の土地用途に指定されている土地に所在する森林での施業、天然資源省が土地用途は森林であるものの都市建設への転換が将来可能であると認められた造林されていない土地での施業及び都市拡大地域内の森林での伐採及び道路建設。

天然資源省その他の規制当局が施業申請を受理してから許可するまでの日数は、施業区分別に定められている。公共資源に損害を与える可能性が概して小さい施業については、5 日後に施業開始が認められる。野生生物省の審査対象となる施業については原則 30 日以内であるが、審査のための現地調査を必要としない施業は 14 日以内、複数年に渡る施業の申請は 45 日以内に申請許可の諾否を決定する。これら以外の施業許可が必要な施業は 30 日以内に申請許可の諾否を決定するが、例外規定として小規模森林所有者による長期申請については資源と道路の評価及び資源保護方針のレビューを経てから決定するとの規定が、野生生物省のレビューを要する申請にあっては 60 日以内に申請の諾否を決定する規定が、環境ステートメントが必要な施業については追加の時間を要するとの規定がある¹⁰¹。

これらの施業に係る申請手続及び許可は、文書により行われる。

C. 施業手続と検査

天然資源省は、施業活動が州の天然資源に重大な損害を与えないようにするため、施業現場の検査を実施している。同省による検査は、施業の実施前、実施中及び実施後に行い、伐採及び再造林については全ての施業を対象に、その他の施業については必要に応じて行われている¹⁰²。

土地所有者が伐採施業を行うためには、伐採計画を作成し、天然資源省に施業申請をしなければならない。林業施業規則が対象としている伐採施業は、偶発的な植生または個人消費用の薪材採取のための伐採を除く全ての伐採である。伐採施業に係るワシントン州の林業施業規則は、河岸及び水質の保護に重点がおかれており、伐採施業には野生生物及び水生生物資源、これらに関連する生息地並びに河岸機能の保護を目的とした規制がなされている¹⁰³。このため伐採システムは、貯木及びスキッピングを経済的に行い、かつ、生態学的目標を達成できるように地形、土壌及び樹種に適したものでなければならないと規定している。林業施業規則の規定は、伐採計画を天然資源省に申請する前に、天然資源省及び野生生物

¹⁰¹ 林業施業規則 WAC 222-12-030。

¹⁰² 林業施業法 RCW 76.09.150。

¹⁰³ 林業施業規則 WAC 222-30-010。

物省に事前の相談をするよう勧めている¹⁰⁴。

林業施業法は、天然資源省に同法の遵守を確保するための伐採跡地の検査¹⁰⁵及び再造林を視野に入れながら伐採地の土地が木材生産以外の他の用途としてどれだけの価値があるのかを確認するための土地調査の実施を要求している¹⁰⁶。

なお、林業施業法はエコロジー省に、水質保全及び廃棄物処理規定遵守の状況確認のための生産林への立入りを認めている¹⁰⁷。

伐採後に行う再造林は、林業施業法の立法目的¹⁰⁸にも謳われている政策上最も重要な施業の一つであり、十分な再造林は土地所有者の義務である。

土地所有者は、義務である再造林を実施するために、天然資源省に再造林計画を作成して同計画の承認を求めなければならない。天然資源省は、林業施業規則の規定に基づく許容蓄積量が達成できると判断したときは、再造林計画の申請を承認する¹⁰⁹。

林業施業規則が定める再造林が必要な箇所は次のとおりである¹¹⁰。

- i. 土地が森林以外の用途に転換されている伐採跡地及び土地が都市利用に転換される可能性があるとして天然資源省が特定している地域を除く地域での皆伐跡地。
- ii. 立木材積の50%以上が5年以内に除去される部分的な伐採跡地で、残存立木が土壌の木材生産能力を理論的に保持できないと判断できる場所。

一方で、次に掲げる木材の除去または伐採については、再造林が不要とされている¹¹¹。

- i. 単体の枯死木及び倒木またはサルベージされた倒木。
- ii. 商品に値しない単体の立木及び農地または放牧地における特定の立木の伐採。
- iii. 間伐。
- iv. カスケード山脈西側の地域では、1エーカー(0.4ha)あたり平均190本(生産能力が高い地域では150本)の健全で損傷がない商業用樹種で十分な分布がなされるように播種施業が完了している場所または十分な分布がなされている健全で損傷がない稚樹もしくは商品化できる立木が残存している伐採跡地。
- v. カスケード山脈東側の地域では、1エーカー(0.4ha)あたり平均150本の健全で損傷がない商業用樹種で十分な分布がなされるように播種施業が完了している場所

¹⁰⁴ 林業施業規則 WAC 222-30-020。

¹⁰⁵ 林業施業法 RCW 76.09.150。

¹⁰⁶ 林業施業法 RCW 76.09.290。

¹⁰⁷ 林業施業法 RCW 76.09.160。

¹⁰⁸ 林業施業法 RCW 76.09.010(2)(a)。

¹⁰⁹ 林業施業規則 WAC 222-34-030(1)。

¹¹⁰ 林業施業規則 WAC 222-34-010(1)(a)及びWAC 222-34-020(1)(a)。

¹¹¹ 林業施業規則 WAC 222-34-010(1)(b)及びWAC 222-34-020(1)(b)。

たは1エーカーあたり100本以上の健全で損傷していない立木が十分に分布し、優勢な樹種、苗木もしくは商業用樹種が残存している伐採跡地。

再造林規格は、カスケード山脈の西側と東側で区分して設定されている。原則として再造林が達成したとみなせるのは、少なくとも一回の伐採のために成育させる健全で損傷がない商業用樹種の稚樹が1エーカー(0.4ha)あたりカスケード山脈の西側にあっては190本以上、同じく東側にあっては150本以上十分に分布していると認められる状態であり、競合する植生は、商業用樹種の定着、生存及び成長を可能にするために必要な範囲で除去されていなければならない。ただし、再造林地の木材生産能力を理論的に活用する場合は、カスケード山脈西側にあっては1エーカーあたり150本未満、同じく東側にあっては120本未満の稚樹定着により再造林が許容される場合がある¹¹²。

なお、天然更新による再造林については、この再造林規格に次の条件を加えて達成評価をしている¹¹³。

- i. 商業用樹種で形質が良い樹木を供給源とした種子の生産が可能であること。
- ii. 母樹の所有者は、計画で指定された期間または再造林達成検査報告書が発行されるまでの期間に種子の採取を行わないこと。
- iii. カスケード山脈の西側では1エーカー(0.4ha)あたり少なくとも8本の相互の距離が400ft(122m)以上を保ち、かつ、十分に分布している損傷がなく、強風に耐えうる健全な母樹がマーキングにより識別できること。
- iv. カスケード山脈の東側では、天然資源省に承認された計画に示された場所で保存されている強風に耐えうる母樹群が40エーカー(17.4ha)の林区またはその一部で林区面積の少なくとも5%の面積を占め、かつ、1エーカー(約0.4ha)あたり少なくとも4本の損傷がない母樹が40エーカー(17.4ha)の林区またはその一部に十分に分布していること。

林業施業規則では、再造林完了期限を人工更新は3年¹¹⁴、天然更新は天然資源省の天然更新計画に基づく同省の決定に基づき1年から10年以内に定めるとしている¹¹⁵。ただし、次に掲げる場合は、再造林完了期限の延長が認められている¹¹⁶。

- i. 種子または苗木が入手できない場合(再造林完了期限を延長)。
- ii. 天然更新計画が天然資源省により承認された場合(最長5年間)。

¹¹² 林業施業規則 WAC 222-34-010(2)・(3)及びWAC 222-34-020(2)・(3)。

¹¹³ 林業施業規則 WAC 222-34-010(5)及びWAC 222-34-020(5)。

¹¹⁴ 林業施業規則 WAC 222-34-010(3)。

¹¹⁵ 林業施業規則 WAC 222-34-010(5)。

¹¹⁶ 林業施業法 RCW 76.09.070(1)。

- iii. 天然資源省が天然更新の生産性が低いと指定した土地での天然更新（最長 10 年間）。

土地所有者、立木所有者またはこれらが指名した者¹¹⁷は、再造林施業が完了したときまたは造林シーズンが終わったときに天然資源省に再造林報告書を提出しなければならない¹¹⁸。再造林報告書では、少なくとも林業施業通知書又は通知書の原本の文書番号、植林または播種をした樹種、苗木の樹齢または播種に使用した種子の母樹が所在する地域及び植林または播種を実施した場所の説明が求められる¹¹⁹。

天然資源省は、この報告書を受理してから 12 か月以内に再造林地の検査を行う。天然資源省は、検査により補植もしくは再度造林が必要であると判断したときは、検査完了後 30 日以内に再造林報告書提出者に通知を発するとともに再造林規格に適合するための指導を行わなくてはならない。この天然資源省の通知及び指導により補植またはさらなる再造林を行った者は、施業を完了した後に補植報告書または再造林報告書を同省に提出し、同省は報告書を受理してから 12 か月以内に再度検査を実施する。補植に係る規定では、公共資源を保護するために森林蓄積の改善が必要であり、かつ、施業実施が可能である場合を除き、天然資源省は二回に渡り補植を適切に実施した後に許容できる立木蓄積水準に達しない場合は、さらなる補植を要求しないと定めている¹²⁰。

D. 森林または立木の所有権移転時の伝達事項

再造林義務は、土地または立木を売却または譲渡するときも譲渡人から譲受人に引き継がれる。所有権を移転するときは、譲渡人から譲受人に再造林義務と再造林の内容を天然資源省が定める様式を用いた通知書により知らせ、譲受人は再造林に係る全ての義務を承諾したときは通知書に署名しなければならない。譲受人が署名した通知書の写しは、譲渡人により天然資源省に送付される¹²¹。

さらに、土地用途が森林以外の用途に転換されている地域の森林の所有権を移転するときは、譲渡人が譲受人にこの旨の通知を天然資源省指定の様式を用いた通知書により行わなければならない。土地所有者は、森林以外の土地用途に所在している森林で商業的造林及び伐採を行う場合は、その森林の利用目的を 10 年間変更しない旨の宣誓書を州政府に提出

¹¹⁷ 再造林の実施主体には、土地所有者の他に立木販売により獲得した立木の所有者または土地所有者もしくは立木所有者から伐採及び再造林を請け負った素材生産者があり、林業施業規則では天然資源省に再造林報告書を提出する者として、これらの再造林実施主体をあげている。

¹¹⁸ 林業施業規則 WAC 222-34-030(2)。

¹¹⁹ 林業施業規則 WAC 222-34-030(3)

¹²⁰ 林業施業規則 WAC 222-34-030(4)

¹²¹ 林業施業法 RCW 76.09.070(2)-(4)。

している¹²²ので、譲受人がこの森林を引続き生産林として管理するのであれば、この宣誓をし、その森林を生産林として登記しなければならない。

E. 土地用途区分の変更に係る規定

林業施業法令は、土地用途が森林以外の用途に転換された土地に所在する森林で、生産林の登記をしていないものについては、伐採後の再造林義務を課していない。ただし、このような森林を伐採したときは、伐採後3年以内に森林以外の土地用途への実質的な転換が義務づけられている。さらに将来用途が転用される可能性がある土地の全ての森林またはその一部については、再造林の要件から免除する必要があるため、林業施業規則では、このような森林の土地所有者に再造林の代替計画を提案するよう推奨している¹²³。

②オレゴン州

A. 森林及び林産業の概要

オレゴン州は、北はワシントン州、南はカリフォルニア州に接した太平洋沿岸に位置している。州の面積は26万7,600km²、森林面積は1,291万7,000haで州面積の48%にあたる(表5.3)。

オレゴン州の所有形態別森林面積については、オレゴン州もワシントン州同様、森林面積に占める公有林面積(827万ha)の割合が64%と高い。州森林面積の60%は連邦有林(777万8,000ha)であり、連邦有林の79%(613万8,000ha)は農務省山林局が、同じく19%(155万6,000ha)は内務省土地管理局が管理している。私有林面積は州森林面積の36%(464万7,000ha)を占めており、その61%(282万6,000ha)は、会社有林である(表5.4)。私有林面積は少ないが、オレゴン州で生産されている丸太の約76%は、私有林で生産されたものである¹²⁴。

オレゴン州は林産業が盛んな州で、長年に渡り、針葉樹製材品生産量及び合板製造量が全米第1位を記録している。2019年の針葉樹製材品生産量は1,320万6,000m³で全米の生産量8,298万5,000m³の16%を占め、同じく合板製造量は212万m³と全米の製造量757万3,000m³の28%を占めている¹²⁵。

B. 林業施業法令

オレゴン州の森林管理及び木材生産に係る法律は、州法第527章に含まれるオレゴン林

¹²² 林業施業法 RCW 76.09.240(1)(a)(i)。

¹²³ 林業施業規則 WAC 222-34-050。

¹²⁴ “Oregon Forest Facts, 2021-22 Edition”, Oregon Forest Resources Institute, 2021, p 4.

¹²⁵ “Oregon Forest Facts, 2021-22 Edition”, Oregon Forest Resources Institute, 2021, p 8.

業施業法¹²⁶ (Oregon Forest Practice Act) (以下、「林業施業法」という。) である。

林業施業法は、同法の方針として、森林は雇用、林産物、課税基盤その他の社会的経済的利益の提供により、樹木、土壌、大気及び水資源の維持により、さらに野生生物及び水生生物の生息地の提供によりオレゴン州に重要な貢献をしているため、オレゴン州の公共政策は森林の樹木の継続的な育成及び伐採並びに私有地の主要な利用目的のための森林の維持を確実にする経済効率が高い林業施業を奨励すると宣言している¹²⁷。さらに同法では、林業施業規則は森林の樹木の継続的な育成及び伐採を確実にするために、大気、家庭用飲料水その他の用水の水質、土壌の生産性並びに魚類及び野生生物の資源の全体的な維持をはかるとともに、情報を収集分析した上で、次の保護が必要な資源現場の確保を確立すると定めている¹²⁸。

- i. 州の魚類野生生物委員会が指定した魚類及び野生生物。
- ii. 1973 年絶滅危惧種法に基づき連邦政府が作成したリストに絶滅の危機にある種 (Threatened Species) または絶滅の危機に瀕している種 (Endangered Species) として掲げられている魚類及び野生生物。
- iii. 敏感な鳥¹²⁹の巣、ねぐら及び生息地の水辺。
- iv. 重要な湿地。

オレゴン州では、林業施業法の下位法令である規則を単一の規則として制定していない。しかし法令の本文には、林業施業規則 (Forest Practice Rules) という用語が随所にみられる。オレゴン州林業省が林業施業法令集としてとりまとめた出版物¹³⁰では、林業施業規則という名称を、州行政規則第 629 章 (林業省規則) に含まれる 22 の節の規則の総称として用いている。この慣例にしたがって、本項ではこれら 22 の節の規則の総称を林業施業規則と表記する。

林業施業規則に該当する 22 の節の規則は次のとおりである。

- 第 600 節 定義 (Definitions)
- 第 605 節 林業施業計画規則 (Planning Forest Operations)
- 第 610 節 再造林施業規則 (Forest Practices Reforestation Rule)

¹²⁶ ORS 527.610 の規定は、ORS 527.610 (法令の略称) から ORS 527.770 (水質基準に違反しない最善の管理施業の誠実な遵守) までの条並びに ORS 527.900 (刑事罰) 及び ORS 527.992 (民意罰) はオレゴン林業施業法という規定。

¹²⁷ 林業施業法 ORS 527.630(1)。

¹²⁸ 林業施業法 ORS 527.710(2)・(3)。

¹²⁹ 「敏感な鳥」とは、指定資源保護規則 OAR629-665-100 が指定している種で、ミサゴ (Osprey: *Pandion haliaetu*)、オオアオサギ (Great Blue Herons: *Ardea herodias*) 及びハクトウワシ (Bald Eagle: *Haliaeetus leucocephalus*) をいう。

¹³⁰ “Forest Practice Administrative Rules and Forest Practices Act”, Oregon Department of Forestry, February 2018.

- 第 611 節 再造林インセンティブ施業規則 (Forest Practice Reforestation Rules)
- 第 615 節 スラッシュ¹³¹処理規則 (Treatment of Slash)
- 第 620 節 化学製品及び石油製品取扱規則 (Chemical and Other Petroleum Product Rules)
- 第 623 節 急激な地表地滑安全規則 (Shallow, Rapidly Moving Landslides and Public Safety)
- 第 625 節 林道建設維持規則 (Forest Road Construction and Maintenance)
- 第 630 節 伐採規則 (Harvesting)
- 第 635 節 水資源保護規則 (目的、目標、分類及び河岸管理区域)
(Water Protection Rules; Purpose, Goals, Classification and Riparian Management Area)
- 第 642 節 水資源保護規則 (小川周辺植生の維持)
(Water Protection Rules; Vegetation Retention Along Streams)
- 第 645 節 水資源保護規則; (水辺の管理地域及び重要な湿地の保護措置)
(Water Protection Rules; Riparian Management Areas and Protection Measures for Significant Wetlands)
- 第 650 節 水資源保護規則 (河岸管理区域及び湖保護基準)
(Water Protection Rules; Riparian Management Area and Protection Measures for Lakes)
- 第 665 節 水資源保護規則 (「その他の湿地」、氾濫原及び泉の保護)
(Water Protection Rules: Protection Measures for “Other Wetlands,” Seeps and Springs)
- 第 660 節 水資源保護規則 (州水域周辺の操業に係る特別規則)
(Water Protection Rules; Specific Rules for Operations Near Water of the State)
- 第 665 節 特定資源現場保護規則 (Specified Resources site Protection Rules)
- 第 670 節 森林施業管理規則 (執行及び民事罰)
(Forest Practices Administration – Enforcement and Penalties)
- 第 672 節 林業施業管理規則 (Forest Practices Administration)
- 第 674 節 林業施業管理規則 (通知及び書面による計画の取得)
(Forest Practices Administration – Access to Notification and Written Plans)
- 第 676 節 林業施業管理規則 (地域林業施業委員会)
(Forest Practices Administration – Regional Forest Practice Committees)
- 第 680 節 資源地域の登録及び保護手順規則 (Resources Site Inventory and Protection Rules)
- 第 21 節 スチュワードシップ契約規則 (Stewardship Agreements)

林業施業法の主務官庁は、林業省 (Department of Forestry) であり、林業施業規則は州政府機関である林業理事会 (Board of Forestry) が規則の策定及び改廃並びに執行を行っている

¹³¹ 伐採施業により生ずる木屑その他の小さな木質廃棄物。

る。

林業理事会は、州全体及び地域の林業施業規則を策定及び執行するために設置された機関で、州知事が任命し、州議会上院が承認した7名の理事で構成されている¹³²。理事会はその権限により、州の関係機関及び地方政府機関との調整を行うとともに¹³³、地域の森林の条件に適した規則の策定を支援するための規則を検討する地域林業施業委員会 (Regional Forest Practices Committees) を森林地域別 (北西部、南西部及び東部) に設けている¹³⁴。

それぞれの地域林業施業委員会は、9人の委員により構成している。委員は、天然資源管理の教育または経験により資格を有する者であり、各委員会の委員総数の三分の二以上が民間の土地所有者もしくは立木所有者または合法的に操業者と定期的に契約している土地所有者もしくは立木所有者の代理人で構成しなければならない¹³⁵。

オレゴン州の林業施業法令の特徴的事項の一つは、州森林官 (State Forester) が法令執行業務の中心的な役割を担っている点である。州森林官には、森林管理計画及び代替管理計画の承認¹³⁶、林業理事会が指定した林業施業実施通知の受付¹³⁷、再造林地の再造林基準達成評価¹³⁸、絶滅危惧種生息地の指定¹³⁹、他の州政府機関と開催する森林環境会合の結果を参考にした林業施業規則の見直し、林業理事会への同規則の改廃及び追加のための推奨事項の報告¹⁴⁰など法令により多くの権限が与えられている。

なお、林業施業法及び林業施業規則は、後述の伐採施業の項目に掲げた伐採施業区分及び平均年間成長量区分により生産林を区分し、必要に応じてこれらの区分別の規定または特定の区分に適用する規定を設けている。

A. 森林管理計画

州政府への生産林¹⁴¹の森林管理計画の提出は、木材生産林課税法 (Timber and Forestland

¹³² 林業施業法 ORS 526.009。理事の任期は4年。ORSとはOregon Revised Statutesの略称で、州法の条番号である。Oregon Revised StatutesのRevisedとは、1940年に州議会が州法を整理したときに新たに設定した条番号という意味であり、Revised Statutesとは改正法令という意味ではない。

¹³³ 林業施業法 ORS 527.630(3)。

¹³⁴ 林業施業計画規則 OAR 629-605-0160。OARとはOregon Administrative Rulesの略称。

¹³⁵ 林業施業法 ORS 527.650(1)。委員の任期は3年。

¹³⁶ 林業施業計画規則 OAR 629-605-0100(1)・(2)。

¹³⁷ 林業施業法 ORS 527.670(6)及びOAR 629-605-0140。

¹³⁸ 再造林施業規則規則 OAR 629-610-0020。

¹³⁹ 林業施業計画規則 OAR 629-605-0190(1)。絶滅危惧種生息地の場所の指定は、林業理事会だけでなく森林官が行う場合がある。

¹⁴⁰ 林業施業計画規則 OAR 629-605-0110。

¹⁴¹ Forestland。

Taxation) ¹⁴²が定める登記の要件である。

オレゴン州では生産林を「市場性がある樹種の育成及び伐採を主目的として保有または利用しているオレゴン州西部の土地」と定義している ¹⁴³。「オレゴン州西部の土地」とは州内を南北に走っているカスケード山脈の西側の地域をいい、この地域の気候は湿潤で、ベイマツを主要樹種とした豊かな森林が展開している。

木材生産林課税法では、生産林の指定を希望する土地所有者は、生産林としての課税評価を最初に希望する年の4月1日までに郡の課税額査定官に生産林指定の申請をすると定めている ¹⁴⁴。森林管理計画書 ¹⁴⁵は、生産林を指定する申請書の必要書類の一つである ¹⁴⁶。同法の規定では、生産林指定申請書には次のものを含むと定めている。

- i. 生産林としての指定を希望する全ての土地の説明。
- ii. 土地取得日。
- iii. 土地所有の証明並びに市場性がある樹種の育成及び伐採が土地利用の主目的であることを説明した文書。
- iv. 森林管理計画書。
- v. 森林管理計画の実施範囲及び内容。
- vi. 放牧利用の有無。
- vii. 州法第92章（土地区画）の規定に基づく土地区画の状態。
- viii. 州法第477章（森林及び草木の火災予防）の規定による指定の有無。
- ix. 申請対象地における育林及び伐採の経緯の概要。
- x. 申請対象地における育林及び伐採に係る現在の状況並びに継続的に実施している事業の概要。
- xi. 申請書内容が真実であるステートメント。

B. 施業許可

林業施業は、後述の州森林官による代替施業の承認がある場合を除き、森林施業法令に則って行われる ¹⁴⁷。ただし、林業施業規則が指定している特定の施業については、施業を実施する前に、土地所有者、立木所有者または施業を請負い施業を操業する者（以下、「操業者」という。）は、州森林官が定める様式により詳細な施業内容を記載し、測量図または航空写真を添付した施業計画を州森林官に提出して承認を求め、州森林官が施業計画を承認

¹⁴² 州法第321章。

¹⁴³ 林業施業法 ORS 321.347。

¹⁴⁴ 木材及び生産林課税法 ORS 321.358(1)。

¹⁴⁵ Forest Management Plan。

¹⁴⁶ 木材及び生産林課税法 ORS 321.358(3)。

¹⁴⁷ 再造林施業規則 OAR 629-625-0100(1)-(3)。

した後に実施しなくてはならない¹⁴⁸。

林業施業規則により、実施前に州森林官に申請が義務づけられている施業は、次のとおりである¹⁴⁹。

- i. 伐採、玉切、貯木及び桟積み並びに丸太その他の林産物の積載及び運搬。
- ii. 河川の横断または構造物の再建もしくは交換を含む道路の建設、再建または改良。
- iii. 重機の使用を伴う皆伐または再生林のための現場での準備作業。
- iv. 化学物質の使用。
- v. 森林以外の用途に転換するための林地の皆伐。
- vi. 林地残材の処分または廃棄。
- vii. 除間伐。
- viii. 薪の販売または物々交換のための薪割。
- ix. 露天掘り。

なお、林業施業の申請は、郡が所管している税務が関係しているため、施業対象林区が郡の境をまたいでいる場合は、郡別に行う必要がある¹⁵⁰。

一方で林業施業規則は、次に掲げる活動については施業の有無に係わらず州森林官への施業計画の提出は不要であると定めている¹⁵¹。

- i. クリスマスツリーの生産だけに使用される土地におけるクリスマスツリーの植林、管理または伐採。
- ii. 排水溝または暗渠の清掃及び小川のクロスドレインの設置。
- iii. 種子の殺鼠剤処理を除く、播種または植林。
- iv. 販売または物々交換に供さない薪の薪割り。
- v. 枝、松かさ、ねじれた広葉樹その他の主要ではない林産物の採取または収集。
- vi. 通知手順に要する時間の経過により、施業よりも大きな資源の損害が生じる可能性がある緊急の道路再建¹⁵²。
- vii. 次の条件のいずれかに該当するハイブリッドコットンウッドその他の広葉樹の設置、管理又は伐採。
 - 集約的栽培方法により準備され、植林後、少なくとも3年間、競合する植生を除去した土地で生産されているもの。

¹⁴⁸ 林業施業法 ORS 527.670(1)及び再生林施業規則 OAR 629-615-0150(7)。

¹⁴⁹ 再生林施業規則 OAR 629-625-0140(1)。

¹⁵⁰ 林業施業法 ORS 629.605.0150(7)。

¹⁵¹ 再生林施業規則 OAR 629-625-0140(2)。

¹⁵² 操業者は、緊急の道路再建施業を開始してから48時間以内に州森林官に連絡し、州森林官から要求があったときは、緊急事態が存在した事実を証明しなければならない。

- 紙製品製造のための繊維として販売できる樹種。
 - 施肥、栽培、灌漑、昆虫防除、病害防止、その他の集中的な農業施業。
- viii. ナッツ、果物、種子、苗床その他の農業用樹木作物の生産のために、積極的に栽培している樹木の設置、管理または伐採。
- ix. 都市化されている地域での鑑賞用、街路用または公園用の樹木の設置、管理または伐採。
- x. 単一の所有権内において、120 エーカー（52.3ha）未満の単位で行われるウェスタンレッドシダーその他のジュニパー種¹⁵³の管理及び伐採。
- xi. 防風林、河岸林または積極的に耕作された土地に隣接する日除け用の樹木の設置また管理。
- xii. 伐採作業が完了し、土地用途転換作業が開始された後の承認済みの土地用途転換のための開発。

操業者は、法令が規定する保護基準または方法と異なる代替施業¹⁵⁴の利用が合理的であると判断できるときは、代替施業計画を州森林官に申請し、州森林官が同計画を承認した後、に代替施業を実施できる。

州森林官は、林業施業法の規定及び林業施業規則と一致する結果をもたらすと評価した場合に代替施業計画を承認するので、代替施業計画には州森林官が評価できるための十分な情報が盛り込まれなくてはならない¹⁵⁵。

操業者は、州森林官が申請した代替計画を承認したときは、代替計画に掲げている全ての規定に従わなくてはならない¹⁵⁶。

オレゴン州の代替施業の対象は、林業施業規則の中で個別具体的に特定されている¹⁵⁷。代替施業計画の申請及び州森林官の承認が必ず必要な施業また活動は、次のとおりである¹⁵⁸。

- 連邦または州の機関、単科大学もしくは総合大学または民間の土地所有者によって実施されていた誠実な研究プロジェクトに係る規則または法令の適用除外または変更。
- 特定の施業の放棄または変更による環境へのダメージの削減。
- 特定の施業の放棄または変更による土壌、水質または魚もしくは野生生物の生息

¹⁵³ *Juniperus*.

¹⁵⁴ Alternate Practices.

¹⁵⁵ 再造林施業規則 OAR 629-615-0173(1)。

¹⁵⁶ 再造林施業規則 OAR 629-615-0173(4)。

¹⁵⁷ 代替施業対象は改正される頻度が高いので、法令遵守を確認するときは現行の規定を確認する必要がある。

¹⁵⁸ 再造林施業規則 OAR 629-615-0173(5)。

地の改善。

- 公共安全の提供または土地利用の変更を達成するための規則の放棄または変更¹⁵⁹。
- 郡が土地保全開発省（Land Conservation and Development Department）規則の OAR660-016-0005（土地用途の評価分析）及び OAR660-016-0010（目標達成プログラム開発）の規定に基づいて資源の現場を評価したプログラムを採用したときの資源の現場に係る規則の適用除外または変更。
- 法令で指定されている保護基準とは異なる保護基準または方法を利用した森林施業の実施。
- 単一の所有権の連続する 120 エーカー（52.3ha）の制限を超える単一の伐採タイプ 3¹⁶⁰の林区内での施業または複数の伐採タイプ 3 の林区の組み合わせにより行う施業の実施。
- 林業施業法 ORS 527.740 第 4 項の規定に掲げる樹種転換に係る適用除外規定または災害に係る伐採タイプ 3 の造林面積規制の除外¹⁶¹。
- 森林の健全性確保または公共の安全もしくは公共財産への危険回避のための小川、湖、湿地及び河岸管理地域の保護要件の変更。
- 残存林分により長期的な樹木の成長を促進する林分改良施業を実施した後の再造林要件の適用除外または変更。
- 再造林規則の目的¹⁶²を達成するときのまたは公的機関もしくは教育機関が実施する研究プロジェクトのための再造林資源蓄積基準の変更または廃止。
- 施業により再造林が必要なときに利用する天然造林。
- 天然再造林の完了期限の延長。
- 施業の結果が再造林を要するときの、資源蓄積量に占める広葉樹の割合を 20%以上とする基準を満たす目的を持つ測樹。
- 施業の結果が再造林を要するときの、資源蓄積量基準を満たす目的を持つ非在来

¹⁵⁹ 再造林施業規則 OAR 629-605-0100(2)(d)。

¹⁶⁰ 「伐採タイプ 3」とは、再造林施業規則 OAR 629-605-0175 が規定する伐採時に営巣木を残し、伐採後に再造林が必要な伐採施業またはその施業が必要な林地をいう。タイプ 3 の林区は、原則として面積が 120 エーカー（52.3ha）以内に制限されている。

¹⁶¹ 州森林官の承認により低木地もしくは藪、州森林官が火災、病虫害、風害、その他の天災もしくはその他の不測の出来事により森林管理者の土地管理能力が及ばなくなり林区の生産性及び安全性を大幅に損なうもしくは近隣の森林を危険にさらす状態であると判断した林区または 1 エーカー（0.4ha）あたり胸高直径 11 インチ（27.9 cm）以上の立木の胸高断面面積が 80 平方フィート（7.4 平方メートル）未満の広葉樹で構成されている林区を管理された針葉樹林または広葉樹林に転換するときは、伐採タイプ 3 の施業面積の上限を 120 エーカー（52.3ha）以下に制限する規定の適用を除外する規定。

¹⁶² 再造林施業規則 OAR 629-610-0000(3)。この規定が定める再造林規則の目的は、再造林施業後の立木の自然成長を確実にし、オレゴンの林地の樹木成長能力を活用したより高い蓄積を確実にするための規格を設定することにある。

種の測樹。

- 森林インセンティブプログラム参加期間における低価値林分のサルベージまたは樹種転換に係る再造林規定の一時停止。
- 森林被覆の維持と互換性がない森林開発を目的とした再造林要件の適用除外。
- 野生生物の食物区域を設定する目的による再造林要件の適用除外または変更。
- 野焼の必要性が維持しなければならないコンポーネントを保護する利点を上回る場合の河岸地域、水生地域または湿地の保護要件の変更。
- 殺菌剤または非生物科学殺虫剤の空中散布に係る保護要件の変更。
- 広い氾濫原を道路が横切る場所における暗渠のサイズの要件変更を伴う盛土高の削減。
- タイプ F の小川¹⁶³に沿った河岸管理区域の植生保護要件の変更を伴う安全上問題がある道沿いの立木の除去。
- タイプ SSBT の小川¹⁶⁴に沿った河岸管理区域の植生保護要件の変更を伴う安全上問題がある道沿いの立木の除去。
- タイプ D¹⁶⁵またはタイプ N¹⁶⁶の小川に沿った河岸管理区域の植生保護要件の変更を伴う安全上問題がある道沿いの立木の除去。
- 小川及び河岸管理区域のための現地固有の植生維持方法の利用。
- 重要な湿地のための現地固有の植生維持方法の利用。
- 森林の健全性を理由とした植生保護要件の変更。
- 申請した林業施業が資源の現場に適合しない場合の構造的・時間的例外措置。
- ミサゴ¹⁶⁷生息地の構造的変更。
- ミサゴ生息地付近での一時的な例外。
- オオアオサギ¹⁶⁸生息地の構造上の例外。
- オオアオサギ生息地付近での一時的な例外。

州森林官は、土地所有者、立木所有者または操業者が指定資源保護規則により保護が要求されている資源の近くでの施業を申請したときは、申請者及び野生生物省担当官とともに

¹⁶³ タイプ F の小川とは、魚類が生息している小川または魚類が生息し人間が水を利用している小川をいう。

¹⁶⁴ タイプ SSBT の小川とは、州森林官が中小規模のタイプ F の小川でサーモン、スチールヘッドまたはブルトラウトが生息するものまたは年間を通してこれらの魚が生息する小川として認めたものをいう。

¹⁶⁵ タイプ D の小川とは、魚類の保護を行わない水利目的のものをいう。

¹⁶⁶ タイプ N の小川とは、魚類の保護及び水利用を行わないものをいう。

¹⁶⁷ Osprey: *Pandion Pandionidae*.

¹⁶⁸ Great Blue Heron: *Ardea Ardeodae*.

現地調査を実施する¹⁶⁹。指定資源保護規則が指定している保護が必要な資源とは、本項の冒頭に保護が必要な資源現場として掲げた四つの資源である。

指定資源保護規則では、保護が必要な資源の保護目標を、林業施業が資源が所在する場所の破壊、放棄または生産性の低下を引き起こさないようにするよう定めている。州森林官は申請された施業が行われる林区内の資源を現地で特定し、申請された林業施業と保護目標の達成が矛盾しないかを検討し、保護目標の設定が必要であると判断したときは、その資源を林区内の保護対象に指定する。この指定が行われないときは林業施業規則に則った施業を行えば良いが、指定があったときは土地所有者、立木所有者または操業者は資源保護計画書を州森林官に提出して承認を得なければならない。さらに、土地所有者、立木所有者または操業者が操業中に資源を発見したときは、資源から 300ft (91.4m) 以内に残存している立木を直ちに保護するとともに州森林官に直ちに連絡し、資源保護計画を提出しなければならない¹⁷⁰。さらに 1984 年林業理事会及び魚類野生生物委員会との協力協定で指定した種または絶滅危惧種に分類されている種の生息地として州森林官が指定した場所の中またはその付近での施業については、施業を行う前に州森林官に書面による計画書を提出しなければならない¹⁷¹。

C. 伐採施業

森林の伐採は、人間が使用する木材を獲得し、森林を確立し維持する森林管理に欠かせない一部分として位置付けられている。オレゴン州の伐採規則は、その目的として森林の生産性維持、州の土壌の保全及び伐採残材の水への混入の最小化並びに野生生物及び魚類の生息地保護を確保する林業施業規格の設定を謳っている¹⁷²。

林業施業法では、伐採施業を表 5.43 の伐採施業区分の欄に掲げた三つのタイプに分類し、基本的な伐採方法を定めている¹⁷³。

¹⁶⁹ 指定資源保護規則 OAR 629-665-0020。

¹⁷⁰ 指定資源保護規則 OAR 629-665-0010。

¹⁷¹ 林業施業管理規則 OAR 629-605-109。

¹⁷² 伐採規則 OAR 629-630-0000。

¹⁷³ 林業施業法 RCW 76.09.050 及び定義規定 OAR 629-600-100。

表 5.43 伐採施業区分及び年間平均成長量区分

区 分		定 義	
伐採施業区分	タイプ 1	<p>強度の間伐または傘伐で、再造林基準資源量を下回る少数の小径木を残存させる施業。伐採施業後 2 年以内の植林または 6 年以内に成木となる播種造林が必要。営巣木を残す必要はないが、25 エーカー (10.9ha) 以上の伐区では、伐区が該当する年間平均成長量区分別に次の残存木の基準を満たさなくてはならない。</p> <p>(a) クラス I、II または III</p> <p>1 エーカー (0.4ha) あたり 50 本以上の胸高直径 11 インチ (27.9 cm) 以上の立木または同じく胸高直径 11 インチ以上の立木の胸高断面積が 33ft²(3.07 m²) 以上。</p> <p>(b) クラス IV または V</p> <p>1 エーカーあたり 30 本以上の胸高直径 11 インチ以上の立木または同じく胸高直径 11 インチ以上の立木の胸高断面積が 20ft² (1.86 m²) 以上。</p> <p>(c) クラス IV</p> <p>1 エーカーあたり 15 本以上の胸高直径 11 インチの立木または同じく胸高直径 11 インチ以上の立木の胸高断面積が 10ft² (0.93 m²) 以上。</p>	
	タイプ 2	<p>野生生物のための営巣木を残す必要はあるが、稚樹、小径木及び成木を組み合わせた十分な資源量があるため、再造林を必要としない皆伐施業。</p> <p>25 エーカー (10.9ha) 以上の伐区では、タイプ 1 の (a) から (c) までの残存木の基準を適用する。</p>	
	タイプ 3	<p>野生生物のための営巣木を残し、再造林基準資源量を下回る少数の稚樹または小径木を残した皆伐。伐採施業後 2 年以内の植林または 6 年以内に成木となる播種造林が必要。伐区の面積は、原則として 120 エーカー (52.3ha) 以下。</p> <p>25 エーカー (10.9ha) 以上の伐区では、タイプ 1 の (a) から (c) までの残存木の基準を適用するとともに、エーカーあたり樹高 30ft (9.1m) 以上、かつ、胸高直径 11 インチ以上の正常な立木または枯死木を 2 本 (50% は針葉樹)、材積 10ft³ (0.3 m³) 以上、かつ、材長 6 ft (1.8m) 以上の丸太または倒木を 2 本 (50% は針葉樹) 残さなければならない。</p>	
	区分外	<p>商業用間伐または軽度の除伐で、施業後、再造林基準資源量を上回る資源量を残す施業。施業後、タイプ 1 の (a) から (c) までの残存木の基準を満たしているときは、野生生物のための営巣木の確保の施業は必要ない。</p>	
区 分		エーカー/年	ha/年 (左欄を換算)
年間平均成長量区分	クラス I	225 ft ³ 以上	15.7 m ³ 以上
	クラス II	165~224 ft ³	11.6~15.6 m ³
	クラス III	120~164 ft ³	8.4~11.5 m ³
	クラス IV	85~119 ft ³	6.0~ 8.3 m ³
	クラス V	50~ 84 ft ³	3.5~ 5.9 m ³
	クラス VI	20~ 49 ft ³	1.4~ 3.4 m ³

注：年間平均生長量は、収穫予定量を伐採樹齢で除した材積。

資料：林業施業法 RCW 76.09.050、定義規定 OAR 629-600-100、"Land Use Planning Notes", Oregon Department Forestry, Number 3, April 1988, Updated for Clarity April 2010, p10 及び "Oregon's Forest Protection Laws", Revised Third Edition, Oregon Forest Research Institute, 2018, pp 16-17。

タイプ 1 及びタイプ 3 の伐採施業には、再造林が義務づけられ、さらにタイプ 3 の伐採施業は、野生生物のための営巣木を残す伐採施業を行わなくてはならない。タイプ 2 の林区の

伐採は、野生生物のための営巣木は残さなくてはならないが、十分な資源蓄積量を残す施業なので再造林は必要とされていない¹⁷⁴。ただし、再造林が必要とされないタイプ2の林区には、伐採施業後12か月以内に土壌の生産力に継続した安定性をもたらすための十分な植生の回復を確保する義務が課せられている¹⁷⁵。さらに25エーカー（10.9ha）以上の伐区で行うタイプ1からタイプ3までの伐採施業には、年間平均成長量区分別の残存木の基準を適用している¹⁷⁶。

なお、タイプ3の伐採の伐区の面積は、原則として最大120エーカー（52.3ha）までと規定しているが¹⁷⁷、伐区的面積を代替施業計画により最大240エーカー（104.5ha）まで拡大できる例外規定がある¹⁷⁸。

生産林の年間平均成長量区分への分類は、操業地域全体の立木成長量と資源量の測定により直接決定する方法または連邦農務省天然資源保護局（Natural Resources Service）の土壤調査情報、連邦農務省山林局の植物ガイド及びオレゴン州歳入省（Department of Revenue）のオレゴン西部サイトクラスマップを使用して間接的に決定する方法により行っている¹⁷⁹。

伐採の具体的な施業に係る規則は、「林業施業規則」に含まれる伐採施業規則で規定されている。伐採規則では、スキッピング及び集材、急傾斜地及びエロージョンが発生しやすい斜面での伐採、極積、排水システム、廃棄物処理、地滑り危険地での伐採、林地残材の除去、水域付近での架線機器の取扱い並びに水域近くの地表施設を規定している¹⁸⁰。

なお、オレゴン州では林業施業規則に含まれる水資源保護に係る規則¹⁸¹により河川及び河岸並びに水質を保護するための規定が設定され、河川や河岸の状況に応じて施業に制約が課されている。

D. 再造林施業

林業施業規則に含まれる再造林規則では、適時に行う再造林を立木の森林資源管理上、不可欠な事項と位置付け、再造林規則の目的として、森林の樹木の自由な成長を確実にすること、林地の立木成長能力を活用したより高い蓄積を確実にするための規格（再造林規格）を制定することの二点を掲げている¹⁸²。

¹⁷⁴ 林業施業法 RCW 76.09.050 及び定義規定 OAR 629-600-100。

¹⁷⁵ 再造林規則 OAR 629-610-0080。

¹⁷⁶ "Planning a Timber Harvest", Oregon Forest Research Institute, pp 16-17 (2021年1月にオレゴン州森林調査研究所ウェブサイトからダウンロードした木材伐採計画の解説書であるが、出版年月不明)。

¹⁷⁷ 林業施業法 ORS 527.740(1)。

¹⁷⁸ 林業施業管理規則 OAR 629-605-0175。

¹⁷⁹ 再造林規則 OAR 629-610-0010(2)。

¹⁸⁰ 伐採規則 OAR 629-630-0100 から OAR 629-300-800 までの条項。

¹⁸¹ 州行政規則第 629 章（林業省規則）の第 635 節、第 642 節、第 650 節及び第 660 節。

¹⁸² 再造林規格 OAR 629-610-0000(1)及び(3)。

再造林規則では、再造林適地を年間平均成長量が1 エーカー (0.4ha) あたり 20ft³ (1.4 m³) 以上の森林とし、同規則の適用対象としている¹⁸³ (表 5.43 下部の年間平均成長量区分のクラスVIの最低蓄積量)。

再造林規格の達成は、次の a 項から c 項までの年間平均成長量区分クラス別に掲げた要件のいずれかを少なくとも満たしたときに認められる¹⁸⁴。

- a. 年間平均成長量区分クラス I、クラス II 及びクラス III の林地
 - i. エーカー (0.4ha) あたり 200 本の播種による稚樹。
 - ii. エーカーあたり 120 本の商業用樹種の稚樹または小径木。
 - iii. 胸高直径 11 インチ (27.9 cm) 以上に成長した立木の胸高断面積がエーカーあたり 80ft² (7.4 m²) 以上。
 - iv. 異なる樹齢で構成されている林区については、エーカーあたり 100 本の播種による稚樹及び 60 本の商業用樹種の稚樹または小径木は、胸高直径 11 インチ以上の成木のエーカーあたり胸高断面積 40 ft² (3.7 m²) と換算し、a の i 項から iii 項までのいずれかの要件を充足。
- b. 年間平均成長量区分クラス IV 及びクラス V の林地
 - i. エーカーあたり 125 本の播種による稚樹。
 - ii. エーカーあたり 75 本の商業用樹種の稚樹または小径木。
 - iii. 胸高直径 11 インチ以上に成長した立木の胸高断面積がエーカーあたり 50ft² (4.6 m²) 以上。
 - iv. a の iv 項に同じ。
- c. 年間平均成長量区分クラス V の林地
 - i. エーカーあたり 125 本の播種による稚樹。
 - ii. エーカーあたり 75 本の商業用樹種の稚樹または小径木。
 - iii. 胸高直径 11 インチ以上に成長した立木の胸高断面積がエーカーあたり 40ft² (3.7 m²) 以上。
 - iv. a の iv 項に同じ。

再造林方法は、原則として在来種を用いた植林または播種である。天然更新による再造林は、土地所有者が州森林官に発芽に成功する根拠を添えて代替施業計画を申請する¹⁸⁵。

非在来種による再造林を行うときは、伐採施業を開始する 12 か月前までに、土地所有者が州森林官に非在来種による再造林の必要性を説明し、再造林に使用する樹種及びその樹種が再造林に適している証拠書類、その樹種が商業的林産物を生産できる証拠書類並びに

¹⁸³ 再造林規格 OAR 629-610-0010(1)。

¹⁸⁴ 再造林規格 OAR 629-610-0010。

¹⁸⁵ 再造林規則 OAR 629-610-0040(5)。

その樹種が施業地区と同様の再造林現場で正常に利用されたことを示す利用可能な研究またはフィールドテストの所見を添えた代替施業計画を提出しなければならない¹⁸⁶。

植林または播種による再造林の完了期限は、施業開始または伐採施業が始まったときのどちらか早いときから起算して、植林にあつては12か月以内、播種にあつては5年以内と定められているが、地拵えが必要なときは地拵えのための期間が12か月許容されているので¹⁸⁷、一般的には伐採開始後、植林による再造林にあつては2年、播種による造林にあつては6年とされている¹⁸⁸。

なお、天然更新による再造林の完了期限は、承認された代替施業計画に定められたものとする¹⁸⁹。

さらに、苗圃における苗木生産の失敗、サルベージ伐採後の播種不適合、極端な干ばつ、虫害、火災その他の災害及び予測できなかったまたは制御できなかった深刻な野生生物による被害その他の土地所有者のコントロールが及ばない事情があつたときは、州森林官は事情を審査した上で、再造林完了期限の延長を認めることができる¹⁹⁰。

林業施業規則に含まれる再造林規則の規定は、再造林施業区域の内、伐採施業後、適切な成木資源量が残存している場所または再造林規格を満たせない土壌もしくは現場については再造林を要しないと定めている¹⁹¹。このような伐採現場及び再造林の必要がないタイプ2の伐区では、伐採施業後、12か月以内に継続的な土壌の生産性または安定性の確保ために十分な下層植生を確保しなければならない。下層植生の確保は、植林または自然による回復により行う¹⁹²。

ここまでで報告した事項は再造林に係る規定の一般的な内容であるが、林業施業法及び林業施業規則では、一般的な規定を除外する規定が含まれているので、主要な適用除外規定を以下に列挙する。

林業施業委員会は、連邦機関、教育機関、司法立法機関、地方自治、特別な政府機関により、または私有地で行われる誠実な研究事業のために、さらにスチュワードシップ契約の対象林地における再造林並びにハイブリッドコットンウッドを含む広葉樹の植林、育林、管理また伐採のための集約的栽培、法制林及び集約的農業利用のために、一部の林業施業法規定の制限及び要件を変更または除外することがある¹⁹³。

¹⁸⁶ 伐採規則 OAR 629-610-0400。

¹⁸⁷ 伐採規則 OAR 629-610-0400(1)・(2)。

¹⁸⁸ "Oregon's Forest Protection Laws", Revised Third Edition, Oregon Forest Research Institute, 2018, p 17.

¹⁸⁹ 伐採規則 OAR 629-610-0400(5)。

¹⁹⁰ 伐採規則 OAR 629-610-0400(6)。

¹⁹¹ 伐採規則 OAR 629-610-0020(2)。。

¹⁹² 伐採規則 OAR 629-610-0080。

¹⁹³ 林業施業法 ORS 527.736(3)－(5)。対象となる規定は、伐採タイプ2または伐採タイプ3の林区に枯死木及び丸太

土地所有者が林地を開発し樹冠被覆を不要とする土地利用に変更したいときは、州森林官に代替施業計画を提出する。その計画を受理した州森林官は、土地所有者が意図した土地利用のための最小限の土地に対する再造林義務を免除する。土地所有者は土地利用変更のための施業を伐採施業完了後 12 か月以内に開始し、同じく 24 か月以内に完了した後、少なくとも歴年で 6 か年、変更後の土地利用を継続的に維持しなければならない¹⁹⁴。

林業施業法では、森林の用途区分を他の用途区分に転換する行為を制限していないが、用途転換はゾーイングの変更をとまう¹⁹⁵。土地用途ゾーイングに係る法令に基づき森林以外の用途に転換された土地については、伐採施業後の再造林義務が免除される¹⁹⁶。

なお、再造林義務は、林地の所有権を移譲するときに譲渡人は譲受人に再造林の要件を書面により通知する必要がある。この通知がなかった場合でも林地の取引は成立するが、譲受人は譲渡人に対して再造林要件を遵守するための費用を回収する適切な措置を請求できる¹⁹⁷。

E. 法令遵守の監督及び執行措置

オレゴン州の林業施業法令の法令遵守の監督は、森林管理計画並びに施業計画及び施業申請の審査と承認を基軸としているが、保護対象となっている水資源、野生生物、史跡その他の公共資産に影響が及ぶ可能性がある施業については、州森林官が施業申請の審査プロセスの一環として、または施業の適正な完了の確認のために現地を確認している。

法令上、州森林官が現地を確認する義務を負っている対象の第一は、指定資源保護規則が指定している保護が必要な資源がある場所またはその付近の林区である。林業施業規則の中の林業施業管理規則は、これらの場所での施業の申請があったとき、州森林官は土地所有者または土地所有者の代理人とともに、可能であれば操業者または野生生物省担当官とともに現場を調査すると定めている¹⁹⁸。第二の対象は、野生生物のための営巣木を残し、再造林基準資源量を下回る少数の稚樹または小径木を残した皆伐を行うタイプ 3 の伐区である。タイプ 3 の伐採に係る施業は、州有林を含む州内の全ての事業に適用される基準として州森林官が管理している¹⁹⁹。

林業施業規則に含まれる林業施業管理規則では、「考えられる全ての状況に対応できる規

を残す規定（林業施業法 ORS 527.676）、伐採タイプ 3 の制限規定（林業施業法 ORS 527.740）、伐採タイプ 3 の規模制限規定（林業施業法 ORS 527.750）及び沿道林規定（林業施業法 ORS 527.755）。

¹⁹⁴ 伐採規則 OAR 629-610-0090。

¹⁹⁵ 林業施業法 ORS 527.730。

¹⁹⁶ 林業施業法 ORS 527.760。

¹⁹⁷ 林業施業法 ORS 527.665。

¹⁹⁸ 林業施業管理規則 OAR 629-665-0020(1)。

¹⁹⁹ 林業施業法 ORS 527.736。

則の作成は困難であり、州森林官がオレゴン州全ての林業活動を監視できる可能性は低い²⁰⁰と現実的な状況を規定本文に記している。この状況を補完しているのが、オレゴン州林業省が監査と調査を通じて林業施業法令の有効性を継続的に見直す目的で実施している林業施業監視プログラムである。このプログラムの目標の一つには林業施業法令の遵守及び自主的措置の実施状況の評価が含まれ、法令遵守のモニタリングと調査が実施されている²⁰¹。

なお、法令に違反する行為の通報があったときは、州森林官が林業施業規則または代替施業計画への準拠を評価するための検査が行われている²⁰²。

5 - 4 - 2 原木の輸送に係る法令

原木の管理に焦点をおいて執行されている原木の輸送に関する制限は、連邦有林丸太の輸出及び代替の禁止に関連して行われている。

農務省山林局及び内務省土地管理局には、契約書が指定した伐区での伐採の実施、契約書で指定したルートでの丸太の搬出その他の落札者の施業が契約書を遵守しているかをモニタリングする義務が課せられている²⁰³。

山林局は、詳細については輸出規制の項で述べる森林資源保護不足緩和法が定める西経 100 度以西の隣接した州の連邦有林からの丸太の輸出禁止及び製造業者に私有林丸太を輸出しながらその私有林丸太生産地と同じ地域で生産された連邦有林丸太を購入する「代替」を禁止する規定の運用の一環として、落札者に丸太を木材販売契約エリアから搬出する前に生産した丸太の両木口を道路の路面標識に使用する塗料の耐久性に匹敵する黄色の塗料で着色するとともに「ハンマーブランド」と称される連邦有林材の刻印を施す連邦有林材識別作業を要求している²⁰⁴。ただし、山林局職員が輸出または代替のリスクが低いと判断したときはこの表示作業を省略できることになっており、太平洋沿岸南西部（カリフォルニア州）の連邦有林では直径 10 インチ（25.4 cm）以下の丸太にはこの表示作業の省略が認められている²⁰⁵。

土地管理局が管理する連邦有林材にも森林資源保護不足緩和法が定める西経 100 度以西の隣接した州の連邦有林からの丸太の輸出禁止及び輸出できる私有林丸太の代替として連邦有林丸太を用いる「代替」を禁止する規定が適用されている。土地管理局の規定は、購買者に直径 10 インチ（25.4 cm）以上の丸太を対象として、丸太を木材販売契約エリアから搬

²⁰⁰ 林業施業管理規則 OAR 629-670-0015。

²⁰¹ オレゴン州林業局ウェブサイト (<https://www.oregon.gov/odf/working/Pages/fpa.aspx>)。

²⁰² 林業施業管理規則 OAR 629-670-0100(1)及び(3)。

²⁰³ “Federal Timber Sale , Forest Service and BLM Should Review Their Regulation and Polices Related to Timber Export and Substitution”, U. S. Government Accountability Office, August, 2018. p 7.

²⁰⁴ “Chapter 2450- Timber Sale Contract Administration, Forest Service Manual 2400”, USFS, March 9, 2004.

²⁰⁵ “Chapter 20- Measuring and Accounting for Included Timber, Forest Service Manual 2409”, USFS, March 9-, 2004

出す前に生産した丸太の一方の木口に黄色の塗料で着色するとともに連邦有林材の刻印を施す連邦有林材識別のための作業の実施を定めている。ただし土地管理局では、10 本以下の丸太をトラックに積載するときには直径に係わらず全ての丸太に、11 本以上の丸太をトラックに積載するときには 10 本の丸太の一方の木口に黄色の着色と刻印による表示を施すこととしている。土地管理局の規則では、販売担当官は購買者に丸太全数に表示を施すよう厳しい措置の要求はできるが、輸出の可能性の大小に係わらず表示の省略はできないと定めている²⁰⁶。

5-4-3 輸出入に係る法令

(1) 輸出に係る法令

米国の林産物に係る輸出制限措置には、次のものがある。

- i. 1973 年絶滅危惧種法 (the Endangered Species Act of 1973)
- ii. 1990 年森林資源保護不足緩和法 (the Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act of 1990) 並びに 1993 年及び 1997 年の同法改正法。
- iii. 1897 年有機管理法 (the Organic Administration Act of 1897)

①1973 年絶滅危惧種法 (the Endangered Species Act of 1973)

1973 年絶滅危惧種法は、絶滅の危機に瀕している種²⁰⁷及び絶滅危惧種²⁰⁸が依存している生態系を保護する手段及びプログラム提供し、これらの種に該当する野生動植物の保護を目的とする連邦法²⁰⁹である。この法律では、絶滅の危機に瀕している種及び絶滅危惧種に該当する種を決定してリストを作成し²¹⁰、それらの種に係る次の行為を禁じている²¹¹。

- i. 米国への輸入または米国からの輸出。
- ii. 米国内または米国領海内での採取または捕獲。
- iii. 公海への輸送。
- iv. i 項及び ii 項に違反して捕獲した種の所有、販売、配達、運搬、輸送または出荷。
- v. 州間もしくは外国間の商取引または商業活動における配達、受領、運搬、輸送または出荷。
- vi. 州間もしくは外国間の商取引での販売または販売依頼。

²⁰⁶ “Handbook- 5420-1, Preparation for Sale, BLM Oregon Forest Product Sale Procedure Handbook”, December 1, 2016, Bureau of Land Management.

²⁰⁷ Endangered Species.

²⁰⁸ Threatened Species

²⁰⁹ 絶滅危惧種法第 2 条(b)。

²¹⁰ 絶滅危惧種法第 4 条。国際条約で保護が必要とされている種を含む。

²¹¹ 絶滅危惧種法第 9 条。

表 5.44 1973 年絶滅危惧種法登録種数

		合 計			ワシントン州、オレゴン州及びアイダホ州						
		計	絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧種	関連保護種	計	絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧種	関連保護種		
合計		1,636	1,224	342	70	585	536	46	3		
動物	小計	702	457	175	70	127	102	22	3		
	脊椎動物	計	398	236	130	32	72	52	18	2	
		両生類	36	21	15	0	1	0	1	0	
		鳥類	103	75	22	6	50	43	6	1	
		魚類	136	74	44	18	5	1	3	1	
		哺乳類	76	51	20	5	12	5	7	0	
		爬虫類	47	15	29	3	4	3	1	0	
		計	304	221	45	38	55	50	4	1	
		無脊椎動物	クモ	12	12	0	0	1	0	0	
			甲殻類	27	23	4	0	3	0	0	
			昆虫	93	74	14	5	36	33	2	1
			カタツムリ	50	36	12	2	15	13	2	0
			二枚貝	122	76	15	31	0	0	0	0
植物	小計	934	767	167	0	458	434	24	0		
	顕花植物	890	728	162	0	435	411	24	0		
	非顕花植物	計	44	39	5	0	23	23	0	0	
		針葉樹ソテツ	4	1	3	0	0	0	0	0	
		シダ類	38	36	2	0	23	23	0	0	
		地衣類	2	2	0	0	0	0	0	0	
		カリフォルニア州及びネバダ州			その他						
		計	絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧種	関連保護種	計	絶滅の危機に瀕している種	絶滅危惧種	関連保護種		
合計		291	210	77	4	760	478	219	63		
動物	小計	107	77	26	4	468	278	127	63		
	脊椎動物	計	75	51	20	4	251	133	92	26	
		両生類	11	8	3	0	24	13	11	0	
		鳥類	10	6	1	3	43	26	15	2	
		魚類	27	19	8	0	104	54	33	17	
		哺乳類	19	16	3	0	45	30	10	5	
		爬虫類	8	2	5	1	35	10	23	2	
		計	32	26	6	0	217	145	35	37	
		無脊椎動物	クモ	0	0	0	11	11	0	0	
			甲殻類	8	7	1	16	13	3	0	
			昆虫	24	19	5	33	22	7	4	
			カタツムリ	0	0	0	35	23	10	2	
			二枚貝	0	0	0	122	76	15	31	
植物	小計	184	133	51	0	292	200	92	0		
	顕花植物	182	133	49	0	273	184	89	0		
	非顕花植物	計	2	0	2	0	19	16	3	0	
		針葉樹ソテツ	2	0	2	0	2	1	1	0	
		シダ類	0	0	0	0	15	13	2	0	
		地衣類	0	0	0	0	2	2	0	0	

注：1. 「絶滅の危機に瀕している種」はEndangered Species、「絶滅危惧種」は同じくThritened Speciesをいう。
 2. 「関連保護種」とは、内務長官が指定した絶滅の危機に瀕している種及び絶滅危惧種の存続に必要な種をいい、指定された種は人為的に自然環境から隔離した上で繁殖させた後、自然に戻してこれらの種の維持及び増加を促している。
 3. 地域区分は米国魚類野生生物局の管轄区分であり、ワシントン州、オレゴン州及びアイダホ州は同局の第1管区（太平洋地域）、カリフォルニア州及びネバダ州は第8管区（南太平洋地域）に該当する。

資料：米国野生生物局のウェブサイト（<https://ecos.fws.gov/>）から2020年12月に抽出したデータ。

さらにこの法律では、ワシントン条約その他の米国が批准している国際条約が指定している保護種に対する上記箇条書きの行為も禁止している。

1973年絶滅危惧種法の主務官庁である内務省野生生物局（Fish and Wildlife Service）は、同局のウェブサイトで米国内の絶滅危惧種を検索できるシステムを設置している²¹²。このシステムから抽出したデータによれば、2020年12月現在、絶滅の危機に瀕している種は1,224種、絶滅危惧種は342種、絶滅の危機に瀕している種または絶滅危惧種の存続に必要な関連保護種が70種、合計1,636種が登録されている。登録されている1,636種の内の54%にあたる890種は顕花植物で、区別の登録種数としては最も多くなっている。

野生生物局の管区別に絶滅危惧種法による登録された種を集計すると、西部のワシントン州、オレゴン州及びアイダホ州並びにカリフォルニア州及びネバダ州に登録されている種の数876種と、登録されている種全体の54%を占めている。特にワシントン州、オレゴン州及びアイダホ州における登録種数の数が585種（登録種の36%）と多くなっている。

樹木では、4種が絶滅危惧種法のリストに掲載されている。絶滅危惧種として登録されている樹木は、フロリダ北部からジョージア南西部に分布するイチイ科のフロリダトレーヤ（*Torreya taxifolia*）、カリフォルニアに分布するヒノキ科のサンタクルーズサイプレス（*Cupressus abramsiana*）及びガウエンサイプレス（*Cupressus goveniana ssp. goveniana*）であり、絶滅の危機に瀕している種として登録されている樹木は、グアム島に分布するソテツ科のファダン（*Cycas micronesica*）である。

林業施業を監督する連邦及び州の林業施業に係る法令には、これら数多くの登録された動植物の種の他、州によっては州の固有種を保護する規定が設けられており、これらの種に影響を与えるまたは与える可能性がある施業を行うときは、これらの種の保護措置をはからなくてはならない。

②森林資源保護不足緩和法（the Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act）

米国では、公有林で生産された未加工木材の輸出が禁止されている。公有林からの未加工木材輸出禁止の法的根拠は、アラスカ州を除く州にあっては森林資源保護不足緩和法（the Forest Resources Conservation and Shortage Relief Act）、アラスカ州にあっては後述の1897年有機管理法（the Organic Administration Act of 1897）である。

現在の森林資源保護不足緩和法は、1990年に制定された法律に対して行われた1993年及び1997年の改正法を適用して執行されている²¹³。

森林資源保護不足緩和法の主要な内容は、次の二つの事項である。

²¹² <https://ecos.fws.gov/>。このウェブサイトでは、絶滅危惧種に登録されている種を州別に検索できる。

²¹³ 1993年及び1997年の改正法は、それぞれ1990年法の一部を改正する独立した法律で、改正条項だけで構成されている。

その第一は、西経 100 度以西の隣接する州²¹⁴の公有地を産地とする未加工木材の取得、販売、取引もしくは交換または輸送をする者による輸出を原則として禁止していること、第二は、この輸出規制を確実にするために、輸出が可能な私有林丸太の代替として連邦有林丸太を使用する「代替」を禁じていることである。

これら二つの手法を一組にして国内向け木材供給量を確保する政策コンセプトは、1968 年の「モース改正」から継続して現在まで継続されている。

森林資源不足緩和法成立までの背景を概略的に整理すると、次のようである。

オレゴン州選出のウエニー・モース上院議員は、日米の木材需要増加の状況を受けて 1962 年 4 月に発表された米国内加工用木材の持続的確保のためにワシントン州及びオレゴン州の西部の連邦有地で生産された未加工材の輸出量を 160 万 m³に制限する農務長官及び内務長官の共同決定 (Joint Determinations by the Secretaries of Agriculture and the Interior) の内容が輸出制限の手順を示すにとどまったため、さらに規制内容を強化してその手順を法制化する規定を 1926 年外国支援法 (the Foreign Assistance Act of 1926) に加える改正法案を連邦議会に提出し、同法案は 1968 年 10 月に可決した。

連邦有地から生産された未加工木材の輸出制限の適用地域を西経 100 度以西とすること及び代替を禁止することを要点として外国支援法に加えられたこの追加条項は、1968 年外国支援法モース改正 (Morse Amendment to the Foreign Assistance Act of 1968) と称された。このモース改正には 1971 年末までの時限があったため、1972 年からは 1970 年住宅都市開発法 (the Housing and Urban Development Act of 1970) の中の条項として組み込まれ、翌 1973 年に同法が時限を迎えるまで法的効力が継続した。

第一次オイルショックが起きる 1973 年までは、日本も米国も高水準の木材需要が続いていた。米国内では、この需要はすでに米国の木材供給能力を超える水準にあるとして、製材品を含めたさらなる木材の輸出強化を図る提案が連邦議会に多く提出された。その結果として、1973 年内務省関係機関歳出法 (the Department of Interior and Related Agencies Appropriations Acts of 1973) に条項を加える改正がなされ、米国本土の全ての連邦有林を対象に同年 10 月には輸出用連邦有林材の輸出手続に使用する予算の執行停止措置がとられた。同法に加えられた条項では、連邦有林材の輸出禁止対象地域を西経 100 度以西の隣接する 48 州に所在する米国の連邦有地とし、それまで輸出禁止の対象であったアラスカ州は同法の適用対象外となった²¹⁵。

1970 年代から 1980 年代初めまでの期間に、丸太の輸出需要が大幅に増加したため、大企業及び日本の投資家と対峙する小規模工場からは、私有林材の確保及び州有林材の競争的入札での落札が困難であるとの主張が、環境保護論者からは伐採の拡大により野生生物

²¹⁴ カナダを挟んで位置するアラスカ州及び太平洋上のハワイ州は対象外。

²¹⁵ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA Forest Service, August 1998 年, p 10.

の生息地が脅かされているとの主張がなされるようになった。この解決策として登場したのが森林資源不足緩和法である²¹⁶。

森林資源保護不足緩和法は、1990年関税貿易法（the Customs and Trade Act of 1990）の7番目の法律²¹⁷として1990年に制定、1991年1月発効し、その後、1993年と1997年に改正法案が議会で可決されて現在に至っている。同法の主務官庁は、商務省である。

1990年森林資源保護不足緩和法は、連邦議会での審議の結果、主に次の事項を議会議が認めるに至り成立している²¹⁸。

- i. 米国にとって木材は不可欠であること。
- ii. 森林、森林資源及び森林の環境は、効果的な保護を必要とする枯渇する可能性がある天然資源であること。
- iii. 西部の未加工木材の供給不足については証明できる証拠があること。
- iv. 行動をとらない限り、すでに存在する（資源の）不足が悪化する可能性があること。

さらに、1990年森林資源保護不足緩和法は、同法の目的として次の事項を掲げている²¹⁹。

- i. 森林資源の利用に影響を与える州及び連邦の資源管理計画並びに資源管理計画以外の活動または決定と連携して森林資源の保全を促進する。
- ii. 米国西部における森林資源または製品の供給不足に必要な活動を行う。
- iii. 米国に不可欠な特定の森林資源または製品の十分な供給を確保するため、1994年のGATT条約のArticle XI 2.(a)（ウルグアイラウンド協定法第2条（1）（B）に規定）に必要な活動を行う。
- iv. 米国西部の連邦地からの未加工木材の輸出を再び厳格化する連邦政策を継続し、改正するとともに、
- v. WTO協定及び多国間貿易協定に基づく米国の義務に従い、目的を達成する措置を実施する。

A. 輸出禁止の対象

現在、森林資源保護不足緩和法が輸出禁止措置の適応範囲は、米国本土の隣接する48州内の西経100度以西の全ての公有地で生産した未加工木材である。

公有地で生産した未加工材の輸出が禁止されている州は、図5.1に赤色の線で示した西経100度線がかかる州より西のアラスカ州及びハワイ州を除く西部の11州、グレートプレ

²¹⁶ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA Forest Service, August 1998年, p 15.

²¹⁷ 1990年関税貿易法は七つの法律で構成されている。

²¹⁸ 1990年関税貿易法第488条(1)から抜粋。

²¹⁹ 1997年関税貿易法第488条(2)。

ーリーの 4 州及び南部のオクラホマ州とテキサス州の計 17 州である。

この法律でいう公有地とは、私有地を除く連邦、州、地方自治体その他の公的機関が管理する土地をいう。この法律では、私有地について、「隣接した 48 州の内の西経 100 度以西の土地であり、かつ、個人により所有されているものをいう」と定義し、米国によって信託されているインディアンの部族及び個人の土地またはアラスカ先住民請求解決法（the Alaska Native Claims Settlement Act）に基づき先住民法人が保有する土地は、公有地とはみなさないと定義している。

さらに、森林資源不足緩和法では、輸出禁止対象となる未加工木材を、ウェスタンレッドシダーを除く²²⁰樹種で加工した次に掲げる物品に該当しないものと定義している²²¹。

- i. 製材品及び建築用材²²²で、四面を製材した米国製材品規格（American Lumber Standards）適合品または太平洋製材品検査局（Pacific Lumber Inspection Bureau）の輸出用の R 等級品または N 等級品で、再加工を要さないもの。
- ii. 製材品、建築用材及び再加工用のキャンツで、四面が製材してあり、米国製材品規格適合品または太平洋製材品検査局の輸出用の R または N のリストに掲載されているクリアグレードで、厚さ 12 インチ（30.5 cm）を超えないもの。
- iii. 前項に該当しない四面を製材した製材品、建築用材及び再加工用キャンツ並びにウェニーで厚さ 8.75 インチ（22.2 cm）を超えないもの。
- iv. チップ、パルプ及びパルプ製品。
- v. 合単板。
- vi. ポール及び丸棒で、杭用に先端を加工したものまたは保存処理用のもの。
- vii. こけら板。
- viii. アスペンその他の輸出用パルプ用材で、材長が 100 インチ（2.54m）を超えないもの。
- ix. 損傷木²²³を含むパルプ用材で、国内のパルプ工場またはチップ工場向けのもの。

農務省山林局は、輸出禁止措置遵守を確認するための定期的な検査を港湾で行っている²²⁴。

²²⁰ 連邦有地及び州有地で生産されたウェスタンレッドシダーの未加工材の輸出は、1979 年輸出管理法（the Export Administration Act of 1979）により禁止されているため、森林資源不足緩和法の本文ではこのような記載がなされている。

²²¹ ここまでの森林資源保護不足緩和法の定義については、2002 年連邦恒久規則第 36 隸第 11 章第 222.185 条の該当部分を要約した。

²²² Construction Timber.

²²³ Cull Logs.

²²⁴ “Forest Service and BLM Should Review Thier Regulations and Policies Related to Timber Export and Subsititution”, United States Government Accoountabilitu Office, August 2018, p 19.

米国では未加工木材の輸出を制限する法律は、1831年不法侵入防止法（the Antitrespass Law of 1831）以来、継続的に執行されてきていたが、輸出制限の適用範囲は連邦有地で生産されたものであった。1990年森林資源保護不足緩和法は、このような長い輸出規制政策の歴史の中で、初めて州有地を含む公有地で生産された未加工木材の輸出を制限した法律である。

同法の公有地からの未加工木材の輸出禁止措置規定は、輸出規制対象州の公有林の年間販売量が4億BF（180万m³）以下の州とそれを超える州で区分している。1991年当時、州有地からの未加工木材の年間販売量が4億BFを超えていた州はワシントン州のみであり、同州を除く輸出規制対象州については、商務長官の命令により1991年1月の1990年森林資源不足緩和法施行日から公有地で生産された未加工材の輸出が禁止された²²⁵。一方で、ワシントン州については、公有地からの未加工木材販売量の内、25%までの輸出を認められていた²²⁶。

しかしながら、輸出用州有林丸太販売による歳入額が大きかったワシントン州では、森林資源保護不足緩和法の規制による輸出制限が大きな問題になっていた。このため、ワシントン州の州教育天然資源委員会²²⁷及び複数の郡は、連邦法である同法の「州有林及びその他の公有林からの未加工木材の輸出禁止」の条の中の「連邦プログラムに代わる州プログラム」の項の規定に、「各州の知事また知事が指名する州の職員は、本条の目的を実施するための規則プログラムを施行する必要がある」²²⁸と州の権限に属する州有林の運営に言及する規定があったため、この規定が合衆国憲法修正条項第10条の「合衆国憲法が委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、それぞれの州または国民に留保されている」という規定に違反しているとの司法宣言を得るための訴えを連邦地方裁判所に行った。連邦地方裁判所はワシントン州州有林地からの未加工木材の輸出規制を支持する判決を下したため、ワシントン州は連邦巡回裁判所に控訴した。1993年5月にサンフランシスコの連邦第9巡回裁判所は連邦地方裁判所の判決を覆し、1990年森林資源不足緩和法の州有林及びその他の公有林からの未加工木材の輸出禁止の規定は、合衆国憲法修正条項第10条の規定に違反しているため違憲であるとの判決を全会一致で下し、違憲判決が確定した。

この違憲判決により、1990年森林資源保護不足緩和法の州有地で生産された未加工材の輸出制限措置の執行は停止されるとみられていたが、判決が出た翌月、連邦議会では森林資源保護不足緩和法を改正した1993年森林資源保護不足緩和改正法（Forest Resources Conservation and Shortage Relief Amndment Act of 1993）の法案が上院を全会一致で通過

²²⁵ 1990年関税貿易法第491条(a)(1)：USC 620c。

²²⁶ Christine L. Lane, “Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbis: Past and Presnt”, USDA Forest Service, August 1998年, p 16.

²²⁷ 州のトラスト林を管理している州委員会。

²²⁸ 1990年関税貿易法第491条(d)(2)(B)：USC 620c。

し、6月18日に大統領は6月1日に遡及して発効する法案に署名をした。

この改正法では、裁判所から違憲判決を受けた1990年森林資源保護不足緩和法の公有地からの未加工木材の輸出禁止に係る連邦政府が州知事に強制的に行う規定を州知事に裁量権を与えて輸出禁止ができるよう改めるとともに、州知事が輸出禁止を履行しなかったときは、連邦議会に輸出禁止を制定できる権限を与える規定を加えた。さらに、州有地で生産された全ての未加工木材の輸出を禁止する規定が加えられたため、それまで未加工材の輸出が可能であったワシントン州でも、公有地で生産された未加工木材の輸出が全面的に禁止された²²⁹。

なお、1997年にも1990年森林資源不足緩和法への改正が行われ、1998年に施行された。この改正内容は、ワシントン州に係る代替禁止措置を緩和し、間違い、不注意または誤りを含む全ての罰則緩和要因を考慮して、代替禁止措置に違反したときに課せられる罰則の軽減を可能にするとともに、農務省山林局の1995年の規則を停止し、1998年6月までに本改正法に則った新規の一貫性がある規則を発効するよう指示するものであった²³⁰。

B. 代替の禁止

森林資源保護不足緩和法では、公有林で生産された未加工木材の輸出禁止を確実にするために、輸出が可能な私有林丸太の代わりに連邦有林丸太を使用する「代替」を禁じている。1997年森林資源保護不足緩和法の規定では、「隣接する48州の西経100度以西にある連邦の土地に由来する未加工の木材を取得する者は、そのような木材を米国から輸出したり、輸出の目的で他の人に販売、取引、交換、またはその他の方法で輸送したりすることはできない」²³¹と規定している。同法では代替の概念に直接代替と間接代替を導入している。

i. 直接代替

森林資源保護不足緩和法の規定では、「直接代替は西経100度以西の連邦有地を産地とする未加工木材が、私有林を産地とする未加工木材の輸出の代替として用いられる場合、または、同じく連邦有地を産地とする未加工木材を購入した者が24か月以内に私有地を産地とする未加工木材を輸出した場合に生じる」²³²と記されている。

ii. 間接代替

森林資源保護不足緩和法の規定では、「西経100度以西の連邦有地を産地とする未加

²²⁹ Christine L. Lane, “Log Export and Import of the U.S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present”, USDA Forest Service, August, 1998, p 19.

²³⁰ “Forest Service and BLM Should Review Their Regulations and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accountability Office, August 2018, p 11.

²³¹ 16 U.S.C. 620a.

²³² 1990年関税貿易法第491条(a)(1) : USC 620b.

工木材は、他人から購入できない」と定めている²³³。すなわち、連邦有地で生産された未加工材の購入者には購入した未加工材の加工を義務づけ、その購入者による未加工材の販売、譲渡または交換を禁じている。

さらに 1997 年森林資源保護不足緩和法では、木材加工業者に同一の調達地域の中で、私有林材を輸出しながら連邦有林材を購入する業務を禁じている。ただし、この規定では、調達地域以外の私有林から生産された材の輸出を代替とみなしていない²³⁴。例えば、一つの企業が、ワシントン州で同州の私有林から生産された丸太を輸出し、オレゴン州東部で連邦有林材だけを原料として加工を行っている場合は、オレゴン州東部からワシントン州に丸太を輸送する経済的合理性がないので代替とはみなされない²³⁵。

調達地域は市場圏及び経済圏を考慮して農務省山林局及び内務省土地管理局が設定することになっているが、その設定状況の詳細については今回の調査調査では明らかにできなかった。森林資源保護不足緩和法の規定で特定している調達地域は一つだけあり、それは同法で「北西部私有林オープンマーケット」と規定しているワシントン州である。

2018 年に連邦会計検査局（United States Government Accountability Office）が連邦議会に提出した農務省山林局及び内務省土地管理局による連邦有地で生産された未加工木材の輸出禁止措置及び代替の禁止措置の履行状況を検査した報告書では、ワシントン州以外の調達地域については山林局または土地管理局が承認し、5 年ごとに見直しを行うことになっているが、調達地域のリストが存在せず、調達地域の見直しも 20 年間なされていない不備を指摘している²³⁶。

代替の禁止措置を確実にするための手段として行われているが、連邦有林の木材販売の入札者の資格審査における木材輸出実績の調査である。当該連邦有地と同一の調達地域内の私有林で生産された未加工材を過去 24 か月以内に輸出した者には、入札資格が与えられない。

なお、山林局と土地管理局は、木材の購買者に代替禁止措置を改めて認識させるために、木材販売契約に連邦有林材の輸出と代替禁止の認識を確認するための宣言を含めている。

前掲の連邦会計検査局の報告書では、連邦有林から生産された未加工材の輸出禁止措置及び代替禁止措置の遵守については問題が検出されなかったが、山林局、土地管理局とも内部規定及び使用している事務手続用の様式の一部を新しく施行した法令に合わせて改訂す

²³³ 1990 年関税貿易法第 491 条(b)(1) : USC 620b.

²³⁴ “Forest Service and BLM Should Review Thier Regulations and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accountability Office, August 2018, p 24.

²³⁵ “Forest Service and BLM Should Review Thier Regulations and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accountability Office, August 2018, p 16.

²³⁶ “Forest Service and BLM Should Review Thier Regulations and Policies Related to Timber Export and Substitution”, United States Government Accoountabilitu Office, August 2018, p 25.

る必要性があると指摘している。

③1897年有機管理法 (the Organic Administration Act of 1897)

1897年有機管理法は、1897年雑貨歳出法 (the Sundry Civil Expenses Appropriation Act of 1897) に含まれる法律である。1897年有機管理法は、国有林材 (連邦有林材) が生産された州または領土で使用する目的での国有林材販売を承認する一方で、州間輸出を禁止している²³⁷。

この法律は、木材の輸出を禁止しているため、木材輸出を可能にする規定が1905年年間歳出法 (the Annual Appropriation Act of 1905) に加えられ、1926年まで農務長官の裁量により国有林で生産された木材の輸出割当がなされていた。その後、1973年までの間に、木材輸出をコントロールするいくつかの法律が施行されてきたが、1973年に内務省関連機関歳出法に基づく輸出用未加工材の輸出手続への歳出停止がなされたときに、アラスカ州は輸出制限の対象に含まれなかった。このためアラスカ州については、内務省機関関連歳出法が施行されからは、1990年森林資源保護不足緩和法及びその改正法においても、アラスカ州を輸出制限の対象としなかったため、アラスカ州の連邦有林から生産された木材については、1897年有機管理法の国有林材の州間輸出を禁止する規定に基づく規制が適用されている。

④ワシントン州の丸太輸出規制

ワシントン州では、1990年森林資源保護不足緩和法により知事に公布が義務づけられたため、知事が作成した規則が丸太輸出規則 (Log Export Regulations) として運用されている。ただし、この規則は、1990年当時のブースガードナー知事が行政法典に掲載するように提出した規則で、行政手続法 (Administrative Procedure Act) の規定による採択がなされていない²³⁸。

このワシントン州の丸太輸出規則の施行日は、1990年森林資源保護不足緩和法と同じ1991年1月である。この規則は、ワシントン州政府が最新の州規則を掲載しているウェブサイト²³⁹から取得できる。しかし、行政手続法を経っていない規則であるためか、規則を構成する七つの条項は全て1992年までの発効であり、1993年と1997年の森林資源保護不足緩和改正法の改正内容が同規則の規定に反映されていない箇所がある。ただし、連邦農務省山林局の報告書によれば、輸出割当に係る部分を除けば、ウェブサイトに掲載されている情報は、連邦商務省により承認されている規則とのことである²⁴⁰。

²³⁷ 16.U. S. C. 477.

²³⁸ WAC 240-15.

²³⁹ <https://apps.leg.wa.gov/>.

²⁴⁰ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U.S. Pacific Northwest and British Columbia : Past and

ワシントン州の丸太輸出規則も、主要な目的は丸太の輸出と代替の禁止である。

この規制の対象となる丸太は、米国から輸出が禁止されている丸太の輸出、販売、取引、交換または他人への譲渡であり²⁴¹、広葉樹及びウェスタンレッドシダーは適用を除外している²⁴²。すなわち、森林資源保護不足緩和法が規制する公有林で生産された未加工木材は、米国から輸出が禁止されているものに該当する。

丸太の代替の禁止については、ワシントン州も直接代替と間接代替を禁じている。ただし、コロンビア河から東の地域については、地理的条件により私有林材の輸出が実質的に困難であるとして、代替に係る規則の適用を除外している²⁴³。

州有林材の販売入札者の資格に係る規定は、丸太輸出規定の中に設定されていないが、不適格者の入札受入れは禁止され、さらに公有地から輸出が制限されている木材の販売を契約する州機関は、州歳入省（Department of Revenue）が発行した不的確者の写しを契約書に添付することとなっている²⁴⁴。州歳入省は代替を防止するために、ウェブサイトでは不適格者及び丸太輸出規則違反による不適格者を公表している。2021年2月現在、このウェブサイトは、前者については私有林丸太を輸出している企業及びその関連会社を一件の対象として具体的な名称を、後者については「該当なし」と表示している²⁴⁵。

⑤オレゴン州の輸出規制

オレゴン州では州法により、オレゴン州の公有地に由来する未加工木材の輸出を禁止している²⁴⁶。

前述のように、州による州有地を含む公有地で生産した未加工木材の輸出を禁止する規則の制定は、1990年森林資源保護不足緩和法の要求事項であるが、オレゴン州では、それ以前の1961年から公有地で生産した未加工材の輸出を制限している。

オレゴン州の1961年の緊急法（Emergency Act）は、公有林で生産した丸太について、州間貿易に制限は設けなかったものの、米国内での一次加工を要求した。しかし、1963年2月にコロブスデーストームと称された嵐により大量の被害木が発生したときに、州内の加工工場にはこの嵐による大量の被害木を処理できる能力がなかったため、1963年に州議会は州林業省が外国への輸出許可を与えた丸太については輸出できるように緊急法を改正した。その後、この輸出制限は、1982年に行われた輸出制限の憲法違反を焦点とした裁判

Presettnt”, USDA Forest Service, August, 1998, p 29.

²⁴¹ WAC 240-15-015(1)。

²⁴² WAC 240-15-015(4)(a)。

²⁴³ WAC 240-15-015(4)(b)。

²⁴⁴ WAC 240-15-020(5)・(6)。

²⁴⁵ <https://dor.wa.gov/taxes-rates/other-taxes/forest-tax/log-export-regulations>

²⁴⁶ ORS 526.806。

闘争により強制力を持たない規制となり、その結果、1987年までに州の丸太の約40%が丸太を輸出する企業に購入されるような状況が1990年森林資源保護不足緩和法が施行されるまで続いた²⁴⁷。

現在州法として執行されている丸太の輸出規制は、1990年森林資源保護不足緩和法の規定に基づき制定されたものであるため、その内容は1990年森林資源保護不足緩和法の規定に準じている。

オレゴン州法による輸出規制の主要な点は、公有地に由来する未加工木材の輸出並びに直接代替及び間接代替の禁止である。さらに、公有地の木材販売に参加する入札者の資格要件として、過去24か月以内にオレゴン州の私有地から未加工木材を輸出していないことを定めている²⁴⁸。

この州法の未加工材に該当しない製品の定義は、1990年森林資源保護不足緩和法で定義するものに薪材を加えている。州法の定義では、薪材の材長を48インチ(1.2m)以下と定めている。

(2) 輸入に係る法令

合法性の確認に関係する林産物の輸入に係る法令の主なものは、1973年絶滅危惧手法、植物検疫に係る法令及びレイシー法である。

1973年絶滅危惧種法については、前述のように特定の種の輸入を制限または禁止している。同法は、米国内の絶滅危惧種だけでなく米国が締結している国際条約で指定している種も制限の対象としているので、注意が必要である。ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)(The Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna: CITES)には2019年現在73の樹種がリストアップされており、これらの樹種は許可がないと取引ができない。

米国の動植物防疫を担当している機関は、農務省動植物防疫局(Animal and Plant Health Inspection Service: APHIS)である。動植物防疫局は、欧州人が北米に入植して以降、北米では300件を超える害虫と病気が偶発的に持ち込まれ、樹木だけでなく農作物や家畜にも被害を及ぼしてきたため、農務省が行ってきた動植物防疫業務を専門に行う機関として1972年に設立された²⁴⁹。

設立当初、動植物検疫局は、農務省山林局と共同で、ニュージーランド産のラジアータパインとダグラスファーの丸太を対象に害虫リスク評価を行った。その結果、これらの樹種については、剥皮及び伐採後45日以内の臭化メチルによる燻蒸消毒処理を要求し、後にチリ

²⁴⁷ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U.S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA Forest Service, August, 1998, pp 30-31.

²⁴⁸ ORS 526.816.

²⁴⁹ Christine L. Lane, "Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA Forest Service, August, 1998, p45.

産丸太の輸入が開始されたため、この規制はチリ産のラジアータパインとダグラスファーの丸太にも適用できるよう改正された。1995年に動植物防疫局は木材の植物防疫措置を大幅に改正し、輸入される全ての未加工木材を消毒処理の規制対象に加えた²⁵⁰。このため現在では、米国に輸入される丸太には、剥皮、熱処理、燻蒸、ガンマ線照射その他の同局が指定する消毒処理を施さなければならない²⁵¹。

輸入が禁止または制限されている物品及び防疫措置が必要な物品については、農務省動植物検疫局のウェブサイト²⁵²で情報が公開されており、このウェブサイトでは防疫措置の詳細な情報については直接同局に問い合わせるよう呼びかけている。

レイシー法の内容については、次項で報告する。

表 5.45 輸入丸太に係る防疫規制の概要

産地	樹種	処理内容
ニュージーランド及びチリ	ラジアータパイン ダグラスファー	剥皮及び伐採後日以内に臭化メチルによる燻蒸。
カナダ及びメキシコの米国に接している州	針葉樹	剥皮及び熱処理。
米国が規定する熱帯諸国	広葉樹の丸太及び製材品	剥皮又は燻蒸。15本以上は燻蒸。
温帯地域国	温帯広葉樹	燻蒸又は剥皮した後、熱処理。
アジアの北回帰線以北・東経60度以東の地域	温帯広葉樹	輸入禁止。
ロシア東部（北回帰線以北・東経60度以東）	丸太及び製材品	剥皮及び熱処理。
上記以外の産地及び樹種		動植物検疫局が指定する消毒または害虫駆除手段による処理。

資料：APHIS, "Universal Import Option, Kiln Dried or Heat Treated Logs or Lumber", APHIS, "Tropical Hardwood Logs and Lumber(Greater Than 15 Pieces; Not Debarked)" 及び APHIS, "Temperate Hardwood logs and Lumber (With or Without Bark)並びにChristine L. lane, "Log Export and Import of the U. S. Pacific Northwest and British Columbia: Past and Present", USDA Forest Service, August, 1998, p46.

²⁵⁰ 『前掲書』 p46

²⁵¹ APHIS, "Universal Import Option, Kiln Dried or Heat Treated Logs or Lumber", APHIS, "Tropical Hardwood Logs and Lumber(Greater Than 15 Pieces; Not Debarked)" 及び APHIS, "Temperate Hardwood logs and Lumber (With or Without Bark)。

²⁵² <https://www.aphis.usda.gov/>

5-5 リスク低減への取組み

5-5-1 違法伐採対策に係る法令及びその運用状況

2019年2月に発表された連邦議会調査局の報告書によれば、米国の違法伐採対策に対応する法令は、1973年絶滅危惧種法、熱帯林保護法及びレイシー法である²⁵³。

1973年絶滅危惧種法については、すでにこれまでの項で概略を報告しているので、本項では熱帯林保護法の概要とレイシー法について報告する。

(1) 熱帯林保護法 (the Tropical Forest Conservation Act)²⁵⁴

熱帯林保護法は、違法伐採の削減を目的として、違法伐採対策が必要な熱帯林が分布する国と債務取引を行い、債務取引により生み出された資金を、債務国の伐採活動の監視、違法伐採対策要員の訓練その他の熱帯林保護事業の支援に利用するための法律である。

このような自然保護債権取引は、1990年代初めからラテンアメリカ諸国を対象とした南北アメリカイニシアティブのEIA (The Enterprise for the American Initiative) として開始されていた。

1998年以降、EIAは熱帯林保護法のプログラムに組み入れられ、同法による自然保護債権取引のプログラムはラテンアメリカを含む世界各地の適格国で実施された。14か国²⁵⁵が参加した熱帯林保護法のプログラムによる20件の協定により、米国からの債務額が少なくとも9,000万ドル削減され、熱帯林保護事業のための資金が現地通貨で3億3,940万ドル以上生み出されている。

熱帯林保護法のプログラムでは、既存の債務契約を取消した上で、債務スワップ、債務再編または債務買い戻しを行う新たな債務契約を締結し、ローン元本の利息を現地通貨により新たに設置した管理団体が監督する熱帯林基金に元本として繰り入れ、熱帯林基金の主残高及び元本からの利息を地元の保護団体また債務者である政府に熱帯林保護活動を行うための助成金として提供している。

熱帯林保護法のプログラムが実施できる債務国については、政治的基準及びマクロ経済的基準を満たす必要がある。この内、政治的基準としては、次の事項が設定されている。

- i. 民主的に選ばれた政府であること。
- ii. テロを支援しない政府であること。
- iii. 薬物管理に関する米国との協定を怠らない政府であること。
- iv. 重大な人権侵害を行わない政府であること。

²⁵³ “International Illegal Logging: Background and Issues”, Congressional Research Service, February 26, 2019.

²⁵⁴ 熱帯林保護法については、Percuze A. Sheikh, “Debt for Nature Initiatives and the Tropical Forest Conservation Act (TFCA): Stats and Implementation”, Congressional Research Service, July 24, 2018 の内容を要約して報告する。

²⁵⁵ 参加国は、バングラデシュ、ベリーズ、エルサルバドル、ペルー、フィリピン、パナマ、コロンビア、ジャマイカ、パラグアイ、ガテマラ、ボツワナ、コスタリカ、インドネシア及びブラジル。

さらに、マクロ経済的基準としては、次の事項が設定されている。

- i. 国際復興開発銀行（IBRD：International Bank for Reconstruction and Development）もしくは国際開発機関（IDA：International Development Association）または部門別調整ローンもしくはそれに相当するものを持つこと。
- ii. 国際通貨基金（IMF）とのマクロ経済協定の締結。
- iii. 米国との二国間投資条約、投資部門への融資または投資開放体制に向けた進展が証明できるような投資改革の実施。

熱帯林保護プログラムの対象となる自然保護プログラムは、次の5種類である。

- i. 公園、保護区、自然地区の設立、維持及び修復プログラム。
- ii. 公園管理者の能力向上のための訓練プログラム。
- iii. 熱帯林の中または近傍に位置するコミュニティの開発及び支援プログラム。
- iv. 持続可能な生態系及び土地管理システムの開発プログラム。
- v. 熱帯林植物及び同製品の医療品利用を促進するプログラム。
- vi. 珊瑚礁を保護するプログラム。

熱帯林保護法関連の予算は、2007会計年度分まで連邦議会から承認を受けていたが、2008会計年度に4会計年度分の予算歳出の承認が失効し、連邦議会は2013会計年度以降、予算の割当をしていなかった。

この背景としては、自然債務取引の対象となる債務が減少していること、取引額が債務国に関心を与えるほど多くないこと、熱帯林保護法を通じて熱帯林に焦点をあてる事業は多くの適格国にとって範囲が狭すぎることがあげられている。

連邦議会は、2019年に熱帯林保護法の改正と予算の承認を検討し、熱帯林保護法の事業に珊瑚礁を保護するプログラムを加え、連邦議会は2018会計年度から2021会計年度まで、毎年2,000万ドルの予算を熱帯林保護法関連プログラムに支出する承認を行っている。

（2）レイシー法（the Lacey Act）

2008年に改正されたレイシー法は、米国を代表する包括法である「農業法案」の2008年版である2008年食糧・保全・エネルギー法（the Food, Conservation, and Energy Act of 2008）を構成する複数の法律の内の一つである。

レイシー法は1900年に密猟及び狩猟が禁じられている動物を捕獲し、狩猟が禁じられていない州で捕獲した野生動物の皮や肉を販売するロンダリングに対応する法律として制定された。同法にはこれまで多くの改正が加えられてきたが、1981年の改正では違法に採取

された野生動物、魚及び植物の売買を取り締まれるように大幅な改正が加えられた²⁵⁶。

なお、レイシー法の執行権限は、内務長官、商務長官及び農務長官にあり²⁵⁷、植物の輸出入に関しては農務省動植物防疫局が主務官庁である。ただしレイシー法の執行は、この他の多くの省の権限に参与している。レイシー法の執行ができる政府機関は、山林局、税関国境保護局、沿岸警備隊、海洋漁業局、連邦捜査局、移民局など多様である²⁵⁸。さらに税関関係のデータ管理に関しては、PGA (Partner Governance Agencies) と称される農務省、保健福祉省、商務省、運輸省、法務省、内務省及び財務省で構成する作業グループがあり、連邦政府が運用しているデータベース上で、各省が要求する一般的なデータ要素が重複しないように調整を行っている。データベースに必要なデータ項目の追加決定は、PGAが行っている。

①植物の定義及び規制対象

2008年のレイシー法の改正の目的は、違法伐採を減らし輸出市場における米国産木材の価値を高め、林産物を活性化することにある。改正法案が連邦議会に提出された当時は、違法伐採がなければ合衆国の丸太、製材品、木質パネルの輸出額は年間4億6,000万ドル増加し、さらに違法伐採の停止により国内の木材生産額が上昇するので、違法伐採停止による米国企業の収益は年間約10億ドル増加すると見込まれていた。このため、2008年に行われた改正では、レイシー法の対象をより広範な植物及びその製品に拡大している²⁵⁹。

2008年に改正されたレイシー法の植物の定義は、次のとおりである²⁶⁰。

a. 植物の一般的な定義

一般的に野生の植物の構成要素(根、種子及び部位または製品を含む)をいい、天然林または人工林の木材を含む。

b. 適用除外植物(c項に掲載されているものを除く。)

- i. 一般的な品種及び木材を除く、一般的な食品作物(根、種子及び部位またはそれらの製品を含む)。
- ii. 実験室または屋外研究にのみ使用される植物遺伝物質(根、種子、胚芽及び部位またはその製品を含む)の科学的標本。
- iii. 植えられるもしくは植替えられるまたは植え残した全ての植物。

²⁵⁶ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013. 2008年改正レイシー法は、2008年食糧・保全・エネルギー法第8204条(16 Code Chapter 53)。

²⁵⁷ Prcaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, p 8.

²⁵⁸ 16 U. S. C. 3375。

²⁵⁹ Prcaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, Summary Page.

²⁶⁰ 16 U. S. C. 3371。

c. 適用除外の例外

次に掲げるものは、適用除外から除く。

- i. ワシントン条約の附属表に掲載されている種。
- ii. 1973年絶滅危惧種法が規定する絶滅の危機に瀕している種または絶滅危惧種。
- iii. 州の固有種であり、絶滅の危機に瀕している種の保全を規定する州法が定める保護種。
- iv. 木製パレットその他のこん包材で、こん包材そのものが輸入物品でないもの。

レイシー法による規制対象は、2008年の改正前は内国法及び外国法に違反した魚、野生生物の取引及び輸出入を禁じていたものの、植物については規制の対象を州法に違反して取得、所有、輸送または販売されたもの並びにワシントン条約の附属表に記載されている絶滅の危機に瀕している種及び1973年絶滅危惧種法の保護指定種の中の米国原産種に限定していた²⁶¹。

2008年のレイシー法改正の目的は、国外の違法伐採の削減にあるため、改正法には規制対象に植物保護を目的とした外国法に違反した物品及び犯罪に関係した物品を加えた²⁶²。この改正により、2008年に改正したレイシー法では次の行為を禁止している²⁶³。

- a. 連邦の法律、条約、規制またはインディアン部族法に違反した魚類、野生生物または植物の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得または購入。
- b. 少なくとも次の一に該当する行為。
 - i. 植物の保護に係る州の法律もしくは規制または外国法に違反して採取、所有、輸送もしくは販売される植物に対する次の行為。
 - 窃盗。
 - 公園、保護林その他の公的保護区域での植物の採取。
 - 正式に規制された地域での植物の採取。
 - 当局が要求する許可を取得せずに行った植物の採取。
 - ii. 州法または外国の法律もしくは規制が規定する植栽に必要な適切なロイヤリティー、税金または伐採料を支払わない採取、所有、輸送もしくは販売。
 - iii. 植物の輸出または転売を管轄する当該州の法律もしくは規制または外国法に違反した採取、所有、輸送もしくは販売。
- c. 連邦の海域及び領土内における次の行為。
 - i. 州の法律もしくは規制、外国法またはインディアン部族法に違反した魚類または

²⁶¹ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013 p5.

²⁶² “Report to Congress”, APHIS, May, 2013 p5.

²⁶³ 16 U. S. C. 3372 を要約。

- 野生動物の所持。
- ii. 植物の保護または規制に係る州の法令または外国法に違反した採取、所有、輸送もしくは販売（禁止行為は b の i 項の箇条書きに同じ）。
 - iii. b の ii 項及び iii 項の行為
 - d. 魚や野生動植物の違法な採取、取得、受領、輸送または所持のためのガイドその他のサービス提供、ライセンス発行その他の便宜供与、賄賂、販売または購入。
 - e. 次の行為に係る虚偽の記録、計測もしくは表示、故意もしくは意図的な虚偽の植物の識別または虚偽の識別により作成した表示または書類の提出。
 - i. 外国からの輸入、輸出、輸送、販売、購入または受領。
 - ii. 州間または外国との商取引における輸送。

なお、2008 年に改正したレイシー法では、「販売」の定義の範囲を拡大し、販売依頼行為（オファー）もその中に含めている。販売依頼行為に含めるものとしては、物品の販売依頼の他に、ライセンスの提供、ガイド、装備提供その他のサービスの提供及び販売許可の提供がある²⁶⁴。

②輸入申告

2008 年の改正によりレイシー法は、植物及び植物製品を輸入する業者に、一般的な輸入申告に加えて、同法が要求する事項の申告を義務づけた。

2008 年のレイシー法改正により輸入申告項目が増えたので、税関国境警備局（U. S. Customs and Border Protection）は同局が運用している輸出入電子情報管理システム²⁶⁵に上記輸入申告項目を加え、動植物検疫局は「PPQ 505 様式」と名付けた紙ベースのレイシー法が定める事項の申告を行うための様式を整備している。

なお、紙ベースの輸入申告書は、②H項で報告する税関データベースの整備が完了していない品目について任意で行う輸入申告にも使用されている。

²⁶⁴ Kristina Alexander, #The Lacey Act: Protectiong the Enveironment by Restrictiong Trade”, Congressional Reserach Service, January 14, 2014, p 3.

²⁶⁵ 米国の輸入申告の 99%は、電子申告によるものである（Prcaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014.）。

図 5.3 PPQ 505 様式 (2020 年 4 月版)

According to the Paperwork Reduction Act of 1995, an agency may not conduct or sponsor, and a person is not required to respond to, a collection of information unless it displays a valid OMB control number. The valid OMB control number for this information collection is 0579-0349. The time required to complete this information collection is estimated to average 0.5 hours per response, including the time for reviewing instructions, searching existing data sources, gathering and maintaining the data needed, and completing and reviewing the collection of information.

OMB APPROVED
0579-0349
EXP.: 04/2022

USDA UNITED STATES DEPARTMENT OF AGRICULTURE
ANIMAL AND PLANT HEALTH INSPECTION SERVICE
PLANT PROTECTION AND QUARANTINE

PLANT AND PLANT PRODUCT DECLARATION

SECTION 1 – Shipment Information

1. ESTIMATED DATE OF ARRIVAL (MM/DD/YYYY)	2. ENTRY NUMBER
3. CONTAINER NUMBER(S) <input type="checkbox"/> See Attachment	4. BILL OF LADING
6. IMPORTER'S NAME	7. CONSIGNEE'S NAME
8. IMPORTER'S ADDRESS	9. CONSIGNEE'S ADDRESS
10. DESCRIPTION OF MERCHANDISE	

SECTION 2 – Compliance with Lacey Act Requirements (16 U.S.C. 3372(f))

For each article or component of an article, provide the following:

11. HTS NUMBER <small>(no dashes/symbols)</small>	12. ENTERED VALUE	13. ARTICLE/COMPONENT OF ARTICLE	14. PLANT SCIENTIFIC NAME <small>Genus Species</small>		15. COUNTRY OF HARVEST	16. QUANTITY OF PLANT MATERIAL	17. UNIT	18. PERCENT RECYCLED

I certify under penalty of perjury that, to the best of my knowledge and belief, the information furnished is true and correct.

PREPARER'S NAME (printed)	PREPARER'S SIGNATURE	EMAIL ADDRESS	TELEPHONE NUMBER	DATE (MM/DD/YYYY)
---------------------------	----------------------	---------------	------------------	-------------------

PPQ FORM 505 APR 2020 (NOTE: Knowingly making any false statement in this Declaration for importation may subject the declarant to criminal penalties in accordance with 16 U.S.C. 3373(d)).
(Previous editions are obsolete.)

- 【記入欄注釈】**
- 1 入荷予定日
 - 2 貨物割当番号
 - 3 コンテナ番号
 - 4 船荷証券番号
 - 5 税関申告者登録番号
 - 6 輸入者名
 - 7 最終荷受人名
 - 8 輸入者所在地
 - 9 最終荷受人所在地
 - 10 商品説明
 - 11 貿易統計品目番号
 - 12 商品価額
 - 13 商品構成内容
 - 14 学名 (属・種)
 - 15 採取国
 - 16 植物製品の量
 - 17 度量単位
 - 18 リサイクル率

2008年に改正したレイシー法が定める規定上の輸入申告事項は、次のとおりである²⁶⁶。

- i. 輸入に含まれる植物の学名（属及び種）。
- ii. 輸入額及び数量の説明。
- iii. 植物の採取国（Country of Harvest）。

上記箇条書きに掲げた改正法が定める事項の要求を満たすために、次の項目が既存の輸入申告項目に新たに加えられ、運用されている²⁶⁷。

- i. 輸入物品の構成要素の説明。
- ii. 輸入物品に含まれる植物の学名（属及び種）。
- iii. PGA ライン額（レイシー法対象物品のドルベースの実質額）。
- iv. コンテナを用いているときはコンテナ識別番号²⁶⁸。
- v. 輸送手段（数量を含む）。
- vi. 植物の採取国（Country of Harvest）の国コード。

なお、輸入額及び数量の申告に使用する度量単位は、2008年のレイシー法改正を機会にメートル法（m、m²、m³）に統一することとし、bf、bm、ft³、ピースその他のメートル法ではない長さ、面積、材積または数量の単位の使用を禁じている²⁶⁹。メートル法の度量単位の使用を確実にするために、電子輸入申告システムの入力帳票は、度量単位をスクロールメニューの中から選択して使用するよう構築されている。

A. 植物の学名の取扱い

輸入物品に含まれる植物の学名は、採取国の国コード別に申告する。しかし、デューケアを行っても樹種が特定できないときは、可能性がある全ての樹種を申告する²⁷⁰。電子輸入申告を行うときは、入力帳票上のスクロールメニューから対象物品の学名または一般名を選択できる²⁷¹。

なお、SPF は、次項に掲げるように樹種としては唯一、特殊用途指定の対象になっている²⁷²。

²⁶⁶ 16 U. S. C. 3371 (f)(2)及び3372(f)(1)。

²⁶⁷ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 5.

²⁶⁸ Container Number（入荷時）/ Equipment ID（出荷時）。

²⁶⁹ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013 p 24.

²⁷⁰ 16 U. S. C. 3372(f)(2)(A)。

²⁷¹ USDA, “LAWGS, The Lacey Act Web Governance System: An Introduction”, August, 2013, p 16.

²⁷² Prcaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, p 7 及び“CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey

B. 特殊用途指定 (SUD : Special Use Designaton)

次に掲げる三つのカテゴリーに該当する複数の樹種または原料で構成している物品については、学名の申告にあたりデューケアを行っても樹種を特定できないときは、特殊用途指定 (SUD) 物品として、学名の属の欄には「Special」と記入し、種の欄には箇条書きの括弧内に記載した用語を記入できるようになっている²⁷³。

- a. 樹種のグルーピング
SPF (SPF)。
- b. 複合、リサイクルまたは再利用原料を使用した工業製品 (デューケアを通じて特定できない場合に使用)
 - i. MDF、ハードボード、OSB、切削板、紙、板紙等 (COMPOSITE)。
 - ii. リサイクル原料 (RECYCLED)。
 - iii. 再利用原料 (RECLAIMED)。
- c. その他特殊ケース
2008年改正レイシー法が施行された2008年5月22日以前に製造され、その種及び採取国をデューケアを通じても特定できない場合 (PREAMENDMENT)。

なお、SPFに含む具体的な樹種は、次の10種に限定されている²⁷⁴。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ▪ <i>Abies balsamea</i> | ▪ <i>Picea rubens</i> |
| ▪ <i>Abies lasiocarpa</i> | ▪ <i>Picea sitchensis</i> |
| ▪ <i>Picea engelmannii</i> | ▪ <i>Pinus bamksiana</i> |
| ▪ <i>Picea glauca</i> | ▪ <i>Pinus contorta</i> |
| ▪ <i>Picea mariana</i> | ▪ <i>Pinus resinosa</i> |

C. 採取国の取扱い

レイシー法は、物品が製造された原産国 (Country of Origin) ではなく、実際に植物を採取した場所を示す採取国 (Country of Harvest) の申告を要求している。レイシー法における採取国とは、植物が採取、切断、伐採または移動させられた国をいう。植物種が複数の国で採取された場合及び製品が複数の国で生産された植物原料で構成されている場合は全ての採取国を申告し、植物製品を生産するために使用された原料の採取国が不明な場合は可能性がある全ての採取国を申告する²⁷⁵。ただし、採取国である可能性がある国が10か国を超えるときは、SUDの規定により二つのアスタリスク (**) を用いて具体的な国コードに

Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 14.

²⁷³ “Lacey Act Plant and Plant Products Declaration: Species Use Declarations”, USDA, Updated June 19, 2019, P 1.

²⁷⁴ “Lacey Act Plant and Plant Products Declaration: Species Groups”, USDA APHIS Lacey Act Program.

²⁷⁵ 16 U. S. C. 3372(f)(2)(B)。

代えることができる²⁷⁶。

なお、紙または板紙でリサイクル植物原料を含む場合は、樹種または採取国に係わらず非リサイクル植物の含有量及び平均リサイクル率を申告する²⁷⁷。

D. PGA ライン額

レイシー法対象物品のドルベースの実質額を申告する。物品に含まれる採取国別の原材料の学名別の額が申請可能である場合は、その額を申告する。この情報は、植物原料の属及び種の別または採取国別の輸入総額を分析するために使用する²⁷⁸。

E. コンテナ識別番号

レイシー法対象物品の輸入にコンテナを使用する場合は、コンテナ識別番号を申告する²⁷⁹。この手続は、保税地域におけるレイシー法対象物品を積載したコンテナの入出荷の管理だけでなく、2001年9月に発生した同時多発テロ以降のテロ対策として、積出港での船積み前の24時間前までに米国の税関に申告する「24時間ルール」の手続きの一部として実施されている措置である²⁸⁰。

F. 記載事項宣言

輸入申告は輸入物品別に行われ、申告するときは「私は偽証罪を認識し、私の知識と信念を最大限活用し、提供された情報が真実で正しいことを証明します」という宣言欄に紙ベースの申告書である PQ505 様式を使用するときは署名を、電子輸入申告をするときは「Y」(Yes)を入力する。この宣言文だけを読むと、輸入申告書への記入内容または電子申告データの入力内容が正確であると宣言しているようにとらえられる。しかし、税関国境警備局のマニュアルによれば²⁸¹、輸入申告書の記載事項には Entity Address が含まれており、Entity Address は一般的には法人所在地をいうものの、Entity には「許可された物」という意味があるため、この宣言の中には合法的な物品の輸入を申告しているという意味を含め

²⁷⁶ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 15.

²⁷⁷ 16 U. S. C. 3372(f)(2)(C)。

²⁷⁸ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 23.

²⁷⁹ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 24.

²⁸⁰ “Business Rule and Process Document (Trade – External))- ACE Entry Summary (Version 9.25”, CBP, July, 2018, p 1.

²⁸¹ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 19 及び p 22.

ると解釈されている。

G. デミニス例外措置

前述のように、レイシー法では輸入する植物の学名（属及び種）、輸入額及び数量の説明並びに植物の採取国を申告するように定めているが、わずかに植物製品を含む輸入物品を適用除外とするデミニス例外措置（De Minis Exception）が設定されている。この措置の目的は、輸入業者²⁸²の負担軽減である。動植物検疫局は、2020年3月2日付の連邦政府官報によりレイシー法実行計画へのデミニス例外措置の導入を官報により公示した²⁸³。

同官報によれば、デミニス例外措置の適用対象は、「個々の製品の重量の5%を超えない植物を原料とする製品で、かつ、同じく製品の総重量が2.9 kgを超えないもの」である。ただし、次に掲げる植物原料が含まれる場合は、デミニス例外措置の適用から除外する。

- i. ワシントン条約の附属表に掲げられている種。
- ii. 1973年絶滅危惧種法の指定種。
- iii. 絶滅の危機に瀕している種の保護を規定している州法により定められた種。

動植物検疫局は、デミニス例外措置の導入と対象物品の決定方法についてパブリックコメントを募集した。

パブリックコメントでは、デミニス例外措置の導入については、少量でも違法木材を含めている可能性がある製品カテゴリーを対象としないよう求めるコメントが一部あった一方で、最小限の植物材料を含む製品の最小限の除外を確立する考えを支持するコメントが一般的であったため、動植物検疫局はこれらの二種類のコメントに同意した上でデミニス例外措置の導入を決定した。

さらに動植物検疫局は、デミニス例外措置の対象物品の決定方法について、材積または数量に基づく方法または重量に基づく方法の二つの案を検討の俎上にあげてパブリックコメントを求め、そのコメントを含めて検討した。その結果、材積または数量に基づく決定方法は、測定または算定の方法が輸入申告をするそれぞれの業者で異なる可能性があるため、重量に基づく決定方法を採用した。

動植物検疫局は、最終的に決定された「個々の製品の重量の5%を超えない植物を原料とする製品で、かつ、製品の総重量が2.9 kgを超えないもの」というデミニス例外措置の対象物品の定義の設定については、「5%を超えない」という部分は、しきい値が5%を超えるとレイシー法が目的とする違法伐採対策及び法的要求事項の実施を監視するという意図に反すると述べているだけで、明確な数値的根拠を示していない。一方で、「製品の総重量が

²⁸² ここでいう「輸入業者」とは、輸入代理店及び製品を直接輸入する卸売業者、製造業者並びに小売業者及び流通業者をいう（“Lacey Act Implementation Plan: De Minis Exception”, Federal Register, March 2, 2020）。

²⁸³ “Lacey Act Implementation Plan: De Minis Exception”, Federal Register, March 2, 2020.

2.9 kgを超えないもの」という部分については、米国で一般的に製材品の材積単位として使用されている 1 bf (Board Feet: 長 12 インチ×幅 12 インチ×厚 1 インチ=長 30.48 cm×幅 30.48 cm×厚 2.54 cm) を許容限度とし、それを比重が最も高いリグナムバイタの重量 (1 cm³あたり 1.23g) を用いて算出して導き出した「2.9 kg」をしきい値としている。

動植物防疫局では 2018 年の輸入申告の内、このデミニス例外措置が適用できる可能性がある申告が週あたり約 1,300 件あり、この申請が不要となった場合の民間部門のコストの削減額を 55 万 5,300 ドルと算定している。

官報では、デミニス例外措置が適用できる可能性がある輸入物品として、傘、杖、拳銃及び木製のボタンがついたシャツその他のアパレル商品を例示している。

H. 実行スケジュール

米国では、2008 年 12 月 15 日からレイシー法に基づく植物及び植物製品の輸入申告が義務づけられた。

しかし、前掲のように 2008 年に改訂されたレイシー法では輸入申告事項として、学名の記載、レイシー法が対象とする植物の量及び額、リサイクル原料のリサイクル率及び含有量、複合原料製品に使用している原料の量など新しい多くの事項を要求している。

植物及び植物製品の輸入申告業務の主務官庁である動植物検疫局は、レイシー法の改正によりレイシー法に基づく輸入申告を必要とする品目は、実行関税率表を構成している計 99 章の内の 59 章に存在し、5,000 品目以上の物品に係る輸入申告が毎月 100 万件以上発生すると予測した²⁸⁴。さらに、新たな申請事項に対応するために、ほとんどの輸入業者が利用している税関国境保護局が管理する輸入申告データベースを整備する必要が生じた。

これらの事情から、動植物検疫局は法的手続に係る混乱を回避するために、2008 年 10 月 8 日付官報により、2009 年 9 月 30 日までの期間を三つのフェーズに分けた植物及び植物製品の輸入申告スケジュールの初期計画を公示した。その後、このスケジュールは改訂され、フェーズ IV 以降のスケジュールの発表は、施行する少なくとも半年前までに官報及び動植物検疫局のウェブサイト²⁸⁵でなされるようになった。

同官報によれば、この段階的スケジュールの、フェーズ I は電子輸入申告システムを整備するための準備期間であり、フェーズ I の期間中のレイシー法に基づく申告は、動植物検疫局が制定した書類の申告様式 (PPQ 505 様式) を使用して任意に行うこととしている。ただし、電子輸入申告システムの利用は品目別に段階的に開始されるので、官報にはレイシー法執行当局は 2009 年 4 月以降も電子輸入申告システムが使用できるまでの期間は、手書きの申請がなくとも起訴または没収の訴訟をしない旨が記載されている²⁸⁶。

²⁸⁴ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013, p 8.

²⁸⁵ <https://www.aphis.usda.gov/>

²⁸⁶ Federal Register, Vol. 73, No. 196, October 8, 2008, Notices.

表 5.46 レイシー法輸入申告施行スケジュール（木材及び木材製品）

フェーズ I		フェーズ II		
2008年12月15日から2009年3月末まで		2009年4月1日施行		
税関国境保護局電子輸入申告システムの整備期間。レイシー法が規定する植物及び植物製品の輸入申請は、手書き用のPPQ505様式を使用して任意に提出。	HS	品 名		
		4401	鋸屑、木屑、薪材、チップ	
		4403	丸太	
		4404	たが、ポール、木製の棒、チップウッド	
		4406	枕木	
		4407	製材品	
		4408	単板	
		4409	加工木材	
		4417	木製工具、清掃用具の木部、靴の木型	
		4418	建具、建築用木工品	
フェーズ III		フェーズ IV		
2009年10月1日施行		2010年4月1日施行		
HS	品 名	HS	品 名	
4402	木炭	4421	その他の木製品	
4412	合板、ベニヤパネルその他積層木材（表面に切削板を使用したものを除く）			
4414	木製フレーム			
4419	木製の食器及び台所用品			
4420	寄木細工、棺、小像			
フェーズ V		フェーズ VI		
2015年8月6日施行		2020年10月1日施行（延期中・未実施）		
HS	品 名	HS	品 名	
4416003010	新しい樽、樽	441012	OSB	
4416003020	使用済木樽	4415	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	
4416003030	組み立てられていない木樽			
4416006010	新しいパレルの側板			
4416006020	針葉樹の新しいパレル用たが			
4416006030	新しい小径のパレルヘッド			
4416006040	針葉樹の使用済パレル側板			
4416006050	使用済のたが、針葉樹の小径のパレルヘッド			
4416009020	その他の新しい樽			
4416009040	その他の補修した樽			

注: 2021年2月現在のスケジュール。

- 資料 1 : Federal Register, Vol. 73, No. 196, October 8, 2008, Notices
 2 : Federal Register, Vol.74, No.169, September 2, 2009, Notices
 3 : Federal Register, Vol.80, No.25, February 6, 2015, Notices
 4 : Federal Register, Vol.85, No.62, March 31, 2020, Notices
 5 : "APHIS Will Delay Implementation of Phase Six of the Lacey Act Enforcement Schedule", August 4, 2020, USDA APHIS (<https://content.govdelivery.com/>)

動植物検疫局及び税関国境保護局は、パブリックコメントの募集を含む調査を行いなが

ら電子輸入申告システムの整備作業をすすめ、同システムが対応可能になった品目を段階的にレイシー法輸入申告の対象品目に加えている。

最新のレイシー法輸入申告実行スケジュールは、2020年3月31日付官報で公示され、木材製品ではOSB (H.S. 441012) 及び木製ケース等 (H.S.4415) を対象品目とする「フェーズVI」が同年10月1日から施行される予定であった²⁸⁷。しかし、「フェーズVI」の実施は、2020年8月に新型コロナウイルス感染症の蔓延を理由に延期する運びとなった²⁸⁸。後日、改めて「フェーズVI」の実施スケジュールが動植物検疫局から発表される予定とのことであるが、2021年2月現在、新たな実施スケジュールは発表されていない(表5.46)。

電子輸入申告システムの整備により、これまでに多くの木材及び木材製品がレイシー法に基づく輸入申告の対象となってきたが、複合原料製品と雑多な品目で構成されている貿易統計品目へのシステム対応には時間がかかっているようである。前表のフェーズVIまでに掲げられた品目を除く貿易統計品目第9部第44類に含まれる木材及び木材製品は、木毛及び木粉 (H.S.4405)、OSBを除く切削板 (H.S.4410)、繊維板 (H.S.4411)、表面に切削板を使用した合板 (H.S.44129906 及び H.S.44129957)、改良木材 (H.S.4413) 並びに「その他の木製品」(H.S.4421) である。

1. 輸入申告情報の運用管理とトラッキング

2018年において、米国の輸入申請の99%は電子情報取引(EDI: Electric Data Exchange)を利用した電子申請である。米国に輸入される貨物の輸入申請は、税関国境警備局が運用する輸入物品のトラッキング機能を備えたACS (Automated Commercial System) の一部である税関申請等電子処理システムであるABI (Automated Boeder Interface) システムを介して行われる。現在、税関国境警備局は、ACSを新たに設置した貿易情報の再確認及び見直しが可能で電子申請及び提出データの確認機能及びトラッキング機能を備えたACE (Automated Commercial Environment) システムに統合すべく作業を行っている。

さらに、ACEシステムは国土安全保障省が管理し、テロリスト及び犯罪者の特定並びにコンテナ貨物のデータ分析機能を備えたATS (Automated Targeting System) 並びに税関国境警備局が管理し、入国許可に係るスクリーニング決定を支援する機能を備えたTECSシステムとインターフェイスをしている²⁸⁹。

2008年のレイシー法改正によって新たに加えられた申請項目は、すでに税関国境警備局

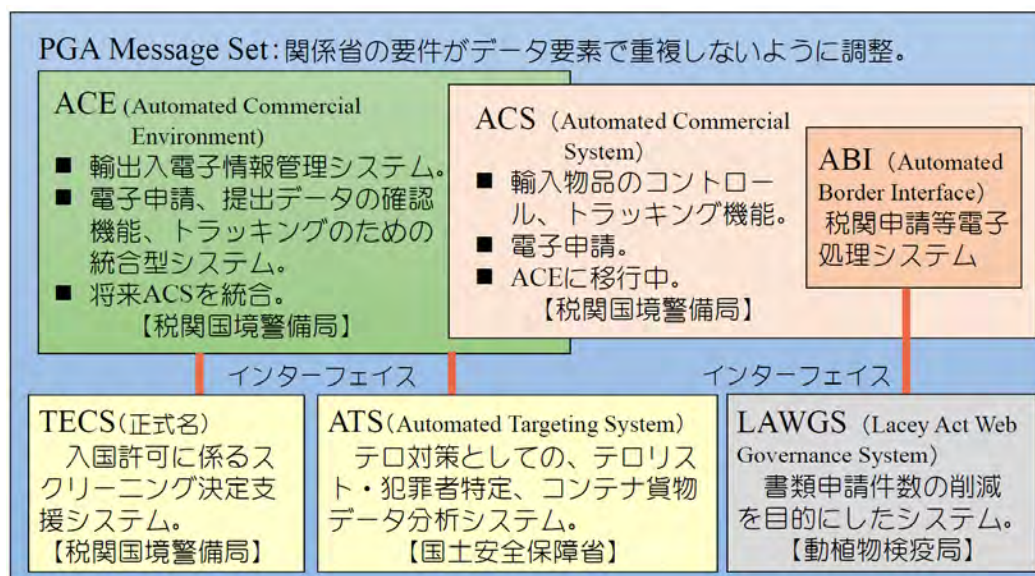
²⁸⁷ Federal Register, Vol.85, No.62, March 31, 2020, Notices.

²⁸⁸ "APHIS Will Delay Implementation of Phase Six of the Lacey Act Enforcement Schedule", August 4, 2020, USDA APHIS (<https://content.govdelivery.com/>)

²⁸⁹ "Business Rule and Process Document (Trade- External)- ACE Entry Summary (Version 9.25)", US Custom and Border Protection, July, 2018, Summary Page, p 1.

が運用している税関システムに項目を追加して、電子商取引を可能にしている²⁹⁰。システムに追加する具体的な項目は、農務省、保健福祉省、商務省、運輸省、法務省、内務省及び財務省で構成するPGA（Partner Government Agencies）が改正したレイシー法が輸入申告に要求している内容を検討した上で、既存のデータ要素との重複がないように調整しながら決定している²⁹¹。

図5.4 レイシー法輸入申告に係る米国の輸出入管理システム



注：PGA（Partner Government Agencies）：農務省、保健福祉省、商務省、運輸省、法務省、内務省及び財務省で構成された組織。

資料1：“Report to Congress”, APHIS, May, 2013, p 24.

2：“CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 5 & p 19.

3：“Lacey Act Program, Filing APHIS Lacey Data for Foreign Trade Zone (FTZ) Shipments- Interim Measures”, APHIS, November 16, 2006. P 2.

動植物検疫局はレイシー法に係る輸出申告事項を書類で提出できるように PPQ505 様式を準備した一方で、この様式の内容を電子申請するための LAWGS（Lacey Act Web Governance System）を構築している。このシステムは、税関国境警備局の ABI とインターフェイスされ前図の税関関係のネットワークと接続している。

動植物検疫局が税関国境警備局と接続できる LAWGS を開発した目的の一つ目は、税関国境警備局の職員がデータベースに手入力している紙ベースの輸入申告を削減することで

²⁹⁰ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013, p 24.

²⁹¹ “CBP and Trade Automated Interface Requirements: APHIS Lacey Act Message Set Requirements”, CBP, June, 2019, p 5 & p 19.

あり、二つ目は動植物検疫局と国境税関管理局のシステムの違い及び個人情報管理の観点から両局のシステムが直接接続できないため、動植物検疫局のレイシー法に係る輸入物品管理に生じていたタイムラグの問題を解決することにあった。動植物検疫局と税関国境警備局のシステムのインターフェイスが構築される前は、毎週水曜日に税関国境警備局が動植物検疫局に保税地区の入出荷データを CD（コンパクトディスク）で届け、動植物検疫局はこのデータを同局のシステムに入力していた。このため、動植物検疫局のシステムに入力したデータの中には、保税地区から一週間前に出荷した貨物のデータも含まれ、このタイムラグが問題視されていた²⁹²。動植物検疫局によれば、2009 年から 2012 年までの期間に、レイシー法に係る輸入申告が約 140 万件あり、この内の 13%（約 18 万 2,000 件）は、紙ベースの申告書である PPQ 505 様式による申告であった²⁹³。

さらに ACE と ACS は、輸出国の出荷者から米国内の最終荷受人までのトラッキングが可能である。レイシー法が定めた申告事項の内のコンテナに係る情報は、ACE を通じてテロ対策用のシステムである ATS でも利用できる。

③デューケアと罰則規定

デューケア（due care）とは、「一定の状況下において要求される十分な注意。常識的な分別を持った人物であれば、その状況において、当然払うべき注意。過失の存在の有無において使われる用語」²⁹⁴をいう米国の法的概念である。したがってデューケアの内容はそれぞれの人で知識や組織上の責任の程度が異なるので、違反に対する罰則はこれらの程度に応じた適用がなされる。1981 年のレイシー法改正にあたり連邦議会上院に提出された報告書は、特定の状況下で道理をつくした人が法律に違反していないことを保証するために、同様の状況下でデューケアを講じる必要があると指摘している²⁹⁵。

2008 年に改正されたレイシー法では、デューケアという用語は使われていない。しかし、その概念は罰則規定に反映されており、違反が故意であるかもしくは過失であるかまたはデューケアを実施したかもしくは実施しなかったかによって大きく罰則が異なるため、罰則を決定する上でまたは重い罪を犯さないようにする上で、デューケア実施の有無は極めて重要視されている。

取引をするときに注意を払わなくてはならない事項については、動植物検疫局が「レッ

²⁹² “Report to Congress”, APHIS, May, 2013, p 13.

²⁹³ “Report to Congress”, APHIS, May, 2013, p 10.

²⁹⁴ 福田守利著、『アメリカビジネス法辞典』、株式会社商事法務、2001 年 1 月、125 頁。

²⁹⁵ Pervaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, p 17. 原資料は、U.S. Congress, Senate Committee on Environment and Public Works, Lacey Act Amendments of 1981, report to accompany S.736, 97th Cong., 1st sess., April 27, 1981, S. Rept. 97-123 (Washington: GPO, May 21, 1981), p. 10.

ドフラッグ」として、次の事項をあげている²⁹⁶。

- i. 取引価格が一般の市場レートを大幅に下回る。
- ii. 書類をともなわない現金取引。
- iii. 無効または改ざんされた文書または許可の使用。
- iv. 通常ではない異常な販売慣行または取引。

これらに加えて、米国司法省首席弁護士のトーマス・スウィーゲル氏は、次の事項を「レッドフラッグ」の例としてあげている²⁹⁷。

- i. 賄賂の要求。
- ii. 関税または税金が含まれない価格。
- iii. 不正確な商品ラベル。
- iv. 質問に対する合理的な回答がない。

さらに 2016 年 2 月にバージニア州の大手建材流通企業のレイシー法違反事件の裁判の結審を報じた司法省が発行している『司法ニュース』²⁹⁸の紙面では、同社が認識しながら行動を起こせなかった「レッドフラッグ」として次の事項をあげている。

- i. 高リスク国からの輸入。
- ii. 合法伐採を証明する文書を提供しないサプライヤーからの購入。
- iii. 製品に関する誤った情報を提供したサプライヤーからの輸入。
- iv. 何度も提供された同一のコンセッション伐採許可書。

このような「レッドフラッグ」を回避し、デューケアの実施を証明する手段にはどのようなものがあるかについて、前掲の司法省首席弁護士のトーマス・スウィーゲル氏は、次のものをあげている²⁹⁹。

- i. 法令遵守計画の策定。
- ii. 取引業務への法令遵守計画の適用方法の文書化。
- iii. 企業を代表しているという責任感を醸成するための社員教育の実施。
- iv. サプライヤーへの訪問。

²⁹⁶ Pervaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, p 17.

²⁹⁷ Thomas W. Swewgle, “Lacey Act Amendments of 2008”, パワーポイント資料 13 頁、セミナー『世界の違法伐採対策と日本の取組』、2015 年 8 月 28 日、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム。

²⁹⁸ “Lumber Liquidators Inc. Sentenced for Illegal Importation of Hardwood and Related Environmental Crisis”, Justice News, Department of Justice, February 1, 2016..

²⁹⁹ Thomas W. Swewgle, “Lacey Act Amendments of 2008”, パワーポイント資料 14 頁。セミナー『世界の違法伐採対策と日本の取組』、2015 年 8 月 28 日、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム。

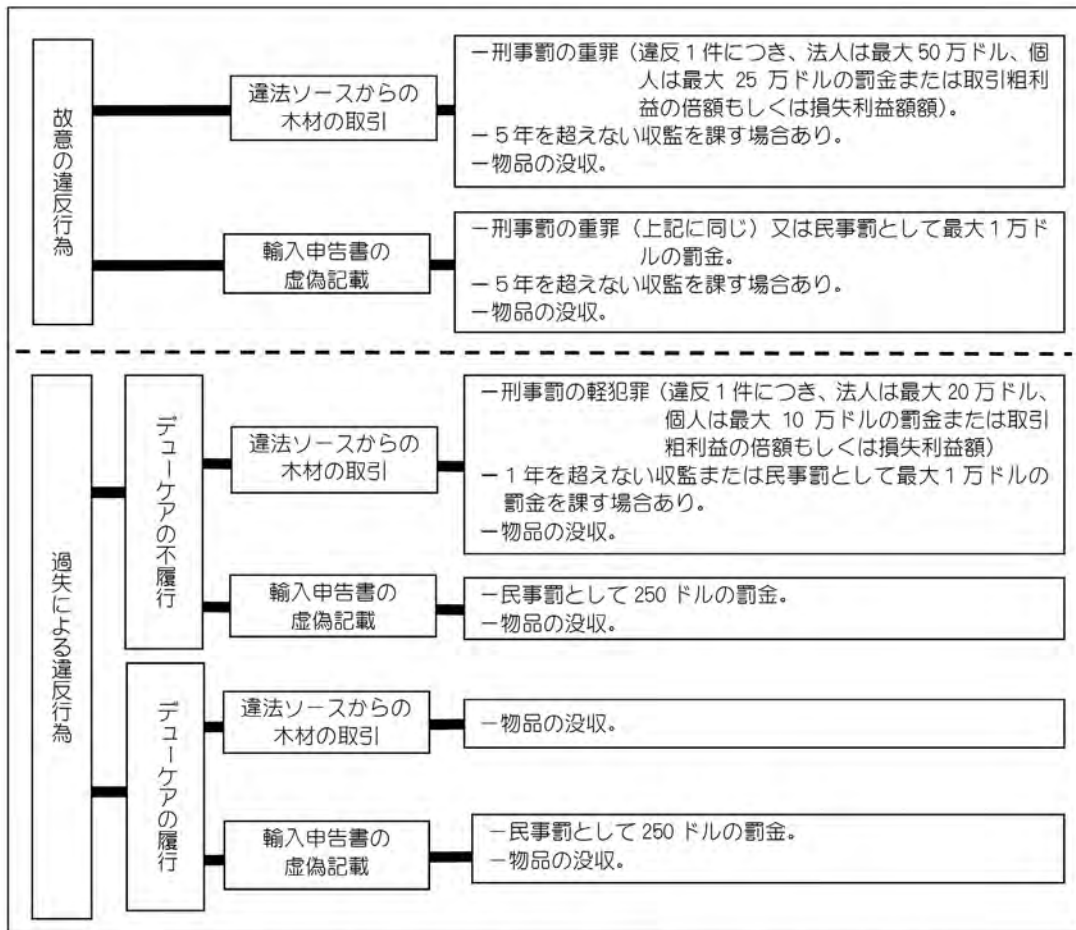
- v. 質問による合理性の追求。
- vi. 業界規格の策定とその遵守。

レイシー法における罰則は、故意による違反か過失による違反かによって大きく区分し、故意の違反の場合は、刑事罰の重罪とし、過失による違反の場合はデューケアの履行の有無と違反の内容によって罰則が区分されている（図5.5）。

違反となる行為については、違法ソースからの木材取引と輸入申告書の虚偽記載の二つに大別され、罰則内容は前者へのものが厳しい。

罰則の内容は、当然ながら故意の違反へのものが過失の違反へのものよりも重くなる。

図 5.5 レイシー法罰則規定の概要



出典：Pervase A. Sheikh, "The Lacey Act: Compliance Issues Related to Importing Plants and Plant Products", CRS Report for Congress, Congressional Research Service, July 24, 2012, p 18

量刑を決定するときにデューケアの実施の有無が検討される対象は、過失による違反行為である。デューケアを実施していれば軽い罰が、実施していなければ重い罰が課せられる。例えば、過失による違法ソースからの木材取引の違法行為に対する罰則は、デューケ

アを実施していなかった事案に対しては、刑事罰の軽犯罪を適用した罰金の他、収監がなされる場合がある一方で、デューケアを実施していた事案の場合は、物品の没収だけが適用される。

レイシー法の罰則規定では、全ての違反を対象に輸入物品の没収が行われる。罰則の中でも最も重い罰則は、故意に違法ソースからの木材取引を行った事案に対するもので、物品の没収とともに違反一件あたり法人にあっては最高 50 万ドル、個人にあっては最高 25 万ドルまたは取引粗利益の倍額もしくは損失利益額という高額な罰金が課せられ、さらに収監を命ずる場合もある。

なお、レイシー法の罰則規定は、同法が犯罪前提法 (Presiccate Act Law) であるため、他の法令に係る前提行為違反が証明されない限り適用できない³⁰⁰。

例えば、「州法が指定している狩猟禁止地区で動物の狩猟をし、その肉を販売した」場合、この文の「州法が指定している狩猟禁止地区で動物の狩猟をし」の部分は狩猟法違反 (前提法違反) であり、「その肉を販売した」の部分はレイシー法違反である。この場合は、前提法違反が存在するので、レイシー法の違反にも問える。しかし、「州法が指定している狩猟禁止地区で動物の狩猟」だけでは、レイシー法の違反には問えない。

さらに、レイシー法の禁止行為条項には、「国の法律または規制に違反して、または外国法に違反した魚類または野生動物の採取、受領、輸送及び販売」という本文がある³⁰¹。この文の場合は、「国の法律または規制に違反して、または外国法に違反した」の部分は前提法違反の内容を、「魚類または野生動物の採取、受領、輸送及び販売」の部分はレイシー法違反に該当する行為を説明している。

司法省は、レイシー法違反を摘発するときに、被疑者が前提法違反を認識していたかを確認しなければならないが、この確認作業は時に困難に直面するようである。しかし、これについて連邦第 9 巡回裁判所は、レイシー法は、違反者が違反した法律や規則の全ての詳細を知っていることを要求していない。植物または動物が、何らかの法律違反により「汚染されている」ことを認識していれば十分であると述べている³⁰²。

④レイシー法違反事例

司法省は、連邦裁判所が扱った事案の概要を同省が作成した『司法ニュース』または連邦検事局の発表をウェブサイト上で公表している。

レイシー法に係る裁判事例は多く、レイシー法違反に係る判決は毎月のように下されている。レイシー法が適用対象とする物品や行為は広いので、裁判事例の内容は多種多様で

³⁰⁰ Kristina Alexander “The Lacey Act: Protecting the Environment by Restricting Trade”, Congressional Research Service, January 14, 2014, p 7 及び p 10.

³⁰¹ 16 U. S. C. 3372(a)(2)(A).

³⁰² Kristina Alexander “The Lacey Act: Protecting the Environment by Restricting Trade”, Congressional Research Service, January 14, 2014, p 18.

ある。レイシー法違反に係る裁判事例の内容を俯瞰すると、物品別裁判事例件数としては、植物及び植物製品に係る裁判事例は極めて少なく、最も多いのは動物に係るもので、次いで多いのは水産物に係るものである。

これらの事件内容としては、保護指定を受けている魚類または野生生物の捕獲及びその販売、取引または輸送並びに許可または免許を要する種の捕獲または免許を得ないで行った捕獲及び取引または販売が多く、その他にもハンティングまたはフィッシングのガイドが顧客を狩猟または漁獲が禁じられている場所に案内する違法サービス提供、肉、魚肉その他の動物由来の製品に義務づけられている表示の偽装などがみられる。

木材に係るレイシー法違反の裁判事例として司法省のウェブサイトから収集できたのは、表 5.47 に掲げた 6 件である。これらの裁判事例の内訳は、米国内の連邦有林で発生したカエデの盗伐に係るものが 2 件、他の 4 件は外国法に違反した物品を米国に持ち込んだ事件のものである。

表 5.47 木材に係るレイシー法違反裁判事例

#	事件発生年月	判決/確定日	事件の概略	判決/結果概略	資料発行日
1	2008年から2009年まで及び2010年8月から2011年6月まで	2012年8月	インド及びマダガスカルから輸出が禁止されている製材品の輸出を依頼して輸入。輸入申告書虚偽記載。最終的にレイシー法違反として立件されたのは、マダガスカルからの製材品に係る事案。	【刑事執行協定】 罰金30万ドル、国立魚類野生生物基金に5万ドルを寄付、法令遵守プログラム実施。没収物品の内、インドからの製材品は返却。	Aug. 6, 2012
2	2011年11月・12月 2012年5月	2015年12月	三人の男性による連邦有林でのカエデの盗伐及びその謀議。	懲役15か月。 懲役6か月、保護観察3年。 その他。	Apr. 19, 2016
3	2013年	2015年10月	極東ロシアで違法伐採したモンゴリアンオーク及びミャンマー産メルバクに虚偽の表示を施し、米国に輸入。輸入申告書虚偽記載。	罰金780万ドル、コミュニティーサービスへの寄付123万ドル以上、没収及び独立監査経費315万ドル、政府承認の環境コンプライアンス計画及び独立監査の実施、保護観察5年。	Feb. 1, 2016
4	2012年から2014年まで	2016年4月	丸太の購入先が所持しているはずの州法がカエデの伐採業者に取得を義務付けている特殊林産物許可証を確認せずに盗伐された連邦有林のカエデを購入して販売。	懲役・自宅拘留各6か月。賠償金約16万ドル。	Apr. 19, 2016
5	2015年12月	(年月不明)	ペルーの禁伐樹種を伐採して作成した可能性が高い木質パレットを米国に持込み。2017年1月に没収物品を性分。	【和解協定】 没収物品の輸送・処分費用負担他。	Jan. 18, 2017
6	2010年6月から2014年10月まで	2017年9月	ペルーでブラジリアンローズウッドを無許可で伐採・輸送し、エッセンシャルオイルを製造。製造したエッセンシャルをエクアドルに輸出した上で、米国に輸出。	【答弁取引協定】 罰金50万ドル、賠償金13万5千ドル、コミュニティーサービスへの拠出12万5千ドル、保護観察5年。	Sep. 18, 2017

注：資料発行日は事案確認のために使用した資料の発表日。

資料：“Justice News”, Department of Justice / Immediate Release, the United States Attorney's Office.

A. 連邦有林材の盗伐に係る裁判事例³⁰³

前表の# 2の裁判事例は、三人の男性が謀議を行ない、2011年11月と12月及び2012年5月にワシントン州のギンフォードピチョット連邦有林でカエデの盗伐を行った事件で、農務省山林局が調査して起訴した。三人の男性は、公共財産を盗む謀議を働いた上で盗伐（窃盗）をし（前提法違反）、その材を販売したためレイシー法違反となっている。

裁判の結果、被告三人のうち一人には懲役15か月、もう一人には懲役6か月及び懲役後の保護観察3年の刑が確定した。残り一人の判決内容については、取得できた資料では判決予定日が記載されているが、その判決内容についてはウェブサイトで見つけられなかった。

前表の# 4の裁判事例は、ワシントン州内の連邦有林で盗伐されたカエデ材の密売事件の裁判事例である。

2012年4月に農務省山林局の法務執行官は製材工場の所有者であった被告と面会し、ワシントン州ではカエデの伐採業者に特殊林産物許可の取得を義務づけており、カエデ材を購入する全ての者は伐採業者が所持している特殊林産物許可書を確認しなければならないと警告した。しかし、被告はその後伐採業者に特殊林産物許可書の提示を求めずにカエデ材を購入し続け、2012年4月から2014年3月までの期間に州外の業者にカエデ製品を販売して合計49万9,414ドルの収入を得た。

この事例の場合、被告は素材業者からカエデ材を購入するときに州法が定める伐採業者が所持している特殊林産物許可書の確認義務を意図的に怠ったことが前提法違反となり、盗伐された材と知りながらカエデ材を購入し続けたこと及び取得した盗品を加工し、州外の業者に販売した行為（ロンダリング行為）がレイシー法違反となっている。

この裁判で連邦検事は、「この被告のような悪意のある工場所有者が盗伐した木材の市場を作っている限り、我々が保護した森林は危機にさらされている。被告は事実上、窃盗品を守る「フェンス」の役割をした。被告は盗難された宝石や電子機器とは異なり、公的に所有されたかけがえのない天然資源を盗んだ」と厳しい指摘をし、判決では被告に6か月の懲役、6か月の自宅拘留及び釈放後3年間の保護観察並びに違法に伐採されたカエデの密売によるレイシー法違反の賠償金として15万9,626ドルの支払いを命じている。

なお、連邦検事局西部ワシントン事務所は2016年4月16日付の緊急発表で# 2と# 4の事件の裁判結果を同じ紙面で伝えているので、二つの事件には関連性があると思われるが、この発表文書では両者の関連性について明確に記述していない。

B. ギターメーカーによる製材品不正輸入の裁判事例

前表の# 1の裁判事例は、テネシー州に所在する世界的に有名なギターメーカーによる

³⁰³ “Mill Owner Sentenced to Prison for Purchases and Sales of Stolen Figures Maple from National Forest”, Immediate Release, Western District of Washington, The United States Attorney’s Office, April 19, 2016.

ギター用原料の不正輸入をめぐるものである。

このギターメーカーは、採取国で禁止されている製材品の輸出を、サプライヤーを通じて輸出業者に依頼し、虚偽記載をした輸入申告書を使って製材品を輸入し、輸入した材料を使用して製品の製作及び販売をしていた。

この事件は、世界的に有名な企業に特殊部隊をともなった強制捜査が行われたため、社会的に衝撃を与え注目された。さらに、この事件を解決するために締結された刑事執行協定 (criminal enforcement agreement) の内容に、法令遵守プログラムの作成と実行が盛り込まれたことから、デューケアを含むレイシー法への具体的な企業対応に頭を悩ませていた木材関係者から、ギターメーカーが作成する法令遵守プログラムの内容に注目が集まった。連邦議会からの要求により調査を行う連邦議会調査局 (Congressional Research Service) も、この事件について複数の報告書を議会に提出している。

刑事執行協定の内容は、次のとおりである³⁰⁴。

- i. 米国政府は、レイシー法の刑事違反に係る起訴を延期する。
- ii. 米国政府は、ギターメーカーの認識、同社のレイシー法に基づく義務及び協力内容の履行並びに是正措置に照らして、同社が協定に基づく義務を完全に履行し、将来に渡り法律違反を犯さない限り、同社が注文、購入及び輸入したマダガスカルからのエボニー並びにインドからのエボニー及びローズウッドに関連したレイシー法違反を含む刑事告発を取り下げる。
- iii. ギターメーカーは、30万ドルの罰金を支払う。
- iv. ギターメーカーは、楽器産業で使われる樹種及びそれらの樹種が分布する森林の保護、樹種識別及び成長促進のための活動に使用する国立魚類野生生物基金 (National Fish and Wildlife Fundation) に50万ドルのコミュニティーサービスを支払う。
- v. ギターメーカーは、法令遵守の管理と手順を強化するために設計する法令遵守プログラムを実施し、司法省に18か月に2回、このプログラムの取組状況を報告する。
- vi. ギターメーカーは、民事没収訴訟に訴えた26万1,844ドルのマダガスカル産エボニーを含む犯罪捜査過程で押収された木材に対する請求を撤回する。

この刑事執行協定には、ギターメーカーが責任を受入れ、認めるための詳細な事実説明の声明が含まれている。その内容は、次のマダガスカル産エボニーに関するものである。

- i. マダガスカルのエボニーは成長が遅い樹種で、同樹種の過伐により自然環境が脅かされていると考えられる。マダガスカルの森林は、エボニーその他の樹木の合法的

³⁰⁴ 刑事執行協定の内容の出典は、"Gibson Guitar Corp. Agrees to Resolve Investigation into Lacey Act Violations", Justice News, Department of Justice, August 6, 2012.

伐採及び違法伐採により大幅に減少した。マダガスカルには貴重な固有動植物が生息している。マダガスカルでのエボニーの伐採と完成していないエボニー製品の輸出は、2006年から禁止されている。

- ii. ギターメーカーは、ギター製造のためにエボニーの製材品である指板を、マダガスカルから輸出業者を通じて購入した。ギターメーカーのサプライヤーは、2006年の輸出禁止以降もマダガスカルからエボニーを継続して受領した。マダガスカルから輸出業者は、2006年に発効された法律により、エボニーの指板を輸出する権限を持っていなかった。
- iii. 2008年にギターメーカーの従業員は、NGOが主催するマダガスカルツアーに参加した。ツアーに参加した従業員は、2006年にマダガスカルで制定された法律により、エボニーの輸出及び完成していないエボニー製品の輸出が禁止されたとの情報を得た。同従業員は、ギターメーカーのサプライヤーが木材の調達先としているマダガスカルから輸出業者の施設を訪問し、その施設内の木材がすでに押収され、移動できないことを知らされていた。同従業員は、マダガスカルからこの情報を持ち帰り、ギターメーカーで上司や他の人にこの情報を伝達したが、ギターメーカーはその情報に基づく対応をしなかった。2008年10月から2009年9月までの期間に、ギターメーカーはサプライヤーにマダガスカルからエボニーの指板を4回に渡り出荷させた。

この事件は、ギターメーカーがインドで輸出が禁止されている製材品を米国に持ち込もうとしていたことに端を発している。その調査の過程で、ギターメーカーによるマダガスカルで2006年から輸出が禁止されている製材品の同国からの輸出が明らかになり、捜査の対象に加えられた。結論を先に述べると、事件の発端になったインド産製材品については、調査をすすめたところインドの関税法に一貫性がないことが判明し、レイシー法違反を問うのに必要な前提法違反の明確な根拠がなくなり立件できなかったため、米国当局は没収したインド産製材品をギターメーカーに返却し、最終的にギターメーカーがレイシー法違反に問われたのは、マダガスカル産製材品のマダガスカルからの輸出と米国への持ち込みに係る事案であった。

以下ではこの事件の経緯について、連邦議会調査局が連邦議会に提出した報告書³⁰⁵に記載された内容を要約して報告する。

この事件は、2011年6月にテキサス州のダラス国際空港の税関国境警備局職員が到着貨物であるインド産エボニーはレイシー法に違反しているのではないかと疑いを持ち、野生生物局に照会を入れたことから発覚している。この貨物の書類の記載内容には一貫性がな

³⁰⁵ Kristina Alexander, "The Lacey Act: Protecting the Environment by Restricting Trade", Congressional Research Service, January 14, 2014, pp 14-20.

く、品目名が貿易統計品目番号とともに単板、指板及び完成した楽器部品と記載され、荷受人の欄にはドイツ及びカナダの輸入業者名とともにギターメーカーの名称が記載されていた。

野生生物局査察官並びに税関国境警備局及び動植物検疫局の専門家は当該貨物を実地検査し、この貨物の木材製品は貿易品目では製材品に分類する厚さ 10mm のインド産のエボニーであると断定した。

この貨物の荷受人は、書類上では前述の三者が記載されていたが、この調査の後にギターメーカーからレイシー法に基づく輸出申告書の提出があり、この申告により当局は当該貨物の荷受人がギターメーカーであると特定した。宣誓供述書によると、ギターメーカーが提出した輸出申告書には、貿易統計品目番号 H.S. 4407 に分類するエボニーの製材品が含まれていた。

しかし、インドでは伐採された全ての樹種について、貿易統計品目番号 H.S. 4407 に分類する製材品の輸出を例外なく禁止しているため、この貨物の輸入については、輸入関係書類の虚偽記載に加え、外国法への違反の疑いが生じた。

さらにギターメーカーが 2011 年 6 月 27 日にインドから輸入した貨物についても、税関国境警備局から野生生物局にレイシー法違反の疑いがあるとの連絡があった。出荷書類には、貨物がインド産の貿易統計品目 H.S. 4407 に分類したエボニーとローズウOODの製材品が記載されていた。書類上の荷受人としては、ギターメーカーとは異なる会社の名称が記載されていたが、野生生物局が調査したところ、正しい荷受人はギターメーカーである事実が判明した。

野生生物局が税関国境警備局と調査をすすめたところ、これら 2 件の貨物の他に、過去にギターメーカーから 11 件のインド産製材品に係る輸入申告書の提出があり、税関国境警備局のデータベースの記録もこれらがインド産のエボニーまたはローズウOODの製材品であることを示していた。

野生生物局は 2011 年 8 月にギターメーカーの加工工場、荒挽製材工場、企業所在地施設及び配送サービス施設への強制捜査を実施し、インド産のエボニー及びローズウOODの製材品とともにギターメーカーが 2008 年から 2009 年にかけて輸入したマダガスカルでは輸出が禁じられている同国産エボニー製材品を没収した。

C. 大手建材流通企業による違法伐採材輸入及び偽装表示の裁判事例³⁰⁶

前表の # 3 の裁判事例は、バージニア州を本拠地とする床板を主要製品とする大手建材流通企業によるレイシー法違反事件のものである。

³⁰⁶ この項の内容は、"Lumber Liquidators Inc. Sentenced for Illegal Importation of Hardwood and Related Environmental Crimes", Justice News, February 1, 2016"を要約し、解説を加えたものである。

2013年にこの建材流通業者は、極東ロシアから違法に伐採したモンゴリアンオーク³⁰⁷を原料とした床板を英国ウェールズ産オークと虚偽の表示をして米国に持ち込み、それを米国内で使用した。取引されたモンゴリアンオークの床板は、極東ロシアのシベリアタイガー及びアムールヒョウ生息地でもある地域で違法に伐採され、そのほとんどは中国で床板に加工したものであった。さらに調査の過程で、建材流通業社がミャンマーから輸入したメルバウ³⁰⁸を、インドネシア産マホガニーと虚偽の輸入申告をしたことも判明した。

このため、2015年10月にこの建材流通業者は、外国法違反、虚偽表示、違法な植物製品の米国での輸送及び使用並びにレイシー法輸入申請書に係る虚偽陳述により、輸入物品の虚偽陳述に係る重罪1件、レイシー法の刑犯罪4件の疑いで起訴された。

2016年2月1日に下された判決では、刑事罰金780万ドル、刑事没収額98万9,175ドル及びコミュニティーサービスへの支払額が123万ドル以上、合計1,315万ドル以上の支払いの他、5年間の保護観察、政府が承認した環境コンプライアンス計画及びその独立監査の実施並びに民事没収に係る315万ドルを超える現金の支払いが命じられた。

コミュニティーサービスへの支払金は、国家魚類野生生物基金及び野生生物局サイ・トラ保護基金（USFWS Rhinoceros and Tiger Conservation Fund）に提供された。

裁判所に提出された事実確認についてのステートメントによると、建材流通業者は繰返し自社の内部手続に従わず、2010年から2013年までの期間に、認識していた「レッドフラッグ」に対し行動を起こせなかった。

この「レッドフラッグ」には、次のものが含まれていた。

- i. 高リスク国からの輸入。
- ii. 合法伐採を証明する文書を提供しないサプライヤーからの購入。
- iii. 製品に関する誤った情報を提供したサプライヤーからの輸入。
- iv. 何度も提供された同一のコンセッション伐採許可書。

建材流通業者の従業員は、木材の供給地が遠隔で、腐敗及び違法調達のリスク負う可能性が高いと認識していた。違法リスクが高いにもかかわらず、同社はロシア極東を供給源とする中国の床板製造業者からの購入量を増やし続けた。

2013年に建材流通業者は、何回も使用されたコンセッション許可証により伐採されたロシア材製品を輸入した。その結果として、建材流通業者の輸入量は、モンゴリアンオークの合法的伐採量（許容伐採量）の9倍に達した。

調査の結果、木材の密輸企業で蔓延している一見合法とみられる政府の許可書を使用して違法に伐採を行う慣行が明らかになった。

この事件の判決は、違法な木材の輸入及びその使用に係るレイシー法違反として初めて

³⁰⁷ *Quercus mongolica*.

³⁰⁸ *Intsia palembanbica*.

の重罪判決が下ったこと、罰金を含む同業者の支払い額が合計 1,630 万ドル以上の巨額に達したこと、建材流通業者が自ら用いる政府が承認した「レイシー法コンプライアンス」と名付けた環境コンプライアンスを公表したことから大きな話題となった。

建材流通業者の環境コンプライアンスの内容については、次項で報告する。

D. 禁伐樹種の木製パレットを米国に持ち込んだ事件の裁判事例³⁰⁹

前表の # 5 の裁判事例は、ペルーの国内法で義務づけられている適切な許可を得ずにまたは承認された地域外で伐採された木材を使用して作成した疑いがある木製パレットを米国に持ち込んだ事件の裁判事例である。

この事件は、2015年12月に国土安全保障省（Department of Homeland Security）がペルーとの関税相互援助協定に基づきペルー政府から受け取った報告書に記載されていた申立てにより発覚し、24枚の木製パレットがテキサス州ヒューストン港で同省により押収された。このパレットの荷主であるオレゴン州の製材工場は、同港において関税法及びレイシー法に違反したとして国土安全保障省から訴えられた。

国土安全保障省は、農務省山林局の林産物研究所にパレットから採取したサンプルの解析を依頼し、同研究所は解析の結果、このサンプルはペルーで伐採が許可されている樹種ではないと結論付けた。

司法省は、この事件をオレゴン州の製材工場との和解により解決した（settlement agreement）。和解内容の概要は、オレゴン州の製材工場が押収物品の輸送、破壊及び処分に係る全ての費用を負担すること、米国政府はレイシー法違反の申立てに対して、さらなる民事執行措置、罰金または民事罰を行わないことというものであった。押収されたパレットは、2017年1月に国土安全保障省がヒューストン港において処分を行っている。

本件を伝える司法省のニュースでは、オレゴン州の製材工場の関税法違反の内容、同工場がこのパレットを米国に持ち込んだ経緯、そしてこのパレットは輸入物品であったのかまたは輸入物品の輸送に使用したものなのかについての記述がないので、事の詳細は不明である。しかし、事件の解決が軽い違反を解決するとき用いる和解協定によってなされ、オレゴン州の製材工場は没収物品の輸送及び処分の費用を負担するだけで罰金が課されていないことから、デューケアを実施した上での過失による違反ではないかと推測できる³¹⁰。

³⁰⁹ この項の報告は“Justice Department Reaches Agreement to Ensure Destruction of Timber Believed to Have Been Harvested in Violation of Peruvian Law”, Justice News, Department of Justice, January 18, 2017の内容を要約し解説を加えたものである。

³¹⁰ 図5-5参照。

E. エッセンシャルオイル不正輸入事件の裁判事例³¹¹

前表の# 6の裁判事例は、ユタ州のエッセンシャルオイル製造販売会社がワシントン条約の附属表に掲載されている種であるブラジリアンローズウッド³¹²を原料としたエッセンシャルオイルを不正輸入した事件のものである。

この製造販売会社の従業員及びサプライヤーと請負業者は、2010年6月から2014年10月までの期間に、ペルーにおいて必要な許可を得ずにブラジリアンローズウッドを無許可で伐採及び輸送し、これを蒸留してエッセンシャルオイルを製造した。製造したエッセンシャルオイルは、エクアドルに輸出した後、エクアドルから米国に輸出し、その一部は米国に持ち込まれていた。ペルー政府は、ワシントン条約で保護されている種の無許可の伐採、輸送及び輸出を禁じている。

当局の調査の結果、2014年11月から2016年1月までの間に、製造販売会社は米国の輸入業者を通じて、1,100kgを超えるブラジリアンローズウッドのエッセンシャルオイルを購入していた事実が明らかとなった。

さらに、事件発覚後の米国当局の調査により、製造販売会社は2015年12月にスペインのナバルで収穫された原料を使った香油を輸出に必要なワシントン条約の許可書を得ないで英国に輸出した事実も明らかになった。製造販売会社は、2016年3月に香油を英国に輸出した後にワシントン条約の許可書を申請していた。それ以前に製造販売会社は、香油をワシントン条約の許可を取得した英国の会社から輸入したが、その製品が不十分であるとして英国の会社に返品していた。

2017年9月に製造販売会社は1973年絶滅危惧種法及びレイシー法違反による有罪を認め、答弁取引協定(plea agreement)を連邦政府と締結した。

この協定に基づき、製造販売会社の罰金50万ドル、賠償金13万5,000ドル、エッセンシャルオイルに使用される保護対象植物の保護に係るコミュニティーサービス12万5,000ドルの支払いが確定し、さらに5年間の保護観察期間が宣告されるとともに、特別な条件として、企業コンプライアンス計画の実施及び監査並びに有罪判決に関する声明の公表が義務づけられた。

5-5-2 民間のリスク低減に係る取組み実施事例

米国でも大手林産物企業を中心に、取扱林産物への違法伐採木材の混入の確実な防止及び違法伐採木材の取扱いがないことを第三者に示す目的で、サプライチェーン管理の強化がはかられている。サプライチェーン管理については、自社内での法令遵守の強化に加

³¹¹ この項の報告は“Essential Oils Company Sentenced for Lacey Act and Endangered Species Act Violations to Pay \$760,000 in Fines, Forfeiture, and Community Service, and to Implement a Comprehensive Compliance Plan”, Justice News, Department of Justice, September 18, 2017の内容を要約し解説を加えたものである。

³¹² *Aniba roseaodora*.

え、サプライヤーに対する審査を厳格化し、サプライヤーへの法令及び企業の調達方針の遵守に関するトレーニング機会の提供、登録制によるサプライヤー管理、サプライヤーのモニタリング及び監査の強化、林産物企業から伐採地までのトラッキング及び流通過程全体の合法性確認などを実施している事例がある。

以下では、林産物企業がサプライチェーンを強化する現在の状況に至るまでの経緯の一端として、レイシー法に係るサプライチェーン管理の事例を紹介する。

レイシー法のデューケアと EUTR のデューデリジェンスの内容には類似点があるものの、2008年に改正したレイシー法には、EUTRが求めている CoC 情報及びリスク低減の算定に係る規定がないといわれている³¹³。しかしながら、デューケア実施の具体的な意味は、サプライチェーン管理にあると解釈できるため、2008年のレイシー法改正がなされてから、法令遵守をするためのサプライチェーン管理の内容と実施をめぐり輸入林産物を取扱う業者を中心に林産業界でも混乱が生じていた。

このような状況の中で木材輸入関係者は、前項に掲げた裁判によって被告に作成と履行が義務づけられた二つのプログラムに注目した。その一つ目は、ギターメーカーのレイシー法違反事件の解決のために、ギターメーカーと政府が締結した刑事執行協定の中で実施が定められた法令遵守プログラムである。二つ目は、ギターメーカーの事件後に発生した大手建材流通企業のレイシー法違反裁判において、裁判所が命じた政府が承認のしたサプライチェーン管理を含む環境コンプライアンス計画である。

さらに化粧板広葉樹協会 (Decorative Hardwood Association)³¹⁴は、ギターメーカーの法令遵守プログラム及び大手建材流通企業の環境コンプライアンス計画を参考にして、「合法木材の購入及び供給源を確立するデューデリジェンスのための米国標準化協会認定規格」(American National Standard for Due Diligence in Procuring/Sourcing Legal Timber: ANS LTDD 1.0 2015)をデューデリジェンスを実施するためのツールとして開発している。

なお注意を要するのは、これらの事例は、あくまでも企業が設定したまたは団体が推奨しているシステムの「事例」であり、米国で輸入木材を取扱う全ての者がこのような基準を設定し、実施しているわけではないという点である。

2017年に林野庁が実施した調査報告書では、大手建材流通企業のコンプライアンス計画は「デューデリジェンスを実行するための「good example」であるが、すべての企業にやらせようとしたものではない。司法省の基本的な立場は、それぞれの事業者が、できる範囲で対処することを求めており、大企業と小企業では求める内容は異なる」³¹⁵という連邦

³¹³ Pervaze A. Shekh, “The Lacey Act: Compliance Issue Related to Importing Plant and Plant Products”, Congressional Research Service, February 25, 2014, p 19.

³¹⁴ 旧称、広葉樹合単板協会 (Hardwood Plywood and Veneer Association)。

³¹⁵ 『海外現地調査報告書』、林野庁平成 28 年度「グリーンウッド法」体制整備等事業、4-31 頁。

政府職員のコメントを報告している。この引用箇所は、輸入業を行う者のデューケアへの対応の実態をも表しており、林産物取扱企業においても同様である。

この点は、個別の林産物取扱企業がウェブサイト上で提供しているレイシー法への対応またはデューケアに関する情報の種類が企業によって様々であることから伺える。林産物取扱企業のレイシー法への対応を示すウェブサイトの情報は、概ね次のように分類できる。

- a. 何も掲載していない。
 - i. ウェブサイト上にレイシー法またはデューケアへの対応に関する情報を全く掲載していない。
 - ii. 大企業の場合は、ウェブサイトで公表している年次報告書において、法令遵守またはサプライチェーン管理もしくは資材調達に係る事項は記しているが、デューケアその他のレイシー法に係る事項はこれらの中に含む扱いとし、レイシー法に特化した記述がない。
- b. レイシー法遵守の宣言だけを公表。

企業の代表者の署名を入れたレイシー法を遵守するステートメントだけを公表しているもの。
- c. レイシー法遵守の宣言とレイシー法の解説を掲載。

レイシー法を遵守した企業活動を行っていると言明し、同法の概要を解説し、林産物を取扱うときには2008年からレイシー法が適用されると関係者に注意を促しているもの。

一般的に林産物取扱企業の個別のウェブサイトから取得できるデューケアの情報は、極めて限られていたが、床板の生産企業及び流通企業にあつては大手建材流通企業の、化粧品販売業者にあつてはエッセンシャルオイル製造販売企業のレイシー法違反を受けて、レイシー法を遵守している旨の情報をウェブサイトで発信している企業が散見できる。ウェブサイトでレイシー法の遵守に特化した管理システムの情報を掲載している企業は、前項の裁判事例に掲げた大手建材流通会社及びエッセンシャルオイル製造販売会社並びにこれらの同業企業である。

(1) ギターメーカーの法令遵守プログラム

ギターメーカーの法令遵守プログラムは、現在、同社のウェブサイト上では公開されていない。しかし、経営コンサルタント会社³¹⁶、床板メーカー³¹⁷などのウェブサイトに、ギ

³¹⁶ Thomas R.Fox, "Compliance in the Supply Chain - The Lesson of Gibson Guitar and the Lacey Act", Lexis Nexis', August 11, 2012 (<https://www.lexisnexis.com/>) .

³¹⁷ Cherry Lumber Outlet 社ウェブサイト (<https://www.cherrylumberoutlet.com/>) .

ギターメーカーの法令遵守プログラムを紹介した記事が掲載され、それらの内容が整合しているので報告する。

ギターメーカーの法令遵守プログラムでは、従業員は木材製品を購入する前に、サプライチェーンを評価するデューケアを実施する必要があると述べた上で、次の7項目の手順の実行を掲げている。

- i. ギターメーカーの方針についてサプライヤーと連絡をとり、法令遵守プログラムが実施できないサプライヤーを確認する。
- ii. サプライヤー及び木材の出所について問い合わせをする。
- iii. リスクが高い出所を特定する独立した調査を実施する。
- iv. 購入する前に、問い合わせた木材が合法的に伐採されたことを示す文書を要求する。
- v. 確認した全ての情報に基づき、合理的に購入を判断する。
- vi. 各手順の記録を文書化して保管する。
- vii. 上記の手順のいずれかに不確実性があるときは、取引を進めない。

この法令遵守プログラムには、外国公務員に対する贈収賄行為などの禁止し、違反者を処罰し、企業に適正な帳簿記録保管義務及び内部統制システムの構築を義務付けた海外腐敗行為防止法（the Foreign Corrupt Practices Act of 1977）に基づく次の手順が含まれている³¹⁸。

- i. 業務をともに行っている輸入業者または輸出業者の法律違反を発見したときは、その業者との取引を停止し、必要に応じて関係当局に通報する。
- ii. サプライヤーに関連法遵守を証明するための第三者との協働を推奨する。
- iii. これらの実施を強化するために、持続可能な調達を専門とする機関と協働する。
- iv. サプライヤーに対するデューデリジェンスを少なくとも年一回実施するとともに、サプライヤーが政府の違反者監視リストに含まれていないか確認する。
- v. サプライチェーンの業務、方針及び手順の監査を毎年実施する。
- vi. 従業員を対象に法令遵守プログラムの訓練を実施する。
- vii. 法令遵守プログラムの記録を5年間保管する。
- viii. 法令遵守プログラムに違反した従業員を懲戒し、懲戒に関連する記録を保管する。

（2）大手建材流通企業の環境コンプライアンス計画

レイシー法違反で有罪判決を受けた大手建材流通企業には、その判決により政府が承認

³¹⁸ 前々の注に同じ。

する環境コンプライアンス計画の作成及び実行が命ぜられた。この環境コンプライアンス計画は「レイシー法遵守フレームワーク」との題が付けられ、同社がウェブサイトで公表している。同社のレイシー法遵守フレームワークの内容は、次のとおりである。

① 法令遵守の目的

当社は全ての直接及び間接の系列会社を含めて適正な一般企業であり、業務に適用される法律及び規則の遵守をコミットしている。当社はこのコミットメントを満たすために、手続きと手順を継続的に改善する取組みの一環として、第三者である専門家と協議の上、当社が関連する方針を更新し、改訂する。当社は産業界のリーダーとして、絶滅の危機に瀕している森林の種の保全及び保護の方策を探り、将来の天然資源の危機に対する自己防衛を行う。レイシー法を含む関連法の遵守は、透明、かつ、合法で持続可能なサプライチェーンの重要な構成要素である。

この文書の目的は、合法的な木材の調達、正確な報告及び正確な表示を確実にするフレームワークの確立にある。包括的なレイシー法遵守プログラムの一部として、当社は次に掲げる規則を実施するための手順と文書を開発する。したがってこの文書では、当社が基準を満たすために利用する特定の手順とは対照的に、最小限の基準のみを掲げる。

② 法律の背景

レイシー法の概要及び罰則規定（略）。

③ プログラムの権限とガバナンス

当社は、全ての従業員が、当社が関連する全ての制度と同様に、レイシー法の要求事項の遵守への責任を確認するための業務行動規範及び倫理規定を実施し、これを継続する。レイシー法その他の法律の遵守を保障する主な責任が当社にあるため、各部門の従業員は、問題が生じたときは手順を進める前に法務・法令遵守担当者に相談しなければならない。

法務・法令遵守部門のリーダーは、従業員及び第三者による必要な全ての法令遵守の手続きの実施を保証する責任を負う。

当社の最高法令遵守責任者（CCO）は、レイシー法及び関連規則の要件に対応するための当社のプログラムの監督を担当し、その結果を最高経営責任者（CEO）に直接報告する。最高法令遵守責任者は、少なくとも年一回、法令遵守に係る定期的な報告を取締役会の委員会に直接報告するとともに、取締役会及び委員会にいつでも報告できる権限を有する。

独立してレイシー法の要件への達成に焦点をあてた業務を行うレイシーチームは、最高法令遵守責任者に直接報告を行う権限を有し、さらに同チームに最高法令遵守責

任者を含める場合がある。レイシーチームのメンバーの内の一人は、概ね5年以上の林業または木材関係の経験があり、かつ、米国を拠点としている従業員とする。レイシーチームは、他の業務部門と調整し、レイシー法遵守プログラム及びその関連手順の要求を満たさなければならない。各業務部門には、レイシーチームが指定した同チームとの連絡担当者を配する必要がある。

④ デューケアとデューデリジェンス

当社は、店舗で販売している商品及び取引先の個人または組織に係る情報についての調査、見直しまたは検証を通じてデューケア及びモニタリングを行う。デューケアの一般的手順は、次の4段階とする。

- i. リスク評価。
- ii. 売手の検証または評価。
- iii. 発注者の見直し。
- iv. 監査またはモニタリング。

これらに加え、従業員にレイシー法違反の潜在的懸念を報告する訓練及び手段を提供してデューケアを実施する。デューケアの実施を確保するための各手順は、全て記録する。

⑤ リスク評価

レイシー法遵守プログラムを含む当社の法令遵守プログラムの多様な要素の実行には、リスクベースアプローチを用いる。

- A. リスク評価は、次の各項に掲げる対象及びスケジュールにより行う。
 - a. 米国以外の地域を供給先とする木材製品を取扱う新規のサプライヤーについては、木材製品を米国に輸入または出荷する前までに実施する。
 - b. アジアまたは南アメリカに所在する既存のサプライヤーについては、2016年3月1日までに実施する。
 - c. アフリカ、中央アメリカまたはメキシコに所在する既存のサプライヤーについては、2016年6月1日までに実施する。
 - d. 上記以外の新規または既存のサプライヤーについては、2017年3月31日までに実施する。
 - e. 既存の木材製品サプライヤーのワシントン条約の附属表に掲載されているリスクが高い製品または植物を含む生産ラインもしくは荷口については、米国への船積または出荷の前に実施する。ただし、過去12か月以内に完全なリスク評価を受けているサプライヤーについては、新しい製品ラインまたは荷口への直接の現地調査を含む対象を絞ったリスク評価が実施できる。

- B. 米国を本拠地としているレイシーチームのメンバーは、サプライヤーのリスク評価をするときに、次の要素も加えて検討する。
- a. 製品リスク
 - i. 伐採禁止、輸出割当その他の特定の製品の原料に関する法令の要件。
 - ii. 地理的な地域、関連製品または樹種に係る違法伐採または非倫理的伐採の事例。
 - iii. 樹種代替の可能性。
 - iv. 製品に使用された樹種の保全状態。
 - b. 森林とサプライヤーの間の垂直統合の程度。
 - c. 第三者機関による国レベルの汚職の評価。
 - d. 民間部門または政府の第三者が指摘した合法性の懸念。
 - e. 異常な取引または販売方法。
 - f. 関連する製品の市場価格またはオファー価格。
 - g. 業界の専門知識を有するレイシーチーム、第三者認証機関または第三者監査人のメンバーがサプライヤーの事務所で面接により実施した監査の結果。
- C. 当社は次の事項についても考慮の対象とする。
- a. 当社とサプライヤーの関係の深さ。
 - b. 当社における製品の重要性。
 - c. サプライヤーからの年間製品購入量または年間製品購入額。

これらの全ての事項及び適切とみなされた他の要素は、リスク評価マトリックスの一部とみなして各サプライヤー及び荷口を低リスク、中リスクまたは高リスクに指定し、各サプライヤーとの取引に関する具体的な制限を定める。高リスクと見なされる製品をサプライヤーが供給している場合、そのサプライヤーは自動的に高リスクとみなされる。ただし、上記のC項に列挙された事項は、リスク評価マトリックスの構成割合で10%を超えないものとする。

最高法令遵守責任者は、サプライヤーが中リスクまたは高リスクと見なされる場合、製品を購入する前または米国向け製品の出荷につながる取引が完了する前に判断をする必要がある。最高法令遵守責任者は、書面による意思決定プロセスの記録を作成しなければならない。

サプライヤーの評価は、低リスクのものについては3年ごとに、中リスクのものについては2年ごとに、高リスクのものについては毎年行う。これまで製品を購入した実績がないサプライヤーについては、そのサプライヤーからの製品を米国に輸入する前に評価を行う。

レイシーチームのメンバーもしくはレイシー検査手順の訓練を受けた最高法令遵守責任者に対してフルタイムもしくはプロジェクトベースで報告する従業員、専門の業界専門知

識を持つ第三者監査人または適切な認証機関は、中リスク及び高リスクのサプライヤー並びに中リスク製品を提供している低リスクサプライヤーの現地調査を四半期以内に行う。現地調査の記録は、レイシーチームの米国に拠点を置くメンバーが保管する。

⑥ 売手の検証と評価

最高法令遵守責任者は、当社がレイシー法の要件に違反する可能性がある製品または活動を行うサプライヤー及びベンダー（売手）と取引を行わないように設計された手順を実施する責任を負う。レイシー法に準拠していない第三者との業務活動を回避するための重要な要素は、そのようなベンダーを関与させないための第三者のデューデリジェンス手順の確立にある。

レイシー法の要件に適合する活動を行う新しいサプライヤーまたはベンダーを新たに採用するときは、レイシーチームは関連する業務部門と協力して一連の手順を完了し、サプライヤーまたはベンダーが当社の基準を満たすようにできる。これらの手順には次の事項が含まれるが、これらに限定するものではない。

- i. この文書の⑤の項に掲げるリスク評価。
- ii. この文書の⑦の項に掲げる発注確認の評価。
- iii. レイシーチームのメンバー、適切な第三者認証機関または専門的な業界での経験を持つ第三者監査人による面接監査。
- iv. 言語スキルの手配及び提出された木材の出所及び合法性の文書を評価する言語スキルの使用。

レイシーチームは、これらの手順を記録し、最高法令遵守責任者は書面により承認する。

⑦ 発注確認

レイシーチームには、発注書がレイシー法に準拠している保証をするためのリスクベアアプローチを実施する責任がある。発注確認の目的は、発注書を監査するだけでなく、2016年6月1日までに、森林から製品の供給まで連続した検査済みの CoC を文書により確立することにある。

木材製品をレビューする前に、レイシーチームの米国を拠点とするメンバーは、次を行う。

- i. 各発注の履行のために使用する木材の伐採地、伐採の合法性及び CoC を示す全ての補足文書を確認してカタログ化する。
- ii. 市場価格及びオファー価格に関する確認する。
- iii. 補足文書が以前に使用されているか確認する。
- iv. 全ての補足文書が発注に含まれる木材の量をカバーできるか判断する。
- v. 全ての補足文書に一貫性があり合理的であるか判断する（例えば、全ての文書における樹種の整合性、大きな時間的ギャップの有無、その樹種が実際にその地域

で成長している事実等)。

- vi. PPQ 505³¹⁹輸入申告書を再確認し、その内容が補足文書の全ての情報と一致し、補足しているか判断する。
- vii. PPQ 505 輸入申告書は、農務省動植物検疫局に提出するのではなく、輸入時に提出する³²⁰。
- viii. 上記の要素並びに製品及びサプライヤーのリスクを考慮して、購入が合法的に調達されたとみなせるかを決定する文書を作成する。

発注書に合法性を補足するための十分な文書が添付されていない場合、または PPQ 505 輸入申告書の内容が補足文書で補足できない場合は、不足している文書が提供するまで製品の受領は行わない。文書が妥当な時間内に提供されないときは、製品を輸入しない。不備が判明したときに既に製品が出荷されている場合は、当社はその製品を拒否し、サプライヤーに返送する。

⑧ 監査及びモニタリング

最高法令遵守責任者は、内部または第三者の資源を利用して、レイシー法の遵守のための適切な監査及びモニタリング活動の実施を保証する。これらの業務においては、当社の要件への充足を確認するための現地調査及び内業監査、必要な是正措置の特定並びに継続的なモニタリングが当社の活動に組み込まれていることを確認する。

⑨ 改善及び緩和

最高法令遵守責任者は、レイシー法法令遵守プログラムの改善及び緩和を担当する。是正措置計画及び検証手順は、監査によるモニタリング及び確認プロセスの中で手順の誤りが検出された場合またはその他の場合に使用する。購入または発注サイクルのいずれかの時点で、製品が当社の要件に適合しないと判断したときは、当社は発注を取下げ、製品の輸入、返品及び受領を拒否する。さらに当社は、サプライヤーからの情報と製品を生産するために使用される原料の属、種及び成育地域の整合性を確認するために、必要に応じて製品の DNA 検査または同位体検査を必要とする場合がある。中リスクまたは高リスクの製品については、不特定樹種同定プログラムが開発されたので、2016 年 1 月 1 日以降、検査を継続的に実施する。

業務部門（商品部門など）は、レイシー法遵守プログラムに関係する主要な活動に従事している。最高法令遵守責任者はレイシー法遵守プログラムの承認責任者であり、各業務部門

³¹⁹ レイシー法が定める書類提出用の輸入申告書様式。

³²⁰ この企業がレイシー法違反に問われたときに、PPQ 505 輸入申告書の事後提出が発覚したため、その予防措置を規定していると思われる。輸入申告書を事後に提出する場合は、動植物検疫局に書類を提出するようになるが、そのような提出方法は法令に違反するので、輸入時に税関国境警備局に提出するという意味であると思われる。

のリーダーはレイシー法の遵守に対応するために担当業務部門で働く従業員及び第三者が確立した手順を遵守する責任を負う。これには製品のサプライヤーに履行したものを含む特定の対象に必要な是正措置の実施とその後の確認が含まれる。

レイシーチームのメンバーまたは同チーム以外の従業員が、会社の内部組織にサプライヤーまたは製品を十分に監査または評価する能力がないと判断した場合、その懸念を適正な経路を通じて最高法令遵守責任者に報告する必要がある。最高法令遵守責任者は、懸念事項を記録し検討して、必要に応じて社内の能力を高めるか、社内で十分に完了できない活動を第三者に依頼しなければならない。最高法令遵守責任者は、報告された懸念に根拠がないと判断した場合、その決定と根拠を記録する。

⑩ 訓練及びコミュニケーション

レイシー法に関連する事業部門のリーダーは、適切な訓練を必要とする全ての従業員がトレーニングを受けられる保証をする責任がある。最高法令遵守責任者は、レイシー法及び関連規則並びに会社の方針及び手順の改正のための要求事項の改正に係る訓練を提供する責任がある。

レイシー法及び当社のレイシー法遵守プログラムに関する年次訓練は、レイシー法に係る従業員及び第三者に必要である。最高法令遵守責任者は、レイシー法の訓練を受ける必要がある従業員と第三者を特定する。このような訓練の内容は、従業員または第三者の職務がレイシー法に関わる程度により調整する。レイシーチームは、必要に応じて他の業務部門と調整しながら、これらの訓練プログラムを開発する。

⑪ 法令順守違反に対する懲戒

当社のレイシー法遵守プログラムに含む手順への違反を行った従業員は、解雇の可能性を含む懲戒処分の対象となる。

⑫ 記録の保管

レイシー法遵守に関する全ての記録を、少なくとも5年間保管する。

⑬ 違反の報告と報復の防止

取締役、役員、従業員及びエージェントは、法律またはレイシー法遵守プログラム及びその手順に違反する可能性があるとき誠実に確信できる場合は、潜在的な不正行為を報告するよう命ぜられている。報告は、電話及び電子メールのホットラインを介して、監督者、経営陣、法務・法令遵守部門に匿名で行える。

(3) エッセンシャルオイル製造販売会社のレイシー法遵守プログラム

このエッセンシャルオイル製造販売会社は、2017年9月にレイシー法違反の有罪判決を受け、罰金の支払いとともに企業コンプライアンス計画及び監査の実施を命じられた。この命令に基づき、この会社は「レイシー法遵守プログラム」を開発し、ウェブサイトでその内容を公開している。

同社のレイシー法遵守プログラムは、五つの基本的なステップにより構成されている。ウェブサイトで公表されているプログラムの内容は、その骨子を紹介したシンプルなものであるが、その内容からウェブサイトでは公開していない詳細な手順書などの存在が伺える。

なお、数件の同業企業及びエッセンシャルオイルに係る団体が、同社がウェブサイトで掲載しているレイシー法遵守プログラムの骨子と同じ内容をウェブサイトに掲載している。

同社のレイシー法遵守プログラムの内容は、次のとおりである。

A. サプライヤーの教育

レイシー法の基本要件を全てのサプライヤーに提供する。

B. サプライヤー評価

製品リスク及びサプライヤーリスクの要因を評価し、調達する製品と定型するサプライヤーを決定する。

C. サプライヤー認定

レイシー法と当社の法令遵守プログラムに関数訓練を提供した後、サプライヤーは当社のレイシー法法令遵守認定を取得する必要がある。

D. リスク評価

各サプライヤー及び植物製品には、当社との提携または植物製品を調達するために必要な承認のレベルを決定するリスクカテゴリーが割当てられる。このカテゴリーの割当は、サプライヤーと植物製品ともに独立して評価する。

E. 監査及びモニタリング

リスク要因に基づいて、ヤングリビングは継続的な監査及びモニタリングプログラムを開発した。レイシー法遵守プログラムは、サプライチェーン内の全ての個人と組織を対象にしている。

(4) 「合法木材の購入及び供給源を確立するデューデリジェンスのための米国標準化協会認定規格」(American National Standard for Due Diligence in Procuring/Sourcing Legal Timber: ANS LTDD 1.0 2015)

広葉樹化粧板協会（Decorative Hardwood Association）³²¹は、「合法木材の購入及び供給源を確立するデューデリジェンスのための米国標準化協会認定規格」を、デューデリジェンスを実施するためのツールとして開発している。

この規格は、ギターメーカーの法令遵守プログラムをガイダンスとし、大手建材流通企業の環境コンプライアンス計画で示された内容を参考にしながら、デューデリジェンスの実行を目的に、「合法木材調達の方針と手順の初期認定、リスク評価方法、文書化された管理システム及び現地検査の詳細な要件を含めており、（中略）サプライチェーンにおける木材製品の合法性を合理的に保証できるように設計されている」³²²規格である。

この規格は書籍及び電子ファイルとして広葉樹化粧板協会が販売しており、ウェブサイト上での情報は少ないが、講演資料として使用されたパワーポイント資料がウェブサイトから取得できる³²³。

（5）その他のプログラム

2013年に米国の製パルプ会社が『レイシー法に基づくデューケアプログラム』を発表している。このプログラムは、レイシー法に基づくデューケアの義務の行使により、顧客をサポートし、パルプ及び紙製品に係る既存のプロセスを検証するためのツール提供を目的として策定された。ただし、このプログラムは、発表から8年を経た今日、この紙パルプ会社のウェブサイトのフロントページからは取得できない。

参考のために、このプログラムの構成を次に掲げる。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| i. 目的とアプローチ | vi. 世界的規模で承認できるスタンダードと認証 |
| ii. レイシー法の概要 | vii. リスク評価 |
| iii. デューケアの実施 | viii. 訓練及び認識 |
| iv. レイシー法改正（植物輸入申告） | ix. デューケアの関係者 |
| v. 当社の方針 | x. 結論 |

³²¹ 旧広葉樹合単板協会（Hardwood Plywood and Veneer Association）。

³²² "Hardwood Floors", Blogs, March 5, 2017 (<https://hardwoodfloorsmag.com/>).

³²³ フェアウッドジャパン (<https://www.fairwood.jp/>) 及び Forest Legality Initiative (<https://forestlegality.org/>) のウェブサイト。

5-6 参考情報

米国の行政及び公共機関は、木材または木材製品の合法性証明を行っていないが、バージニア州に本拠地を置く米国広葉樹輸出協会（American Hardwood Export Council）は、独自の取組みとして『アメリカ広葉樹環境プロファイル』（American Hardwood Environmental Profile）（以下、「環境プロファイル」という。）を会員企業の輸出製品を対象にして発行している。この環境プロファイルは、森林認証によるものを除けば、米国で合法性を確認するために発行されている唯一の書類である。

環境プロファイルは、出荷した製品の持続性及び合法性を保証するとともに、ユーザーに製品の環境性能データを提供している。米国広葉樹輸出協会は、EUのEUTR、日本のクリーンウッド法その他の各国で実施されている違法伐採材を排除する制度及び建築物に求められる環境性能要求に対応するための環境プロファイルを発行し、会員企業の活動を支援している。

米国広葉樹輸出協会は、環境プロファイルの発行に先立ち、米国広葉樹の持続性及び合法性を検証するための調査を民間コンサルタント企業に依頼して実施した。2008年に行われたこの調査は、天然資源及び木材市場、森林管理制度及び生態学の専門家並びにFSC及びSFIの実務経験を有する専門家により構成した専門家チームが行っている。米国広葉樹輸出協会はウェブサイト³²⁴で、調査結果の骨子を公表しているため、その主な内容を次により報告する。

- i. 「盗伐」は存在しているが、その多くは境界のトラブルに関係しており、制度的または常態的な問題ではない。「盗伐」による原木生産量は、おそらく広葉樹生産量の1%に満たない量である。
- ii. 米国は中国、ロシア、南米の温帯産広葉樹を輸入しているが、一般的に米国からの再輸出品には温帯広葉樹がほとんど使用されていない。
- iii. 混合製品に使用されている非認証材について、FSCで回避すべきとされている五つのリスク³²⁵についても検討したが、米国産広葉樹生産州³²⁶においては低リスクである。
- iv. PEFCのCoCが定義する疑わしき生産地から生産された危険性は、非常に低い。
- v. 連邦及び州の制度の情報を包括的に収集し、盗伐及び持続可能な森林管理に関するプログラムの枠組を検討したところ、CPETのB類要件の「認められた認証スキーム以外のプログラム及びイニシアティブ」に適合すると判断できる。

³²⁴ <https://www.ahec-japan.org/>

³²⁵ 五つのリスクとは、違法伐採材、伝統または公民権に反して伐採された材、森林管理活動が高い保全価値を脅かしている森林から伐採された木材、造林または非林業目的に転用される森林から伐採された木材、遺伝子を組替えられた苗木を植えた森林から伐採された木材。

³²⁶ 米国の広葉樹生産量の96%を占める北部、南部及び太平洋北西部太平洋沿岸の計33州を広葉樹生産州と定義している。

- vi. CPET の条件につながる合法性及び持続可能性の課題に関する法規制及び規制外のプログラムの範囲及び効果に関する複数の項目を評価したところ、米国産広葉樹生産州の全ての州が低リスクの範囲であった。
- vii. 違法行為や森林経営の悪化に対しては、連邦及び州レベルの規制や制度がセーフティネットとして機能しているため、合法性を実証するトレーサビリティ及び第三者による CoC または森林管理認証は、米国産広葉樹製品にとって必須の条件ではないであろうと結論付ける。

文末に掲げた米国広葉樹輸出協会の環境プロフィールは、同協会からサンプルとして提供があったもので、ミネソタ州で伐採された原木を使用したアッシュ³²⁷の製材品を日本に出荷する場合を想定して作成されている。環境プロフィールは、書類の ID 並びに合法性及び持続可能性に係る事項並びにライフサイクルアセスメントに係る事項で構成されている。

環境プロフィールの具体的内容は次のとおりである。

1 頁目の一行目にタイトル及び発行日とともに記載されている ID (一部墨消し) は、環境プロフィールの ID 番号である。この書類を受領した者は、広葉樹輸出協会本部にこの ID 番号を使って荷口及び書類の照会ができる。

タイトルの下には、書類に記載しているデータの根拠が記されている。その内容は、書類のデータが、シンクステップ社³²⁸が開発した米国広葉樹のライフサイクルアセスメント、農務省山林局の資源分析プログラム、前述の米国広葉樹の合法性及び持続可能性に関するリスク検証調査及び FSC のリスクレジスターからもたらされたとの説明である。

(1) 製品の説明

1 頁上段の表は、製品の説明を記載している。

この表の一行目の内容は、注文番号または請求書番号 (Cross- Ref)、環境プロフィールを発行する米国広葉樹輸出協会会員名及び組織名称の連絡先 (Issues By) 並びに宛先 (顧客名) (Issued To) である。この環境プロフィールは樹種別に発行するので、荷口に複数の樹種が混合している場合は樹種別に複数枚の書類が発行される。

同表の二行目の記載内容は、製品の説明として、左から順に、貿易統計品目番号及び製品説明 (Description Of Products)、樹種の一般名 (Common Nams(s))、樹種の学名 (Scientific Name) が記載される。

同表の三行目は、原木の産地に係る記載で、伐採国 (Country Of Harvest)、伐採地域 (Sub-National Region Of Harvest) 及び伐採コンセッション名 (Concession Of Harvest) が

³²⁷ Ash (セイヨウトネリコ) : *Fraxinus excelsio* L.

³²⁸ Thinkstep 社。ドイツを本拠地としたライフサイクル分析ソフトウェア会社。同社は、2019 年に米国の Sphera 社に買収された。

記載される。このサンプルの場合は、原木がミネソタ州で伐採されているので、コンセッション名の欄には、「複数の私有林所有者」と記載されている。米国広葉樹輸出協会にはカナダのコンセッションを伐採地とする原木または材料を使用しているメンバーもいるので、環境プロファイルの様式はコンセッション名が記入できるようになっている。

表の最下段には、製品の厚さ（Thickness）及び材積（Quantity）が記載される。

（２）法令遵守（Legal Compliance）

表の下の法令遵守の項目には、前掲の広葉樹に係るリスク検証調査結果によりリスクが極めて限られているとの説明に加え、米国の広葉樹企業は、全ての米国への木材輸入への申告を義務づけ、いかなる国の法律であっても違反して調達した木材を所有している企業に罰則を課すレイシー法の規制を受けているとの記載がなされている。

（３）持続的森林（Sustainable Forestry）

その下の持続的森林の項目には、製品の樹種の持続可能性についての情報を提供している。

このサンプルで扱っている製品の樹種はアッシュなので、アッシュの伐採量と資源量のバランス、樹種に係る情報が記載されている。具体的には、米国のアッシュの資源量は6億7,100万 m^3 で全米の広葉樹資源量の5.1%に該当すること、米国のアッシュの資源量は年間600万 m^3 増加していること、エメラルドアッシュボローラー³²⁹の虫害の中心地であるミシガン州及びオハイオ州を除く全ての主要な生産州において成長量が伐採量を上回っていること、アッシュの枯死量及び伐採量（資源の減少量）はエメラルドアッシュボローラーの侵入により一部の州では成長を上回る可能性が高く、近い将来上昇すると予想されていることが記載されている。

さらに、前掲のFSCコントロールウッドに係る五つのリスクが低く、生物多様性への影響に関して土地利用の変更が懸念されているものの伐採後の土地は元の森林に戻されるとの説明がなされている。

1頁下部の二つの図は、アッシュの資源蓄積量を階層別に色分けした分布図及び州別の年間の成長量（赤色）及び伐採量（青色）のグラフである。

（４）再生率（Replacement Rate）

2頁の最初の項は、米国山林局の森林資源分析結果を根拠に、製品歩留りを50%と仮定した上で、全米規模の資源で1 m^3 のアッシュ製材品に必要なアッシュが成長するのに2.6秒を要するとの再生率を掲載している。

³²⁹ *Agilus Buprestidae*（タマムシの一種）。

(5) ライフサイクルアセスメント (Life Cycle Assessment)

特定の厚さの 1 m³の製材品 (このサンプルの場合は、厚 1 1/4 インチ。) を海外の顧客に配送するときの環境への影響を、ISO 準拠のライフサイクルアセスメントモデルから取得し、グラフと数値によって示している。

グラフと数値で表示されている内容は、左から順に次のとおりである。

- i. 地球温暖化係数 (カーボンフットプリント) (kg CO₂e)。
- ii. 資源からの一次エネルギー (石化燃料) 需要メガジュール。
- iii. 再生可能エネルギーからの一次エネルギー需要メガジュール。
- iv. 土壌の酸性化の可能性 (H⁺相当モル)。
- v. 淡水富栄養化の可能性 (リン酸塩相当量 Kg)。
- vi. 海洋富栄養化の可能性 (リン酸塩相当量 Kg)。
- vii. 光化学オゾン (光化学スモッグ) 生成の可能性 (エテン相当 kg)。
- viii. 再生できない鉱物資源の枯渇測定値 (ミネラルアンチモン比率)。

上記箇条書きのそれぞれの数値は、炭素取込み、森林、乾燥、製材工場、森林から乾燥施設までの輸送及び乾燥施設から顧客までの輸送の各要素を積み上げたものであり、その構成をグラフの色分けによって表示している。

グラフの下の注釈は、上掲箇条書きの数値の簡潔な解説である。

(6) パラメータ及び仮定

3 頁は、ライフサイクルアセスメントの各数値を算出したパラメータ及び使用した仮定値を説明している。


一段目の表 (Kilning) は人工乾燥の条件が掲げられており、具体的には、左から順に乾燥効率 (Kiln Efficiency %)、人工乾燥熱エネルギー (Kiln Thermal Energy)、乾燥窯ファンの電力消費量 (Kiln Power)、天然ガス消費量 (Natural Gas) が示されている。

二段目の表 (Kiln Fuel For Thermal Energy) は、人工乾燥に要した種類別エネルギー割合がバイオマス、重油、軽油、天然ガス別のパーセンテージで記載されている。

三段目の表 (Transportation) は、数値の算定に使用したトラック、鉄道、船舶別輸送手段の距離 (仮定値) を輸送区間別に掲載している。輸送区間は、森林から製材工場まで、製材工場から乾燥尾施設まで、乾燥施設から港まで、出発港から到着港まで及び到着港から顧客までのそれぞれを km 単位で設定している。

文末の注釈は、環境プロフィール文書の項目に対する説明である。

図 5.6 米国広葉樹輸出協会のアメリカ広葉樹環境プロフィール



American Hardwood Environmental Profile: Id. 00 [redacted] 26 (1)

issued: 02/25/2019
AHEP version 1.10

Data is provided on the environmental impact to deliver a defined consignment of lumber of a specified U.S. hardwood species to an overseas customer (2). Data is derived from the Thinkstep LCA study of U.S. hardwoods, the U.S. Forest Service Forest Inventory and Analysis (FIA) program, the Seneca Creek Risk Assessment of Legality and Sustainability in U.S. Hardwood Exports, and the FSC Risk Register. Statements on the legality and sustainability of the U.S. species have been prepared by AHEC using the above sources. The issuing organisation should identify the consignment and species, enter the quantity and thickness(es) of lumber, and choose the transport scenario most relevant for delivery to the customer. The issuing organisation may also add information on their own hardwood operations in the box provided. (Numbers in () refer to Notes section)

42777 Trade West Drive, Sterling, VA 20166 USA ahec.org

Cross-Refs (3)	Issued By (4)	[redacted] Co., Inc.	Issued To (5)	[redacted] Co., Ltd.	
Description Of Product (6)	Sawn wood of ash HS 4407.95.00.00	Common Name(s) (7)	American ash. Maybe classified by growing region into Northern ash and Southern ash.	Scientific Name (8)	Fraxinus spp., including Fraxinus nigra (black ash), pennsylvanica (green ash), americana (white ash).
Country Of Harvest (9)	USA	Sub-National Region Of Harvest (10)	Minnesota	Concession Of Harvest (11)	Multiple private forest owners.

Thickness	Quantity
5/4 (1 1/4")	14000 board feet

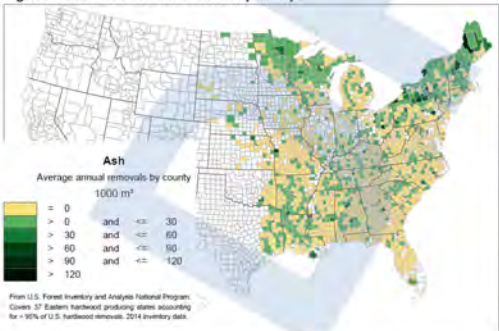
Legal Compliance (12)

- The Seneca Creek Risk Assessment shows: negligible risk of any U.S. hardwood containing wood from illegal sources; stolen timber represents much less than 1% of total U.S. hardwood production; and high confidence regarding legal compliance in the U.S. hardwood sector.
- The FSC Global Risk Register shows the U.S. is Low Risk against all 4 FSC Controlled Wood criteria for legality.
- U.S. hardwood companies are regulated by the Lacey Act requiring declarations for all U.S. timber imports & imposing sanctions on U.S. companies found in possession of timber sourced contrary to the laws of any country.

Sustainable Forestry (13)

- FIA data shows U.S. ash growing stock is 671 million m3, 5.1% of total U.S. hardwood growing stock. U.S. ash is growing 12.1 million m3/per year while the harvest is 6.1 million m3 per year. Net volume (after harvest) is increasing 6.0 million m3 each year. The 2014 inventory indicates that U.S. ash growth exceeds harvest in all major supplying states except Michigan and Ohio which are central to the Emerald Ash Borer (EAB) infestation. Ash mortality rates and removals are expected to rise in the immediate future, likely in excess of growth in some states, due to the EAB infestation.
- The Seneca Creek Risk Assessment shows Low Risk of U.S. hardwoods being derived from any of the five categories of controversial forest source identified in the FSC Controlled Wood standard.
- On biodiversity impacts, the Thinkstep LCA study concludes that: "Conversion of any other commercial land into the hardwood forest would most probably be a positive impact on the land quality including biodiversity and associated ecosystem services". On land use change, it concludes that "the harvested areas had undergone several iterations of harvesting and re-growth. After harvesting, the land is returned to forest so there is no direct land use change to account for in the timeline of a few hundred years".

Figure 1: Distribution of Ash removals by county



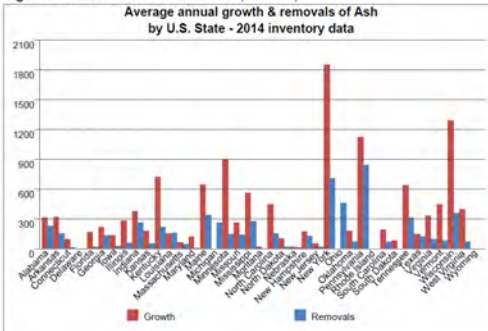
Ash
Average annual removals by county
1000 m³

= 0	
> 0 and <= 30	Light Green
> 30 and <= 60	Yellow-Green
> 60 and <= 90	Yellow
> 90 and <= 120	Orange
> 120	Red

From U.S. Forest Inventory and Analysis National Program. Covers 37 Eastern hardwood producing states accounting for ~90% of U.S. hardwood removals. 2014 inventory data.

Figure 2: Growth and removals of Ash (1000 m³)

Average annual growth & removals of Ash by U.S. State - 2014 inventory data



Legend: Growth (Red), Removals (Blue)

図 5.6 米国広葉樹輸出協会のアメリカ広葉樹環境プロフィール (つづき)

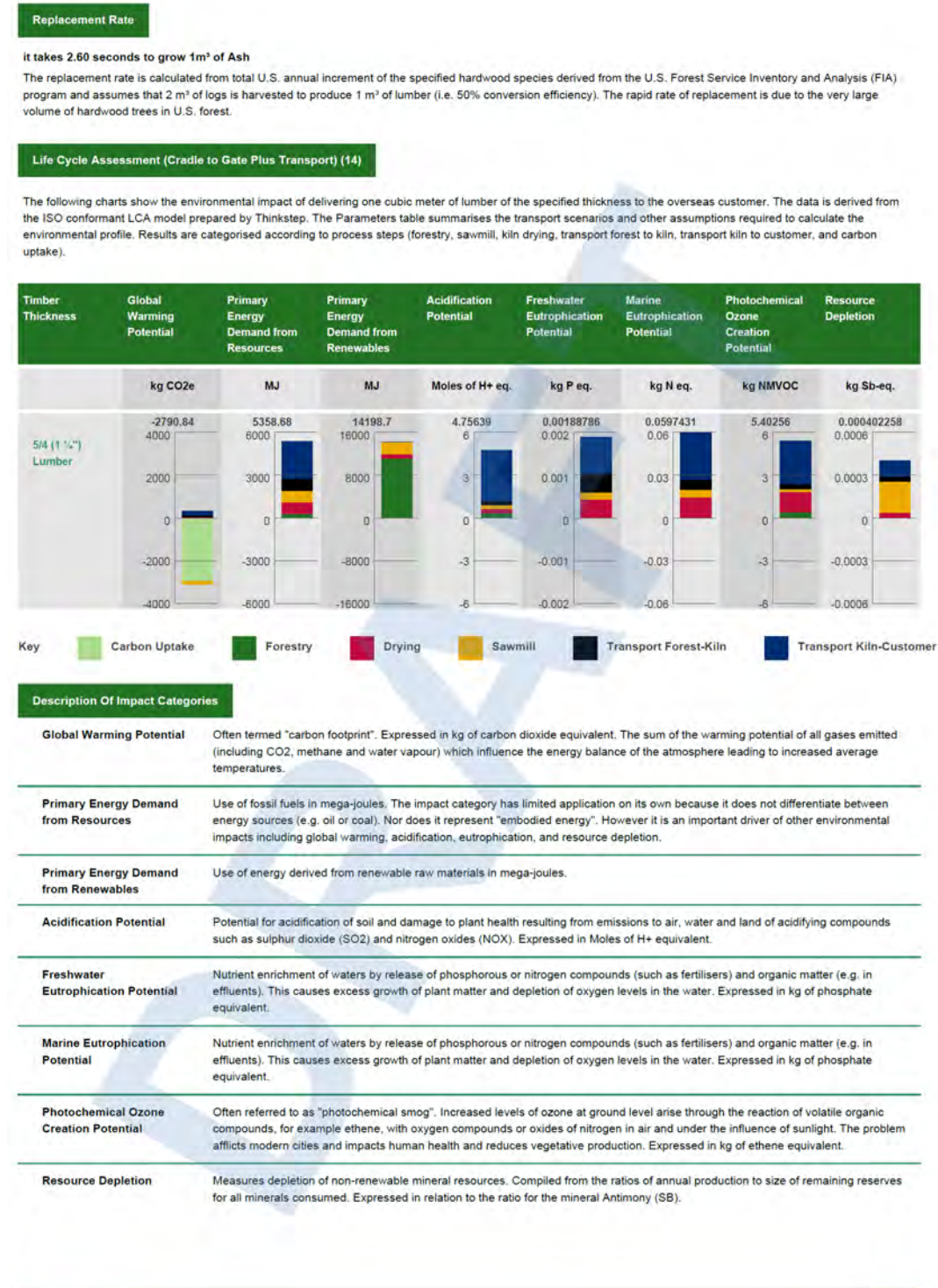


図 5.6 米国広葉樹輸出協会のアメリカ広葉樹環境プロフィール (つづき)

Parameters and Assumptions				
Kilning				
Kiln Efficiency (%) (15)	Kiln Thermal Energy (kwh/day,MBF,inch) (16)	Kiln Power (17) (kwh/day,MBF,inch)	Kilning Assumptions	
53	364	17	Default US hardwood industry average calculated by Thinkstep drawing on data from AHEC members	
Kiln Fuel For Thermal Energy (%) (18)				
Biomass	Heavy Fuel Oil	Light Fuel Oil	Natural Gas	
90	0	0	10	
Transport				
Journey	Truck	Rail	Ship	Travel Assumptions
Forest To Sawmill (km)	116	0	0	Default US hardwood industry average for US hardwood drawn from AHEC-Thinkstep LCA study.
Sawmill To Kiln (km)	103	0	0	Default US hardwood industry average for US hardwood drawn from AHEC-Thinkstep LCA study.
Kiln To Port (km)	474	3374	0	By truck from central point of US Ash harvest to Chicago, by train from Chicago to Prince Rupert (Can).
Port To Port (km)	0	0	7708	Sea distance from US port to Hakata, Japan.
Port To Customer (km)	200	0	0	Road distance from port of customer to major city where timber is to be used.

- Notes**
- The id number is a system-generated number unique to each AHEP. AHEC maintains a central register of AHEP id numbers so that the issuing organisation and date and time of issue can be verified. If you receive this AHEP and have any questions or concerns regarding content or authenticity, please contact AHEC US Headquarters (Tel +1 703-435-2900, Fax +1 703-435-2537, Email tpryor@ahec.org)
 - Consignments containing a mix of species require a separate environmental profile for each species. Each profile can provide data for up to 10 thicknesses of lumber.
 - Cross-references to other relevant documentation specific to this consignment such as order or invoice numbers, NHLA Kiln Drying Certificate number, Phytosanitary Certificate Number, license or certificate number for 3rd party environmental certification systems.
 - Name and contact details of the organisation issuing the environmental profile. Issuing organisations include AHEC and individual AHEC members that are exporting hardwoods.
 - Name and contact details of the organisation to which the environmental profile is issued - typically customers of U.S. hardwood exporting companies.
 - A description of the U.S. hardwood product including reference to the relevant Harmonized System (HS) product customs code.
 - Name of the U.S. hardwood species most commonly used in commerce.
 - Latin name including the genus and species of tree from which the American hardwood product is derived.
 - The country(s) where the hardwood product is harvested. Typically USA, however some American hardwoods may be harvested in Canada.
 - This term is taken from the EU Timber Regulation (EUTR) which, if negligible risk of illegal harvest cannot be shown at national level, requires information on the specific "sub national region" where timber is harvested. For EUTR conformance, this information is technically not required for US hardwoods since both the Seneca Creek study and the FSC Risk Register confirm that all US hardwood producing regions are low risk of illegal supply. To increase the precision of the profile, the issuing organisation is encouraged wherever possible to provide more specific data on the sub-national region of harvest of a consignment.
 - This term is taken from the EUTR which, if negligible risk of illegal harvest cannot be shown at national or sub-national regional level, requires information on the "concession(s) of harvest" from which timber derived. EUTR states that "any arrangement conferring the right to harvest timber in a defined area shall be considered a concession of harvest". For reasons stated in note 10, this information is technically not required for US hardwoods under EUTR. In the EC EUTR Guidance Document, use of the phrase "Multiple private forest owners" is recommended to identify the "concession of harvest" in regions like the U.S. hardwood producing states with widespread private ownership and good governance. To increase the precision of the profile, the issuing organisation is encouraged wherever possible to provide more specific data on the "concession of harvest" of a consignment.
 - This statement, prepared by AHEC, is derived from and includes references to, documents and other information indicating compliance of the U.S. hardwood product to applicable national legislation.
 - This statement, prepared by AHEC, is derived from, and references documents or other information indicating that the U.S. hardwood product is sourced from sustainably managed forest.
 - "Cradle-to-gate plus transport" data measures environmental impacts from point of extraction in the U.S. forest through to delivery to the overseas customer, including all processes to extract, saw, kiln dry and transport the wood.
 - Kiln efficiency is the percentage of thermal energy that evaporates water in the wood and which is not lost e.g. during initial heating or for ventilation.
 - "Kiln thermal energy" is that needed to evaporate water in the wood during kilning and is measured in kwh per day per thousand board feet (MBF) per inch.
 - "Kiln Power" is that used in the kiln, primarily for fans, in kwh per day per MBF per inch.
 - The % mix of fuels burned in the boiler to produce thermal energy for kilning.

6 ニュージーランド

6-1 概要

ニュージーランドは南西太平洋の中緯度に位置する、南北の主要二島及び周辺諸島からなる島国である。プレート境界に位置し山地や丘陵が多く、海洋性気候の影響で比較的降水量も多く植物の生育に適している。火山や地震の活動が活発で自然災害も多いといった点は我が国と共通している。

約 1000 年前に先住民が渡来、定住し、17 世紀にオランダ人が初めて来航した後、18 世紀からヨーロッパ人の移住が本格的に始まった。移住者は森林を伐採し牧草地や農地として開発したため天然林は急速に失われ、土壌の侵食、流出等も発生したと言われている。

1840 年に英国代表と先住民の伝統的首長との間でワイタング条約が署名され、英国の植民地となったが、その後自治領を経て 1947 年に立法機能を取得し独立した。現在、英連邦に加盟し、英国女王を元首とする立憲君主国であり、歴史的な結びつきは強いが、近年は社会面及び経済面でオセアニア諸国やアジアとの関係が強まっている。

人口は 5,112 千人 で増加傾向にある¹。約 70% をヨーロッパ系が占め、マオリと総称される先住民が 16% 居住するほか、近年はアジア系の増加が見られる。総人口の 4 分の 3 が北島に居住している。

6-1-1 森林

ニュージーランドの国土面積は約 2,680 万 ha で、日本の約 4 分の 3 に相当する。2018 年の全国の土地被覆現況に関する調査によると、このうち森林面積は 847 万 ha と国土の 32% を占め、内訳は、人工林（外来樹種の森林＋伐採跡地）が 204 万 ha、在来樹種の森林（大部分が天然林）が 643 万 ha となっている。

人工林の大宗（約 170 万 ha）が外来樹種によるものであり、2020 年 4 月現在の蓄積量は 5 億 m³ に達する。樹種別にはラジアータパインが 149 万 ha と全体の 90% を占め、以下ダグラスファーが 6%、ユーカリが 1% となっている。所有形態別には、私有林（会社有林等含む）が全体の 96% を占め、残りは公有林 3%、企業有林、国有林等が各 1% 未満である（2019 年 4 月現在）。なお、人工林の 7 割強は北島に所在している。

在来樹種の森林の約 8 割の 530 万 ha は政府管理による保全目的の森林で、木材の収穫は基本的に禁止されている。残りの 120 万 ha は私有林で、これの約 3 分の 1 程度で木材生産は可能であるが、持続可能な森林経営を指向する方針の下、これらの在来樹種天然林での木材生産は少ない。蓄積量は約 32 億 m³、うち約 9 割がナンキョクブナ属（*Nothofagus*）に代表される広葉樹で、約 1 割がマキ属（*Podocarpus*）等の針葉樹である。

6-1-2 林業・林産業

ニュージーランドにおける林業生産活動は、外来樹種の人工林におけるものがほとんどであり、以下これを中心に説明する。人工林を所有規模別に見ると、約 7 割に相当する

¹ StatsNZ。2020 年 12 月末時点の推定値。

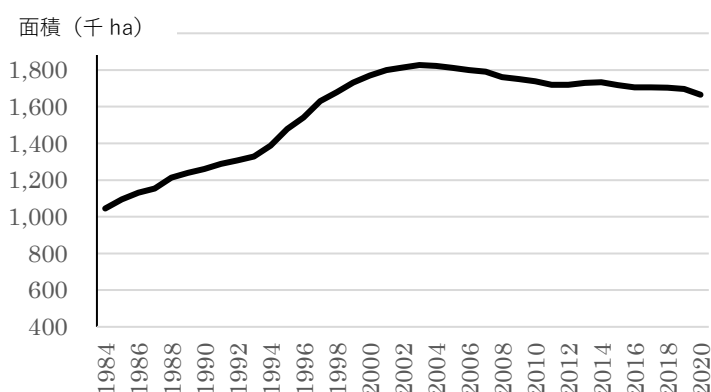
117万 ha が所有規模 1000ha 以上の森林所有者（うち 86 万 ha が所有規模 1 万 ha 以上の森林所有者）であり、現在、木材生産の多くはこれらの大規模所有者の森林が担っているが、2020 年代には小規模所有者の人工林からの生産が相対的に増加すると見通されている（6-4-2-2 参照）。

表 6.1 所有規模別人工林所有者数及び面積

	40 ha 未満	40-99 ha	100-499 ha	500- 999 ha	1,000- 9,999 ha	10,000ha 以上	合計
森林所有者数(人)	データなし	841	651	85	94	28	--
森林面積 (ha)	280,596	52,767	129,258	61,630	309,289	863,045	1,696,584
割合	17%	3%	8%	4%	18%	51%	100.0%

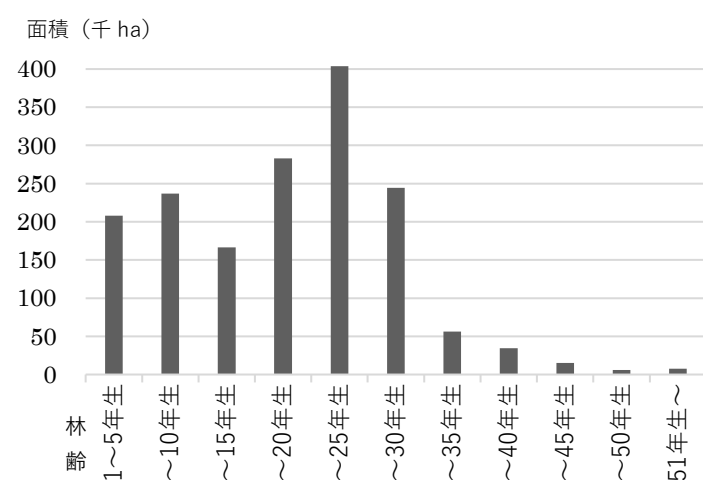
資料：National Exotic Forest Description (NEFD) 2019, 第一次産業省

図 6.1 人工林面積の推移



資料：NEFD 2020

図 6.2 人工林の年齢構成



資料：NEFD 2020

ニュージーランドの人工林面積の推移を図 6.1 に示す。1984 年に 100 万 ha に達し、その後は順調に拡大を続け、2000 年代初頭には 180 万 ha を超えたが、その後は横ばいから微減傾向となり、近年は約 170 万 ha の水準で推移している。

2020 年 4 月時点の人工林の年齢構成を図 6.2 に示す。1990 年代に人工林経営に対する関心の高まりから造林面積が拡大したため、現在 20~25 年生の人工林面積が突出している。ラジアータパインの場合、平均の伐採林齢は 29 年生前後で、30 年生を超える人工林は少ない。

林業部門における事業体数及び雇用者数を表 6.2 に示す。雇用者数は全体的に増加傾向にあり、事業体数も伐出業及び林業サービス業では増加している。

表 6.2 林業部門における事業体数と雇用者数

年	林業		伐出業		林業サービス業 (育苗等含む)		林業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数(社)	雇用者数(人)
2016	3,786	900	624	3,550	486	2,000	4,896	6,450
2017	3,723	1,000	648	3,750	495	2,050	4,866	6,800
2018	3,564	900	666	4,050	513	2,300	4,743	7,250
2019	3,456	1,050	699	4,000	522	2,450	4,677	7,500
2020	3,267	1,100	702	3,800	537	2,450	4,506	7,350

資料：Stats.NZ、Business Demographic Statistics より作成。各年 2 月時点の数値。

林産業部門における事業体数及び雇用者数を表 6.3 に示す。事業体数は製材業でやや減少が目立つがそれ以外は横ばいないし微減程度で推移している。雇用者数は全体的にやや増加の傾向にあり、事業体数の減少に伴い規模拡大の傾向がうかがわれる。

表 6.3 林産業部門における事業体数と雇用者数

年	製材業		チップ製造業		製材品二次加工業		林産業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数		
2016	297	4,950	18	30	96	1,600		
2017	285	5,100	18	30	87	1,550		
2018	282	5,600	18	45	87	1,600		
2019	273	5,500	15	35	90	1,600		
2020	255	5,400	15	40	90	1,500		
年	合単板製造業		パーティクルボード・繊維板等製造業		パルプ・紙・板紙製造業		林産業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数
2016	15	940	18	760	21	2,300	465	10,580
2017	15	930	21	990	18	2,650	444	11,250
2018	15	1,450	21	1,050	18	2,850	441	12,595
2019	15	1,300	21	1,100	21	2,850	435	12,385
2020	15	1,350	21	1,100	21	2,800	417	12,190

資料：表 6.2 に同じ。

林業部門（林業・伐出業）及び林産業部門（木材製造業・製紙業）の生産額と GDP 全体に占める割合の推移を表 6.4 に示す。林業部門は GDP 全体と同程度の伸びを示しており、対 GDP 比に大きな変化はないが、林産業部門では対 GDP 比は年々低下している。

表 6.4 林業部門及び林産業部門の生産額と GDP 比の推移

年	林業・伐出業		木材製造業・製紙業		GDP (百万 NZ ドル)
	生産額	対 GDP 比	生産額	対 GDP 比	
2010	1,127	0.58%	1,949	1.00%	194,282
2011	1,243	0.63%	2,030	1.03%	197,305
2012	1,276	0.63%	1,994	0.99%	201,959
2013	1,362	0.66%	1,919	0.93%	206,482
2014	1,439	0.68%	1,941	0.92%	211,910
2015	1,436	0.65%	1,948	0.89%	219,593
2016	1,376	0.60%	2,048	0.90%	227,540
2017	1,424	0.60%	2,100	0.89%	235,908
2018	1,595	0.66%	2,155	0.89%	243,372
2019	1,664	0.66%	2,127	0.85%	250,965
2020	1,597	0.63%	2,147	0.84%	254,482

資料：Stats NZ。2009/10 年の物価換算値。2020 年 9 月時点。林業には林業サービス業を含まない。

1NZ ドル=78 円（2021 年 3 月 8 日現在）

6-2 木材需給の状況

外来樹種の針葉樹人工林を主体に生産される木材は年間 3,000 万 m³ を超えて増加傾向にあり、そのうち約 6 割は丸太で輸出されている。2018 年にはロシアを抜いて世界一の丸太輸出国となった²。一方、国内での木材消費量の伸びは小さく、加工品の輸出も現時点では横ばい傾向である。相対的に木材輸入量は少なく、木材及び木材製品については大幅な輸出超過の状況である。

6-2-1 木材供給

6-2-1-1 丸太の生産

表 6.5 に近年の丸太生産量と供給先の推移を示す。国内の丸太生産量の 99% 以上が人工林からのものであり、最大の供給先である輸出用を中心に総量では増加傾向にある。国内での加工用途への供給は製材向けが最大であるが、いずれへの供給量も横ばい傾向にある。

天然林から生産される丸太はすべて国内の製材加工に供されている。

² FAO Yearbook of Forest Products 2018, Industrial round wood の国別輸出量。

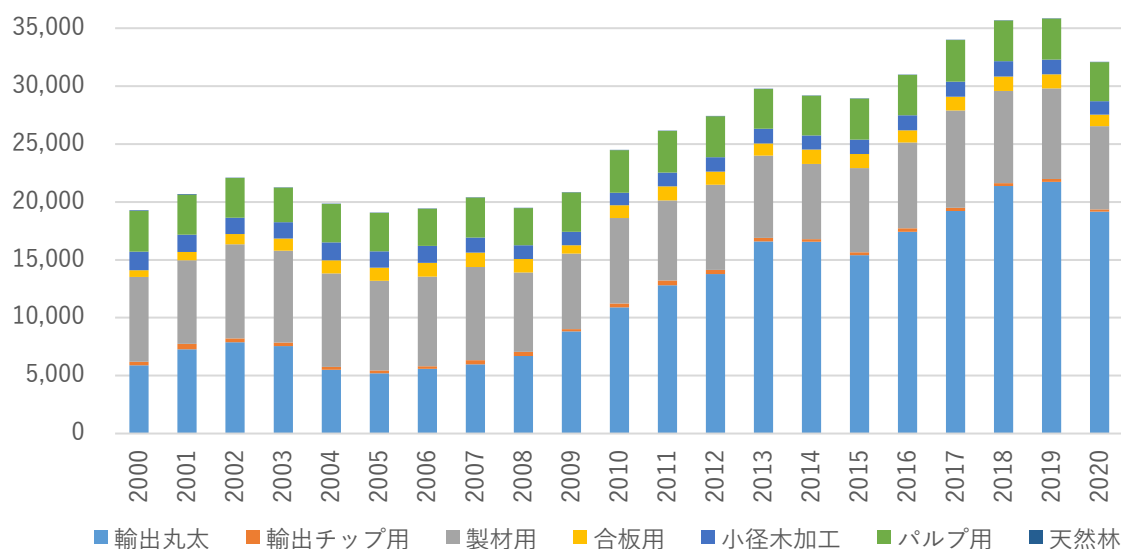
参考まで、2000年以降の丸太生産量と供給先の推移を図6.3に示す。2010年代から生産量が増加傾向にあり、その増加分は輸出に向けられていることが分かる。この間、輸出向けは約3.5倍に増えているが、国内向けは数%の伸びにとどまっている。

表 6.5 国内の丸太生産量と供給先の推移 (千 m^3)

年	人工林材の供給先						人工林計	天然林	合計
	製材	合単板	小径木加工	パルプ	輸出チップ	輸出丸太			
2015	7,289	1,204	1,241	3,561	241	15,396	28,931	22	28,953
2016	7,425	1,033	1,290	3,497	291	17,428	30,965	24	30,989
2017	8,402	1,191	1,298	3,604	274	19,216	33,984	17	34,001
2018	7,976	1,246	1,307	3,523	232	21,384	35,669	15	35,684
2019	7,825	1,228	1,251	3,543	257	21,720	35,825	18	35,843
2020	7,207	961	1,173	3,275	200	20,083	32,899	10	32,909

資料：第一次産業省、Forestry and wood processing data より作成。各年1～12月の計。2020年は暫定値。

図 6.3 国内の丸太生産量と供給先の推移 (2000年以降)



資料：表 6.5 に同じ。

6-2-1-2 丸太の輸入

近年の丸太輸入量及び主要な輸入先の推移を表6.6に示す。2014年以前も含め、毎年4,000 m^3 前後で大きな変動なく推移しており、輸入先も豪州、米国等が中心で、いわゆるハイリスク国からの輸入は少ない。

表 6.6 丸太輸入量と主な輸入先の推移 (m³)

年	丸太輸入量	主要な輸入先				
		豪州	米国	ソロモン諸島	チリ	ニューカレドニア
2015	3,986	1,656	815	828	0	40
2016	3,676	2,116	892	156	0	140
2017	4,386	2,847	1,065	311	0	105
2018	3,131	2,557	254	20	0	70
2019	4,359	2,711	268	573	566	0
2020	5,096	3,297	31	20	30	120

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-1-3 製材品の輸入

近年の製材品輸入量及び主要な輸入先の推移を表 6.7 に示す。2014 年以前は 4~5 万 m³ 程度であったが、2015 年以降毎年 7 万 m³ 強程度の水準を保っていたところ、2019 年は前年の約 2.3 倍に急増しており、これまでの主要な輸入先以外の多様な国からの輸入が増加している。2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく減少している。

表 6.7 製材品輸入量と主な輸入先の推移 (m³)

年	製材品輸入量	主要な輸入先					
		カナダ	豪州	チリ	ソロモン諸島	米国	インドネシア
2015	72,483	34,029	5,276	4,239	3,023	7,088	2,522
2016	74,085	28,371	5,298	4,347	4,543	5,177	4,030
2017	71,250	28,152	7,299	6,791	5,203	4,683	5,410
2018	72,190	29,183	7,549	6,125	5,260	5,712	3,856
2019	166,859	26,708	13,038	4,065	6,148	5,173	2,284
2020	58,959	18,089	9,363	5,556	5,290	4,343	3,318

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-1-4 パネル類の輸入

近年の合板、パーティクルボード、繊維板等のパネル類の輸入量及び主要な輸入先の推移を表 6.8 に示す。輸入量は年による変動が大きいですが、輸入先はほぼ固定している。

表 6.8 パネル類輸入量と主な輸入先の推移 (m³)

年	パネル類 輸入量	主要な輸入先					
		チリ	中国	ドイツ	ベルギー	豪州	米国
2015	265,240	20,108	72,999	21,090	12,076	12,368	9,738
2016	158,796	24,650	63,813	5,516	2,505	8,616	4,557
2017	323,429	21,862	138,823	49,435	41,170	17,482	10,923
2018	209,174	25,220	59,999	43,631	10,002	12,282	8,081
2019	179,492	25,271	33,415	7,350	5,651	19,250	17,033
2020	314,613	29,473	34,343	3,960	6,728	42,315	3,309

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-2 木材加工

6-2-2-1 製材品の生産

表 6.9 製材品生産量の推移 (千 m³)

年	人工林材	天然林材	計
2015	4,027	11	4,038
2016	4,102	12	4,115
2017	4,642	9	4,651
2018	4,407	7	4,415
2019	4,515	9	4,523
2020	4,071	5	4,076

近年の製材品生産量の推移を表 6.9 に示す。毎年 400 万 m³以上を安定して生産しており、近年はやや増加の傾向が見られる。天然林で生産された原木による製材品は減少傾向にある。

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-2-2 パネル類の生産

近年のパネル類（合板、パーティクルボード及び繊維板）の生産量の推移を表 6.10 に示す。いずれも大きな変動はなく横ばいないし微減傾向で推移している。

表 6.10 パネル類生産量の推移 (千 m³)

年	合板	パーティクルボード	繊維板	計
2015	395	149	720	1,264
2016	436	154	766	1,356
2017	411	158	777	1,346
2018	357	149	792	1,298
2019	358	135	751	1,244
2020	275	122	681	1,079

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-2-3 パルプ及び紙・板紙の生産

パルプ及び紙・板紙生産量の推移を表 6.11 に示す。大きな変動はないが傾向としてはいずれもわずかながら減少している。

表 6.11 パルプ及び紙・板紙生産量の推移（千トン）

年	パルプ	紙・板紙
2015	1,447	736
2016	1,438	739
2017	1,465	717
2018	1,430	714
2019	1,442	716
2020	1,332	668

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-3 木材需要

6-2-3-1 丸太

近年の丸太輸出量の推移を表 6.12 に示す。近年着実に増加しており、増加量のほとんどは中国への輸出の伸びによるもので、我が国も含めその他の輸出先への輸出量は減少している。この結果、丸太輸出先として中国が占める割合は、2015 年は 68%であったが、2019 年以降は 80%に達している。2020 年は、年前半は新型コロナウイルスの影響で減少したが、年後半は前年並みの水準に回復し、対前年わずかな減少にとどまっている。

表 6.12 丸太輸出量と主な輸出先の推移（千 m³）

年	輸出量	主要な輸出先					
		中国	韓国	インド	日本	台湾	香港
2015	15,396	10,517	2,624	1,617	405	99	28
2016	17,428	12,238	2,702	1,722	423	127	116
2017	19,216	14,296	2,502	1,624	510	118	102
2018	21,384	16,319	2,174	1,337	383	131	565
2019	21,721	17,364	1,866	1,524	342	134	461
2020	20,083	16,267	1,762	611	322	140	867

資料：表 6.5 に同じ。

丸太の、国内生産、輸入及び輸出の数量から見かけ上の国内消費量を推定し、その推移を表 6.13 に示す。生産量の増加と輸出量の増加が平行して進展し、国内消費量は横ばいで推移している。

表 6.13 丸太国内消費量（推定）の推移 (千m³)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2015	28,953	4	15,396	13,561
2016	30,989	4	17,428	13,564
2017	34,001	4	19,216	14,790
2018	35,684	3	21,384	14,303
2019	35,843	4	21,721	14,126
2020	32,909	5	20,083	12,832

資料：表 6.5 に同じ。

国内消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量

6-2-3-2 製材品

近年の製材品輸出量の推移は表 6.14 のとおりで、横ばい又は微増の傾向がうかがえる。製材品も最大の輸出先は中国であるが、丸太ほど占有率は高くない。

表 6.14 製材品輸出量と主な輸出先の推移 (千m³)

年	輸出量	主要な輸出先						
		中国	米国	ベトナム	豪州	タイ	韓国	日本
2015	1,787	458	200	178	183	112	144	57
2016	1,735	385	207	157	157	124	114	36
2017	1,627	450	169	126	149	112	124	67
2018	1,936	446	232	162	148	131	127	71
2019	1,990	506	253	199	123	127	79	65
2020	1,720	428	231	203	131	101	82	52

資料：表 6.5 に同じ。

製材品の、国内生産、輸入及び輸出の数量から見かけ上の国内消費量を推定し、その推移を表 6.15 に示す。年による変動があり、国内消費量に一定の傾向は見られない。

表 6.15 製材品国内消費量（推定）の推移 (千m³)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2015	4,038	72	1,787	2,324
2016	4,115	74	1,735	2,454
2017	4,651	71	1,627	3,095
2018	4,415	72	1,936	2,550
2019	4,523	167	1,990	2,700
2020	4,076	59	1,720	2,414

資料：表 6.5 及び 6.6 に同じ。国内消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量

6-2-3-3 パネル類

近年のパネル類輸出量と輸出割合の推移を表 6.16 に示す。表 6.10 の生産量と対比した輸出割合では、特にパーティクルボード及び繊維板で高くなっているが、量及び割合ともに近年は低下傾向にある。輸出先としては日本が大きな割合を占め、合板、パーティクルボード及び繊維板の輸出量のうち、日本向けはそれぞれ 33%、78%、49%となっている（2019 年実績）。

表 6.16 パネル類輸出量と輸出割合の推移 (千 m³)

年	合板		パーティクルボード		繊維板	
	輸出量	輸出割合	輸出量	輸出割合	輸出量	輸出割合
2015	63	16%	79	53%	588	82%
2016	52	12%	80	52%	602	79%
2017	51	13%	81	51%	546	70%
2018	34	9%	71	48%	600	76%
2019	25	7%	56	41%	597	80%
2020	18	6%	47	37%	511	75%

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-3-4 木材チップ

近年の木材チップ輸出量の推移を表 6.17 に示す。我が国が輸出先のほとんどを占める状況が続いている。なお、その内訳を見ると、以前は針葉樹チップ及び広葉樹チップが半々程度であったが、最近では針葉樹チップの割合が低下している。

表 6.17 木材チップ輸出量の推移 (千 BDU)

年	輸出量	主要な輸出先	
		日本	中国
2015	250	250	0
2016	302	283	19
2017	284	283	0
2018	243	242	0
2019	268	244	23
2020	208	207	0

資料：表 6.5 に同じ。

6-2-3-5 木材輸出額

ニュージーランドの木材及び木材製品（HS44 類）の輸出額と主な輸出先の推移を表 6.18 に示す。丸太の最大輸出先である中国が総額でも過半を占め最大となっており、パネル類の輸出が多い我が国がこれに次いでいる。なお、木材はニュージーランドでは乳製品、肉類に次ぐ主要輸出品の地位にある。

表 6.18 木材輸出額と主な輸出先の推移 (百万 NZ ドル)

年	総額	主な輸出先国					
		中国	日本	韓国	豪州	インド	米国
2015	3,513	1,551	333	361	378	215	218
2016	4,117	1,969	374	411	368	253	239
2017	4,634	2,477	386	416	358	252	240
2018	5,210	2,909	375	388	345	227	245
2019	5,006	2,924	368	312	298	255	240
2020	4,503	2,629	309	288	273	282	103

資料：StatsNZ から作成。FOB 価格。

我が国の木材及び木材製品（HS44 類）の輸入額の推移を表 6.19 に示す。近年は横ばい傾向が続いているが、2020 年（速報値）は全品目とも減少幅が大きい。品目別に見ると、繊維板を中心とするパネル類が約半分を占め、チップがこれに次いでいる。

表 6.19 我が国のニュージーランドからの木材輸入額の推移 (百万円)

年	チップ	丸太	製材品	PB	FB	合板等	建築用 木工品	その他	計
2016	7,182	5,862	2,374	2,451	13,974	1,265	1,978	123	35,208
2017	5,950	5,898	2,276	2,219	14,739	933	2,052	133	34,201
2018	6,294	6,205	2,326	2,343	15,424	705	1,755	130	35,181
2019	6,900	5,332	2,395	2,243	13,105	726	2,108	96	32,905
2020	4,513	3,819	1,826	1,955	9,838	498	1,846	62	24,361

資料：財務省貿易統計

6-3 森林認証システムの普及状況

ニュージーランドにおける森林認証システムのうち、FSC 認証は、2021 年 1 月現在、23 件、132 万 ha が認証されている。認証面積は 2010 年代前半には一時 149 万 ha まで増加したが、その後は現在程度の水準で推移している。これらのほとんどは人工林であり、人工林の 4 分の 3 以上が認証林という状況である。CoC 認証は 150 件で、件数は横ばいないし微増で推移している。国内には 7 つの認証機関がある。

なお、現在人工林管理に係る国内規格（National Standard for Certification of Plantation Forest Management）の改訂作業を行っており、2018 年 3 月に意見募集のためのドラフトが示されたが、現時点で確定には至っていない。

PEFC 認証は、2015 年にニュージーランド森林認証協会（New Zealand Forest Certification Association NZFCA）が相互認証を取得し、2020 年 9 月現在、62 万 ha の森林及び 25 件の CoC が認証されている。

両方の認証スキームを重複して取得している森林は、2019 年年央時点で 59 万 ha とされており、PEFC 認証林のほとんどは FSC 認証を取得した上で二重に取得している状況である。

6-4 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況

6-4-1 森林資源管理及び原木（丸太及び同副産物）生産に係る法令等

6-4-1-1 資源管理法

資源管理法(Resource Management Act 1991 RMA)³は、天然資源及び物的資源の持続可能な管理の推進 (to promote the sustainable management of natural and physical resources 法第5条)を目的とし、土地、水、大気、土壌、鉱物、エネルギー、動植物等に係る保全、利用等のあり方を定めた、産業活動、社会活動等全般に広く関係する法律である。それまで都市計画や農村計画、土壌保全等について個別法で規定していたものを、国及び地方自治体の役割等について共通化し包括的に規定したものである。

法律は環境省 (Ministry for Environment MfE) が所管し、国は全国環境政策方針 (National Policy Statement) や全国環境基準 (National Environmental Standards) の策定等を行う一方、具体的な方針や計画の策定及び環境に影響を及ぼす様々な行為の管理等の法執行は地方自治体が担っている。地方自治体は全国 11 の広域自治体 (Region リージョン) 及び全国 67 の普通自治体 (District ディストリクト⁴) からなる。

広域自治体は地域環境政策方針 (Regional Policy Statement) を作成し、当該地域の環境面の課題、対応方針と対策を提示するとともに、任意作成の地域計画 (Regional Plan) において具体の行為の基準等を定める。

普通自治体は地区計画 (District Plan) を策定し、広域自治体同様に具体の行為の基準等を定める。

同法の執行における自治体の役割分担を概括的に言えば、広域自治体は主に広域の観点から土壌保全、水質・水量の保全、自然災害の防止等を担い、普通自治体はより属地的な観点から資源の利用・開発、土地利用ゾーニング、建築計画、騒音の管理等を分担する。

自治体による資源管理の方法は、資源利用承認 (Resource Consent) によって行われる。これは、事業者が開発行為や土地利用形態の変更のような資源管理に影響を与える行為を行う場合、その影響が軽微な行為では自治体の承認は不要とするが、行為ごとに設けられた一定の基準を超えるような場合には自治体による資源利用承認が必要となるものである。具体的には、環境に影響を与える行為をその影響の程度に応じて、ア許容、イ管理、ウ制限付き裁量、エ裁量、オ非適合、カ禁止の6つに区分し、「許容」の基準を満たす行為であれば資源利用承認の申請は不要だが、それ以外では行為の実施に当たって自治体に資源利用承認を申請し承認を得ることを求めている（「禁止」はいかなる場合も承認されない）。自治体は、どのような行為がどの区分に該当するか、地域計画又は地区計画（以下、Plan と総称する。）の中の規則において基準を設けている。

³ <http://www.legislation.govt.nz/act/public/1991/0069/latest/DLM230265.html>

⁴ 67 の普通自治体は、District 単位のもの 54、City 単位のもの 12 及びオークランド特別市 1 からなり、Territorial Authority と総称されるが、資源管理法では District で代表されることが多いので、ディストリクトと称した。

資源利用承認の申請があった場合、自治体では法律に定められた手順に従い、住民への告知や公聴会の開催の有無の判断等を含め処理を行い、Plan に定める基準に基づいて承認が付与され、あるいは申請が却下される。

行為の区分は、環境への影響の小さいものから順に以下のとおりである。

ア「許容」に該当する行為は、Plan で定める基準以下の行為で、自治体への申請は不要。

イ「管理」は、自治体は許可しなければならないが一定の範囲に限って条件を付することができる。

ウ「制限付き裁量」は、自治体は却下又は条件を付して許可することができるが、条件を付して裁量できる範囲は限定される。

エ「裁量」は、自治体は却下又は条件付き／条件なしで許可することができる。

オ「非適合」は、自治体は却下する、または影響が非常に軽微等特別な場合に限って許可する。

カ「禁止」は、自治体は承認申請の受け付けをせず、承認はしない。

林業生産活動の諸行為は、地域計画に規定されるものが多いが、地区計画で定められる土地利用のゾーニングによって適用される基準が異なる場合があり、通常、広域自治体と普通自治体の両方に承認申請が必要である。

一方、国は法第 43 条及び 43A 条に基づき全国環境基準 (National Environmental Standards NES) を定めることができる。全国環境基準は、法執行にかかる技術的基準や標準的な手続き等を定めるもので、特定の活動分野や対象行為ごとに策定され、全国共通の基準となる。ただし、全国環境基準において各 Plan がより厳しい又はより緩やかな条件にできることを明示的に定めている場合にはそれらの厳しい／緩い条件を適用することが可能とされている。自治体は全国環境基準を遵守しなければならない(must observe)とされており、全国環境基準が定められている場合には全国共通の基準が適用されることになる。現在、以下の 8 つの全国環境基準が定められている (() は策定年)。

大気の質 (2004)、飲料水源 (2007)、通信施設 (2016)、送電行為 (2009)、土壤汚染管理 (2011)、人工林施業(2017)、淡水 (2020)、海洋における水産養殖 (2020)

人工林施業に関する全国環境基準 (National Environmental Standards for Plantation Forestry⁵。以下、NESPF という。) は 2017 年 8 月に策定され、2018 年 5 月から施行されている。この策定に当たった第一次産業省は、策定の理由を、自治体ごとに基準が異なることにより複数の自治体に亘って森林を所有する場合等に林業者の混乱と対応コストの増加を招き、環境への影響も区々なものになることから、全国で一貫した基準の下で人工林施業が行われ、環境への影響を管理しながら、人工林施業が「許容」の範囲で行われるようにするためとしている (同省 HP⁶)。

NESPF は、商業目的で人工植栽により造成される 1ha 以上の森林を対象とし、在来種の天然林や、人工植栽であっても幅 30m 未満の防風林、市街地の林、果樹・園芸木等は対象外である。人工林における林業生産活動のうち主要な作業行為の、新規植林、枝打ち及

⁵ <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2017/0174/latest/whole.html#DLM7373510>

⁶ <https://www.mpi.govt.nz/forestry/national-environmental-standards-plantation-forestry/>

び間伐、森林土木、河川の横断、採石、収穫、機械地拵及び再植林の8つの行為について全国共通の基準を設けている。

なお、NESPFでは、法43B条に基づき、各自治体がより厳しい規則を定めることができる場合として、ア全国淡水管理施策声明等の国レベルで定められた目的を達成するために定める規則、イ優れた自然的特徴や景観等を保全するための規則、ウ貴重な地質や地形で自治体の環境計画で特定されているものを管理するための規則が定められていることとしており、その範囲は限定的である。

木材生産が関係するのは、収穫(Harvest)における伐採行為である。規定64~69において伐採行為が「許容」となるための条件を以下のとおり定めている。

普通自治体に対しては、伐採箇所及び作業開始日と終了日に関する届出を作業開始の20日~60日前までに行う(普通自治体に関する規定はこれのみ)。

広域自治体に対しては、普通自治体同様に伐採箇所、作業開始日等を届け出るとともに、以下の条件に合致するよう作業を行う。

ア伐採地から流出した土砂が下流域において環境に悪影響を与えないこと(顕著な濁りが発生しないなど)

イ伐採計画(Harvest Plan)を提出すること

伐採計画においては、個々の作業箇所に付随するリスクを特定し、図面上で明示することが求められる。具体的には、a)集材方法(地曳き集材か架線集材か、架線集材の場合の索張り方式)、b)伐採の時期、期間、程度(強度)及び実行段階の区分(staging)、c)伐採活動において保全すべき対象物や箇所におけるリスクを回避、除去及び緩和する方法、特に残材や端材の流出等を防止する方法、d)在来植生への影響を最小化し、下流域及び近隣の施設・資産への影響を回避するため制限を加える事項、e)通常時や降雨時、伐採終了後における管理や影響のモニタリングの方法等について記載が必要である。

ウ地表の攪乱を抑え、土砂の流出を最小限にすること。例えば、可能な場所では地上から材を吊り上げた集材方法とすること。

エ淡水域や沿岸域周辺での攪乱を抑えること。例えば、a)安全確保上やむを得ない場合を除き、水流及び溪畔林の域内において伐採をしない、b)幅3m以上の水流越しに集材する場合、材を地上から完全に吊り上げて行う、c)林業機械は、満水位で幅3m未満の恒常河川又は面積0.25ha以上の湿地の近傍5m以内、及び満水位で幅3m以上の河川や面積0.25ha以上の湖沼等の近傍10m以内の範囲では使用しない、などと定めている。

オ伐採に伴う端材枝条や枝条残渣を適切に管理すること。例えば、伐採で発生した端材等は河川の流水域や氾濫しやすい区域に存置しないなどと定めている。

伐採行為において NESPF が資源利用承認を求めているものはさほど多くない。「管理」に該当する行為は、申請の内容が、普通自治体に対しては伐採届出の提出をしない場合、広域自治体に対しては、上記の「許容」の基準のいずれかに合致しない場合、または土壤

写真 6.1 伐採作業 (2019 年撮影)



侵食発生危険度区分⁷が「極高 (特に高い)」に該当する箇所のうち土地利用可能性区分⁸が「8e (最大の制限が必要)」以外の場所において 3 ヶ月のうちに 2ha 以上の伐採を行う場合とされている。「管理」では自治体は一定の範囲に限って条件を付すことができるとされており、NESPF では条件を付する範囲として、集材方法、作業の時期と場所 (淡水魚の産卵期との関係等)、事業実施中及び実施後の土壤侵食防止措置等を定めている。

伐採行為が「制限付き裁量」となるのは、申請の内容が、広域自治体に対して土壤侵食発生危険度区分が「極高」でかつ土地利用可能性区分「8e」の区域及び土壤侵食発生危険度区分が設定されていない区域において伐採を行う場合が該当する。

伐採において「裁量」、「非適合」及び「禁止」に該当する行為はない。

また、伐採の際、新たに搬出路や林道を開設する場合は、NESPF の森林土木や河川の横断の項で定める各行為の基準をクリアする必要がある。例えば森林土木工事については、行為の届出、土砂の流出管理、森林土木工事計画の提出、セットバック (隣接地から一定の間隔をとること) や切土量についての基準の遵守等について広域自治体への対応が必要としており、伐採に係る事項とほぼ同様の内容を定めている。

NESPF で記述している林業生産活動全体で見ても、「裁量」に該当する行為は河川の横断の項 (2 スパン以上の橋梁の設置) 等で見られる程度である。

なお、参考まで新規植林 (afforestation 人工林でない又は過去 5 年以内に人工林の伐採が行われていない土地での植栽及び保育事業) においては、普通自治体及び広域自治体に対し、新規植林事業の場所、予定しているセットバック、事業期間等を記した書面の提出のほか、針葉樹野生化リスク算定指数⁹を所定の手続きで算出しその写しを提出すること、

⁷ 土壤侵食発生危険度区分 (Erosion Susceptibility Classification) は、国土を土壤侵食の発生可能性から低、中、高、極高 4 つに区分したものである。人工林のうち極高は面積で 7% 程度。

⁸ 土地利用可能性区分 (Land Use Capability Classification) は、通常、8 つのクラス (数が大なるほど規制大) と 4 つのサブクラス (erodibility・climate・wetness・soil で、各 e,c,w,s で表示) によるユニットで表わされる、長期的な持続可能な土地生産力の観点から土地を区分した指標で、8e は「最大の制限を受ける区域で侵食に注意」を意味する。通常、8 の土地は農・林・牧畜業とも不適で、保全目的 (conservation land) に適すとされる。

⁹ 人工林等の外来針葉樹の種子が林地外において天然更新して環境に悪影響を及ぼし (例: 地域固有の生態系及び景観の劣化、山火事リスクの増大等)、ひいては将来的な農業や林業等の土地利用にも問題となることから、針葉樹の野生化 (wilding) への対応が重要課題となっている。針葉樹野生化リスク算定指数は、新植による野生化のリスクを 5 つの客観的な指標 (樹種別の種子分散能力、家畜の採食嗜好性、卓越風の方向を含む) 地形的特徴、風下における土地利用及び植生) から測定し点数化 (0~21 点) したものである。

前記指数が12以下であること等が「許容」の条件となっている。また、新規植林に先だ
って既存の植生を除去する作業を行う場合は NESPF の対象外で、各自治体の関連規定に
従うことになる。再植林（replanting 人工林の伐採後5年未満に行う植栽及び保育事業）
の場合は、新規植林のような当該事業についての書面の提出は求めないが、その他はほぼ
同様の内容となっている。

NESPF では、伐採の時点では再植林を求めているが、年ごとの変動はあるものの国
全体の人工林面積は安定的に推移しており、実態上再植林は確保されている。これは、人
工林は炭素排出量取引制度の対象（1989 年末までの造成林は義務登録、1990 年以降の造
成林は任意登録）となっており、植栽をせずに森林以外に転用すると炭素クレジットの減
少として土地所有者の追加的負担になること、一般にニュージーランドでは林業は投資先
としては高いリターンが期待できることから再植林して人工林として維持される機会が多
いことによると考えられる。再植林の際は NESPF の規定に従うこととなり、また、伐採
後に伐採作業に起因して枝条や端材の流出、侵食等が発生して環境に大きな影響を与えた
場合には、その責は伐採業者に帰する。

このほか、法 35 条では自治体に同法の執行状況等を把握するための情報収集、モニタ
リング及び記録の保存を義務づけており、また、NESPF の規定 106 では「許容」の行為
に係るモニタリングについて、収穫や森林土木工事等においてはその費用を請求するこ
とができるとされている。

以上のように、通常求められる程度の技術的な留意事項や手続きを遵守していれば、伐
採行為は特段の問題なく「許容」に相当する行為として、時間と手間のかかる資源利用承
認の手続きを経ずに実施できるものと考えられる。

環境省がとりまとめた資源管理法の執行状況の実績によると、2018 年 7 月から 2019 年
6 月までの 1 年間に全国で 42,029 件の資源利用承認の申請があり、このうち自治体におい
て NESPF を適用したものは 142 件、11 の自治体にとどまっている。これは、NESPF の
施行（2018 年 5 月）直後の期間であったことから、各自治体では現行の計画に基づいて処
理されるケースが多かったためではないかと思われる。また、NESPF に基づいて広域自
治体に提出された伐採行為届出の件数は 1,524 件、伐採計画の提出は 827 件、跡地検査
（Site audit）が実施されたものは 289 件、これらのうち要件に不適合であったものは 51
件と報告されている。

このほかの関連規定としては、法 139 条において、「許容」の範疇のため資源利用承認
に該当しなかった行為について、合法的に行われていることの証明書（Certificate）の発
行を可能としている。証明書は、当該事業が資源利用承認なしで合法的に実施されてい
ることを証するもので、資源利用承認と同等に取り扱われるものとされている。2019 年 6 月
までの 1 年間で法 139 条に基づく証明書の申請は 617 件あり、林業に係るものは 4 件
の実績があった（発行手数料は必要。4 事例では NZ \$ 288～1,168）。

資源管理法に基づいて伐採が行われていることに関する第一次産業省による証明書の発
行については後述（6-4-3-2）する。

資源利用承認が必要にもかかわらずこれを取得しないで開発行為を行ったり、資源利用
承認に付された条件を遵守しないなどの違反に対しては、法 339 条に基づき禁固 2 年以内
及び 30 万 NZ ドル（法人の場合 60 万 NZ ドル）以下の罰金が科される。違反の一例を挙

げると、2018年6月、Gisborne Districtでは2回の集中豪雨により地滑りと河川への土砂及び堆積物の流出が発生し、枝条や端材等を含む大量の流下物が下流の農地や住宅、海岸に堆積するという災害が起きた。地元自治体が調査を行い、上流における人工林の伐採に当って、土壌侵食が発生しやすい地域のため搬出路作設や土場の設置における侵食防止のための適切な措置等を伐採に係る資源利用承認において条件としていたにもかかわらず、これらが実施されていなかったため土砂、木材等の流出が発生したとして、関係する10社を訴追した。資源管理法に基づく環境裁判所（Environment Court）は、現地調査や専門家意見聴取を行った上で、資源管理法違反を認め、森林所有会社4社に対し、関係する森林面積や施業の実態に応じて12万～39万NZドルの罰金刑を言い渡している¹⁰。

制定後30年を経て、現在、政府は資源管理法に代わって3つの法律（自然環境と都市環境の保全、戦略的長期計画及び気候変動への適応）からなる資源管理に関する新たな法制度を検討しており、主要な法律については2021年中に改正法案の提出、2022年内の成立をめざしている¹¹。

6-4-1-2 森林法

森林法（Forests Act 1949）¹²は1949年に制定され、当初は国有林の管理やこれを所管する森林局（Forest Service 当時）の組織等について大部の規定を有していたが、1980年代後半以降の行財政改革に伴う一連の見直しによりこれらの条項は削除され、現在は、在来種の天然林（indigenous forest land）における木材の生産、加工及びこれらの輸出に関して規定している第3A章等が主要な部分であり、第一次産業省（Ministry for Primary Industries MPI）が所管している。

第3A章は天然林の持続可能な管理の推進（to promote the sustainable forest management of indigenous forest land 法67B条）を目的としており、私有林の天然林においては、持続可能な森林経営計画（Sustainable Forest Management Plan。以下、SFM Plan という。）または持続可能な森林経営許可（Sustainable Forest Management Permit。以下、SFM Permit という。）に基づく伐採のみが認められている¹³。また、法67AB条により、国が環境保全法（Conservation Act 1987）¹⁴及び同法付表1に列挙された国立公園法等の法律に基づいて管理する保全対象地の在来種天然林の伐採は原則禁止となっている。

SFM Plan は、50年以上の長期の森林管理経営に関する計画で、計画期間、収穫予定の樹種及び数量、これの裏付けとなる森林資源の総量についての情報、森林の管理及び保全の方法、持続可能な森林経営の方針等を記載するものである。森林所有者からの承認申請を受け第一次産業省が承認し、5年ごとにレビューを受ける。承認に当って第一次産業省は、伐採対象樹種の伐採の程度が適切であるかどうかを、森林のタイプや対象面積、立地

¹⁰ 判決の事例 <http://www.gdc.govt.nz/aratu-forestry-limited-sentencing-decision-released>

¹¹ <https://www.beehive.govt.nz/release/rma-be-repealed-and-replaced>

¹² <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1949/0019/latest/whole.html#DLM256497>

¹³ 例外として、例えば10年間で50㎡以下の自家用の伐採等。

¹⁴ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1987/0065/latest/whole.html#DLM107200>

条件、成長率等に基づいて判断するとともに、環境保全省（Department of Conservation）への協議が必要である。また、当該計画の申請内容に対し、第一次産業省は伐採面積や樹種ごとの年間伐採量の縮小、対象伐区の変更等を要請することができる。

実際に伐採を行う際、事業者は年次伐採計画（Annual Logging Plan）を提出する。年次伐採計画には、対象樹種ごとの伐採予定量、伐採対象区域、地況（地形、水路、既設及び新設の搬出路や土場に関する情報を含む）、伐採及び集材の方法等を記載するとともに図面の添付が必要である。

SFM Permit は、10年間の森林管理経営に関する計画で、対象地の面積及び収穫予定の樹種と蓄積を特定した上で、期間内の伐採量の上限の基準（樹種ごとの伐採量がそれぞれの蓄積の10%未満等）を満たすこと、伐採の実行に当ってはSFM Planと同様に年次伐採計画を提出すること等が要件となっており、SFM Planを簡素化した内容となっている。

2018年3月現在有効な計画によると、SFM Planは54件承認、対象面積合計59千ha、許容伐採量の合計は86千 m^3 となっており、SFM Permitは113件承認、対象面積合計18千ha、許容伐採量の合計は33千 m^3 となっている。これらのSFM Plan/Permitに基づいて生産された木材の製材加工については別途森林法に規定されており、6-4-2で後述する。

SFM Plan/Permitに基づかない伐採等に対しては、法67U条に基づき20万NZドル以下の罰金が科される。

なお、SFM Plan/Permitを取得していても、資源管理法の規定は適用され、資源利用承認の取得等は必要である。例えばTaranaki Regionでは地域計画において、森林法によるSFM Plan/Permitの許可があっても土壌侵食や水源の水質等の保全の観点から資源管理法の対象となると明記しており¹⁵、具体的には、植生の除去（vegetation clearance）に関する規則において、1年間で5ha以上かつ傾斜28度以上の土地における植生の除去行為に規則を適用するとして、水質への影響（顕著な濁りや透明度の低下）、面積で10%以上の表面土壌の露出等が発生する場合に資源利用承認の取得を求めている。

6-4-1-3 一次産品徴税法及び木材徴税令

一次産品徴税法（Commodity Levies Act 1990）¹⁶は、一次産品（農産物、林産物、園芸作物、鉱産物及び野生の産物）の生産額や生産量に対し一定の割合で生産者等に課税し、その税収を当該産品の生産に係る調査研究、人材育成等の振興策に充てることを規定している。同法に基づいて、現在、小麦、アボカド等の32品目の徴税対象が指定されている。

同法では品目ごとに、徴税機関、対象物品の範囲、納税者、徴税単位、用途等の詳細を別途政令で定めることとしており、制度の適用に当っては納税者の了解を得るとともに、6年ごとに見直すことを定めている。

¹⁵ Regional Soil Plan for Taranaki, P12

¹⁶ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1990/0127/latest/whole.html>

木材については 2013 年に制度が始まり、現在は 2 期目として 2019 年制定の木材徴税令 (Commodity Levies (Harvested Wood Material) Order 2019) に基づいて実施している。

課税対象は人工林 (在来種のものを含む) で生産した木材で、自家用の薪材、クリスマスツリー等は対象としない。大小の森林所有者の代表によって構成する森林育成者徴税協会 (Forest Growers Levy Trust FGLT) が徴税及び使途の割り当てを行うが、実際の徴税は FGLT と契約した独立した第三者機関である Levy Systems Limited が実施している。

人工林で伐採され山元から運ばれた丸太は、国内加工向けの場合は製材工場等の加工施設の土場に、輸出处向けの場合は輸出港の埠頭にそれぞれ到着した時点で、公式に認証された重量検量機器で検知され、当該丸太の所有者が重量に応じて税を支払う。納税した者は税額分を森林所有者に請求する又は購入時に税額分を控除することにより、最終的な納税

写真 6.2 製材工場での検量 (2019 年撮影)



者は当該丸太を生産した森林の所有者となる。なお、法 24 条に基づき、徴税令に則した税金の納付をしなかった者には 1 万 NZ ドル以下の罰金が科される。

税率は毎年の納税状況や使途での必要額等に応じて決定され、2019 年の見直しにより制度上の上限税率は引き上げられたが、制度の開始以来、適用される税率は 1 トン当たり 27 セントで変更はなかった。しかしながら、2020 年 12 月の FGLT の理事会において、COVID-19 の影響による減収、インフレによる実質的な目減り等に対応し、研究開発や労働安全等の使用目的への一層のコミットメントを高めるため、徴税令で定める上限の 1 トン当たり 33 セントへの引き上げを決定し、2021 年 1 月から適用している。

2019 年の実績では、税収は 9,710 千 NZ ドルで、このうち 54% に相当する 5,278 千 NZ ドルが調査研究部門に割り当てられ、労働安全/研修部門の 941 千 NZ ドル (同 10%) がこれに次いでいる。これらの実績は 4 半期ごとに詳細な報告がなされ、ウェブに掲載されている¹⁷⁾。

最近の納税請求対象の丸太量 (納税のインボイスを発出した丸太の量) と人工林からの生産量を比較すると表 6-20 のとおりである。

表 6-20 納税請求対象量と丸太生産量の比較

年	納税請求対象量(千トン)	丸太生産量 (千 m ³)
2017	33,480	33,984
2018	35,425	35,669
2019	35,815	35,825

¹⁷⁾ FGLT <https://fglt.org.nz/work-programme/reports-and-updates>

資料：納税請求対象量は Levy Statistics Data, FGLT より作成。丸太生産量は表 6-5 に同じ。納税に当たって立方メートルでの取引は 1 トン=1 m³で換算されるため、この表では立方メートル単位である丸太生産量（外来種人工林のみ）をそのまま記載した（いずれも暦年）。

両者の数字は近似しており、増減の傾向も平行な関係にあることから、人工林で生産された丸太はほぼもれなく課税されていると考えられる。このため、木材徴税令に基づく税金の納税証明をもって伐採における合法性の証明を行うシステムが設けられており、6-4-3 で後述する。

6-4-2 原木の売買及び加工に係る法令等

6-4-2-1 森林法

6-4-1-2 で述べた、森林法に基づく SFM Plan/Permit に即して在来種天然林の私有林から生産された木材については、第一次産業省に登録された製材工場でのみ製材加工が可能である（森林法 67D 条）。このほか、わずかに例外的な木材、例えば在来種の人工林から生産された木材、在来種天然林の風倒被害木や公共工事の支障木等を製材工場等で加工する際には、製材加工説明書（Milling Statement）を第一次産業省に申請・取得し、登録された製材工場に提出する必要がある¹⁸。

登録工場における製材加工について、詳細は 1993 年天然林木の加工に係る林業規則（The Forestry (Indigenous Timber Milling) Regulations 1993）¹⁹に定められており、登録工場は取り扱った丸太の樹種・数量、関係する SFM Plan/Permit の年次伐採計画等を記録し、3 か月ごとに実績報告するとともに、毎年、登録を更新する必要がある。

登録された製材工場以外での天然林木の加工に対しては、伐採等と同様に法 67U 条に基づき 20 万 NZ ドル以下の罰金が科される。第一次産業省による登録工場の調査では、2018 年 4 月から 2020 年 6 月までの約 2 年間に 5 件の森林法違反の事例を確認している。内訳は、非登録工場による加工 1 件（罰金 13,500NZ ドル）、製材加工説明書の非取得 4 件（罰金 450~4,000NZ ドル）となっている。

2018 年 7 月~2019 年 6 月の 1 年間の在来種天然林産の丸太の取扱量は 20,886 m³と報告されており、うち 16,216 m³がナンキョクブナ silver beech (*Nothofagus menziesii*)、次いでリム rimu (*Dacrydium cupressinum* マキ科) の 1,898 m³であった²⁰。

6-4-2-2 改正森林法

2020 年 5 月に森林法改正案が国会に提出され、同年 8 月に成立した。改正法の正式名称は Forests (Regulation of Log Traders and Forestry Advisers) Amendment Act 2020²¹であり、木材の買受に携わる事業者(log trader 以下、木材買受事業者という。)及び森林所有者等に対し森林管理や林業経営面のアドバイスを行う事業者 (forestry adviser 以下、林業

¹⁸<https://www.mpi.govt.nz/forestry/native-indigenous-forests/harvesting-milling-native-indigenous-timber/>

¹⁹ <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1993/0227/latest/whole.html>

²⁰違反事例及び取扱量は Forestry and land operations sawmilling newsletter, Issue 17, August 2020, MPI による。

²¹ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0043/latest/LMS324328.html>

アドバイザーという。)の義務的登録制度の創設が主たる内容で、以前削除され空いていた第2A章に条項を新設する形で定められている。

今回の改正の背景について第一次産業省は以下のとおり説明している。すなわち、2007年の木材生産量のうち所有規模1,000ha未満の小規模森林所有者からの生産は14%を占めるに過ぎなかったが、この割合は2015年には25.5%に上昇し、2020年代には平均で40%、13~14百万m³に達するとの見通し²²が示されている。このような木材生産構造の変化にあたり、木材の供給については、従来のような会社組織による大規模な供給モデルから、より多様な主体による供給モデルに変えていく必要性が高まっている。しかしながら、小規模森林所有者の多くは人工林の育成、伐採及び販売に関する経験が少なく、木材の販売に関して情報や助言を受ける機会も少ない。また、国内の加工業者もこれらの小規模森林所有者とのつながりが薄く原料の確保が十分にできていない。現在の木材サプライチェーンは、量より質を重視する方向にあり輸出量は伸びているが、これに大きく依存することはリスクが伴う。一方、国内加工業者を含む多様な関係者間のつながりを強化することは付加価値を高めることにつながる。

以上のような背景の下、今回の法改正では、木材の買受又は林業経営の助言を行う事業者に義務的な登録制を導入し、これらの者が行う木材の適正な取引の活動及び林業経営に対する助言等の活動の水準の確保と信頼性・透明性の向上を目的としている。この措置を通じて、森林所有者は森林施業について質の高い助言を受けるとや木材の売買等の事業実行に必要な情報を十分に得ることが可能となり、ひいては市場の透明性の確保、環境への影響の改善、林業への投資促進等にも資するとされている。

実際、国内では1990年代の造林ブームで植栽された人工林が2020年代に伐期を迎える一方、現在増加傾向にある木材生産のほとんどは輸出の増加、とりわけ中国への輸出増加として表れている状況で、国内での加工量は伸び悩んでいる。他方、政府内ではビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment) が中心となって産業改革プラン (Industry Transformation Plan ITP) の対象10分野の一つに林業及び林産業を選定し、長期的な戦略として、丸太生産と少品目の加工という現在の形態から、幅広い製品 (ウッドプラスチック、バイオ燃料等含む) の生産とその原料供給という方向への転換に向けた検討も進められている。

これらの状況に対応するため、今後、国内加工を含む多様な先に丸太を供給し、小規模森林所有者及び木材加工業者の生産活動を活性化し、雇用の増大等地域の発展につなげていくねらいがあると考えられる。

法63I条の定義によると、木材買受事業者は、丸太又は立木販売された立木の購入者、丸太の輸出を行う者及び自ら育成した森林の丸太を加工する個人又は法人をいい、これらの事業を請負で行う者を含む。ただし、年間の取扱量が2,000 m³または細則で別途定める量以下の者や運材等の物流のみを行う者は対象とならない。

これらの者が業務を行う場合は木材買受事業者として登録が必要で、登録は第一次産業省又は同省が認定した機関 (以下、林業当局という。) が行い、登録要件、要件合致の判断基準、登録期間等は細則で別途定める。

²² Commercial forestry supply workshops, December 2019 P10

木材買受事業者には、林業実施基準（forestry practice standards）の遵守、事業者間の協定（agreement）の遵守、登録要件の維持、記録の保存、定期報告等の義務が課される。林業実施基準は、林業の各種の行為及び助言の提供に係る基準を示すもので、具体的には細則で定めるが、以下に関する事項を含むとしている。

ア土地の造成、植林、森林管理、伐採の計画立案及び準備、森林評価

イ森林の保全、持続可能な土地利用、生物多様性、排出量取引

ウ国内又は輸出に関する売買契約

エその他の売買に関する必要事項

法 63M 条で定義する林業アドバイザーとは、以下のサービスを提供する者で、個人に限られる。

ア林業の実施に関する助言。具体的には、森林の造成・管理及び保護、林業に供する土地の管理又は保護、木材その他の林産物の評価・収穫・販売・利用、森林・林地等の林業分野の資産の評価、排出量取引制度の利用、森林の持つ諸機能。

イ木材その他の林産物の売買の代行。

ウ林業アドバイザーの他の業務に関連する検査又は報告書作成。

ただし、これらを主要な業務としない者、農地境界の植栽等に対するアドバイスを行う者、他の法律による免許（不動産、会計等）等に基づいて助言を行う者等は対象とならない。

登録や義務についての基準等は木材買受事業者とほぼ同様であるが、継続的な職業研修及び技術研修の受講及び倫理規程（code of ethics）の遵守義務が付加されている。倫理基準は細則で別途定められるが、専門家としての責任（誠実さ、技術的正確さに関する最高水準の維持）、顧客に対する責任、専門水準の維持等の規定を盛り込むこととしている。

木材買受事業者又は林業アドバイザーとして望ましくない行為²³があった場合、林業当局は、登録条件の付加又は変更、警告書の送付、是正措置の要請等の措置ができる。また同様に不正行為の場合は、登録の取り消し、更新申請の却下等ができる。

登録せずに業務を行った者、木材買受事業者としての義務を怠った者等は、個人の場合 4 万 NZ ドル（個人以外の場合 10 万 NZ ドル）の罰金が課される（法 63ZL 条）。

成立後 2 年以内の施行が規定されており、2021 年半ば頃に細則の制定、その後木材買受事業者及び林業アドバイザーの登録を進めていくとされている。

報告書作成時点では細則等は公表されていないため、今回の改正がどの程度木材の生産、流通、加工及び輸出に影響を及ぼすかを見通すのは困難であるが、政府の目論見どおりに行けば市場の透明性やトレーサビリティの確保等に貢献するものとなろう。また、6-5-1 で述べるように、木材合法性保証制度の創設のための森林法改正が 2021 年以降に予定されており、これとあいまって木材のサプライチェーンには大きな影響を及ぼすものと見込まれる。

²³ 望ましくない行為とは、適格登録者の基準に達していないこと、義務違反（軽微でないもの）、能力不足または怠慢な状態及び登録者から不適格と見なされることをいう。

不正行為とは、不名誉な恥ずべき（disgraceful）行為、故意による義務違反（軽微でないもの）及び重罪への関与をいう（63ZI 条）。

6-4-3 輸出入に係る法令等

6-4-3-1 森林法

6-4-2-1 で述べた登録工場において製材加工された在来種の天然林由来の木材のうち、製材品はナンキョクブナ又はリム rimu（いずれも断面積が 300 cm²以下のもの）に限って²⁴輸出が許可されており、輸出の際、輸出業者は輸出申請書（Notice of Intention to Export）の提出が必要である（森林法 67C 条）。なお、最終製品に加工されたものは、他の樹種を含め輸出に制限はない。

輸出業者は、輸出の 10 日前までに、木材の出所を証明する情報（SFM Plan/Permit の番号と森林所有者名等）を輸出申請書に記入した上で、第一次産業省の承認を受けた独立検査機関（Independent Verification Agency IVA）の Asure Quality 社に届け出なければならない。第一次産業省は出所となった森林の確認及び目視による現物と申請書の記述の整合を確認し、問題がなければ 1 回限り通用で譲渡不可の承認番号を輸出申請書に付与し、これに基づいて通関事務が行われる。

このように第一次産業省の承認番号を付与された輸出申請書の写しを輸出業者から入手すれば、当該荷口の天然林で生産された木材の合法性を証明する書類として使用できる（6-6 付属資料参照）。

過去 5 年間のニュージーランドから我が国への製材品（針葉樹又は熱帯産木材以外）の輸入実績を財務省貿易統計で検索すると、2015 年に 21 m³の記録がある。一方、ニュージーランドからの輸出実績は、2015 年及び 18 年に記録があるがいずれも少額である。ニュージーランドの統計によると、過去 5 年間の輸出実績は年間 150～400 m³程度で、主要な輸出先は豪州及び近隣の島嶼諸国となっている。

なお、伐採された木材ではないが、カウリ Kauri（*Agathis australis*）の土埋木（根株を含む）は、木材としての利用のほか科学的及び文化的にも価値が高いことから、これの採取、加工及び輸出には以下のような特別な手続きや許可を必要としている。

ア採取；第一次産業省への届出及び資源管理法に基づく地方自治体の手続き（第一次産業省は採取地において採取の前後に検査を実施）。

イ加工；第一次産業省の製材加工説明書（Milling Statement）の取得（有効期間 6 ないし 12 か月）、天然林から採取されたものでなく、かつ採取により自然環境の価値を損ねないこと、登録された製材工場で加工されたものであること。

ウ輸出；最終加工製品又は未加工若しくは加工された根株（天然林で採取されたものでないこと）。輸出手続きは天然林木とほぼ同様（輸出申請書の提出、承認等）。

最近の日本向けの輸出は、2015～2019 年の期間では 1 件、0.8 m³の実績（同年の総輸出力量は 138.3 m³）²⁵がある程度で、総輸出力も漸減傾向にある。

6-4-3-2 資源管理法

²⁴ 例外としては、根株（樹種及び加工の有無を問わない、SFM Plan/Permit に基づいて発生したもの）、木性シダの樹幹又は繊維（SFM Plan/Permit の対象森林から採取されたもの等）、人工植栽された在来種森林の木材等がある。

²⁵ 第一次産業省 Annual report of swamp kauri activity 2019

第一次産業省では、違法伐採対策の観点から、輸出事業者に対して、その取り扱う木材（国内の外来種人工林の生産物に限る）が資源管理法に基づいて合法的に伐採されたものであることを証明する、木材輸出業者情報証明書（Exporter Information Statement。以下、EIS という。）を発行する仕組みがある。

EIS を必要とする輸出事業者は、当該事業者の概要、証書の対象品目（丸太、製材品等）、証書の提出先（国）、資源管理法に違反していない又は捜査を受けていないことの宣言、関係者の署名等を内容とする申請書²⁶を第一次産業省に提出し、審査の後、最長2年間有効のEIS（6-6付属資料参照）を取得する。この証明書は、関係事業者が資源管理法に違反していないことを証明するものではあるが、個々の伐採事業地や取扱量を特定して荷口ごとに発行されるものではないことに注意が必要である。

なお、この制度はインドネシアへの木材輸出を前提に措置したものとされているが、後述（6-5-1）する新たな木材合法性保証制度が今後これを代替していく予定である。

6-4-3-3 一次産品徴税法及び木材徴税令

輸出業者に対し、6-4-1-3の一次産品徴税法及び木材徴税令の項で述べた木材徴税令に基づく税金の納税証明をもって合法性の証明を行うシステムについて説明する。

韓国の違法伐採対策関連法として2017年に改正された「木材の持続可能な利用に関する法律」では、韓国に輸入される木材又は木材製品の伐採の合法性について検査機関が検査をする際の関係書類として4種類を挙げており、具体的には山林庁告示で次のように説明している²⁷。

1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
2. 合法伐採された木材又は木材製品であることを認証するために国際的に通用できるもので韓国山林庁長官が定め告示する書類
3. 韓国と原産国との二国間協議に従い、相互が認証するもので韓国山林庁長官が定め告示する書類
4. その他、合法的に伐採されたことを証明するもので韓国山林庁長官が定め告示する書類

このうち木材徴税令に基づく税金の納税証明は、二国間の協議に基づき上記4.に該当するものとされた。

韓国向けに丸太を輸出する輸出業者は、供給者である森林所有者又は丸太所有者に木材徴税令に基づく税金の一次産品徴税証明書（Levy Statement）の提出を依頼する。製材品等の木材製品を輸出する場合は、製造業者は当該製品の原木の供給者から同様に上記証明書を入手する。原木の供給者が複数の場合は原則的には全ての供給者を対象とするが、韓国向けの当該製品が特定できるような取り扱いをしている場合は当該原木の証明書のみでよい。

²⁶ 申請書は以下で参照可能。<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/7899-Request-for-Exporter-Information-Statement>

²⁷ クリーンウッドナビ参照 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/pdf/kor_hourei_gaiyou.pdf

一次産品徴税証明書が必要な森林所有者等は、徴税事務を行っている会社（Levy System Ltd.）に申請すると、手数料税抜き 65NZ ドルで 1 年間有効（9 月から翌年 8 月まで）の証明書が発行され、第一次産業省が裏書き（endorse）する（一次産品徴税証明書の例は 6-6 付属資料を参照）。

一次産品徴税証明書には森林所有者コードと整理番号が記載されており、輸出業者は当該荷口に該当する全ての丸太供給者の証明書を集めて仕向け先の輸入業者に提出する。

一次産品徴税証明書によって丸太の供給者（森林所有者）を特定することは可能となるが、個別の供給者ごとの数量は記載されておらず、ある荷口の全量が合法であるかどうかは証明できない。

なお、この制度は韓国への木材輸出を前提に措置したものであるが、今後は後述（6-5-1）する新たな木材合法性保証制度がこれを代替していく予定である。

6-5 リスク低減への取組

6-5-1 違法伐採対策に係る法令等及びその運用状況

現在、ニュージーランドには国内で流通する木材の合法性を要求する法律や制度は存在しない。しかしながら、第一次産業省は、木材の輸出先が要求する木材の合法性に対応しうる枠組づくりについて 2017 年から検討を始め、2019 年 9 月に木材合法性を保証するための法制度を検討することを閣議決定した。それ以降、地域のワークショップで関係者の意見を聞くなどして検討を進めてきたところであるが、2020 年 9 月、林業担当大臣は内閣の環境エネルギー気候委員会に、木材の合法性を保証する制度（Wood legality assurance system）の創設を目的とする森林法改正を提案した。以下、内閣文書（Cabinet paper）²⁸に基づいて報告書作成時点における情報として提案内容を紹介する。

内閣文書では、制度創設の理由を以下のとおり挙げている。

ア違法伐採が国際的に問題となっている中で、ニュージーランドの木材輸入は 10 年間で 70% 増加し、木材の合法性を保証する制度がないと違法伐採木材を招き寄せるリスクを高める。

イ輸入木材については輸入木材貿易グループ NZITG による熱帯産木材の一部についての取組（6-5-2 で後述）があるが、自主的な取組みであって法的な義務ではない。

ウニュージーランドの木材輸出業者が、輸出先で合法性の証明を求められる機会が増えている（2019 年 6 月までの 1 年間の輸出量のうち 32% が合法性を求める国向け）中で、大規模木材生産者は第三者認証をもって証明することができるが、今後木材供給量の増加が見込まれる小規模生産者にとっては、これらの認証制度は費用の面で効率的な方法とは言えず、また合法性を超える持続可能性をも求められるものであり負担が大きい。

エ違法伐採木材は木材価格を低下させ林産物収入を減少させるものであり、国産材及び輸入材両者に係る木材合法性保証制度を導入して違法伐採木材を排除することで関係業界に便益が期待できる。

²⁸ <https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/41959-Proposed-Legislation-to-implement-a-National-Wood-Legality-Assurance-Cabinet-paper>

なお、現在、森林認証材でない輸出木材の合法性を保証する手段として第一次産業省ではインドネシア向けに木材輸出業者情報証明書（6-4-3-2 参照）を、韓国向けに一次産品徴税証明書（6-4-3-3 参照）を発行しているが、これらは当面の対応との位置づけであり、今後増加が見込まれる輸出先からの合法性証明の要求に対し長期にわたって対応するには別途の措置が必要となる。従って、これらの現行の対応策は、新たに導入する木材合法性保証制度によって代替することになる。

（1）制度の概要

①対象範囲

国内の人工林（在来種及び外来種）から生産される木材と木材製品、及び輸入木材と同木材製品（在来種の天然林で生産される木材については既存の制度（6-4-3-1 等参照）で対応し、これを包含するような内容にする意向）

②合法性の定義

「ニュージーランド国内または輸入木材の原産国で適用される関連法に従って木材が収穫されていること」

‘the wood has been harvested in accordance with the relevant laws operating in New Zealand (or the country of origin for imported wood)’

③対象物品

輸入木材は、44 類(木材及び木材製品)、47 類(木材パルプ)、48 類（紙及び板紙並びに製紙用パルプ）及び 94 類（家具、プレハブ建築物等）を対象とし、具体的には HS 番号で特定する。

国内産木材は、丸太や未加工材及び輸出用木材が直接の合法性証明の対象となる。

（2）合法性の確認方法

国内加工業者、輸出業者及び輸入業者は、合法性基準を満たしていることについて第一次産業省又は第一次産業省が認定した第三者機関による検証（監査）を受ける。

合法性基準の要件は以下のとおり。

①デューデリジェンスシステムを設け維持すること。

②購入した木材が合法性の要件を満たしていることを示す情報を要求し、評価し、保持し、定期的に第一次産業省に提供すること。

③デューデリジェンスシステムに関する記録を保管すること。

上記の「合法性の要件を満たしていることを示す情報」とは、

1) 国内加工業者及び輸出業者が収集する情報

A 製品に含まれる樹種の通称名及び学名（common and scientific name）

B 数量及び金額

C 供給者の情報（名称、住所、商号、納税者番号又は NZ 事業者番号を含む）

D 森林所有者からの適合性宣言（A declaration of conformance from the forest owner）

E Worksafe 通知番号（伐採業者が登録事業者であること）

F <不開示>

G 伐採が国内で合法的に行われたことを証明する証拠書類（必要に応じ）

2) 輸入業者が収集し保管する情報

- A 輸入品の種類及び名称 (Type and trade name)
- B 数量及び金額
- C 生産国
- D 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 (common and scientific name)
- E 供給者の情報 (名称、住所、商号を含む)
- F 伐採が生産国で合法的に行われたことを証明する証拠書類

(3) その他

- ① 法律では違反、罰則、捜査権限等を設ける。詐欺等の犯罪行為への罰金を含むが懲役は科さない。違反や罰則は、現行森林法の天然林の伐採に係る規定を必要に応じて調製ないし変更して適用する。対象行為は、合法性証明についての不実記載、必要なデューデリジェンスが確保されていない輸出又は輸入、違法伐採木材の国際的又は意図的な取引等を想定している。
- ② 第一次産業省は、本制度の要件が FSC や PEFC 等の第三者認証制度と齟齬がないものとなることを確認する。
- ③ 本制度は、豪州の違法伐採禁止法 2012 と同様な法制度を想定しており、また、トランス・タスマン相互認証協定により、豪州の条件を満たしたものはニュージーランドでも合法的に販売可能となる。
- ④ 既存の FTA や WTO の規則に整合的な細則の制定、海外の市場における必要条件の確認、検証を行う第三者機関の認定、事業者の合法性基準の理解と準備に必要な時間の確保等に対応するため、一定の期間を設け段階的に導入を行う。
- ⑤ 合法性要件を満たす事業者には第三者機関による合法性証明書の発行を可能とする。
- ⑥ 制度の運用に必要な費用は事業者が負担する。

(4) スケジュール

2021 年 5 月国会提出。11 月委員会からの最終報告。

2022 年 4 月法律の制定。3 月より WTO 協議、その他 CPTPP 加盟国等との協議。

2022 年 7 月細則の制定。

2023 年 2 月法律の施行 (ただし、各国との協議の進捗状況によって異なりうる)。

報告書作成時点で法律案は公表されておらず、また公表された内閣文書の一部には不開示情報もある。また、制度の具体的な内容は細則で定めることとされており、例えばデューデリジェンスの具体的な要件 (リスクを特定・評価する手法、リスク緩和措置の有無等) 等の情報は明らかでない。このため、本制度の詳細を把握するには引続き情報収集が必要であるが、内容的には豪州の違法伐採禁止法とよく似ており、これに近いものになると想定される。

6-5-2 民間のリスク低減に係る取組みの実施事例

6-5-2-1 荷物配送明細票 (Load Delivery Docket) によるトレーサビリティの確保

図 6.4 Load Delivery Docket の事例

一般にニュージーランド国内では、山元における丸太の生産から積込、運搬及び製材工場等又は輸出港への納入までの一連の商流を荷物配送明細票（Load Delivery Docket 以下、Docket という。）と称する伝票形式の書類で管理している。これは、違法伐採対策等を特に目的とするものではなく一般的な商慣習として用いられているものであり、Docket には特に定まった様式はないが、一例を図 6.4 に示す。

Docket には一般に以下のような情報を掲載する欄が設けられている。

ア 基本情報：

Docket 番号、積込日、森林（又は丸太）所有者名

イ 伐採情報：

生産林地（森林名、区画名等）、伐採業者名、伐採日、伐採／集材方法

ウ 積荷情報：

樹種、本数、グレード、長級、重量

エ 運材情報：

積込業者名、運送業者名、トラック／トレーラー番号、総重量・車体重量・積荷重量

オ 売買情報：

買受者名、荷卸地

これらの情報とともに、Docket の下部には積込業者、運材業者及び受取者の確認（サイン）欄が設けられ、トラックやトレーラーによる丸太運材の荷工場等加工施設や輸出業者に配送される仕組みとなっている。掲載される情報は、各関係者にとって、丸太生産量、伐採量、積込量等の記録となるとともに、手数料算定や配送証明等の基礎データとなるもので、荷口ごとのトレーサビリティが確保されるとともに、複数の者による相互監視的な抑制と均衡が働くため不正が起きづらいと言われている²⁹。また、この Docket の積荷情報（重量）は、前述の一次産品徴税法に基づく課税に利用されているほか、運輸関係当局が過積載等の運送関係の規定の遵守状況を確認する際にも参照される³⁰。

²⁹ EGILAT Timber legality guidance template for New Zealand, August 2018, P21

³⁰ 第一次産業省からの情報

また、丸太が輸出される際、輸出港において輸出業者によって材積（JAS m³）による検量が行われ、この情報は個々の丸太に貼付された二次元バーコードで管理され、Docket 番号とひも付けされる。また、この情報は、携帯

写真 6.3 輸出丸太に貼付された
バーコードと読み取られた情報



資料：第一次産業省

モバイル機器の専用アプリで容易に参照可能である。一例を写真 6.3 に示す。この例では、以下のような情報が画面に表示されている。

Docket 番号、検量日及び検量者名、丸太情報（樹種、径級、長級、材積、皮付き有無等）、船舶名

写真左下部に示された「View Docket」を選択すると、該当する Docket の情報を参照でき、ごく一部³¹を除いて山元までのトレーサビリティを確認することが可能となっている。ただし、情報システムの違いから、バーコードは直接 Docket のシステムとはつながってはいない。

6-5-2-2 輸入木材貿易グループ（NZITTG）の取組

ニュージーランド輸入木材貿易グループ（New Zealand Imported Timber Trade Group。以下、NZITTG という。）は、1992 年に創設された、木材業者（輸入業者及び卸売・小売業者）及び環境保全団体（グリーンピースニュージーランド）から構成される団体で、第一次産業省がオブザーバーで参加している。ホームページによれば、木材業者は 15 社が加入している。

同グループは、第三者機関による認証林及びその他の持続可能な経営が証明された森林から生産される木材の輸入と関係者の理解の促進を目的とし、当初は熱帯産木材を輸入する業者のみで構成していたが、現在はすべての輸入木材を対象としており、輸入量の約 9 割をカバーしている。

熱帯産木材に関する取り組みにあたっては、段階的なアプローチとして、まず伐採の合法性（Verified Legal Origin, VLO）の確認から始め、次いで伐採以外を含めたプロセス全体の合法性（Verified Legal Compliance, VLC）、さらに FSC や PEFC 等の森林認証による持続可能性の確保と、順次より高い水準を求めていくこととしている。具体的な目標として、取り扱う輸入熱帯産木材はすべて産地における合法性が第三者によって証明されたものとし、さらに、持続可能性が第三者によって証明されたものを 85%以上とすることとしている。

また、取り扱う木材の合法性を第三者機関が証明するスキームには地域や国によって様々なものがあることから、これらのスキームの妥当性を評価する独自の基準・指標（criteria and indicator）を作成し、スコア表として評価しやすい方法で整理し、メンバーの用に供している。（6-6 付属資料参照）

³¹ 国内で一旦製材工場へ納入されたが何らかの理由で処理されず輸出にまわされた丸太等

具体的には、評価の視点として5つの基本原則（Principle）を設け、この下に18の規準（Criteria）と40の指標（Indicator）を定め、評価項目としている。基本原則1は「システムは完全にオープンかつ透明で、すべての関係者を含んでいる」、基本原則2は「システムの合法性基準の定義はわかりやすく明確で、地域コミュニティの権利、伐採権の付与や労働についての合法性、環境に関する規定等の主要な要素を含んでいる」、基本原則3は「信頼できる CoC が確保されている」、基本原則4は「より総合的な目的として社会面／環境面で責任ある森林管理の目標に資するもので、大企業による商業伐採を不当に優遇していない」、基本原則5は「監査の手続きは信頼性が高い」としている。

このうち、特に基本原則2（合法性基準）には8つの規準と21の指標があり、全体の半数を占める重要な部分となっている。ここで示された考え方は、合法性を構成する具体的な要素ないし要件を表しており、クリーンウッド法において事業者がリスクを特定し評価する際の参考になるものと考えられる。

なお、NZITTG の会員企業では、合法性や持続可能な森林経営を証明するスキームとして以下のものを利用している。

FSC、MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme)、Certisource、SGS、Smartwood、PEFC

また、NZITTG では、熱帯産木材のうち外構部材やウッドデッキ材等として利用量が多いメルバウ (*Intsia bijuga* ニューゼaland現地名 Kwila) については、森林認証材のみを扱うことを最終的な目標としている。しかしながら、その9割以上がインドネシアからの輸入であり、以前は合法性の証明すらないものもあったため、やむを得ない場合には第三者機関によって持続可能性が証明された木材を 3VL Kwila(3rd party Verified Legal Kwila)として許容している。ただし、これはあくまで暫定的な取り扱いという位置づけであり、3VL Kwila の消費のプロモーションは限定的に行う³²など自主規制も行っている。

これらの取組みに関連して、ニューゼaland国内の主要な E-コマースプラットフォームの一つである Trademe では、メルバウ材を使用したアウトドア家具やウッドデッキ用木材の新品をネット販売する場合は PEFC 又は FSC 認証を取得したものに限り、証明書類の提示を求めている³³。

参考まで、近年のメルバウ製材品の輸入量は表 6.21 に示すとおり 2~5 千 m³程度で推移しているが、その9割以上はインドネシアからである。これらは金額ベースで熱帯産木材製材品の約5割前後に相当している。なお、同期間の丸太輸入の実績はない。

³² http://nzittg.org.nz/news/details/vlo_telling_the_story.html

³³ <https://help.trademe.co.nz/hc/en-us/articles/360010959212-Banned-and-restricted-#kwila>

表 6.21 メルバウ製材品輸入量の推移 (m³)

年	輸入量	主要な輸入先	
		インドネシア	ソロモン諸島
2015	2,654	2,316	207
2016	3,863	3,570	134
2017	5,562	5,254	122
2018	4,213	3,833	61
2019	2,248	2,166	14
2020	2,962	2,937	11

資料：Stats NZ。ニュージーランドの HS システムの 4407291010
及び（下 4 ケタ）1027、4019、9019 の計

6-6 付属資料

○森林法 (6-4-3-1 参照)

輸出申請書(Notice of Information to Export)の様式

Notice of Intention to Export Indigenous Timber (Form ITE1)

This form to be forwarded to AsureQuality New Zealand at least 10 days prior to the date of exporting.

Notice of Intention to Export – Form ITE1
(s 67C(3) Forests Act 1949; s 5(2) Forests Amendment Act 2004)

To: Director General
Ministry for Primary Industries

I GIVE NOTICE of my intention to export the indigenous timber produce described in this notice, and, I declare that the particulars set out in this notice were, at the date of this declaration, true and correct in every respect and in accordance with the requirements of the Forests Act 1949.

I ACKNOWLEDGE an inspection of the export consignment by a Forestry Officer is required.

Signature of Exporter: _____
(Print Name): _____
Date: _____

Ministry for Primary Industries
Manatū Ahu Matua

Exporter/Consignor: _____
Phone: _____ Fax: _____
Email: _____

Buyer/Consignee: _____
Phone: _____ Fax: _____
Email: _____

Container/Bill of Lading No. _____
Ship/Airline (Name of vessel/Flight No.) _____
Date of exporting _____
Sea/airport of discharge _____
Final Destination _____

Description of Exports (include any marking)	Species	Volume (m³)
品目名	樹種名	数量

Note: Include an overseas packing list for each consignment when submitting this form.

Source: _____
Note: All applications must include a written statement of the source of the timber, (e.g. a SFM Plan/permit number or landowner name and location).

Address where consignment can be inspected: _____
Contact Name: _____ Contact Number: _____

Phytosanitary certificates required? Y / N

Send this form with attachments to: AsureQuality-Mt Maunganui
Email phytocerts@asurequality.com

AsureQuality/MPI Use Only

Signed: _____ Date: _____
Inspecting Forestry Officer Name: _____

Reference No: _____
Indigenous timber clearance number: _____


EXPORT: APPROVED / NOT APPROVED

Notes: Exporters are advised to check with www.mpi.govt.nz/law-and-policy/requirements/importing-countries-phytosanitary-requirements/forestry-icps/ for any Phytosanitary requirements. Export information is provided on the back of this form.

資料：第一次産業省 <https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/37-Notice-of-intention-to-export-indigenous-timber-ITE1>

○資源管理法（6-4-3-2 参照）

木材輸出業者情報証明書（Exporter Information Statement）の様式

Ministry for Primary Industries Manatū Ahu Matua		
Issued to: <Company_name>	輸出業者名	
Registration number: <Reg_number>		
Valid for the period: <From_date to To_date>	有効期間	
Information Statement Issued by the Ministry for Primary Industries Exports from New Zealand's Planted Forests		
<p>Harvesting of planted forests in New Zealand is subject to the Resource Management Act 1991 which provides for the sustainable management of New Zealand's natural and physical resources.</p> <p><Company_name> must comply with the Resource Management Act 1991, which includes provisions for monitoring and auditing compliance, and the enforcement (including prosecution) for non-compliance with the law when required.</p> <p>Demonstration of the legality of harvesting from planted forests in New Zealand is achieved through compliance with the Resource Management Act 1991.</p> <p>This information statement applies to New Zealand-sourced wood products only.</p>		
_____	_____ / _____ / _____	
Martyn Dunne Director-General Ministry for Primary Industries	Date	
<u>Growing and Protecting New Zealand</u>		Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526 Wellington 6140, New Zealand Telephone: 0600 00 83 33, Facsimile: +64-4-894 0300 www.mpi.govt.nz

資料 日本木材輸入協会³⁴

³⁴<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/4-1nz-sample.pdf>

- 一次産品徴税法（6-4-3-3 参照）
一次産品徴税証明書(Levy Statement)の例

Attachment 4: Harvested Wood Levy Statement

LSL
LEVY SYSTEMS LIMITED

**** SAMPLE ONLY ****

SUPPLIER COMPANY **STATEMENT PRINTED:** 20 Sep 2018

Commodity Owner Name
Postal Address 1
Postal Address 2

SUPPLIER CODE: UNK00001 森林所有者コード

REFERENCE: 0000000017

NEW ZEALAND HARVESTED WOOD LEVY STATEMENT

To whom it may concern,

A levy is imposed on all wood material harvested from plantation forests in New Zealand under the Commodity Levies (Harvested Wood Material) Order 2013. All the harvested wood material supplied by Commodity Owner Name is subject to that levy.

STATEMENT VALID FOR: 01/09/2018 - 31/08/2019

AUTHORISATION

This statement is issued by Levy Systems Limited at the request of the above named entity. Levy Systems Limited are contracted to administer the levy for the Forest Growers Levy Trust.

This is a true representation of information in the Harvested Wood Commodity Levy System.

signature here

Andrew Taylor
Chief Executive Officer
Levy Systems Ltd
Email: operations@levysystems.co.nz
Website: <http://www.levysystems.co.nz/>

Levy Systems Limited is approved by
Ministry for Primary Industries to issue
levy statements

**MPI
stamp
here**

**Key feature:
government stamp** →

Page 31

資料： APEC Experts Group on Illegal Logging and Associated Trade (EGILAT)
Timber legality guidance template for New Zealand
Version: August 2018, P31

○輸入木材貿易グループによる、第三者機関証明スキームを評価する規準・指標（criteria and indicator）と採点表（Scorecard）（6-5-2-2 参照）

Legality Verification Scheme Scorecard			PASS/FAIL	
VLC Scheme				
Date				
Indicator Score Ratings 1 The scheme totally fails to meet the VLC indicator requirements. 2 The scheme inadequately meets the VLC indicator requirements and is not acceptable. 3 The scheme meets the VLC indicator requirements, although some gaps are apparent. 4 The scheme clearly meets the VLC indicator requirements.				
Principle	Criteria	Indicator	Indicator Score	
1. The system should be fully open and transparent, and involve all stakeholders.	1.1 System is fully transparent.	1.1.1 Evidence of the legally CoC standards used and the system to assess them are publicly available.		
		1.1.2 Summary audit reports and corrective action requests are publicly available.		
		1.1.3 Lists of companies/concessions verified under the standard are publicly available.		
	1.2 System seeks and incorporates the views of major stakeholder groups including social and environmental NGOs and indigenous organisations.	1.2.1 The system's oversight body has representation from multiple stakeholders.		
		1.2.2 Legality CoC standards are developed through being fully account balanced and equitable multi-stakeholder based.		
		1.2.3 The system follows a procedure resulting sustained opposition from a single major stakeholder group to any criteria or indicators.		
		1.2.4 The system includes a clearly defined and transparent procedure for handling complaints.		
	2. Legality standards about are clearly defined and robust, incorporating key elements such as rights of local communities, legality of concession allocation and labour and environmental regulations.	2.1 Legality standards define legal rights to harvest.	2.1.1 Forest management enterprise (FME) is required to operate.	
			2.1.2 FMEs are subject to forest management purposes.	
			2.1.3 Harvest rights are allocated to the FME, in the FME.	
2.2 Legality standards define approved planning authorisation.		2.2.1 FME management plan has been prepared and approved.		
		2.2.2 Annual harvest plans prepared and approved and production quotas established within the harvesting rights.		
		2.2.3 Assessments of environmental impact, high conservation areas, and threatened species are conducted.		
2.3 Legality standards require payment of fees and taxes required to maintain harvest rights.		2.3.1 Harvest royalties (fees and/or taxes) are paid.		
2.4 Legality standards respect rights of local communities.		2.4.1 The forest management enterprise (FME) has implemented a consultation process to ensure it is fully aware of any disputes over indigenous tenure or usage rights and has an effective and transparent complaints or disputes resolution process to address them in a timely manner.		
		2.4.2 The FME has obtained the prior informed consent of indigenous people to its activities.		
		2.4.3 FME fulfils its obligations under the law to indigenous people and local communities.		
2.5 Standards include compliance with human rights, social and environmental laws, rules and regulations.		2.5.1 Compliance with human and labour rights law and workplace health and safety regulations.		
		2.5.2 Requirements for compliance with environmental laws, rules and regulations, including EIA obligations and mitigation requirements, in the fields of forestry and conservation.		
		2.5.3 Legal obligations regarding protection of outstanding landscapes, high conservation areas, and threatened species are implemented.		
2.6 Legality standards require fulfilment of harvesting regulations.		2.6.1 Volume supply does not exceed production quotas.		
		2.6.2 Harvesting is conducted within approved harvest areas.		
		2.6.3 Harvesting and forest management activities are implemented according to management plan and according to regulatory codes of practice.		
2.7 Legality standards require control of unauthorised activities.		2.7.1 Unauthorised activities and associated risks are identified.		
	2.7.2 Control activities are successfully implemented.			

	2.2 Legality standards require legal logging of products.	2.2.1 Timber processing (including primary forests).	
		2.2.2 Harvesting and logging operations are in compliance with CCF ES.	
		2.2.3 Exported product meets all Government regulations on export including dry/burial requirements.	
3. Credible chain of custody is assured	3.1 Strong chain of custody procedures are in place	3.1.1 Chain of custody procedures are equivalent to international standards (ISO) and include procedures governing claims.	
		3.1.2 Procedures for distinguishing logs or timber from verified legal sources with logs or timber from other sources are specified.	
		3.1.3 Wood is legally under CoC exclusive material from unknown sources or which was harvested without legal harvesting rights.	
4. System serves to further overall goal of environmentally and socially responsible forest management, and does not unfairly favour large-scale industrial logging.	4.1 System is designed and offered as part of a step-wise approach to environmentally and socially responsible forest management.	4.1.1 System explicitly supports to move towards a sustainable forest management (SFM) along a given time.	
	4.2 System does not serve to compete with existing environmental and socially responsible forest management certification schemes.	4.2.1 System does not permit on-product labelling, but allows PCS (Point of Sale) elements, B2B communications, flyers and advertising.	
	4.3 System ensures verification of timber from small scale and/or community forestry operations.	4.3.1 System does not produce verification of timber from small scale and/or community forestry operations.	
	4.4 System includes consideration of and procedures for responding to alleged illegalities or unethical behaviour related to the company or its directors.	4.4.1 The auditing system reserves the right to withdraw its legality verification if legal proceedings involving serious criminal activity, money laundering, corruption, human pricing or any activity unethical practice by the FINE or its directors brings the LVS or legality claim into serious question.	
5. Auditing procedures are robust	5.1 Audits against standards are fully independent	5.1.1 Auditors are independent of the process of selling products and overseeing the system.	
	5.2 Auditors are properly accredited and qualified	5.2.1 Auditors have independent accreditation from e.g. ISO	
		5.2.2 Audit staff are sufficiently qualified and experienced	
	5.3 Audit procedures are robust and performance as well as systems based	5.3.1 Audits occur at least once a year, and include on-site field inspected sites of compliance in randomly selected cutting areas	
		5.3.2 There is an effective and functioning mechanism for recording and enforcing appropriate corrective action where non-compliance is identified.	
		PRINCIPLE 1	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 2	PASS/FAIL #REF!
		PRINCIPLE 3	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 4	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 5	PASS/FAIL
		OVERALL	PASS/FAIL

資料：ニュージーランド輸入木材貿易グループ (NZITTG) <http://nzittg.org.nz/files/LVS-Checklist-Generic.pdf>

(仮訳)

合法性証明システムの評価点数カード			
証明システム名 年月日		合格／不合格	
指標点数の評価			
1 要求事項をまったく満たしていない 2 要求事項をあまり満たしておらず、許容できない 3 不十分な点はあるが、要求事項をほぼ満たしている 4 要求事項を完全に満たしている			
原則	規準	指標	指標の得点
1 システムは完全にオープンかつ透明で、全ての関係者を含んでいる。	1.1 システムは完全に透明である。	1.1.1 合法性及びCoCの基準及び評価システムが細部に至るまで公表されている。	
		1.1.2 監査報告の概要及び措置要求事項が公表されている。	
		1.1.3 認証されている会社やコンセッションのリストが公表されている。	
	1.2 システムは、社会及び環境に関するNGO及び先住民の団体を含む主要関係機関の意見を尊重し具体化するものである。	1.2.1 システムの管理組織は複数の関係機関の代表者を含む。	
		1.2.2 バランスのとれた公正な複数の関係者の意見に配慮して合法性及びCoCの基準が作成されている。	
		1.2.3 システムは、主要関係者グループから基準・指標に関する一貫した反対表明がある場合はこれを解決するプロセスを有する。	
	1.2.4 システムは、明確かつ透明な苦情処理手続きを有する。		
2 合法性基準の定義はわかりやすく明確で、地域コミュニティの権利、伐採権の付与や労働についての合法性、環境法制等に関する規定等の主要な要素を含んでいる。	2.1 合法性基準は、伐採の法的権利を明確にしている。	2.1.1 森林管理主体に施業の権限が付与されている。	
		2.1.2 森林管理を目的として権限が付与されている。	
		2.1.3 当該森林の管理主体に伐採の権限が付与されている。	
	2.2 合法性基準は、計画策定の権限を明確にしている。	2.2.1 森林管理計画が策定され、承認されている。	
		2.2.2 年次伐採計画が策定、承認されており、生産予定量は伐採権として認められた範囲内である。	
		2.2.3 環境への影響、高度保全地域及び絶滅危惧種の評価がなされている。	
	2.3 合法性基準は、伐採権を維持する際に必要な料金や税金の支払いを要求している。	2.3.1 伐採に関するロイヤルティ、税金、料金が支払われている。	
	2.4 合法性基準は、地域コミュニティの権限を尊重している。	2.4.1 森林管理主体は、現地の土地所有権や使用権に関する紛争を十分に認識しうるようコンサルテーションを実施し、適時に紛争解決ができる実効性の高い透明な手続きを有する。	
		2.4.2 森林管理主体は、実施する作業について地元住民から事前の了解を得ている。	
		2.4.3 森林管理主体は、法令が求める地元住民や地域コミュニティに対する義務を果たしている。	
	2.5 基準は、人権や社会／環境法制への適合を含んでいる。	2.5.1 人権や労働に関する法制度及び労働安全衛生規則（に適合している。）	
		2.5.2 林業及び保全の分野における環境アセスメント上の義務や緩和対策を含む環境法制への適合要件（を満たしている。）	
		2.5.3 優れた景観、保全対象区域及び絶滅危惧種の保護に関する法的義務を果たしている。	
	2.6 合法性基準は、伐採に関する規則への適合を要求している。	2.6.1 木材生産量は生産予定量を上回っていない。	
		2.6.2 伐採は承認された区域内で実施されている。	
2.6.3 伐採及び森林管理行為は、管理計画及び法的な実施基準に即して実施されている。			
2.7 合法性基準は、認可されない行為を統制することを要求している。	2.7.1 認可されない行為とこれに関連するリスクが特定されている。		
	2.7.2 統制する行為が有効に機能している。		

		2.8	合法性基準は、木材貿易の合法性を要求している。	2.8.1	木材加工施設に適切にライセンスが付与されている。												
				2.8.2	伐採及び貿易はワシントン条約の要件に適合している。												
				2.8.3	輸出物品は、植物検疫検査を含む輸出に関する政府の全ての規定に適合している。												
3	信頼できるCoCが確保されている。	3.1	明確なCoC手続きを有する。	3.1.1	CoCの手順はISOのような国際的な基準と同等程度であり、クレーム管理を含む。												
				3.1.2	合法的と証明された木材とそうでない木材を区別する手順が具体的に示されている。												
				3.1.3	CoCによる木材供給において、入手先不明のものや合法的な伐採権のないものを除外している。												
4	システムは、より総合的な目的として社会面／環境面で責任ある森林管理の目標に資するもので、大企業による商業伐採を不当に優遇していない。	4.1	社会／環境面で責任ある森林管理に対し段階的にアプローチするよう設計されている。	4.1.1	システムは、将来的に参加者が完全に持続可能な森林経営に進むよう求めている。												
		4.2	システムは、社会／環境面で責任ある森林管理を認証する既存のスキームと競合しない。	4.2.1	システムは製品へのラベリングを許可しないが、POS、事業者間のコミュニケーション、チラシや広告を許可している。												
		4.3	システムは小規模事業者やコミュニティ林業から生産される木材の認証を保証している。	4.3.1	システムは小規模事業者やコミュニティ林業から生産される木材の認証を排除していない。												
		4.4	システムは、会社やその経営者が関係するはなはだしく非合法的あるいは反道徳的な行為に対し、特別に留意し対処する手段を有する。	4.4.1	重大な犯罪行為、マネーロンダリング、汚職、価格操作又は森林管理会社やその経営者による反道徳的な行為が深刻な法的問題を引き起こしたとき、監査機構は合法性証明を取り消すことができる。												
5	監査手続きは信頼性が高い。	5.1	監査は独立的に行われる。	5.1.1	監事は、基準の策定やシステムを管理するプロセスから独立している。												
		5.2	監事は、適切に信任され、資格を与えられている。	5.2.1	監事は、例えばISOなどから、独立した適格性認定を受けている。												
				5.2.2	監査担当者は十分に適格性があり経験豊かである。												
		5.3	監査手順は明確であり、成果重視かつ重要度に応じて実施される。	5.3.1	監査は最低年1回行われ、無作為に選んだ伐採地における実地検査を、短い事前通知期間をもって実施する。												
				5.3.2	不適合事項が特定されたとき、それを記録し適切な矯正措置を講じる、効果と実効性の高いメカニズムがある。												
					<table border="1"> <tr> <td>原則1</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則2</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則3</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則4</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則5</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>合格／不合格</td> </tr> </table>	原則1	合格／不合格	原則2	合格／不合格	原則3	合格／不合格	原則4	合格／不合格	原則5	合格／不合格	総合	合格／不合格
原則1	合格／不合格																
原則2	合格／不合格																
原則3	合格／不合格																
原則4	合格／不合格																
原則5	合格／不合格																
総合	合格／不合格																

7 オーストラリア

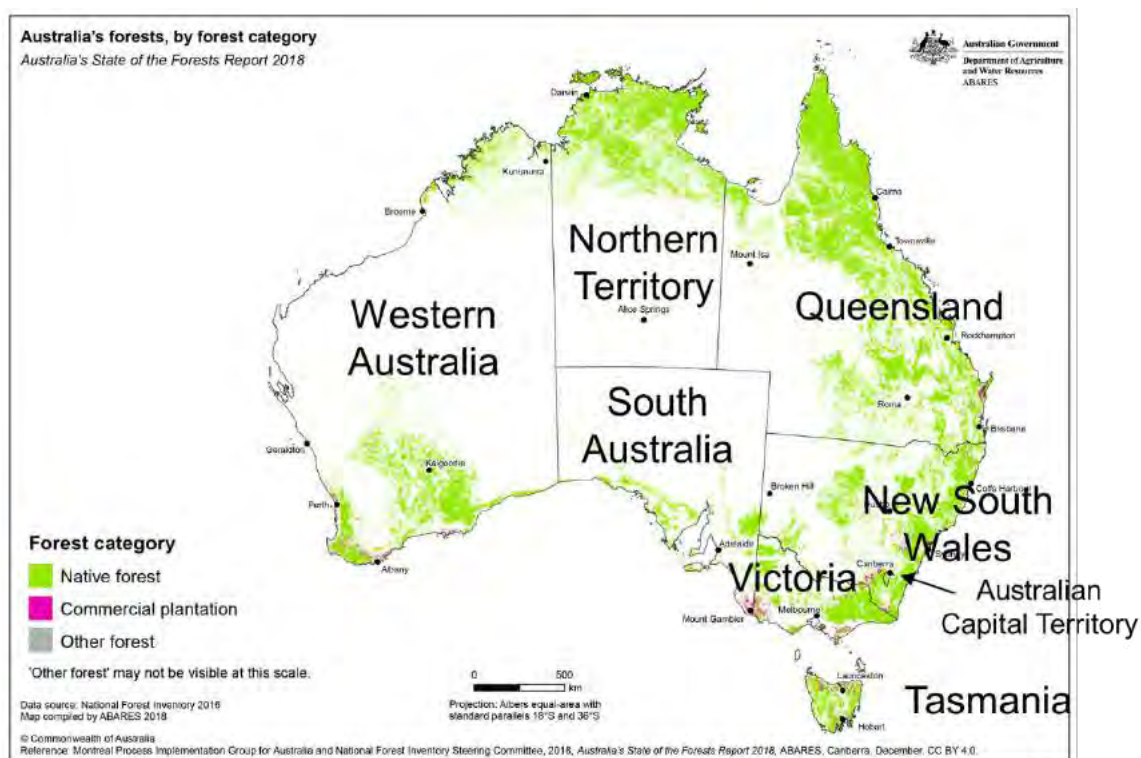
7-1 概要

7-1-1 森林

オーストラリアの国土面積は769百万ha、2016年における森林面積は134百万haで、森林被覆率は17%である¹。このうち天然林は132百万ha（全森林面積の98%）、商業プランテーション林は1.95百万ha（全森林面積の1.5%）、非商業的な人工林やサンダルウッド（白檀）プランテーションなど様々な植林地を含む「その他の森林」は0.47百万haである（図7.1）。オーストラリアの森林面積は1990年以来減少が続いていたが、2008年より増加に転じ、現在に至っている。

なおオーストラリアの森林の特徴の一つは火災の頻度が高いことである。2011年度～2015年度にかけて55百万haの森林（全森林面積の41%）が一回以上の火災を受け、特にクイーンズランド州北部と北部準州で頻度が高かった。2019年6月～2020年5月の火災は深刻で、全国で18百万haの土地が燃え²、Black Summerと呼ばれた。ニューサウスウェールズ州とビクトリア州を中心に天然林8.3百万ha、プランテーション林0.13百万haも焼失し、林業にも深刻な被害がもたらされた³。

図 7.1 森林タイプごとのオーストラリアの森林分布



出典：ABARES (2018)⁴

¹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/forestsaustralia/australias-forests>

² <https://www.busseltonmail.com.au/story/6620313/it-was-a-line-of-fire-coming-at-us-firefighters-return-home/>

³ <https://www.agriculture.gov.au/abares/products/insights/effects-of-bushfires-and-covid19-forestry-wood-processing-sectors>

⁴ ABARES 前掲

表 7.1 オーストラリアの 2016 年州別森林面積 (千 ha)

	天然林			商業プランテーション			
	公有	私有	帰属未 定	公有	私有	共同管 理	その他
西オーストラリア (Western Australia)	17,850	2,600	0	72	233	46	1.7
北部準州 (Northern Territory)	10,214	13,435	38	0	47	0	0
南オーストラリア (South Australia)	3,258	1,580	20	16	151	0	0.9
クイーンズランド (Queensland)	36,702	14,213	666	0	230	0	0
ニューサウスウェール ズ (New South Wales) および首都特 別地域 (Capital Territory)	12,560	7,414	81	269	124	8	0
ビクトリア (Victoria)	6,660	984	0	3	415	0	0.1
タスマニア (Tasmania)	2,536	806	0	35	258	16	0
合計	89,780	41,032	805	394	1,459	70	3

<天然林>

天然林 132 百万 ha のうち、ユーカリ属 (101 百万 ha)、アカシア属 (11 百万 ha)、メラルーカ属などの樹種の森林面積が広く、熱帯雨林は 3% を占める。

また天然林 132 百万 ha のうち、公有地は 43 百万 ha (32%)、私有林ないし民間へのリース地は 88 百万 ha (67%)、未確定値は 1 百万 ha を占める。

公有地の天然林のうち、保全林 (conservation forest) の面積は 22 百万 ha、多目的利用公有天然林 (multiple-use public native forest) は 10 百万 ha、そのうち商業的木材生産が可能な天然林は 6.3 百万 ha である。

私有地またはリース地の天然林のうち、商業的木材生産が可能な森林は 21.8 百万 ha であるがその大部分は商業性が低い森林である。

商業性が高い～中程度の天然広葉樹林は 7.7 百万 ha で、そのうち私有ないしリース林と多目的利用公有天然林は 50% ずつを占める。

また各州は天然公有林において森林管理計画を策定する法律を施行しているが、2016 年時点で森林管理計画を策定しているのは 43 百万 ha であり、そのうち保全林は 19 百万 ha、多目的利用公有天然林は 24 百万 ha であった。

<商業プランテーション林>

商業プランテーション林 1.95 百万 ha のうち、針葉樹プランテーションは 1.04 百万 ha (52%)、広葉樹プランテーションは 0.93 百万 ha (47%)、その他混交林その他のプランテーションは 0.01 百万 ha である⁵。

針葉樹プランテーションはニューサウスウェールズ州 (2015 年の全針葉樹プランテーション面積の 30%)、ビクトリア州 (22%)、クイーンズランド州 (19%) などに広く分布する。植栽面積が広い種はラジアータパイン (*Pinus radiata*, 74%) やサザンパイン (*P. caribaea* や *P. elliottii*, 15%) で、ほぼ全て製材用材として使われ、25-35 年ローテーションで伐採・再植林されている。

一方、広葉樹プランテーションは西オーストラリア州 (2015 年の全広葉樹プランテーション面積の 30%)、タスマニア州 (25%)、ビクトリア州 (21%) などに広く分布する。植栽面積が広い種は *Eucalyptus globulus* (53%) や *E. nitens* (25%) で、主にパルプ用材として使われ、10-15 年ローテーションで伐採・再植林されている。また広くはないが建材用の広葉樹プランテーション (マホガニーやチークなど) も存在し、25-45 年ローテーションで伐採・再植林されている。

針葉樹プランテーションは 1960-80 年代に拡大した (図 7.2) が、その多くは天然ユーカリ林を転換したものであった。一方、広葉樹プランテーションは 1990~2000 年代に拡大したが、すでに在来植生の皆伐は厳しく規制されていたため、その多くは既存の農地が転換されて造成された。2010 年代以降、新規プランテーションの造成はほとんどなされていない。むしろ 2015 年の広葉樹プランテーション面積は 2010 年に比べ微減している。2000 年代初頭にはプランテーションの拡大のため、政府による減税措置が取られていたが、その政策が停止されたことも現在の停滞の理由の一つに挙げられている⁶。しかしオーストラリア連邦政府が 2018 年に発表した国家森林産業計画 (National Forest Industries Plan) 「Growing a better Australia – A billion trees for jobs and growth⁷」において、今後 10 年間で 0.4 百万 ha プランテーションを拡大し、10 億本の植林を行うという目標が示され、そのために 2014 年に設立された排出削減基金 (Emissions Reduction Fund) などの活用⁸や、民間支援、規制緩和などが推進されている。

また商業プランテーション林 1.95 百万 ha のうち、公有は 21%、私有は 79% を占める。ほとんどの州では私有プランテーションの面積の方が大きい、ニューサウスウェールズ州のみは公有プランテーションの面積の方が大きい。私有プランテーションの所有者は機関投資家 (国際的な退職年金基金など) が最も多く (2015 年時点で 63%)、2010 年から増加を続けている。また 27% は農家や他の個人所有者で、木材産業による所有は 5% に過ぎない。

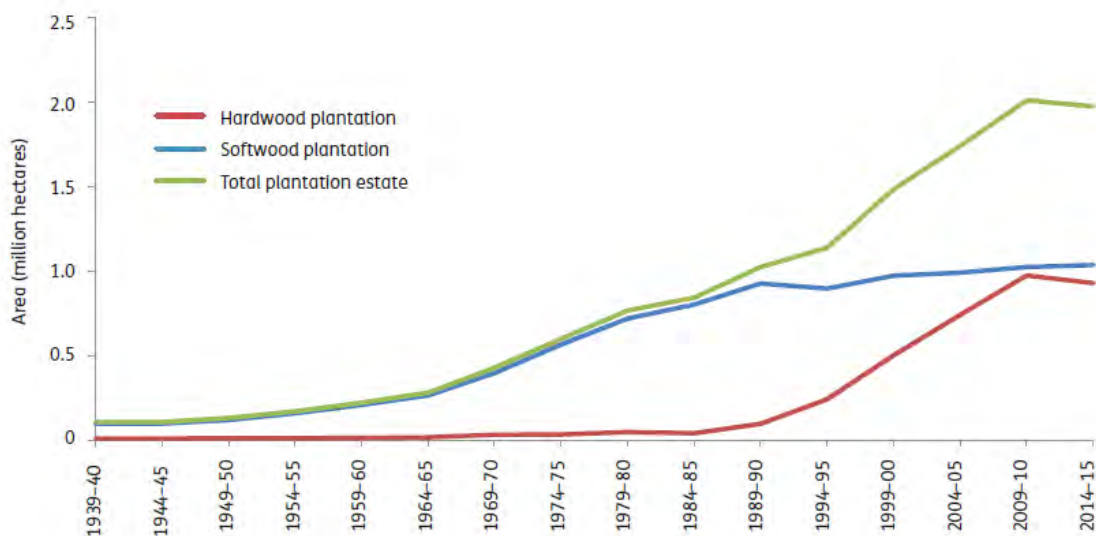
⁵ Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Science (ABARES) (2018) Australia's Forests Report State of the 2018 < <https://www.agriculture.gov.au/abares/forestsaustralia/sofr/sofr-2018> >

⁶ Responsible Wood に対するヒアリング (2021)

⁷ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/national-forest-industries-plan.pdf>

⁸ <https://www.industry.gov.au/regulations-and-standards/methods-for-the-emissions-reduction-fund/plantation-forestry-method>

図 7.2 1939～2015 年の商業プランテーション面積推移



出典：ABARES (2018)⁹

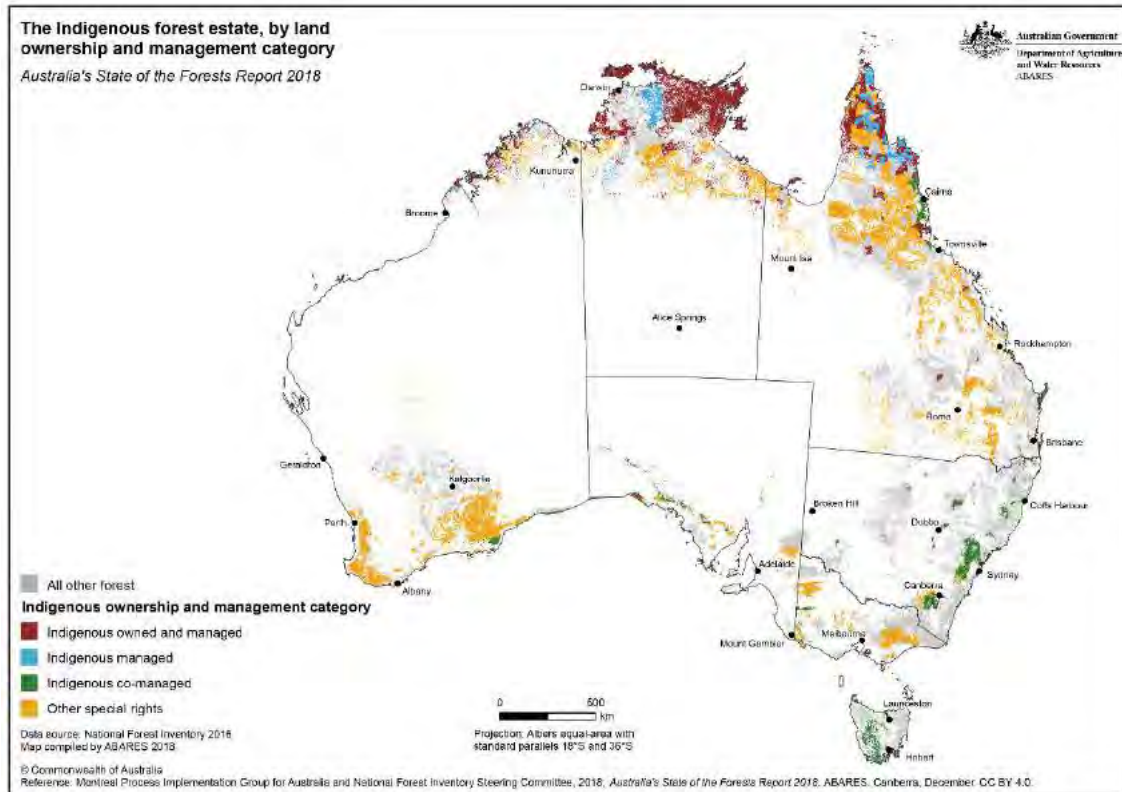
<先住民森林財産 (indigenous forest estate) >

オーストラリアの森林のうち、70 百万 ha (全森林面積の 52%) は先住民森林財産 (indigenous forest estate) とされ、先住民が土地所有権、管理権、共同管理権、その他の特定の権利のいずれかの権利を有している (図 7.3)¹⁰。先住民森林財産の大部分は在来植生の森林である。

⁹ ABARES 前掲

¹⁰ ABARES. 前掲

図 7.3 所有、管理権ごとの先住民森林財産 (indigenous forest estate) の分布



出典：ABARES (2018)¹¹

7-1-2 林業・林産業

2016年度の全国の林業・木材産業セクターの直接雇用者数は51,983人で、その内訳は、林業 (Forestry and logging) 6,027人、林業支援業 (Forestry support services：再造林、間伐など) 2,957人、木材製品製造業 (Wood product manufacturing) 29,035人、紙パルプ産業 (Pulp, paper and converted paper product manufacturing) 13,962人であった (表 7.2)¹²。直接雇用者数はニューサウスウェールズ州とサウスウェールズ州で多く、クイーンズランド州がこれに続いた (図 7.4)。林業・木材産業セクターの雇用者人口は、2006年から2016年度の期間、北部準州を除いた各州で減少が続いている。主な減少は木材製品製造業、紙パルプ産業でおきており、その主な理由は加工施設の労働効率の高い大規模施設への統合、部門の再編によるとされる。

なお連邦政府は林業セクターの振興のため、2019年に全国に9つの地域林業ハブ (Regional Forestry Hubs) を設定し、積極的な投資を行っている¹³。

¹¹ ABARES 前掲

¹² ABARES 前掲

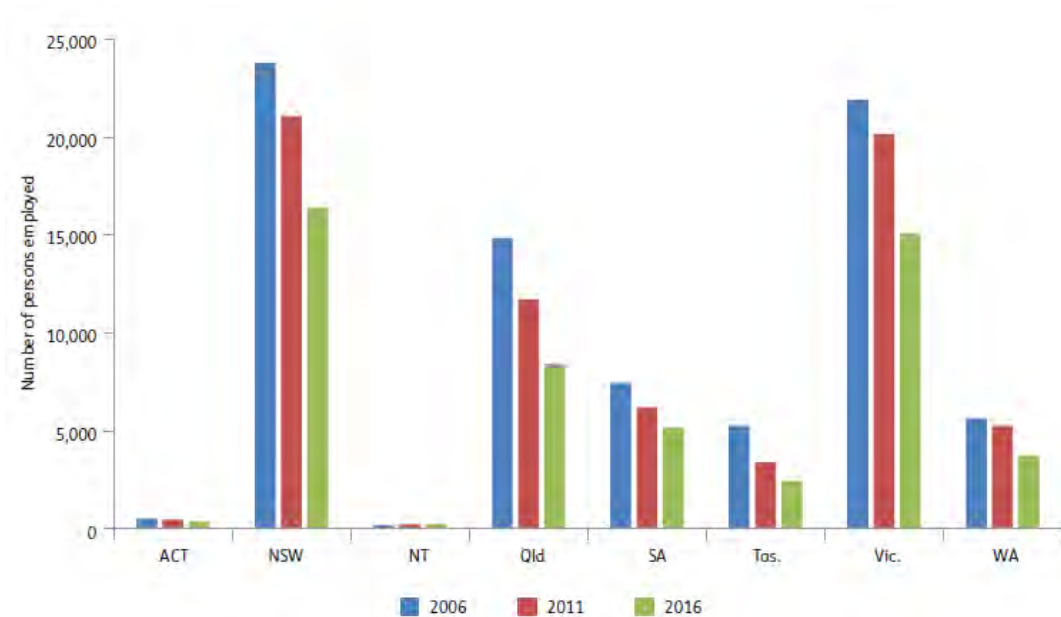
¹³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/regional-forestry-hubs>

表 7.2 林業・木材産業セクターの雇用者数推移

	Number of persons employed				Total forestry sector ^a
	Forestry and logging	Forestry support services	Wood product manufacturing	Pulp, paper and converted paper product manufacturing	
2006					
Full time	5,364	1,299	39,310	19,469	65,437
Part time	1,054	614	5,864	2,720	10,260
Away from work	458	139	2,138	1,292	4,021
Total	6,871	2,050	47,310	23,479	79,720
2011					
Full time	4,219	1,293	34,403	16,170	56,087
Part time	810	753	5,694	2,258	9,508
Away from work	372	116	1,575	934	2,996
Total	5,399	2,168	41,670	19,364	68,596
2016					
Full time	4,769	1,783	24,348	11,839	42,733
Part time	903	1,044	3,766	1,586	7,301
Away from work	355	127	922	540	1,946
Total	6,027	2,957	29,035	13,962	51,983

出典：ABARES (2018)¹⁴

図 7.4 各州の林業セクター雇用者数の変化



ACT：首都特別地域、NSW：ニューサウスウェールズ州、NT：北部準州、Qld：クイーンズランド州、SA：南オーストラリア州、Tas.：タスマニア州、Vic.：ビクトリア州、WA：西オーストラリア州

出典：ABARES (2018)¹⁵

¹⁴ ABARES 前掲

¹⁵ ABARES 前掲

7-2 木材需給の状況

7-2-1 木材供給

7-2-1-1 内国生産

2018年度(2018/7-2019/6)のオーストラリアにおける丸太生産量は32.9百万m³で、そのうち天然木丸太は4.2百万m³(13%)、植林木丸太は28.7百万m³(87%)を占めた(図7.5)¹⁶。天然木では広葉樹丸太が96.5%(4.1百万m³)を占めていたが、植林木では広葉樹丸太が41%(11.7百万m³)、針葉樹丸太が59%(17.0百万m³)を占めていた。製材用丸太は2000年代初めより主に針葉樹丸太の生産量が多く、天然木丸太が次いでいたが、後者の生産量は緩やかな減少が続いている(図7.6)。一方パルプ用丸太は、2000年代初頭は天然木丸太の生産量が多く、植林針葉樹丸太が次いでいたが、2000年代後半から植林広葉樹丸太の生産量拡大と、天然木丸太の生産量減少という大きな変化が起き、2016年時点では植林広葉樹丸太が55%を占めるに至っている。

州別に見ると、広葉樹天然木の生産量が多いのはニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州、広葉樹植林木の生産量が多いのは西オーストラリア州+北部準州、ビクトリア州、タスマニア州、針葉樹植林木が多いのはニューサウスウェールズ州とビクトリア州であった。

広葉樹天然木丸太の主な供給源はニューサウスウェールズ州、タスマニア州、ビクトリア州、西オーストラリア州、クリーンウッド州の5州の多目的利用公有天然林である。その伐採面積は2001年~2016年の間に減少の一途をたどっている¹⁷。2011~2015年度にかけ、多目的利用公有天然林は年平均78千ha伐採された。そのうち86%は択伐、9%は皆伐、5%は傘伐方式(shelterwood systems)で伐採された。その結果、同期間に年平均1.14百万m³の建材丸太が生産された。

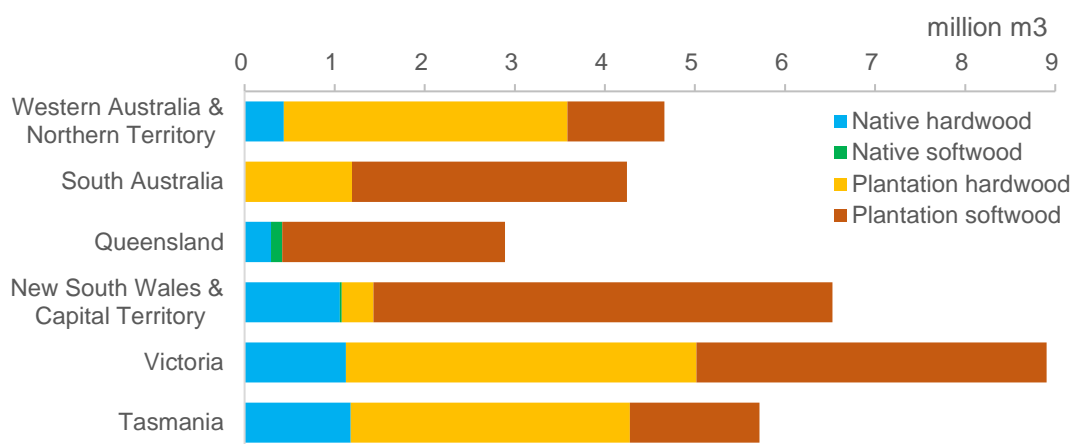
天然木のうち、日本向けの輸出量が多いパルプ用丸太については、1990年代~2000年代にかけてはタスマニア州の多目的利用公有天然林および私有天然林からの生産量が多く、それぞれ2.0百万m³/年生産されていたが、2011-15年には平均532千m³、82千m³まで減少した。現在はビクトリア州、ニューサウスウェールズ州の多目的利用公有天然林も主要な供給源となっており、オーストラリア全体では多目的利用公有天然林から1.74百万m³、私有天然林から141千m³生産された。

なお7-5-1節で述べるように、オーストラリア連邦政府と4州政府(西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州)は、10地域の天然林に対し、地域森林合意(Regional Forest Agreement)を締結しているが、地域森林合意締結地域内の多目的利用公有天然林からの伐採量は2011-2016年の年平均878千m³であり、オーストラリアの広葉樹天然木丸太の主な供給源となっていることが分かる。

¹⁶ オーストラリア農業水環境省<<https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>>

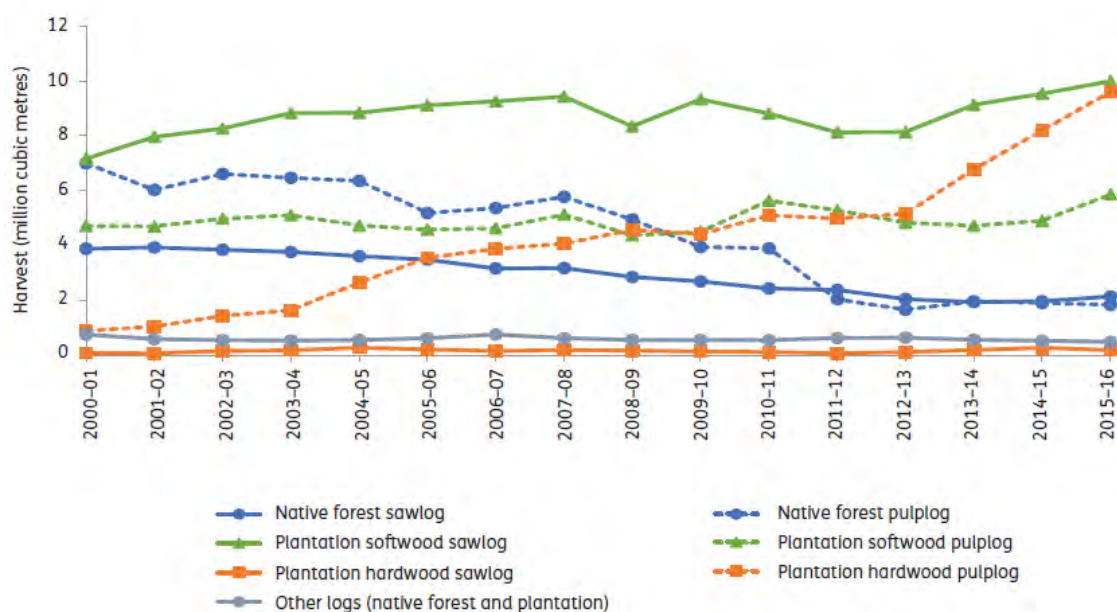
¹⁷ ABARES 前掲

図 7.5 オーストラリア各州の 2018 年度原木生産量



出典：Australian forest and wood product statistics datasets¹⁸

図 7.6 天然林およびプランテーションからの製材用丸太とパルプ用丸太の生産量推移



出典：ABARES (2018)¹⁹

¹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

¹⁹ ABARES 前掲

表 7.3 2016 年の伐採可能な公有天然林面積、伐採面積 (千 ha)

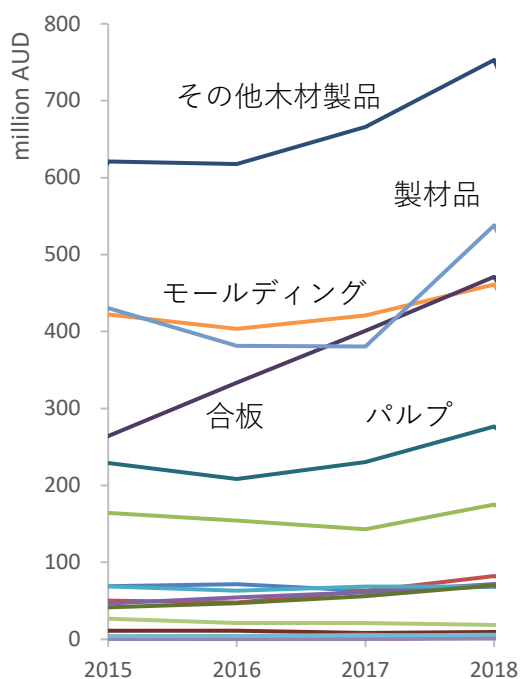
	伐採可能面積	伐採面積
西オーストラリア	849	7.50
北部準州	-	
南オーストラリア	-	
クイーンズランド	1,921	38.00
ニューサウスウェールズ	1,020	17.88
首都特別地域	-	
ビクトリア	824	4.82
タスマニア	376	5.01
合計	4,989	73.21

出典：ABARES (2018)²⁰

7-2-1-2 輸入

2018 年のオーストラリアの木材・木材製品の輸入額は 3.08 十億 AUD、輸出額は 2.39 十億 AUD で、入超となっている。輸入額の上位は、その他木材製品 (753 百万 AUD)、製材品 (538 百万 AUD)、合板 (471 百万 AUD)、モールドディング (461 百万 AUD) となっていた (図 7.7)。なお原木の輸入額は 3.2 百万 AUD のみであった。

図 7.7 オーストラリアの木材・木材製品輸入額推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets²¹

²⁰ ABARES 前掲

²¹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

<製材品>

2018年の製材品輸入量は973千m³で、その上位はニュージーランド、EU諸国（ドイツ、エストニア、チェコ、スウェーデン、フィンランド）、カナダであり、この7か国で74%を占めた。その他、ロシア、チリ、マレーシア、中国、インドネシア、ソロモン諸島、ブラジルなどからの輸入もあった。

表 7.4 2018年製材品輸入量上位20か国（m³）

	輸入量
Germany	148,526
New Zealand	142,131
Estonia	121,395
Czech Republic	101,310
Sweden	96,671
Canada	55,171
Finland	54,633
Russian Federation	41,983
Lithuania	37,387
Austria	37,243
Latvia	32,266
Chile	23,460
Malaysia	19,131
USA	14,209
China	13,749
Poland	12,186
Indonesia	6,050
Solomon Islands	2,890
France	2,058
Brazil	1,840

出典：Australian forest and wood product statistics datasets²²

<合板>

2018年の合板総輸入量は523千m²で、近年輸入額が増加しているが、主に中国からの輸入量の増加によるもので、2015年51千m³→2018年219千m³（全輸入量の42%）と増加した。

²² <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

7-2-1-3 木材加工

<木質チップ>

木質チップはプランテーションまたは天然林からの木材で製造されている。木質チップ製造・輸出事業者の多くは1, 2の主要な供給源を持つが、小規模なプランテーションからの木材や、製材残渣も受け入れている²³。

7-2-2 木材需要

7-2-2-1 内国消費

2015年度のオーストラリアの消費量は、製材：5.6百万m³、木質パネル：5.6百万m³、紙およびボード類：3.7百万m³であった²⁴。

7-2-2-2 輸出

2018年の輸出額上位の木材・木材製品は、木質チップ1,466百万AUD（7.45百万トン）、原木642百万AUD（4.18百万m³）、製材品90百万AUD（207千m³）であった（図7.8）。特に木質チップ、原木の輸出額は近年急速に増加している。木材の輸出先は主に中国と日本、原木の輸出先は中国である。中国との間にはChina-Australia FTA（ChAFTA）、日本との間には日豪経済連携協定（Japan-Australia Economic Partnership Agreement: JAEPA）がともに2015年に締結されており、両国に対する原木や木材チップの関税はゼロとなっている。しかしながら中国政府は2020年10～12月以降、7州のうち6州（クイーンズランド州、ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州、ニューサウスウェールズ州、西オーストラリア州）からの丸太について、害虫（キクイムシ）が見つかったことを理由に輸入を禁止しており²⁵、林産業に大きな影響を与えている²⁶。

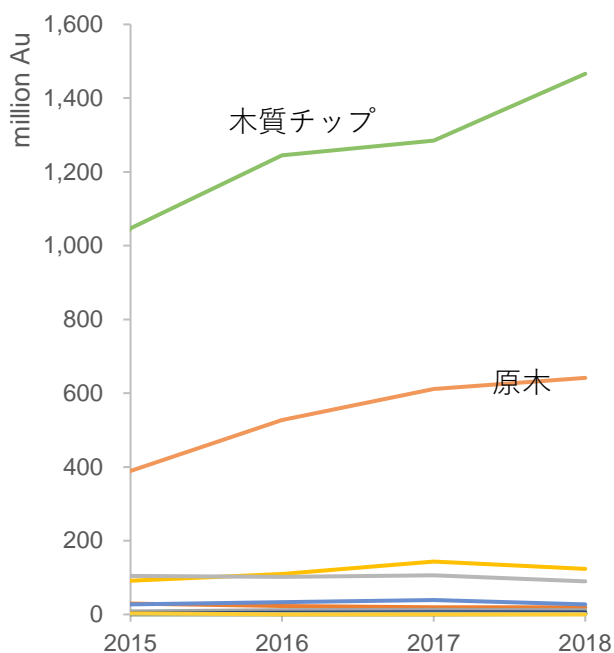
²³ Responsible Wood に対するヒアリング（2021）

²⁴ ABARES 前掲

²⁵ <https://www.scmp.com/economy/china-economy/article/3115282/china-australia-relations-timber-trade-felled-imports-axed>

²⁶ <https://www.abc.net.au/news/rural/2020-12-28/china-ban-causes-job-losses/13017450>

図 7.8 オーストラリアの木材・木材製品別輸出額推移

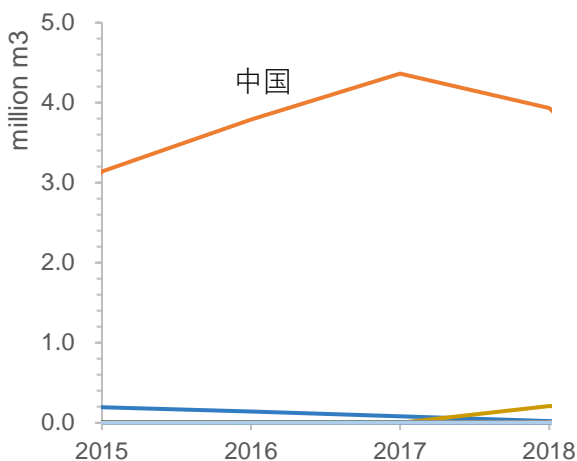


出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁷

<原木>

2018年の原木輸出量 4.18 百万 m³ のうち、中国向けが 94% (3.93 百万 m³) を占めた (図 7.9)。ただし 2017 年度 43.6 百万 m³ よりは減少している。次いで多いのはマレーシア向けで、2018 年には 0.21 百万 m³ 輸出された。日本向けの輸出量は 331 m³ に過ぎなかった。

図 7.9 輸出先別原木輸出量推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁸

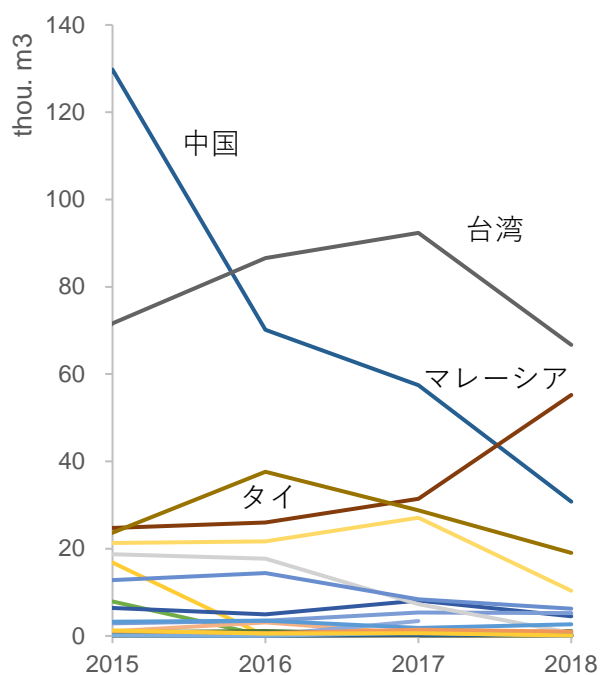
²⁷ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

²⁸ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

<製材品>

2018年の製材品輸出量207千m³のうち、上位は台湾(66千m³)、マレーシア(55千m³)、中国(31千m³)であった(図7.12)。日本向け輸出量は797m³に過ぎなかった。2015～2018年の間に中国向け輸出量は大きく減少した。

図 7.3 輸出先別製材品輸出量推移



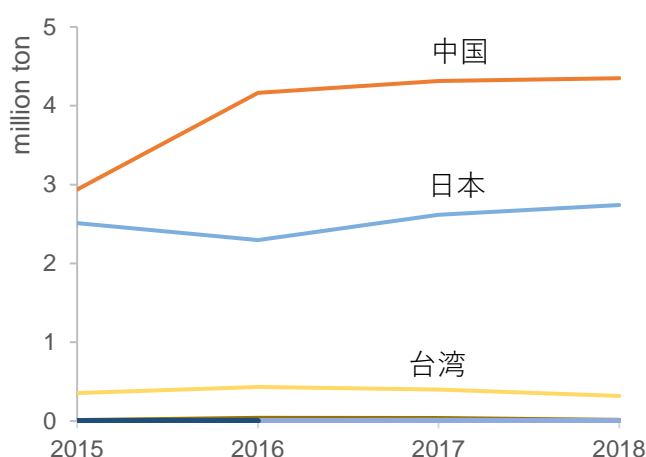
出典：Australian forest and wood product statistics datasets²⁹

<木質チップ>

2018年の木質チップ輸出量7.45百万m³のうち、中国向けは58%(4.35百万m³)、日本向けは37%(2.74百万m³)を占め、2015～2018年の間に大きな変化はなかった(図7.13)。

²⁹ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

図 7.4 輸出先別木質チップ輸出量推移



出典：Australian forest and wood product statistics datasets³⁰

7-3 森林認証システムの普及状況

オーストラリアで商業伐採が行われている森林の大部分は認証林となっている。FSC の認証林 1.22 百万 ha と、PEFC のメンバーである Responsible Wood の認証林 11.4 百万 ha があり、うち 9 事業者の 1.04 百万 ha は両者のスキームの認証を受けている³¹。認証木材生産量のデータを得ることができなかったが、オーストラリアの総木材生産量の 85%程度が Responsible Wood の認証品ではないかと言われている³²。

<FSC>

2020 年現在、12 事業者が FSC 森林認証を持ち、その総面積は 1.22 百万 ha となっている³³。この認証面積は天然林も広く含んでいるが、多くの認証事業者が実際に伐採をしているのはそのプランテーションの部分のみである³⁴。2 事業者は例外的に天然林の伐採を行っているが、その総面積は 1.7 千 ha に過ぎない。

また CoC 認証は 250 事業者が取得している。このうち 32 事業者は木質チップ製造も認証の対象に入っている³⁵。

<PEFC (Responsible Wood)>

2002 年に Australian Forestry Standard (AFS) 社が設立され、2003 年にオーストラリア森林管理認証 (Australian Forestry Standard: AS 4708)、CoC 認証 (AS 4707) が開発された。オー

³⁰ <https://www.agriculture.gov.au/abares/research-topics/forests/forest-economics/forest-wood-products-statistics>

³¹ Responsible Wood に対するヒアリング (2021 年)、FSC Australia に対するヒアリング (2021 年)

³² Responsible Wood に対するヒアリング (2021 年)

³³ FSC<<https://www.fsc.org/en/facts-figures>>

³⁴ FSC Australia に対するヒアリング (2021 年)

³⁵ <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

ストラリア森林管理認証（AS 4708）は 2007 年に修正されたが、さらに 2013 年以降、持続的
管理認証（AS4708:2013）に置換された。AFS は 2004 年に PEFC に加盟し、2017 年に
Responsible Wood と名称を変更した³⁶。Responsible Wood は New Zealand Forest Management
Scheme の管理も行っている。

2021 年現在オーストラリアにおいて、29 事業者が Responsible Wood の森林管理認証（AS
4708）を持ち³⁷、その総面積は 11.4 百万 ha、大部分が天然林だが、1.8 百万 ha はプランテーシ
ョンである³⁸。前述のようにオーストラリアの商業プランテーション総面積は 1.95 百万 ha な
のでそのほとんどが Responsible Wood 認証を受けていると言える。認証天然林の大部分は公有林
だが、私有林も存在する。

また CoC 認証（AS 4707）は 249 事業者が取得している³⁹。このうち 15 社程度が木質チップ
製造事業者である⁴⁰。この中には調達量の全量を認証材としているものもあれば、認証材とコン
トロール材の両方を調達し、ミックス認証品を製造している事業者もある。

7-4 違法伐採に関する情報

オーストラリアでは一般に違法伐採の事例は少ないが、西オーストラリア州においては香木で
あるサンダルウッド（*Santalum spicatum*：白檀）天然木の違法伐採、輸出の事例が知られてい
る⁴¹。

2020 年には、ビクトリア州の州有企業 VicForests による州有天然林の伐採がフクロムササビ
（*Petauroides volans*）とフクロモモンガダマシ（*Gymnobelideus leadbeateri*）に脅威を与えて
おり、操業前の配慮が不十分だったとして、連邦の 1999 年環境保全生物多様性保護法に違反し
ているとの判決が連邦裁判所から出された⁴²。現在上訴中である。

³⁶ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/about-us/history/>>

³⁷ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/find-certified/sustainable-forest-management-certified/>>

³⁸ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/wp-content/uploads/2019/10/Responsible-Wood-Annual-Report-2018-19.pdf>>

Responsible Wood に対するヒアリング（2021 年）

³⁹ Responsible Wood <<https://www.responsiblewood.org.au/find-certified/chain-of-custody-certified/>>

⁴⁰ Responsible Wood に対するヒアリング（2021 年）

⁴¹ NEPCon <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2020-09/INT-024-AU-TIMBER-RA-27Oct16-EN-Final_V1.1%202017.pdf>

⁴² <https://www.smh.com.au/environment/conservation/federal-court-says-vicforests-unlawfully-logged-rare-possum-habitat-20200527-p54wxt.html>

7-5 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況

連邦国家であるオーストラリアにおいては、森林を含めた土地の管理は各州（北部準州と首都特別地域を含む）政府が一次的な責任を持つが、連邦政府も一部権限と責任を持っている⁴³。一方輸出入に関しては連邦政府が責任と権限を持っている。

オーストラリアの連邦また各州の森林関係法規は、5年ごとに発行されている農業水環境省のオーストラリア森林白書（Australia's State of the Forests Report）の中で取りまとめられている（2018年版では Criterion 7 章）⁴⁴。

またオーストラリア農業水環境省のサイトでは、首都特別地域と北部準州を除くすべての州について、2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Act）に基づく州別ガイドライン（State Specific Guideline）が公開されている⁴⁵。違法伐採禁止法によれば、外国産材を輸入する事業者とともに国産材原木を加工する事業者も、それが違法に伐採されたものでないか、デューデリジェンスを行わなければならない（違法伐採禁止法第17条）が、国産材原木が違法伐採由来のものでないか確認するための方法として①木材合法性枠組み（FSCないし PEFC）、②州別ガイドライン、③その他の3つのオプションが示されており（違法伐採禁止規則第19条）、州別ガイドラインはこれに基づいて整備された（2014～2016年）ものである。ただしこのガイドラインはオーストラリア国内で原木を加工する段階のためのものであるため、さらにそれが加工、輸出された木材・木材製品の合法性の判断のためには加工以降のサプライチェーンの各段階における情報も必要となる。

また NEPCon は 2017 年にオーストラリアの木材法的リスク評価（Timber Legality Risk Assessment）⁴⁶を公開し、オーストラリア産木材の伐採から輸出に至る各段階で関連する法規と存在する違法性のリスクの分析結果を示している。

このためオーストラリア産木材・木材製品の合法性確認にあたってはこれらの文章を参考に必要な書類を集め、リスクの特定と評価を行うことができる。ただし法律改正や省庁再編の結果、一部の州の情報はすでに古くなっており、各州のウェブサイトでの確認が必要である。

7-5-1 森林資源管理及び原木（丸太及び同副産物）生産、また原木の輸送に係る法令等

7-5-1-1 連邦レベルの法規

主要な所管官庁および機関	役割
農業水環境省	■ 2012年違法伐採禁止法を所管

⁴³ ABARES 前掲

⁴⁴ ABARES 前掲

⁴⁵ オーストラリア農業水環境省 <<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>>

⁴⁶ NEPCon <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2020-09/INT-024-AU-TIMBER-RA-27Oct16-EN-Final_V1.1%202017.pdf>

Department of Agriculture, Water and the Environment	
林業および木材製品委員会 Forestry and Forest Products Committee (FFPC)	<ul style="list-style-type: none"> ■ オーストラリア連邦政府、州政府、ニュージーランド政府の公務員によって構成される ■ 林業関係閣僚会議、森林と林業に関する農業高級事務レベル委員会に対して助言を与える ■ 3つの作業部会を持つ <ul style="list-style-type: none"> ➢ オーストラリアモントリオールプロセス実施グループ ➢ 国家森林インベントリー運営委員会 ➢ 森林火災管理グループ

関連法規	内容
地域森林合意法 Regional Forest Agreements Act 2002 ⁴⁷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域森林合意は天然林についての 20 年間の保全または持続的管理の計画 ■ 地域森林合意の下での連邦政府の義務を定める
環境保全生物多様性保護法 Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999; EPBC Act ⁴⁸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な植物・動物相、生態的群集、遺産を保護するための法的枠組み ■ 地域森林合意締結エリアは対象外
アボリジニおよびトレス海峡民の遺産保護法 Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act 1984 ⁴⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ アボリジニおよびトレス海峡民にとって重要な土地の保護

連邦国家であるオーストラリアにおいては、森林を含めた土地の管理や木材生産は基本的に各州政府が責任と権限を有しているが、1992～1995年に連邦および州・準州政府によって署名された国家森林政策声明（National Forest Policy Statement⁵⁰）、2017年に連邦および州・準州政府の林業大臣によって署名された林業大臣声明（Ministerial forestry statement⁵¹）によって全体的な原則が示されている。また連邦政府は2014年に設立された林業諮問委員会（Forest Industry Advisory Council: FIAC）を設置し、林業諮問委員会は2016年に公表した「Transforming Australia's forest

⁴⁷ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2014C00720>

⁴⁸ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00081>

⁴⁹ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00937>

⁵⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/forest-policy-statement>

⁵¹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/ministerial-forestry-statement>

products industry⁵²」など、林業や木材産業政策に対する勧告を行っている⁵³。

天然林に関し、1991年にオーストラリア森林協議会常任委員会（Standing Committee of the Australian Forestry Council）から、天然林からの木材生産に関する森林実施における国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Native Forests: National Principles）が公表された。これは国内の公有・私有の全ての天然林が対象となる。また環境と水に関するオーストラリア政府協議会（Council of Australian Governments）は2012年に、オーストラリア天然植生枠組（Australia's Native Vegetation Framework）を発表している。

プランテーションに関しては、1995年に農林水産関係閣僚会議（Ministerial Council on Forestry, Fisheries and Aquaculture）によってプランテーションからの木材生産に関する森林実施における国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Plantations: National Principles）が合意された。これらは国内の公有・私有の全てのプランテーションに適用される。また連邦政府は2018年に国家森林産業計画（National Forest Industries Plan）「Growing a better Australia – A billion trees for jobs and growth⁵⁴」を発表し、今後10年間で0.4百万haプランテーションを拡大し、10億本の植林を行うという政策を進めている。

生物多様性保全に関して、林業施業は一般的に1999年環境保全生物多様性保護法（Environment Protection and Biodiversity Conservation Act）の適用を受ける。またオーストラリア政府は生物多様性保護国家戦略（Australia's Biodiversity Conservation Strategy 2010–2030）を策定している。

また2005年に策定された国家先住民林業戦略（National Indigenous Forestry Strategy⁵⁵）では、森林セクターにおける先住民の参加と、先住民の土地とコミュニティの包括的で持続的な発展が目指されている。

<地域森林合意（Regional Forest Agreement）>

1992年国家森林政策声明（National Forest Policy Statement）および2002年地域森林合意法（Regional Forest Agreements Act）に基づき、オーストラリア連邦政府と4州政府（西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州）は、10地域に対し、地域森林合意（Regional Forest Agreement）を締結している（図7.14）⁵⁶。

地域森林合意は木材業界への供給確保、持続可能な森林管理、森林生物多様性の保護を目的とし、科学的調査、幅広いステークホルダーとの協議に基づいて締結された。この地域森林合意締結エリアについては、締結前の1995-2000年に行われた網羅的地域アセスメント（Comprehensive Regional Assessment）がなされ、包括的で適切かつ代表的な（Comprehensive, Adequate and Representative: CAR）保護区システムが確立された。またこの結果、地域森林合意地域は、1999

⁵² <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/fiac/transforming-australias-forest-industry>

⁵³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/fiac>

なおFIACの前身は2000年に設立された森林・木材製品委員会（Forest and Wood Products Council: FWPC）

⁵⁴ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/national-forest-industries-plan.pdf>

⁵⁵

<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/nifs#:~:text=A%20key%20aim%20of%20the,forest%20and%20wood%20products%20industry.>

⁵⁶ ABARES. 前掲

年環境保全生物多様性保護法の対象外（世界遺産地域、ラムサール登録地域は除く）とすると定められている。

各地域森林合意は 1997～2001 年の間に締結され、有効期間は 20 年間だが、すでにニューサウスウェールズ州、タスマニア州、西オーストラリア州との地域森林合意はさらに 20 年間の延長がなされ、ビクトリア州との地域森林合意は 2030 年まで延長された⁵⁷。またクイーンズランド州の一地域でも網羅的地域アセスメントが実施されたが、連邦との地域森林合意締結は行われていない⁵⁸。

地域森林合意締結地域の総面積は 39.2 百万 ha、うち森林面積は 21.9 百万 ha で、内訳は天然林 21.0 百万 ha、プランテーション林 1.3 百万 ha である⁵⁹。天然林の約 5 割は保護区となっているが、3 割は多目的利用公有天然林（multiple-use public native forest）として伐採が行われ、オーストラリアにおける天然広葉樹丸太の主要な供給源となっている（7-2-1 節）。

前述のように、ビクトリア州の地域森林合意地域内で操業を行っている州有企業 VicForests による伐採が地域森林合意で定められた行動規範に違反しており、連邦の環境保全生物多様性保護法の適用を受けるとの判決が 2020 年に出されており⁶⁰、今後も他の地域森林合意地域にも影響が及ぶ可能性が指摘されている⁶¹。一方で 2021 年 2 月に判決が出たタスマニア州の地域森林合意地域での伐採に関する裁判では、地域森林合意地域は絶滅危惧種のオトメインコの保護に十分ではないために有効ではないという NGO の主張は却下された⁶²。2021 年 1 月に連邦政府によって発表された 1999 年環境保全生物多様性保護法に対するレビュー報告書では地域森林合意地域における 1999 年環境保全生物多様性保護法の免除の廃止が主張されており、今後も注視が必要である⁶³。

⁵⁷ https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/RFA_ReservationResourceAvailability_v1.0.0.pdf

⁵⁸ オーストラリア農業水環境省<<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/rfa/regions/qld>>

⁵⁹ 農業省<<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/rfa/rfa-overview-history.pdf>>

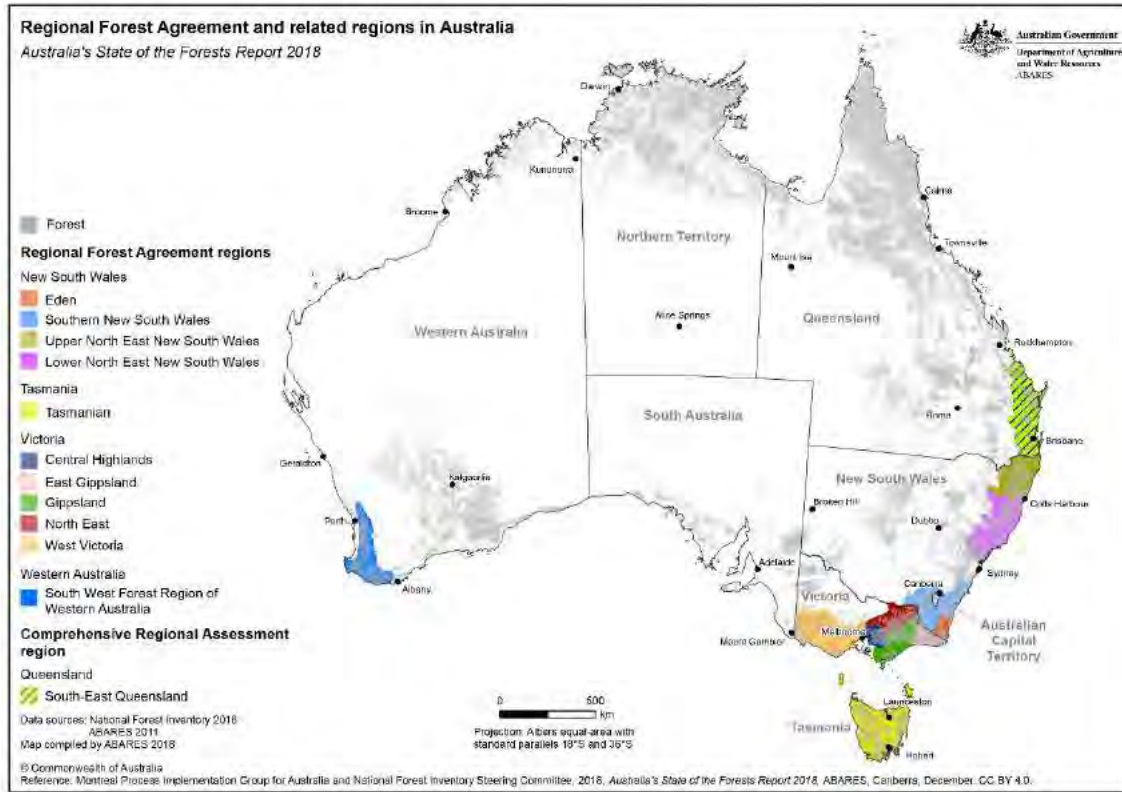
⁶⁰ <https://www.theguardian.com/environment/2020/may/27/vicforests-breached-forestry-agreement-with-central-highlands-logging-court-rules>

⁶¹ <https://www.smh.com.au/politics/federal/landmark-environment-case-halts-vicforests-logging-in-its-tracks-20200821-p55o3b.html>

⁶² <https://www.theguardian.com/australia-news/2021/feb/03/bob-brown-loses-legal-challenge-to-native-forest-logging-in-tasmania>

⁶³ <https://www.theguardian.com/australia-news/2021/jan/28/australia-urged-to-overhaul-environment-laws-and-reverse-decline-of-our-iconic-places>

図 7.5 地域森林合意策定地域



出典：ABARES (2018)⁶⁴

⁶⁴ ABARES 前掲

7-5-1-2 西オーストラリア州

主要な所管官庁および機関	役割
林業省 Minister for Forestry	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公社である林産物委員会（Forest Products Commission）を管轄
生物多様性保全観光資源局 Department of Biodiversity, Conservation and Attractions : DBCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年に公園野生生物局（Department of Parks and Wildlife）、植物公園庁、動物園局などが統合されて設立
公園野生生物サービス Parks and Wildlife Service	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年の省庁再編に伴い、公園野生生物局から名称が変更され、生物多様性保全観光資源局（DBCA）の一部門になった。 ■ 公有天然林を管理 ■ 野生動物ライセンス部（Wildlife Licensing Section）がライセンスを発行 ■ 商業的生産者ライセンス（Commercial Producer's Licence）を発行 ■ サンダルウッドについてサンダルウッドライセンス（Sandalwood License）、サンダルウッド輸送許可（Sandalwood Transport Authority Notice: STAN）を発行
水環境規制省 Department of Water and Environment Regulation	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2017年に環境規制省（Department of Environment Regulation）、水省（Department of Water）、環境保護機関（Office of the Environmental Protection Authority）が統合されて設立 ■ 1986年環境保護法による皆伐規定を管理。皆伐許可を発行
保全委員会 Conservation Commission	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州南西部の公有地の森林を管理
保全公園委員会 Conservation and Park Commission	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保全委員会の管理する土地に対する森林管理計画の実施状況を独立監査
林産物委員会 Forest Products Commission: FPC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2000年に設立された州有企業 ■ 公有地の天然林、プランテーションからの木材生産を行っている。 ■ 2014-2023年森林管理計画(Forest Management Plan⁶⁵)

⁶⁵ <https://www.dpaw.wa.gov.au/management/forests/managing-our-forests/161-a-plan-for-managing-our-state-s-south-west-forests#:~:text=A%20forest%20management%20plan%20is,activities%20to%20achieve%20these%20goals.>

	<p>に従って林業・木材産業の持続的管理と発展に関するサービスを提供している</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 天然林木材納品書（Native Forest Log delivery note）、プランテーション木材納品書（Plantation Log delivery note）を発行
--	---

関連法規	内容
林産物法 Forest Products Act 2000 ⁶⁶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州の南西部の特定地域における、公有地および木材保護区（timber reserve）の天然林およびプランテーションからの林産物の伐採、販売、更新または再植林に関する規則
保全及び土地管理法 Conservation and Land Management Act 1984 ⁶⁷ : CALM Act およびその改正	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の公有地に生息する動植物の利用、保護、管理のための規定。その責任機関の設立の規定 ■ 西オーストラリア州保全委員会（Conservation Commission）が管理する州南西部の公有地の森林において森林管理計画（Forest Management Plan）2014-2023の策定を要求
環境保護法 Environmental Protection Act 1986 ⁶⁸ : EP Act	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林管理計画の環境へのインパクト評価を規定し、負の影響を緩和するための計画の実施条件も設定 ■ 公有地・私有地の天然植生の皆伐に対する許可を規定 ■ 違法な環境被害に関する犯罪を規定。
環境保護規制（天然植生の皆伐） Environmental Protection (Clearing of Native Vegetation) Regulations 2004 ⁶⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 天然植生の皆伐を行う際の規制
生物多様性保護法 Biodiversity Conservation Act	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1929年サンドルウッド法（Sandalwood Act）、1950年野生動物保全法（Wildlife Conservation Act: WC Act）

66

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41692.pdf/\\$FILE/Forest%20Products%20Act%202000%20-%20%5B02-h0-01%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41692.pdf/$FILE/Forest%20Products%20Act%202000%20-%20%5B02-h0-01%5D.pdf?OpenElement)

67

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41684.pdf/\\$FILE/Conservation%20and%20Land%20Management%20Act%201984%20-%20%5B09-b0-02%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41684.pdf/$FILE/Conservation%20and%20Land%20Management%20Act%201984%20-%20%5B09-b0-02%5D.pdf?OpenElement)

68

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43662.pdf/\\$FILE/Environmental%20Protection%20Act%201986%20-%20%5B09-h0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43662.pdf/$FILE/Environmental%20Protection%20Act%201986%20-%20%5B09-h0-00%5D.pdf?OpenElement)

69

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41886.pdf/\\$FILE/Environmental%20Protection%20\(Clearing%20of%20Native%20Vegetation\)%20Regulations%202004%20-%20%5B02-d0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_41886.pdf/$FILE/Environmental%20Protection%20(Clearing%20of%20Native%20Vegetation)%20Regulations%202004%20-%20%5B02-d0-00%5D.pdf?OpenElement)

2016 ⁷⁰	<p>に取って代わる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ サンダルウッドライセンス (Sandalwood License) を規定 ■ サンダルウッドやその代用品となる可能性のある香木の収穫許容量を規定 ■ サンダルウッドの違法な採取に対する罰則を規定 ■ 商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) を規定
--------------------	--

西オーストラリア州政府は、1984年保全及び土地管理法 (Conservation and Land Management Act) に基づき、保全委員会 (Conservation Commission) の管理する土地に対する 2014-2023年森林管理計画 (Forest Management Plan⁷¹) を策定しており、生物多様性保全観光資源局 (Department of Biodiversity, Conservation and Attractions : DBCA) と州有企業である林産物委員会 (Forest Products Commission: FPC) がその実施状況のモニタリングを行っている。また保全公園委員会 (Conservation and Park Commission) もその計画の実施状況に関する独立監査を行っている。

< 公有地天然林 >

州有企業である林産物委員会 (FPC) は毎年の伐採計画 (林区番号や地図を含む) を公表しており⁷²、また伐採した木材に対して天然林木材納品書 (Native Forest Log delivery note: D-note) を発行する、記載された伐採林区番号を伐採計画と照合させることによって合法性の確認に活用できる。皆伐由来の木材の場合、水環境規制省 (Department of Water and Environment Regulation) からの皆伐許可 (Clearing Permit)、ないし生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) が合法性の確認に活用できる。なお林産物委員会 (FPC) はその天然林の伐採について FSC の管理木材認証 (FSC-STD-30-010) を取得している。

林産物委員会 (FPC) は公有地 (Crown land) の天然林からのサンダルウッド (白檀) の採取、販売も行っている。2016年生物多様性保全法に基づき、サンダルウッドの採取には生物多様性保全観光資源局からのサンダルウッドライセンス (Sandalwood Licence: S2 Puller's Licence) の取得も必要である。

< 公有地プランテーション >

州有企業である森林産物委員会 (FPC) からのプランテーション木材納品書 (Plantation Log

⁷⁰

[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43476.pdf/\\$FILE/Biodiversity%20Conservation%20Act%202016%20-%20%5B00-e0-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_43476.pdf/$FILE/Biodiversity%20Conservation%20Act%202016%20-%20%5B00-e0-00%5D.pdf?OpenElement)

⁷¹ <https://www.dpaw.wa.gov.au/management/forests/managing-our-forests/161-a-plan-for-managing-our-state-s-south-west-forests#:~:text=A%20forest%20management%20plan%20is,activities%20to%20achieve%20these%20goals.>

⁷² 例：2021年の計画 <https://www.wa.gov.au/government/announcements/one-year-indicative-timber-harvest-plan-2021-released>

delivery note: D-note) が合法性の確認に活用できる。

<私有天然林>

1950年野生動物保全法 (Wildlife Conservation Act) に基づき、私有天然林の伐採には、生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からの商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) の取得が必要であり、合法性の確認に活用できる。皆伐の場合は皆伐許可または商業的生産者ライセンスが必要である。

私有地における天然サンダルウッドの収穫にはそれに加えて、生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からの私有サンダルウッドライセンス (Sandalwood License – Private Property: S1 Puller's Licence) が必要である。またその生きているサンダルウッドの販売には商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence) が、販売地点への移動にはサンダルウッド輸送許可 (Sandalwood Transport Authority Notice: STAN) が必要である。これらの書類が合法性の確認に活用できる。

<私有プランテーション>

私有プランテーションで栽培された外来樹種の伐採に許可は必要としない。しかし木材伐採許可 (Timber Harvest Authorisation) を取得することもでき、合法性の確認に活用できる。

プランテーションで栽培された生きているサンダルウッドの販売については商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)、販売地点への移動については生物多様性保全観光資源局 (DBCA) からのサンダルウッド輸送許可 (STAN) が必要である。

7-5-1-3 北部準州

主要な所管官庁および機関	役割
環境公園水安全保障局 Department of Environment, Parks and Water Security	■ 開発同意機関 (Development Consent Authority: DCA) を持つ
土地計画環境省 Department of Lands, Planning and the Environment	■ 自由保有地 (Freehold Land) の皆伐の許可を発行
牧地委員会 Pastoral Land Board: PLB	■ 牧地 (Pastoral Land) 内の皆伐の許可を発行

法規	内容
計画法 Planning Act 1999 ⁷³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の使用や開発、プランテーションの造成に関する規定 ■ 自由保有地 (Freehold Land) 内の皆伐に関する規定 ■ 開発同意機関 (Development Consent Authority) の設置を規定 ■ 2020年計画修正法案 (Planning Amendment Bill) によって内容が修正された
牧地法 Pastoral Land Act 1992 ⁷⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 牧地委員会 (PLB) の設置を規定 ■ 牧地 (Pastoral Land) 内の天然植生の皆伐に対する規定
皆伐ガイドライン Land Clearing Guidelines 2010 ⁷⁵	■ 自由保有地 (Freehold Land) の皆伐に関するガイドライン
北部準州牧地皆伐ガイドライン Northern Territory pastoral land clearing guidelines 1992 ⁷⁶	■ 牧地 (Pastoral Land) 内の天然植生の皆伐に対するガイドライン
林業プランテーション実施規定 Codes of Practice for Forestry Plantations	■ 公有・私有プランテーションが対象
採掘管理法 Mining Management Act 2001 ⁷⁷	■ 鉱山開発に伴う皆伐を規制

⁷³ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/PLANNING-ACT-1999>

⁷⁴ <https://legislation.nt.gov.au/api/sitecore/Act/PDF?id=12076>

⁷⁵ https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/236815/land-clearing-guidelines.pdf

⁷⁶ https://nt.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/902289/northern-territory-pastoral-land-clearing-guidelines.pdf

⁷⁷ https://legislation.nt.gov.au/Search/~/link.aspx?_id=289B465ADE2544BDBB7CDD95790C2326&_z=z

準州公園および野生動物保護法 Territory Parks and Wildlife Conservation Act 1976 ⁷⁸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国立公園や保護区の設立と管理に関する規定 ■ 国立公園や保護区外を含めた州内の天然植生の商業伐採に関する規定
環境保護法 Environment Protection Act 2019 ⁷⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1982年環境アセスメント法 (Environment Assessment Act) に置き換わる ■ 開発に伴う環境影響の評価を規定

北部準州における土地の開発は 1999 年計画法 (Planning Act) によって行われているが、現在 2020 年北部準州計画スキーム (Northern Territory Planning Scheme⁸⁰) の下、法律の改正や申請のオンライン化などが進められている。

牧地 (Pastoral Land) とは公有地を放牧目的のためにリースした土地であるが、1992 年牧地法 (Pastoral Land Act) に基づき、牧地内の天然林植生の皆伐を行う場合は牧地委員会 (Pastoral Land Board: PLB) の承認を必要とする。またその実施に際しては 1992 年北部準州牧地皆伐ガイドライン (Northern Territory Pastoral Land Clearing Guidelines) および 2010 年皆伐ガイドライン (Land Clearing Guidelines) に従わなければならない。

自由保有地 (Freehold Land=私有地) の皆伐を行う場合は、1999 年計画法 (Planning Act) に基づき、土地計画環境省 (Department of Lands, Planning and the Environment) への申請が必要である。またその実施に際しては 2010 年皆伐ガイドラインに従わなければならない。

開発地域が開発同意機関 (Development Consent Authority: DCA) の所轄範囲内の場合は、開発同意機関からの同意も必要である。また鉱山開発に伴う伐採の場合、2001 年採掘管理法 (Mining Management Act) に従い、許可を取得する必要がある。

⁷⁸ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/TERRITORY-PARKS-AND-WILDLIFE-CONSERVATION-ACT-1976>

⁷⁹ <https://legislation.nt.gov.au/en/Legislation/ENVIRONMENT-PROTECTION-ACT-2019>

⁸⁰ <https://nt.gov.au/property/land-planning-and-development/our-planning-system/nt-planning-scheme>

7-5-1-4 南オーストラリア州

主要な所管官庁および機関	役割
一次産業及び地域省 Department of Primary Industries and Regions (PIRSA)	■ 2011 年度に一次産業及び資源省 (Department of Primary Industries and Resources: PIRSA) から名称変更
天然植生審議会 Native Vegetation Council	■ 天然林の伐採を承認する
持続可能性環境保護省 Minister for Sustainability, Environment and Conservation	■ 天然林の伐採を承認する事がある
南オーストラリア林業公社 South Australian Forestry Corporation (ForestrySA)	■ 2001 年設立の州有企業 ■ 州有プランテーションを運営

関連法規	内容
林業法 Forestry Act 1950 ⁸¹	■ 州保存林の設立、管理、保護
天然植生法 Native Vegetation Act 1991 ⁸²	■ 天然植生の保護を規定。天然植生の皆伐に対する制限など
天然資源管理法 Natural Resources Management Act 2004 ⁸³	■ 州の天然資源の持続的で統合的な管理のための規定。ライセンスや森林許可を通じたプランテーションの水利用の管理など ■ 州の自然資源管理計画 (State Natural Resource Management Plan) 2012-2017、地域自然資源管理計画 (Regional Natural Resource Management Plan) の策定を要求
南オーストラリア林業公社法 South Australian Forestry Corporation Act 2000 ⁸⁴	■ 南オーストラリア林業公社を規定
南オーストラリアプランテーション林業ガイドライン Guidelines for Plantation	■ 公有・私有プランテーションが対象

⁸¹ <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/FORESTRY%20ACT%201950.aspx>

⁸² <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/NATIVE%20VEGETATION%20ACT%201991.aspx>

⁸³ <https://www.legislation.sa.gov.au/lz/c/a/natural%20resources%20management%20act%202004.aspx>

⁸⁴

<https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/SOUTH%20AUSTRALIAN%20FORESTRY%20CORPORATION%20ACT%202000.aspx>

Forestry in South Australia 2009 ⁸⁵	
環境保護法 Environment Protection Act 1993 ⁸⁶	■ 生態学的に持続可能な開発の原則を推進
国立公園及び野生動物法 National Parks and Wildlife Act 1972 ⁸⁷	■ 絶滅危惧の動植物の保護

南オーストラリア森林産業諮問委員会（South Australian Forest Industry Advisory Board）は、南オーストラリア森林と木材産業将来計画（Blueprint for the Future South Australian Forest and Wood Products Industry 2014 to 2040⁸⁸）を策定し、南オーストラリア州政府は、南オーストラリア森林および木材産業政策声明（South Australian Forest and Wood Products Industry Policy Statement⁸⁹）を公表している。

なお南オーストラリア州で生産される木材の大部分は FSC ないし PEFC 認証林から生産されている。また現在天然林伐採は行われていない⁹⁰。

<天然林>

1991 年天然植生法（Native Vegetation Act）に基づき、天然林の伐採に関しては天然植生審議会（Native Vegetation Council）からの承認を必要とする。場合によっては持続可能性環境保護省（Minister for Sustainability, Environment and Conservation）からの承認も必要となる。

<プランテーション>

南オーストラリア州の公有プランテーションは州有企業 ForestrySA によって管理されている。認証を受けていない小規模私有プランテーションからの木材については、その所有者は商業木材プランテーションライセンス（Commercial Forest Plantation Licence）を得なければならない。しかし伐採に関しては許認可を必要としない。

⁸⁵ https://www.pir.sa.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/254765/guidelines_for_plantation_forestry_in_sa_web.pdf

⁸⁶ <https://www.legislation.sa.gov.au/lz/c/a/environment%20protection%20act%201993.aspx>

⁸⁷ <https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/NATIONAL%20PARKS%20AND%20WILDLIFE%20ACT%201972.aspx>

⁸⁸ https://www.pir.sa.gov.au/__data/assets/pdf_file/0019/234028/Blueprint-Future-South-Australian-Forest-Wood-Products-Industry-2014-2040.pdf

⁸⁹ https://www.pir.sa.gov.au/__data/assets/pdf_file/0008/234269/SA-Forest-Wood-Products-Industry-Policy-Statement.pdf

⁹⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/industries/export#hardwood-native>

7-5-1-5 クイーンズランド州

主要な所管官庁および機関	役割
農水省 Department of Agriculture and Fisheries	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1959年林業法に基づき州有地の天然林を管轄 ■ 林産部 (Forest Products division) が実施規定の遵守状況を監査 ■ 2015年に農水林省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry) から名称変更された
環境遺産保護省 Department of Environment and Heritage Protection (DEHP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2012年に設立。当時解体された環境資源管理省 (Department of Environment and Resource Management) の多くの所轄を引き継いだ。 ■ 1992年自然保護法に基づき、保護種の収穫と利用を管轄
天然資源鉱山省 Department of Natural Resources and Mines: DNRM	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1999年植生管理法に基づき、私有地における天然林での操業を管轄

関連法規	内容
林業法 Forestry Act 1959 ⁹¹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地における森林の管理、林業施業、保護を規定 ■ 木材の伐採、プランテーションライセンスによる排他的使用権の付与に関する規定
植生管理法 Vegetation Management Act 1999 ⁹²	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有地からの木材の伐採を規定 ■ 植生の皆伐を規制
クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定 Code of Practice for Native Forest timber Production on Queensland's State Forest Estate 2020 ⁹³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有天然林が対象 ■ 1959年森林法および関連法規で規定される要求に対応するための最低基準を定義
自由保有地における天然林実施規定 Code Applying to a Native Forest Practice on Freehold Land 2005	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林が対象 ■ 1999年植生管理法で規定
天然林実施管理：自己評価可能植	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林が対象

⁹¹ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1959-058#>

⁹² <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1999-090>

⁹³ https://parks.des.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0012/160104/cop-native-forest-timber-production-qpws-estate.pdf

生皆伐規定 Managing a Native Forest Practice: A Self-assessable Vegetation Clearing Code 2014 ⁹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1999年植生管理法で規定
クイーンズランド木材プランテーション操業実施規定 Timber Plantation Operations Code of Practice for Queensland 2015 ⁹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有プランテーションが対象
自然保全法 Nature Conservation Act 1992 ⁹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的かつ包括的な自然保護戦略による州全体の自然保護 ■ 保護地に関する先住民の関与に関する規定 ■ 保護種の伐採に関する規定
自然保全（野生動物管理）規則 Nature Conservation (Wildlife Management) Regulation 2006およびその2014年改正規則 ⁹⁷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護植物の開墾、成長、収穫、取引を規制

2012年にクイーンズランド木材業界と州政府は森林・木材産業計画（Forest & Timber Industry Plan: FTIP）⁹⁸を発表した。またクイーンズランド州農水省の森林産物部門は州内の天然林の管理について、2018年に森林管理政策声明（Forest Management Policy Statement）⁹⁹を公表している。

<公有天然林>

クイーンズランドの州有天然林における伐採は、2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定（Code of Practice for Native Forest timber Production on Queensland's State Forest Estate）を遵守して行わなければならない。その伐採について、州政府は販売許可（sale permit）の形で承認する。また州政府は州有天然林の施業に対して、販売許可の発行状況や、2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定の遵守状況の監督を行っている。さらにクイーンズランドの州有天然林は合法かつ持続可能に管理されているとして Australian Forestry Standard AS4708（=Responsible Wood）の認証を受けている。

また伐採された木材の樹種や量は輸送前に農水省からの納品書（docket）に記載される。州政府は販売許可に基づいて伐採された原木のローヤリティーを加工事業者から徴収し、タックス・イ

⁹⁴ https://www.dnrme.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/1446919/managing-native-forest-practice-code.pdf

⁹⁵ <http://www.fao.org/forestry/43655-0996c5541ff44a34cc447e3fc6ac80335.pdf>

⁹⁶ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/pdf/inforce/2017-07-03/act-1992-020>

⁹⁷ <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/published.exp/sl-2014-0163#sl-2014-0163>

⁹⁸ <http://www.timberqueensland.com.au/Docs/Queensland-Forest-Timber-Industry-Plan.pdf>

⁹⁹ <https://www.publications.qld.gov.au/dataset/5d50aeaf-a9fb-49c5-9d1c-c259649297c5/resource/7fdff8c5-9704-43bf-9e76-2486acbb6e2b/download/forest-management-policy-statement.pdf>

ンボイス (tax invoice) を発行する。これらの書類も合法性の確認に活用できる。

<私有地 (freehold land) の天然林>

私有地の天然林の伐採については地方自治体からの規制がかけられている可能性がある。

私有地の天然林はいくつかのカテゴリーに分けられており、州政府の規制植生管理地図 (Regulated Vegetation Management Maps) で確認することができる。このうち Category B エリアは残存植生 (remnant vegetation) とも呼ばれ、その天然林の伐採については、1999 年植生管理法 (Vegetation Management Act) に従い、天然林実施自己評価植生皆伐規定 (Managing a Native Forest Practice – A Self-assessable Vegetation Clearing Code¹⁰⁰) に従わなければならない、操業開始前に天然資源鉱山省 (DNRM) のサイト¹⁰¹でオンライン申請しなければならない。DNRM から電子メールで送られる申請確認書が合法性の確認に活用できる。

残存植生 (remnant vegetation) 以外の私有天然林からの木材は、地方自治体からの伐採制限などがない限り土地所有者からの合意のみで伐採できる。この場合、土地所有者との合意書、タックス・インボイス、領収書などが合法性の確認に活用できる。

<公有地のプランテーション>

クイーンズランド州の公有地のプランテーションの多くは 1930-80 年代にクイーンズランド州政府によって開発され、州有企業 Forestry Plantations Queensland 社によって管理されていたが、2010 年に民間会社 Hancock Timber Resource 社に売却され、その管理は HQPlantations 社¹⁰²によって行われている¹⁰³。HQPlantations 社は 1959 年林業法に基づき 99 年間のライセンスによって約 200 千 ha のプランテーションと、100 千 ha のバッファエリアの天然林を管理している¹⁰⁴、HQPlantations 社は商業供給合意書 (commercial supply agreement) によって木材を販売しており、伐採日、樹種、量、認証などの情報は伐採された木材の積載納品書 (load docket) に記載される。またその加工事業者からローヤリティーを徴収し、タックス・インボイスを発行するので、これらの書類が合法性の確認に活用できる。さらに HQPlantations 社の管理区域全域 (328 千 ha) は Responsible Wood¹⁰⁵および FSC¹⁰⁶から認証を受けており、そこで生産される木材も全て認証材である。

<私有プランテーション>

私有のプランテーションについても地方自治体からの伐採制限などが存在する場合があるが、それ以外は樹木の所有者との合意があれば伐採できる。州内の私有プランテーションの多くは

¹⁰⁰ https://www.dnrme.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/1446919/managing-native-forest-practice-code.pdf

¹⁰¹ <https://vegetation-apps.dnrm.qld.gov.au/#/>

¹⁰² <https://www.hqplantations.com.au/>

¹⁰³ <http://www.timberqueensland.com.au/Growing/Size-type-location.aspx>

¹⁰⁴ https://www.business.qld.gov.au/_designs/content/guide-printing2?parent=74265&SQ_DESIGN_NAME=print_layout

¹⁰⁵ https://34b42f01-9da2-4122-bdf7-781006f1546d.filesusr.com/ugd/951a68_c8c3d6ad1a0445758206f6cca846fb62.pdf

¹⁰⁶ <https://info.fsc.org/details.php?id=a024000007TktAAC&type=certificate&return=index.php#result>

Responsible Wood または FSC の認証を受けている¹⁰⁷。

なお保護種（天然サンダルウッド等）の伐採に関しては、1992 年自然保全法（Nature Conservation Act）に基づき、保護植物収穫ライセンス（protected plant harvesting licence）を取得する必要がある。

¹⁰⁷ <http://www.timberqueensland.com.au/Growing/Certifications.aspx>

7-5-1-6 ニューサウスウェールズ州

主要な所管官庁および機関	役割
環境保護庁 Environment Protection Authority: EPA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 天然林を管轄 ■ 公有天然林での操業に対して統合的林業操業許可 (Integrated Forestry Operations Approval: IFOA) を発行 ■ 環境遺産局 (Office of Environment and Heritage) が公有・私有の天然林施業における法遵守状況のモニタリングと法執行 ■ 森林合意 (Forest Agreement) も管轄
地域土地局 Local Land Services	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林所有者に対して支援と助言を行う ■ 私有天然林業計画 (Private Native Forestry: PNF Plan) を承認
一次産業部 Department of Primary Industries: DPI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ニューサウスウェールズ省 (Department of Regional NSW: DRNSW) の部局 ■ 2015～2019 年は産業省 (Department of industry)、2019 年は計画産業環境省 (Department of Planning, Industry and Environment) の一部、2020 年に同省から地域ニューサウスウェールズ省に移管 ■ 公有地・私有地のプランテーションを管理 ■ プランテーションアセスメント部 (Plantation Assessment Unit) が 1999 年プランテーションと再植林法、2001 年プランテーションおよび再植林規定の遵守状況モニタリング
計画産業環境省 Department of Planning, Industry and Environment	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性保護法の執行
ニューサウスウェールズ林業公社 Forestry Corporation NSW: FCNSW	<ul style="list-style-type: none"> ■ ニューサウスウェールズ州有企業 ■ 州内の公有地 (天然林、プランテーション) で伐採する権利を持つ唯一の事業者 ■ 管理指針 (Forestry Corporation of NSW Forest Management Policy) を持つ

法規	内容
林業改正法 Forestry Legislation Amendment	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有の天然林が対象 ■ 2012 年森林法、2013 年地域土地サービス法を改正 ■ 私有天然林の伐採に関する私有天然林業不動産植生計画 (Private Native Forestry Property Vegetation Plan:

Act 2018 ¹⁰⁸	PNF PVP) は、私有天然林計画 (Private Native Forestry Plan: PNF Plan) に変更
森林法 Forestry Act 2012 ¹⁰⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ FCNSW の目的と機能を規定 ■ 公有林における森林管理計画 (Forest Management Plans)、生態的持続可能な森林管理計画 (Ecologically Forest Management Plans) の策定を要求 ■ 森林合意に関する規定 ■ 公有林における 20 年以下の操業のために要求される IFOA を規定
地方土地サービス法 Local Land Services Act 2013 ¹¹⁰ およびその改正	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2003 年天然植生法(Native Vegetation Act)から置き換えられた ■ 天然林の大規模な皆伐に対する規制 ■ 私有天然林での操業に関し、PNF Plan (2003 年天然植生法における PNF PVP) の承認を得ることを要求
私有天然林業実施規定 Private Native Forestry Code of Practice ¹¹¹ 4つの地域ごとに出されている <ul style="list-style-type: none"> • Northern NSW 2013 • Southern NSW 2008 • River red gum forests 2008 • Cypress and western hardwood forests 2008 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有天然林および、2012 年森林法における国家木材地 (Crown timber land) 外の国有地 (Crown tenure) における天然林が対象 ■ PNF Plan (旧 PNF PVP) を持っている私有天然林での操業者が伐採の際に求められる最低基準 ■ 環境を維持または改善するための規定を含む
プランテーションおよび再植林法 Plantation and Reafforestation Act 1999: PR Act ¹¹²	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の再植林を促進 ■ 木材などのプランテーションの設立、管理、収穫のための統合的なスキームの規定 ■ DPI が公有地・私有地のプランテーションを管轄 ■ 以前の法律は木材プランテーション (伐採保証) 法 (Timber Plantations (Harvest Guarantee) Act 1995) で、これに基づいて認可されたプランテーションも存在する ■ 30 ha 以下のプランテーションは、免除農地林業 (exempt farm forestry) として規制対象外
プランテーションおよび再植林	■ プランテーションおよび再植林法で規定

¹⁰⁸ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2018-040>

¹⁰⁹ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2012-096>

¹¹⁰ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2013-051>

¹¹¹ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-code-of-practice>

¹¹² <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1999-097>

規定 Plantations and Reafforestation (Code) Regulation 2001: Plantations Code ¹¹³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地・私有地のプランテーションが対象
生物多様性保全法 Biodiversity Conservation Act 2016 ¹¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2003年天然植生法(Native Vegetation Act)、1995年絶滅危惧種保護法(Threatened Species Conservation Act)から置き換えられた ■ IFOAの発行条件となっている ■ プランテーション・再植林法(PR Act)の対象とならない30ha以下のプランテーションであっても、本法には従うことが要求される
国立公園および野生動物法 National Parks and Wildlife Act 1974 ¹¹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ■ 絶滅危惧種を含む自然保護に関する規定
環境計画・アセスメント法 Environmental Planning and Assessment Act 1979 ¹¹⁶ : EP&A Act	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然・人工資源の管理、開発、保全に関する規定 ■ 私有天然林での操業に関し、地方自治体から開発同意(development consent)を取得することを要求することがある
環境運用保護法 Protection of the Environment Operations Act 1997 ¹¹⁷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境の質の保護、回復、向上のための規定 ■ IFOAの発行条件となっている
環境保全・生物多様性保護法 Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 ¹¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ■ プランテーション・再植林法(PR Act)の対象とならない30ha以下のプランテーションであっても、これには従うことが要求される
漁業管理法 Fisheries Management Act 1994 ¹¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFOAの発行条件の一つとなっている

ニューサウスウェールズ州の林業政策は 2018 年に州政府から公表されたニューサウスウェールズ森林管理フレームワーク概要 (Overview of the New South Wales Forest Management

¹¹³ Plantations and Reafforestation (Code) Regulation 2001: Plantations Code

¹¹⁴ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2016-063>

¹¹⁵ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1974-080>

¹¹⁶ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1979-203>

¹¹⁷ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1997-156>

¹¹⁸ <https://www.environment.gov.au/epbc/about>

¹¹⁹ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1994-038>

Framework¹²⁰) によって確認できる。州政府は 2016 年に策定されたニューサウスウェールズ林産業ロードマップ (NSW Forestry Industry Roadmap) ¹²¹に基づき、林業関係の規制改革を行っており、特に 2018 年林業改正法 (Forestry Legislation Amendment Act) によって大きな変更が行われた ¹²²。

また州有林その他公有木材地 (Crown timber land) の林業による環境への影響は環境保護庁 (Environment Protection Authority: EPA) の公有地遵守戦略 (Crown Lands Compliance Strategy 2020-23 ¹²³) に基づいて規制、モニタリングがなされている。

<公有天然林>

2012 年森林法 (Forestry Act) に基づき、公有地での伐採には環境保護庁 (EPA) から統合的
林業操業許可 (Integrated Forestry Operations Approval: IFOA) を取得することが義務づけられて
いる。

現在ニューサウスウェールズ州において、公有地天然林での伐採はニューサウスウェールズ林
業公社 (FCNSW) しか許可されていない。また州内において公有地の伐採が許されているのは以
下の 4 つの IFOA 地域のみである。

- Brigalow and Nandewar
- South Western Cypress
- Riverina Red Gum
- Coastal IFOA (以前は 4 つの IFOA : Upper North East、Lower North East、Eden および Southernwo に分かれていたが、2018 年に統合された)

環境保護庁 (EPA) はまた、IFOA に基づく施業に対する監査を行っており、2018 年度は 50
件の監査が行われ、18 件に対して是正要求などが行われた ¹²⁴。監査結果はすべて公開されてい
る ¹²⁵。

ニューサウスウェールズ森林公社 (FCNSW) の納品書 (delivery docket¹²⁶) には以下の情報が
記載される。

- 伐採コントラクターの名称

¹²⁰ https://www.dpi.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/833792/Overview-of-the-NSW-Forest-Management-Framework.pdf

¹²¹ https://www.dpi.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/711851/nsw-forestry-industry-roadmap.pdf

¹²² このため連邦の農業水環境省が提供する州別ガイドライン<<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>>のニューサウスウェールズ州の情報 (2014) は古くなってしまっており、注意が必要である。

¹²³ <https://www.industry.nsw.gov.au/lands/what-we-do/management/compliance/crown-lands-compliance-strategy-2020-23>

¹²⁴ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹²⁵ <https://www.epa.nsw.gov.au/your-environment/native-forestry/native-forestry-nsw-overview/regulating-native-forestry/compliance-audit-report-register>

¹²⁶ 例は州別ガイドラインの Attachment A に示されている<

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

- 原木が伐採された地域、場所、林区
- 原木のタイプと寸法
- 原木の総体積

またニューサウスウェールズ森林公社は毎年の伐採計画¹²⁷を公開しており、納品書記載のリンク番号と照合することによって合法性の確認に活用することができる。また操業が認証を得ている場合、ニューサウスウェールズ森林公社は毎月、加工事業者に対して上記の情報に加え認証番号を伝達しており、合法性の確認に活用することができる。

なおニューサウスウェールズ森林公社は Responsible Wood の森林認証を受けている¹²⁸。

<私有天然林>

2018年林業改正法（Forestry Legislation Amendment Act）の施行により、地方土地局（Local Land Service）は私有天然林に対して助言と許認可に責任を持ち、環境保護庁（EPA）は遵守と執行に責任を持つことになった。土地所有者が伐採を行う場合、地方土地局（Local Land Services）に最長15年の私有天然林業計画（Private Native Forestry Plan: PNF Plan）¹²⁹を提出し、その承認を得ることが義務付けられており、そこからの木材の購入者は承認済み私有天然林業計画（地方土地局から与えられた参照番号を持つ）を合法性の確認に活用することができる。2018年度には全州で248件33,520haの計画が承認されている¹³⁰。私有天然林業計画は該当地の衛星写真を含み、熱帯雨林、老齢林、排水施設が施業区域外であることが示されていることが求められている。また土地所有者は操業にあたって、森林開発計画（Forest Operation Plan: FOP）を作成しなければならない。そのテンプレートは州北部、州南部、Cypress and Western Hardwood Forests、River Red Gum Forestsの4地域ごとに作られ、オンラインで公開されている¹³¹。また4地域ごとに林業施業のためのフィールドガイドが提供されている¹³²。

また私有天然林の一部は、1979年環境計画・アセスメント法（Environmental Planning and Assessment Act: EP & A Act）に基づく、開発規制対象になっており、伐採は全く禁止されているか、地方自治体（local council）からの開発同意（development consent）の取得が義務づけられている¹³³。

私有天然林における施業にあたっては、環境を維持または改善するための規定が含まれる4地域ごとの私有天然林業実施規定（Private Native Forestry Code of Practice）に従わなければならない。その遵守状況に対しEPAは査察と監査を行っている。2018年度は35件の査察が行われ、う

¹²⁷ <https://planportal.fcns.w.net/>

¹²⁸ <https://www.forestrycorporation.com.au/sustainability/certification>

¹²⁹ なお以前は環境保護庁（EPA）が私有天然林業不動産植生計画（Private Native Forestry Property Vegetation Plan: PNF PVP）を承認したが、2018年林業改正法によって変更された。

¹³⁰ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹³¹ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-plans-and-forest-operation-plans>

¹³² <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/resources>

¹³³ https://www.dpi.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/817751/nsw-planning-and-regulatory-instruments-that-interact-with-pnf.pdf

ち 18 件に対して是正要求などが行われた¹³⁴。

なお現在ニューサウスウェールズ州政府は、ニューサウスウェールズ林産業ロードマップの一環として私有天然林業実施規定の見直しを進めており¹³⁵、上記の規定の一部は変更される可能性がある。

またニューサウスウェールズ木材業界は加工事業者が私有天然林やプランテーションなどからの木材のデューデリジェンスを行うためのテンプレートフォーム¹³⁶を作成している。

<プランテーション>

1999 年プランテーション・再植林法 (Plantation and Reafforestation Act: PR Act) に基づき、一次産業部 (Department of Primary Industries: DPI) は公有地、私有地双方のプランテーションを管轄し、30 ha を超える面積のプランテーションはその認可を受ける必要がある。ただし以下のように例外がある。

- 1995 年木材プランテーション (伐採保証) 法 (Timber Plantations (Harvest Guarantee) Act) に基づいて認可されたプランテーション。2001 年プランテーション規定 (Plantations and Reafforestation (Code) Regulation) に基づいて認可されたとみなされる。
- 2001 年 12 月 4 日以前に、1979 年環境計画・アセスメント法 (EP & A Act) その他関連法規に沿って造成されたプランテーション

2001 年プランテーション規定 (Plantations and Reafforestation (Code) Regulation) は認可されたプランテーションの造成、管理、伐採の基準を定めている。その要求内容は以下のとおりである。

- 皆伐可能なレベル
- 河川や排水路の保護
- 文化サイトの保護
- 林道建設、伐採操業
- 防火、安全

2001 年プランテーション規則に基づき、事業者がプランテーションにおいて 100 本以上の伐採を行う場合は操業計画を作成し、一次産業部長官に提出しなければならない。

なお総面積 30 ha 以下のプランテーションは免除農地林業 (exempt farm forestry) として、その施業について 1999 年プランテーション・再植林法に基づく認可を得る必要はないが、1999 年環境保全・生物多様性保護法、1995 年絶滅危惧種保護法などの他の法規には従わなければならない。

一次産業部のプランテーションアセスメント部 (Plantation Assessment Unit) は 1999 年プランテーションと再植林法、2001 年プランテーションおよび再植林規定の遵守状況のモニタリング

¹³⁴ <https://www.epa.nsw.gov.au/-/media/epa/corporate-site/resources/forestagreements/2020p2290-forestry-snapshot-2018-19.pdf?la=en&hash=356D4972E2445F783E0AE0380BB7B3CCDCDB5BF>

¹³⁵ <https://www.lls.nsw.gov.au/help-and-advice/private-native-forestry/private-native-forestry-review>

¹³⁶ 州別ガイドラインの Attachment B <

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

を行っている。2011-2016 年の期間にはニューサウスウェールズ森林公社のプランテーションに対して 50 件、私有プランテーションに対して 56 件の監査が行われた。

<公有プランテーション>

公有プランテーションはニューサウスウェールズ森林公社のみによって管理と原木生産が行われている。そのプランテーションのほぼ全てはプランテーションおよび再植林規則（P&R Regulation）の下での認可を受けている。ニューサウスウェールズ森林公社から調達する木材加工事業者は一次産業部（DPI）長官の認可を得た操業計画のコピーを請求しなければならない。

天然林と同様、公有プランテーションからの木材についても操業が認証を得ている場合、ニューサウスウェールズ森林公社は毎月、加工事業者に対して上記の情報に加え認証番号を伝達しており、合法性の確認に活用することができる。

<私有プランテーション>

ニューサウスウェールズ木材業界は加工事業者が私有天然林やプランテーションなどからの木材のデューデリジェンスを行うためのテンプレートフォーム¹³⁷を作成している。

<その他のソースからの木材>

政府の開発事業、インフラプロジェクト、土地利用の改変に伴う皆伐からの木材など。これらの開発にも 1979 年環境計画・アセスメント法（EP & A Act）に基づく計画認可などを必要とするため、そこからの木材についても対応する開発許可番号（Development Application Number）を確認することが可能である。

¹³⁷ 州別ガイドライン Attachment B<

<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>>

7-5-1-7 首都特別地域

主要な所管官庁および機関	役割
環境保護機関 Environment Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1997年環境保護法に基づいて設立 ■ 1997年環境保護法に基づき、環境管理計画（Environment Management Plan）を承認
公園保全サービス Parks and Conservation Service	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有プランテーションを管理

関連法規	内容
環境保護法 Environment Protection Act 1997 ¹³⁸	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業活動に対して環境管理計画（Environment Management Plan）の策定と承認を要求
自然保護法 Nature Conservation Act 2014 ¹³⁹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然保護、保全、管理に関する規定 ■ 1980年自然保護法（Nature Conservation Act）から置換
森林実施規定 Forest Practice Code 2005 ¹⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有プランテーションの伐採に関する規定

首都特別地域では特別地域政府の公園保全サービス（Parks and Conservation Service）の管理する公有のプランテーションのみで木材生産が行われている。その植栽木の大部分はラジアータパインである。公園保全サービスは環境保護機関（Environment Protection Authority）に承認された環境管理計画（Environment Management Plan）と森林実施規定（Code of Forest Practice）に基づいて管理を行っている。伐採の際は操業計画（Operational Plan）を作成し、承認されなければならない。木材はすべて納品書（delivery docket）にともに配送され、それによって林区番号などが確認できる。

¹³⁸ <https://www.legislation.act.gov.au/a/1997-92/>

¹³⁹ <https://www.legislation.act.gov.au/a/2014-59>

¹⁴⁰ https://www.environment.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/1126353/ACT-Code-of-Forest-Practices-2005.pdf

7-5-1-8 ビクトリア州

主要な所管官庁および機関	役割
環境土地水計画省 Department of Environment, Land, Water and Planning: DELWP	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2014年に環境一次産業省(Department of Environment and Primary Industries: DEPI)から改名された。なお環境一次産業省は2013年に一次産業省(Department of Primary Industry)と持続可能性環境省(Department of Sustainability and Environment)が合併して創設された。 ■ 州有林における持続可能な商業伐採と販売を管轄 ■ 公有地の中で伐採可能地域をゾーニング ■ 木材生産実施規定(Code of Practice for Timber Production)の実施状況をモニタリング、監査
VicForests	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビクトリア州有企業 ■ 公有地における林業施業を実施 ■ 生態的な持続可能森林管理政策(Ecologically Sustainable Forest Management Policy¹⁴¹)を策定している

関連法規	内容
森林法 Forests Act 1958 ¹⁴² およびその改正	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国有林の管理を規定 ■ 伐採に関する規定。木材生産実施規定に従うことなど。 ■ 州有林の12森林管理区(Forest Management Area)における森林管理計画(Forest Management Plan)の策定を要求
持続可能な森林(木材)法 Sustainable Forests (Timber) Act 2004 ¹⁴³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地における持続可能な森林管理と持続可能な木材生産を規定 ■ 公有地において伐採可能なエリアを規定
保全森林土地法 Conservation, Forests and Lands Act 1987 ¹⁴⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採の際は木材生産実施規定に従うことを規定
木材生産実施規定 Code of Practice for Timber	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・民有の天然林、私有林の全てを対象とする伐採の規定 ■ 2004年持続可能な森林(木材)法により、特に公有地

¹⁴¹ <https://www.vicforests.com.au/static/uploads/files/ecologically-sustainable-forest-management-policy-wfyggwlvjtjhb.pdf>

¹⁴² <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/forests-act-1958/134>

¹⁴³ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/sustainable-forests-timber-act-2004/026>

¹⁴⁴ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/conservation-forests-and-lands-act-1987/101>

Production 2014 ¹⁴⁵	での伐採に対して遵守が義務となっている。 ■ 2004年持続可能な森林(木材)法に基づいて VicForests に対して与えられたライセンスの要件になっている
計画環境法 Planning and Environment Act 1987 ¹⁴⁶	■ プランテーションの造成と伐採を規制
保全森林土地法 Conservation, Forests and Lands Act 1987 ¹⁴⁷	■ 土地管理システムのための制度、財政、執行の規定 ■ 伐採の際に 2014年木材生産実施規定 (Code of Practice for Timber Production) を遵守することを規定
動植物相保証法 Flora and Fauna Guarantee Act 1988 ¹⁴⁸	■ 絶滅危惧の動植物種や生態学的群集の保全に関する規定
水法 Water Act 1989 ¹⁴⁹	■ 森林地域を含む集水域の保護に関する規定
集水域と土地保護法 Catchment and Land Protection Act 1994 ¹⁵⁰	■ 森林地域を含む集水域の統合的管理と保護に関する規定
消防庁法 Country Fire Authority Act 1958 ¹⁵¹	■ 戦略的な防火帯の設定と維持を要求 ■ 500ha以上のプランテーションは森林産業団 (Forest Industry Brigade) を持つことを要求されることがある
アボリジニ遺産法 Aboriginal Heritage Act 2006 ¹⁵²	■ アボリジニ文化遺産アセスメント (Aboriginal cultural heritage assessment) とアボリジニ文化遺産管理計画 (Aboriginal cultural heritage management plan) の策定を要求

州政府は、ビクトリア州有林持続可能憲章 (Sustainability Charter for Victoria's State Forests) に基づいて州有林を管理し、また環境持続可能性枠組 (Environmental Sustainability Framework) に基づいて自然資源を管理している。

1987年保全森林土地法 (Conservation, Forests and Lands Act) に基づき、2014年木材生産実施規定 (Code of Practice for Timber Production) が定められており、ビクトリア州の公有・民有

¹⁴⁵ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0016/29311/Code-of-Practice-for-Timber-Production-2014.pdf

¹⁴⁶ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/planning-and-environment-act-1987/146>

¹⁴⁷ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/conservation-forests-and-lands-act-1987/101>

¹⁴⁸ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/flora-and-fauna-guarantee-act-1988/045>

¹⁴⁹ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/water-act-1989/131>

¹⁵⁰ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/catchment-and-land-protection-act-1994/064>

¹⁵¹ <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/country-fire-authority-act-1958/156>

¹⁵² <https://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/aboriginal-heritage-act-2006/024>

の天然林、私有林全てにおいて、この遵守が義務化されている。またこの規定には2004年持続可能な森林（木材）法（Sustainable Forests (Timber) Act）の要件も含まれている。環境土地水計画省（DELWP）はこの遵守状況の監査を行っており、その監査結果とそれに対する環境土地水計画省および州有企業 VicForest の回答も公開されている¹⁵³。

ビクトリア州政府は2019年、老齢林（old growth forests）の伐採を直ちに停止させ、その他の天然林からの伐採も2030年までに全て停止させ、天然林伐採からプランテーション林業への転換を行う決定を発表した¹⁵⁴。該当するエリアの場所は州政府のwebサイトで公示している¹⁵⁵。その転換のため、2020-2025年ビクトリア林業計画（Victoria Forestry Plan¹⁵⁶）が策定され、労働者へのトレーニングや、休業補償金などの支払いが行われている。

<公有天然林>

2004年持続可能な森林（木材）法（Sustainable Forests (Timber) Act）に基づき、環境土地計画省（DELWP）は公有地における伐採可能地域をゾーニングし、州有企業である VicForests が伐採できるエリアの配分令（Allocation Order）を出している。

伐採においては2014年木材生産実施規定を遵守しなければならない。さらに細かい規定は2014年ビクトリア州有林における木材伐採のための管理基準と手順（Management Standards and Procedures for timber harvesting operations in Victoria's State forests¹⁵⁷）に定められている。

VicForest は5年間の間に伐採する林区を示す木材譲渡計画（Timber Release Plan: TRP）を作成する。TRPの番号はVicForestからの納品書（delivery docket）に記載されているが、これはVicForestのWebサイト¹⁵⁸で確認することができ、合法性の確認に利用できる。

1958年森林法（Forests Act）に基づき、少量の伐採については、森林生産ライセンス（forest produce licence）を取得することも可能である。それによって伐採される林区は3年間の木材利用計画（Wood Utilisation Plan: WUP）に記載される。そこから生産された木材の州政府からの納品書（log docket）には林区番号（Coupe Address）が記載されており、木材利用計画（WUP）と対照することで合法性の確認に利用できる。

また公有天然林の伐採については1988年動植物相保証法（Flora and Fauna Guarantee Act）の規制も受けており、例えば熱帯雨林の伐採は禁止されている。

なおVicForestはResponsible Woodの森林管理認証を受けているが、FSCの森林管理認証の取得も申請しているにも関わらず認められていない¹⁵⁹。2019-2020年の森林火災のため、既存の契約に基づく伐採量が持続的なものとは言えなくなってしまっている。

<私有天然林（リースされた公有林を含む）>

¹⁵³ <https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/forest-management/forest-audits>

¹⁵⁴ <https://www.abc.net.au/news/2019-11-06/native-timber-logging-in-victoria-to-be-phased-out-by-2030/11678590>

¹⁵⁵ <https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/forest-management/environmental-regulation-of-timber-harvesting>

¹⁵⁶ <https://djpr.vic.gov.au/forestry/forestry-plan>

¹⁵⁷ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/_data/assets/pdf_file/0023/29309/Management-Standards-and-Procedures-for-timber-harvesting-operations-in-Vics-State-forests-2014.pdf

¹⁵⁸ <https://vicforeststrp.maps.arcgis.com/apps/PublicInformation/index.html?appid=6e75299c50d347f38c43515ca682d9f8>

¹⁵⁹ <https://www.wilderness.org.au/news-events/response-to-vicforests-abandoning-bid-for-fsc-certification>

私有天然林は土地利用計画システムの中で地方政府によって管理される。また州政府から2014年私有天然林およびプランテーションの管理ガイドライン（Management Guidelines for private native forests and plantations: Code of Practice for timber production¹⁶⁰）が提供されている。

事業者は2014年木材生産実施規定に従って2年間の木材伐採計画（Timber Harvesting Plan: THP）を準備し、地方政府の承認を得なくてはならない。地方自治体はそれぞれの土地計画に従って追加な要求をすることがあり得る。また伐採は許可された天然植生皆伐：生物多様性アセスメントガイドライン（Permitted clearing of native vegetation – Biodiversity assessment guidelines）、1987年計画環境法（Planning and Environment Act）のビクトリア計画条項（Victoria Planning Provisions: VPP）やその他あらゆる地方計画スキームに合致していなければならない。

<私有プランテーション>

プランテーションの造成と収穫は1987年計画環境法（Planning and Environment Act）のビクトリア計画条項（Victoria Planning Provisions: VPP）に規制され、2014年木材生産実施規定に従わなければならないと規定されている。さらに木材の収穫にあたっては私有天然林と同様に、地方政府によって承認された木材伐採計画（THP）に沿って行わなければならないが、これは間伐も対象として含まれる。プランテーションからの木材の納品書（delivery docket）にはその林区番号が記載されており、木材伐採計画（THP）と対応させることによって合法性の確認に活用できる。

アグロフォレストリーや5 ha以下の小規模プランテーションに対する規制は存在しない。このためそれに由来する木材の合法性を示す公的文章は存在しない。

¹⁶⁰ https://www.forestsandreserves.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0021/324084/Management-Guidelines-for-private-native-forests-and-plantations-Code-of-Practice-for-timber-production-2014-web.pdf

主要な所管官庁および機関	役割
タスマニア私有林局 Private Forests Tasmania: RFT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州発展省 (Department of State Growth) の部局 ■ 私有林木材保護区 (PTR) を設定したい土地所有者からの森林実施計画 (FPP) に対し、評価を行う
森林実施機関 Forest Practices Authority: FPA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年森林実施法に基づき設立された独立法定組織 ■ 森林実施官 (Forest Practice Officer) を擁し、森林実施システム (Forest Practice System)、森林実施計画 (Forest Practice Plan) の実施状況をモニタリング ■ 私有木材保護区 (Private Timber Reserve) の設置を承認
Sustainable Timber Tasmania	<ul style="list-style-type: none"> ■ タスマニア州有企業 ■ 公有地の恒久木材生産地域 (Permanent Timber Production Zone: PTPZ) 800千haを管理 ■ 1994年にForestry Tasmaniaとして設立され、2017年に規模縮小・改名

関連法規	内容
森林実施法 Forest Practices Act 1985 ¹⁶¹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続的森林管理のための森林実施機関 (FPA)、森林実施規定 (Forest Practices Code) と森林実施システム (Forest Practice System) を規定 ■ 私有地において、所有者が長期的な林業を行えるようにするための私有木材保護区の設立に関する規定
森林管理法 Forest Management Act 2013 ¹⁶²	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有地を林産物の供給に必要な恒久木材生産地域 (Permanent Timber Production Zone: PTRZ) とする宣言とその管理の規定 ■ 林業法 (Forestry Act 1920) から置換された
林業 (森林産業再生) 法 Forestry (Rebuilding the Forest Industry) Act 2014 ¹⁶³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来潜在的生産林 (Future Potential Production Forest) およびその恒久木材生産地域 (PTPZ) への転換を規定 ■ 特別な樹種について、その管理計画を義務付ける伐採規定 ■ 2013年タスマニア森林合意法 (Tasmanian Forests Agreement Act) から置換された
森林実施規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公有・私有の天然林・プランテーション林が対象

¹⁶¹ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/1997-03-01/act-1985-048>

¹⁶² <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-2013-049>

¹⁶³ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/2014-10-22/act-2014-012>

Forest Practices Code 2020 ¹⁶⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年森林実施法で規定。1987年に策定され、1993、2000、2015、2020年に改訂
私有林法 Private Forests Act 1994 ¹⁶⁵	<ul style="list-style-type: none"> ■ タスマニア私有林局を規定
土地利用計画承認法 Land Use Planning and Approvals Act 1993 ¹⁶⁶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体に土地利用計画の作成を要求 ■ 林業用地としてゾーニングされていない場所以外の伐採に関しては地方自治体からの許可を要求

タスマニアにおいては公有地、私有地を問わず、林業施業の実施には森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）を策定し、森林実施機関（Forest Practices Authority: FPA）からの認証を得ることが要求される。森林実施機関（FPA）はまた、1985年森林実施法（Forest Practices Act）と2015年森林実施規定（Forest Practices Code）の遵守状況に関する調査を毎年行っており、2015-2016年度には32件の正式な調査が実施され¹⁶⁷、1371件の遵守報告書に対して認証が出された（ただし遵守が完全であったと認められたのは1240件）¹⁶⁸が、この認証が森林伐採に関する法規を遵守していることを示すことになる。

タスマニア州政府は恒久天然林地政策（Permanent Native Forest Estate Policy¹⁶⁹）を元に天然林の管理を行っており、2013年森林管理法（Forest Management Act）に基づき、公有地の一部に林産物の供給が可能な恒久木材生産地域（Permanent Timber Production Zone: PTPZ）が設定され、タスマニア森林公社（Sustainable Timber Tasmania）によって管理されている。

タスマニア州ではかつて伐採会社と保護活動家との紛争が続き「Forest Wars」と呼ばれていたが、2012年にタスマニア森林合意（Tasmanian Forest Agreement または“forest peace deal”¹⁷⁰）が締結、2013年にタスマニア森林合意法（Tasmanian Forests Agreement Act）が可決され、恒久木材生産地域（PTRZ）以外の公有天然林の内、約400千haは将来の保護区（Future Reserve Land: FRL）とされた。しかし2014年林業（森林産業再生）法（Forestry (Rebuilding the Forest Industry) Act）により、2013年タスマニア森林合意法は廃止され、当該地域は将来潜在的生産林（Future Potential Production Forest: FPPF）と変更、2020年以降に議会の承認があれば恒久木材生産地域（PTPZ）に転換できることが定められた。

また恒久木材生産地域（PTRZ）の一部はプランテーションで、Sustainable Timber Tasmania社によって管理されていたが、現在は民間のReliance Forest Fibre社に売却されている。

<恒久木材生産地域（Permanent Timber Production Zone: PTPZ）の公有地>

恒久木材生産地域（PTPZ）800千haの管理はタスマニア森林公社（Sustainable Timber Tasmania）によって行われている。Sustainable Timber Tasmania社はResponsible Wood認証

¹⁶⁴ https://www.fpa.tas.gov.au/_data/assets/pdf_file/0020/132455/Forest_Practices_Code_2020_for_printing_10591_KB.PDF

¹⁶⁵ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1994-028>

¹⁶⁶ <https://www.legislation.tas.gov.au/view/html/inforce/current/act-1993-070>

¹⁶⁷ ABARES. 前掲

¹⁶⁸ ABARES. 前掲

¹⁶⁹ https://www.stategrowth.tas.gov.au/energy_and_resources/forestry/native-forest

¹⁷⁰ <https://www.parliament.tas.gov.au/ctee/Council/TermsOfReference/Tasmanian%20Forest%20Agreement%202012.pdf>

を取得し、FSC 森林認証も取得しようとしているが、現在までのところ取得に至っていない¹⁷¹。

恒久木材生産地域（PTPZ）での伐採については、1985年森林実施法（Forest Practices Act）に基づき、森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）を策定して、森林実施機関（FPA）の認証を受け、また森林実施計画のフェーズごとの実施状況を森林実施機関（FPA）の森林実施官（Forest practice officer）に報告することが必要である。

<恒久木材生産地域以外の公有地>

恒久木材生産地域以外の公有地で伐採を行う事業者は、森林実施機関（FPA）からの森林実施計画（Forest Practices Plan: FPP）の認証に加え、1993年土地利用計画承認法（Land Use Planning and Approvals Act）に基づき、地方自治体からの開発許可が必要である。

<私有木材保護区（Private Timber Reserve: PTR）内の私有地>

私有林木材保護区（PTR）を設定したい土地所有者は、森林実施計画（FPP）を作成し、森林実施機関（FPA）に申請し、タスマニア私有林局（Private Forests Tasmania: RFT）の評価に基づき、認証を受ける。

<私有木材保護区（PTR）外の私有林>

伐採のためには、森林実施機関（FPA）からの森林実施計画（FPP）の認証を受けるとともに、1993年土地利用計画承認法に基づき、関連する地方自治体からの開発許可も必要である。

100トン以下または1ha以下の伐採の場合、認証された森林施業計画（FPP）は必要ないが、地方自治体の開発許可は必要な場合がある。

¹⁷¹ <https://www.theguardian.com/environment/2020/aug/23/native-forests-why-a-court-ruling-is-another-blow-to-logging-in-victoria-and-tasmania>

<https://www.wilderness.org.au/news-events/stts-2nd-fsc-fail-sends-market-signal-tasmanian-logging-still-equals-native-forest-wildlife-destruction>

7-5-2 林産物加工に係る法令等

主要な所管官庁および機関	役割
農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment	■ 2012年違法伐採禁止法を所管

関連法規	内容
違法伐採禁止法 Illegal Logging Prohibition Act 2012 ¹⁷²	■ 国内で生育した樹木の丸太を加工する事業者に対し、その丸太が違法に伐採されたものではないことを確認することを要求

木材加工工場への木材の納入に対しては全て納品書（delivery docket）が出される。納品書には、サプライヤー、認証、原産地などの情報が記載され、加工事業者はその情報を合法性の根拠として保持している。また私有天然林からの木材についてはこれに加え伐採許可あるいは類似の書類の写しも保管される¹⁷³。

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）に基づき、国内で生育した樹木の丸太を加工する事業者は、その丸太が違法に伐採されたものでないことを確認するデューデリジェンスシステムと呼ばれるリスク管理システムを持ち、実施しなければならない。丸太の加工とは、木材を木質チップ、製材品、パルプ、その他の木材製品に変えることを指す。一方で収穫現場での枝払いや玉切りなどは含まない。農業水環境省は、国産材丸太の加工事業者がデューデリジェンス（＝違法伐採リスク評価）を実施するためのガイダンス（Establishing an illegal logging due diligence system –guidance for processors¹⁷⁴）、北部準州と首都特別地域以外の6州の州別ガイドライン¹⁷⁵、州別ガイドラインを使用するためのガイダンス¹⁷⁶などを提供している。また事業者に対するデューデリジェンスの実施状況監査も行っている。これらの詳細については7-6節で詳述する。

7-5-3 製品の輸送に係る法令等

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）は国内で取引される加工された木材製品は対象とせず、伐採時の合法性を確認することと関連するその他の法令や規制も存在しない。木材製品の取引には一般の商法が適用される。

¹⁷² <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

¹⁷³ Responsible Wood に対するヒアリング（2021年）

¹⁷⁴ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/illegal-logging-due-diligence-processors.pdf>

¹⁷⁵ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

¹⁷⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-ssg-assessment.pdf>

7-5-4 輸出入に係る法令等

7-5-4-1 輸入

主要な所管官庁および機関	役割
農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment	■ 2012年違法伐採禁止法を所管

関連法規	内容
違法伐採禁止法 Illegal Logging Prohibition Act 2012 ¹⁷⁷	■ 木材・木材製品の輸入事業者に対し、違法に伐採された木材を含む製品を輸入していないことを確認することを要求
バイオセキュリティ法 Biosecurity Act 2015 ¹⁷⁸	■ 植物の輸入の際に、検疫を受けていることを要求

2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition）に基づき、木材・木材製品の輸入事業者は違法に伐採された木材を含む製品を輸入していないことを、デューデリジェンスシステムを通じて確認しなければならない。農業水環境省は輸入事業者に対するデューデリジェンスの実施状況監査も行っている。これらの詳細については7-6節で詳述する。なお通関事業者（Customs broker）はその対象ではないが、輸入事業者から農業水環境省からの違法伐採に関する質問（Community Protection Question: CPQ）に答えるように依頼されることもある¹⁷⁹。

また2015年バイオセキュリティ法（Biosecurity Act）に基づき、木材・木材製品の輸入に際しては検疫を受けていることが要求される。その詳細な条件や証明の要件は農業水環境省のバイオセキュリティ輸入条件システム（Biosecurity Import Conditions system: BICON¹⁸⁰）で確認できる。

7-5-4-2 輸出

主要な所管官庁および機関	役割
農業水環境省 Department of Agriculture, Water and the Environment	■ 輸出許可を発行

¹⁷⁷ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

¹⁷⁸ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00127>

¹⁷⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/customs-brokers>

¹⁸⁰ <https://bicon.agriculture.gov.au/BiconWeb4.0>

関連法規	内容
輸出制限法 Export Control Act 1982	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2トン以上の木質チップ、丸太、断面積 225 cm² 以上の製材品は規定商品 (prescribed goods) として輸出許可の取得を要求 ■ 木材製品は規定対象外→輸出許可を必要としない
輸出制限 (未加工木材) 規則 Export Control (Unprocessed Wood) Regulations 1986 ¹⁸¹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年連邦輸出制限法の下に規定 ■ 各州のプランテーション林業実施規定を参照
輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則 Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations 1996 ¹⁸²	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年連邦輸出制限法の下に規定
輸出制限 (地域森林管理合意) 規則 Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations 1997 ¹⁸³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域森林合意締結エリアからの未加工材および広葉樹木質チップには輸出制限 (未加工木材) 規則、輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則は適用されず、輸出許可を必要としない

輸出制限法 Export Control Act 2020 ¹⁸⁴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1982 年輸出制限法 (Export Control Act) から置換。2021 年 3 月 28 日から施行される。
輸出制限 (木材および木質チップ) 規則 Export Control (Wood and Woodchips) Rules 2020 現在はドラフト ¹⁸⁵ が公開されているのみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1986 年輸出制限 (未加工木材) 規則 (Export Control (Unprocessed Wood) Regulations)、1996 年輸出制限 (広葉樹木質チップ) 規則 (Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations)、1997 年輸出制限 (地域森林管理合意) 規則 (Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations) から置換。2021 年 3 月 28 日から施行される。 ■ 木材および木質チップの輸出事業者は木材輸出ライセンス (Wood export licence) を取得することが義務

¹⁸¹ <https://www.legislation.gov.au/Series/F1996B01073>

¹⁸² <https://www.legislation.gov.au/Series/F1996B01313>

¹⁸³ <https://www.legislation.gov.au/Details/F1997B02604>

¹⁸⁴ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00192>

¹⁸⁵ https://ehq-production-australia.s3.ap-southeast-2.amazonaws.com/69add594f66fe7bd246322586f950391b5d6df61/original/1606972100/Exposure_Draft_-_Wood_and_Woodchips_Rules_2020.pdf_8f230869aa9cb1b54ce7df2a8fcf10d2?X-Amz-Algorithm=AWS4-HMAC-SHA256&X-Amz-Credential=AKIAIBJCUK4Z04WUUA%2F20210318%2Fap-southeast-2%2Fs3%2Faws4_request&X-Amz-Date=20210318T144831Z&X-Amz-Expires=300&X-Amz-SignedHeaders=host&X-Amz-Signature=b417747c5e48a451345665b7b8747631a004d2dce3dcf3323e518d8e1ffe8cfb

	<ul style="list-style-type: none"> ■ ただし実施規定が承認された州からのプランテーションからの木材、地域森林管理合意締結地域からの木材については対象外
--	--

1982年輸出制限法（Export Control Act）において、2トン以上の木質チップ、丸太、断面積225 cm²以上の製材品は規定商品（prescribed goods）のリストに含まれており、輸出には輸出許可（export permit）の取得を必要とする。輸出許可を取得するためには、申請書¹⁸⁶、各州からの木材の収穫や販売の許可証、販売に関連する文章（領収証や税金のインボイス等）を提出する。また農業水資源省は輸出後に輸出事業者に対して実際に輸出された量に関する文章を要求する場合がある。

しかしプランテーションからの木材はすべて輸出許可の取得が免除されている。1986年輸出制限（未加工木材）規則（Export Control (Unprocessed Wood) Regulations）により、農業水環境省が州のプランテーション林業実施規定（Code of Practice）が環境や遺産価値を保護するものであると認めた州からのプランテーション材輸出に関しては1982年連邦輸出制限法の例外となることが規定され、連邦科学工業研究機構（Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation: CSIRO）が既に各州、準州のプランテーション林業実施規定を木材生産プランテーションに関する森林実施の国家原則（Forest Practices Related to Wood Production in Plantations: national principles）に対照させて評価し、承認をしているためである¹⁸⁷。

また前述のようにオーストラリア連邦政府と4州政府（オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、タスマニア州）は10地域において地域森林管理合意（Regional Forest Agreement）を締結しているが、1997年輸出制限（地域森林管理合意）規則（Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations）に基づき、地域森林合意締結エリアからの木材および木質チップの輸出も輸出許可の取得が免除されている。

その他の木材製品の輸出には輸出許可は必要ない。

都市の選定木などサルベージ作業から得た木材の輸出に関しては、木材をどのように入手したかを示す法的な宣言（statutory declaration）¹⁸⁸と農業水環境省への申請が必要である。

2020年に制定された新しい輸出制限法（Export Control Act）によれば、同法は2021年3月28日より1982年輸出制限法に代わって施行される。またその実施のため2020年輸出制限（木材および木質チップ）規則（Export Control (Wood and Woodchips) Rules）が施行され、1986年輸出制限（未加工木材）規則（Export Control (Unprocessed Wood) Regulations）、1996年輸出制限（広葉樹木質チップ）規則（Export Control (Hardwood Wood Chips) Regulations）、1997年輸出制限（地域森林管理合意）規則（Export Control (Regional Forest Agreements) Regulations）が置換されることになっている。2020年輸出制限（木材および木質チップ）規則はドラフトが公開されているのみだが、木材および木質チップの輸出事業者は木材輸出ライセンス（Wood export licence）を取得することが義務付けられている。実施規定が承認された州からのプランテーションからの木材、地域森林管理合意（Regional Forest Agreement）締結地域からの木材については木材輸出ライセンスの取得は必要とされない。

¹⁸⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/domestic-forestry/wood-export-licence-applications/hardwood-application.pdf>

¹⁸⁷ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/australias-forests/plantation-farm-forestry/principles>

¹⁸⁸ <https://www.ag.gov.au/legal-system/statutory-declarations>

輸入国が植物検疫の証明書を必要とする場合、農業水環境省の輸出文章システム（Export Documentation System: EXDOC）に登録し、検疫証明書（phytosanitary certificate）の発行を受けることができる。そのためのガイドも提供されている¹⁸⁹。

<サンダルウッド（白檀）の輸出>

プランテーションで栽培されたサンダルウッドの輸出には許可が必要ないが、天然木の場合は連邦の農業水資源省（DAWR）からの許可が必要である。それを取得するためには以下の書類を必要とする。

■ 西オーストラリア州からのサンダルウッドの輸出

州の生物多様性保全観光資源局からの森林産物（サンダルウッド）許可（Forest Produce (Sandalwood) Licence）、商品生産者許可（Commercial Producer's/ Nurseryman's Licence：私有地の場合）または商業目的許可（Commercial Purposes Licence：公有地の場合）¹⁹⁰、サンダルウッド輸送許可（Sandalwood Transport Authority Notice: STAN）。また販売に関する書類（領収書、請求書等）

■ クイーンズランド州からのサンダルウッドの輸出

州の環境遺産保護省からの保護植物収穫ライセンス（protected plant harvesting licence）および販売に関する書類（領収書、請求書等）

<CITES>

サンダルウッドを含め、オーストラリアの林業樹種において、CITES リスト掲載種は存在しない¹⁹¹。

¹⁸⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/biosecurity/export/plants-plant-products/plant-exports-manual/completion-phytosanitary-certificate-user-guide.pdf>

¹⁹⁰ NEPCon 前掲

¹⁹¹ NEPCon 前掲

7-6 木材・木材製品の合法性の確保に関する法令等とその実施状況

7-6-1 違法伐採対策に係る法令等及びその運用状況

7-6-1-1 違法伐採禁止法の概要

7-6-1-1-1 概要

オーストラリアの違法伐採対策は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された「2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012)」と、運営上の規則を定める「2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012)」(2014年11月30日に発効)によって定められている。この法の目的は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を軽減する」ことである¹⁹²。この法律は、以下の2つを定めている：

- ①違法に伐採された木材や規制木材製品¹⁹³を故意に、無謀に、または意図的にオーストラリアに輸入したり、違法に伐採された国内産の原木を加工したりすることを犯罪行為とする
- ②規制木材製品¹⁹⁴をオーストラリアに輸入したり、国産の原木を加工したりする前に、構造化されたリスク評価と低減プロセスを行うこと (デューデリジェンスの実施)

違法伐採禁止法は法的枠組みを確立しているが、デューデリジェンスの要件を含むいくつかの運営上の要素は違法伐採禁止規則に盛り込まれることになり、2012年の違法伐採禁止法成立以降、国内外の産業界、海外政府、社会・環境団体の代表者を含む主要なステークホルダーとの協議を経て策定され、2014年11月30日に違法伐採禁止法の施行と同時に発効した¹⁹⁵。2012年の違法伐採禁止法の制定から2014年の施行までの期間は、違法に伐採された木材、木材製品を輸入、加工することは犯罪であり起訴されるが(上記①)、デューデリジェンスに関しては、その細則が定まっていなかったことから(違法伐採禁止規則はこの間に作成された)、デューデリジェンスの実施の義務は免除されていた¹⁹⁶。

違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則の概要を表7.5、7.6に示す。両法律文書の仮訳は7-7-2-1章、7-7-2-2章にそれぞれ収録した。

表 7.5 違法伐採禁止法の概要

	概要
第1部 序	法の概要・定義等が示されている

¹⁹² Australian Government (2012) Illegal Logging Prohibition Bill 2012: revised explanatory memorandum.

(https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4740_ems_febfb15f-da56-4977-8981-458ed66592bd/upload_pdf/371953revem.pdf;fileType=application%2Fpdf)

¹⁹³ 違法に伐採された木材・木材製品の輸入と加工の禁止はすべての製品に適用されるが、デューデリジェンス実施義務は「規制木材製品」に該当する製品に対して適用される。規制木材製品については、7-6-1-1-4 参照。

¹⁹⁴ 前掲及び7-6-1-1-4 章、7-7-2-2 章別表1 規制木材製品を参照。

¹⁹⁵ Australian Government (2018) Statutory Review of the Illegal Logging Prohibition Act 2012. Department of Agriculture and Water Resources, Canberra. (<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-statutory-review-report.pdf>)

¹⁹⁶ Australian Government (2018) 前掲

第2部 輸入	第1章 違法に伐採された木材の輸入	違法に伐採された木材、木材製品を輸入することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
	第2章 輸入者のデューデリジェンス	規制木材製品を輸入する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。
第3部 加工	第1章 違法に伐採された原木の加工	違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
	第2章 加工者のデューデリジェンス	違法に伐採された国産原木を加工する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。
第4部 監督、捜査及び執行	第1章 捜査官 第2章 監督 第3章 捜査 第4章 民事罰 第5章 法律違反通知	監督、捜査に関する規定が示されている。
第5部 雑則		本法運用最初の5年間について見直しを義務付けている

表 7.6 違法伐採禁止規則の概要

		概要
第1部 序		規則の名称と定義
第2部 輸入	第1章 違法に伐採された木材の輸入	木材輸入における規制木材製品、除外品が示されている。
	第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件	要求されるデューデリジェンスの詳細が示されている。
第3部 加工	第1章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件	違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
第5部 ¹⁹⁷ 適用と経過規定		規則改正の適用等
別表1		規制木材製品のリスト（HSコード）
別表2		木材適法性枠組み、国別ガイドライン、州別ガイドライン

¹⁹⁷ 原文にも第4部はない。

特筆すべきなのは、政府（管轄官庁である農業水環境省）の違法伐採禁止法関連のウェブサイト¹⁹⁸の充実ぶりである。この政府ウェブサイトでは、利用者（規制対象者）に対してかなり親切な説明が提供されている。例えば、規制対象の免除に関する解説として、事例を一般にもわかりやすい平易な表現で、次のように掲載している¹⁹⁹。

セレナさんは、オーストラリアに商業品の混載貨物を輸入している。委託貨物の総額は3万豪ドルで、これには900豪ドル相当の紙製品が含まれているが、他の規制木材製品は含まれていない。規制木材製品の価値は1000豪ドルを超えていないため、免除の範囲内であることから、セレナさんはデューデリジェンスを行う必要はない²⁰⁰。

オーストラリア政府担当者へのインタビューによれば、このウェブサイトの主な目的は、規制木材の輸入者や国内の加工事業者に、違法伐採禁止法の下での義務と、自主的なコンプライアンスを確保するために考慮すべきことについて教育することであり、このウェブサイトの製作にかなりの時間を費やした。ウェブサイトを常に最新の状態に保ち、新しい資料やアドバイスが開発された際には継続的に追加していくことを目指している。

本章では、この政府ウェブサイトを中心に、違法伐採禁止法について解説する。以降、この政府ウェブサイトを情報源とした場合は、「政府ウェブサイト」と記すこととした。

7-6-1-1-2 違法伐採の定義

違法伐採禁止法では、「違法に伐採するとは、収穫場所（オーストラリア国内であるか否かを問わず）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう」と定義されており、伐採時の合法性に焦点が置かれている。一方、EU木材規則では、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を含む伐採国の適用法の合法性、米国レイシー法ではさらに広く、植物の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、または購入に関する外国法の合法性を対象としている。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法伐採の定義を議論する段階において、事業者がデューデリジェンスを行う上で現実的に実行が可能かどうかを優先させ、事業者が情報を入手しやすい伐採の合法性に焦点を絞ることにしたとのことである。政府ウェブサイトによれば、違法伐採行為の例は、保護種の伐採、保護区での伐採、偽造や違法な許可証による伐採、違法とされる方法による伐採などである。

7-6-1-1-3 法が定める責務と罰則

違法伐採禁止法が主に定めるのは、木材・木材製品輸入者と国産原木の加工事業者それぞれに対し、「違法伐採木材の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）の禁止」と「規制木材製品²⁰¹の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）に際しデューデリジェンス要件を遵守すること」の2点である。

(1) 輸入

¹⁹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging>

¹⁹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰⁰ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

²⁰¹ 7-6-1-1-4章、7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照。

違法に伐採された木材と、違法に伐採された木材を輸入することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位(約880万円)²⁰²、またはその両方が科せられる(違法伐採禁止法第8条、第9条)。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される(違法伐採禁止法第10条)。また、規制木材製品を輸入する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位(約530万円)の罰金、デューデリジェンス要件を遵守したことを申告しなかった場合、100罰金単位(約180万円)の罰金が科せられる(違法伐採禁止法第12条、第13条)。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる(違法伐採禁止法第14条)。

(2) 国産原木加工

国内で違法に伐採された原木(法律原文では、オーストラリア国内へ輸入された原木を下記の条文の対象外としている)を加工することは犯罪であり、罰則として5年間の拘禁もしくは500罰金単位(約880万円)、またはその両方が科せられる(違法伐採禁止法第15条)。これに違反し、裁判所が有罪判決を下した場合、没収される(違法伐採禁止法第16条)。また、国産原木を加工する際に、デューデリジェンス要件を遵守しない場合は、300罰金単位(約530万円)の罰金が科せられる(違法伐採禁止法第17条)。デューデリジェンス要件は違法伐採禁止規則に定められる(違法伐採禁止法第18条)。

違法伐採禁止法では、国内での違法な伐採を禁止するのではなく、違法に伐採された国産材原木を加工することを禁止しているのが特徴である。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法な伐採の禁止は、生産者に対して各州で定められた森林関連の法律で定められているため、違法伐採禁止法で同じ義務を重複して生産者に課すことを避けるため、国産原木加工事業者を対象にしているとのことであった。また、国産原木を加工せずに輸出する場合は、違法伐採禁止法の対象外とのことであった。

7-6-1-1-4 輸入規制対象となる木材・木材製品

違法伐採禁止法では、輸入に関して規制の対象となる「規制木材製品(regulated timber products)」は、違法伐採禁止規則に定めるとしている(違法伐採禁止法第9条3項)。規制木材製品は、違法伐採禁止規則別表1に関税HSコードによって定義されており、木材・木製品(44類)、パルプ(7類)、紙(48類)、家具(94類)が含まれている²⁰³。一方で、楽器、スポーツ用品、印刷物など、木材や木質繊維で作られた特定の輸入品、その他の製品の輸送に使用される包装材は対象外で、竹、籐も木材製品とはみなされない(前掲書⁴)。これに加えて違法伐採禁止規則第6条に、デューデリジェンス要件遵守(違法伐採禁止法第12条)の対象から除外される規制木材製品が示されている。

- 規制木材製品であっても全面的にリサイクル材料から製造されたもの
- 一部がリサイクル材料から製造されたものの場合、リサイクル材料から製造された部分
- 委託販売品として輸入された規制木材製品で、合計価格が1000豪ドル(約8万円)を超えない場合

また、規制木材製品におけるリサイクル材料とは、以下の条件を満たすものであると定義されている(違法伐採禁止法第6条)：

²⁰² 2020年7月現在、1罰金単位は222豪ドル、約17,611円である。

²⁰³ 詳細は7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照

- 材料がかつて別の製品またはその一部であり、かつ、
- その材料が取り出された時点でかつての別製品がもはや当初意図した目的に使用されず、廃棄物とみなされている
- ただし、材料が製造工程の副産物であるときは、リサイクル材とはいえない（例：パーティクルボードまたは優密度ファイバーボード製造に使用された挽き材から出たおがくず又は切れ端）

日本のクリーンウッド法では、対象とする木材について「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」、家具、紙等の物品については「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」としており、違法伐採禁止法と同様にリサイクル材は対象外となっているが、リサイクル材の定義は、「建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引²⁰⁴）」とされており、オーストラリアの違法伐採禁止法の定義と異なっている。

7-6-1-1-5 デューデリジェンス要件

違法伐採禁止法が遵守を求めるデューデリジェンス要件の詳細は、違法伐採禁止規則に定められている。オーストラリア政府は違法伐採禁止規則に記載されているデューデリジェンス要件を事業者にわかりやすい表現で政府ウェブサイトに掲載している。ここでは主に政府ウェブサイトの表現を使用して説明するが、法的文書の要求事項は7-5-4-2章の違法伐採禁止規則の仮訳を参照されたい。また、オーストラリア政府担当者へのインタビュー調査で得られた情報も記載した²⁰⁵。

1) 木材・木材製品輸入者に求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならないが、以下の条件を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第9条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、Eメールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を輸入するリスクを最小限に抑えるための手順書

政府ウェブサイトは、デューデリジェンスシステムは、規制木材製品を輸入するたびに、どのような行動をとるべきかを決定するのに役立つため、理解しやすく、わかりやすいものでな

²⁰⁴ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

²⁰⁵ オーストラリア政府へのインタビュー調査の詳細は7-6-1-2-2章

ればならない、としている。デューデリジェンスシステムには、デューデリジェンス要件として、次の4ステップが含まれている必要がある。

ステップ1 情報収集

ステップ2 リスクの特定と評価

ステップ3 リスク低減

ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：ステップ1 情報収集

輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、その製品に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第10条)。収集する情報は最低限、下記の通りである。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位 (約180万円) が科せられる。

- 輸入しようとしている製品の種類と商品名。
- 輸入する製品の数量 (数量、重量または個数)。
- 製品が製造された国。
- 木材が伐採された国、地域、伐採ユニット
- 木材の樹種名 (一般名称または学名)
- 仕入先の詳細 (名前、住所、商号、事業者識別番号など)
- 製品購入の際にサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。

情報収集には「合理的に可能な限り」という条件が付いている。何が合理的か (妥当か) についてのオーストラリア政府の見解は次のとおりである (政府ウェブサイト)：

必要な情報の入手可能性、情報収集にかかる時間、費用、難易度、必要な情報を収集するために必要な手順などを考慮する必要があるが、製品に含まれている木材とその木材がどこから来たのかという基本的な質問に答えられなければ、リスクの特定と評価のステップでその製品が低リスクであると結論づけるのは困難となるであろう。

また、インタビューでは、オーストラリア政府担当者は、次のように回答している。「合理的に可能な限り」とは、輸入者がデューデリジェンスに過度のコストや労力をかけずに現実的に収集できる情報を意味すると理解している。私たちは、複雑なサプライチェーンの場合には、輸入者が収集することが困難な情報があると認識しており、このような場合には、必要な情報を探し、入手できない場合には、全体的なリスク評価の一環として、「情報が入手できないことを考慮した」という証拠の提示を求める。例えば、木材がどこから来たのか、樹種か何かがわからない場合には、リスクが低いという結論を出すのは難しいはずである。さらに、輸入者の一般的な能力も考慮に入れている。例えば、サプライチェーンに関する情報へのアクセスの能力が異なるため、大規模な多国籍企業に対しては、小規模な業者に対するよりも、裏付けとなる情報を収集するための努力を期待する可能性が高いということであるが、これは、輸入者が置かれた実際の状況に大きく依存すると考えている。

(3) デューデリジェンス要件：ステップ2 リスクの特定・評価

輸入に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②国別ガイドラインの使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており（違法伐採禁止規則第11条、第12条、第13条）、そのうち1つを選択する。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる（政府ウェブサイト）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、森林管理協議会（FSC）が管理するFSC森林管理認証基準とFSC生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理するPEFC持続可能な森林管理認証基準とPEFC生産・流通・加工過程基準である（違法伐採禁止規則別表2）。輸入する製品がFSCかPEFC認証を受けている場合、この方法を使用することができる（違法伐採禁止規則第11条）。この方法を利用する場合は、以下の2つを行う必要がある（政府ウェブサイト）。

- サプライヤーと輸入する製品が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、その製品が違法な出所から輸入されたものであることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、製品に違法木材が含まれていることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して輸入を進めることができる。よくある間違いは、サプライヤーやサプライチェーンのうちの誰かが認証を受けていれば、その製品が認証を受けているとみなすことである。認証を受けた事業者でも、認証されていない製品を扱うことは可能であり、さらに製品が認証されていると偽っている可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。

FSC/PEFC認証を受けている製品かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²⁰⁶（表7.7）。

表 7.7 FSC/PEFC 認証製品の確認方法

ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する	アクション 認証を受けたサプライヤーには、独自のFSCまたはPEFC認証コードまたは、証明書に記載された番号がある。 番号は一般的にこの構造に従っている：TT-COC-1234、BMT-PEFC-2334、SGS-COC-12244。 このコードまたは番号は、各スキームのウェブサイトで検索することで確認することができる。
------------------------------------	---

²⁰⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-fsc-pefc-assessment.pdf>

	<p>Forest Stewardship Council (FSC)²⁰⁷ PEFC International²⁰⁸</p> <p>共通の問題点と解決策 番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書へのリンクを電子メールで送ってもらう、または、スキームに連絡して、サプライヤーが提供する証明書コードについて問い合わせる。</p>
<p>ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する</p>	<p>アクション オンラインで証明書の詳細を見つけたら、サプライヤーから提供された詳細と照合する</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーから提供された詳細内容と一致しない場合は、証明書の真正性を確認する必要がある。 サプライヤーが製品は FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、証明書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、CoC (chain of custody) が途切れている可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を入手する必要がある。 CoC が途切れている場合は、別のリスク評価オプション（②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を使用しなければならない。</p>
<p>ステップ3：証明書の有効期限を確認する</p>	<p>アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れている場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。</p>
<p>ステップ4：供給される製品が証明書記録にリストされ</p>	<p>アクション 認証を受けたサプライヤーは、認証製品と非認証製品の両方を供</p>

²⁰⁷ <https://info.fsc.org/>

²⁰⁸ <https://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>

<p>ているか確認する</p>	<p>給することができるため、供給される製品が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 購入しようとしている製品がサプライヤーの認証の対象外である場合、記録に誤りがあるかどうかをサプライヤーに確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。</p>
<p>ステップ5:供給される製品が注文通りであることを確認する</p>	<p>アクション 上記ステップを完了しても、サプライヤーが認証された製品でないものを提供する可能性がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 請求書や納品書を確認し、認証番号が記載されていることを確認する。製品の説明には、製品が FSC または PEFC 認証を受けたものであることが記載されている必要がある。 製品の説明には、以下のような記載が含まれている場合がある。 FSC 100%, FSC Mix X%, FSC Mix Credit, FSC Controlled Wood X% PEFC 認証、PEFC 管理された供給源</p>

オーストラリア政府のインタビューで得た情報は次の通りである。現状では、木材合法性枠組はリスク評価のためのツールとして使用され、輸入者や加工事業者は他の情報も照会し評価する必要がある。例えば、違法な木材を扱っている認証された業者に関する NGO の報告があれば、輸入者／加工事業者はリスク評価の一環としてそれを考慮することが求められる。認証スキームを通じて木材の一貫した管理体制を証明できる FSC や PEFC を利用することで、輸入者は合法的に木材が調達されたことをさらに確実にすることができる。一般的に、紙などの非常に複雑なサプライチェーンを持つ製品を扱う輸入者にとっては、認証スキームを利用することで比較的簡単にリスク評価ができることが明らかになっている。さらに、サプライチェーン情報を提供するようにサプライヤーに強制する力がないかもしれない小規模事業者にとって特に重要になると考えている。このような認識から、木材合法性枠組のみなし遵守（認証材であれな合法材とみなす）の導入を検討したが、2018年1月にオーストラリア議会でこの措置は認められず実現しなかった。

②国別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

国別ガイドライン(Country Specific Guideline, CSG)は、オーストラリア政府が主要な貿易相手国と交渉した文書で、その国の木材伐採を規制する法的枠組と合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報を提供する（政府ウェブサイト）。違法伐採禁止規

則別表 2 に 8 か国が記載されており、その後も新たに公開され現在 10 か国²⁰⁹の CSG が政府ウェブサイトに掲載されている。

輸入する製品が CSG10 か国で伐採された木材であれば、CSG を使ってリスクの特定と評価を行うことができる（違法伐採禁止規則第 12 条）。その方法は、政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている²¹⁰（表 7.8）。

表 7.8 国別ガイドライン(CSG)を使用したリスク特定、評価方法

<p>1) CSG が輸入する製品に適用できるか決定する</p>	<p>アクション 製品が CSG の対象かを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策 CSG は下記の規制木材製品に使用することができる： 製品がすべてが CSG 国で伐採された材である場合 製品がオーストラリアに直接輸出された場合 第三国で加工されたり、第三国を経由して輸入されたりした製品に対しては使用することができない。 製品に複数の国から調達された木材が含まれている場合も CSG を使用することはできない。 製品が第三国経由で出荷され、開梱されていない場合は、CSG を使用することができる。 CSG が製品に適用できないことが判明した場合は、別のリスク評価方法（①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価または③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価）を選択する必要がある。</p> <p>質問: 情報と文書には伐採国が明確に示されているか？ 製品に含まれる木材は全て CSG 国で伐採されたか？ 収穫国は輸出国でもあるか？</p>
<p>2) CSG と収集した情報を比較する</p>	<p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を CSG に記載されているものと比較する。 CSG が入手していない他の文書を指定している場合は、これらの文書も入手する努力をするべきである。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが書類を提供できない場合、CSG が入手可能な書類の種類、発行機関、書類のコピーの入手方法についてのガイダンスを提供している場合がある。</p>

²⁰⁹ カナダ、チリ、フィンランド、インドネシア、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、韓国（2020 年 11 月時点）

²¹⁰ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-csg-assessment.pdf>

	<p>CSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手が合理的に可能なものだけでよい²¹¹。しかし、合理的なリスク評価を行うのに十分な情報が必要である。</p> <p>質問:</p> <p>CSG が推奨する、伐採の合法性を裏付ける情報を確認または文書を入手したか？</p> <p>製品について収集した情報は CSG の情報や文書と一致しているか？</p>
<p>3) リスク評価</p>	<p>アクション</p> <p>収集したすべての情報と書類を使って、輸入しようとしている製品に違法伐採された木材が含まれている可能性があるかどうかを判断する必要がある。</p> <p>結論を出す際には、製品が違法に伐採された木材を含んでいるかを示す他の情報も考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>CSG は、現地の汚職や不正行為、その国の林業法の有効性を考慮していない場合がある。これらの要因が製品にどのような影響を与えるかを検討する必要がある。</p> <p>CSG には林業法の最新動向が記載されていない場合がある。</p> <p>質問：</p> <p>収集した文書は真正なものであり、適切な政府機関等が作成したものであるか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書はないか？</p> <p>製品に含まれる木材は CSG の国で伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報ないか？</p>

²¹¹ 「(2) デューデリジェンス要件：情報収集」の定義を参照。

<p>4) リスク評価の結論</p>	<p>アクション</p> <p>上記のステップを完了すれば、製品に違法に伐採された木材が含まれている可能性があるかを判断できるようになるはずである。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化すれば、規制木材製品を輸入することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できない場合は、規制木材製品を輸入する前に、リスクを低減するための措置を取る必要がある。</p>
---------------------------	--

オーストラリア政府へのインタビューによれば、政府は主要な貿易パートナーと協力して、国別ガイドライン（CSG）の交渉と開発を続けている。オーストラリアに輸入される木材製品の量と金額の両方を考慮し、CSG 対象国を決定しており、これにより輸入木材製品の大部分が CSG を利用できるようになっている。また、オーストラリアを主要な輸出国としている国（ソロモン諸島など）も対象としている。

CSG は、オーストラリアの輸入者が違法伐採規則のデューデリジェンス要件を満たすことができるよう支援することを目的に、合法的に伐採された木材が外国の法域でどのようなものなのかを木材の伐採から輸出までの過程を示すことで明らかにするものであり、輸入者が利用できる文書の例も含まれている。

CSG は貿易相手国政府との協力のもとに開発される。通常、相手国政府との間で CSG の役割について最初に話し合いを行い、その後、草案作成、修正、最終決定というプロセスを経る。最終的には、書簡を通じて、当局の高官と相手国政府の機関が共同で署名する。これにより、文書が相手国政府の現在の法律とプロセスを正確に反映していることが保証される。

CSG の開発における主な課題は、相手国政府から提示される情報と、オーストラリアの輸入者にとって重要で関連性のある情報との間の適切なバランスを見つけることである。国によっては、伐採時に文書が発行されても、サプライチェーンを通じてバイヤーに渡されていないことがある。そのため、相手国政府と協力して、情報と文書のベストミックスを見つけることになるが、これが最も困難な作業である。

CSG の開発をできる限り迅速に進めるよう努めているが、長い時間がかかることが多い。CSG の完成は、オーストラリアの貿易相手国の利益、優先順位、リソースに依存しており、国によって異なる。比較的短い期間（8～12 ヶ月）で完成できた国もあれば、それ以上の期間を要した国もある。CSG を 3～5 年ごとに見直し、正確性を確保しているが、相手国政府の枠組みに大きな変更があった場合には、より短い期間で更新するために、相手国政府と協力を行ってきた。現在、10 か国の CSG 公表しているが、これに加えて、中国、ベトナム、フランス、ドイツ、タイとの交渉を行っている。

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならない（違法伐採禁止規則第 13 条）。違法伐採禁止規則に定められた事項をわかりやすく取りまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として

政府ウェブサイトで提供されている²¹²。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表 7.9）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.9 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

規定されたリスク要素（質問）	説明
1. 木材が伐採された地域に違法伐採が多いか？	国や地域によっては、林業活動に対するガバナンスや執行に問題があったり、違法伐採の原因となる汚職に問題があったりする。違法伐採のリスクを判断する際には、これらの要因を考慮しなければならない。 その木材が保護地域から伐採されたものや、サプライヤーがその木材がどこから来たのかを教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。
2. 原木の種類はこの地域で違法伐採されることが多いか？	木材の種類によっては、違法伐採される可能性が高いものもある。この質問に答えるためには、輸入しようとしている木材の種類と、どこで伐採されたかを知る必要がある。 サプライヤーが木材の種類を教えてくれない場合、またはその木材が供給者の言う地域で生育していることを確認できない場合、またはその木材が「絶滅危惧種」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合は、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。
3. 伐採地に武力紛争があるか、あるいは最近あったか？	武力紛争は、当局が森林資源を管理し、合法的な木材伐採を確保することを困難にする可能性があるため、木材がどこで伐採されたのか、また伐採地域で武力紛争があるかどうかを確認する必要がある。
4. 製品はどの程度複雑か？	製品の生産に関わるサプライチェーンの複雑さを確認し、検討する。サプライチェーンが長く（複数の関係者が関与している）、複雑な複合製品（複数の木材や供給元が関与している）は、違法な木材が使用されているというリスクが高くなる。

²¹² <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/importers-risk-assessment.pdf>

	製品を構成する材とその出所を十分に理解していなければ、違法に伐採された木材が製品に含まれている可能性があるというリスクを考慮する必要がある。
5. 木材が違法伐採されたことを示す情報があるか？	これには以下が含まれる。 - 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、欠落した文書 - 違法伐採木材を扱うことで知られる業者 - 市場価格に比べ顕著な低価格 - 適切な税が価格に含まれていない - 現金のみの取引や適切な書類が添付されない低価格の製品 - 賄賂を要求される - 質問に対して理にかなった回答が受けられない

(4) デューデリジェンス要件：ステップ3 リスク低減

リスク評価の結論として、製品が低リスクではないという結論に至った場合は、製品を輸入する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第13条）。これに違反した場合は民事罰として100罰金単位（約180万円）が科せられる。政府ウェブサイトは、リスク低減の方法は事業者次第で個々の状況に依存する、そしてどのような措置をとるにせよリスクを低減するための努力は、特定されたリスクに対して適切なものであるとし、リスク低減に必要な可能性のある措置として下記を挙げている²¹³。また、措置を通じて違法伐採された木材が含まれているリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した措置を示すために記録を残す必要がある。

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

(5) デューデリジェンス要件：ステップ4 記録

デューデリジェンスに関連する記録は製品の輸入日から5年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第16条）。これに違反した場合は100罰金単位（約180万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第15条には、長官が輸入者に対し、デューデリジェンスシステムと製品輸入時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から28日以上先の遵

²¹³ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/du-diligence#step-4--risk-mitigation>

守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

(6) 税関申告

デューデリジェンスプロセスの一環ではないが、製品輸入時の税関申告において、Community Protection Question (CPQ：地域保護のための質問)に回答する必要がある。その質問は「輸入者は 2012 年違法伐採禁止法及び関連規制のデューデリジェンス要件を遵守していますか？（製品が免除されているか、木材が含まれていない場合は、はいと教えてください。）」というものである。政府ウェブサイトによれば、これはデューデリジェンスの要件を満たしていることを表明するものであり、以下の場合ははいと回答する：

- デューデリジェンスを行い、製品に違法伐採された木材が含まれている可能性が低いと判断した場合
- 製品がデューデリジェンスを免除されている製品である場合
- 製品に木材や木材繊維が含まれていない場合（例：木材が含まれていない家具）

規制木材製品を輸入する際には、毎回この質問に答えなければならず、虚偽の申告や誤解を招くような申告は犯罪となる。

オーストラリア政府に、CPQ に「いいえ」と回答した場合について質問したところ、次の回答を得た。現行の違法伐採禁止法の規定では、CPQ への回答の仕方によって規制木材製品が国境で拘束されることはないため、「いいえ」と答えた輸入者であっても輸入することができる。しかし、「いいえ」と回答した場合は、その後、さらなる教育や啓発という形でその輸入者へのフォローアップを行うことになるだろう。さらに、このようなことが繰り返し行われている場合には、他のコンプライアンスにおいて取り締まることができるか検討することになる。CPQ は、不遵守をチェックするためではなく、輸入者にデューデリジェンスが求められていることを認識、理解させることを目的としている。これまで、340 万回以上の回答がなされているが、回答者の約 7 割がデューデリジェンス要件を満たしていると申請した。

2) 国産原木加工事業者に求められるデューデリジェンス要件

(1) デューデリジェンスシステム

加工者は、国産原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない、以下を満たしていなければならない（違法伐採禁止規則第 18 条）。これに違反した場合は 100 罰金単位（約 180 万円）の罰金が科せられる。

- 会社名（該当する場合）、住所、住所、連絡先、E メールアドレスなどの詳細。
- 事業として輸入する場合は、ABN（オーストラリア事業番号）/ACN（オーストラリア企業番号）と主な事業活動の説明。
- デューデリジェンスシステムの担当者の名前と連絡先。
- 違法に伐採された木材を加工するリスクを最小限に抑えるための手順

違法伐採された木材を加工する前に、どのように行動すべきかを判断するのに役立つため、デューデリジェンスシステムは、理解しやすく、わかりやすいものでなければならない（政府ウェブサイト）。デューデリジェンスシステムは、デューデリジェンス要件として、次の 4 ステップが含まれている必要がある。

- ステップ1 情報収集
- ステップ2 リスクの特定と評価
- ステップ3 リスク低減
- ステップ4 記録

(2) デューデリジェンス要件：情報収集

加工者は、原木の加工の輸入に先立って、その原木に関する情報を「合理的に可能な限り (reasonably practical)」収集しなければならない (違法伐採禁止規則第 19 条)。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。収集する情報は最低限、下記の通りである。

- 伐採された樹木の一般名または学名を含む丸太の説明
- 原木を伐採した州または領土と森林収穫ユニット
- 加工している原木の量 (量、重量、本数)
- サプライヤーの詳細 (名前、住所、取引名、ABN/ACN を含む)
- 原木を購入するためにサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを示す資料や書類。

これらの情報の多くは、既存の商業文書、契約書、請求書などに記載されているかもしれないが、より多くの情報、文書、または証拠を得るためにサプライヤーと協力する必要があるかもしれない。必要な情報をどのように収集するか (電話、電子メール、オンライン調査、サプライヤーに送るアンケートなど) は事業者次第である (政府ウェブサイト)。また、「合理的に可能な限り」という条件については、前章に示した通りである。

(3) デューデリジェンス要件：リスクの特定・評価

加工に先立ち、収集した情報から輸入する製品が違法に伐採された木材であるリスクを特定し評価するために、違法伐採禁止規則は①木材合法性枠組の使用、②州別ガイドライン(SSG)の使用、③規定されたリスク要素の使用、の3つの方法を提供しており (違法伐採禁止規則第 20 条、第 21 条、第 22 条)、そのうち1つを選択する。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位 (約 180 万円) が科せられる。どの方法を使用するかは状況次第だが、①と②は製品が特定の要件を満たしている場合にのみ使用でき、③はすべての状況で使用することができる (政府ウェブサイト)。

①木材合法性枠組を使用したリスクの特定・評価

木材合法性枠組とは、輸入材と同様、森林管理協議会 (FSC) が管理する FSC 森林管理認証基準と FSC 生産・流通・加工過程基準、森林認証制度承認プログラム (PEFC) が管理する PEFC 持続可能な森林管理認証基準と PEFC 生産・流通・加工過程基準である (違法伐採禁止規則別表 2)。オーストラリアでは、PEFC 認証材とは、Responsible Wood Certification Scheme²¹⁴による認証を受けた材とみなすことができる (政府ウェブサイト)。加工する原木が FSC か PEFC 認証を受けている場合、この方法を使用することができる (違法伐採禁止規則第 20 条)。この方法を利用する場合は、以下の2つを行う必要がある (政府ウェブサイト)。

²¹⁴ <https://www.responsiblewood.org.au/>

- サプライヤーと加工する原木が認証を受けていることを確認する
- 収集した情報を考慮して、違法伐採された原木であることを示唆するものがないかどうかを判断する

認証を受けた木材であることを確認でき、違法伐採された原木であることを示唆する他の情報がなければ、「リスクは低い」と評価して加工を進めることができる。サプライヤーや木材が認証されていないことが判明した場合は、別のリスク評価方法を選択する必要がある。よくある間違いは、サプライヤーが認証されているから原木が認証されていると思い込んでしまうことである。認証を受けたサプライヤーは、認証されていない原木も扱うことができ、また、サプライヤーが自社の原木が認証されていると偽って主張している可能性もあることに留意する必要がある（政府ウェブサイト）。FSC/PEFC 認証を受けている原木かを確認する方法が政府ウェブサイトでテンプレートとして提供されている（表 7.10）²¹⁵。

表 7.10 FSC/PEFC 認証原木の確認方法

<p>ステップ1：サプライヤーの証明書番号が正当なものであることを確認する</p>	<p>アクション</p> <p>認証を受けたサプライヤーは、証明書に記載された独自の FSC または PEFC の認証コードや番号を持っている必要がある。</p> <p>このコードまたは番号は、関連するスキームのウェブサイトで検索することで確認することができる：</p> <p>Forest Stewardship Council (FSC)²¹⁶</p> <p>Responsible Wood (PEFC)²¹⁷</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>番号またはコードが間違っていて入力されている場合（オンラインで見つけれない場合）は、サプライヤーに連絡する。オンライン証明書の記録へのリンクを電子メールで送ってもらうように依頼する。または、スキームに連絡して、サプライヤーから提供された証明書コードについて問い合わせる</p>
<p>ステップ2：サプライヤーが証明書の所有者であることを確認する</p>	<p>アクション</p> <p>証明書の詳細をオンラインで見つけた場合は、サプライヤーから提供された詳細と一致していることを確認する。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>サプライヤーの詳細が証明書の内容と一致しない場合は、証明書の信憑性を確認する必要がある。</p> <p>サプライヤーが、原木が FSC または PEFC 認証を受けていると主張しているが、認証書にサプライヤーの名前が記載されていない場合は、問題が</p>

²¹⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-fsc-pefc-assessment.pdf>

²¹⁶ <https://info.fsc.org/>

²¹⁷ <https://www.responsiblewood.org.au/search-database/>

	ある可能性がある。サプライヤーまたはスキームから詳細な情報を得る必要がある。
ステップ3：証明書 の有効期限を確認 する	アクション サプライヤーの証明書の有効期限は、FSC または PEFC のウェブサイトに記載されている必要がある。証明書が供給期間内に有効であることを確認する。
	共通の問題点と解決策 証明書の有効期限が切れているように見える場合、または現在一時停止中の場合は、その理由を尋ねるべきである。この点については、サプライヤーに相談するか、スキームに直接相談する必要があるかもしれない。
ステップ4：供給さ れる原木が証明書 記録にリストされ ているか確認する	アクション 認証されたサプライヤーは、認証された丸太と認証されていない丸太の両方を供給することができる。供給される丸太が、サプライヤーの FSC または PEFC 証明書に記載されているものと同じであることを確認する必要がある。
	共通の問題点と解決策 購入する丸太がサプライヤーの認証対象外の場合は、記録に間違いがないかどうかを業者に確認する必要がある。その場合は、認証機関に書面による確認を求めることも必要である。
ステップ5：供給さ れる原木が注文通 りであることを確 認する	アクション 上記の手順をすべて完了して購入しても、サプライヤーから認証原木を渡されていない可能性がある。
	共通の問題点と解決策 請求書と納品書を確認し、認証番号が引用されていることを確認する。商品説明は、FSC または PEFC 認証材としてリストされている原木のものと同じである必要がある。

②州別ガイドラインを使用したリスクの特定・評価

州別ガイドライン(State Specific Guideline, SSG)は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州で、作成されており（違法伐採禁止規則別表3）、原木の収穫地が該当する場合、使用することができる

（違法伐採禁止規則第21条）。SSGは連邦政府が各州政府と共同で開発したもので、各州での木材伐採を規制する法的枠組みと合法性を証明するために求めることができる関連文書に関する情報を提供しており、木材の輸送や加工の要件に関する有益な情報にもなりうる（政府ウェブサイト）。SSGは政府ウェブサイトに掲載されている²¹⁸。SSGを使用する際には、以下を行う必要

²¹⁸ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

がある。また、政府ウェブサイトでリスク特定、評価方法のテンプレートが提供されている²¹⁹ (表 7.11)。

- 原木が SSG の対象になっていることを確認する
- 情報収集で入手した文書と SSG に記載されている文書を比較する
- 加工する原木が違法に伐採された可能性を判断するために、収集したすべての情報と文書を使用する

表 7.11 州別ガイドラインを使用したリスク特定、評価方法

<p>ステップ 1：加工する原木に SSG を適用することができるか確認する</p>	<p>アクション 原木が SSG の対象となっていることを確認する。</p>
<p>ステップ 2：収集した情報と SSG を比較する</p>	<p>アクション サプライヤーから収集した情報や書類を SSG に記載されているものと比較する。 SSG に、入手していない他の書類が指定されている場合は、これらの書類も入手する。</p> <p>共通の問題点と解決策 サプライヤーが文書を提供できない場合、SSG は適切な文書をどこで入手できるかを判断するのに役立つ。 SSG に記載されているすべての文書を収集する必要はなく、入手することが合理的に可能なものだけでよい。しかし、合理的なリスク評価を行うためには十分な情報が必要となる。</p> <p>質問： 情報を確認したり、SSG が推奨したりしている伐採の合法性を裏付ける文書を入手したか？ 収集した原木に関する情報は、SSG の情報や文書と一致しているか？</p>
<p>ステップ 3：リスク評価</p>	<p>アクション 収集したすべての情報と文書を使って、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断する必要がある。 結論を出すためには、原木が違法に伐採された可能性があることを示す他の情報を考慮する必要がある。</p> <p>共通の問題点と解決策 SSG は林業法の最新動向を示していない場合がある。最新情報については、関係機関のウェブサイトを参照する必要がある。</p>

²¹⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processors-ssg-assessment.pdf>

	<p>質問：</p> <p>収集した文書は本物か、適切な政府機関やその他の機関が作成したものか？</p> <p>矛盾した文書や不足している文書がないか？</p> <p>その木材は伐採禁止や制限の対象になっていないか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるようなメディアの記事、第三者の報告書、政府の声明はありましたか？</p> <p>製品の合法性を疑わせるような情報はあるか？</p>
ステップ4：リスク評価を結論付ける	<p>アクション</p> <p>上記の手順を完了すると、原木が違法に伐採された可能性があるかどうかを判断できるようになる。</p> <p>リスクが低いと判断した場合は、リスク評価を完了し、原木を加工することができる。</p> <p>共通の問題点と解決策</p> <p>リスクが低いと結論できなかった場合は、より多くのデューデリジェンスを行う必要がある²²⁰。</p>

③規定されたリスク要素を使用したリスクの特定・評価

リスクの特定評価方法の①か②を選択しなかった場合、または、①、②を使用しても規制対象製品が「違法に伐採されたリスクが存在しない、またはリスクが低い」ことを特定できなかった場合は、この方法を使用しなければならぬ（違法伐採禁止規則第22条）。違法伐採禁止規則で定められた事項をわかりやすくまとめたテンプレートが、「規定されたリスク要素」として政府ウェブサイト上で提供されている²²¹。「規定されたリスク要素」として、テンプレートには、5つの質問が記載されており（表7.12）、それぞれについて、リスクの特定（高・中・低）とそう判断した理由について記載が求められ、最終的な結論として、輸入する製品の総合的な違法伐採リスクの判断（高・中・低）が求められる。

表 7.12 「規定されたリスク要素」として回答しなければならない5つの質問

リスク要素	リスク特定（低リスク・中リスク・高リスク）	理由（低リスク・中リスク・高リスクと判断した理由）
-------	-----------------------	---------------------------

²²⁰ 「(4) リスク低減」を参照。

²²¹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging/processor-risk-assessment.pdf>

<p>1. その丸太の伐採地域では、違法伐採が多く発生しているか？</p> <p>この質問に答えるためには、丸太がどこから来たのかを知る必要がある。サプライヤーが教えてくれない場合は、違法伐採のリスクが高いと考えられる。</p>		
<p>2. この地域では原木の樹種に対する違法伐採が多発しているか？</p> <p>違法伐採される可能性が高い原木の樹種がある。この質問に答えるには、加工する木材の樹種を知る必要がある。サプライヤーが原産地と言っている地域でその種が生育していない場合、またはその種が「危急」または「絶滅危惧種」としてリストアップされている場合²²²、違法伐採のリスクが高いことを示している可能性がある。</p>		
<p>3. 原木が違法に伐採されたことを示す他の情報はありますか？</p> <p>これには以下が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 偽造された可能性のある文書、矛盾した文書、または欠落した文書 • サプライヤーが違法伐採木材を扱うことで知られている • 市場価格に比べ大幅な安売り • 適正な税金が価格に含まれていない • 現金のみの取引や書類なしの取引に対する割引 • 賄賂の支払いを求められる • 質問に対して合理的な答えを得ることができない 		
<p>リスクに関する最終的な結論（丸を付ける）:</p>	<p>低 中 高</p>	
<p>規定されたリスク要素を用いてリスクを評価し、原木が違法伐採されるリスクが低いと判断した場合、デューデリジェンスを完了したことになる。リスクの結論を文書化し、丸太を加工することができる。</p> <p>リスクを低リスクと評価できなかった場合は、丸太を加工する前にリスクを低減するための措置を取らなければならない²²³。</p>		

²²² <http://www.iucnredlist.org/>

²²³ 次項「(4) リスク低減」を参照

(4) リスク低減

リスク評価の結論として、原木が違法伐採されたリスクが低くないという結論に至った場合は、原木を加工する前に特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある（違法伐採禁止規則第 23 条）。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

低リスクではないという結論に達した場合は、原木を処理する前にリスクを低減するための合理的な措置を講じる必要がある（政府ウェブサイト）。どのようにリスクを低減するかは事業者次第で個々の状況に依存するが、下記のような調査が必要になるかもしれない：

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
- 仕入先に代替品を依頼する
- サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
- 監査の実施
- 場合によっては、リスクの低い製品の調達やサプライヤーの変更を検討する必要がある

いずれの措置をとるにしても、リスク低減の努力が適切であり、特定されたリスクに対して適切なものである必要がある。違法に伐採されるリスクを低レベルにまで低減できたことを確認したら、実施した低減措置の記録を保管しなければならない。リスクを低減できない場合は、原木を加工すべきではない。もし原木を加工して、後に違法伐採されていたことが判明した場合、重大な罰則に直面する可能性がある。

(5) 記録

デューデリジェンスに関連する記録は原木の加工日から 5 年間保管しなければならない（違法伐採禁止規則第 25 条）。これに違反した場合は 100 罰金単位（約 180 万円）の罰金が科せられる。記録はデジタルでも紙でも可能であり、デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップ（上述した(1)から(4)）を網羅した記録を保持する必要がある。また、違法伐採禁止規則第 24 条には、長官が加工事業者に対し、デューデリジェンスシステムと原木加工時にデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているかに関する情報を要請でき、要請日から 28 日以上先の遵守日までに書面で提出しなければならない。これに違反した場合は民事罰として 100 罰金単位（約 180 万円）が科せられる。

7-6-1-2 違法伐採禁止法の政府の運用

7-6-1-2-1 違法伐採遵守計画

2012 年違法伐採禁止法の管轄官庁は、農業水環境省（Department of Agriculture, Water and the Environment）であり、国際森林政策部(International Forest Policy Section)が担当している。政府の運用方針は、Illegal Logging Compliance Plan（違法伐採遵守計画、2018 年発行）²²⁴に明記されている。この計画は、違法伐採禁止法及び違法伐採禁止規則に基づき輸入業者及び国内加工事業者の法の遵守（コンプライアンス）を管理するための政府のアプローチに対する業界の理解を促進することを目的とし、違法伐採を管理するための具体的な戦略的アプローチと、遵

²²⁴ Department of Agriculture and Water Resources (Australian Government) (2018) Illegal Logging Compliance Plan: our plan for managing compliance, Canberra.

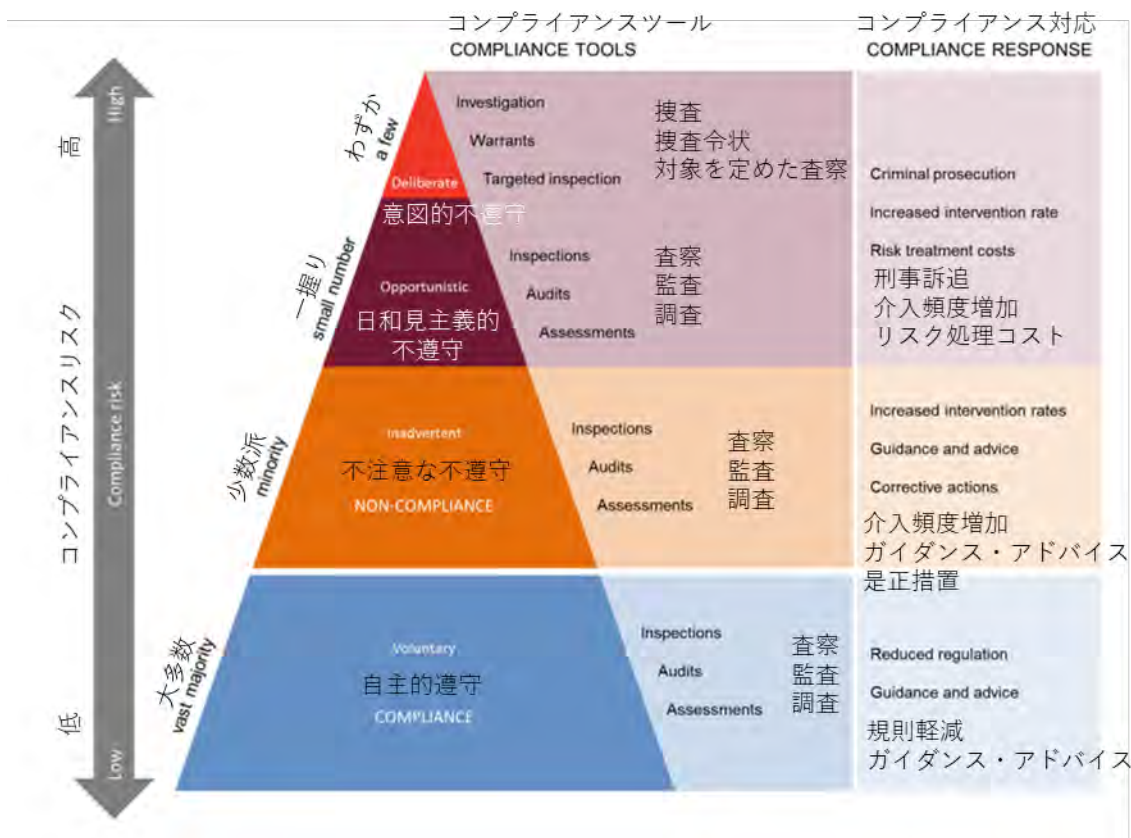
(<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-compliance-plan.pdf>)

守状況の監視方針を説明している。本章では出典が明記されていない限り、この文書からの情報を取りまとめた。

(1) 運用方針

運用方針は、農業水環境省で採用されているアプローチに基づいている（図 7.15）。コンプライアンス・アプローチでは、規制対象者（木材輸入業者と国産材丸太加工事業者）の自発的なコンプライアンスの促進とコンプライアンス違反の度合いに応じた対応に重点を置いている。このアプローチでは、ほとんどの規制対象は、違法伐採禁止法の下での義務を遵守するか、遵守しようとする想定している。このような対象に対しては、当局はコンプライアンス推進のための明確な指導・助言を行う。遵守する意思があるにもかかわらず、デューデリジェンスの要件と責任を理解していないために、不注意で遵守していない対象が存在するが、そのような対象に対しては、当局は指導・助言だけでなく、コンプライアンスが確立されるまで対象の評価・監査を強化する。一方、違法伐採禁止法に意図的に違反する対象が少数存在することも想定し、これに対して当局は、正式な調査、行政措置、必要な場合の起訴を行う。当局が実施する対応は、教育、監査、行政措置、民事・刑事罰である。

図 7.6 農業水環境省で採用されている不遵守に対する対応



(オーストラリア政府資料³³より転載)

① 教育、アウトリーチ、アドバイス

規制対象が違法伐採禁止法に適應する時間を確保するために、デューデリジェンス要件に関する罰則を科さない「ソフトスタート・コンプライアンス期間（2014年11月30日から2018年1月1日）を設け、教育・指導を実施してきた。期間終了後も教育・指導を継続することで規制対象の自主的なコンプライアンスの確保に注力し、ガイダンス資料を引き続き改善していくことにしている。また、デューデリジェンスには、輸入者がリスクの高い伐採国を認識することが重要であり、効果的なリスクアセスメント実施のための情報や、高リスクと低リスクを区別するのに必要なガイダンス資料を継続的に公開・改善している。

② コンプライアンス監査

違法伐採禁止法のデューデリジェンス要件の遵守を評価するために、当局は監査を実施している。当局は監査の対象に選ばれた輸入者／加工業者に情報依頼通知を送り、デューデリジェンスシステム²²⁵に関する情報と、それが特定の規制木材製品の輸入や丸太の加工にどのように適用されたかについての情報を、指定された期日までに提供するよう求める。当局は、規則の要件に照らしてデューデリジェンスシステムを評価する。当局は、提供された情報の性質に応じて、a) フィードバックを提供する、b) 行政措置を講じる、c) 民事又は刑事上の調査を開始する、又は d) 輸入者が要件を満たしているとして何の措置も取らない、という対応をする。

③ 行政措置

行政措置は、一般的に裁判所に基づく措置よりも適用するための費用が少なく、多くの場合、問題の早期解決を可能にし、公共の利益のために健全で時宜を得た成果を達成することに役立つ。行政措置は、訴訟を必要としないが、行政措置の条件に従わない場合は、訴訟に発展する可能性がある。行政措置には、次の事項が含まれている。

- 将来のコンプライアンスを要求する「アドバイス通知書」の発行
- コンプライアンス監査頻度の増加
- 違反通知書

④ 民事・刑事罰

違法伐採禁止法は、一定の違反行為に対して、民事および刑事上の罰則規定および関連する民事上の措置を規定している。民事罰は禁固や有罪判決には結びつかないが、裁判所が出す罰金は相当な額になる可能性がある。刑事訴追は、司法省が利用できる最も厳しい措置で、一般的には、輸入業者または加工業者が違法伐採法に違反していることをわかっていながら、故意に行った行為に対して適用される。刑法違反で有罪判決が下った場合、前科、罰金、拘禁を受けることになる。当局が、訴追が最も適切な措置であるとみなし、十分な証拠が収集された場合、証拠の趣意書が作成され、連邦公訴局長に付託される。当局は、以下の状況のいずれかが発生した場合に、連邦公訴局長に問題を付託する可能性がある。訴追を開始の最終決定は連邦公訴局長に委ねられている。

- 違法に伐採された製品が輸入または加工されたことを示唆する一応の証拠を得た場合
- その犯罪が公共の利益のために処理されることをオーストラリア政府又は共同体が期待する場合

²²⁵ 7-6-1-1-5 1)(1)及び2)(1)を参照

- その犯罪の性質や規模が、起訴される可能性によって潜在的な犯罪者を抑止することが重要である場合
- 違反者の過去のコンプライアンス履歴

当局は、上記に加え次のような違法伐採禁止法に関する違反やリスクの高い製品を扱う事業者を特定するための調査（税関データや関連する情報の活用等）を行っている。これにより、違法に伐採された製品がオーストラリア国内市場に流出することをより効果的に防止することが可能になり、リスクの低い製品を扱う輸入業者への不必要な介入を減らすことができると考えている。

⑤ データ活用

規制関税コードに該当する税関申告が行われると、その貨物に関する情報が内務省から当局に転送され、オーストラリアに輸入される規制製品に対するデューデリジェンス要件の遵守状況の報告を監視することができるようになる。これにより、毎年少なくとも1つの規制木材製品を取扱っている輸入業者は約19,000あることが明らかになっている(表7.13)。

表 7.13 規制木材製品の輸入に関する統計（年平均数）

輸入業者数	19,000
サプライヤー数	29,000
原産国数	131
輸入貨物数	190,000
製品種数	970,000
規制木材製品輸入量合計（金額）	74 億(\$AUS)

(オーストラリア政府資料³³より転載)

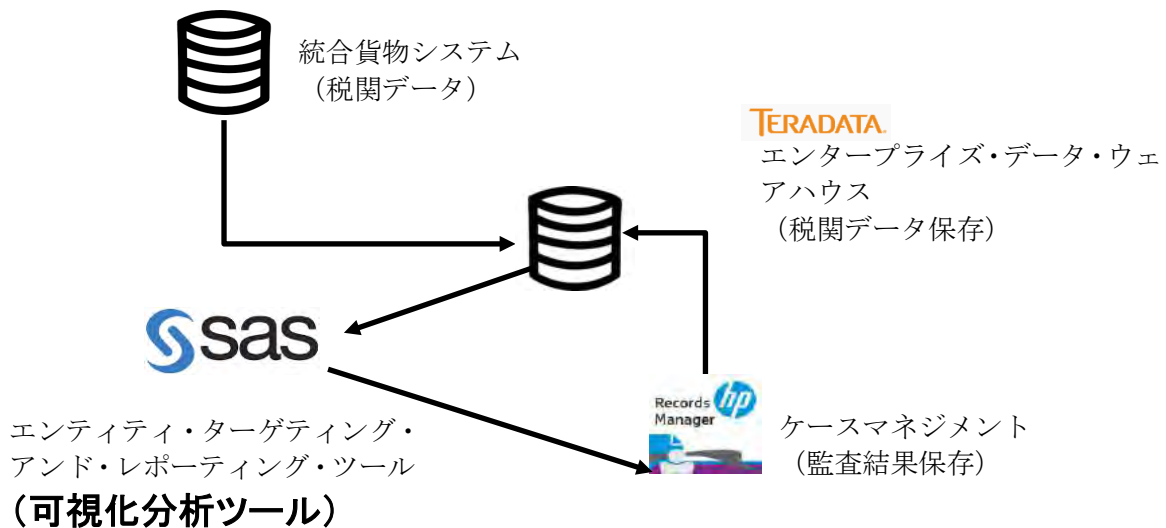
国産丸太加工事業者の監視は、他の政府機関とのネットワークを通じてデータを収集している。現在、約400の原木加工事業者が操業しており、年間約2700万m³の原木が加工されている。

当局は、規制対象製品の輸入量を考慮し、先進的な分析ソフトウェアを活用して、規制対象製品の動向を調査し、違法に記録されるリスクが高いと考えられる製品を特定し、監査の対象としている。規制された木材の輸入の傾向を調べたり、違法伐採のリスクが高い荷を特定して対象にしたりするために、特注の分析ソフトウェアを使用することもある。図7.16は、データ収集のためのITシステムの主要な要素を示している²²⁶。これらのシステムは、統合貨物システム(ICS, Integrated Cargo System)から毎日ダウンロードされる輸入データに基づいている。ICSは、内務省が輸出入管理、貨物リスク評価、顧客登録、貨物移動の追跡などを様々な目的で使用している。ICSデータは、当局の「エンタープライズ・データ・ウェアハウス(Enterprise Data Warehouse, TERADATA社)」に保存される。当局は、データのパターンの観察やさらなる分析、監査対象の特定のために、特注の可視化分析ツールであるSAS社のエンティティ・ターゲ

²²⁶ Australian Government (2018) 前掲

ティング・アンド・レポートング・ツール(Entity Targeting and Reporting Tool)を使用して分析している。さらに、当局の監査結果などを保存・管理している HP 社のケースマネジメント (Case Management) とリンクさせて、統合的な分析を可能にしている。このシステムを使用することで、当局は、輸入事業者とそのサプライヤー、商品の特徴、原産国など、様々なパラメータに基づいて対象を絞ることができる。

図 7.7 データ分析システム



(オーストラリア政府資料²²⁷から転載)

⑦ 他の機関との連携による情報収集

国内外の組織と協力して活動することで、林産物の複雑なサプライチェーンに関する情報を多く入手することができ、違法に伐採された木材が製品に含まれるリスクを評価することが可能になる。当局は、法律施行以来、各国政府およびオーストラリア各州政府と強固な関係を築いている。これによって、潜在的な高リスク製品や違法伐採された木材の不正取引が発生している事例などに関する情報を得ることができ、刑事訴追を含む取り締まりに関連する活動に活用されている。また、当局は林業や野生生物犯罪の取り締まりに関する主要な国際・国内フォーラムのメンバーとしても積極的に活動している。さらに国内では、森林関連犯罪の監視に携わるオーストラリアの他の機関、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)に基づき、国際的に絶滅のおそれのある動植物の輸入を規制する部局²²⁸とも連携している。

⑧ 科学的な証拠構築技術の導入

科学的な証拠構築技術には、質量分析、繊維分析、近赤外分光法、安定同位体、DNA バーコーディング、集団遺伝学、個体特定のための DNA プロファイリングなどがあり、当局はこれらをコンプライアンス監視活動にとって重要な分野とみなしている。これらの技術の進歩を理解

²²⁷ Australian Government (2018) 前掲

²²⁸ CITES の担当は 2020 年までは環境エネルギー省にあったが、省庁再編により現在は農業・水資源・環境省になっている。

し、活用することは、取り締まりの実施、特に民事又は刑事の訴追において必要な情報となるため極めて重要と認識しており、研究者との協力を行う予定である。まずは、リスクが高いと考えられる市販の製品についてDNA検査を実施し、必要に応じてデューデリジェンスの助言、監視の強化、適切な強制措置を実施することを想定している。

オーストラリア政府のインタビューによれば、最近アデレード大学と契約し、輸入木材のDNA検査と安定同位体検査の両方について、試験的に実施し活用の可能性を検討している。どのような検査を行うかによって、今後、契約する研究機関は変わる可能性がある。

(2) 政府の運用実績

2014年11月30日から2018年1月1日までのソフトスタート・コンプライアンス期間中、コンプライアンスに対する意識を高め、規制を受けるコミュニティにコンプライアンスの方法を教育する目的で、コンプライアンス評価（罰則のない監査）が実施された。コンプライアンス評価を実施した企業に対しては、コンプライアンス要件を満たしている、または、今後要件を満たすために変更する必要がある事項を示したアドバイス通知が発行された。コンプライアンス評価の対象は次の通りである。

- 規制対象製品輸入の約80%（金額ベース）を占めている主要な輸入業者512社のコンプライアンス評価を実施した
- 評価はリスクの高い製品や輸入経路に焦点を当て、床材、紛争国からの輸入、ベトナムから輸入された家具を取扱う業者を対象に実施した
- 国内の加工事業者

ソフトスタート・コンプライアンス期間中（2017年末まで）のコンプライアンス評価の結果、輸入業者の約6割は、デューデリジェンス義務の一部または全部を遵守していなかったが、その多くは法律や遵守の方法を認識していなかったという、意図的な不遵守ではなかった。同様に、多くの国内加工事業者も法律を正しく認識していなかったが、国産材に関する他の木材合法性の枠組みや、州レベルでの規制の施行によってコンプライアンス要件は高いレベルで満たされていた。

(3) 今後の方針

当局は、ソフトスタート・コンプライアンス期間のコンプライアンス評価によって、違法に伐採された木材が含まれるリスクが高い輸入経路と製品について理解を深め、今後はリスクの高いと判断される次のカテゴリーを対象に監査を実施する。

● 脆弱地域や紛争地域から輸入される製品

世界の脆弱な地域や紛争の影響を受けている地域は、制度的能力が弱く、効果的でない法律や統治体制、政治的不安定性が問題となっている。このような地域から輸入される木材は違法伐採リスクが高いと考えられる。このようなリスクが高いと考えられる地域を特定するのに役立つ多くの報告書とツールがインターネット上で公開されている²²⁹。実際にオーストラリアがこのよう

²²⁹ オーストラリア政府のウェブサイトにはリスクを特定するために参考にすることができるウェブサイト（オーストラリア政府関係のサイトの他、海外の団体、NGOが運営するサイトなど）へのリンクがまとめられている。

(<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#online-resources>)

な地域から輸入している最も一般的な製品は製材で、それに加えベニヤ、モールディング、ストリップ、合板などもある。このような地域から合法的な木材を購入することは可能ではあるが、責任ある調達の実施のためには、不明瞭な政治的権限、係争中の法律、脆弱なガバナンス、森林保護に関する執行の欠如、および詐欺や偽造に弱い可能性のある公式文書について検討しなければならないため、デューデリジェンスにおいてリスク評価、リスク低減を確実に実施するためには、かなりの投資が必要になる。

- CITES 対象種およびその他の懸念がある種

当局は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)を通じて、より広範には、他国の絶滅危惧種の保護に関連する法律を活用して、他国の木材種の保護に対する努力を支援している。当局は CITES に掲載されている種の取引を追跡し、監視するために、オーストラリアの執行機関である環境・エネルギー省と緊密に協力しており、他国の執行機関とも協力している。

当局は、特に違法な代替品が発生する可能性や絶滅危惧種又は違法に伐採された種から製造された製品が輸入される可能性のある分野を見つけ、監視の対象としている。当局が使用している分析ソフトウェアは、懸念のある種を含む可能性のある商品の輸入を警告するようになっており、このソフトウェアのデータフィルタリングや検索機能を継続的に更新することで、新たに生じる懸念のある種に対しても対応できるようにしている。

- 複雑なサプライチェーン：複数の国を経由した調達

当局は、長く複雑なサプライチェーンが、規制対象製品に使用されている木材の原産地や樹種を明らかにすることを困難にしていると認識しているが、一方で複雑なサプライチェーンは、違法に伐採された木材を含む製品であるリスクを増大させる可能性もあると考えている。これは、サプライチェーンの段階が追加されるということは、違法伐採された木材が製品に混入する潜在的な可能性のあるポイントが増えると考えられるからである。サプライチェーンが複雑になればなるほど、違法木材を含む製品のリスクを判断するために必要な情報収集の手間は増えることになる。さらに、複雑なサプライチェーンを持つ製品の中でも、「タックスヘイブン」と国際的にみなされている国からの輸入には、特に注目している。

- 内部通報

当局は内部通報を違法行為に関する重要な情報源とみなしている。デューデリジェンス評価で判明した問題のある活動、例えば、偽造文書、市場価格を大幅に下回る商品の販売、適切な税金が価格に含まれていないこと、賄賂の支払いを求められていること、事務処理なしで商品の値下げが提供されていることなどを当局に報告できるように、「違法伐採ホットライン」が設置されている。

- 環境 NGO の報告書

多くの環境 NGO が、違法伐採の監視と追跡に関する多くの情報と技術を蓄積している。環境 NGO は高リスク国におけるネットワークを持っており、高リスクとみなされるサプライチェーンに関する実質的な証拠を得ていることもある。当局は、環境 NGO の報告書をコンプライアンス業務に役立つ情報源として活用するとともに、引き続き環境 NGO と協力していく。

● 過去の違反事例

これまでに監査を受け、改善が必要であるというアドバイス通知を受け取っている規制対象企業は、特に上述のカテゴリーに該当する製品を取扱っている場合は、再度監査の対象になることがある。

7-6-1-2-2 法の運用に関する管轄官庁へのインタビュー結果

前項の公開された文書による政府の違法伐採対策禁止法の運用情報を基に、管轄官庁である農業水環境省国際森林政策部（International Forest Policy Section）の違法伐採禁止法担当者に対しオンライン・インタビュー調査を実施した（2020年11月）。

(1) EU、米国の違法伐採対策との比較

インタビューでは、オーストラリアの違法伐採禁止法の特徴を、EUと米国の違法伐採対策と比較しながら説明を受けた。

オーストラリアの違法伐採禁止法の主な目的は、法律による介入を通じて木材のサプライチェーンに影響を与えることで、違法に伐採された木材や木材製品がオーストラリア市場で流通するのを防ぐことである。違法伐採禁止法は、故意または過失による違法伐採された木材の取引を抑制するための「禁止」の要素と「デューデリジェンス」の要素で構成されている。「禁止」の要素では、オーストラリアで輸入または加工されたすべての木材製品に適用され、禁止事項に違反していることが判明した場合には、重大な刑事罰（重罪の場合は実刑を含む）が科せられる可能性がある。「デューデリジェンス」の要素では、規制木材製品の輸入者や国産原木の加工事業者は、取り扱う木材製品が違法な出所からのものであるというリスクを積極的に管理することが求められる。デューデリジェンスは、違法伐採禁止規則に定められた特定の要件に合致するシステムを確立し、それを実施することであり、さらに、木材輸入や国産原木の積荷に際してこのシステムをどのように適用されたかの証拠を提示する必要がある。

オーストラリアの違法伐採禁止法は、EU木材規則(EUTR)多くの類似点があり、例えばEUTRにも「禁止 (EUTR 第4条)」と「デューデリジェンス (EUTR 第6条)」の要素がある。一方で、EUTRや米国のレイシー法との間にはいくつかの相違点がある。

①違法伐採の定義

EUTRでは、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を網羅するすべての法律に関する違法を意味すると考えられるが、違法伐採禁止法では「伐採国の適用法に違反して伐採された」と定義し、伐採に関する違法に注目しており、第三者の保有権と貿易・関税義務を対象にしているとは考えられない²³⁰。

②規制対象事業者

違法伐採禁止法は、規制木材製品の輸入者と国産原木加工事業者にデューデリジェンスを義務付けているのに対し、EUTRは規制製品を初めてEU市場に出す事業者にデューデリジェンスを課し、さらに、EU市場内の流通にかかわる「取引者」にも多くの義務を課している。米国レイシー法は、木材サプライチェーンのすべての事業体に適用され、輸入者は特別な税関申告書に記入する必要があるという点で、異なった特徴を持っている。

²³⁰ 詳細は7-6-1-1-2を参照。

③規制対象製品

違法伐採禁止法の禁止事項はすべての木材製品に適用されるが、デューデリジェンスの要件は規制対象木材製品に限定されている。規制対象製品の比較を表 7.14 にまとめた。

④国別ガイドライン(CSG)、州別ガイドライン(SSG)

違法伐採禁止法では、輸入業者や加工事業者が、合法木材がどのようなものかをよりよく理解できるようにすることを目的に、国別・州別ガイドラインが作成され、デューデリジェンスのリスク評価プロセスでの使用が認められている。インドネシアや韓国でもこのようなガイドラインが法律に組み込まれているが、EUTR と改正レイシー法には含まれていない。

⑤木材合法性フレームワーク

違法伐採禁止法では、デューデリジェンスのリスク評価ツールとして、木材合法性フレームワークの使用を規定し、FSC や PEFC が提供する認証スキームが仕様できる。EUTR ではリスク低減の手段として森林認証の使用を認めているが、使用に関する規定はない。

⑥グリーンレーン（みなし遵守）

違法伐採禁止法には自動的に合法とみなされる取り決めは規定されていないが、EUTR では、FLEGT ライセンスや CITES ライセンスで保護された製品は、合法的な供給源からの製品であるとみなされる。

表 7.14 オーストラリア・EU・米国の違法伐採対策の規制対象製品の比較（オーストラリア政府より入手）

HSコード	オーストラリア	EU木材規則	レーシー法
4403 Wood in rough			
4407 Wood sawn or chipped lengthwise			
4408 Sheets of veneering			
4409 Continuously shaped wood			
4410 Particleboard			
4411 Fibreboard of wood			
4412 Plywood			
4413 Densified wood			
4414 Wooden frames			
4416 Casks, barrels			
4418 Builders' joinery, doors			
4701 Mechanical wood pulp			
4702 Chemical wood pulp, dissolving grades			
4703 Chemical wood pulp, soda or sulphate			
4704 Chemical wood pulp, sulphite			
4705 Mechanical or chemical wood pulp			
4801 Newsprint			
4802 Uncoated writing paper			
4803 Toilet or facial tissue			
4804 Uncoated kraft paper and paperboard			
4805 Other uncoated paper and paperboard			
4806 Glazed/translucent papers			
4807 Composite paper and paperboard			
4808 Corrugated paper and paperboard			
4809 Carbon and self-copy paper			
4810 Coated paper and paperboard			
4811 Paper products coated/surfaced			
4813 Cigarette paper			
4816 Other carbon and self-copy paper			
4817 Envelopes, letter cards			
4818 Toilet paper, tissues, serviettes			
4819 Cartons, boxes made of paper			
4820 Paper booklets			
4821 Paper labels			
4823 Other paper			
9401 Seats		検討中	
9403 Other furniture			
9406 Prefabricated buildings			
4401 Fuel wood			
4402 Wood charcoal			
4404 Hoopwood, poles, piles, stakes			
4405 Wood wool, wood flour			
4406 Railway sleepers			
4415 Packing cases, boxes, crates			
4417 Tools, tool handles, broom handles			
4419 Table/kitchenware of wood			
4420 Wood marquetry, caskets, statuettes			
4421 Other articles of wood		検討中	
4812 Filter blocks, slabs and plates of paper pulp			
4814 Wallpaper and similar coverings			
Chapter 49—Printed books, newspapers, pictures		検討中	
6602 Walking sticks			
8201 Hand tools			
8903 Yachts and other vessels for pleasure or sports		検討中	
9201 Pianos		検討中	
9202 Other stringed instruments		検討中	
9703 Sculptures			

(2) ガイドランスの提供

オーストラリア政府は、ガイダンスの提供はかなり難しい作業であると感じているが、輸入業者や国内の加工業者に、違法伐採禁止法が定める義務と、自主的なコンプライアンスを促すために重要と想着て、できるかぎりのガイダンスをウェブサイトで公開している。

多くのデューデリジェンス要件には主観的な要素がある。例えば、何が許容可能なリスクで何が許容できないリスクであるかは、輸入者／加工業者が解釈するものである。この主観性は、輸入者／加工業者がデューデリジェンスを実施する際に何を合理的に知り、何を考慮すべきかにも関わってくる。違法伐採禁止法は、必要な裏付けとなる情報を収集し、それに基づいて十分な情報に基づいたリスク評価を行うことを輸入者／加工業者に要求しているが、これには事業者自らの判断が伴うことになる。この主観性に関する問題は EUTR や米国のレイシー法でも同様に生じていると理解している。

デューデリジェンス要件の多くは、輸入者の主観的な判断を伴い、リスク要素がどのように機能し、何を考慮する必要があるかについては多くの解釈の仕方がある。何が許容可能なリスクであり、何が許容できないリスクであるかは、輸入者／加工業者が解釈、判断することである。また、リスクに関する情報で、互いに一致しないものも存在するが、最終的な判断は事業者に委ねられている。事業者が活用できるように、政府はウェブサイト信頼性が高い情報源をできる限り提供するように努めている。

困難ではあるものの、政府は、リスク評価について可能な限りのガイダンスを提供する努力をしている。政府はこれまでどうすればデューデリジェンスの実施をシンプルにできるかを検討してきたが、事業者が取り扱う製品やそのサプライチェーンは多様であるので、リスク評価をイエス・ノーで回答するチェックリストのようなものに単純化することは困難であるという結論に至り、現在は3つのリスク評価方法を提示している²³¹。特に、リスク評価ツールの一つである「規制されたリスク要素」に関するガイダンスの作成は困難であったが、規制されたリスク要素を使用する事業者を支援するために、作成・提供しており、継続的に改善する機会を探し続けている。これまでに行われた教育活動には、木材製品の輸入業者への情報パンフレットの郵送、ウェビナー開催、政府ウェブサイトに掲載されている短いビデオクリップの作成、関連する業界フォーラムでのプレゼンテーションなどがある。また、オーストラリアの顧客と取引している輸出業者を対象に、海外市場でのワークショップも実施している。

(3) 監査の経験

①監査実施方法

監査は農業水環境省のコンプライアンス部が実施しており、輸入者／国産材工業者にデューデリジェンスプロセスを要求し、監査する責任を負っている。監査を担当するスタッフの数は、一度に行う評価の数、必要とされる情報のレベル、追加の執行措置が必要な場合などによって変動する。輸入者／国内加工業者のデューデリジェンスシステムと特定の製品に対するデューデリジェンスプロセスを机上で監査している。監査で重視しているのは、「事業者がどのようなデューデリジェンスシステムを運用していて、どのような情報を集めて、最終的にどう判断したか」であるので、企業を訪問することにプライオリティを置いていない。監査に要する時間は、大企業は多くの情報を提出してくるため何日もかかることがある一方で、1ページの資料しか送ってこない企業もあり、監査にかかる時間は様々である。

²³¹ 7-6-1-1-5 (3) 参照。

監査の目的は違法に伐採された木材を見つけることではなく、輸入者／国内加工事業者が要求されているデューデリジェンスを実施しているかどうかであり、事業者が適当なデューデリジェンスシステムを有しているか、製品に対しそのシステムを適切に運用しリスクを評価しているかに注目している。

これに加えて、輸入者／国内加工事業者が出したデューデリジェンスの結論が正確かどうかを確認するために、大学と契約し DNA 検査と安定同位体検査を導入している。現在は該当の製品を購入し分析を行っている。この取り組みは始まったばかりで結果を示すことはできないが、一部の企業が扱っている木材について間違った主張をしていることが示唆された。

① ソフトスタート・コンプライアンス期間について

オーストラリア政府は、ソフトスタート・コンプライアンス期間中に罰則を適用しない監査（コンプライアンス評価）を実施し、時間をかけてアプローチを進化させてきた。開始当初は、ベースラインとしてのデータを収集することを念頭に、輸入量上位 500 社（当時規制対象木材製品の約 80% を輸入）を対象に実施した。また、対象として幅広い製品と供給国を対象に評価した。これにより、政府はサプライチェーンの構造や入手可能な文書の概要を把握することができた。当初は、違法伐採禁止法に対する意識を高め、法律で何が求められているのかを輸入業者に理解してもらうこと、規制当局としての自分たちの能力を高めることに重点を置いていた。コンプライアンス違反を発見した場合には、輸入業者の理解とデューデリジェンスシステムの改善を目的として、輸入業者にアドバイスを提供した。このコンプライアンス評価で収集した情報は、規制対象となっている業界、デューデリジェンスの実施における課題、改善の可能性のある分野についての理解を深めるのに役立った。これらの情報はすべて、その後のアウトリーチ活動や監査実施体制に反映している。ソフトスタート期間中にコンプライアンス違反が判明した輸入業者の一部に対しては、再度監査対象とすることで、コンプライアンスを促進している。

ソフトスタート・コンプライアンス期間のメリットは、規制に関連する産業界が新しい法律に対するコンプライアンスの方法をテストし、継続的なコンプライアンスを確保するために必要な修正を行うことができることである。また、政府にとっては、監査における最低基準を設定する根拠を得ることができる。このような基準を持つことができれば、違反通知の発行、民事制裁、刑事制裁などのコンプライアンス違反の管理の実施が容易になると考えている。

ソフトスタート・コンプライアンス期間中のコンプライアンス評価の経験を反映し、現在はよりターゲットを絞ったリスクベースのアプローチに移行し、2018 年後半に Illegal Logging Compliance Plan（違法伐採遵守計画）を公表した。これは、監査のアプローチを明確化し、今後重点を置くことにしたリスクが高いとみなされる 6 分野を強調したものになっている²³²。リスクベースのアプローチによって、リスクが高い製品や過去のコンプライアンス違反に焦点を当てているため、リスクの低いとみなされる可能性の高い輸入者に対する不必要な介入を行うことを避けることができるようになってきていると考えている。

② 監査の実績

オーストラリア政府からは、実際の監査数や違反数などの実績について質問したが、詳細な数値は提示されなかった。ソフトスタート・コンプライアンス期間終了後から現在までで、違法伐採禁止法の下で起訴に進展したことはないが、2018 年末、木材輸入業者がデューデリジェンス

²³² 7-6-1-2-1(3)を参照。

義務を遵守しなかったとして、12,000 豪ドル（約 97 万円）の侵害通知が出された事例がある。また、オーストラリア国内での木材の違法伐採や輸出に関連した他の連邦法の下では、多くの起訴が行われている。起訴を起こすためには明らかな証拠が必要であり、それはハードルが高い。軽微な違反（minor breach）については行政措置（ministerial sanction）があり、当局が違反通知（breach notice）を発行する。罰則（penalty）については裁判所が判断するものである。

③ 監査で明らかになった課題等

これまでの監査では、輸入者が使用しているデューデリジェンスシステムは、独自に開発したシステム、業界団体のツールキットで提供されたテンプレート化されたアプローチ、民間コンサルタントが提供するサービスの利用であることが明らかになった。さらに、コンプライアンスのレベル、デューデリジェンスプロセスの複雑さは、輸入者のビジネスの規模にリンクしていることが観察された。輸入量の大きい事業者、特に国際的に知られた企業である場合には、少量の輸入者よりもはるかに詳細なデューデリジェンスプロセスを実施している傾向があった。

監査で判明する典型的なコンプライアンス違反は、輸入者、国内加工事業者ともに次のようなものである：

- 監査のためにデューデリジェンスプロセスの提供を依頼されてから期限（28 日）内に書類が提供されない。
- 製品に関連するデューデリジェンスに必要となる情報を十分に収集していない
- 適切なリスク評価を実施していない、またはリスク評価の結果を記録していない
- 規制木材製品を輸入する前にデューデリジェンスシステムを導入していない
- 取扱っている製品が規制されていることを知らない

このように、政府ウェブサイトでガイダンスやアドバイスを提供し、普及・教育の努力をしているにもかかわらず、一部の企業は未だに義務を理解できていないということが明らかになっている。このような企業のために、デューデリジェンスシステムを監査で何が求められているのかという基礎的な事項をまとめたチェックリストを作成した。これは、何が高リスクかを示しているものではなく、デューデリジェンスシステムの重要な要素が何である必要があるかを明確にしたものになっている。

監査を実施する上では様々な課題に直面した。例えば、外国語の文書を提出されたり、不完全な情報を提供されたりした場合は、監査において提供された情報が木材の原産地を完全に示すことができているのかを判断できない。また、規制対象全体のコンプライアンスを確認するために必要と考えられる監査数は、政府で提供できるリソースに比べて非常に多いことも問題である。これは監査をリスクベースのアプローチに移行した理由でもあり、よりリスクの高いと考えられる対象に焦点を絞ることで課題に対応している。ただ、オーストラリアでは木材輸入時に樹種名を申告する必要がないため、リスクの高い木材製品を特定することが困難になる場合がある。

リスク評価方法のガイダンスを提供したことは、輸入者／加工事業者にとって有用であったと考えているが、これらは正しく理解され、正確に適用される限りにおいてのみ有用であることも明らかになった。これまでの監査において、取り扱う製品に関連するリスクを客観的に評価するのではなく、現在のサプライチェーンを維持すべき理由を正当化しようとする事業者が数多く存在していた。輸入者は、リスク評価を下げることを目的として、製品のリスクを下げる情報のみを提供しようとするのではなく、正しい情報をリスク評価で考慮することが重要である。リスク

評価のステップでは、製品のリスクを低減するのではなく、リスクを洗い出すことが重要であると考えている。

輸入者／加工事業者の多くが、意識的か無意識的かは不明であるが、リスク評価のステップにリスク低減の要素（例えばリスク評価でより多くの文書や証拠を収集する）を組み込むことで、リスク低減ステップに進むこと（もしくはリスク評価で「製品の違法伐採リスクが高い」と結論すること）を回避していることがわかった。自社製品が「高リスクである」という正式な結論に達し、その後の低減措置を実施している事例はほとんどない。しかし、リスクの高いサプライヤーから木材を調達していることが判明した輸入者の中には、低減措置を講じても「リスクは低い」という合理的な結論を出すことが困難なため、今後はその業者を利用しないと結論した事例もある。

これまで、輸入者がデューデリジェンスの一環として科学的な技術を定期的にご利用しているケースはなかった。オーストラリア国内には、デューデリジェンスで活用できる科学的技術を使ったサービスを提供している企業が少なくとも1社あることは確認している。

④税関等との協力

税関（オーストラリア国境警備隊の管轄）と農業水環境省はバイオセキュリティ関連の問題で協力することについて合意をすでに結んでおり、違法伐採禁止法のために木材輸入関連の税関データ提供については、この合意を基礎に新たな覚書を締結することで実現した。税関からのデータはリスクを重視したアプローチの実施の際に重要である。最近、よりの確な監査対象の選択のために、税関データに加え、省内のインテリジェンスを担当するチームと協力することで得られるデータやその他一般に公開されているデータを収集・分析し、違法に木材製品を輸入、加工しようとしている事業者の意図や能力を評価しようと試みてきた。このことで、リスクの高いサプライチェーンの一部について明らかにすることができている。

税関データから、誰が何をどれだけ輸入したかは把握できるが、税関申告に樹種名が含まれないため、樹種情報は分からない。

⑤国産材加工事業者に対する取り締まり

違法伐採禁止法では、輸入者と国産材を取扱う国内加工事業者を区別しておらず、デューデリジェンスの実施が義務となっている。しかし、輸入業者の数は国内加工事業者よりも圧倒的に多く、国内加工事業者のコンプライアンス率は輸入業者よりも大幅に高いことを踏まえ、オーストラリア政府はこれまで輸入業者に焦点を当ててきた。

国内加工事業者に関連した課題は、違法伐採禁止法の認知を高めることである。輸入者は税関申告の際に毎回、地域社会保護の質問(CPQ)に回答する必要があり、違法伐採禁止法によるデューデリジェンス義務の存在を知ることができるが、国内加工事業者に対してはこのような機会がない。

7-6-1-2-3 違法伐採禁止法・規則のレビュー

オーストラリア政府は、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則のレビューをすでに2回実施している（表7.15）。最初のレビューは、デューデリジェンス要件が中小企業に過度な負担を与えているという業界からの意見に対応するために、違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響を調査したものである。もう1つは、違法伐採禁止法の中で、最初の5年間の運用のレビューの実施ができる（違法伐採禁止法第84条）とされていることに基づき、この法律が政策目標の達成度合いがレビューされた。本章では、オーストラリア政府が実施した、これらのレビューの過程と結果を概説する。

表 7.15 オーストラリアの違法伐採禁止法・規則の見直しに関する年表

2012/11	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採禁止法制定
2014/11	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採禁止法施行 違法伐採禁止規則（デューデリジェンス要求事項）発効
2015	<ul style="list-style-type: none"> 独立レビュー「違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響報告書」発行（民間委託） 「規則の影響に関する声明」の発行を約束
2017	<ul style="list-style-type: none"> 「規則の影響に関する声明：違法伐採禁止規則の改正」発行 違法伐採禁止規則の改正案を国会に提出
2018	<ul style="list-style-type: none"> 上院で改正案否決 違法伐採禁止法の「最初の5年間の運用の法定レビュー」発行 「違法伐採遵守計画」発行 ソフトスタート・コンプライアンス期間が終了し、違法伐採禁止法の本格実施開始

7-6-1-2-3-1 独立レビュー：違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響

オーストラリア政府は、民間コンサルタントである KPMG 社に違法伐採禁止規則の影響に関する独立した第三者レビューを委託し、2015年に報告書「違法伐採禁止規則が小規模事業者に与える影響に関する独立レビュー (Independent review on the impact of the illegal logging regulations on small business)」が公開されている²³³。このレビューは、違法伐採禁止規則で定められた輸入木材製品に対するデューデリジェンス要件が中小企業に与える影響に焦点を当て、デューデリジェンスの実施に伴う中小企業のコストと違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクとの間でバランスが取れていないことを指摘し、規則の修正の必要性を低減している。報告書の概要を簡略的にまとめた。ここで示す情報は引用のない限り、上述の報告書の

²³³ Department of Agriculture (2015) Independent review on the impact of the illegal logging regulations on small business. (<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/independent-review-impact-illegal-logging-regulations.pdf>)

情報に基づいている。また、この報告書は、違法伐採禁止規則が発効した翌年に公開されたものであり、非常に早い段階での評価となっていることに留意する必要がある。

(1) 背景

このレビューは、デューデリジェンスの細則を定めた違法伐採禁止規則発効後1年で実施されている。その理由は、規制対象業界の一部から、デューデリジェンス要件が中小企業に過度な負担を強いているという声が上がったことに対処するために実施したとのことである（オーストラリア政府インタビュー）。違法伐採禁止規則は、規制対象製品（木材製品、パルプ製品、紙製品、家具）を輸入するすべての事業者（委託品の合計金額が1,000豪ドル（約8万円）を超える場合）がデューデリジェンスの実施を求めている。この条件に従えば、実際に規制対象となる企業は毎年17,000以上となる可能性があり、多くの中小企業が含まれることになる。中小企業にとっては、デューデリジェンスを実施するためのコスト（コンプライアンスコスト）は大きな負担となる可能性があり、中小企業のコンプライアンスコストと違法伐採材が国内に流入するリスクを低減する効果との間で適切なバランスが取れているかを検討する必要があると考えられた。

(2) レビュー項目

① 規制対象における中小企業の役割

- 2012年のデータによると、規制対象事業者の60%近くが「零細」または「小規模」に分類され、これらの事業者が輸入する規制対象製品は全体の約20%に過ぎない。
- 零細・小規模企業は、中・大企業に比べて木材や家具製品を輸入している割合が高い。
- 現行の規制の下では、約10,000社の零細・小規模事業者が1,000豪ドルの個人委託の閾値の対象となっているが、閾値を年間75,000豪ドルに変更した場合、デューデリジェンス要件を遵守する必要がある零細・小規模事業者が約8,000社減ることになる。同様に中・大規模事業者のうち、約3,100社が1,000豪ドルの個人委託の閾値を超えていたが、年間75,000豪ドルに変更すると約2,000件減少することになる。

表 7.16 規制対象となった事業者数

事業者の年間売上高	事業者数	事業者数の比率	輸入製品量（金額） （百万豪ドル）	輸入製品量（金額）の比率
零細（200万豪ドル以下）	6,633	38%	344	6%
小規模（200万～1000万豪ドル）	3,426	20%	731	13%
中・大規模（1000万豪ドル以上）	3,108	18%	4,444	77%
不明	4,087	24%	126	2%
合計	17,254	100%	5,784	100%

② 違法伐採禁止規則の違法伐採された木材製品の流入減少への効果

- 現行の規制が違法木材流入のリスクの低減に貢献していることを示すいくつかの証拠が確認されたが、ソフト・コンプライアンス期間のデータに基づくため、企業はまだコンプライアンスのための準備が完了していない可能性がある。証拠の具体例は：
 - 輸入業者は、オーストラリアに入ってくる規制対象製品の77%税関申告時の地域社会保護の質問（CPQ）に「はい」と回答した。
 - インタビューした企業の14%は、規制についての知識があるとはいえ限られており、デューデリジェンス活動を行っていない。
 - インタビューした企業の36%が、規制には十分に精通しているが、現在のデューデリジェンスプロセスは不十分であると評価している。
 - インタビューした65社のうち、7社がデューデリジェンスの結果としてサプライヤーを変更し、1社が特定の製品の輸入を停止した。
- 現行の規制では、ほぼすべての木材製品が規制対象となっている。これは公平であると考えられると同時に、コンプライアンスコストを吸収する能力が企業（特に事業規模）によって異なる可能性を無視している。
- 一方で、零細・小規模事業者はサプライチェーンが複雑な家具製品の輸入比率が比較的高く、違法伐採された製品のオーストラリア市場へのシェアに貢献している可能性が高い
- 違法伐採された木材製品の流入減少への効果の観点から、中小企業を配慮した変更が効果的かどうかを判断することは現状困難であり、違法伐採製品がオーストラリアに流入するリスクの要因のさらなる分析が必要。
- 欧州連合（EU）、米国、その他貿易に影響を与える国際的なイニシアティブの実施や、リスクの高い原産国での施行を改善するための様々なイニシアティブなど、様々な補完的な措置の効果に影響されるため、規制の最終的な影響を評価すること困難である。これらの措置は様々な参加者による市場行動の変化を意図したものであるため、たとえ完全に実施されたとしても、オーストラリアが実施したものを含め、一つの措置の影響を分離することは不可能な可能性がある。

③コンプライアンスコストと違法伐採製品流入リスク低減のバランスの適切性

- サンプル調査によって、コンプライアンスに費やす時間が推定され、コンプライアンスコストが算出された²³⁴。デューデリジェンスシステム導入にかかったコスト（規則の勉強、研修参加、サプライヤーへの連絡、システムの構築）と、継続的に発生する年間のデューデリジェンスシステム運用コスト（サプライヤー情報の年次チェック、新規仕入先・製品の情報収集）が表7.17と表7.18にそれぞれ提示されている。
- 事業規模の拡大に伴ってデューデリジェンスシステム導入コストが増加する傾向にあるのは；
 - 大企業ほど規制に精通しているため、アーリーアダプターになる可能性が高く、したがって、コスト負担をより早く経験する。小規模企業はこれからコストを負うことになる。
 - 製品量/委託量が多い企業は、輸入される大量の製品を捕捉するために、より洗練され

²³⁴ 本項で使用する「コスト」とは、それに費やす時間から推定されたものである。

たデューデリジェンスシステムを設定する必要がある。大企業の「委託品／製品あたり」のコンプライアンスコストは、中小企業のそれよりも大きくないか、あるいは低いかもしれない。

- 多くの企業は、コンプライアンスコストのほとんどすべてがデューデリジェンスシステム導入コストとして発生すると考えているようで、デューデリジェンスシステム運用コストをゼロと回答していた。特に小規模企業は、デューデリジェンスシステムを維持するための追加的なコストは必要ないとする傾向がある。一方、運用コストをゼロと回答した大規模企業は、2014年11月30日以前に、規制の要件を満たすと考えられる既存のシステムを既に導入していたためである。
- 規制を熟知している企業のコンプライアンスコストが高くなるという傾向から、企業が規制に精通するにつれて、デューデリジェンスの取り組みを強化する必要性を認識することが示唆される。
- 業界全体のデューデリジェンスシステム導入に費やす推定コストは、2,000万豪ドル台、システム運用に費やす推定コストは、年間200万豪ドル台と推定された。サンプルサイズが小さく、実施の初期段階にあることを考えると、これらの推定値はあくまでも指標であり、注意して使用する必要がある。

表 7.17 デューデリジェンスシステム導入にかかったコスト（時間）

年間売上高	サンプル数	コストの中央値と範囲 (単位：時間)	規制を熟知している企業数	規制熟知した企業のコストの中央値と範囲 (単位：時間)
0～200万豪ドル	11	3 (0-115)	1	0 (0)
200万豪ドル～1,000万豪ドル	18	13 (0-193)	4	93 (4-193)
1000万豪ドル以上	25	88 (0-1,016)	15	200 (0-1,016)

表 7.18 年間のデューデリジェンス実施にかかるコスト（時間）

年間売上高	サンプル数	コストの中央値と範囲 (単位：時間)	規制を熟知している企業数	規制熟知した企業のコストの中央値と範囲 (単位：時間)
0～200万豪ドル	11	0 (0-120)	1	0 (0)
200万豪ドル～1,000万豪ドル	17	0 (0-120)	4	40 (4-193)
1000万豪ドル以上	25	9 (0-2,086)	15	40 (0-1,016)

(3) 提言

- 政府は、同規則の個別委託額の閾値を1万豪ドルに引き上げるべきである。これにより、多

くの企業がデューデリジェンスシステムを開発する必要がなくなるため、コンプライアンスコストを大幅に削減することができる。

- 国内産原木は、適切な認証を受けた供給者から供給されているか、関連する国や州の特定ガイドラインで必要とされている書類がすべて揃っている場合は、追加のデューデリジェンス要件を課すべきではない。現行の追加の情報収集やリスク評価の要件は、それに見合うだけの利益を得ることなくコストを増加させる。
- 政府は、規制対象事業者が規制に準拠しているかどうかを評価するために、罰則なしの自主的な監査を実施すべきである。これにより、「規制対応のために行った努力が実際に規制の要件を満たしているのか」という事業者が有する懸念を一部解消できることになる。この情報をより広範な規制対象事業者に伝えるためには、自主的な評価を通じて特定されたデューデリジェンスの実践的なアプローチに関する情報を、個人が特定されない形で公表することが重要である。
- 政府は、追加の国別ガイドラインの策定を急ぐべきである。これにより、事業者は、主要な貿易相手国に所在するサプライヤーから情報を収集する際に、何が期待されているか、あるいは「合理的に実用的」と考えられるかについて、より多くのガイダンスを得ることができるようになる。オーストラリア政府が重点的に取り組むべき国は、中国（最優先）、米国、タイ、ドイツ、韓国、そしてガイドラインの迅速化に意欲的な「リスクの高い」国である。
- オーストラリア政府は、より良い、よりのめを絞ったガイダンスやトレーニング・ワークショップの開発に資金を提供すべきである。

(4) 独立レビューに対する政府の対応

独立レビューに対し、オーストラリア政府は「違法伐採禁止規則が小規模事業者に与える影響に関する独立レビューに対する政府の対応（Government response to the ‘independent review of the impact of the illegal logging regulations on small business’²³⁵）」という文書を公開している。この文書の中で、政府はレビューを踏まえて検討し、規制影響評価書（RIS）の作成を行い、法規制の改革を実施するとしている。また、RISの進捗と規制の改正の実施には時間がかかることと、デューデリジェンス要件に対する理解を広める必要性を考慮し、現行の18ヶ月間の「ソフトスタート」遵守期間（本来2016年5月に終了予定）を延長するとした。

(5) 規制影響に関する声明の公表

2017年、オーストラリア政府は、「違法伐採禁止規則の改正」と題した、規制影響に関する声明(Regulation Impact Statement, RIS)を公表した²³⁶。これは、違法伐採禁止規則が定めたデュー

²³⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/government-response-independent-review-impact-illegal-logging-regulations.pdf>

²³⁶ Australian Government 2017, Reforming Australia's illegal logging regulations - Regulation Impact Statement, Department of Agriculture and Water Resources. (https://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/12/reforming_australias_illegal_logging_regulations_-_regulation_impact_statement.pdf)

デリジェンス義務を遵守するための企業や個人のコストを最小化するために、農業・水資源省が策定した提案である。この文書の概要を紹介する。

①どの様な問題に取り組んでいるのか？

違法伐採禁止法では企業や個人が「規制木材製品」輸入したり、国産原木を加工したりする前に、デューデリジェンスの実施を義務付けている。その詳細は違法伐採禁止規則に定められている。法律の施行以来、規制対象となった事業者の一部から、デューデリジェンス要件があまりにも大きな規制上の負担を強いることに懸念が表明され、関連するコストを最小限に抑えるために合理化することが提案された。

②なぜ行動が必要なのか？

当局は、規制のデューデリジェンス要件を遵守するためには、規制対象事業者に年間約 2820 万豪ドルのコストがかかると試算している。規制改革を実施しない場合、2015 年には約 19,522 社の輸入業者と 300~400 社の国内加工事業者が、デューデリジェンス要件を遵守しようとする際に、不必要な複雑さとコストに直面する可能性がある。

③どのような政策オプションが検討されたのか？

RIS では、6 つの規制オプションについて、政府が検討し判断した結果を示している（表 7.19）。

表 7.19 検討された政策オプションと政府の判断

検討された政策オプション	政府の判断とその理由：
<p>オプション 1：現状維持 規制対象事業者は、既存のデューデリジェンス要件を引き続き遵守する義務を負うことになる。</p>	<p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のままでは、デューデリジェンスの実施に伴う規制上の負担と違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクとの間で最適なバランスが取れていない 輸入業者や国内加工事業者は、デューデリジェンスの要件を満たそうとする際に、不必要な複雑さとコストに直面する可能性がある。
<p>オプション 2：委託価格の閾値の変更 委託金額の閾値を現行の 1000 豪ドルからより高い閾値レベルに引き上げることで、規制対象の委託品と輸入業者の総数を減らすことになる。</p>	<p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 両方の選択肢を実施することで、年間最大 1,130 万豪ドルの規制に関するコストの削減につながる可能性がある 違法に伐採された木材や木材製品がオーストラリア市場に出回るリスクを高める可能性がある 規制対象のままとなる事業者、国内加工
<p>オプション 3：規制の適用範囲から「個人的な」輸入を除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象のままとなる事業者、国内加工

<p>個人使用のために木材製品を輸入する者がデューデリジェンスを行う必要を排除する。</p>	<p>事業者の規制負担は変化せず、不公平感をもたらす</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入業者にのみ利益をもたらすものであり、国内の加工事業者には利益がない
<p>オプション4：木材合法性枠組に対する「みなし遵守」の取り決め 特定の木材合法性枠組に対して「みなし遵守」の取り決めを設けるものであり、これにより、枠組を利用する企業や個人のデューデリジェンスプロセスに関連するステップの一部が削除されることになる。</p>	<p>推奨されるオプションである</p> <ul style="list-style-type: none"> FSC や PEFC の認証を受けた木材製品を輸入・加工する事業者のデューデリジェンス要件を合理化する 輸入者と国産原木加工事業者の両方の規制に関するコストの削減になる 違法伐採された木材がオーストラリア市場に流入するリスクを大幅に増加させることはない
<p>オプション5：国別ガイドライン(CSGs)及び州別ガイドライン(SSGs)に対する「みなし遵守」の取り決め デューデリジェンス義務を満たすためにCSG や SSG を使用する企業や個人のためのステップの一部を削除する「みなし遵守」の取り決めを確立するものである。</p>	<p>望ましいオプションではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の製品に特惠待遇を導入することによって貿易の流れをゆがめ、オーストラリアの広範な貿易関係を混乱させる可能性がある 低リスク国の選定はオーストラリアの国際貿易における義務との矛盾を招く可能性がある
<p>オプション6：低リスク国に対する「みなし遵守」の取り決め 違法伐採の「低リスク」と評価された国から木材や木材製品を輸入する輸入者のためのデューデリジェンスプロセスに関連するいくつかのステップを削除する「みなし遵守」の取り決めを確立するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な規制上のコスト削減につながるかどうかは不明

④これらの選択肢についてのどのようなコンサルテーションがなされたのか？

2016年11月に、政府はコンサルテーションのための資料を公表し、2017年1月上旬まで6つの規制オプションについてのフィードバックを受け付けた、規制対象事業者、業界団体、環境非政府組織(NGO)、認証機関、外国政府から合計46件の文書の提出があった。文書を提出した組織のリストもこの文書の付録に掲載されている。

⑤政府はどのようにして推奨オプションを実施し、評価するのか？

政府は、規制の改正手続きを進め、推奨されるオプションを実現する。また、FSC および PEFC の管理機関と協力して、改正された規則の下での認証の利用方法に関する改善されたガイドダンスを開発する。また、規制対象事業者が改正と改正されたデューデリジェンス要件をどのように遵守することができるについての認識を高めるための教育とコミュニケーションプログラムを実施する。推奨オプションの有効性と効率性の評価は、違法伐採禁止法の通常の管理の一環として行われる。

(5) 規制改正の結果

2017年10月下旬、2018年1月1日から開始する規制改正案のパッケージが国会に提出された。この改正案を導入するにあたり、政府はソフトスタート・コンプライアンス期間が2018年1月1日に終了することも発表し、これに伴い、デューデリジェンス要件を遵守していなかった企業や個人は、多額の罰金を科される可能性が発生することとなった。しかしながら、最終的には2018年2月8日、規制改正案はオーストラリア議会上院で否決されたため、木材合法性枠組に対するみなし適合の規則の導入は見送られた²³⁷。その理由の1つは、森林認証制度は必ずしも合法性を担保するものではなく、みなし適合とするのは問題があるという意見があったためである（オーストラリア政府インタビュー）。

7-6-1-2-3-2 違法伐採禁止法の法定レビュー

違法伐採禁止法の最初の5年間の運用のレビューは、2018年11月29日までにオーストラリア政府の担当大臣に提供されることが義務付けられ、レビューの結果をまとめた「違法伐採禁止法の法定レビュー報告書（Statutory Review of the Illegal Logging Prohibition Act 2012）²³⁸」が2018年11月に公表された。この報告書は、違法伐採禁止法と関連する違法伐採禁止規則が政府の政策目標をどの程度達成したかを評価している。また、運用開始から5年間に遭遇した運用上の問題点を明らかにし、同法の運用を改善するための潜在的な選択肢を特定している。しかし、現在は、法律の安定性が必要であることを考慮して、法律の修正までは追求せず、さらに5年後より実質的な情報が得られてから再検討をすることを提案している。本項では、法定レビュー報告書の概要をまとめた。

(1) なぜ違法伐採禁止法が導入されたのか？

違法伐採禁止法は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を低減する」ことを目的としている。法定レビュー報告書では、まず、なぜ同法が導入されたのかを振り返ることで、同法の役割や意義を明確にしている。

²³⁷ Australian Government (2018) 前掲

²³⁸ Australian Government (2018) 前掲

木材に関連する違法行為は、先進国、発展途上国を問わず世界中で発生しており、天然林、植林地、熱帯林、温帯林、北方林など、あらゆる種類の森林生態系で発生している。その違法行為の背後にある主な動機は利益である。違法伐採業者は、政府や伝統的な所有者へのロイヤリティの支払い、伐採管理の遵守にかかるコスト、人件費、その他の正当なコストなど、持続可能な林業経営に関連する多くのコストを回避しており、オーストラリア国内の木材価格にも悪影響を及ぼし、ビジネス上の意思決定、産業投資、収益性、オーストラリア経済の雇用に影響を及ぼす可能性がある。特に違法伐採の経済的コストについて、世界銀行の報告書を引用し、「公有地での違法伐採によって、途上国政府は年間約 50 億米ドル（約 70 億豪ドル）の収入を失っていると試算している」と記述している。

オーストラリアにおける違法伐採の影響については、既存の報告書などを引用し、次のようなことが述べられている。

- オーストラリアの木材・木材ベースの輸入のうち、最大 5 億米ドルが、アジア太平洋地域で伐採された違法伐採木材から供給されている可能性があるという試算がある。これは、その当時のオーストラリアの年間木材・木材ベースの輸入量の約 9.9%に相当する。
- 他の報告書でも同様推定値が報告されており、オーストラリアの木材製品輸入の 9%が違法な供給源からのものである可能性があるとし唆している。

このような事実を踏まえて違法伐採禁止法は、「合法的な木材製品の強力で競争力のある持続可能な国際貿易を促進すると同時に、違法伐採による環境、経済、社会的コストの削減にも貢献」、「事業者が違法に伐採された木材をオーストラリア市場に持ち込むリスクを減らすことで、政府は違法に伐採された木材製品によってオーストラリアの林業が打撃を受けることを回避しようとしている」、「実効性のある違法伐採禁止法は、オーストラリアを違法木材の魅力的な伐採地にしないだけでなく、持続可能で合法的な木材製品の供給者として国際市場でのオーストラリアの評判を高める」と述べ、同法の重要性を明確にしている。

（２）法の影響評価

法定レビュー報告書ではデータを提示しながら、違法伐採禁止法の影響評価を試みている。主な結果は次の通りである。

①輸入加工部門への影響

同法が規制対象業界である規制木材製品の輸入業者と国産原木の加工業者にどのような影響を与えたかについては、次の点が述べられている。

- レビュー期間中に規制木材製品の輸入は持続的に増加したが、同法が輸入木材製品の価値に重大な影響を与えたかを明確にすることは困難である。
- 規制木材製品は様々な国から調達されてきた。貿易パターンの変化を同法の実施に直接結びつけることはできない。実際、レビュー期間中、「よりリスクが高い」と考えられる製品やより複雑なサプライチェーンからの調達が変化したなどの明らかな変化はなかった。これは、ソフトスタート・コンプライアンス期間の設定により、輸入業者がリスクの可能性を積極的に評価しなかったことに起因する可能性がある。

- レビュー期間中、オーストラリアで伐採された原木の量は大幅に増加した。それと同時に、オーストラリアの木材加工事業者の統合が進んだ。これに同法が与える影響は限定的であることが示唆された。

②政策目標への影響

オーストラリア政府はこの法律の実施によって、オーストラリアの木材サプライチェーンの透明性と説明責任を高めることを目指している。規制によって、違法伐採のリスクがほとんどない、あるいは全くない木材製品だけがオーストラリアに輸入されたり加工されたりすることを第一の目標としている。しかし、同法が政策目標をどの程度達成しているかを判断することは困難である。その理由は、一般的に違法な行為が表沙汰になることは少なく、影響を正確に評価するための数値の入手は困難であること、ソフトスタート・コンプライアンス期間が延長されたため、デューデリジェンス義務違反に対する取り締まりは完全に実施されなかったこと、他の国際的な違法伐採対策を含めて様々な要因が国際貿易の動向に影響するため、同法の運用だけを変化の原因とすることが困難であることなどである。しかし一方で、監査の経験などから、一部の企業が「リスクの高い」サプライチェーンを避ける行動をとっていることも確認されており、同法の完全な実施が、政策目標達成を支える可能性が高いことを示唆している

(3) 法の範囲の検討

規制対象となる木材製品の範囲を拡大し、「リスクの高い」製品を追加的に含めることは、同法の政策目標達成への貢献を高める可能性がある。しかし、同法を効果的に管理するために政府の能力を超えて規制対象製品の範囲を拡大することには問題がある。それよりは、輸入業者が義務を認識してリスクの高い行動を改善できるように、政府がより広範な輸入業者に効果的に伝えられるかどうかを検討する必要がある。

規制対象製品の多く（例：一部の家具、一部の紙製品、中密度繊維板（MDF））には、複数の、あるいは高度に加工された木材が含まれている。また、製品によっては、供給、加工、取引で異なる複数のポイントを含む複雑なサプライチェーンを持つものもある。このような製品のデューデリジェンス実施は困難な場合があり、レビュー期間中にはこのような製品のデューデリジェンスに何が重要なのかという質問が定期的に寄せられた。このような製品を規制対象から除外すべきという意見も提出されたが、法で規制される製品の重要な要素であることに変わりはなく、法の適用範囲から外されるべきではない。複雑な製品に関するデューデリジェンスを実施する輸入業者に対して、政府が期待する事項を詳細に示すことは、輸入業者がデューデリジェンスを実施するためにどのような努力をしなければならないかを明確にできる可能性がある。

(4) 法の運用経験に基づく検討

2015年3月から2017年12月までの間（ソフトスタートコンプライアンス期間中）に規制木材製品の輸入業者500社以上を対象に監査を実施した。これらの事業者は、オーストラリアへの規制木材製品輸入の約80%を占めている。監査した輸入業者の約60%が、デューデリジェンス義務の一部または全部に違反していたことが判明したが、ほとんどの場合、これらの企業は法の遵守を望んでいたが、同法を知らなかった、あるいは法律と規制の要件を遵守する方法を誤解していることが原因であった。同様に、国内の加工事業者の多くは同法を良く知っているわけでは

ないが、森林認証制度（PEFC や FSC）を適用していることや、州レベルでの森林セクターの規制や執行がしっかりしていることによって、結果的に法律を遵守していた。

輸入業者の違反の原因は次のものがある：

- 法律の無知：法律の新しさと規制対象者が様々な業界に及んでいること。規制対象者の多くは必ずしも「木材」ビジネスに従事しているわけではない。

個人・単発の輸入業者の数：これらの規制対象者は、規制木材製品を輸入した経験が乏しく、法的義務を認識していないか、法的義務を遵守するのが容易な立場にない可能性が高い。

- 罰則の欠如：罰則を適用しなかったソフトスタート・コンプライアンス期間は、一部の企業の法律への対応を遅らせた可能性が高い。
- デューデリジェンスプロセスの主観性²³⁹：一部の企業は、デューデリジェンスプロセスの主観的な性質が問題を生じることに気づいている。多くの企業は、義務のすべてを満たすシンプルなチェックリストなどを要望している。
- 勘違いや誤解：特に林業認証制度の役割について、多くの当事者が特定の文書の意味やリスクを効果的に管理する方法を理解していないことが明らかになっている。
- 海外の林業関連の法規制：外国の林業関連法規制は複雑で、国やサプライチェーンによっては、どのようなものが合法であり、合法性を証明するためにはどのような書類が必要なのかを判断するのが難しい場合がある。

このようなコンプライアンス違反を考慮して、政府は法とデューデリジェンス義務について規制対象者を教育するためのリソースを継続的に投入する必要があるだろう。政府は、ガイダンスと教育資料を開発し、ウェブサイトで公開してきたが、さらなる努力が必要である。コンプライアンス率の向上は、不注意による不遵守を規制対象者に対する教育の継続によって抑止する一方で、故意の不遵守や不遵守を繰り返す事業者に対し、罰則を適用することで達成することができる。

規制対象事業者のデューデリジェンスの支援のために、政府は国別ガイドライン(CSG)・州別ガイドライン(SSG)の提供し、これらは重要な役割を果たしている。政府は CSG の追加交渉を継続し、CSG と SSG を最新の情報に更新する活動を継続するべきであり、そのための法律の修正は必要になるかもしれない²⁴⁰。

（5）法の改善の機会

今回のレビューでは、政策目標の達成のために違法伐採禁止法を修正・改善する潜在的な可能性を明らかにしたが、法律・規則の変更は、同法の全体的な運用に悪影響を及ぼさないように、また、オーストラリアの輸入・加工コミュニティに不当な負担を与えないように、慎重に検討する必要がある。また、規制対象業者にとっては、同法がその業務に及ぼす実際的な影響を理解するために、法律の安定性と確実性を保つ期間が必要であることにも留意する必要がある。法律を一定期間変更せずに維持することが必要であろう。将来の期間（例えば、ソフトスタート終了後

²³⁹ 主観性については、7-6-1-2-2(2)にも述べられている。

²⁴⁰ 法律では、これらのガイドラインの更新については定められていない。

5年間)を対象とした同法のレビューは、この見直しで特定された潜在的な課題をより実質的に検討できる可能性がある。

7-6-2 民間のリスク低減に係る取組みの実施事例

オーストラリアの違法伐採禁止法に関連して、業界団体や民間企業がどのような対応、取り組みを実施しているのかについてインタビュー調査を行った。オーストラリア政府に民間企業、業界団体、企業の紹介を依頼した結果、業界団体の Australian Timber Importers Federation (ATIF) と民間コンサルタントの Stephen Mitchell and Associates (SMA)社とのオンラインでのインタビューを調整いただいた。インタビューは2020年12月に、上記2社同時に実施し(各団体から担当者1名ずつ参加)、オーストラリア政府担当者も同席した。本章で示す情報は、特に記載がない限り、インタビュー調査で得られた情報である。

7-6-2-1 インタビュー結果概要

実施したインタビュー調査で得られた結果の中から、違法伐採禁止法の規制対象となっている民間輸入業者がリスク低減を含めたデューデリジェンスをどのように実施しているかに関わる情報をまとめた(表7.20)。

表 7.20 インタビューから得られた民間輸入業者のデューデリジェンスの実施に関する情報の概要

デューデリジェンスのプロセス	民間輸入業者の対応
デューデリジェンスシステム	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員企業は、ATIF が開発したデューデリジェンスツールを業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化したシステムを構築している(A) ● 事業者が使用しているデューデリジェンスシステムは様々。独自に開発、政府のテンプレート使用、公開ツールをそのまま使用など(S) ● 輸入者が使用しているデューデリジェンスシステムは、独自に開発したシステム、業界団体のツールキットで提供されたテンプレート化されたアプローチ、民間コンサルタントが提供するサービスの利用(G)
ステップ1 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集はサプライヤーに依存することになるため、サプライヤーがオーストラリアの法律を理解し、必要情報を提供してもらう必要がある(A) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認証材の場合でも、証書と製品がきちんと紐づけられた形で書類が準備される必要があり、それをサプライヤーが理解する必要がある(A) ➢ サプライヤーが必要情報を適切に準備できるよう、質問紙等テンプレートを準備している(A, S) ➢ サプライヤーを訪問し、法律の理解やコミュニケーションを促進している(A)

	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライヤーとの信頼関係がないと、必要な情報収集が困難になることあり (S) ● サプライヤーの情報の機密性が情報収集を困難にすることあり (S) ● 樹種名を把握することが困難(A)
<p>ステップ2 リスクの特定と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ATIF 会員企業はリスク評価に困難を感じている (A) ● ATIF はリスク評価を伐採国の CPI (腐敗認識指数) から始めることを推奨している(A) ● 熱帯国・中国は経験上、評価が困難 (A) ● 家具や紙袋は経験上、困難 (S) ● 認証スキームを通じて木材の一貫した管理体制を証明できる FSC や PEFC を利用することで、輸入者は合法的に木材が調達されたことをさらに確実にすることができる (G) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 紙などの非常に複雑なサプライチェーンを持つ製品を扱う輸入者にとっては、認証スキームを利用することで比較的簡単にリスク評価ができる (G) ➢ サプライチェーン情報を提供するようサプライヤーに強制する力がないかもしれない小規模事業者にとって森林認証材は特に重要になる(G) ➢ 森林認証材であっても、他の情報を照会し評価する必要がある。例：違法な木材を扱っている認証された業者に関する NGO の報告はリスク評価で考慮されることが求められる (G) ● 製品のリスクを低減するのではなく、リスクを洗い出すことが重要。現在のサプライチェーンを維持すべき理由を正当化するための情報だけでは不十分で、正しい情報をリスク評価で考慮することが重要(G)
<p>ステップ3 リスク低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ATIF 会員企業は、リスク低減をリスク評価よりも困難に感じている(A) ● サプライヤーを訪問し、追加情報を収集することは有効(A, S) <ul style="list-style-type: none"> ➢ サプライヤーと上流のサプライチェーンを訪問 (S) ➢ 伐採地までサプライチェーンをたどることが

	<p>できないこともある (S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サプライヤーの変更、製品の変更 (例：認証材に変更) は頻繁に行われている (A, S) ● 低減措置を講じても「リスクは低い」という合理的な結論を出すことが困難なため、今後はその業者を利用しないと結論した事例あり (G)
ステップ4 記録	<ul style="list-style-type: none"> ● ATIF のデューデリジェンスツールでは、監査で提出できる記録のためのテンプレートが準備されている (A) ● 政府が提供するテンプレートを使用している企業も多い (S)

(A)：ATIF からの情報、(S)：SMA 社からの情報、(G)：政府からの情報²⁴¹

7-6-2-2 インタビュー結果詳細：オーストラリア木材輸入業者連盟

①ATIF の概要

ウェブサイト²⁴²の情報によると、Australian Timber Importers Federation (ATIF、オーストラリア木材輸入業者連盟) は、40 年以上前に設立され、オーストラリアの木材輸入・卸売業界の利益を代表する団体で、約 50 社の会員企業を有する。ATIF は、業界に関連する政策や法律、税関や国境保護、貿易問題などの連邦政府が管轄する問題について、木材輸入・卸売業者の活動を調整する責任を負っている。また、一般的なマーケティング、研究・技術革新開発、海運、港湾サービス、産業界への働きかけなど、他の様々な問題にも関与している。ATIF は木材が貴重で再生可能な資源であることを認識しており、そのための最良の林業施業を支援している。さらに、オーストラリア政府と協力して合法的な森林経営から木材と木材製品を輸入する方針を実現し、供給国における違法伐採と関連活動を排除することを約束している。ATIF では、次のような合法的な木材調達に関する倫理コードを定めており、会員に対し遵守を求めている²⁴³。

ATIF 会員は、合法で管理の行き届いた森林や植林地から木材や木材製品を調達します。ATIF 会員は、自分たちが扱う木材が合法的で管理の行き届いた森林からのものであることを保証するためには、森林と加工過程の独立した認定が最も有用な手段であることを認識しています。

ATIF のメンバーは、サプライヤーやサプライヤー国のその他の利害関係者との取引を通じて合法性を確認できるプロセスを開発し、その採用を奨励します。合法的な木材と木材製品の証拠には、以下のものが含まれます。

- 木材が原産国の法律に従って伐採されたことを証明する書類。
- 伐採された木材が、供給国政府が承認した森林管理システムおよび／またはコードに準拠していることを証明する書類。
- 認められた森林管理または認証スキームおよび／または第三者認証スキームに準拠している

²⁴¹ 詳細は 7-6-1-2-2 参照。

²⁴² <http://atif.asn.au/>

²⁴³ <http://atif.asn.au/code-of-ethics/>

ことを証明する文書。

②ATIF の違法伐採禁止法に関連する活動

ATIF の会員は、オーストラリアが輸入する HS コード 44 類の約 9 割をカバーしている。ATIF は 2012 年に政府の支援を受け、デューデリジェンスツールキットを開発した。これは政府のウェブサイトで公開されている²⁴⁴。国内各地で、輸入業者・通関業者などを対象にした、デューデリジェンスの理解を深めるトレーニングセミナーを開催してきた。会員に対して、デューデリジェンス要件や政府の監査で確認される書類についてアドバイスしたり、各企業のデューデリジェンスシステムの構築の支援を行ったりしている。また、デューデリジェンス関連の会員の理解・解釈が正しいかを政府に確認することも行う。会員は、デューデリジェンスに関して困ったことがあった場合は、ATIF に連絡してくるので、それに対して対応を行っている。ATIF は会員が信頼性のあるデューデリジェンスの実施を支援している。

違法伐採禁止法は、国内事業者には大きなコストを生じさせている。特に小規模な事業者（ATIF の会員ではない）にとっては困難で、法律の見直しが必要と考えている。一方、ATIF の会員の多くは大企業で、現在は法律を遵守することは問題なく対応できており、生じるコストも吸収できている。それでも、会員企業がデューデリジェンス要件を理解するにはかなりの時間がかかり、適切なデューデリジェンスを実施するのは大変なことである。違法伐採禁止法は、企業の行動変化をもたらし、企業はサプライチェーンに注意を払うようになっている。特にジンバブエや南米の一部の国、ミャンマーなど、リスクが高いと考えられる国からの輸入については注意が必要であることが、共通認識となっている。

違法伐採禁止法は、伐採の合法性のみ考慮しており、一般的には人権等の問題も考慮すべきという考えもあるが、生産国の現状を考えれば、まずは伐採の合法性を担保するという事は理にかなっていると考えている。木材の持続可能性は重要な課題であるが、合法性とは区別して考えた方がよいと考えている。例えばインドネシアの国家的なシステムである SVLK は合法性のみを保証するシステムである。持続可能性を考慮するのであれば、森林認証が必要になる。

③会員企業のデューデリジェンスの実態

会員企業は、独自のデューデリジェンスシステムを構築しているが、そのほとんどは、ATIF のデューデリジェンスツールキットを基にしたもので、会員の業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化されている。上述したように、会員企業が取り扱うのはパネルなどの建築資材が主で、家具などに比べてデューデリジェンスシステムはシンプルである。

デューデリジェンスの難しさは、事業者の収集する情報が、サプライヤー（オーストラリアの規制対象事業者が直接取り引きする輸入先企業）から提供される情報にかなり依存していることにある。そのため、サプライヤーにオーストラリアの違法伐採禁止法を説明し理解してもらう必要があるが、小規模なサプライヤーの場合、それが困難である。例えば、デューデリジェンスを適切に実施し、政府の監査に対応するためには、個々の製品に添付されている書類と製品がきちんと紐づけられていることが重要になる。認証材を輸入した場合、認証の情報がインボイスやパッキングリストにも記載されていなければ、製品が認証材であると示すことが困難になる。このことをサプライヤーが理解し、必要な書類を準備できることが必要である。また、サプライヤー

²⁴⁴ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#industry-generated-guidance-materials>

には、デューデリジェンスに必要な情報をきちんと提供してもらう必要がある。ATIF は会員企業に対し、サプライヤーに適切な情報収集等の依頼を行うことを推奨しており、そのための質問状などを準備している。デューデリジェンスでは、「合理的に可能」という考え方が重要であるが、このことが合理的に信頼できるデューデリジェンスの実施につながる。サプライヤーとのコミュニケーションには、サプライヤーを直接訪問して話すことが重要であるが、現在のコロナウィルス関連の問題で、海外渡航ができない状況になっており、デューデリジェンスが困難になっている。

基本的なところでは、事業者が適切な樹種名を把握することが困難となっている。例えば、商品名として使われているタスマニアオークはオークではなく、ユーカリである。このような基本情報の把握は、デューデリジェンスに重要である。

デューデリジェンスに必要な情報収集よりも、その次のステップであるリスク評価に会員企業は苦戦している。リスク低減については、さらに困難である。ATIF は会員企業からの問い合わせに対応することで、支援を行っている。リスク評価を CPI (Corruption Perceptions Index、腐敗認識指数) から始めるのは有効である。熱帯国 (東南アジアのいくつかの国、ブラジルや南米) と中国はリスク評価が難しいと経験上感じている。

リスク低減の手法として、サプライヤーを訪問し情報を収集することは有効である。違法伐採法とは関係がないが、最近ロシアからオーストラリアの建築基準を満たさない木材が送られるという問題が発生しており、このような問題を解決するためには、現地のサプライヤーを訪問し彼らをサポートする必要があるが、コロナウィルス感染拡大の問題で実施できず困っている状況であり、違法伐採法への対処 (リスク低減) としてもサプライヤー訪問ができない状況は問題であると認識している。サプライヤーが要求にきちんと対応できないようであれば、サプライヤーを変更してリスクを低減することも頻繁に行われている。また、認証材への変更も有効なリスク低減手段である。

7-6-2-3 インタビュー結果詳細：Stephen Mitchell and Associates 社

①SMA 社の概要

Stephen Mitchell and Associates 社 (SMA 社) は民間のコンサルタントで、5 年ほど前から事業を行っている。次の 3 分野のサービスを提供している²⁴⁵。

循環型経済とリサイクル：産業界が廃材や木材製品の市場にアクセスしたり、廃棄物やリサイクルに関する規制を遵守するサポートの提供、循環型経済と製品スチュワードシップの原則に基づいた戦略的かつ実践的なアドバイスを木材製品メーカーやサプライヤーに提供したりしている。

違法伐採規制：木材、紙、木製家具の輸入業者が、違法伐採禁止法および関連規則のデューデリジェンス要件に違反するリスクを低減するためのサポートを提供している。

製品の環境的検証：環境配慮製品宣言や持続的な建築物の格付けスキームを通じて、競合他社に先駆けてより多くの市場へアクセスすることを支援している。

代表の Stephen Mitchell 氏は、この分野で 20 年以上の経験を有し、違法伐採対策の分野では、150 社以上にトレーニングの提供やデューデリジェンスの支援を行ってきた。EU や米国の違法伐採対策の調査経験があり、それを基に ATIF のデューデリジェンスツールキットの開発に

²⁴⁵ <https://www.smassociates.com.au/>

も携わり、オーストラリア政府にも協力してきた経験がある。また、FSC・PEFC 認証の検査官でもある。

②SMA 社の違法伐採禁止法に関連する活動

SMA 社の違法伐採禁止法関連のサービスは、木材、ベニヤ、合板、紙製品、木製家具の輸入業者がコンプライアンス違反のリスクを低減するために、政府のガイダンスや業界のベストプラクティスに従った独自の体系的なアプローチによる実用的なサービスを提供することで、シンプルなテンプレートを使用したデューデリジェンスシステムの確立と維持、サプライヤーからの情報収集・リスク評価・低減手段の準備などを行っている。例えば、各種テンプレートは、顧客の事業にあわせてカスタマイズを行っている。また、カナダ、チリ、中国、マレーシア、インドネシア、EU、米国、ニュージーランド、ベトナムを含むすべての国からの輸入品のためのデューデリジェンス手続きを開発している。このほか、リスク評価等で生じた問題に対する専門的なアドバイス提供や、政府の監査への対応準備の支援も行っている。

違法伐採禁止法関連のデューデリジェンスのコンサルタントサービスを実施している企業はそれほど多くなく、5、6社ではないかと認識している。法律事務所や通関業者が行っていることもある。中には、ATIF のツールをコピーして提供しているだけのところもある。

違法伐採禁止法については、業界のコスト負担の問題があるが、それ以外には大きな問題はないと考えている。政府は国別ガイドラインなどを整備しており、事業者の助けになっている。違法伐採問題はこれまで木材関連業界に悪いイメージを与えることでマイナスの影響を与えてきたが、この法律があることでそれを回避することができている。この法律は伐採の合法性に焦点を当てており、持続可能性について定めているわけではないが、合法性は持続可能性を考慮する入口となっていると考える。

SMA 社では中小企業に接する機会が多いが、非常に熱心に取り組んでいる企業から、全く何もしていない企業まで様々である。家具業界では小規模事業者が多く、まだ法律を遵守できていない企業が多い。家具のデューデリジェンスは複雑で大変な作業であることも原因だろう。遵守のための作業を熱心に行っている会社と何もしていない会社との間の競争は懸念事項である。政府は監査をしっかりと行っていくべきだと考えている。

③民間企業のデューデリジェンスの実態

事業者が使用しているデューデリジェンスシステムは様々である。インターネットで検索した自由にダウンロードできる海外のツールをそのまま使っていたりもする。政府のウェブサイトにはかなりの情報やテンプレートが公開されており、事業者の役に立っていると考えている。大手企業の場合は独自のデューデリジェンスシステムを開発している。SMA 社は、クライアントの事業者にあわせた、シンプルなデューデリジェンスシステムの提供を行っている。通関業者も含め、デューデリジェンスで問題を抱えている企業が顧客で、紙袋を輸入する企業、一つの製品に複数の異なる木材が含まれていて違法リスクが高いと考えられる家具を輸入する企業にサポートを提供している。SMA 社ではサプライヤーへの質問票やレターをツールとして準備している。最近では、Eメールで不明点を問い合わせることが多く、便利になった。これらの企業のために特定の製品に適用できるテンプレートを作成したり、実際のリスク評価（サプライヤーへの連絡などを含めて）を行ったりしている。事業者が認証材を使った製品を輸入している場合は、木材合法性枠組があるためデューデリジェンスは簡単である。しかし家具や紙袋などのデューデリジェンスはとても複雑となり手間がかかる。

リスクの低減措置としては、まずは追加的な情報収集を行う。サプライヤーを訪問し、加工工場や、場合によっては伐採サイトを一緒に訪問することは効果的である。しかし、紙袋のような製品は、製紙工場を訪問することはできても、伐採サイトまでたどることはほとんど不可能である。ベトナムから輸入された家具についても、伐採地の情報を入手するのが困難であった。現地の間屋までたどり着けても、その先の情報を入手することが難しかった。このような場合は、認証材を使った製品に変更するしかないと考えている。サプライヤーの変更も一般的なリスク低減の方法である。

デンマークから輸入している家具のリスク評価を実施したことがあるが、10か国以上の異なる原産国の木材が含まれており、困難であった経験がある。デンマークはEU木材規則でデューデリジェンスが義務付けられているため問題は少ないと予想したが、実際はそうではなく、そのサプライヤーは機密情報であるとして情報提供を拒んでいた。デューデリジェンスはサプライヤーの姿勢に大きな影響を受け、情報の機密性というのは障害となる。結局、サプライヤーとの信頼が重要である。情報の収集において、サプライヤーを信頼するしかないし、信頼されていないと情報を得ることができない。そして、デューデリジェンスを通じてサプライヤーとの信頼関係が向上することもある。

7-7 参考情報

7-7-1 州別の合法性確認に利用できる書類

以下の合法性関係書類は全てオーストラリア農業水環境省のサイトに掲載の州別ガイドライン²⁴⁶より複写したものである。

7-7-1-1 西オーストラリア州²⁴⁷

林産物委員会 (FPC) からの天然林木材納品書 (Native Forest Log delivery note: D-note)

Forest Products Commission
NATIVE FOREST LOG DELIVERY NOTE

Part A: Harvesting Information - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing

Date of loading _____ Time of loading _____ Date & time of unloading _____

Registration no. (e) Truck/Prime Mover _____ Trailer (A) _____ Trailer (B) _____

Source of logs _____ Logging operation (FPC Use Only) Dib Block Comp. Coppn

Product species _____ Product type _____

Customer's name _____ Delivery Location _____

FPC contractor (Production) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work Description (✓) Fall Extract Debark Prepare Measure Load

FPC contractor (Delivery) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work description (✓) Load Debark Cart

If point of sale is bush landing, tick box Feller's ID code (s) _____

CONTRACT OF SALE NO: _____ (FPC Use Only)

Part B: Signatures - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing Customer must sign on receipt

Loader operator _____ Trunk driver _____

Customer _____ (Date _____ Time _____) Customer ref no. (Customer use only) _____

Forest Officer conducting field check _____ (Date _____) Bush Landing On Road At Mill

Part C: Log Quantity - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing (if measurement applicable)

(i) INDIVIDUAL LOG MEASUREMENT				(ii) WEIGHT (see details as printed by weighbridge printer on this D/Note or on attached weighbridge docket)			
Log	Length (m)	Diam (mm)	Volume (m ³)	Log	Length (m)	Diam (mm)	Volume (m ³)
1				23			
2				24			
3				25			
4				26			
5				27			
6				28			
7				29			
8				30			
9				31			
10				32			
11				33			
12				34			
13				35			
14				36			
15				37			
16				38			
17				39			
18				40			
19				41			
20				42			
21				43			
22				44			

No. of Logs on Load _____ Total Volume: _____ m³ Net Load Weight: _____ Tonnes

Part D: Distribution: (i) White original: FPC (via Customer) (ii) Pink duplicate: Customer (iii) Green triplicate: FPC Contractor (iv) Yellow quadruplicate: Remains in book at all times

7123456

樹種

丸太のサイズ

²⁴⁶ <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/processors/resources#state-specific-guidelines>

²⁴⁷ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/western-australia-state-specific-guideline.pdf>

森林産物委員会 (FPC) からのプランテーション木材納品書 (Plantation Log delivery note: D-note)

Forest Products Commission
PLANTATION LOG DELIVERY NOTE FPC 875 (2002)

S 567890

Part A: Harvesting Information - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing

Date of loading _____ Time of loading _____ Date & time of unloading _____

Registration no. (s) _____ Truck/Prime Mover _____ Trailer (A) _____ Trailer (B) _____

Source of logs _____ (Plantation, Operation No. & Coupe) _____ **Terrain - F (flat) S (steep) Op-type - 1 (T1) 2 (T2) 3 (T3) C (clearfall)**

Product species _____ **Logging operation** Dis Plant On No. E/S 1/2/3/C

Customer's name _____ Product type _____ Delivery Location _____

FPC contractor (Production) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work Description (✓) Fall Extract Debark Prepare Measure Load

FPC contractor (Delivery) _____ Harvesting contract no. _____ Ref no. (Contractor use only) _____

Work description (✓) Load Cart

If point of sale is bush landing, tick box

CONTRACT OF SALE NO: _____ (FPC Use Only) _____

Feller's ID code (s) _____

Felling _____ Processing _____ Extracting _____ (Contractor use only)

Part B: Signatures - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing *Customer must sign on*

Loader operator _____ Truck driver _____

Customer _____ (Date _____ Time _____) Customer ref no. _____ (Customer)

Forest Officer conducting field check _____ (Date _____) Bush Landing On Road At Mill

Check to include truck hygiene, D-Note accuracy and compliance to safety requirements

Part C: Log Quantity - All shaded parts to be completed by Contractor before truck leaves bush landing (if measurement applicable)

(I) BIN MEASURE			
Bin	Log Length (m)	Bin Width (m)	Bin Height (m)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

Total Volume: _____ m³

or (II) SCANNER MEASURE			
Bin	Log Length (m)	Log Tally	No. of Logs
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

No. of Logs on load _____

Net Load Weight: _____ Tonnes

or (III) WEIGHT (see details as printed by weighbridge printer on this D/Note or on attached weighbridge docket)

樹種

丸太のサイズ

Part D: Distribution: (i) White original: FPC (via Customer) (ii) Pink duplicate: Customer (iii) Green triplicate: FPC Contractor (iv) Yellow quadruplicate: Remains in book at all times

FPC18396

伐採林区番号
林産物委員会の公表する伐採
計画と照合することによって
合法性の確認ができる

COPY



公有天然林内のサンダルウッド採取のためのサンダルウッドライセンス (Sandalwood Licence: S2 Puller's Licence)



Government of Western Australia
Department of Parks and Wildlife
Wildlife Licensing Section

Your ref: _____
Our ref: _____
Enquiries: _____
Phone: 9219 9836
Fax: 9334 0278
Email: Wildlicensing@dpaw.wa.gov.au

Dear _____

RE: Forest Products Commission Sandalwood Licence

As you would be aware, last year the former Department of Environment and Conservation, now the Department of Parks & Wildlife (DPaW), with the agreement of the Forest Products Commission (FPC) resumed the practise of issuing licences under the *Sandalwood Act 1929* (Sandalwood Act) to persons holding a FPC production contract to harvest sandalwood on Crown land.

You would also be aware that FPC has since obtained legal advice from the State Solicitor's Office (SSO) as to whether FPC sandalwood contractors needed to hold individual licences under the Sandalwood Act or whether a single licence could be issued to the FPC, with each of the contractors named on the licence as an authorised person for the purposes of the licence. The advice from SSO supported the proposal for a single licence to be issued to FPC on behalf of its contractors, with FPC being ultimately responsible for the actions of its contractors under the licence.

Following further discussions between FPC and DPaW regarding the above advice, it was agreed that a single sandalwood licence be issued in your name on behalf of the FPC for the 2013/2014 sandalwood season. As was also agreed, all current FPC sandalwood contractors have been listed on the licence as authorised persons (copy of licence _____ attached).

FPC will be responsible for ensuring that all of the conditions of the licence are complied with, including the requirement to advise DPaW of the amounts of sandalwood harvested by each FPC sandalwood contractor named on the licence. Should the total amount of sandalwood harvested exceed the FPC's quota (1350T green & 1350T dead), as occurred last season, the FPC will be in breach of it's licence.

As the licensee, it is also important that you are familiar with condition 6 of the attached licence which states, "... any person authorised under this licence must carry a copy of this licence, along with a letter from the FPC identifying them as an approved sandalwood contractor...". Please ensure that each contractor receives a copy of the attached licence along with a letter from FPC stating they are an approved sandalwood contractor.

If you have any questions regarding this matter, please contact the A/Senior Flora Licensing Officer, _____ on (08) 9219 9832 or wildlicensing@dpaw.wa.gov.au.

Yours sincerely

for Jim Sharp
A/DIRECTOR GENERAL

17 April 2014

17 Dick Perry Avenue, Technology Park, Kensington
Facsimile: (08) 9219 6242 Teletype: (08) 9334 0548
Postal address: Locked Bag 30, Bentley Delivery Centre, Western Australia 6153
www.dpaw.wa.gov.au

cc, _____, Sandalwood Manager, FPC

13/04/2014

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 19/07/2013
VALID FROM 19/07/2013
DATE OF EXPIRY 30/06/2014

LICENSING OFFICER

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6003

PAGE 1
NO. _____

RECEIPT NO. AMOUNT
 \$0.00

**SANDALWOOD ACT 1929
SECTION 3**

SANDALWOOD LICENCE - CROWN LAND

**THE UNDERMENTIONED PERSON MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND
CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED HERETO,
PULL AND REMOVE SANDALWOOD FROM THE CROWN LAND
SPECIFIED ON THIS LICENCE**

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THIS LICENCE IS NOT TRANSFERABLE TO ANOTHER PERSON.
- 2 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE SANDALWOOD ACT 1929, THE CONSERVATION AND LAND MANAGEMENT ACT 1984, THE WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950, AND THE REGULATIONS IN FORCE UNDER THESE ACTS.
- 3 THE LICENSEE MUST COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE BUSH FIRES ACT.
- 4 THE LICENSEE IS HEREBY AUTHORISED TO ALLOW FOREST PRODUCTS COMMISSION (FPC) SANDALWOOD CONTRACTORS TO REMOVE ONLY THAT SANDALWOOD TO WHICH THEIR FPC CONTRACTS APPLY, THE RIGHTS TO WHICH ARE RESERVED TO THE CROWN.
- 5 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH ALL CONDITIONS ATTACHED TO OR ENDORSED UPON THIS LICENCE AND WITH ANY SPECIAL CONDITIONS THAT ARE NOTIFIED IN WRITING TO THE LICENSEE BY AN OFFICER OF THE DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE (DP&W).
- 6 THE LICENSEE AND ANY PERSON AUTHORISED UNDER THIS LICENCE MUST CARRY A COPY OF THIS LICENCE, ALONG WITH A LETTER FROM THE FPC IDENTIFYING THEM AS AN APPROVED SANDALWOOD CONTRACTOR AND PRODUCE SUCH LICENCE AND LETTER UPON DEMAND TO ANY AUTHORISED OFFICER OF DP&W, AN AUTHORISED FPC OFFICER OR THE LESSEES OF ANY PASTORAL OR OTHER LEASES/HOLDINGS (OR THEIR REPRESENTATIVES) WHERE SANDALWOOD OPERATIONS ARE OCCURRING OR WHEN TRANSPORTING ANY SANDALWOOD.
- 7 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE TAKING OF SANDALWOOD FROM PRIVATE PROPERTY.
- 8 THE LICENSEE MUST INFORM DP&W OF ANY CHANGES TO THE LIST OF FPC SANDALWOOD CONTRACTORS NAMED AS AUTHORISED PERSONS UNDER THIS LICENCE, WITHIN 3 WORKING DAYS OF SUCH CHANGES OCCURRING.
- 9 THE LICENSEE SHALL PROVIDE A REPORT DETAILING ALL SANDALWOOD PULLED, HARVESTED OR REMOVED FOR EACH FPC SANDALWOOD CONTRACT UNDER THIS LICENCE TO THE SENIOR FLORA LICENSING OFFICER AT DP&W WITHIN 30 DAYS OF EXPIRY OF THIS LICENCE.

PURPOSE TO TAKE SANDALWOOD FROM CROWN LAND IN ACCORDANCE WITH CURRENT FOREST PRODUCTS COMMISSION SANDALWOOD CONTRACTS.

AUTHORISED PERSONS FOREST PRODUCTS COMMISSION (FPC) CONTRACTORS TO WHOM THE FPC HAVE ISSUED A CURRENT FPC SANDALWOOD CONTRACT.

私有地内のサンダルウッド採取のためのサンダルウッドライセンス (Sandalwood License - Private Property: S1 Puller's Licence)

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK FERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

PAGE NO. 1

Correspondence: Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6903

RECEIPT NO. AMOUNT
\$0.00

**SANDALWOOD ACT 1929
SECTION 3
SANDALWOOD LICENCE- PRIVATE PROPERTY**

THE UNDERMENTIONED PERSON MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED HERETO, PULL AND REMOVE SANDALWOOD FROM THE PRIVATE PROPERTY SPECIFIED ON THIS LICENCE.

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THE LICENSEE ON THE APPROVED RETURNS FORM, SHALL FURNISH TO THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE (DP&W), A RETURN OF ALL SANDALWOOD (GREEN & DEAD) PULLED, REMOVED AND/OR SOLD FOR THE PERIOD OF THIS LICENCE. THIS RETURN SHOULD REACH THIS DEPARTMENT NO LATER THAN THE 15TH DAY AFTER THE EXPIRATION DATE ON THIS LICENCE.
- 2 THIS LICENCE IS NOT TRANSFERABLE TO ANOTHER PERSON.
- 3 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE SANDALWOOD ACT 1929, THE CONSERVATION AND LAND MANAGEMENT ACT 1984, THE WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950, AND THE REGULATIONS IN FORCE UNDER THESE ACTS.
- 4 THE LICENSEE MUST COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE BUSH FIRES ACT.
- 5 "THE LICENSEE SHALL NOT PULL OR REMOVE LIVING SANDALWOOD ON OR FROM PRIVATE LANDS WHERE THE SANDALWOOD TREE IS LESS THAN 400 MM IN CIRCUMFERENCE WHEN MEASURED OVER THE BARK AT A POINT 150 MM ABOVE GROUND LEVEL."
- 6 "THE LICENSEE SHALL ENSURE THAT A MINIMUM OF 10% OF THE ORIGINAL (PRE HARVESTING) LIVING SANDALWOOD TREES MORE THAN 400 mm IN CIRCUMFERENCE WHEN MEASURED OVER THE BARK AT A POINT 150 mm ABOVE GROUND LEVEL ARE RETAINED ON EACH PROPERTY LISTED ON THIS LICENCE."
- 7 THE LICENSEE SHALL PRODUCE THIS LICENCE ON DEMAND TO THE OWNER OR OCCUPIER OF THE LAND ON WHICH THE LICENSEE MAY BE OPERATING.
- 8 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH ALL CONDITIONS ATTACHED TO OR ENDORSED UPON THIS LICENCE AND WITH ANY SPECIAL CONDITIONS THAT ARE NOTIFIED IN WRITING TO THE LICENSEE BY AN OFFICER OF THE DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE (DP&W).
- 9 THE LICENSEE SHALL NOT REMOVE ANY SANDALWOOD OTHER THAN THE SANDALWOOD APPROVED ON THIS LICENCE, FROM THAT PROPERTY SPECIFIED ON THIS LICENCE.
- 10 THIS LICENCE MUST BE CARRIED BY THE LICENSEE WHEN TRANSPORTING OR SELLING SANDALWOOD, AND, WHERE THE LICENSEE IS NOT THE OWNER/OCCUPIER OF THE PROPERTY, WHEN TAKING SANDALWOOD FROM THOSE PROPERTIES DETAILED UNDER THIS LICENCE. THIS LICENCE MUST ALSO BE SHOWN ON DEMAND TO A WILDLIFE OFFICER OR ANY OTHER AUTHORISED DP&W OFFICER.
- 11 PRIOR TO TRANSPORTING ANY SANDALWOOD THE LICENSEE SHALL OBTAIN A "SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE" FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE AS PER THE DETAILS IN THE COVERING LETTER.
- 12 THE LICENSEE SHALL NOT TRANSPORT SANDALWOOD WITHOUT A SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE.
- 13 THE LICENSEE SHALL COMPLETE ALL SECTIONS OF THE SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE AS SPECIFIED AND RETURN TO THE DEPARTMENT'S WILDLIFE LICENSING SECTION WITHIN TEN (10) WORKING DAYS.
- 14 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE TAKING OF SANDALWOOD FROM CROWN LAND.
- 15 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE SALE OF SANDALWOOD WOOD (GREEN) OR SEED. A COMMERCIAL PRODUCER'S (PN) LICENCE IS REQUIRED UNDER THE WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950 TO SELL SANDALWOOD WOOD (GREEN) OR SEED TAKEN LAWFULLY FROM PRIVATE PROPERTY.

SPECIES — TONNES DEAD SANDALWOOD - — LOCATION —
 SHIRE OF _____
 (Santalum spicatum)

 — TONNES GREEN SANDALWOOD - — LOCATION —
 SHIRE OF _____
 (Santalum spicatum)

PURPOSE 2013/2014 SEASON

採集するサンダルウッドの量、採集地

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6163

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 02/10/2013
VALID FROM 02/10/2013
DATE OF EXPIRY 30/06/2014

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS:

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

私有天然林からのサンダルウッド販売のための商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE

	Department of Parks and Wildlife		Enquiries: Telephone: Facsimile:	17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA 08 9334 0333 08 9334 0242	PAGE NO.	1
	Correspondence:			Locked Bag 30 Bentley Delivery Centre WA 6983	RECEIPT NO.	AMOUNT
					000	\$25.00

**WILDLIFE CONSERVATION ACT, 1950
SECTION 23D
COMMERCIAL PRODUCER'S LICENCE**

THE UNDERMENTIONED PERSON MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED HERETO, SELL PROTECTED FLORA LAWFULLY TAKEN FROM PRIVATE LAND OR THAT HAS BEEN GROWN AND CULTIVATED ON PRIVATE LAND, AS DETAILED HEREUNDER

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THE LICENSEE SHALL, ON A FORM APPROVED BY THE DIRECTOR GENERAL, FURNISH TO THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE, A RETURN OF ALL PROTECTED FLORA TAKEN UNDER THIS LICENCE FOR EACH CALENDAR MONTH. FLORA RETURNS SHALL BE FORWARDED SO AS TO BE RECEIVED NO LATER THAN THE 15TH DAY OF THE MONTH FOLLOWING THE PERIOD FOR WHICH THE RETURN FORM IS APPLICABLE.
- 2 THIS LICENCE MUST BE CARRIED BY THE LICENSEE WHEN TRANSPORTING OR SELLING PROTECTED FLORA, AND, WHERE THE LICENSEE IS NOT THE OWNER/OCCUPIER OF THE PROPERTY, WHEN TAKING PROTECTED FLORA FROM PRIVATE PROPERTY DETAILED UNDER THIS LICENCE. THIS LICENCE MUST ALSO BE SHOWN ON DEMAND TO A WILDLIFE OFFICER OR ANY OTHER AUTHORISED DP&W OFFICER.
- 3 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE SALE OF PLANT MATERIAL, FROM THE FOLLOWING SPECIES UNLESS SPECIFICALLY ENDORSED: SANKSIA HOOKERIANA, BORONIA MEGASTIGMA, CORYNANTHERA FLAVA, EUCALYPTUS SPECIES TAKEN FOR DIDGERIDOO AND WOOD PRODUCTS OF SANTALUM SPICATUM (SANDALWOOD).
- 4 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE SALE OF MAJOR FOREST PRODUCTS (LOG TIMBER) TAKEN FROM PRIVATE PROPERTY FOR THE PURPOSE OF MILLING.
- 5 FURTHER STANDARD CONDITIONS ARE ATTACHED WHICH FORM PART OF THIS LICENCE - DO NOT DETACH.
- 6 CONDITION 3 OF THIS LICENCE IS AMENDED TO ALLOW THE SALE OF SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM) WOOD IN ACCORDANCE WITH A VALID SANDALWOOD ACT LICENCE.
- 7 THIS LICENCE ALLOWS FOR THE SALE OF GREEN SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM) THAT HAS BEEN LAWFULLY HARVESTED UNDER A SANDALWOOD ACT (S1) LICENCE THAT IS HELD BY THE SAME LICENSEE AS THIS LICENCE.
- 8 PRIOR TO TRANSPORTING ANY SANDALWOOD THE LICENSEE SHALL OBTAIN A "SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE" FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE AS PER THE DETAILS IN THE COVERING LETTER.
- 9 THE LICENSEE SHALL NOT TRANSPORT SANDALWOOD WITHOUT A SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE FROM DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE.
- 10 THE LICENSEE SHALL COMPLETE ALL SECTIONS OF THE SANDALWOOD TRANSPORT AUTHORITY NOTICE AS SPECIFIED AND RETURN TO THE DEPARTMENT'S WILDLIFE LICENSING SECTION WITHIN TEN (10) WORKING DAYS.

LOCATIONS AS SPECIFIED ON LICENSEE'S SANDALWOOD ACT LICENCE
()

PURPOSE FOR THE SALE OF GREEN SANDALWOOD (SANTALUM SPICATUM)
HARVESTED UNDER A VALID SANDALWOOD ACT LICENCE -
(S1 LICENCE TO BE PRODUCED WHEN SELLING SANDALWOOD).

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6883

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 01/11/2013
VALID FROM 01/11/2013
DATE OF EXPIRY 31/10/2014

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS: _____

LICENSEE:
ADDRESS: _____

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

サンダルウッド輸送許可 (Sandalwood Transport Authority Notice: STAN)



Department of
Parks and Wildlife



STAN #

Sandalwood Transport Authority Notice (STAN)

Authority to transport Sandalwood (*Santalum spicatum*) that has been taken from private property under a Sandalwood Act licence issued by the Department of Parks and Wildlife (DPaW).

<p>Section 1- DPaW WL officer to complete Licensee name: _____ Licence #: _____ Season: _____ Amount (Tonnes): Dead _____ Green _____ Vehicle type (make & model): _____ Vehicle registration: _____ Date/s of transport: _____ Address of origin: _____ Name/Company of purchaser: _____ Street address of purchaser (destination): _____ DPaW office nominated for inspection: _____ DPaW officer who completed Section 1: Name: _____ Position: _____ Signature: _____ Date: _____</p> <p>Licensee declaration (this must be completed before transportation): I declare that the amount of sandalwood being transported under this STAN does not exceed the amounts specified in sections 1 and 2 of this STAN. Note: Any green or dead sandalwood contained in this consignment, in excess of the amounts specified on the STAN is being transported illegally and may be seized by DPaW. Signature of licensee: _____ Date: _____</p>	<p>ライセンスを受けた事業者の名称</p>
<p>Section 2- DPaW (district) office to complete DPaW office of inspection: _____ Amount (Tonnes): Dead _____ Green _____ Weigh bridge location: _____ Weigh bridge date & time: _____ Weigh bridge receipt #: _____ Confirmation attached- refer to instructions document (tick) <input type="checkbox"/> Note: if the amounts exceed that authorised in Section 1 <u>contact Wildlife Licensing immediately.</u> DPaW officer who completed Section 2: (Wildlife Officer or District/Regional Manager nominee) Name: _____ Position: _____ Signature: _____ Date: _____</p> <p>*DPaW officer MUST send a copy of this STAN to wildlifelicensing@dpaw.wa.gov.au <u>immediately</u></p>	<p>サンダルウッドの種類と量</p>
<p>Section 3- Purchaser to complete Date of transaction from licensee to purchaser: _____ Amount (Tonnes): Dead _____ Green _____ Name of purchaser: _____ Signature of purchaser: _____ Signature of licensee/licensee's representative: _____</p> <p>Licensee MUST ensure that a copy of this completed STAN is sent to DPaW's Wildlife Licensing within 24 hours of transaction (email: wildlifelicensing@dpaw.wa.gov.au or fax: 9334 0242) AND then posted within ten (10) working days to: Wildlife Licensing, Locked Bag 30, Bentley Delivery Centre WA, 6983</p>	

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENNINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE 2
NO. _____

DATE OF ISSUE 07/12/2012
VALID FROM 07/12/2012
DATE OF EXPIRY 06/12/2013

LICENSING OFFICER

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

公有天然林の皆伐 (salvage logging) のための商業的生産者ライセンス (Commercial Producer's Licence)

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE

		Enquiries:	17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA	PAGE	1
		Telephone:	08 9334 0333		
Department of Parks and Wildlife		Facsimile:	08 9334 0242	NO.	_____
		Correspondence:	Locked Bag 36 Santley Delivery Centre WA 6983	RECEIPT NO.	AMOUNT
				0000_____	\$100.00

**WILDLIFE CONSERVATION ACT 1950
SECTION 23C
COMMERCIAL PURPOSES LICENCE**

THE LICENSEE MAY, SUBJECT TO THE TERMS AND CONDITIONS SPECIFIED HEREUNDER AND ATTACHED, TAKE PROTECTED FLORA FOR COMMERCIAL PURPOSES FROM VACANT CROWN LAND, AND OTHER CROWN LAND IN ADDITION TO THOSE AREAS LISTED BELOW, IN ACCORDANCE WITH THE ATTACHED CONDITIONS 9 TO 22 (INCLUSIVE).

DIRECTOR GENERAL

CONDITIONS

- 1 THE LICENSEE SHALL COMPLY WITH THE PROVISIONS OF THE WILDLIFE CONSERVATION ACT AND REGULATIONS AND ANY NOTICES IN FORCE UNDER THIS ACT AND REGULATIONS
- 2 THIS LICENCE DOES NOT AUTHORISE THE TAKING FROM ANY LANDS THOSE SPECIES OF FLORA DECLARED AS RARE FLORA PURSUANT TO SECTION 23F OF THE WILDLIFE CONSERVATION ACT.
- 3 THE LICENSEE SHALL, ON A FORM APPROVED BY THE DIRECTOR GENERAL, FURNISH TO THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE, A RETURN OF ALL PROTECTED FLORA TAKEN UNDER THIS LICENCE FOR EACH CALENDAR MONTH. FLORA RETURNS SHALL BE FORWARDED SO AS TO BE RECEIVED NO LATER THAN THE 15TH DAY OF THE MONTH FOLLOWING THE PERIOD FOR WHICH THE RETURN FORM IS APPLICABLE.
- 4 NO PROTECTED FLORA SHALL BE TAKEN BY THE LICENSEE IN SUCH A MANNER WHICH DESTROYS OR JEOPARDISES THE SURVIVAL OF THE PLANT, POPULATION OR ASSOCIATED VEGETATION, OR IN THE CASE OF ANNUAL FLORA, IN SUCH A MANNER THAT JEOPARDISES THE SURVIVAL OF THE POPULATION AND ASSOCIATED VEGETATION.
- 5 THE LICENSEE SHALL NOT TAKE WHOLE PLANTS, OR ROOTS OF PLANTS UNLESS AUTHORISED TO DO SO IN WRITING BY THE DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE.
- 6 FURTHER STANDARD CONDITIONS ARE ATTACHED WHICH FORM PART OF THIS LICENCE - DO NOT DETACH.
- 7 **CONDITION 4 IS AMENDED TO ALLOW FOR THE REMOVAL OF WHOLE PLANTS AS PART OF AN APPROVED SALVAGE OPERATION, AS DETAILED IN THE PURPOSE SECTION OF THIS LICENCE**
- 8 THIS LICENCE DOES NOT PRECLUDE YOU, THE LICENSEE, FROM OBTAINING AND COMPLYING WITH WHERE NECESSARY, LAND CLEARING APPROVALS UNDER THE PROVISIONS OF LEGISLATION.
- 9 **NO ADDITIONAL TIMBER FELLING IS PERMITTED ON THE PROPERTY(S) LISTED ON THIS LICENCE**

LOCATIONS RESERVE _____ LOT _____ SHIRE OF _____
& RESERVE _____ LOT _____, SHIRE OF _____

PURPOSE FOR THE COMMERCIAL COLLECTION OF FLORA (TIMBER) TAKEN AS SALVAGE IN ACCORDANCE WITH ENVIRONMENTAL PROTECTION ACT 1986 SECTION 51E PURPOSE PERMIT CPS NO. _____ (CPS EXPIRES _____).

DEPARTMENT OF PARKS AND WILDLIFE



Department of
Parks and Wildlife



Enquiries:
Telephone:
Facsimile:

17 DICK PERRY AVE, KENSINGTON, WESTERN AUSTRALIA
08 9334 0333
08 9334 0242

Correspondence:

Locked Bag 30
Bentley Delivery Centre WA 6983

PAGE
NO.

2

DATE OF ISSUE 01/11/2012
VALID FROM 23/11/2012
DATE OF EXPIRY 22/11/2013

LICENSING OFFICER

RESIDENTIAL
ADDRESS:

LICENSEE:
ADDRESS

(_____)

ライセンスを受けた事業者の名称

私有プランテーションからの伐採のための木材伐採許可 (Timber Harvest Authorisation)

ABN
ACN

**TIMBER HARVEST
AUTHORISATION**

I, _____ give _____ and their Contractors permission to enter the land known as _____ Location Number _____ for the purpose of harvesting, extracting, loading and carting all plantation hardwood within the harvest boundary.

I am the legal owner of the plantation and agree to sell the plantation hardwood logs produced to _____ at the price indicated on the Pre-harvest Information sheet.

私有プランテーションの所有者名

原木の購入者名

Signed:

Date: _____

Please return to:

Fax: (08)

Attention:

Certificate of Title Check completed confirming ownership information.

Yes No

Please attach copy of C of T information to this document.

天然林伐採に関する天然植生審議会 (Native Vegetation Council) からの承認書

Native Vegetation Council



Reference: 2013/2033/023; 13NRM

Contact: Graham Carpenter
Telephone: 8303 8316

6 February 2014

Name
Postal Address
Suburb SA Postcode

cc: NRM Board, local council

Soil & Water Environm. Ctr.,
Entry 4, Waite Rd.,
Urrbrae SA 5064

GPO Box 1647
Adelaide SA 5001

Ph | 08 8303 9777
F | 08 8303 6700

nvc@sa.gov.au

DECISION NOTIFICATION
Clearance Application – 20XX/20XX/XXX

Dear Landowner,

I refer to your application for native vegetation clearance consent under the Native Vegetation Act 1991. I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council and the District Natural Resources Conservation Council. I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council. I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council.


On the subject of your application for native vegetation clearance consent under the Native Vegetation Act 1991, I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council. I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council. I refer to the Native Vegetation Council and the District Natural Resources Conservation Council.

Please note that the attached Decision Notification grants consent under the Native Vegetation Act 1991 only and does not imply approval under any other legislation. It is the responsibility of the landowner to obtain all relevant approvals for any proposed development.

Could you please read the decision and conditions and return the signed "Understanding of Decision" form, indicating that they fully understand the terms of any conditions proposed as part of a consent, to the Secretary, Native Vegetation Council within one month of the Decision Date. If you have any questions regarding your application or the proposed conditions please do not hesitate to contact the assessment officer referred to at the top of this letter.

Yours sincerely

Leonie Whittlesea
Acting Secretary
Native Vegetation Council



²⁴⁸ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/south-australia-state-specific-guideline.pdf>

DECISION NOTIFICATION
Native Vegetation Act 1991

Landowner: Name
 Application Number: 20XX/20XX/XX
 Defect: XXXXXXXX
 Registered: XXXXXXXX
 Title Reference: CT XXXX/XX

皆伐の許可を受けた土地所有者名

Parcel: Section X, Lot Y, PREC. XXXX

Note: In respect of the proposed clearance, you are advised that the Native Vegetation Council has no responsibility for the health of the vegetation and the environment. The Department of Environment and Heritage is responsible for the health of the vegetation and the environment.

In respect of the proposed clearance, you are advised that the Native Vegetation Council has no responsibility for the health of the vegetation and the environment. The Department of Environment and Heritage is responsible for the health of the vegetation and the environment.

Grants consent for the clearance of native vegetation in the area shown on the attached 'Decision Notice' in accordance with the provisions of the Native Vegetation Act 1991, subject to the following conditions:

CONDITIONS

1. The landowner must adequately inform any prospective purchaser, lessee or occupier of the land affected by conditions in this consent, of the relevant conditions.
2. The landowner must complete the attached form, acknowledging understanding of the decision and forward it to the Secretary, Native Vegetation Council within one month of the Decision Date.

REASONS FOR DECISION:

- The above conditions are imposed on this consent to ensure that:-
1. the loss of environmental benefits of the vegetation allowed to be cleared is significantly outweighed by the benefits which will be provided over time by the re-establishment of native vegetation in the area set aside.
 2. clearance of native vegetation is limited to the area actually approved.
 3. the clearance is subject to appropriate conditions to ensure effective monitoring and reporting.

Signed : Dated : ("the Decision Date")

私有プランテーションに対する商業木材プランテーションライセンス (Commercial Forest Plantation Licence)



FOREST PROPERTY ACT 2000
SECTION 16

COMMERCIAL FOREST PLANTATION LICENCE

LICENCE NO. []

I, XXXXXX, Minister for Forests, hereby grant pursuant to section 16 of the *Forest Property Act 2000* a Commercial Forest Plantation Licence to the Licensee in respect of the Commercial Forest Plantation for the Term set out in Condition 1 of the Licence.

EXAMPLE

Licensee

Name:
Address:

ABN:

Commercial Forest Plantation

[details of land on which commercial forest plantation established]

Term

[specify term]


ライセンスを受けた事業者名

Conditions

1.

[Execution clause] by Minister for Forests
Dated:

公有天然林で伐採された木材の販売許可 (Sale permit)



SALES PERMIT xxxxxxxxx
FOR GETTING OF HARDWOOD SAWLOGS / POLES / GIRDERS
/ CYPRESS SAWLOGS

Issued to

[PERMITTEE NAME]
(ACN xx)

許可を受けた事業者名

Department of Agriculture, Fisheries and Forestry
GPO Box 46
Brisbane QLD 4001
Australia

²⁴⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/qld-guideline.pdf>

SALES PERMIT XXXXXXXXX

**FOR THE GETTING OF HARDWOOD SAWLOGS / POLES / GIRDERS / CYPRESS
SAWLOGS**

GRANTED BY: THE STATE OF QUEENSLAND as represented by the Chief Executive,
Department of Agriculture, Fisheries and Forestry (ABN 66 934 348 189) of Level 6,
80 Ann Street, Brisbane, Queensland 4000 (the Chief Executive).

TO: [PERMITTEE NAME] (ACN xxxx) of [ADDRESS] ("You").

BACKGROUND:

許可を受けた事業者名

- A. You have been issued a Sales Permit, under the provisions of the *Forestry Act 1959*, for getting hardwood sawlogs / poles / girders / cypress sawlogs located on a specified part of Lot x on Plan xxx, which is also known as xxxx.
- B. The Chief Executive has granted You this Sales Permit under sections 46 and 56 of the *Forestry Act 1959* (the Act), by which the Chief Executive agrees to sell and You agree to purchase hardwood sawlogs / poles / girders / cypress sawlogs in accordance with the terms and conditions of this Sales Permit and the Act.

公有天然林からの製材用丸太納品書

Forest Products
Department of Agriculture, Fisheries
and Forestry

NATIVE FOREST SAWLOG DOCKET

(to be completed before sawlogs leave the Sale Area)

Docket No.

B

Page of
(if more than one page per load)

Sales Permit No. Sale Area Unit

Docket initially completed by:

1	Cutter - Initial Classification	<input type="text"/>
2	Cutter - Dred Report	<input type="text"/>
3	Truck Driver	<input type="text"/>
4	Purchaser's Representative	<input type="text"/>
5	Forest Officer - Initial Classification	<input type="text"/>
6	Forest Officer - Missing Logs	<input type="text"/>

Final classification by:

7	Cutter	<input type="text"/>
8	Purchaser's Representative	<input type="text"/>
9	Forest Officer	<input type="text"/>

Tick as required

Purchaser
Mill Destination
Cut Contractor
Snig Contractor
Haul Contractor
Muid

Time of Loading am/pm Area Code
Truck Rego No. Signature Date

販売許可 (sale permit) 番号
前掲の販売許可と照合できる

SEQ No.	Log Number	Length (M x 10)	Centre Diameter	Species Code	Initial Classification	Cutter's Code	Final Classification	Remarks	Debark	Mill No.
01										
02										
03										
04										
05										
06										
07										
08										
09										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										

樹種

丸太のサイズ

Re-Inspection Use Only

28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										

Totals

DAFF Measure Crown Hammer Dates Received Checked Entered

なお発行主体の Department of Agriculture, Fisheries and Forestry は 2015 年に Department of Agriculture and Fisheries に改称されている。

FOREST PRODUCTS
Department of Agriculture Fisheries and Forestry

REMOVAL DOCKET

123456

Permittee:
Delivered to:
Product:
Quantity Removed:
.....

販売許可 (sale permit) 番号
前掲の販売許可と照合できる

Sales Permit No.:

S.F./Lot on Plan:

Cpt./MUID/Locality:

Vehicle Registration Numbers.

Truck.....Trailer 1:

Dolly: Trailer 2:

Loading Date:/...../..... Time: am/pm

Name of Driver:

Signature:

BLUE TO CLIENT
GREEN TO FOREST PRODUCTS
YELLOW RETAINED IN BOOK

公有天然林からの木材のタックス・インボイス

TAX INVOICE - COPY

Forest Products - South East FMA
 Department of Agriculture, Fisheries and Forestry LMB 383
 Gympie Qld 4570
 ABN: 66 934 XXX XXX Enquiry: (07) 548053XX

This Tax Invoice verifies that all the log timber or other forest products on this invoice are sourced from Forest Products' Defined Forest Area, which is operated to a forest management system certified to The Australian Forestry Standard AS 4 708-2007.
 Certificate No: 14731



Customer 30XXXXX
 Name of Permittee/Sawmill
 E.g. PO Box XX
 Maryborough Qld

Invoice No	Date	Page
540XXX	19/08/2014	1/1

Centre	Sales Permit
South East FMA	2000XXXXX / A

SPECIES TYPE: E.G. HARDWOOD MILLING TIMBER, POLES, GIRDERS, CYPRESS SAWLOGS, ETC.
 OPERATING AREA CODE: TENURE: SF RESERVE: 50 MUJID: MBRMGBR12

REF	LOG	LOG	CEN	SPEC	CUT	INIT	FIN	CL	VOLUME	VALUE	PER	TOTAL VALUE
NO	NO	LEN	DIAM					CL			UNIT	

DOCKET: SD111XX
 INITIAL INSPECTION: Contractor's name
 CROWN HAMMER: XX
 COMP VOL: XXX
 OPT VOL: XXX
 TOTAL VOLUME: XXX

DATE: 08/08/2014
 FINAL INSPECTION: Name
 MEASURER: Name
 COMP REBATE RATE: \$0.00
 OPT REBATE RATE: \$0.00
 TOTAL VALUE: \$XXX

販売許可 (sale permit) 番号
 前掲の販売許可と照合できる

1	101	93	43	SPG	XXX	1	1		1.351	\$XX	\$XX
2	102	114	45	SPG	XXX	1	1		1.813	\$XX	\$XX
3	103	87	47	NRI	XXX	2	2		1.509	\$XX	\$XX
4	104	84	46	FRG	XXX	1	1		1.575	\$XX	\$XX
etc.	etc.	etc.	etc.	etc.	etc.	etc.	etc.		etc.	etc.	etc.

	VOLUME	RATE	VALUE
TOTAL COMP	4.739	\$XX	\$XXX
TOTAL OPT	1.509	\$XX	\$XXX
TOTAL DUD LOG	0.000		\$XXX
TOTAL	6.248		\$XXX
SALE VALUE (EXCLUSIVE OF GST)			\$XXX
GST AMOUNT			\$X
TOTAL AMOUNT PAYABLE			\$XXX.XX

Application form

Section 14(b) – Nature Conservation (Administration) Regulation 2006

Protected plant harvesting licence

OFFICIAL USE ONLY

DATE RECEIVED _____

FILE REF _____

PROJECT REF _____

COMPLETE FORM CORRECT AA

COMPLETE FEE CONCESSION FEE

ADMINISTERING DISTRICT _____

ENTERED BY (SIGNATURE) _____

DATE _____

Important information for applicants

This form is to be used to apply for a protected plant harvesting licence. Information requested will enable your application to be processed as prescribed by the *Nature Conservation Act 1992*. Your application must be assessed and a permit granted by the chief executive before you can proceed with the proposed activity. Your application may take up to 40 days to process.

Before completing your application please read the information materials included with your application kit. Before lodging this application you should be familiar with the requirements of the Nature Conservation Act available on the Office of the Queensland Parliamentary Counsel website <http://www.legislation.qld.gov.au>. If you have queries about how to complete this form correctly or need guidance contact Permit and Licence Management on 1300 130 372.

Fees and concessions

In accordance with section 144 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006, reduced fees are available for particular applications. Does the application relate to one of the following purposes?

- An educational purpose; or
- A scientific research purpose; or
- An activity directed at conservation; or
- Clearing to establish necessary property infrastructure; or
- A traditional owner activity.

See section 144 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006 for definitions of the eligible purposes.

In accordance with section 155 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006, a fee exemption is available for particular applications. Is the applicant one of the following;

- A recreational plant society
- A voluntary conservation organisation
- A volunteer community organisation

See section 155 of the Nature Conservation (Administration) Regulation 2006 for definitions of eligible applicants.

7-7-1-4 ニューサウスウェールズ州²⁵⁰

ニューサウスウェールズ林業公社 (Forestry Corporation NSW: FCNSW) からの納品書 (delivery docket)

FORESTS NSW DELIVERY DOCKET

29/10/2018 08:54 am No. 556000786

Customer: 252108

Region: Central Region
Forest: DINGO
Location: 67N
ROFS: Compartment 67
Age Type: 0
Age Class: 0

Harvester: HARDWOOD HARVEST
Crew: W HARDWOOD HARVEST
Haulier: NEWELLS CREEK S
Fleet #: 0129
Truck: BC81JU Vehicle Type: 8 Axis
Trailer: W09301 Total Tare Weight: 18.50t

Tag No.	Length	Diam	SPE	Product
GWYUEA /	48	43	BBX	Grader
GWYU57 /	52	40	BBT	Quota Sawlog
GWYU51 /	50	40	BBT	Hardwood Harvest
GWYTGN /	59	39	BBT	Quota Sawlog
GWYU62 /	52	40	BBT	Hardwood Harvest
GWYULH /	124	51	BBT	Quota Sawlog
GWYUGC /	112	57	BBT	Hardwood Harvest
GWYUKG /	124	45	BBT	Quota Sawlog
GWYUJF /	124	45	BBT	Hardwood Harvest
GWYUSZ /	117	51	BBT	Quota Sawlog
GWYUCB /	110	66	BBT	Hardwood Harvest
GWYTSP /	112	43	BBT	Quota Sawlog
GWYUFB /	99	37	BQ	Hardwood Harvest
GWYU40 /	94	41	BBT	Quota Sawlog
GWYU73 /	111	41	BBT	Hardwood Harvest
GWYU95 /	75	48	BBT	Quota Sawlog
GWYU95 /	75	48	BBT	Hardwood Harvest

Totals: Volume 25.5052 Count 16
FINAL GROSS 44.00

Driver: [Redacted] Load accepted by [Redacted]
Customer signs to accept: [Redacted]
Staff: [Redacted] Pty Ltd

ENTER DATE 29/10

Each Delivery Docket has a unique barcode and timestamp. This information can be used to cross check your delivery with Forestry Corporation NSW.

Information in this section relates to location the raw logs were harvested.

Information identifying the contracted harvester and haulier will be recorded in this section.

The Delivery Docket will provide information about each raw log you receive. This will include information to assist in the identification of the logs, such as; length, diameter, species and product type.

This information can be used to comply with due diligence requirements in Subsection 19(1) of the Regulation.

The exchange of raw logs between harvester and processor is recorded here.

伐採林区番号
ニューサウスウェールズ森林公社が公表している毎年の伐採計画と照合させることによって合法性の確認を行うことができる

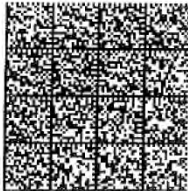
丸太のサイズ、樹種

²⁵⁰ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/nsw-state-specific-guideline.pdf>

VicForests からの納品書 (delivery docket)

Sawlog docket

Vic Forests - Docket #115001470



Dispatched: 2014-02-05 10:10 AM
Destination:

Harvest Unit: 300-917-0005

Forest Ops: Mosquito - CT

Contractor:

Hauler:

Driver:

Truck Reg:

Trailer Type: BD7

Legal GVM: 57.00 (ton)

Scale Weight: 57.00 (ton)

Logs:

#	Seg	Sp	Gr	Ln	DI	Vol
1905543	1	MA	C	6.1	60.00	1.70
1905550	1	MA	C	2.7	82.00	1.43
1905550	2	MA	D	2.7	78.00	1.29
1905558	1	MA	C	6.2	47.00	1.04
1905563	1	MA	C	5.4	40.00	0.68
1905567	1	MA	C	6.2	52.00	1.27
1905574	1	MA	D	4.9	49.00	0.91
1905588	1	MA	C	6.2	61.00	1.75
1905591	1	MA	C	5.8	73.00	2.39
1905598	1	MA	C	4.9	79.00	2.35
1905602	1	MA	C	9.7	82.00	5.07
1905607	1	MA	C	5.4	75.00	2.39
1905612	1	MA	C	10.9	65.00	3.58
1905621	1	MA	C	9.1	66.00	3.08
1905626	1	MA	C	8.0	72.00	3.18
1905632	1	MA	C	10.9	58.00	2.85
1905633	1	MA	C	4.6	41.00	0.59

Log Count: 16

Total: 35.55

100% AFS certified

Certification Number: FMS20003

Pulplog docket

Vic Forests - Docket #115001457



0001150014574

Dispatched: 2014-02-05 09:44 AM
Destination:

Harvest Unit: 300-917-0005

Forest Ops: Mosquito - CT

Contractor:

Hauler:

Driver:

Truck Reg:

Trailer Type: S6

Legal GVM: 45.50 (ton)

Scale Weight: 45.50 (ton)

Species: AS - ASH

Grade: E grade sawlog

100% AFS certified

Certification Number: FMS20003



0001150014574

伐採林区番号
VicForest 社が公表している木材
譲渡計画 (Timber Release Plan:
TRP) と照合することによって合
法性の確認を行うことができる

丸太の樹種

丸太のサイズ

'Harvest Unit' is the coupe
number, which could be
cross-referenced with the
TRP which is available on
VicForests' website

²⁵¹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/victoria-state-specific-guideline.pdf>

私有プランテーションからの納品書

HVP plantations PLACE BARCODE HERE AP5 13041
FSC Certification Code SH-FMDCOC-001128 FSC

GRAND RIDGE PLANTATIONS

Tree Farm: _____ OPERATION NO. _____
Coupe Name: _____
Coupe No.: [Barcode Grid]

PRODUCT DESCRIPTION:
Customer Code: [] [] [] Log Grader: [] [] [] [] []
Destination: _____

CONTRACTOR DETAILS:
Harvesting Contractor: [] [] [] Felled by: _____
Processed by: _____
Stacked on Roadside by: _____
Loading Contractor: [] [] [] Loaded by: _____
Loader Type: Excavator Forwarder Truck-Mounted
Delivery Contractor: [] [] [] Truck Registration: _____
Full Name of Driver: _____
Transport Type: Skid Truck B-Double Quad Dog
Mini B-Double B-Trip

DELIVERY DETAILS:
Left Coupe: / / am/pm
Arrived at Customer: / / am/pm
Waiting Time (mins): _____ Left Customer: / / am/pm
Customer Reference/Transaction No.: _____

GROSS WEIGHT: _____
TARE WEIGHT: _____
NET WEIGHT: _____

Delivery Docket No. **000000**


COPIES
GREEN - GRP PINK - Customer GOLD - Transport Contractor BLUE - Harvest Contractor WHITE - Book



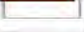
伐採林区番号
 地方政府によって承認された木材伐採計画 (Timber Harvesting Plan: THP) と照合することによって合法性の確認を行うことができる

丸太の量

'Coupe no.' can be cross-referenced with the THP or permit



森林実施計画 (Forest Practices Plan: FPP)

 Valid entries in fields marked in red are 'mandatory' in determining the authenticity and currency of a Forest Practices Plan

Forest Practices Act 1985
Certification Number:  **Forest Practices Plan** FPP No.:  Local File ID: 

Update Type: Last edit by: Created on: Updated on:
Update code: Change Description:

If it is necessary to read this Forest Practices Plan in its entirety for the specifications required by Section 19(3) of the Forest Practices Act 1985. This Forest Practices Plan authorises forest practices and operations to which it refers on the land specified in the Plan and during the period specified in the Plan, provided that the operations are carried out in accordance with the Plan. This authority is given for the purposes of the Forest Practices Act 1985 only. Those carrying out the operations under the Plan should ensure that they comply with all relevant laws including the conditions of licences, permits and other authorities issued under other laws.




Coupe Name: Location: FTR Number: 
Tenure: IBRA 4 region: UPI or PID Number: 
District: Municipality: Landowners:
Map Sheet: Grid reference: Principal Processors:
Applicant:

Parent rock: Soil: Stoniness:
2: 2: 2:

Erodibility Class: 1: 2: Majority Slope: Maximum Altitude:

Within 1km water catchment: Within a landscape zone in a Municipal Planning Scheme:
Water intake: Known Domestic Water Supply intake within 2km:
Distance to Intake: Net Area of Crown Land Reserve:

Emergency meeting Point:

Plan certified by:  Date certified:  Plan lifetime:  Date notice of intent sent:


Discrete Operational Phase	Estimated Start Date	Estimated End Date	Details
Timber Harvesting	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Minimum Class of Equipment to be used Dry: <input type="checkbox"/> Wet: <input type="checkbox"/> Cable: <input type="checkbox"/> Complied with initial or varied FPP conditions Level of Compliance: <input type="text"/> Person Who Completed Compliance Report: <input type="text"/> Report Date: <input type="text"/> Details of Compliance: <input type="text"/>

Current RFA Forest Community and/or Land Use: Prescription: NA:

Net Operational Area: Total Area to be Reforested: Total Area to be Harvested: Total Area of Operation:

承認された森林実施計画番号

森林実施機関 (Forest Practices Authority: FPA) からの認証によって合法性の確認ができる

 Fields marked in yellow may provide data for determining the need to check for a Local Council permit.

²⁵² <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/tasmania-state-specific-guideline.pdf>

Forestry Tasmania からの納品書 (Delivery Arrangement)



Delivery Arrangement: XXXXXXXX ⁽¹⁾

Advice as for **xx/xx/20xx**

This document authorises:

PURCHASERS TRADING NAME **X**
ADDRESS
TOWN or SUBURB
 Australia
Postcode

承認された森林実施計画番号

To receive the forest products (detailed below) from:

District code:	VALID TWO LETTER DISTRICT CODE
FPP/id:	Forest Practices Plan ID ⁽²⁾
Operation:	Unique Number
Coupe / Yard:	Coupe ID
Operation manager:	Forestry Tasmania
Operation start date:	xx/xx/20xx
Contractor:	Name of Contactor delivering logs

From **xx/xx/20xx** to **xx/xx/20xx**

All products are supplied under the terms of Sales Agreement **XXXXXXXX** and will be delivered to **XXXXXX** owned by **XXXXXX**.

Sale Agreement Type: **XXXXXXXX**

The coupe to which this Delivery Arrangement relates is within the Defined Forest Area covered by Forestry Tasmania's certification under the Australian Forestry Standard (AS4708). (Certificate no: 14647001AFA-001 expires 30 June 2015⁽³⁾)

The rates shown overleaf are accurate as at **xx/xx/20xx** but may change as specified in your agreement, or as otherwise negotiated. Operational Charges are subject to quarterly review. Please contact the relevant district for updated rates if required.

Notes to the **Delivery Arrangement** Example above

- (1) Where a field is shaded or marked XX... there will need to be information entered pertinent to the specific operation
- (2) This information may be useful in assisting in the check of the actual FPP if required
- (3) This paragraph alerts the purchaser to other means of meeting due diligence obligations under the provisions of schedule 2 of the *Regulation*

7-7-2 違法伐採禁止法関連参考資料

7-7-2-1 違法伐採禁止法仮訳

オーストラリアの2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012) の仮訳を示す。原文は、オーストラリア政府のウェブサイト²⁵³よりダウンロードできる。

第1部 序

1 略称

本法は、「2012年違法伐採禁止法」と呼ぶことができる。

2 施行

(1) 本法中、表第1欄記載の各規定は、表第2欄に従って現に施行を開始し、またはすでに施行を開始したものとみなす。第2欄中のその他の記載は、その文言に従った効果を有する。

施行情報		
第1欄	第2欄	第3欄
規定	施行開始	年月日・詳細
1. 第1・2条、その他本表の他の箇所に記載のない本法規定	本法が国王の同意を得た日。	2012年11月28日
2. 第3～8条	本法が国王の同意を得た日の翌日。	2012年11月29日
3. 第9条	本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。	2014年11月30日
4. 第10・11条	本法が国王の同意を得た日の翌日。	2012年11月29日
5. 第12～14条	本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。	2014年11月30日
6. 第15・16条	本法が国王の同意を得た日の翌日。	2012年11月29日
7. 第17・18条	本表2項記載の規定の施行開始日の翌日から2年の期間の最終日の翌日。	2014年11月30日
8. 第19～86条	本法が国王の同意を得た日の翌日。	2012年11月29日

注: 本表は本法中、当初制定された規定にのみ適用される。本表は、本法のその後の改正に応じて改正されることはない。

(2) 表第3欄記載の情報は、本法の一部ではない。本法の公開版において、本欄に情報を記入し、または本欄記載の情報を編集することができる。

²⁵³ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00027>

3 国王に対する拘束力

- (1) 本法は、国王の各能力を拘束する。
- (2) 本法によって国王が罰金を科せられ、または犯罪により訴追されることはない。

4 海外領土への不適用

本法は海外領土には適用されない。

5 州・領土法との重畳適用

本法は、本法と重畳適用が可能な州法または領土法の適用を排除しまたは制限することを意図するものではない。

6 本法に関する指針

本法は、違法に伐採された木材の輸入及び違法に伐採された原木の加工を禁ずるものである。

本法はさらに、違法に伐採された木材が輸入・加工されるリスクを減らすためデューデリジェンスを払うことを、規制木材製品の輸入者及び原木の加工者に義務づけるものである。

規制木材製品の輸入者は、輸入時に関税管轄大臣に対し、自己が払ったデューデリジェンスに関する申告書を提出しなければならない。

本法第4部は、本法に定める監督、捜査及び執行権限を捜査官が行使できるようにするため、規制権限法を適用する。

7 定義

本法において、

「オーストラリア」は、地理的意味で用いるときは、海外領土を含まない。

「民事罰規定」は、規制権限法におけると同じ意味を有する。

「コモンウェルス当局」とは、以下の各事項をいう。

- (a) 法律により、または法律にもとづき、公共目的のために設立された法人。
- (b) 以下のいずれかの者が単独で、または以下の複数の者が共同で、支配権を保有している会社。

(i) コモンウェルス

(ii) (a)記載の法人

「憲法上の会社」とは、憲法第51条(xx)項の適用を受ける会社をいう。

「関税管轄大臣」とは、1901年関税法を管轄する大臣をいう。

「デューデリジェンス要件」:

- (a) 規制木材製品輸入にあたっての「デューデリジェンス要件」は、第14条(1)項に定める意味を有する。
- (b) 原木加工にあたっての「デューデリジェンス要件」は、第18条(1)項に定める意味を有する。

木材を「違法に伐採する」とは、収穫場所（オーストラリア国内であると否とをとわな
い）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう。

「輸入」とは、オーストラリア国内へ輸入することをいう。

「捜査官」とは、第 19 条にもとづき任命された者をいう。

「規制木材製品」は、第 9 条(3)項に定める意味を有する。

「規制権限法」とは、2014 年規制権限（標準規定）法をいう。

「長官」とは、本省の長官をいう。

「本法」というときは、規則も含む。

「木材製品」とは、木材であるか、木材から製造されたか、または木材を含む物をいう。

第 2 部 輸入

第 1 章 違法に伐採された木材の輸入

8 違法に伐採された木材の輸入

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含み、かつ、
- (c) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：5 年間の拘禁若しくは 500 罰金単位、またはその両方。

9 違法に伐採された木材を規制木材製品の形で輸入

- (1) 以下の行為は犯罪となる。
 - (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
 - (b) その物が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含み、かつ、
 - (c) その物が規制木材製品であり、かつ、
 - (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：5 年間の拘禁若しくは 500 罰金単位、またはその両方。

- (2) (1)項(b)の過誤要素は過失である。

- (3) 「規制木材製品」とは、規則に定める木材製品をいう。

10 没収

(1) 以下の場合、裁判所は、物の全部または一部をコモンウェルスに没収させるよう命ずることができる。

- (a) 裁判所が、その物またはその一部につき、第 8 条または 9 条に違反した罪で行為者に有罪判決を下した場合であって、かつ、
 - (b) その物が同人の所有物であるとき。
- (2) 同人は、上記の命令に関連して審理を受ける権利を有する。
- (3) 上記の物またはその一部は、長官が適切と判断した方法で取り扱いはたは処分することができる。ただし以下の時点より後に限る。

- (a) 命令や有罪判決に対する上訴の提起期間が、かかる上訴が提起されることなく終了したときは、それらの期間の終了時。
- (b) かかる上訴が1件または複数提起されたときは、それらの上訴が失効し、または最終決定された時点。

11 1901年関税法の適用

以下の場合においては、

- (a) 製品の輸入が第8条または9条にもとづく犯罪であって、かつ、
 - (b) 長官が、同輸入に1901年関税法の適用を希望する旨、(1901年関税法にいう)関税監督官に対して書面で通知した場合は、
- あたかも同輸入に含まれる同製品が1901年関税法にいう禁制輸入品であって、同法第229条にもとづき国王により没収されるべき製品であるかのように、1901年関税法が効力を有する。

第2章 輸入者が払うデューデリジェンス

12 規制木材製品の輸入

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が規制木材製品であり、かつ、
- (c) 同人が同製品輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守せず、かつ、
- (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：300 罰金単位。

13 関税申告書

以下の行為は犯罪となる。

- (a) 行為者が物を輸入し、かつ、
- (b) その物が規制木材製品であり、かつ、
- (c) 同人が、自己が同製品輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守したかどうかにつき、規則に定める方法で関税管轄大臣に申告しておらず、かつ、
- (d) その物が本条に係る規則によって除外されていないとき。

罰則：100 罰金単位。

14 規制木材製品輸入にあたってのデューデリジェンス要件

- (1) 規制木材製品輸入にあたってのデューデリジェンス要件を、規則で定めなければならない。
- (2) 要件は、輸入した規制木材製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを減らす目的のためにのみ定めなければならない。
- (3) 要件には、以下のいずれかまたは複数の事項に関連した要件を含めることができる。

- (a) 上記のリスク の評価目的での情報収集。以下の各事項に関連した情報を含む。
 - (i) 収穫した木材の種類、原産地及び詳細
 - (ii) 木材または木材製品のサプライヤーの名称、営業所の所在地その他の詳細
 - (iii) 木材収穫場所が属する国の法律を遵守しているという証拠
 - (iv) 収集した情報の完全性、正確性または信頼性
- (b) 上記リスクの評価・特定
- (c) リスクの程度に応じたリスク低減策
- (d) 第 13 条にもとづく関税管轄大臣への申告
- (e) コンプライアンス陳述書の提出
- (f) 監査
- (g) 定められた状況における救済策の実施
- (h) 報告書その他の情報の大臣への提供
 - (i) 情報公開
- (4) (3)項は(2)項を限定するものではない。
- (5) 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件であって、特定の法律、規則またはプロセスを遵守することによってその全部または一部を充たせる要件を、規則で定めることができる。ここでいう法律、規則またはプロセスには以下の各事項を含む。
 - (a) 州、領土または外国において効力を有する法律または法律にもとづくプロセス
 - (b) 業界または認証団体が設立または認証した規則またはプロセス
 - (c) 確立された運用プロセス
- (6) (5)項(a)～(c) は(5)項を限定するものではない。

第 3 部 加工

第 1 章 違法に伐採された原木の加工

15 違法に伐採された原木の加工

- (1) 以下の行為は犯罪となる。
 - (a) 行為者が、原木を原木以外のものに加工し、かつ、
 - (b) 同人が憲法上の会社であるか、または以下のいずれかの状況で原木を加工し、かつ、
 - (i) 外国との、または州間若しくは州・領土間の貿易・通商の過程で、または貿易・通商の目的で
 - (ii) 領土内において
 - (iii) 憲法上の会社に代わって
 - (iv) 憲法上の会社に木材製品を供給する目的で
 - (v) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に代わって
 - (vi) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に木材製品を供給する目的で
 - (c) 同原木が違法に伐採されたものであり、かつ、
 - (d) 同人が、本条に係る規則によって除外される対象集団に含まれず、かつ、
 - (e) 同加工が本条に係る規則によって除外されず、かつ、

(f) 同原木が本条に係る規則によって除外される種類でないとき。

罰則： 5年間の拘禁若しくは500罰金単位、またはその両方。

例外 輸入原木

(2) 同原木がオーストラリア国内へ輸入されたものである場合、(1)項は適用されない。

注： (2)項記載の事項との関連では、被告人が立証責任を負う（刑法13.3(3)を参照）。

16 没収

(1) 以下の場合、裁判所は、物の全部または一部をコモンウェルスに没収させるよう命ずることができる。

(a) 裁判所が、その物またはその一部につき、第15条に違反した罪で行為者に有罪判決を下した場合であって、かつ、

(b) その物またはその一部が同人の所有物であるとき。

(2) 同人は、上記の命令に関連して審理を受ける権利を有する。

(3) 上記の物またはその一部は、長官が適切と判断した方法で取り扱いまたは処分することができる。ただし以下の時点より後に限る。

(a) 命令や有罪判決に対する上訴の提起期間が、かかる上訴が提起されることなく終了したときは、それらの期間の終了時。

(b) かかる上訴が1件または複数提起されたときは、それらの上訴が失効し、または最終決定された時点。

第2章 加工者が払うデューデリジェンス

17 原木の加工

(1) 以下の行為は犯罪となる。

(a) 行為者が原木を原木以外のものに加工し、かつ、

(b) 同人が憲法上の会社であるか、または以下のいずれかの状況で原木を加工し、かつ、

(i) 外国との、または州間若しくは州・領土間の貿易・通商の過程で、または貿易・通商の目的で

(ii) 領土内において

(iii) 憲法上の会社に代わって

(iv) 憲法上の会社に木材製品を供給する目的で

(v) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に代わって

(vi) コモンウェルスまたはコモンウェルス当局に木材製品を供給する目的で

(c) 同人が原木加工にあたってのデューデリジェンス要件を遵守せず、かつ、

(d) 同原木が本条に係る規則によって除外される種類でないとき。

罰則：300罰金単位。

例外 輸入原木

(2) 原木がオーストラリア国内へ輸入された場合は、(1)項は適用されない。

注： (2)項記載の事項との関連では、被告人が立証責任を負う（刑法13.3(3)を参照）。

18 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件

- (1) 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件を、規則で定めなければならない。
- (2) 要件は、違法に伐採された原木が加工されるリスクを減らす目的のためにのみ定めなければならない。
- (3) 要件には、以下の事項のいずれかまたは複数に関連した要件を含めることができる。
 - (a) 上記のリスクの評価目的での情報収集。以下の各事項に関連した情報を含む。
 - (i) 収穫した原木の種類、原産地及び詳細
 - (ii) 原木のサプライヤーの名称、営業所の所在地その他の詳細
 - (iii) 原木収穫場所が属する州または領土の法律を遵守しているという証拠
 - (iv) 収集した情報の完全性、正確性または信頼性
 - (b) 上記リスクの評価・特定
 - (c) リスクの程度に応じたリスク低減策
 - (d) コンプライアンス陳述書の提出
 - (e) 監査
 - (f) 定められた状況における救済策の実施
 - (g) 報告書その他の情報の大臣への提供
 - (h) 情報公開
- (4) (3)項は(2)項を限定するものではない。
- (5) 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件であって、特定の法律、規則またはプロセスを遵守することによってその全部または一部を充たせる要件を、規則で定めることができる。ここでいう法律、規則またはプロセスには以下の各事項を含む。
 - (a) 州または領土において効力を有する法律または法律にもとづくプロセス
 - (b) 業界または認証団体が設立または認証した規則またはプロセス
 - (c) 確立された運用プロセス
- (6) (5)項(a)～(c)は(5)項を限定するものではない。

第4部 監督、捜査及び執行

第1章 捜査官

19 捜査官の任命

- (1) 長官は、本法に定める捜査官を書面で任命することができる。
- (2) 長官は、ある人が捜査官の権限を適正に行使するための適切な訓練または経験を積んでいると納得しない限り、同人を捜査官に任命してはならない。
- (3) 捜査官の任期は、任命書に記載する期間とする。期間は2年を超えてはならない。
- (4) 捜査官は、その権限行使にあたって長官の指示を遵守しなければならない。
- (5) (4)項にもとづいて与えられた書面の指示は、法律文書ではない。

第2章 監督

21 監督権限

監督対象規定

(1) 以下の各規定は、規制権限法第2部にもとづく監督の対象となる。

(a) 本法の規定

(b) 1914年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法と関連のある犯罪。

注： 規制権限法第2部は、本法が遵守されているか否かの監督枠組を形成する。枠組には立入・査察権限を含む。

監督対象情報

(2) 本法の規定に従って、または従うと称して提供された情報は、規制権限法第2部にもとづく監督の対象となる。

注： 規制権限法第2部は、情報が正確か否かの監督枠組を形成する。枠組には立入・査察権限を含む。

関連規定

(3) 規制権限法第2部が、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で適用される場合、同部という関連規定は存在しない。

授權を受けた申請者及び授權を受けた者

(4) 捜査官は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう授權を受けた申請者であり授權を受けた者である。

発付官

(5) 以下の各人は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう発付官である。

(a) 治安判事

(b) 州または領土の裁判所の判事

(c) オーストラリア連邦巡回裁判所の判事またはオーストラリア連邦裁判所の判事が、本法に定める発付官としての職務を果たすことに同意し、その同意が有効な場合は、その判事。

管轄最高責任者

(6) (1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、長官が、規制権限法第2部にいう管轄最高責任者である。

(7) 長官は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で、規制権限法第2部にもとづく長官の権限を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。

(8) (6)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

管轄裁判所

(9) 以下の各裁判所は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連では、規制権限法第2部にいう管轄裁判所である。

(a) オーストラリア連邦裁判所

(b) オーストラリア連邦巡回裁判所

追加監督権限

(10) 以下のいずれかの事項を決するにあたっては、

- (a) (1)項記載の規定が従来遵守されてきたか、または現に遵守されているか
- (b) (2)項記載の情報の正確性

規制権限法第2部にもとづく監督権限には、(11)項記載の追加監督権限が含まれているものとみなす。

(11) 追加監督権限とは、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で規制権限法第18条が適用される場合において、同条にもとづき立ち入った敷地内においていかなる物のサンプルでも採取しうる権限をいう。

支援者

(12) 授権を受けた者は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で規制権限法第2部にもとづく権限を行使し、または機能や任務を遂行するにあたり、他人の支援を受けることができる。

海外領土への不適用

(13) 規制権限法第2部は、(1)項記載の規定や(2)項記載の情報との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第3章 捜査

22 捜査権限

捜査対象規定

(1) 以下の各規定は、規制権限法第3部にもとづく捜査の対象となる。

- (a) 本法違反の犯罪
- (b) 本法中の民事罰規定
- (c) 1914年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法に関連する犯罪

注： 規制権限法第3部は、規定違反があったか否かの捜査枠組を形成する。枠組には立入・捜索・押収権限を含む。

関連規定

(2) 規制権限法第3部が(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で適用される場合、同部にいう関連規定は存在しない。

授権を受けた申請者及び授権を受けた者

(3) 捜査官は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう授権を受けた申請者であり授権を受けた者である。

発付官

(4) 以下の各人は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう発付官である。

- (a) 治安判事
- (b) 州または領土の裁判所の判事
- (c) オーストラリア連邦巡回裁判所の判事またはオーストラリア連邦裁判所の判事が、本法に定める発付官としての職務を果たすことに同意し、その同意が有効な場合は、その判事。

管轄最高責任者

(5) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連では、長官が、規制権限法第3部にいう管轄最高責任者である。

(6) 長官は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で、規制権限法第3部にもとづく長官の権限及び機能を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。

(7) (6)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

管轄裁判所

(8) 以下の各裁判所は、(1)記載の規定関連の証拠物件との関連では、規制権限法第3部にいう管轄裁判所である。

(a) オーストラリア連邦裁判所

(b) オーストラリア連邦巡回裁判所

追加捜査権限

(9) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部が適用される場合、同部にもとづく捜査権限には、(10)項記載の追加捜査権限が含まれているものとみなす。

(10) 追加捜査権限とは、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第48条が適用される場合において、同条にもとづいて立ち入った敷地内においていかなる物のサンプルでも採取しうる権限をいう。

令状執行の際の実力行使

(11) (1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部が適用される場合、同部にもとづいて捜査令状を執行するにあたり、

(a) 授権を受けた者は、当該状況下において物に対し、必要かつ合理的な実力を行行使することができる。

(b) 授権を受けた者を支援する者は、当該状況下において物に対し、必要かつ合理的な実力を行行使することができる。

支援者

(12) 授権を受けた者は、(1)項記載の規定関連の証拠物件との関連で規制権限法第3部にもとづいて権限を行行使し、または機能や任務を遂行するにあたり、他人の支援を受けることができる。

海外領土への不適用

(13) 規制権限法第3部は、(1)項記載の規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第4章 民事罰

23 民事罰規定

執行可能な民事罰規定

(1) 本法中の各民事罰規定は、規制権限法第4部にもとづき執行可能である。

注： 民事罰規定は、規制権限法第 4 部にもとづき、規定違反による罰金の支払命令を取得することにより執行することができる。

授權を受けた申請者

(2) 長官は、本法中の民事罰規定との関連では、規制権限法第 4 部にいう授權を受けた申請者である。

管轄裁判所

(3) 以下の各裁判所は、本法中の民事罰規定との関連では、規制権限法第 4 部にいう管轄裁判所である。

- (a) オーストラリア連邦裁判所
- (b) オーストラリア連邦巡回裁判所

海外領土への不適用

(4) 規制権限法第 4 部は、本法中の民事罰規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第 5 章 法律違反通知

24 法律違反通知

法律違反通知対象規定

- (1) 以下の各規定は、規制権限法第 5 部にもとづく法律違反通知の対象となる。
- (a) 本法に違反する無過失責任犯罪
 - (b) 本法中の民事罰規定
 - (c) 1914 年犯罪法または刑法に違反する犯罪であって、本法と関連する犯罪

法律違反担当官

(2) 捜査官は、(1)項記載の規定との関連では、規制権限法第 5 部にいう法律違反担当官である。

管轄最高責任者

- (3) (1)項記載の規定との関連では、長官が、規制権限法第 5 部にいう管轄最高責任者である。
- (4) 長官は、(1)項記載の規定に関連した、管轄最高責任者としての長官の権限及び機能を、本省内の SES 職員または SES 職員代理に書面で委任することができる。
- (5) (4)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

海外領土への不適用

(6) 規制権限法第 5 部は、(1)項記載の規定との関連で適用される場合は、海外領土には適用されない。

第 5 部 雑則

83 報告書の公表

- (1) 長官は、本法の運用に関する報告書を公表することができる。
- (2) (1)項は、1988 年プライバシー法にいう情報開示を義務づけまたは授權するものではない。

84 本法運用の見直し

- (1) 大臣は、本法運用の最初の5年間についての見直しを実施させなければならない。
- (2) 見直し担当者は、5年間の終了時から12カ月以内に、書面による見直し報告書を大臣に提出しなければならない。
- (3) 大臣は、見直し報告書を受領してから各議院の15開会日以内に、報告書の写し1部を各議院に提出しなければならない。

85 長官による委任

- (1) 長官は、本法にもとづく長官の権限及び機能を、本省内のSES職員またはSES職員代理に書面で委任することができる。
- (2) (1)項にもとづく委任にもとづいて権限または機能を行行使する者は、長官の指示を遵守しなければならない。

86 規則

- (1) 連邦総督は、以下の各事項を定めた規則を制定することができる。
 - (a) 本法が制定を義務づけまたは許可している事項
 - (b) 本法を実施する上で制定することが必要または便利な事項
- (2) 規則では、(1)項を限定することなく、以下の各事項を行うことができる。
 - (a) 本法にもとづく事項に関する手数料を定めること。
 - (b) 規則違反の犯罪に対して、50罰金単位を超えない罰則を定めること。
 - (c) 規則中の特定の規定が民事罰規定である旨宣言し、かかる規定違反の罰金を、以下の限度を超えない範囲で定めること。
 - (i) 法人については100罰金単位
 - (ii) その他の場合は100罰金単位
 - (d) 本法にもとづいて下した決定の、行政上訴審判所による見直しについて定めること。

7-7-2-2 違法伐採禁止規則仮訳

オーストラリアの2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012) の仮訳を示す。原文は、オーストラリア政府のウェブサイト²⁵⁴よりダウンロードできる。

第1部 序

1 規則の名称

本規則は「2012年違法伐採禁止規則」という。

3 定義

本規則において、

「法」とは、2012年違法伐採禁止法をいう。

「国別ガイドライン」とは、別表2第2部に定めるガイドラインをいう。

注： 第12条(1)(a)を参照。

「州別ガイドライン」とは、別表2第3部に定めるガイドラインをいう。

注： 第21条(1)(a)を参照。

「木材合法性枠組」とは、別表2第1部に定める枠組をいう。

注： 第11条(1)(a)及び第20条(1)(a)を参照。

第2部 輸入

第1章 違法に伐採された木材の輸入

5 規制木材製品

第9条(3)項にいう木材製品を、別表1に定める。

6 除外される規制木材製品

(1) 法第12条(d)及び13条(d)との関連で、以下の各物または物の一部を除外と定める。

(a) 規制木材製品であって、全面的にリサイクル材料から製造されたもの。

(b) 規制木材製品の一部がリサイクル材料から製造されたものであるときは、同製品中、リサイクル材料から製造された部分。

(c) 委託販売品の一部として輸入された規制木材製品。ただし委託販売品中の規制木材製品の合計価格が、輸入時において1000豪ドルを超えないことを条件とする。

(2) 本条において、規制木材製品中の木材であって以下の条件を充たすものはリサイクル材料である。

(a) 同材料がかつて別の製品またはその一部であって、かつ、

(b) 同材料が同別製品から取り外された時点で、同製品がもはや当初意図した目的に使用されず、かつ廃棄物とみなされ、かつ、

(c) 同材料が同規制木材製品の原料として使用されているとき。

²⁵⁴ <https://www.legislation.gov.au/Details/F2018C00368>

(3) ただし規制木材製品中の材料が製造工程の副産物であるときは、同材料はリサイクル材料とはいえない。

例： パーティクルボードまたは中密度ファイバーボードの製造に使用された挽き木材から出たおがくずまたは切れ端。

6A 一部除外される規制木材製品——デューデリジェンス要件は不要

(1) 本条は、部分的にリサイクル材料から製造された規制木材製品に関連して適用される。

(2) 第2・3章に定めるデューデリジェンス要件は、規制木材製品のうち第6条により除外される部分には適用されない。

7 関税申告書

法第13条(c)にいう、規制木材製品の輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守したかどうかに関する関税管轄大臣への申告書式とは、1901年関税法に従って提出する輸入申告書に含まれる、上記の趣旨の申告書をいう。

第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件

8 第2章の目的

本章では、法第14条(1)にいう、規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件を定める。

9 輸入者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

(a) 書面であること。

(b) 輸入者がそのプロセスを踏むことで、規制木材製品の輸入に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。

(c) 以下の各情報を含むこと。

(i) 輸入者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及びeメールアドレス。

(ii) 輸入者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・eメールアドレスその他の連絡先情報を含む。

(iii) 輸入者が実施する事業との関連で規制木材製品を輸入する場合は、輸入者が従事する主たる事業活動及び輸入者のABN（オーストラリア事業番号）またはACN（オーストラリア企業番号）。

(e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

10 デューデリジェンス要件——情報収集

- (1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って同製品に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。
- (2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。
 - (a) 同規制木材製品の説明。以下の各情報を含む。
 - (i) 製品の種類及び商標。
 - (ii) 製品中の木材の供給源となった樹木の通称、属名または学名。
 - (b) 製品中の木材が収穫された国、国内の地域及び森林伐採林区。
 - (c) 製品が製造された国。
 - (d) 製品のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。
 - (e) 製品の出荷量。体積、重量またはユニット数で表す。
 - (f) 製品購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。
 - (g) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同木材の収穫者その他同木材関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。
 - (h) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して国別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが輸入者に取得を義務づけている、同製品に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。
 - (i) 製品が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。
 - (i) 木材が収穫された場所において、製品中の木材の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。
 - (ii) その場所での木材収穫が法律（規則を含む）により授權されている場合は、同木材収穫につき、法定要件を充たしているか否か。
 - (iii) 木材収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。
 - (iv) 同木材の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同木材収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

- (3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

11 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表2第1部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。

- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
- (b) 枠組を使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクの有無を特定・評価する。
- (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
- (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

12 デューデリジェンス要件——国別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表 2 第 2 部に定める国別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 10 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) 同ガイドラインを使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

13 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 11・12 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。

- (a) 輸入者が第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択しなかったとき、または
- (b) 輸入者が、
 - (i) 第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択し、かつ、
 - (ii) それらの手順を利用しても、規制木材製品が、違法に伐採された木材であるもしくは、違法に伐採された木材を含むリスクが存在しない、または低いことを特定できない場合とき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、規制木材製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第 10 条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 以下の各事項の普及
 - (i) 製品中の木材の伐採地域における違法伐採行為全般
 - (ii) 製品中の木材の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為
 - (iii) 同地域における武力紛争
 - (b) 製品の複雑さ
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

14 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 同製品との関連で第 13 条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が、同製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。

- (a) 製品についてさらなる情報を取得すること。同製品に関連した認証または独立評価も含む。
- (b) 製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを再評価すること。第 11 条(2)項、12 条(2)項または 13 条(2)項記載の手順の利用も含む。
- (c) 製品を輸入しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

15 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を輸入者に要請することができる。
 - (a) 規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステム。
 - (b) 同規制木材製品の輸入と関連して、輸入者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

輸入者が情報要請に従うべきこと

- (3) 輸入者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

16 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 輸入者は、下表記載の各記録を、記録ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録保存期間
1	各規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録	第 9 条(2)(e)	製品を輸入した日から 5 年間
2	規制木材製品について輸入者が収集した情報	第 10 条	製品を輸入した日から 5 年間

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録保存期間
3	規制木材製品に関して、木材合法性枠組または国別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録	第 11 条(2)(d)または 12 条(2)(d)	製品を輸入した日から 5 年間
4	規制木材製品との関連で輸入者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録	第 13 条(2)(b)	製品を輸入した日から 5 年間
5	規制木材製品との関連で輸入者が実施したリスク低減プロセスの記録	第 14 条(2)(b)	製品を輸入した日から 5 年間

民事罰規定

(2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 3 部 加工

第 1 章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件

17 第 1 章の目的

本章では、法 第 18 条(1)項にいう、原木を原木以外の物に加工するにあたってのデューデリジェンス要件を定める。

18 加工者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 加工者は、原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

- (a) 書面であること。
- (b) 加工者がそのプロセスを踏むことで、原木の加工に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。
- (c) 以下の各情報を含むこと。
 - (i) 加工者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及び e メールアドレス。
 - (ii) 加工者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・e メールアドレスその他の連絡先情報を含む。
 - (iii) 加工者が実施する事業との関連で原木を加工する場合は、加工者が従事する主たる事業活動及び加工者の ABN または ACN。
- (e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

19 デューデリジェンス要件——情報収集

(1) 加工者は、原木の加工に先立って同原木に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。

(2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。

(a) 同原木の説明。以下の各情報を含む。

(i) 原木の供給源となった樹木の通称、属名または学名。

(ii) 原木を収穫した地域。州または領土、及び森林収穫単位を含む。

(b) 原木のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。

(c) 加工される原木量。体積、重量またはユニット数で表す。

(d) 原木購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。

(e) 原木または同原木の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同原木の収穫者その他同原木関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。

(f) 原木または同原木の伐採地域に対して州別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが加工者に取得を義務づけている、同原木に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。

(g) 原木が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。

(i) 原木が収穫された場所において、原木の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。

(ii) その場所での原木収穫が法律（規則を含む）により授権されている場合は、同原木収穫につき、法定要件を充たしているか否か。

(iii) 原木収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。

(iv) 同原木の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同原木収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

20 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

(1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。

(a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 1 部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、

(b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。

- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
 - (b) 枠組を使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

21 デューデリジェンス要件——州別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 3 部に定める州別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 第 19 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) ガイドラインを使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

22 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 20・21 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 加工者が第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)項記載の手順の利用を選択しなかったとき、または
 - (b) 加工者が、
 - (i) 第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)記載の手順を利用することを選択し、かつ、

- (ii) それらの手順を利用しても、原木が違法に伐採されたものである〔リスクが存在しないかまたはリスクが低い旨を特定できない?〕とき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、原木が違法に伐採されたリスクを（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第 19 条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 原木の伐採地域における違法伐採行為全般の普及
 - (b) 原木の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為の普及
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

23 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で、加工者に適用される。
 - (a) 原木との関連で第 22 条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が、原木が違法に伐採されたリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。
 - (a) 原木についてさらなる情報を取得すること。同原木に関連した認証または独立評価も含む。
 - (b) 原木が違法に伐採されたリスクを再評価すること。第 20 条(2)項、21 条(2)項または 22 条(2)項記載の手順の利用も含む。
 - (c) 原木を加工しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

24 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を加工者に要請することができる。

- (a) 原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステム。
- (b) 同原木の加工と関連して、加工者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

加工者が情報要請に従うべきこと

- (3) 加工者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

25 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 加工者は、下表記載の各記録を、項目ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録の保存期間
1	各原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録	第 18 条(2)(e)	原木が加工された日から 5 年間
2	原木について加工者が収集した情報	第 19 条	原木が加工された日から 5 年間
3	原木に関して、木材合法性枠組または州別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録	第 20 条(2)(d)または 21 条(2)(d)	原木が加工された日から 5 年間
4	原木との関連で加工者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録	第 22 条(2)(b)	原木が加工された日から 5 年間
5	原木との関連で加工者が実施したリスク低減プロセスの記録	第 23 条(2)(b)	原木が加工された日から 5 年間

民事罰規定

- (2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 5 部 適用と経過規定

27 規制木材製品関連の改正の適用

別表1第2・3項施行時以後に行われた、物の輸入に関しては、これらの項により改正された「2017年違法伐採禁止改正（調和的なシステム変更その他の対策）規則」が適用される。

別表1—規制木材製品

1 規制木材製品

- (1) 以下の木材製品が規定されている。:
- (a) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字の場合、1995年関税法別表第3のその見出しの下に記載されているすべての木材製品；
- (b) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字よりも長い場合は、1995年関税法別表第3のその見出しまたは小見出しの下に記載されている木材製品。
- (2) 木材製品への言及は、木材製品が1995年の関税率法で持つ意味をしめしている。

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
1	4403	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
2	4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
3	4408	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4	4409.10.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） － 針葉樹のもの
4A	4409.22.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、か

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
		んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － 熱帯産木材のもの
5	4409.29.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － その他のもの
6	4410	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
7	4411	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
8	4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
9	4413.00.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）
10	4414.00.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
11	4416.00.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）
12	4418	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）
13	4701.00.00	機械木材パルプ
14	4702.00.00	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
15	4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
16	4704	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
17	4705.00.00	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
18	4801	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
19	4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
		(ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙
20	4803	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)
21	4804	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。)
22	4805	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。)
23	4806.20.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － 耐脂紙
24	4806.30.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － トレーシングペーパー
25	4806.40.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
26	4807.00.00	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)
27	4808	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。)

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
28	4809	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）
29	4810	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）
30	4811	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）
31	4813	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）
32	4816	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第 48.09 項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）
33	4817	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
34	4818	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状に又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品
35	4819	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
		板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
36	4820	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
37	4821	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
38	4823	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
39	9401.61.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） － アップホルスターのもの
40	9401.69.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） － その他のもの
41	9403.30.00	その他の家具及びその部分品 － 事務所において使用する種類の木製家具
42	9403.40.00	その他の家具及びその部分品 － 台所において使用する種類の木製家具
43	9403.50.00	その他の家具及びその部分品 － 寝室において使用する種類の木製家具
44	9403.60.00	その他の家具及びその部分品 － その他の木製家具
45	9403.90.00	その他の家具及びその部分品 － 部分品
46	9406.10.00	プレハブ建築物

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
－ 木製のもの		

注：項目 45、46 は木製または木材を含む製品にのみ適用される

別表 2 木材合法性枠組、国別ガイドライン及び州別ガイドライン

注： 第 3 条を参照。

第 1 部 木材合法性枠組

1 木材合法性枠組

下表記載の各枠組は、木材合法性枠組である。

木材合法性枠組	
項目	枠組
2	森林管理協議会（FSC）が管理する、以下の各事項： (a) FSC 森林管理認証基準 (b) FSC 生産・流通・加工過程基準
3	森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理する、以下の各事項： (a) PEFC 持続可能な森林管理認証基準 (b) PEFC 生産・流通・加工過程基準

注 2： FSC 森林管理認証基準及び FSC 生産・流通・加工過程基準に関する情報は、2014 年中は FSC ウェブサイト（<http://www.ic.fsc.org>）上で参照できる。

注 3： PEFC 持続可能な森林管理認証基準及び PEFC 生産・流通・加工過程基準は、2014 年中は PEFC ウェブサイト（<http://www.pefc.org>）上で参照できる。

第 2 部 国別ガイドライン

2 国別ガイドライン

下表記載の各ガイドラインは、国別ガイドラインである。

国別ガイドライン	
項目	ガイドライン
1	国別ガイドライン・カナダ編。2014 年 9 月 25 日、オーストラリア政府とカナダ政府が共同承認したもの。
2	国別ガイドライン・フィンランド編。2014 年 8 月 29 日、オーストラリア政府とフィンランド政府が共同承認したもの。
3	国別ガイドライン・インドネシア編。2014 年 10 月 21 日、オーストラリア政府とインドネシア政府が共同承認したもの。

国別ガイドライン	
項目	ガイドライン
4	国別ガイドライン・イタリア編。2014年10月3日、オーストラリア政府とイタリア政府が共同承認したもの。
4A	国別ガイドライン・マレーシア編。2015年2月13日、オーストラリア政府とマレーシア政府が共同承認したもの。
5	国別ガイドライン・ニュージーランド編。2014年10月7日、オーストラリア政府とニュージーランド政府が共同承認したもの。
5A	国別ガイドライン・パプアニューギニア編。2015年11月20日、オーストラリア政府とパプアニューギニア政府が共同承認したもの。
6	国別ガイドライン・ソロモン諸島編。2014年5月12日、オーストラリア政府とソロモン諸島政府が共同承認したもの。

注： 上記の国別ガイドラインは、2014年中は本省のウェブサイト
(<http://www.agriculture.gov.au>) 上で参照できる。

7-7-2-3 国別ガイドラインの例

オーストラリア政府は、規制対象事業者のデューデリジェンスを支援するために、生産国の法制度や合法的な木材の識別方法などの情報を提供している。国別ガイドラインは対象国政府との協議によって作成されており、生産国政府の木材の合法性に関する見解が強く反映されたものとなっている。例えば、パプアニューギニアの国別ガイドライン²⁵⁵は、全25ページの資料となっており、その概要を取りまとめた「クイック・リファレンス・ガイド²⁵⁶」も作成されている。ここでは以下に、パプアニューギニアの国別ガイドラインのクイック・リファレンス・ガイドを例として紹介（仮訳）する。

パプアニューギニアの国別ガイドラインのクイック・リファレンス・ガイド

このクイック・リファレンス・ガイドは、パプアニューギニアの国別ガイドラインに基づいている。これらの文書は、パプアニューギニア（PNG）から規制木材製品を輸入するオーストラリアの事業者が、違法伐採禁止法および違法伐採禁止規則に基づいてデューデリジェンスを実施するために使用することができる。

一般情報

PNGでは1991年に改正された林業法が森林資源管理の立法基盤となっている。森林省はパプアニューギニア森林公社(PNGFA)を管轄機関として、PNGの森林の保全と管理に責任を持っている。

パプアニューギニアにおける木材伐採の法的要件

1991年林業法は、PNGの森林資源の慣習的所有権を認めている。PNGの森林地域から木材を伐採しようとする企業や個人は、PNGFAによって発行された有効な木材許可(Timber permit)または木材ライセンス(Timber License)を持っていないなければならない。これらの活動は以下のいずれかの方法で行われなければならない。

- (a) 森林管理合意 (Timber Management Agreement)
- (b) 木材権 (Timber Authority)
- (c) 皆伐権 (Forest Clearing Authority)

また、廃止された林業法のもとで伐採活動が継続されているところもある。

- (a) 木材購入権 (Timber Right Purchase)
- (b) 地域森林エリア (Local Forest Area)

²⁵⁵ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/png-csg.pdf>

²⁵⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/png-qrg.pdf>

パプアニューギニアからの合法製品の識別

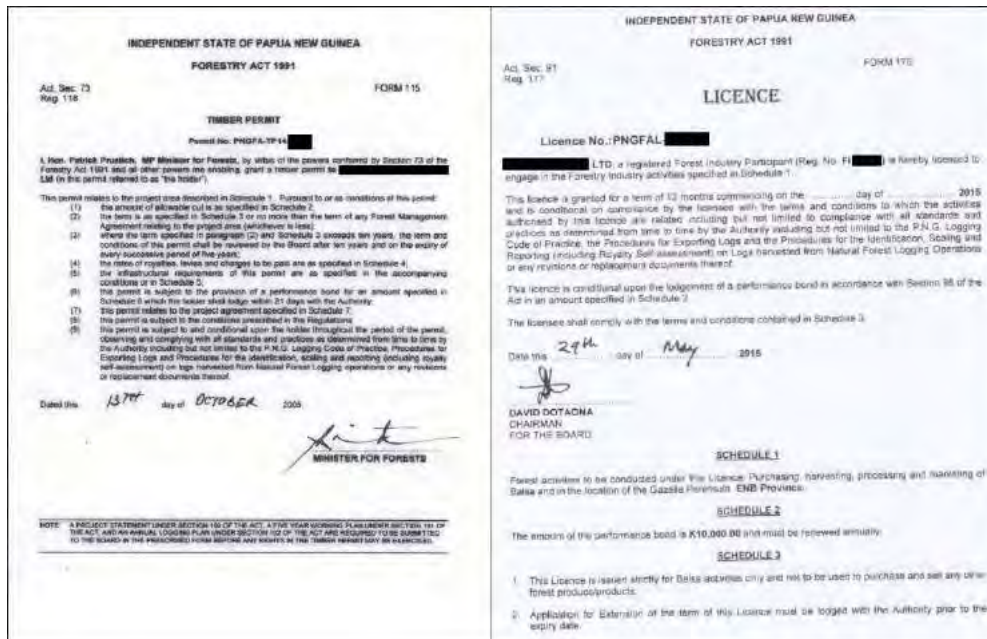
PNG からの規制木材製品の輸入者は、取り決めの種類に応じて、1991 年林業法に基づいて発行された以下の文書のいずれかを提供することで、木材製品の合法性を確認することができる。

(a) **木材許可(Timber Permit)**：森林管理合意(FMA: Forest Management Agreement)地域、木材購入権(TRP: Timber Right Purchase)地域または地域森林エリア(LFA: Local Forest Area)内での伐採など、特定の活動を行うために森林大臣から事業者が発行される(図 1)。

(b) **木材ライセンス(Timber License)**：森林管理合意、TRP または LFA の対象となっていない慣習的な土地に対して、州森林管理委員会議長が発行する(図 2)。

図 1：木材許可

図 2：木材ライセンス



PNG からの丸太、木材、木材製品の輸入者は、デューデリジェンスのために、輸出書類のコピーをサプライヤーから入手することができる。

注：パプアニューギニアの国別ガイドラインの 2 ページに定義されている通り、丸太の輸出には、輸出許可証タイプ 1 と輸出ライセンスの両方が必要である。丸太以外の形で輸出される木材には、輸出許可証タイプ 1 または輸出許可証タイプ 2 が必要である。各許可証の詳細は以下のとおりである。

(a) **輸出ライセンス：**貿易・産業大臣が発行するもので、許可証タイプ 1 とは別に、丸太を輸出する際に必要な書類である(図 3)。

(b) 輸出許可証タイプ1：木材ライセンス地域（Timber License Area）から木材許可（Timber Permit）の下で伐採された丸太や木材製品に対して PNG 森林公社の承認を得て森林大臣が発行する（図4）。

(c) 輸出許可証タイプ2：森林大臣が木材以外の林産物に対して発行する輸出許可証（図5）。

図3：輸出ライセンス



図4 輸出許可証タイプ1



図5 輸出許可証タイプ2



PNG で林業関連の活動を行うためには、林業参加者事業者証明書（Forest Industry Participant Certificate, パプアニューギニアの国別ガイドラインの別添 G 参照）を取得しなければならず、これは林業関連の活動を行うためのすべての要件を満たしていることを証明するものである。この文書は、製品の合法性を証明するために必要となる。

PNGFA はまた、天然林における希少性を考慮して、輸出から保護されるべき木材種のリストを作成している。有効な木材許可証やライセンスを発行された企業や個人は、伐採や加工の際に保護されている種に関するすべての規制を守らなければならない。除外される種のリストは、パプアニューギニアの国別ガイドライン（p.11）に記載されている。

パプアニューギニアにおける木材合法性の詳細については、パプアニューギニアの国別ガイドラインを参照のこと。

詳細問い合わせ先²⁵⁷：

²⁵⁷ 問い合わせ先として、オーストラリア政府農業水資源省、パプアニューギニア森林公社、パプアニューギニア森林産業協会の住所、電話番号、電子メール等が記載されている。

巻末資料

(1) 報告会のお知らせ

(2) 報告会発表資料

- プログラム
- 事業概要
- カメルーン共和国
- ガボン共和国
- モザンビーク共和国
- アメリカ合衆国
- オーストラリア連邦①生産国情報
- オーストラリア連邦②先進事例
- ニュージーランド

(3) 報告会での質疑応答

令和元年度林野庁委託事業 「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業 調査結果報告会開催のお知らせ

平成 29 年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」により、国内の木材関連事業者には取り扱う木材等の合法性の確認を行うことが求められています。合法性の確認の際には、伐採国、樹種、数量及び伐採に係る合法性証明書の確認をし、合法性の確認ができない場合は追加的な情報収集が必要になる場合があります。

林野庁はこのため、標記委託事業を実施し、**木材生産国の木材の伐採・流通に関する制度に関する調査**を実施しました。また、**違法伐採対策に関する法制度がある国の取組情報を先進事例として情報収集**を行いました。本報告会では、同事業で調査対象国としたカメルーン、ガボン、モザンビーク、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドにおける国内法令の整備状況及び同規則に基づく取組状況等を、林野庁から共同事業体として事業を受託した地球環境戦略研究機関（IGES）、全国木材検査・研究協会（全木検）及び日本森林技術協会（日林協）の調査担当者から調査結果を報告します。

これらの情報は、木材関連事業者が実施する合法性の確認の参考になると考えられますので、多くの関係者に参加いただきたくお知らせします。

- **日時**：2021 年 3 月 5 日（金）13：30 - 16：00
- **場所**：Zoom によるオンライン開催

- **プログラム**（予定）

13:30 開会

開会の挨拶 長野麻子（林野庁木材利用課長）

カメルーン共和国 西尾秋祝（日林協）

ガボン共和国 鈴木圭（日林協）

モザンビーク共和国 藤崎泰治（IGES）

アメリカ合衆国 佐々木亮（全木検）

オーストラリア連邦① 鮫島弘光（IGES）

オーストラリア連邦② 山ノ下麻木乃（IGES）

ニュージーランド 小澤眞虎人（全木検）

16：00 閉会

- **申し込み**（要事前申し込み、3 月 4 日締め切り）

下記リンクからお申込み下さい。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_LJ7OuGaaSCWgXkhDEyWTVQ

- **ご連絡先**：公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (fc@iges.or.jp)

令和元年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業調査結果報告会

2021年3月5日(金)13:30 - 16:00

本日のプログラム

13:30	開会 ご挨拶(林野庁木材利用課長 長野麻子様) 事業の概要説明	14:40	アメリカ合衆国 全国木材検査・研究協会 佐々木亮
13:40	カメルーン共和国 日本森林技術協会 西尾秋祝	14:55	オーストラリア生産国情報 地球環境戦略研究機関 鮫島弘光
13:55	ガボン共和国 日本森林技術協会 鈴木圭	15:10	オーストラリアの先進事例 地球環境戦略研究機関 山ノ下麻木乃
14:10	モザンビーク共和国 地球環境戦略研究機関 藤崎泰治	15:25	ニュージーランド 全国木材検査・研究協会 小澤真虎人
14:25	質疑応答	15:40	質疑応答
		16:00	閉会

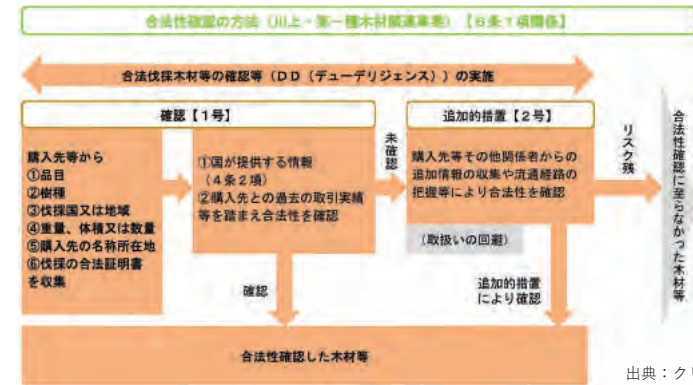
令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告会

事業概要

2021/3/5



クリーンウッド法で木材関連事業者に求められている合法性の確認



- (1) 輸入先からどのような書類や情報を収集し、何を確認すればよいのか？
- (2) 「追加的措置」による確認とは、どのような作業をすればよいのか？

346

事業の目的

(1) 木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるように、国の情報提供を充実

- カメルーン
- ガボン
- モザンビーク

(2) 木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合があり、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組ができるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集

- 米国
 - オーストラリア
 - ニュージーランド
- } それぞれ日本への輸入に関わる生産国としての情報も収集

追加的措置の海外情報収集事業

報告会

カメルーン国
2021年3月5日

西尾秋祝

Japan Forest Technology Association
日本森林技術協会

一般社団法人
日本森林技術協会

カメルーン的位置



- 1 面積: 475,440km²、日本の1.3倍
- 2 人口: 2,521万人 (2018年 世銀)
- 3 GDP: 385億ドル (2018年 世銀)
- 4 一人当たりGNI: 1,440米ドル (2018年 世銀)
- 5 産業: 石油、カカオ、綿花、コーヒー、木材等の第一次産業に依存し、輸出額の80%が第一次産業。
- 6 対日輸出: 4.36億円 (木材、アルミニウムなど) 2019年 日本財務省貿易統計
- 7 対日輸入: 21.9億円 (機械類、輸送機器、繊維、医薬品、ゴム製品など) 2018年 日本財務省貿易統計

出典: 日本外務省ウェブサイトを基に作成。

©Japan Forest Technology Association

347

森林配置

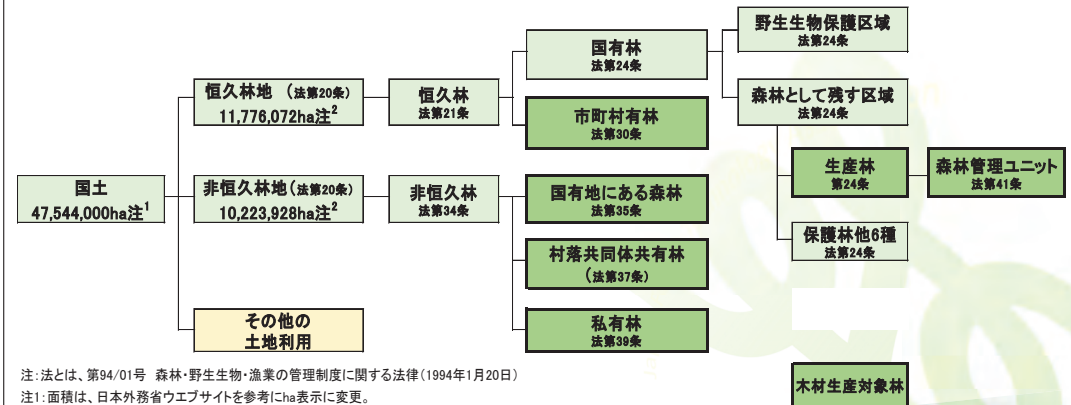


①-国有林 ②-市町村有林 ③-非恒久林地 ④-非恒久林 ⑤-その他の土地利用
⑥-野生生物保護区域 ⑦-森林として残す区域 ⑧-生産林 ⑨-保護林他6種 ⑩-森林管理ユニット

©Japan Forest Technology Association

出典: DOMANE FORESTIER DU CAMEROUN (2019年12月 森林自然生物省、World Resources Institute)

森林の区分と法的根拠



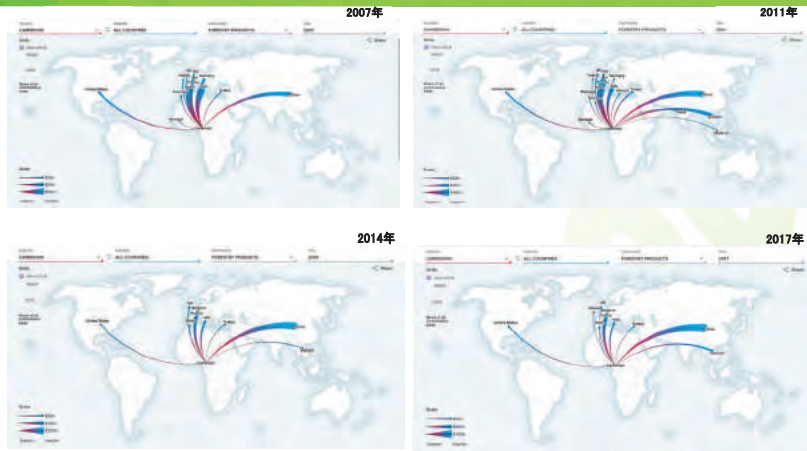
注: 法とは、第94/01号 森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律 (1994年1月20日)

注1: 面積は、日本外務省ウェブサイトを参考にha表示に変更。

注2: 面積は、Secteur Forestier et Faunique du Cameroun Faits et Chiffres (森林野生生物省 2017)から。

©Japan Forest Technology Association

カメルーンの木材製品輸出先動向



出典：Chatham House, 'resource trade .earth', <http://resourcetrade.earth/>

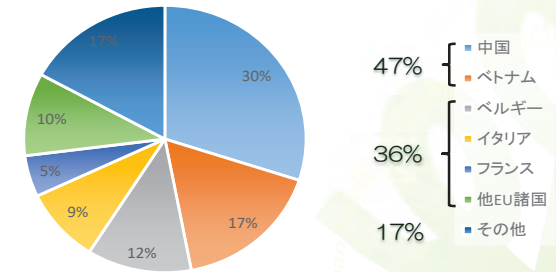
©Japan Forest Technology Association

5

カメルーンのエU-TR木材・木材製品の輸出

合計輸出額：516百万US\$

カメルーンのエU-TR木材・木材製品輸出額 国別構成率 (2017年)



出典：COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR (UN-WCMC 2020 April)を基に作成。

元データは、UN Comtrade Database (国連統計局データベース)

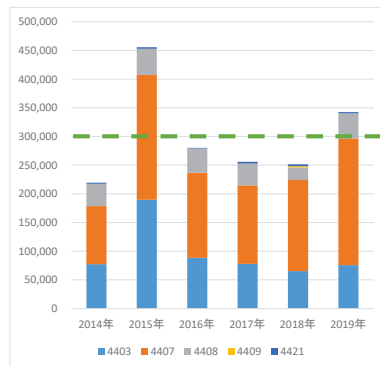
©Japan Forest Technology Association

6

348

日本のカメルーンからの木材製品の輸入

(HSコード44類別輸入額) 単位：千円



概ね3億円/年

HSコード
 4403 木材(粗のものに限る)
 4407 木材(縦にひき若しくは割り、平削り又は丸はぎしたもの)
 4408 化粧張り単板
 4409 さねはぎ加工、溝付けその他これら類する加工
 4421 その他木製品

出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

©Japan Forest Technology Association

7

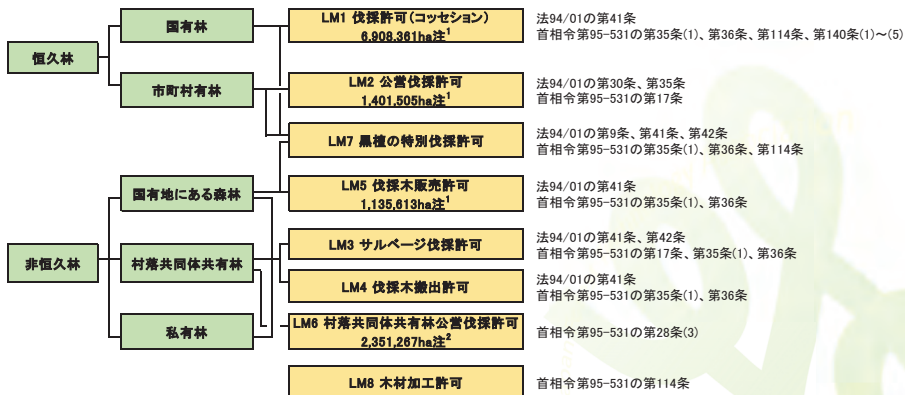
カメルーンとEU間のVPAの動き

- 2007年 VPA交渉開始
- 2010年 VPA合意
- 2011年 **VPA批准**
- 2012年 合同実施評議会と合同モニタリング委員会の開催
- 同年 カメルーン国家モニタリング委員会の設置
- 2013年 FLEGTライセンス発行手続きに係る法令発行
- 2014年 関連する4つのワーキンググループの設立
- 2015年 カメルーン初の認証機関を認可
- 2017年 カメルーン初の合法性証明書の発行
- 2020年末現在 **FLEGTライセンス未発行**

©Japan Forest Technology Association

8

森林伐採許可の種類 (VPA ANNEX IIより)



注¹:面積はAtlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)から
注²:面積はDOMANI FORESTIER DU CAMEROUN 2019 (MINFOF)から

木材合法性証明書

2017年の第1号以来34件の木材加工の合法性証明書の発行



出典：証明書の例は、SEFAC社WEBサイトより。日本語版は本事業での仮訳版。

木材合法性証明書の公布

▶ 省令第0004号 (2013年2月7日施行)

第1条第2項：伐採権・伐採許可、木材加工の合法性の証明

第2条：FLEGTライセンス交付のための書類

第4条：事業者が提出する書類に基づき大臣が公布

第5条：有効期間は、
コンセッション、市町村有林、木材加工・・・12か月
非恒久林地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月

木材合法性証明書公布に必要な書類

▶ 省令第0004号 (2013年2月7日施行)

第10条：合法証証明書の申請に含まれる書類

- 伐採権、木材加工場の申請書
- 自然人の場合は居住証明書
- 無負債証明書または無債務証明書 (申請前30日以内のもの)
- 労働基準適合証明書 (申請前3か月以内のもの)
- 社会保障公庫交付の証明書 (申請前3か月以内のもの)
- 環境義務遵守証明書 (申請前3か月以内のもの)

木材合法性の検証

省令第0004号（2013年2月7日施行）

第12条：第10条で定められた要件に加えSIGIF（森林情報管理デジタルシステム）により次のケースに分けて検証する

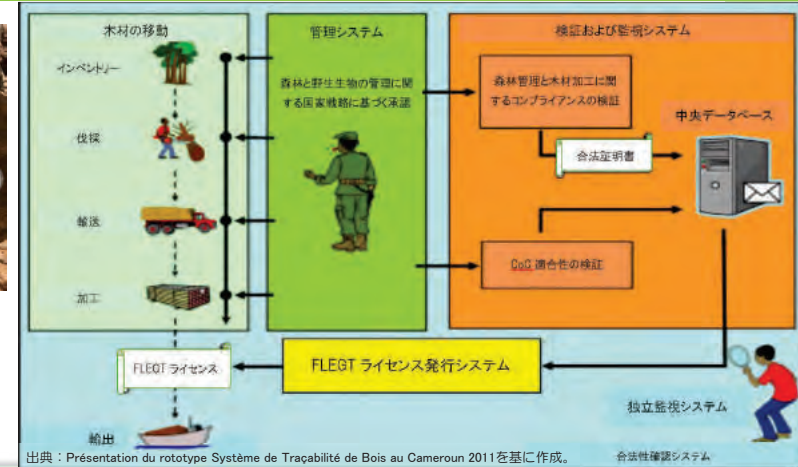
- 森林コンセッション
- 市町村有林
- 伐採木材販売
- 村落共同体共有林
- サルベージおよび伐採木搬出
- 特別許可（黒檀）
- 木材加工

伐採地から港湾への木材、木材製品の輸送とSIGIF

SIGIFはインターネット環境、電力供給環境、人材不足等により機能していない（2020年12月現在）。



出典：Rapport Annuel Conjoint 2017, Cameroun - Union Européenne Institute



出典：Présentation du rototype Système de Traçabilité de Bois au Cameroun 2011を基に作成。

合法性確認システム

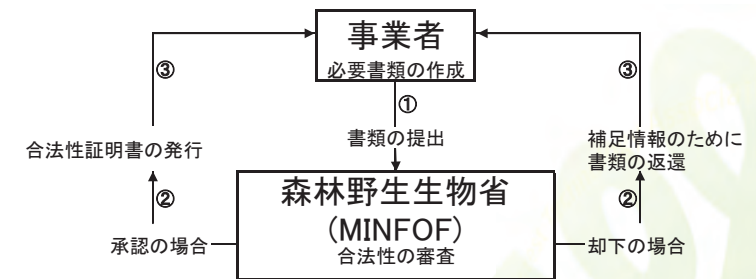
合法性証明に代わる民間認証

省令第0004号（2013年2月7日施行）

第15条第1項：公認された民間の認証を所持する森林事業者は、第10条で期待されている合法性証明書申請書類の代わりに**認証機関が発行する証明書の写しの提出で合法性証明書を得ることができる。**

第2項：公認された民間の認証に基づいた合法性証明書の交付は、第12条、第13条の義務を免除するものではない。

合法性証明書発行の手順



出典：現地再委託報告書から作成

原典：Guide d'informations des opérateurs du secteur forestier sur les critères et les modalités d'obtention du certificat de légalité dans le cadre du régime d'autorisation flegt, GIZ, 2014

カメルーンからの輸出が禁止されている樹種 左端：学名、中央欄：丸太輸出禁止、右端：VPAの輸出禁止

No	学名	カメルーンでの一般名		No
		省令第0021/2018記載の丸太輸出禁止樹種	VPA Annex 1に記載の輸出禁止樹種	
1	<i>Khaya grandifoliata</i>	ACAJOU A GRANDES FOLIOLES		1
2	<i>Khaya anthotheca</i>	ACAJOU BLANC	ACAJOU	
3	<i>Khaya ivorensis</i>	ACAJOU DE BASSAM/NGOLLON		
4	<i>Anigeria altissima</i>	ANNINGRE A		2
5	<i>Anigeria robusta</i>	ANNINGRE R	ANNINGRE	
6	<i>Pericopsis elata (=Afromosia elata)</i>	ASSAMELA/AFROMOSIA	AFROMOSIA	3
7	<i>Mansonia altissima</i>	BETE/MANSONIA	BETE/MANSONIA	4
8	<i>Gaerea cediata, Gaerea laurentii</i> (この学名は誤用するが特定できない)	BOSSE CLAIR		5
9	<i>Gaerea thompsonii</i>	BOSSE FONCE		
10	<i>Gaibourtia tessmannii</i>	BUBINGA ROSE		
11	<i>G. pellegriniana</i> <i>G. demusei</i> (この学名は誤用するが特定できない)	BUBINGA ROUGE	BUBINGA	6
12	<i>Lourea trichilioides</i>	DIBETOU/BIBOLO	DIBETOU	7
13	<i>Azela pachyloba</i>	DOUSSIE BLANC/PACHYLOBA	WHITE DOUSSIE/APA	8
14	<i>Azela bipindensis</i>	DOUSSIE ROUGE/BIPINDENSIS	RED DOUSSIE	9
15	<i>Ceiba pentandra</i>	FROMAGER/CEIBA	FROMAGER	10
16	<i>Pyrcanthus angolensis</i>	ILOMBA	ILOMBA	11
17	<i>Chlorophora excelsa</i>	IRAKO	IRAKO	12
18	<i>Gambeya longhi</i>	LONGHI/ABAM	LONGHI/ABAM	13
19	<i>Tiqhemella africana</i>	MAKORE/DOUKA	DOUKA	14
20	<i>Baillonella toxisperma</i>	MOABI	MAOBI	15
21	<i>Distemonanthus benthamianus</i>	MOVINGUI	MOVINGUI	16
22	<i>Aframella congolensis</i>	MUKLLINGU		-
23	<i>Gaibourtia elae</i>	OYANGKOL/BUBINGAE	OYANGKOL	17
24	<i>Procarpus</i> (学名を特定できない)	PADOUK BLANC		18
25	<i>Procarpus soyavii</i>	PADOUK ROUGE	PADOUK	18
26	<i>Swarzicia fatuoides</i>	PAO ROSA	PAO ROSA	19
27	<i>Ectandrophragma cylindricum</i>	SAPELLI	SAPELLI	20
28	<i>Ectandrophragma utile</i>	SIPO	SIPO	21
29	<i>Tecoma grandis</i>	TECK		-
30	<i>Milletia laurentii</i>	WENGUE	WENGUE	22
31	<i>Microberlinia brazzavillensis</i>	ZINGANA/AMUK	ZINGANA	23

©Japan Forest Technology Association

17

森林認証

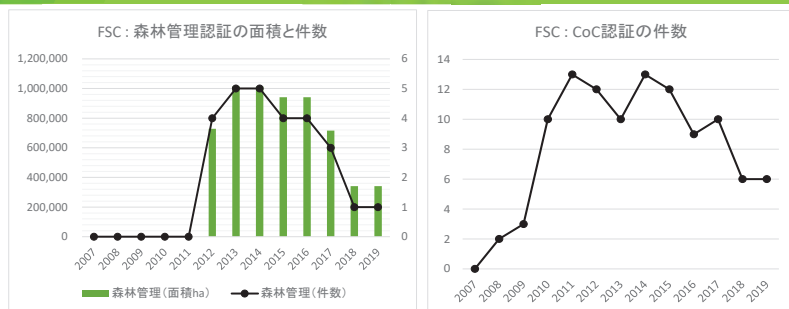
- FSC、OLB、PEFCの3種
- OLBは、フランスのVeritas社の運営。EF認証とCoC認証。
- EFは森林事業者（Forestry Enterprise）のこと。
- FSC、PEFCが森林の持続性認証であることに対してOLB-EFは合法性認証（原産地と事業者の法令順守の保証の提供）
- カメルーン国内の認証数
 - FSCは次ページのとおり
 - OLBは、2020年8月4日時点で
EF: 9件、2,995,756ha、CoC:14件
 - PEFCは、2020年9月時点で実績はない。

©Japan Forest Technology Association

18

351

FSC認証



出典：FSC Facts & Figures (<https://fsc.org/en/page/facts-figures>)より各年12月のデータを基に作成。
注：上記のFSC Facts & Figuresの2020年版の掲載は無いが、FSCの別サイトでは2021年1月時点では2019年数値のみである。

FSCは、第5版（原則と基準）と無傷の森林環境への指標を含む新たなNFSS（National Forest Stewardship Standard）を2020年12月29日からカメルーンに適用。

©Japan Forest Technology Association

19

FSC認証

森林管理



CoC



出典：PALLISCO社WEBサイトより。

©Japan Forest Technology Association

20

OLB認証



出典：SEFAC社WEBサイトより。

©Japan Forest Technology Association

輸出手続き

1. 港湾変入確認
 - 1.1 MINFOFによる材と運送状との照合 森林野生生物省による材と運送状の確認
2. 植物防疫証明書の発行 植物防疫とその証明書の発行
 - 2.1 民間木材防疫処理場での防疫処理
 - 2.2 農業村落開発省港湾事務所へ植物防疫証明申請書を提出
添付書類 1.木材処理証明書
2.販売契約書
3.パッキングリスト
4.製材仕様書 (P29の左写真)
 - 2.3 農業村落開発省港湾事務所による植物防疫証明書(P29の右写真)の発行 税関によるコンテナ梱包証明書の発行
3. コンテナ梱包証明書の発行 森林野生生物省の最終承認
 - 3.1 事業者は農森林・野生生物局 (DDFOF) または港湾事務所1または2および税関に
コンテナ梱包証明書の発行申請書を提出 添付書類：製材仕様書
 - 3.2 DDFOFによるコンテナ梱包報告書と製材仕様書(P30の左写真)の発行
 - 3.3 税関によるコンテナ梱包証明書 (P30の右写真) の発行
4. DEFORの取得 輸出申告書の発行
 - 4.1 事業者はDDFOFへDEFOR申請書と製材仕様書への署名依頼
あるいは
港湾事務所1へDEFOR申請書への署名依頼および港湾事務所2への製材仕様書への署名依頼
 - 4.2 これら書類への署名後に同書類は森林野生生物省州事務所へ送付
 - 4.3 森林野生生物省州事務所の署名
 - 4.4 DEFORの取得 輸出申告書の手形決済
5. SGSからの輸出申告書発行 港湾使用料支払い、船積み、原産地証明書の発行
6. 輸出申告書の手形決済
7. 港湾使用料の支払いと船積み
 1. 港湾使用料の支払いにより原産地証明書発行が可となる 出港
8. 輸出

©Japan Forest Technology Association

352

書類の例



製材仕様書



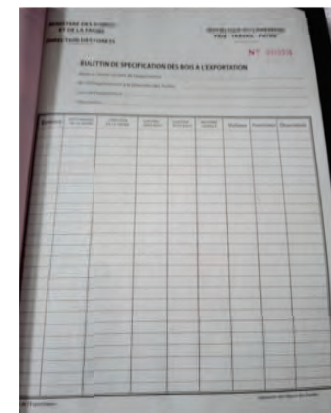
植物防疫証明書

©Japan Forest Technology Association

書類の例



コンテナ梱包証明書



森林野生生物省が作成する木材仕様書

©Japan Forest Technology Association



リスクとリスクへの対応

1. 違法伐採の現状（WCMC(国連環境計画の下部組織)の報告書

- ◆ 伐採禁止樹種の伐採
- ◆ 伐採許可以上の伐採
- ◆ 技術基準を満たさない伐採

原因としては；

- ◆ 土地分類の重複
- ◆ 曖昧な境界
- ◆ 土地利用の不整合
- ◆ 低質なデータに基づく森林管理計画
- ◆ 不透明な伐採許可割当て

2. 対応

- ◆ 輸出禁止樹種一覧の確認
- ◆ 森林認証、CoC認証の活用
- ◆ 合法性証明書の活用



終

ご清聴ありがとうございました

追加的措置の海外情報収集事業 報告会

ガボン国
2021年3月5日

鈴木 圭

Japan Forest Technology Association



一般社団法人
日本森林技術協会

ガボンの位置

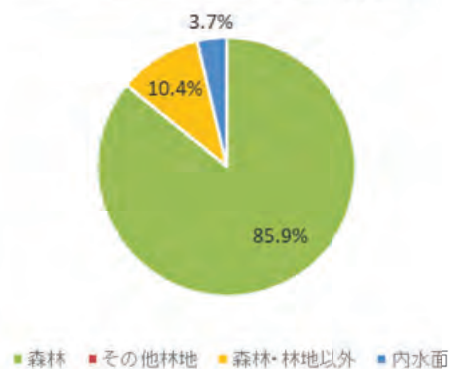


- 1.面積：267,667平方キロメートル（日本の約3分の2）
- 2.人口：217万人（2019年、世銀）
- 3.GDP：166.6億米ドル（2019年、世銀）
- 4.一人当たりGNI：7,210米ドル（2019年、世銀）
- 5.主要産業：鉱業（原油、マンガン）、農林業（木材、ヤシ油）
- 6.対日輸出：61.2億円（石油、マンガン鉱、木材）
- 7.対日輸入：34.4億円（自動車、建設用・鉱山用機械、タイヤ・チューブ）

出典：日本外務省Web siteを基に作成。

ガボンの土地利用

土地利用の面積構成率 2015年

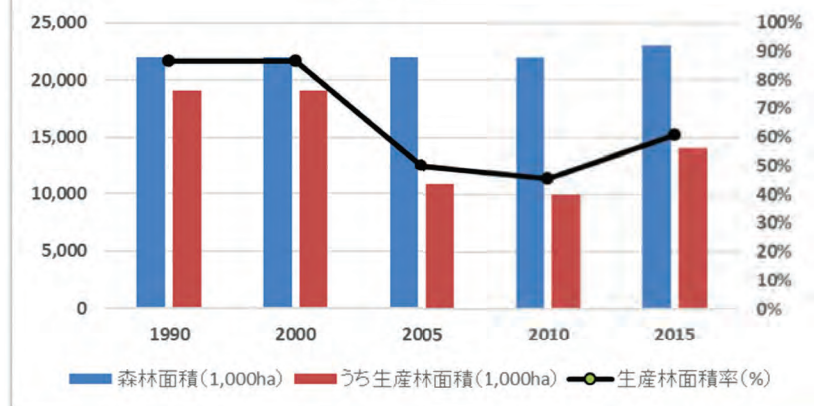


森林の定義（FAOに準拠）
「森林とは0.5ha以上の面積があり、5m以上の樹高の樹木が複数あり、森林被覆率が10%以上、あるいは同じ場所でこれらの閾値に達する可能性のある樹木が複数ある土地」

出典：FAO: Global Forest Resources Assessment 2015より作成。

ガボンの森林面積

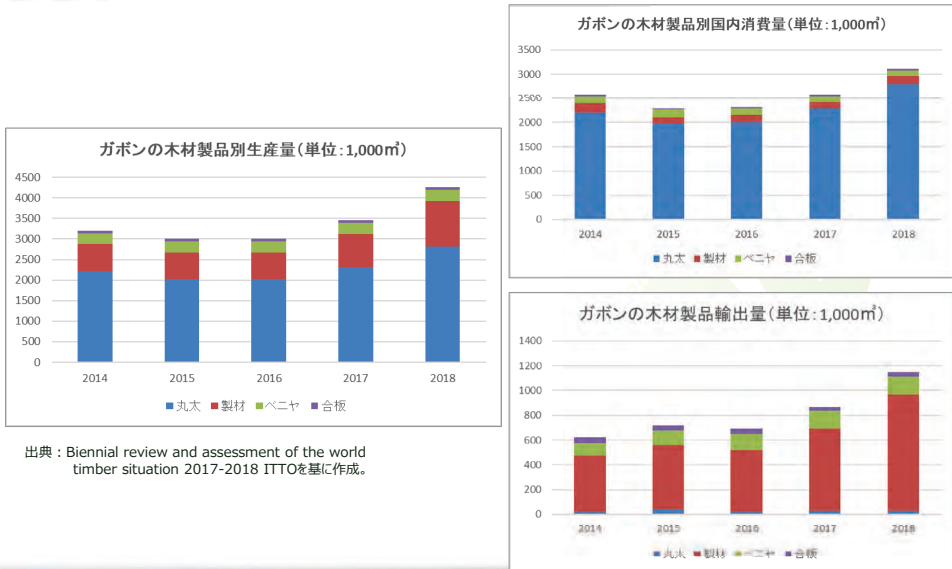
森林面積の変化



出典：FAO: Global Forest Resources Assessment 2015より作成。

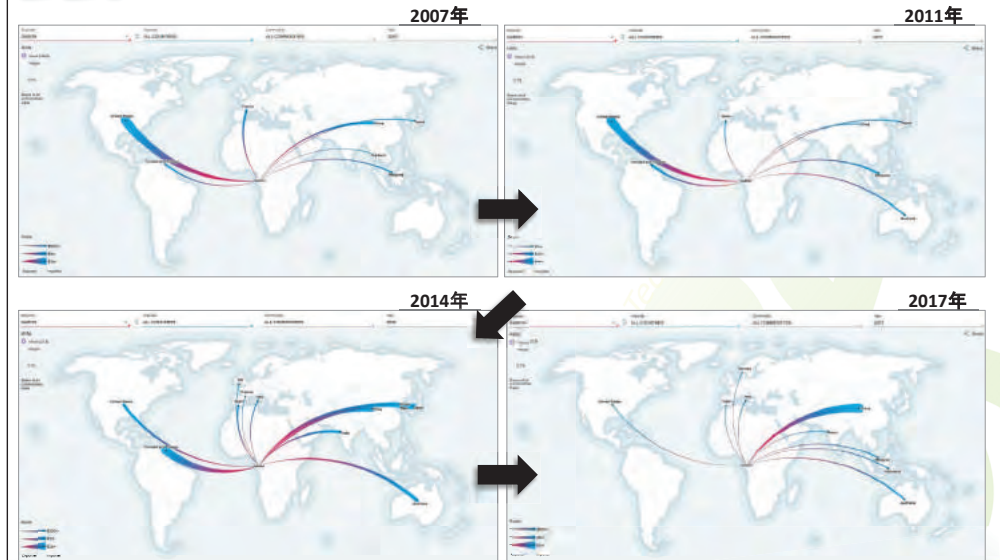
ガボンの木材生産量、国内消費量、輸出量

(単位：1,000m³)



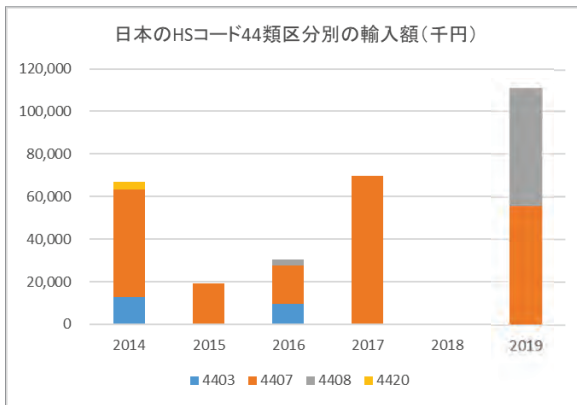
出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTOを基に作成。

ガボンの木材製品輸出先動向



出典：Chatham House, "resource trade .earth", <http://resourcetrade.earth/>

ガボンから我が国への輸入額 (HSコード44類別)



注) HSコード94類 (木製家具) の2014年以降の輸入実績はない。

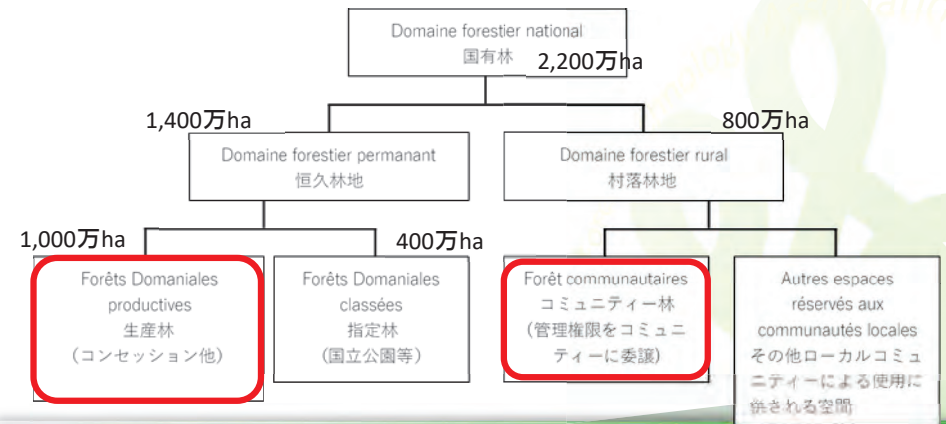
HSコード：

- 4403 木材 (粗のものに限る)
- 4407 木材 (縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもの)
- 4408 化粧張り単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材
- 4420 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具

出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

森林法による森林の分類

森林法第13条 (Article 13 du Loi No0016101 portant Code Forestier)によれば、ガボンにおいては全森林の所有権が国に帰属しており、それらが恒久国有林地 (1,400ha) と村落林地 (800万 ha) に大別される。国有林地は、生産林 (1,000万ha、コンセッションなど)、指定林 (400万ha、国立公園等) に分けられ、また、村落林地は、コミュニティー林、その他ローカルコミュニティーによる使用に供される空間に分けられる。

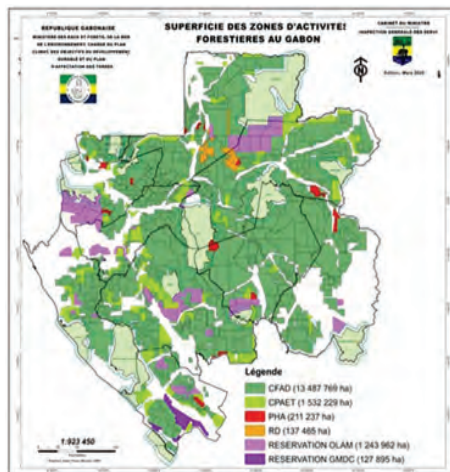


持続的森林経営に関する法令

適用範囲	法令に関する文書
森林許可の定義・付与・運用	ガボン共和国における森林法典第016/2001号 関連条項：法令第01/01号 (93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 1019, 1020, 1021, 122, 123, 124, 125, 126, 1027, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162)
入札による森林コンセッションの付与	2008年8月10日付け省令第00640-08-MEFEPA号の全条項
相互合意による許可の付与	2011年10月10日付け省令第136-MEF号の全条項
村落共同体共有林の設置条件	2004年12月1日付け政令第N001028-PR- MEFPEPN号の全条項
村落共同体共有林の付与と管理の手順	2013年1月31日付け省令第018-MEF-SG-DGF-DFCの全条項
村落コミュニティによる森林の留保権	2014年5月6日付け省令第106-MFEPRN号の全条項
森林／木材セクターの専門的な承認の発行条件	2011年4月2日付け政令第0278-PR-MEF号の全の全条項
登録された生産性の高い国有林の整備および持続可能な管理に関する基準および技術	2004年8月24日付け政令第689-PR-MEFEPEPN号の全条項
伐採可能な樹種の指定	2004年3月1日付け省令第000119-PR-MEFEPEPN号の全条項
用材用樹種の最小伐採可能直径の指定	2004年3月1日付け省令第000117-PR-MEFEPEPN号の全条項
廃材の状況	2011年2月2日付け政令第.0273-PR-ME号の全条項
新たな許可の付与の暫定的な停止	2004年8月9日付け政令第666-PR号の全条項

川上（伐採・生産）における合法性

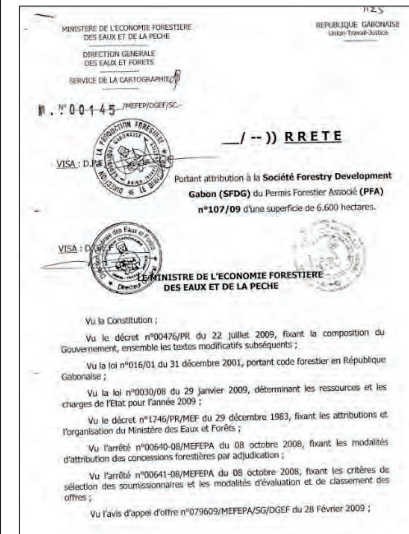
森林法による森林の分類と許可制度



CFAD: Concession forestière sous aménagement durable	面積50,000ha以上600,000ha以下。単一もしくは複数の開発区画 (lot) で構成。1lotは、15,000ha以上200,000ha以下。申請には森林整備インベントリーを実施したうえで、持続可能な森林管理と生物多様性の保全等にも配慮した計画書の提出が必要。
PFA : Permis forestier associé	CFADの中に統合されるか、もしくは、複数のPFAをグループ化してCFADを形成する。面積はCFADに統合される場合は15,000ha以下で、グループ化して単一のCFADとする場合は50,000ha以下。認可はガボン国民・企業に限定。
PGG : Permis de gré à gré	主に地域コミュニティの森林利用を想定した許可。面積ではなく、伐採本数50本という本数上限がある。入札ではなく、すべて随意契約。認可はガボン国民に限定。

注：森林総局提供の図面によれば、2020年3月時点でCFADの面積は1,350万haまで増加している

コンセッションに対する伐採許認可



- ガボン国において持続的森林経営を担保する仕組みは、森林法典を法的フレームワークとし、持続可能整備森林コンセッション(Concessions Forestières sous Aménagement Durable : CFAD) を許認可し、全てのコンセッションに取得させる政策としている。
- 伐採許認可は、年間伐採区域、年間作業計画森林資源インベントリー、過去1年間に使用された現場記録簿と樹種別生産量の概要報告書、支払い済みの森林税の概要報告書、現地加工部門及び木材購入者への木材納入量の樹種別詳細報告書 など詳細なステップと付随した報告で構成されている。
- 違法伐採に関する取り締まりは各州に設置されている森林総局の支所によって実施され、上記の報告書に対する検査が実施される

伐採許認可の具体例

川下（加工流通・輸出）における合法性

木材流通段階での合法性確認手段



丸太原木に記されている伐採情報（タグ及びペンキによる記載）（コンセッション（CFAD）や施業箇所（AAC）などの情報が確認できる）

木材の流通 （伐採箇所から加工工場への搬入）に関する法令

政府の許認可を得て伐採された木材は、森林法典（2001）第3項「木材生産林の伐採に関する一般規定」に基づき加工工場に搬入される。

以下、第3項のうち主要な条文を示す。



第127条：

- 伐採許可の所有者はハンマーによる刻印のために少なくともハンマーを一つ所有しなければならない。このハンマーによる刻印は裁判所の登記簿に登録され、水・森林当局または委任された機関に提出される。伐採を請負う場合、請負業者は許可保有者の刻印またはハンマーを使用しなければならない。

第128条：

- 伐採許可区域内で伐採された全ての樹木は、第127条で規定されているハンマーによる刻印がされ、丸太原木、伐根、切り株および玉に伐採木の識別コードが記される。

木材の輸出に関する法令

ガボンでは、木材製品の出荷に関する貿易許可証は無いものの、以下に示す森林法典第135条及び第138条に基づき、運送明細（貨物運送状）及び原産地仕様書の確認が首都（オーウェンドウ港）にて行われる。

第135条：

- 伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない搬出図を三部作成する。この搬出図には製品を添えなければならない。

第138条：

- 原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる。

ガボン国森林法に基づく木材生産（纏め）



森林認証の普及及び FLEGT-VPAの現状

ガボンにおけるFSC

FSC FOREST STEWARDSHIP STANDARD FOR THE CONGO BASIN

2012年9月に、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民、コンゴ共、ガボンおよび赤道ギニア向けのFSCの地域スタンダードが承認された。

FSC100%認証を目指す

- 2018年9月：アリ・ボンゴ大統領が、ガボン国内の全森林コンセッションが2022年までにFSC認証を取得することを義務付けることを宣言。
- 2020年1月31日：リー・ホワイト水森林大臣が、FSCとの間で「2020 cooperation agreement」を締結。

FSC認証

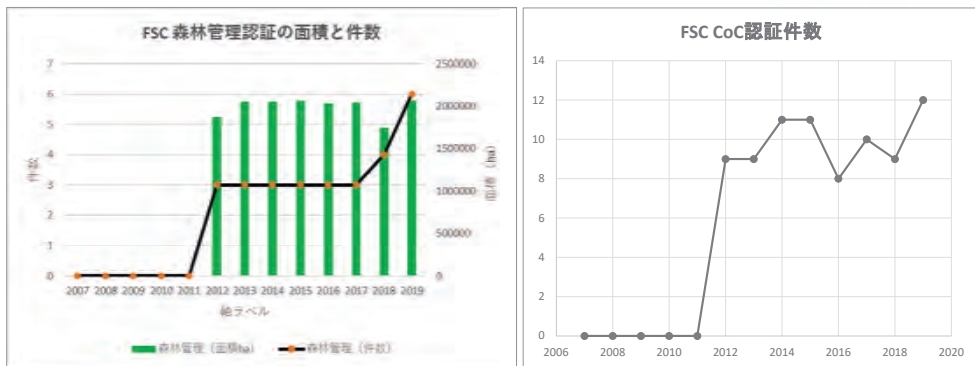
Forest Managementの例



CoC Certificateの例



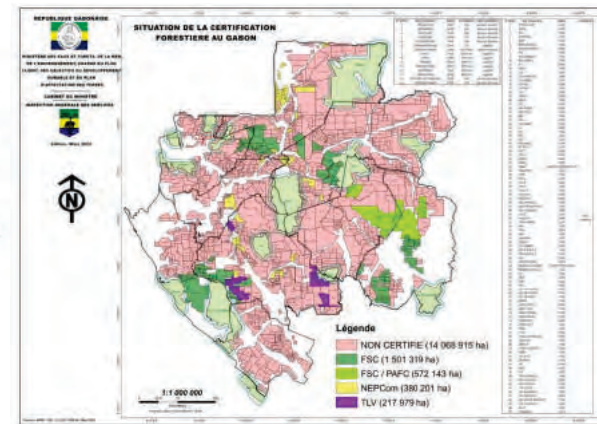
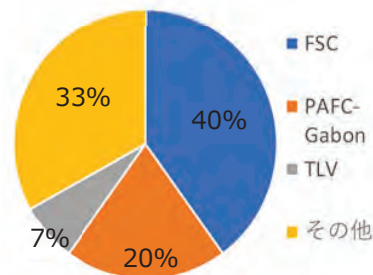
ガボンのFSC認証



出典：FSC Facts & Figures (<https://fsc.org/en/page/facts-figures>)より各年12月のデータを基に作成。

ガボン国における森林認証の取得状況

国内比率で見ると、FSC (40%)、PAFC-Gabon (20%)、TLV (7%) その他 (33%) の導入割合であるものの、伐採が許可されている森林面積のうち、19%の取得率に留まっている。(2020年森林総局提供図面から集計)。



- 森林認証を取得した企業や伐採区画などは、森林総局でGISにより一元管理されており確認可能。
- 2022年までに100%取得が掲げられている。

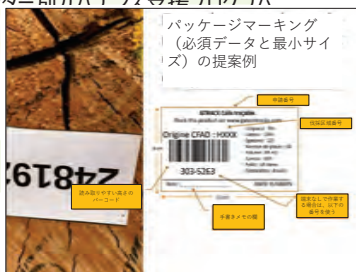
ガボン-EU間のFLEGT VPA交渉の現状

【これまでの経緯】

- 2010年9月23日に交渉開始したが、2012年半ばに中断。当初予定では、2012年6月に第3回交渉、2012年10月に第4回交渉で最終合意を取り付け、2012年12月にはVPA締結となっていた。
- 2019年頃から再交渉に向けた動きが加速。
- ガボン政府は「緑のガボン」(Gabon vert) という政策の中で、中断しているFLEGTに関するEUとの交渉を進め締結までに至ることが重要との認識を示しているものの、2020年8月現在締結に至っていない

【交渉再開への準備】

- 資金の動員：FLEGTアフリカ・カリブ・太平洋諸国 (FAO) ・セクター別ガバナンス支援プログラム (欧州開発基金)
- 協議技術委員会の作業、以下の指摘に関する方策：
 - 合意対象となる市場
 - 木材の合法的な供給源
 - FLEGT VPA交渉及び実施のための資金調達



ソフトウェア「Gabontracks」を使いトレーサビリティ及び合法性のモニタリングのための森林開発管理共通システムの試行。これと平行し、事業者のシステムから、森林管理データベースにデータを直接取り込める若しくはそれにつながるプラットフォームを設立中 (完成予定時期は未定)

まとめ

- ガボン国では森林法 (2001) に基づく合法的な伐採活動を推進し、全ての森林コンセッションがこの基準 (持続可能整備森林コンセッション: CFAD) に基づく伐採許可を取得するよう指導中 (取得面積率78%)
- CFADにおいて発行する合法的伐採証明及び丸太材へのハンマー打刻や個体情報を証跡とし加工工場まではこれを確認、加工から輸出までは関連する許認可書類を確認するとされている。
- 5種類の森林認証が導入されているが、森林コンセッション面積のうち認証が取得できた率は19%にとどまる
- 2022年までに全ての森林コンセッションがFSC認証を受けることを宣言 (アリボンゴ大統領)
- VPAは一時交渉が中断されたものの再開に向けて始動。VPAのうちGabontracksが試行され、合法性証明の具体化が進展中 (完成予定は未定)



終
ご清聴ありがとうございました

モザンビーク共和国

藤崎泰治



1. 概要

- 主要産業: 農林業、漁業、鉱工業
- 林業セクター: GDPの13.7%(2016年)
- 土地所有権: すべての土地は国家に帰属する
- 国土面積: 79.9万km²(日本の約2倍)
- 天然林: 36.7万km²(2020年)
- 植林地: 740 km²(2020年)
- 森林減少率: 21.3万ha/年(2010年~2020年)
- 多様な部族構成: マクア・ロムエ族等、43の部族が存在
- 427の地域コミュニティに対して計350万haの土地が割り当てられた(2014年)



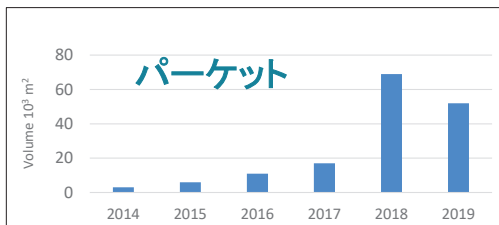
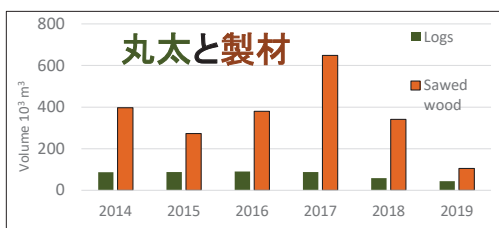
出典: World Bank (2018)

361

2. 林業と木材製品の輸出

木材の生産と加工

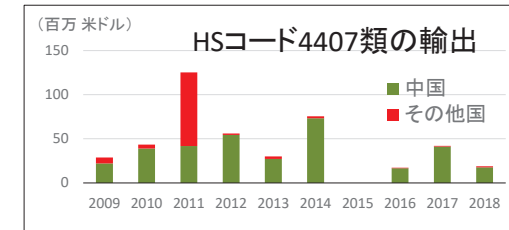
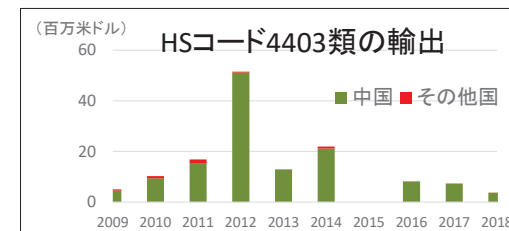
- 119樹種が商業樹種に指定、5段階(貴重種、第1種~第4種)に分類
- 天然林伐採許可量: 130万~320万m³(2012年~2016年)
- 製材、丸太の生産が主流。パケツトやベニヤ、合板も生産される
- 約200の製材所があり、そのうち47%は小規模



出典: UN Comtrade から作成

木材の輸出

- 天然林から生産された製材の輸出
- 郷土樹種の原木輸出は2017年以降禁止
- 中国が主要な輸出先
 - HSコード4403: 計2.46億米ドル(2018年)、うち99%以上が中国
 - HSコード4407: 計0.38億米ドル(2018年)、うち80%が中国
- 中国にとっても重要な熱帯木材供給国: 熱帯丸太の供給国第4位(2014年~2018年)
- 木材加工と貿易に関する中国とのMoU締結(2018年)
- 伐採又は加工事業者200社以上が中国資本であると推測(Macqueen et al.2018)



出典: UN Comtrade から作成

中国に輸出された主要な木材樹種と用途

学名	一般名	樹種クラス	中国での主な用途
<i>Dalbergia melanoxylon</i>	Pau Preto (アフリカンブラックウッド)	貴重種	家具
<i>Azelia quanzensis</i>	African Pod Mahogany, Chanfuta (ポッドマホガニー、またはアフゼリア)	第一級	床材
<i>Swartzia madagascariensis</i>	Pau Ferro	第一級	家具
<i>Combretum imberbe</i>	Leadwood, Mondzo	第一級	家具
<i>Millettia stuhlmannii</i>	Jambirre	第一級	家具、床材
<i>Pterocarpus angolensis</i>	Umbila	第一級	家具、床材

出典: Egas等 (2018)「Tackling discrepancies in timber trade data: comparing China and Mozambique」. IIED Issue Paper. IIED, London.

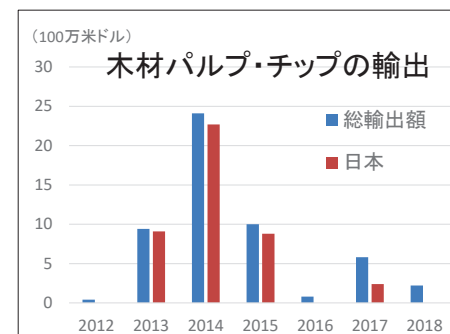
- ただし、*Swartzia madagascariensis* (Pau-ferro)は現在伐採が禁止(5年間の伐採の禁止): Diploma Ministerial 10/2016

産業用造林と木材パルプ・チップの輸出

- 植林地面積(2020年): 7.4万ha(森林面積全体の約0.2%)
- 産業造林と海外投資は成功しているとは言えない(地域コミュニティとの紛争事例が報告される)
- 植林木のほとんどは国内消費用

日本への輸出(2013年~2017年):

- 南アフリカおよびエスワニティのユーカリやアカシア原木がモザンビークで木材チップに加工され、日本に輸出された



出典: Research Trade Earth から作成

3. 森林認証

政府は森林認証促進を方針に挙げており、国際的に通用する国内基準の開発と促進が提案されている。しかし、現時点では森林認証制度の活用は限られている。

FSC森林管理認証: 3件(天然林2件と植林地1件): 116,703.64 ha(合計)

License Number	Certificate Code	Certificate Status	License Status	CW	Issue Date	Expiry Date	Organization Name
FSC-C005218	SGS-FM/COC-002570	Valid	✓		2017-04-10	2022-04-09	LevasFlor, Lda
FSC-C104756	SGS-CI-COC-008503	Valid	✓	✓	2020-07-01	2022-02-14	Mpingo Madeiras Lda
FSC-C107952	SGS-FM/COC-009040	Valid	✓		2016-10-03	2021-10-02	Niassa Green Resources
FSC-C154439	SGS-FM/COC-011836	Valid	✓		2020-01-09	2025-01-08	Mpingo Madeiras Lda

<https://info.fsc.org/certificate.php#result>

4. 法制度

森林セクター法制度・行政体制の見直し・改正中

- 新たな国家森林政策及び実施戦略を2020年2月に決定。これに基づき1999年の森林・野生生物法及び関連法令の見直し等が行われる見通しである

最近の主要な取組及び改正

- 伐採事業の評価(2015年と2018年)
- 森林法執行権限を国立環境品質管理庁(AQUA)に移管(進行中): Decreto 2/2016(2016年):
- 違法木材の取締りプログラム「Operação tronco」の実施(2017年)
- 原木の輸出禁止と加工木材輸出入規則の改正: Lei 14/2016及びDecreto 42/2017(2017年)
- 伐採禁止、輸出禁止の樹種を指定: Despacho 29/3/18(2018年):
- 新規伐採事業(シンプルライセンスとコンセッション)申請の一時停止: Decreto 25/2020(2020年)

天然林伐採: 森林開発コンセッションとシンプルライセンス

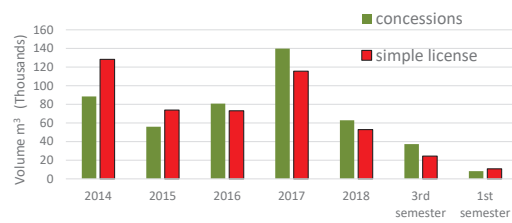
コンセッション

- 20,000 haを超える面積が対象
- 国内外の事業者に付与
- 契約期間は50年間(更新可能)
- 加工施設の設置が義務
- 193コンセッションライセンス(2017年)

シンプルライセンス

- 10,000 haを超えない面積が対象
- 国内事業者のみに付与
- 契約期間は5年以内(更新可能)。
- 年間木材伐採量の上限は500m³/年
- 624シンプルライセンス(2017年)

コンセッションとシンプルライセンスの伐採許可量



出典: 国家森林総局(DINAF)の年次報告書を基に作成

2020年からコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される(Decreto 25/2020)

申請から伐採までのプロセス(森林開発コンセッション)

1. 事業者による準備: マッピング、森林インベントリ、事業実施手段の特定と確保、ステークホルダーの特定、地域コミュニティへのコンサルテーションと議事録の作成、
2. 州担当部局による書類検査、技術検査、承認
3. 事業者による森林管理計画書の作成と提出
4. 州担当部局による審査と州レベルの承認
5. 国家森林局(DINAF)による管理計画の最終承認
6. **コンセッション契約の締結**
7. コンセッション料の支払い(毎年)
8. 州担当部局による加工施設とインフラ(伐採キャンプ等)の検査
9. 伐採ブロックの設定とその年に伐採する樹種、量、質の決定
10. 伐採料の支払い(毎年)
11. **伐採ライセンスの発行(1年間有効)**
12. 伐採(4月1日~12月31日)、伐採・集材の記録と報告

伐採の合法性に関する書類例



地域住民へのコンサルテーションの議事録(様式)



土地利用が重複しないことを示す証明書(様式)



伐採ライセンス(様式)

違法伐採

国際機関、研究機関、NGO、メディアによって違法伐採事例が報告されており、政府は取締りを進める

- 2011年は、供給量(許可された伐採+輸入)が37.5万m³であったのに対して消費量(輸出+国内消費)は127万~255万m³であった
→89.5万~217.5万m³の木材が無許可に伐採され、伐採の79~92%が違法であったと推定(EU-FLEGT 2014)
- 2013年に中国に輸出された木材51.6万m³のうち、46%は違法だと推定(EIA 2014)

森林伐採における法遵守リスク

- 許可された地域外での伐採、許可されていない樹種の伐採、定められたサイズ以下の樹木の伐採、虚偽の報告 (EU-FLEGT 2014; Muianga & Norfolk 2017)
- 森林管理計画が承認される前に伐採を開始 (UEM 2013)
- 義務付けられた伐採ブロックを設置しないで行う非計画的な伐採 (コンセッション) (Magalhães 2014)
- 伐採事業者の能力・技術不足 (シンプルライセンス) (FLEGT 2014)
- 地域コミュニティの権利 (Muianga & Norfolk 2017; UEM 2013; EU-FLEGT 2014)
 - コンサルテーションの欠如
 - 合意事項の不遵守 (雇用、利益分配等)
 - 事業による負の影響 (道路の損傷、森林資源と狩猟動物の減少) と信頼関係の欠如から、地域住民は、自らの利益を得るために違法な伐採活動に関与してしまう

政府による取締りと押収材

押収された木材は、オークションで販売される (森林・野生生物法第45条)

Operação tronco (2017年)

- 丸太135,159m³、加工木材15,823m³を押収
- 2,639件の違反に対して合計7億メティカル (約1,140万米ドル) の罰金
- 330事業者が事業の停止処分

(その他摘発・押収の報告)

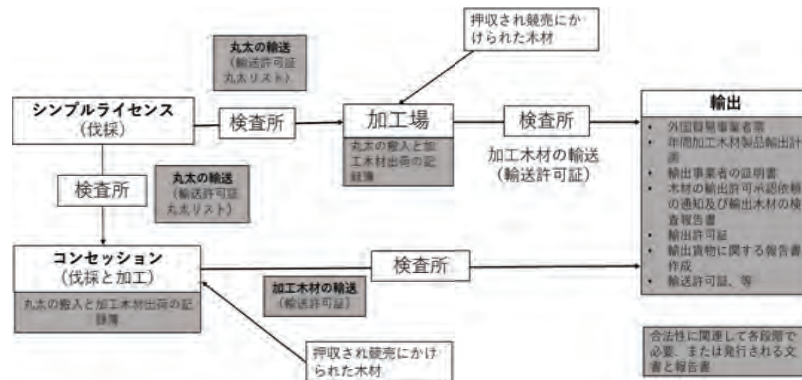
- 1,542.20m³ (2013年)、42,616m³ (2016年) の木材が押収
- カボ・デルガド州で中国向けの102の木材コンテナが押収され、違法な取引に関与したとして、9人の公務員を逮捕 (2020年8月18日)



<https://clubofmozambique.com/news/mozambique-over-100-containers-of-illegal-timber-seized-in-pemba-port-169029/>

364

4.2 天然林の伐採～輸出までのプロセス



注) コンセッション事業者と加工場のすべてが木材製品を輸出するわけではない

4.3 丸太及び木材製品の輸送

木材の輸送に必要な文書 (コンセッションとシンプルライセンス事業者)

- 丸太及び加工木材の輸送には、**輸送許可証**が必要
- コンセッションとシンプルライセンス事業者に対して、輸送許可証 (右様式) が発行される
 - 伐採ライセンス番号、製品、数量、樹種、目的地等の情報が記される
 - 丸太の輸送には、丸太リストが必要
- 加工場は、加工木材製品の輸送許可を申請する
 - 製品、樹種、数量、目的地等が記される
 - 定められた様式はない



木材輸送許可証様式 (Guias de transitio)



輸送丸太リスト様式 (Mapa de Especificacoes de Produtos Florestais)

4.4 木材の加工

承認と登録

- 加工場設立の承認と登録は州森林担当部局が行う
- コンセッション事業者は、加工場を設置することが義務付けられる

丸太(インプット)と木材製品出荷(アウトプット)の記録

輸送許可証に関する情報(許可証番号、日付)、製品タイプ、樹種、数量が記録される

州森林担当部局への報告

丸太の入荷、木材製品の加工と出荷状況について毎月報告する

4.5 木材の輸出

- 原木の輸出禁止(2017年～)
- 在来種の加工木材の輸出は、コンセッション事業者、加工業者、FNDS(国家持続可能な開発基金)のみに許可される(Decreto 54/2018)

事業者の適格基準

- 投資額: 750万メティカル(約100万円相当)以上
- 設置電力: 10 KVA以上
- 労働者: 20人以上
- 1日あたりの生産量: 5m³以上
- 木材置き場と稼働可能な木材加工用機械(切断用鋸1台、面取り機1台、平行ガイド1台、鋸目立て機1台)

輸出のプロセス

- 事業者による年間加工木材製品輸出計画の提出
- 輸出事業者の承認(1年間有効)
- 木材輸出の申請
- 輸出木材の検査
- 税関によるパッキング支援の承認
- 輸出貨物に関する報告書作成
- 輸出港までの木材の輸送

- 木材輸出の申請には木材輸送許可証の原本が必要(Decreto 42/2017)

	書類	発行機関
	外国貿易事業者カード	外国貿易を出来る証明書 産業貿易省
	税務・社会保険に関する証明書 (Certificate of tax and social security discharge)	税務・社会その他のルールを遵守していることを証明する 国家社会保障局 (National Institute of Social Security)
	検査証明書	製品が植物検査処理を受けていることを証明 州森林野生生物局
	年間輸出計画承認書	年間に輸出する木材の種類、製品の種類、数量が記載された文書 土地環境省
	検査報告書	製品タイプ、量等の検査報告書 州森林野生生物局
	輸出木材の月次統計情報の証明	土地・環境省
	輸出許可証	国家森林総局 (DINAF)

木材の輸出の合法性に関する文書例



年間加工木材輸出計画書承認書(様式)



輸出木材製品の検査報告書例

木材の輸出の合法性に関する文書例



輸出許可証(様式)

N.º de Ord.	Nome do Exportador	N.º do Certificado	NUT
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

木材輸出が許可された事業者のリスト(2019年)

5. まとめ:モザンビークの特徴

- 輸出木材(天然林由来)の8~9割が中国向けであり、家具や床材に利用されている
- 違法事例とリスクについて報告されており、政府は取締りを進める
- 森林セクター法制度・行政体制は見直し・改正中である(フォローアップが必要)
- 加工木材の輸出は、コンセッション事業者、加工業者、FNDSのみに許可され、毎年承認を受ける必要がある:9事業者(2019年)8事業者(2020年)
- 輸出事業者がコンセッション事業者と加工業者の場合、当該輸出木材製品が生産された加工場を特定することは可能。しかしながら、加工の段階で複数の伐採源が混同する可能性がある

References

- EU-FLEGT Programme (2014) Forest Governance and Timber Trade Flows Within, to and from Eastern and Southern African Countries. Mozambique Study
- EIA (2014) First Class Crisis: China's Criminal and Unsustainable Intervention in Mozambique's Miombo Forests, Environmental Investigation Agency UK Ltd.
- Macqueen, D (ed.) (2018) China in Mozambique's forests: a review of issues and progress for livelihoods and sustainability. Research report. IIED, London.
- Magalhães, T. (2018) norms and procedures for export process
- Marzoli, A. (2007) Inventário florestal Nacional. Relatório Final. Junho 2007. Avaliação Integrada das Florestas de Moçambique (AIFM)
- Muianga, M. e Norfolk, S. 2017. Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017.
- UEM (2013) Avaliação do desempenho das concessões florestais em Moçambique. Universidade Eduardo Mondlane (UEM). DNTF/MINAG. Maio, 2013.
- World Bank(2018) Mozambique Country Forest Note

令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

追加的措置の先進事例収集事業

成果報告会

アメリカ合衆国

一般社団法人全国木材検査・研究協会

佐々木 亮

1. 概要

項目		備考										
国土面積	984万800km ²											
人口	3億3,082万人	2021年1月現在。										
政体	立憲連邦共和制（50州、5テリトリー） ■ 州の独立性を尊重（州は連邦の下部組織ではない）。 ■ 各州は憲法を制定。行政、立法及び司法の機能を持つ。											
州の権限	州は、合衆国憲法で禁止されていない権限を行使できる。 ■ 各州の連邦有地を除く場所の資源は州法により管理。 ■ 関税に係る事項は連邦政府が管轄。											
森林面積	3億980万ha（森林率29%）	2019年発表数値。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【地域別】</th> <th>【所有形態別】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 部 23%</td> <td>連邦有林 31%</td> </tr> <tr> <td>グレートプレーリー 1%</td> <td>州・地方自治体有林 11%</td> </tr> <tr> <td>南 部 32%</td> <td>私有林 58%</td> </tr> <tr> <td>西 部 44%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【地域別】	【所有形態別】	北 部 23%	連邦有林 31%	グレートプレーリー 1%	州・地方自治体有林 11%	南 部 32%	私有林 58%	西 部 44%		連邦有林の84%は西部に、私有林の48%は南部に集中。
【地域別】	【所有形態別】											
北 部 23%	連邦有林 31%											
グレートプレーリー 1%	州・地方自治体有林 11%											
南 部 32%	私有林 58%											
西 部 44%												

2. 主要林産物需給量（2017年）

品 目	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	名目自給率	備 考
①産業用丸太	450,711	901	11,137	440,475	102%	(1,000m ³)
針葉樹	300,526	409	8,979	291,956	103%	(1,000m ³)
広葉樹	150,185	492	2,158	148,519	101%	(1,000m ³)
主要産地 ／相手国	南部 55% 北部 23% 西部 21%	カナダ 96%	中国 54% カナダ 20% 日本 16% (USDベース)			主要輸入相手国はカナダであるが少量。
②製材品	99,592	37,898	8,459	129,030	77%	(1,000m ³)
針葉樹	57,630	37,061	4,012	113,064	51%	(1,000m ³)
広葉樹	19,588	836	4,448	15,977	123%	(1,000m ³)
主要産地 ／相手国	南部 50% 北部 15% 西部 34%	総量の91%、 針葉樹の96% (33,788千m ³) はカナダ産。	中国 57% 日本 16% カナダ 12% (USDベース)	総量の26%、 針葉樹の30% はカナダ産。		輸出相手国のシェアは、輸出額ベース。その他のシェアは、数量ベース。

資料：製材品の主要産地／相手国欄の相手国別USDベースのシェアで使用した資料は「U.S. Trade Online」、U.S. Census Bureau、その他は次葉資料欄に同じ。

2. 主要林産物需給量（2017年）（つづき）

品 目	生産量	輸入量	輸出量	名目消費量	名目自給率	備 考
③針葉樹合板	10,199	2,233	741	11,691	87%	(1,000m ³)
④OSB	16,508	7,215	214	23,510	70%	(1,000m ³)
⑤紙	27,456	7,868	3,350	31,974	86%	(1,000 t)
⑥板紙	78,445	10,454	12,274	76,625	102%	(1,000 t)
⑦パルプ	52,701	6,026	8,367	50,360	105%	(1,000 t)

資料：James L. Haward & Shaobo Lioang, "U.S. Timber Production, Trade, Consumption, and Price Statistics, 1965-2017", USFS Forest Products Laboratory Research Paper, FPL-RP-701, USDA, July, 2019.

注：名目消費量は（生産量＋輸入量）－輸出量、名目自給率は生産量÷名目消費量で算出（前頁も同じ）。

- 林産物輸入量は、針葉樹製材品を比較的少ない。
- 針葉樹製材品については、カナダからの輸入量が多く、名目消費量の3割を占めているため、長年に渡り「不公正貿易」の槍玉にあがっている。
- 熱帯産広葉樹製品の輸入量は、広葉樹産地である大西洋沿岸で多い。
- 2000年以降、中国との林産物貿易が増加（第44類の輸出入額は、カナダに次ぐ第2位）。

3. 森林認証



(1) 森林管理認証

	認証面積	備考
FSC	14,195千ha	2021年1月現在
PEFC	33,511千ha	2020年9月現在
ATFS	6,904ha	American Tree Farm System
SFI	26,607ha	Sustainable Forestry Initiative
重複面積	9,071千ha	2020年1月発表数値
認証面積計	38,991千ha	森林面積の12%

(2) CoC認証

	認証件数	備考
FSC	2,310件	2021年1月現在
PEFC	228件	2020年9月現在

※11州の州有林が森林管理認証を取得。

資料：1. U.S. FSCウェブサイト (<https://us.fsc.org/>)
 2. PEFC, "PEFC Global Statistics", September, 2020
 3. FSC & PEFC, "Double Certification FSC and PEFC – 2019 Estimation", January, 2020



4. 法令とその運用状況 4-1 森林資源管理・原木生産

(1) 連邦有林

木材生産を通常業務としているのは、農務省山林局と内務省土地管理局。

①森林管理及び木材生産を行う根拠法

- 山林局：1976年国有林管理法 (the National Forest Management Act of 1976)
- 土地管理局：1976年連邦有地政策管理法 (the Federal Land Policy and Management Act of 1976)

②資源管理計画

山林局と土地管理局は、法令に基づく多目的利用持続伐採モデルを作成し、それを基礎データとして土地利用資源管理計画を作成。

A. 山林局の土地利用資源計画

土地利用資源管理計画は、15年を一期とする。

B. 土地管理局の資源管理計画

資源管理計画に期限設定がない。法令に基づく監視を行い計画で想定していた状況に変化があったときに計画を変更して対応。

③木材販売 (連邦議会の許認可事項)

- 両局とも10年を一期とする木材販売計画に基づき、原則として競争入札方式で立木を販売。
- 販売した立木の伐採業は、伐採及び丸太搬出の方法を含む契約内容遵守を担当官が確認。

4-1 森林資源管理・原木生産 (つづき)



(2) ワシントン州、オレゴン州

①森林資源管理及び原木生産関連の主な法令

- 林業施業法
- 林業施業規則 (オレゴン州は複数の林業関係規則を総称して「林業施業規則」の名称を使用)
 ※水資源、魚類・野生生物、固有動植物等を公共資源と位置付けし重要視。
 ※再造林義務と州政府による検査。

②森林計画・施業管理

- 生産林の登記/登録申請時に、森林管理計画を郡税務署に提出 (固定資産関連法の規定)。
- 林業施業規則が指定する施業 (伐採、再造林その他の主要事業、資産/環境に影響を与える可能性がある施業) は、実施前に州政府に申請し、承認後実施。特定の施業は、申請書に計画書を添付。
- 法令が定めた方法以外で施業を実施する合理的理由がある場合は、「代替施業計画」を州に申請し、承認後に実施できる。
- 州政府による現地検査
 - 生産林の伐採 (申請が不要な軽度なものを除く) ・再造林施業の現地調査は、ワシントン州では全伐区、オレゴン州では野生生物その他の資源に対する保護措置が必要な伐区で実施。再造林は、再造林規定が定める基準達成を原則として指定期間内に義務づけ。
 - その他の施業は、必要に応じて現地検査を実施 (資源保護を要する現場は全件)。
 - 違反通報に応じた検査を実施。

4-2 連邦有林及び州有林からの丸太輸出禁止措置



(1) 1993年森林資源保護不足緩和改正法

(the Forest Resources Conservation and Shortage Relief Amendment Act of 1993)

- 西経100度以西の「隣接している州」の全ての連邦地及び州有地からの丸太輸出を禁止 (アラスカ州は、この法律の対象外)。
 ⇒丸太輸出禁止の対象となる州は、州法で州有林丸太の輸出を禁止する規則を制定。
- 製造業者に私有林丸太を輸出しながら、その私有林丸太生産地と同じ地域で生産された連邦有林丸太を購入する「代替」を禁止。

(2) 1897年有機管理法 (the Organic Administration Act of 1897)

アラスカ州の連邦有地からの州境を越えた丸太販売を禁止。

【アメリカインディアン信託地及び居留地の取扱い】

- 内務省インディアン局が管理するアメリカインディアン及びアラスカインディアンの信託地は私有地 (丸太輸出可)。
- インディアン居留地の内、完全な部族所有地は私有地 (丸太輸出可)。
 ※上記は、連邦政府が登録した「アメリカインディアン」が対象。

4-3 米国の違法伐採対策関連法



(1) 絶滅危惧種法 (the Endangered Species Act)

- 本法及びワシントン条約 (CITES) が指定した特定の種の取引を規制または禁止。
- 指定種の輸出入を含む取引には、許可が必要。

(2) レイシー法 (the Lacey Act) : 2008年環境・保全・エネルギー法 (2008年「農業法」)

- 次の植物、魚類及び野生生物を違法物品とする。
米国の連邦法、州法もしくはインディアン部族法または外国法に違反して採取、所持、輸送または販売した物品で、州または外国との間で商業的な輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得または購入したものを違法物品とする。
- 輸入物品が米国及び外国の法律に適合している事実確認のためのデューケア実施を義務づけ。

(3) 熱帯林保護法 (the Tropical Forest Conservation Act)

違法伐採対策が必要な国と自然保護に係る債務取引を行い、債務取引により生み出された資金は、債務国の伐採活動監視、違法伐採対策要員の訓練その他の熱帯林保護事業の支援に利用。

(4) 二国間協定による違法伐採対策

- 米国・ペルー自由貿易協定 (協定の違法伐採削減の要件達成のための資金的技術的支援)
- インドネシアへの直接財政投資 (違法伐採・貿易対策促進及び森林保全)

4-4 2008年のレイシー法改正



(1) 改正の主な目的

- 不公正な競争とそれによる価格の押さえ込みの排除。
- 米国木材産業の救済。

違法伐採木材を需要圧力により排除し、国際市場における米国産林産物の価格を正常化させ、国内の林産物産業を活性化させる。

(2) 主な改正内容

- 植物の定義を木材及び植物製品を含むように拡大。
- 非在来の植物及び植物製品にも適用。
- 輸入相手国の法律または規則の遵守。
- 輸入植物に輸入申告を要求
- 販売の概念に「オファー」を追加 (ライセンス、販売許可、装備、サービス等の提供)。

※レイシー法の罰則規定は、同法が「犯罪前提法 (Predicate Act Law)」なので、前提となる法令の違反が生じたときに適用。

【例】

- 州法で保護対象の動物の狩猟 (狩猟法違反)。
- 州法で保護対象の動物を狩猟し (狩猟法違反)、その肉を販売した (レイシー法違反)。

4-5 レイシー法に係る輸入申告



1. レイシー法に係る輸入申告

輸入業者が対象物品を輸入するときに輸入申告を行う。

2. レイシー法改正により追加された輸入申告項目。

- 物品の構成要素の説明
- 学名 (属、種)
- レイシー法対象物品のドルベースの実質額
- コンテナ番号
- 輸送手段
- 採取国番号 (Country of Harvest)

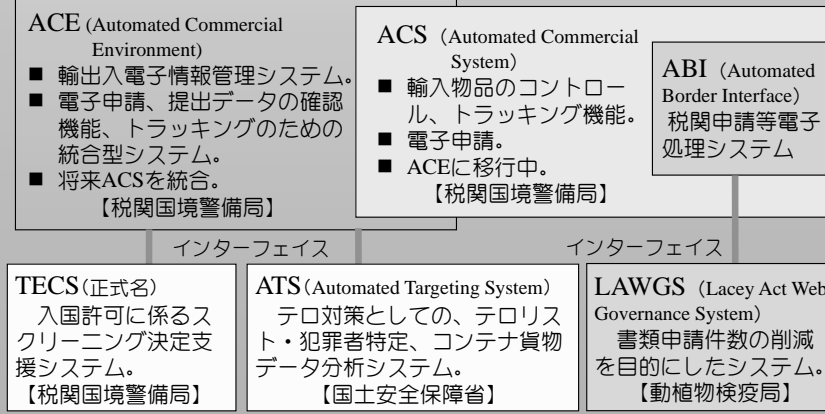
3. 段階的施行

- 電子輸入申告システムをレイシー法が定める申告事項を入力できるように整備するために段階的に実施。
- 現在、レイシー法の輸入申告が保留されている品目 (システム整備完了後申告開始)
木毛・木粉 (HS 4405)、切削板 (HS 4410)、繊維板 (HS 4411)、表面に切削板を使用した合板 (HS 4412の一部)、改良木材 (HS 4413)、木製ケース等 (HS 4415)、その他木製品 (HS 4499)。

4-6 レイシー法執行と輸出入管理システムとの関係



PGA Message Set: 関係省の要件がデータ要素で重複しないように調整。



- 輸入物品のトラッキングが可能。
- 書類の申請様式も準備されているが、電子申請への切り換えを促進。
- 違法伐採対策は、テロ対策の一部としても位置付け。

PGA (Partner Government Agencies) : 農務省、保健福祉省、商務省、運輸省、法務省、内務省及び財務省で構成。

4-7 デューケア

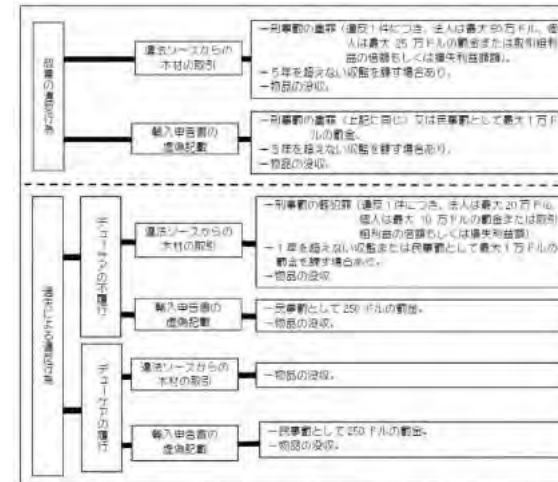
(1) デューケアの定義（法的概念）

- 一定の状況下において要求される十分な注意。常識的な分別を持った人物であれば、その状況において、当然払うべき注意。過失の存在の有無において使われる用語。
- 合理的で慎重な人が、法律に違反していない保証をすること。
- 合理的な人が問題に対処したり、活動したりするために費やすであろう注意と努力。

(2) デューケアの内容

- 法令上は、デューケアのための具体的な項目を設定していない。
- 植物防疫局（APHIS）が提供している“レッドフラッグ”
 - 一般市場レートを大幅に下回る取引。
 - 書類がない現金取引。
 - 無効又は改ざんされた文書又は許可。
 - 異常な販売慣行又は取引。
- レイシー法では、デューケアにEUTRのデューデリジェンスで実施する供給チェーン情報の収集・評価及びリスク軽減措置を要求していない。
 - ただし、外国の法令及び慣行の調査の他、伐採国のモニタリングが「おそらく」必要になる（連邦議会報告書）←実際は程度の差はあるとも、サプライチェーン管理は必要。
- デューケア実施の有無は、レイシー法の罰則を適用するときの量刑判断指標の一つ。

4-8 レイシー法罰則規定の概要



出典：Private A. Smith, "The Lacey Act: Compliance Issues Related to Importing Plants and Plant Products", CRS Report for Congress, Congressional Research Service, July 24, 2012, p.18

- 故意及び過失による区分。
- 違法ソースからの木材取引及び輸入申告書の虚偽記載による区分。
- デューケア実施の有無は、過失による違反行為の量刑判断の指標とする。

5. 民間のリスク低減への取組み

(1) アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）の合法性証明（環境プロファイル）（右図）（提供：AHEC）

(2) 民間企業の事例

■ サプライチェーン管理（森林認証取得を含む）

■ デューケアの設定

- 大手建材流通業者のレイシー法遵守フレームワーク
 - a. 法令遵守の目的。
 - b. 法律の背景・レイシー法に基づく一般的禁止事項。
- a. 権限とガバナンス
- b. デューケアと注意点
- c. リスク評価

※大手建材流通業者のレイシー法違反事件

- アムールラ生息地を産地とするロシア材広葉樹を中国で床板に加工し輸入。
- 2015年10月にレイシー法違反及び輸入物品虚偽申告で起訴。⇒有罪判決。

● 業界団体が提案するもの

- Decorative Hardwood AssociationのANS LTDD 1.0, 2015規格（デューデリジェンスを実施するための規格）



令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業報告会

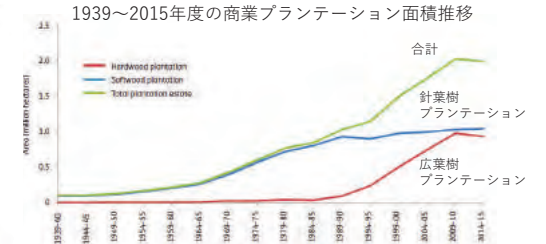
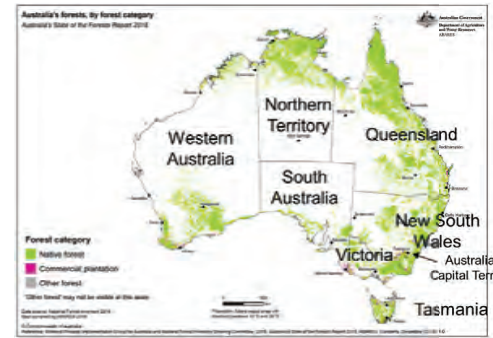
オーストラリア①
＜木材生産および関連する法制度＞

公益財団法人 地球環境戦略研究機関
鮫島弘光



オーストラリアにおける森林分布

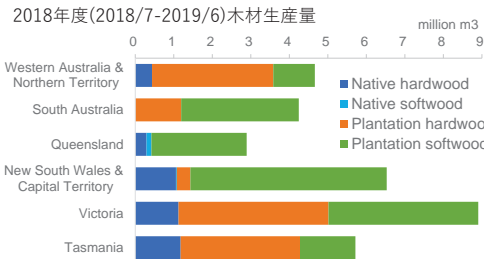
- 森林面積1.25億 ha（森林被覆率16%）
- 全森林面積の1%がプランテーション（人工林）（公有39万ha、私有146万千ha）



- 針葉樹プランテーションは主にラジアータパイン等製材樹種を植栽。60-70年代に拡大（天然林の転換）
- 広葉樹プランテーションは主にユーカリ等パルプ用樹種を植栽。は90-00年代に拡大（主に農地の転換）
- 最近10年間は停滞～微減

371

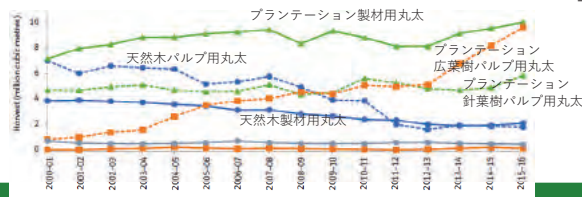
オーストラリアにおける木材生産



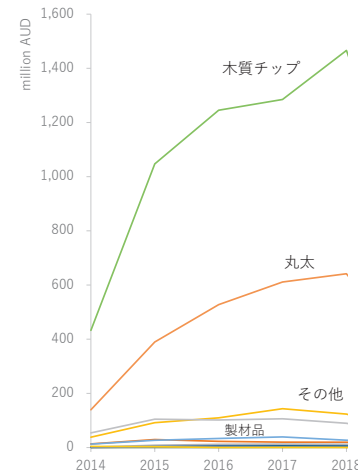
全国生産量(百万m3)
カッコ内は輸出木質チップ用丸太
4.0 (1.4) ←うちタスマニア州が0.8百万m3
0.1
11.7 (10.5)
17.0 (1.9)

- 2018年度の木材生産量は3300万m³
- その87%はプランテーションから
- 2000年代後半～2010年代前半に、プランテーション広葉樹パルプ用丸太の生産量拡大 + 天然木パルプ用丸太の生産量減少

2000-2015年度木材生産量推移



オーストラリアからの木材・木材製品輸出



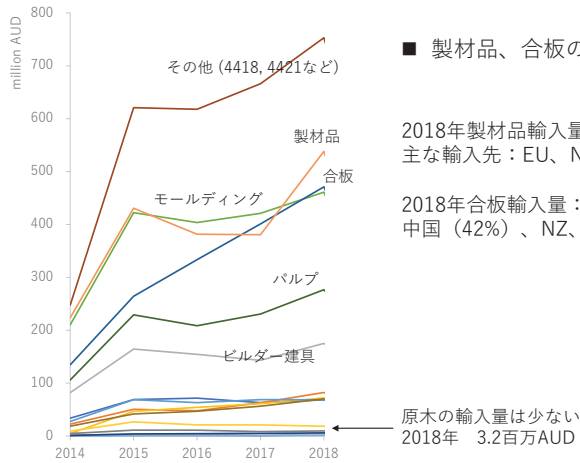
2018年木材チップ輸出货量
745万ton

中国 58% ... オーストラリアから日本への
日本 37% ... 木材・木材製品輸出額の95%
台湾 4%

2018年丸太輸出货量
418百万m3
中国 94%
マレーシア 5%

- 近年中国向け木材チップ、丸太輸出拡大
- ただし2020年10-12月から、キクイムシが見つかったことを理由とし、中国は6/7州からの丸太輸入を禁止

オーストラリアの木材・木材製品輸入



■ 製材品、合板の輸入が多く、増加傾向

2018年製材品輸入量：97万千m3
 主な輸入先：EU、NZ、カナダ、ロシア、マレーシア、チリ

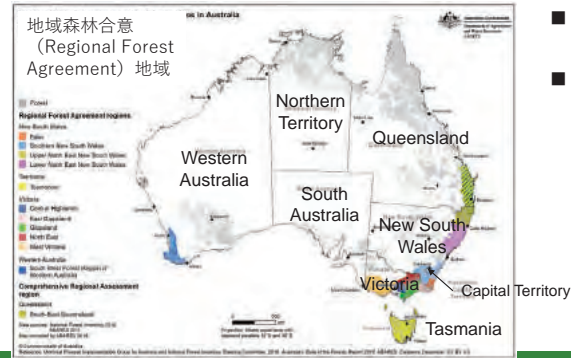
2018年合板輸入量：52万千m3
 中国（42%）、NZ、マレーシア、米国、チリ、インドネシア

原木の輸入量は少ない
 2018年 3.2百万AUD

オーストラリア農業水環境省 1 AUD = 77円(2020/8/25)

オーストラリアの木材生産に関する法規

- 連邦レベルでは農業水環境省の所管
- 森林を含めた土地の管理は基本的に州政府が責任と権限を有する
- 各州では公有地/私有地、天然林/プランテーションごとに合法的な伐採のための法規が定められており、連邦の違法伐採禁止法のための州別ガイドラインにまとめられている



- 林業による施業は一般に、連邦の環境保全生物多様性保護法の適用を受ける
- しかし連邦の地域森林合意法に基づき、連邦と4州が地域森林合意（Regional Forest Agreement）を締結している10地域の公有地についてはその適用外とされている（例外は後述）

372

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書：西オーストラリア州

2000年林産物法
 1984年保全及び土地管理法とその改正
 1986年環境保護法
 2016年生物多様性保護法

2014-23年森林管理計画

	天然林	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業である林産物委員会（FPC）が伐採を行い、天然林木材納品書を発行。なお全てFSC管理木材 ■ 皆伐由来の木材の場合、水環境規制局からの皆伐許可なし、生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス ■ サンドルウッド（白檀）：生物多様性保全観光資源局からのサンドルウッドライセンス 	<ul style="list-style-type: none"> ■ FPCからのプランテーション木材納品書
私有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性保全観光資源局からの商業的生産者ライセンス ■ サンドルウッド：生物多様性保全観光資源局からの私有サンドルウッドライセンス、商業的生産者ライセンス、サンドルウッド輸送許可 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材伐採許可（任意） ■ サンドルウッド：商業的生産者ライセンス、サンドルウッド輸送許可

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書：南オーストラリア州

1950年林業法
 1991年天然植生法
 2004年天然資源管理法
 2000年南オーストラリア林業公社法
 1993年環境保護法

2009年南オーストラリアプランテーション林業ガイドライン

	天然林 ※生産量はわずか	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 天然植生審議会からの伐採承認 ■ 場合によっては持続可能性環境保護省からの承認も必要 ■ ただし現在は天然林伐採は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州有企業ForestrySAからの納品書
私有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在は天然林伐採は行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業木材プランテーションライセンス

■ 州内で生産される木材の大部分はFSCないしResponsible Wood認証材

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： クイーンズランド州

1959年林業法
1999年植生管理法
1992年自然保全法

2020年クイーンズランド州有林地における天然林木材生産実施規定
2005年自由土地保有地における天然林実施規定
2014年天然林実施管理：自己評価可能植生皆伐規定
2015年クイーンズランド木材プランテーション操業実施規定

	天然林	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> 政府からの販売許可、納品書、タックス・インボイス Responsible Wood認証を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> 公有地プランテーションの管理を行っているHQPlantations社からの積載受領証、加工業者へのタックス・インボイス Responsible WoodおよびFSC認証を受けている
私有地	<ul style="list-style-type: none"> 天然資源鉱山省からの皆伐申請確認 地方自治体からの許可が必要な場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者との合意のみ

■ サンドルウッドに関しては保護植物収穫ライセンスも必要

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： ニューサウスウェールズ州

2012年森林法
2018年林業法改正法
2013年地方土地サービス法
1999年プランテーションおよび再植林法
2016年生物多様性保全法
1974年国立公園および野生動物法
1979年環境計画・アセスメント法
1999年環境保全・生物多様性保護法

2008年私有天然林実施規定
2001年プランテーションおよび再植林規定

	天然林	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> ニューサウスウェールズ林業公社 (FCNSW) からの納品書。統合的林業操業許可に基づく Responsible Wood認証を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニューサウスウェールズ省一次産業部 (DPI) から承認された操業計画、FCNSWからの納品書
私有地	<ul style="list-style-type: none"> 地方土地局からの承認済み私有天然林業計画 (PNF Plan) 地方自治体からの開発同意が必要な場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 一次産業部 (DPI) から承認された操業計画

■ その他開発事業などからの皆伐材：開発許可番号による確認

373

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： ビクトリア州

1958森林法およびその改正
2004年持続可能な森林 (木材) 法
1987年保全森林土地法
1987年計画環境法

2014年木材生産実施規定

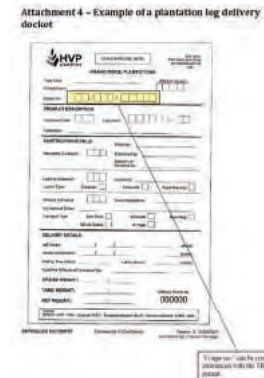
	天然林	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> 州有企業VicForestからの納品書に伐採林区が記載されており、承認済み木材譲渡計画 (TRP) と参照可能 少量の伐採は森林生産ライセンスに基づく木材利用計画 (WUP) の承認によって行うことができ、その場合は州政府からの納品書記載のリンク番号によって確認 全て Responsible Wood 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> 納品書に伐採林区番号が記載され、地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) と参照可能 アグロフォレストリーや5ha以下のプランテーションに関しては規制外
私有地	<ul style="list-style-type: none"> 地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) 	

■ 州政府は天然林の伐採を停止させ、木材生産はプランテーションからのみにする政策を進めている

州有企業VicForestからの納品書
承認済み木材譲渡計画 (TRP) と参照可能な林区番号が記載



民間プランテーションからの納品書
地方政府によって承認された木材伐採計画 (THP) と参照可能な林区番号が記載



出典：State Specific Guideline
<<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/aust-ralials-forest-policies/illegal-logging/victoria-state-specific-guideline.pdf>>の添付資料

木材生産に関する法規と合法性の確認に利用できる文書： タスマニア州

2013年森林管理法
1985年森林実施法
2014年林業法

2015年森林実施規定

	天然林	プランテーション
公有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 恒久木材生産地域：森林実務 関（EPA）から承認された森林実施計画（FPP） ■ 恒久木材生産地域以外の公有地：EPPに加 、地方自治体からの開発許可 	
私有地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私有木材保護区：森林実務 関（EPA）から承認された森林実施計画（FPP） ■ 私有木材保護区以外の私有地：EPPに加 、地方自治体からの開発許可 	

オーストラリアからの木材輸出に関する許認可

- 2トン以上の木質チップ、丸太、断面積225cm²以上製材品は連邦輸出制限法の対象で、輸出許可が必要
→しかし全ての州は適切なプランテーション林業実施規定を持っていると評価され、プランテーションからの木材は免除。また4州の地域森林合意締結地域から生産された木材も免除
- サンドルウッド（白檀）原木の輸出に関しては森林産物生物多様性保全局からの森林産物（サンドルウッド）許可および商品生産者許可（私有地の場合）、または連邦農業水資源省が承認した商業目的許可（公有地の場合）が必要
- CITESリスト掲載種は存在しない

374

オーストラリアにおける森林認証

- 現在オーストラリアで生産される木材の約9割は認証材と言われる
(業界団体、認証機関からの聞き取り)
- 特にプランテーション（1.95百万ha）のほとんどは認証林
- しかし認証天然林での伐採について違法判決事例があり、注意が必要（後述）

FSC

- 12事業者の1.2百万haが認証林 大部分はプランテーション
- 250事業者がCoC認証。このうち32社は木質チップも製造

PEFC : Responsible Wood (旧Australian Forestry Standard)

- 29事業者の11.4百万haが認証林 大部分は天然林+プランテーション1.8百万ha
(ほとんどが公有林)
- 249事業者がCoC認証。このうち15社程度は木質チップも製造

FSCとPEFCの双方から認証を受けているのは1.0百万ha

オーストラリアにおける違法伐採の事例

- 西オーストラリア州においてサンドルウッドの違法伐採事例が知られている
- 地域森林管理合意の下での天然林伐採について違法判決事例がある
 - ビクトリア州：Responsible Wood認証を取得した州林業公社が公有地での天然林施業→NGOに地域森林合意の要件が満たされていないとする訴訟が起こされ、連邦の環境保全生物多様性保護法が適用されて違法判決（2020年）。現在上訴中。
 - タスマニア州：NGOが地域森林合意が無効であるとして裁判に訴えた（裁判中は州林業公社による操業が停止）→NGOが敗訴（2021年2月）

小括

- オーストラリアで生産されている木材の大部分は、植林木（プランテーション由来）へと転換された
- 州ごとに天然林／プランテーション、公有／私有ごとに所有ライセンス、伐採認可制度が整備されており、サプライヤーからの配送受領証によって確認可能
- 生産されている木材の大部分は認証材
 - FSC：主にプランテーション
 - PEFC（Responsible Wood）：主に公有天然林+プランテーション
- 地域森林合意締結地域の森林の環境保護は州政府に委託されており、州政府からの許可のみによって合法性が確保できている。しかし天然林からの木材については（認証材であっても）訴訟事例もあり、注意が必要。

オーストラリア② ＜先進事例：違法伐採禁止法＞

(公財) 地球環境戦略研究機関
自然資源・生態系サービス領域
山ノ下 麻木乃



- 1 違法伐採禁止法の概要
- 2 違法伐採禁止法の運用状況
- 3 デューデリジェンス要件と民間の対応



2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012) 2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012)

違法伐採禁止法

① 違法に伐採された木材・木材製品を禁止

- 違法伐採木材の輸入
- 国内で違法伐採された木材加工
- 5年間の拘禁・罰金（約880万円）

② デューデリジェンスの実施

- 輸入・加工の前にリスク評価とリスク低減を行う
- 罰金（最高約530万円）

違法伐採禁止規則

②のデューデリジェンス要件の細則

2012/11	<ul style="list-style-type: none"> • 違法伐採禁止法制定 以降、「①違法材の輸入と加工は犯罪」のみ有効
2014/11	<ul style="list-style-type: none"> • 違法伐採禁止法施行 • 違法伐採禁止規則（DD要件）発効 以降、「②DD実施義務」も有効 • ソフトスタート・コンプライアンス期間開始
2015-2018	<ul style="list-style-type: none"> • 違法伐採禁止規則の影響評価実施 <ul style="list-style-type: none"> • 中小企業への影響評価 • 政府の規則の改正案 • 上院で否決
2018	<ul style="list-style-type: none"> • 法定レビュー「違法伐採禁止法開始5年間の運用」 • 「違法伐採遵守計画」発行 • ソフトスタート期間終了、本格的な実施の開始

違法伐採禁止法の概要

（1）違法伐採定義：伐採時の合法性に焦点

「収穫場所において効力を有する法律に違反して木材を収穫すること」

（3）規制木材製品

関税HSコードによって定義：木材・木製品（44類）、パルプ（7類）、紙（48類）、家具（94類）
（楽器、スポーツ用品、印刷物などの特定の輸入品、製品の輸送に使用される包装材は対象外）

（2）デューデリジェンス規制対象者

① 規制木材製品を輸入する者

- 除外規定：リサイクル材料（製造工程の副産物はリサイクルとみなさない）、委託品の合計価格が1000豪ドル（約8万円）以下

② 国内で伐採された原木を加工する者

- 他の法律との義務の重複を避けるため、伐採者ではなく原木加工者を対象



1 違法伐採禁止法の概要

2 違法伐採禁止法の運用状況

(政府の運用方針・監査等)

3 デューデリジェンス要件と民間の対応



管轄官庁：農業・水資源・環境省 (Department of Agriculture, Water and the Environment)

基本的な運用方針と今後の計画を「違法伐採遵守計画 (Illegal Logging Compliance Plan、2018年)」として公表

政府の運用方針：

運用方針① 教育、アウトリーチ、アドバイス

- ウェブサイト整備：わかりやすいDDガイダンスの提供、DDのテンプレートの提供、信頼性の高い情報源のリンク

- ワークショップ開催、パンフレット送付

運用方針② データ分析

- 省内のデータ共有
- 税関との協力
 - 誰が何を輸入したかという情報を把握
- リスクの高い製品とそれを扱う事業者の特定、監査への活用

運用方針③ コンプライアンス監査

- 「違法伐採木材かどうか」ではなく、「DDが適切に実施されているか」を監査

- 事業者のDDSと特定の製品に対するDDプロセスを文面で監査
- 輸入業者を重視 (輸入業者数が多い、遵守率低い)
- ソフトスタートコンプライアンス期間 (2011-17年)
 - 監査で罰則を適用せず、アドバイスを提供
 - 輸入量上位500社 (当時規制対象木材製品の約80%) を対象に監査実施
 - 輸入業者に法規則を理解してもらうこと、当局の能力を高めることに重点

ソフトスタートコンプライアンス期間のメリット

- 事業者が法律に対する対応方法をテストし、必要な修正ができる。
- 政府は、監査における最低基準を設定する根拠を得られる

デューデリジェンス要件の中小企業への影響評価：

「中小企業が過度の負担を強いられている」という業界からの懸念の声に対応するために実施

- 民間企業からDDのコストデータ等を収集、分析
- 「低リスク製品を扱う事業者への過度な負担」は問題
- DD要件の一部修正を提案 (森林認証材のみなし遵守の導入)
- 上院で否決され、修正ならず

今後の運用方針：

- 教育、アウトリーチ強化、ツール開発
- リスクベースアプローチに移行
 - リスクが高いと判断される対象を監査

リスクベースアプローチのメリット

- 低リスクの事業者へのコスト負担軽減
- 政府の監査のコスト軽減
- そのためには、政府が情報を分析し、高リスクの可能性ある業者・製品を把握する必要あり

リスクベースアプローチで注目する点

- ① 脆弱地域や紛争地域から輸入される製品
 - ガバナンスの弱い国からの輸入は、違法伐採リスクが高くなることを認識
- ② ワシントン条約対象種およびその他の懸念がある種
- ③ 複雑なサプライチェーン
 - 違法に伐採された木材を含む製品であるリスクを増大させる可能性を認識
- ④ 内部通報
 - 賄賂、不当な低価格などを報告するための「違法伐採ホットライン」設置
- ⑤ 環境NGOの報告書
 - 環境NGOの報告書をコンプライアンス業務に役立つ情報源として活用
- ⑥ 過去の違反事例
 - 過去の監査で違反が発見されている場合再監査

1 違法伐採禁止法の概要

2 違法伐採禁止法の運用状況

3 デューデリジェンス要件と民間の対応

(事業者の対応・困難など)



デューデリジェンスシステム (DDS)

- 規制木材製品輸入・国産原木加工に先立って、DDSを設けなければならない
- DDSは、輸入・加工する都度、どのような行動をとるべきかを決定するもの

要件：

- 会社名等連絡先、企業番号
- DDSの担当者連絡先
- 違法に伐採された木材を輸入・加工するリスクを最小限に抑えるための手順書

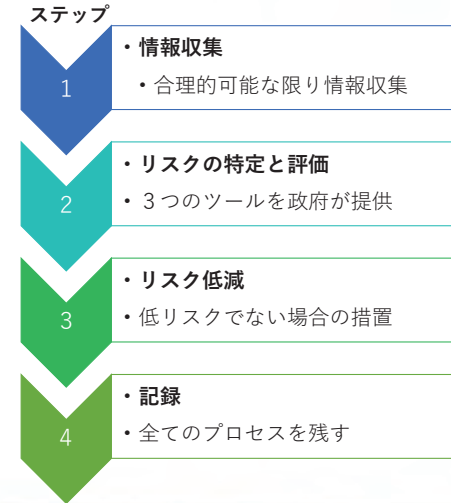
民事罰：22,200豪ドル（約180万円）

事業者は、要件を満たしたDDの方法、製品輸入・加工前のDD実施を定めた規則・手順書などを**文書化する**必要がある。
→監査で求められる

事業者の対応：

- 公開された業界団体のDDツールをベースに独自のDDSを構築。業種や輸入元、取り扱い製品を考慮して独自化（建築用材を輸入する大企業の場合）
- 政府が公開しているテンプレート、国内外で公開されているDDツールをそのまま使用
- 民間コンサルタントに依頼

デューデリジェンス要件（デューデリジェンスシステムに求められる内容）



DDステップ1：情報収集の要件（輸入の場合）

合理的に可能な限り下記の情報を収集：

- 製品の種類と商品名
- 製品の数量
- 製品が製造された国
- 木材が伐採された国、地域、伐採ユニット
- 木材の樹種名（一般名称または学名）
- サプライヤーの詳細（名称、住所、識別番号等）
- 購入の際にサプライヤーから提供された書類
- 木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類

「合理的に可能な限り」とは？

必要な情報の入手可能性、**情報収集にかかる時間・費用・難易度、必要な手順などを考慮する必要がある。**
「製品にどのような木材が含まれているか」、「その木材がどこから来たのか」という**基本的な質問に答えられなければ、リスクの特定と評価のステップでその製品が低リスクであると結論づけるのは困難となる**だろう。（政府ウェブサイト）

- 情報収集において最低限必要な項目が政府から提示されている。
- これらがわからない場合は低リスクとみなすことはできない。

事業者：

- サプライヤーから情報を得ることになるため、信頼関係がないと情報を得られない
- 最終的に「リスクが高い」と結論されることを避けるため、詳細情報を収集する傾向あり。

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

- ① **木材合法性枠組の使用**
 - 森林認証FSC・PEFCの活用
- ② **国別・州別ガイドラインの使用**
 - 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
 - どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
 - 現在10か国完成、現在5ヵ国交渉中
 - 国産材のためには、州別ガイドライン
- ③ **規定されたリスク要素**
 - ①、②に当てはまらない場合、政府が提示している5つの質問に回答し、リスクを判断する

①木材合法性枠組の使用（森林認証）

使用条件：

- サプライヤーと輸入製品が認証を受けている（CoC）
- 製品が違法な出所から輸入されたものでないことを判断

確認事項：

- サプライヤーの証明書番号
- サプライヤーが証明書の所有者である
- 証明書の有効期限が提供されている
- 製品が証明書発行記録にリストされている
- 納品が注文通りである

これに加えてリスク情報の収集と評価も必要

サプライヤーの理解（教育）が重要

- 認証の証明書と製品を紐づけるような書類作成がされている必要がある
 - インボイス・バックグリストに認証番号等が明記されている、など

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

① 木材合法性枠組の使用

- 森林認証FSC・PEFCの活用

② 国別・州別ガイドラインの使用

- 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
- どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
- 現在10か国完成、現在5か国交渉中
- 国産材のためには、州別ガイドライン

③ 規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が提示している5つの質問に回答し、リスクを判断する

② 国別・州別ガイドラインの使用

使用条件：

- 国別ガイドライン該当国で伐採された木材である

確認事項：

- 製品がガイドラインの対象国で伐採されたか
- ガイドライン記載の文書を入手したか？（すべての記載文書を収集する必要はなく、合理的に可能なものだけでよいが、合理的なリスク評価を行うのに十分な情報が必要）
- 収集情報と書類を使って、製品のリスクを評価（ガイドライン以外の情報収集も必要）

国別ガイドライン記載の書類を入手だけでなく、それ以外のリスク情報等の収集も必要

DDステップ2：リスクの特定と評価の要件

3つの手法が政府から提示されている

① 木材合法性枠組の使用

- 森林認証FSC・PEFCの活用

② 国別・州別ガイドラインの使用

- 政府が主要な貿易相手国政府と交渉し作成した文書、
- どのような書類や情報を収集すればよいか
 - 木材伐採を規制する法的枠組、合法性を証明する書類、木材の輸送、加工、輸出承認プロセスに関する情報
- 現在10か国完成、現在5か国交渉中
- 国産材のためには、州別ガイドライン

③ 規定されたリスク要素

- ①、②に当てはまらない場合、政府が規定する5つの質問に回答し、リスクを判断する

③ 規定されたリスク要素

使用条件：

- ①、②に当てはまらない場合
- ①、②を使用してもリスク評価できなかった場合

確認事項：注目すべきリスク

- 木材が伐採された地域に違法伐採が多いか？
- 樹種はこの地域で違法伐採されることが多いか？
- 伐採地に武力紛争があるか、最近あったか？
 - 紛争は、現地政府が合法的な木材伐採を確保することを困難にする
- 製品はどの程度複雑か？
 - サプライチェーンが長く、複雑な複合製品は、違法な木材が使用されているリスクが高くなる
- 木材が違法伐採されたことを示す情報があるか？
 - 文書偽造、顕著に安い価格、現金取引のみなど

上記を踏まえ、製品の総合的な違法伐採リスクの判断を結論する（高・中・低）

DDステップ3：リスク低減の要件

「低リスクではない」という結論に至った場合は、輸入する前に特定されたリスクに見合った、十分なリスク低減プロセスを実施する必要がある

例：

- サプライヤーからより多くの証拠や情報を求める
 - サプライヤーに代替品を依頼する
 - サプライヤーを訪問しサプライチェーンの詳細を確認
 - 監査の実施
 - 製品やサプライヤーの変更
- サプライヤーの訪問、サプライヤーと上流のサプライチェーン訪問による情報収集は有効なリスク緩和の手段
- さらなる情報収集を行ってもリスクを緩和できないことがある
- 紙製品、家具：伐採地までさかのぼれない場合あり
 - 製品の変更（認証材）、サプライヤー変更はめづらしくない

DDステップ4：記録の要件

- デューデリジェンスプロセスで行ったすべてのステップを網羅した記録を保持し、5年間保存する必要がある

監査ではこれらの記録の提出が求められる

DDステップ5：税関申告

Community Protection Question (CPQ：地域保護のための質問)に回答：「輸入者は違法伐採禁止法関連規制のデューデリジェンス要件を遵守していますか？」

Noと回答しても輸入は可能
輸入者に対する法律の認識を高めるため

まとめ オーストラリアの違法伐採対策の特徴

- オーストラリアは違法伐採対策として、違法伐採木材製品の取り扱いを禁じると同時に、デューデリジェンスを義務付けている
- 政府の監査では、事業者が取り扱っている製品が違法伐採木材製品かどうかではなく、法で要求されている「デューデリジェンスを適切に実施しているか」を注視している
- 事業者は政府が提供するデューデリジェンスの要件、ガイダンス、テンプレートや、業界団体が開発したツールを使ってデューデリジェンスシステムを構築・運用している
- 事業者のリスク低減策は、追加の情報収集に加え、製品の変更（認証材へ）やサプライヤー変更が行われている

ご清聴ありがとうございました。

山ノ下麻木乃

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

追加的措置の先進事例収集事業

ニュージーランド

2021年3月5日

一般社団法人全国木材検査・研究協会 小澤眞虎人

報告内容

- 1 概要（森林及び林業／林産業）
- 2 木材需給の状況
- 3 木材の生産・流通等に関する法令の概要
 - (1)資源管理法
 - (2)森林法
 - ・ 現行森林法
 - ・ 改正森林法（2020年）
 - ・ 改正予定森林法（2021年以降）
 - (3)一次産品徴税法
- 4 リスク低減への取組



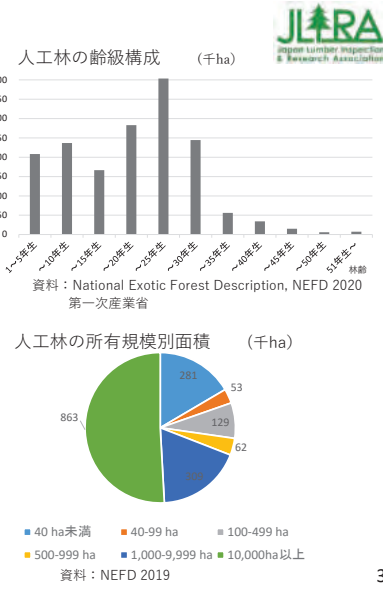
1 概要（森林及び林業／林産業）

項目	データ	備考
国土面積	2,680万ha	日本の約7割
人口	5,112千人	2020年12月末現在
森林面積	847万ha	森林率32%（2018年）
人工林面積	204万ha (2018年)	170万haが外来樹種 ・90%がラジアータパイン ・96%が私有林
天然林面積	643万ha	約520万haが保全対象(2018年)
林業雇用者数	7,350人	2020年2月現在
林産業雇用者数	12,190人	2020年2月現在

資料：ニュージーランド土地被覆データベース（2018）、Stats NZ及び第一次産業省

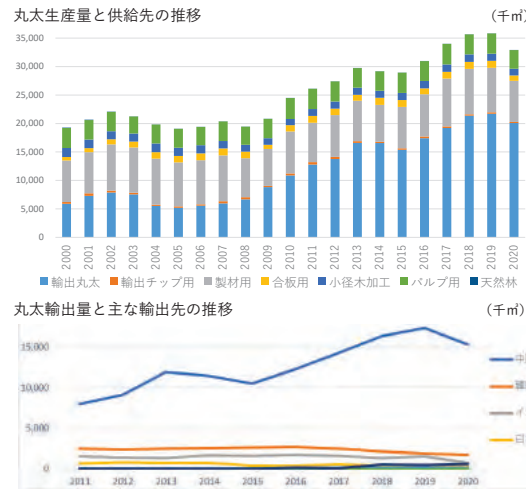
森林認証面積		CoC認証数
FSC	132万ha 2021年1月	150
PEFC	62万ha 2020年9月	25

※重複面積59万ha（2019年）を除くと134万ha
（人工林の約4分の3は認証森林）



2 木材需給の状況

- ・ 近年、木材生産は増加傾向、輸出とりわけ中国への丸太輸出が増加。国内加工は横ばい。
- ・ 輸入は少ないものの、近年微増。国内消費は横ばい/微増。



丸太国内消費量（推定）の推移 (千m)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2016	30,989	4	17,428	13,564
2017	34,001	4	19,216	14,790
2018	35,684	3	21,384	14,303
2019	35,843	4	21,721	14,126
2020	32,909	6	19,167	13,748

製材品国内消費量（推定）の推移 (千m)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2016	4,115	74	1,735	2,454
2017	4,651	71	1,627	3,095
2018	4,415	72	1,936	2,550
2019	4,523	167	1,990	2,700
2020	4,076	153	1,735	2,493

注) 国内消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量。 2020年は暫定値。
資料 第一次産業省Forestry and wood processing dataより作成

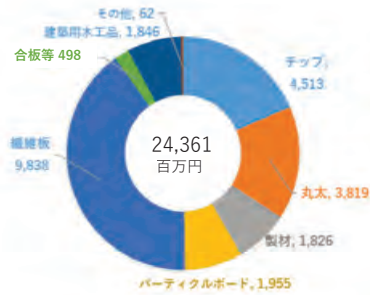
ニュージーランドの木材輸出入の主要相手国 (2019年) 資料：第一次産業省

	輸入量		輸出量	
丸太	豪州	3千㎡	中国	17,364千㎡
	ソロモン諸島	1	韓国	1,866
	チリ	1	インド	1,524
			日本	342
製材品	カナダ	27千㎡	中国	506千㎡
	豪州	13	米国	253
	ソロモン諸島	6	ベトナム	199
合板	(パネル類)		豪州	10千㎡
パーティクルボード	中国	33千㎡	日本	8
	チリ	25	日本	44千㎡
繊維板	豪州	19	豪州	9
			日本	278千㎡
			ベトナム	81

我が国のニュージーランドからの木材輸入量の推移

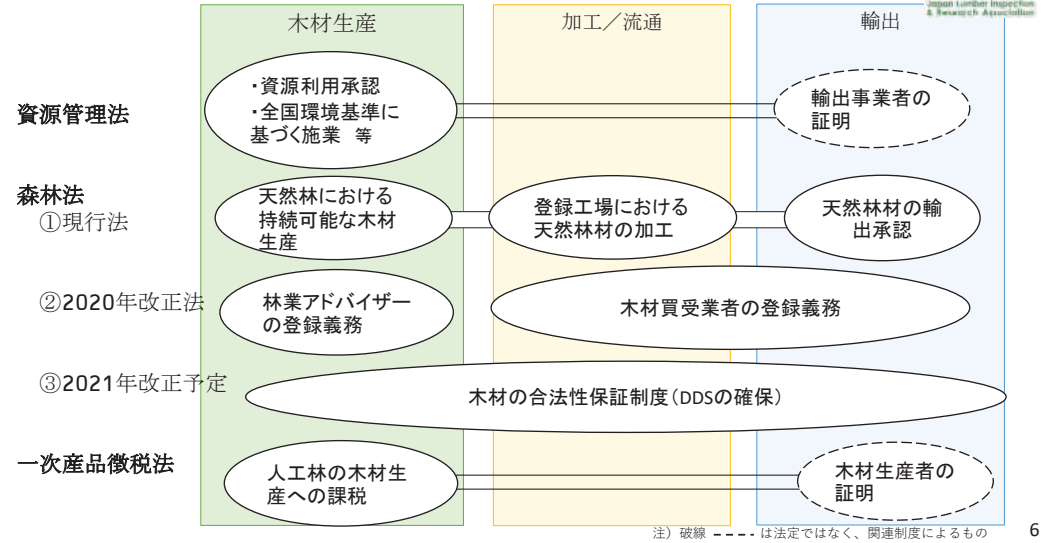
年	丸太	製材品	合板等	パーティクル	繊維板	チップ
	千㎡	千㎡	千㎡	ボード 千㎡	千トン	千トン
2016	431	69	23	51	207	330
2017	378	66	17	45	224	291
2018	382	66	13	46	234	274
2019	354	67	13	44	209	273
2020	284	51	9	38	165	208

我が国のニュージーランドからの木材及び木材製品輸入額 (2020年・HS44類)



資料：財務省貿易統計

3 木材の生産・流通等に関する法令の概要



注) 破線 - - - は法定ではなく、関連制度によるもの

(1) 資源管理法 (Resource Management Act 1991)

- 森林のほか、大気、水、水産資源、農地/宅地の保全等も含む包括的な環境法制。
- 国は基本的法制度を定め、国家方針文書や全国環境基準を示す (2018年「人工林施業に関する全国環境基準 (NESPF)」施行)。
- 地方自治体は地域ごとの計画を策定し、これに基づいて開発行為の承認等を実施。
- 開発行為等を、環境への影響度合いに応じ、①許容、②管理、③制限つき裁量、④裁量、⑤非適合、⑥禁止に分類。
- 「許容」の行為は自治体の承認不要、「管理」以上は資源利用承認 (Resource Consent) が必要。
- NESPFでは、新規植林、土木工事、収穫、機械地拵等の作業ごとに、林業生産活動が「許容」等となるための全国一律の基準、手続き等を規定。

✓ 「許容」になる条件

- ・ 作業の届出及び伐採計画の提出
- 計画事項 a) 集材方法、b) 伐採の時期・期間、c) 保全対象区域がある場合のリスク緩和方策、d) 在来植生や下流への影響の緩和方策、e) 伐採中・伐採後における影響管理及びモニタリングの方法
- ・ 地表の攪乱及び土砂流出の抑止
- ・ 淡水域や沿岸域周辺での攪乱の抑止 例：主要な溪流や湖沼の近傍10m以内の範囲では林業機械を使用しない
- ・ 伐採に伴う端材や枝木の適切な管理 例：端材等は河川の流水域や氾濫しやすい区域に存置しない

- 第一次産業省は、輸出業者に対し、関係事業者が資源管理法を遵守している旨を証明する、木材輸出業者情報証明書 (Exporter Information Statement EIS) の発行が可能。

(2) 森林法 (Forests Act 1949) (その1)

現行法

- 天然林の私有林における持続可能な木材生産とこれらの国内加工、半製品の輸出について規定。
- 伐採は以下の「持続可能な森林経営計画」又は「同許可」に基づくもののみ可能。

項目	持続可能な森林経営計画 (sustainable forest management plan)	持続可能な森林経営許可 (sustainable forest management permit)	計	
	計画期間	50年以上		10年
計画事項	計画期間、収穫予定樹種と数量、森林資源インベントリ、森林の管理及び保全の方法、持続可能な森林経営の方針等	対象面積、収穫予定樹種と蓄積、上限伐採量等		
年次伐採計画	・ 対象樹種ごとの伐採予定量、伐採対象区域、地況 (地形、搬出路・土場の設置等)、伐採及び集材の方法等 ・ これらを表示した図面			
計画量	承認件数	54件	113件	167件
	面積	59千ha	18千ha	77千ha
	許容伐採量	86千㎡	33千㎡	119千㎡

(計画量は2018年3月現在有効なもの合計)

- 加工は登録工場のみ許可
 - ・ 登録工場は、丸太の樹種・数量、関係する「持続可能な森林経営計画」又は「同許可」の年次伐採計画等を3か月ごとに実績報告。登録は毎年更新。
- 製材品の輸出には許可が必要
 - ・ 天然林材の製材品は2樹種 (ナンキョクブナとリム) のみ輸出可。家具等の最終製品の輸出は制限なし。
 - ・ 輸出業者は輸出申請書 Notice of Intention to Export を提出し、第一次産業省が裏書きしたものが合法性の証明書となる。

(2) 森林法 (その2)

2020年改正森林法

- 2020年7月成立。2021年に細則を制定し、制度開始を予定。
- 木材の適正な取引、林業経営に対する助言活動等の水準の確保と信頼性・透明性の向上を図ることを目的。
- 第一次産業省又は同省が認定した機関で登録。以下の対象事業を行う場合は登録が必須。

項目	木材買受事業者 log trader	林業アドバイザー forestry adviser
属性	個人又は法人	個人
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 丸太又は立木の購入 丸太の輸出 自ら育成した森林の丸太の加工 	<ul style="list-style-type: none"> 森林施業に関する助言。(森林の造成・管理及び保護、土地の管理又は保護、木材の評価・収穫・販売・利用、林業分野の資産の評価等) 木材その他の林産物の売買の代行
除外	<ul style="list-style-type: none"> 年間の取扱量が2,000㎡又は細則で定める量以下の者 運材等の物流のみを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 農地境界の植栽等に対する助言を行う者 他の法律による免許(不動産、会計等)等に基づいて助言を行う者等
登録事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> 林業実施基準の遵守 事業者間の協定の遵守 登録要件の維持、記録の保存、定期報告等 	<ul style="list-style-type: none"> <左記に追加して> 継続的な職業研修及び技術研修の受講 倫理規程code of ethicsの遵守義務 (専門家としての責任(誠実さ、技術的正確さに関する最高水準の維持)、顧客に対する責任、専門水準の維持等)
林業実施基準とは	林業の各種作業の実施及び助言の提供に係る基準(以下の内容を含む)	
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成、植林、森林管理、伐採の計画立案及び準備、森林評価 森林の保全、持続可能な土地利用、生物多様性、排出量取引 国内での取引又は輸出に関する売買契約及びその他の必要事項 	
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> 登録せずに業務を行った者、義務を怠った者等には罰則あり。 不正行為があった場合は登録の取り消し、更新申請の却下等を措置。 	

9



(2) 森林法 (その3)

2021年改正による木材合法性保証制度(Wood legality assurance system)

合法性の定義	ニュージーランド国内または輸入木材の原産国で適用される関連法に従って木材が収穫されていること	
合法性の確認方法	国内加工業者、輸出業者及び輸入業者が合法性基準を満たしていることについて、第三者機関が検証(監査)	
合法性基準の要件	事業者は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ デューデリジェンスシステムを設け維持すること ・ 購入した木材が合法性の要件を満たしていることを示す情報を要求し、評価し、保持し、定期的に報告すること ・ デューデリジェンスシステムに関する監査可能な記録を保存すること 	
合法性要件を満たしていることを示す情報	国内加工業者及び輸出業者	輸入業者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 ・ 数量及び金額 ・ 供給者の情報(名称、住所、商号、納税者番号等) ・ 森林所有者からの合法性宣言 ・ 伐採業者の登録事業者番号 ・ 伐採が国内で合法的に行われたことの証拠書類(必要に応じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入品の種類及び名称 ・ 数量及び金額 ・ 生産国名 ・ 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 ・ 供給者の情報(名称、住所、商号等) ・ 伐採が生産国で合法的に行われたことの証拠書類
対象物品	国内の人工林から生産された木材及び木材製品	44類(木材及び木材製品)、47類(木材パルプ)、48類(紙及び板紙並びに製紙用パルプ)及び94類(家具、プレハブ建築物等)

スケジュール(今後の予定)

2021年5月	法律案の国会提出(年内審議)
2022年4月	法律の制定、平行して3月よりWTO、その他CPTPP加盟国との協議等
2022年7月	細則の制定
2023年2月	法律の施行

10



383

(3) 一次産品徴税法(Commodity Levies Act 1990)

- 一次産品(農産物、林産物等)の生産額や生産量に対し一定の割合で課税し、税収を調査研究、人材育成等の振興策に充てることを規定。
- 木材は、2013年から制度化、2019年に改正。同法に基づく木材徴税令(Commodity Levies (Harvested Wood Materials) Order 2019)により、人工林から生産された木材について、森林所有者に1トン当たり27セントを課税(2021年1月より33セント(≒25円))。
- 大小の森林所有者の代表が構成する森林育成者徴税協会(Forest Growers Levy Trust, FGLT)が徴税及び使途の割り当てを実施。

- 納税請求量を丸太生産量と比較すると、増減傾向や量はほぼ一致し、もれなく捕捉されている状況。

納税請求量と丸太生産量の比較

年	納税請求量(千トン)	丸太生産量(千㎡)
2017	33,480	33,984
2018	35,425	35,669
2019	35,815	35,825

資料: 納税請求量はLevy Statistics Data, FGLTより抽出。
1㎡=1トンで請求。丸太生産量は第一次産業省。

- 森林所有者からの申請に基づき、1年間有効の納税証明書(Levy statement)が発行され、第一次産業省が裏書きしたものが合法性の証明書となり、輸出業者がとりまとめ。韓国の違法伐採対策法令に対する証明書類として使用。

11



4 リスク低減への取組み

(1) 木材のトレーサビリティの確保

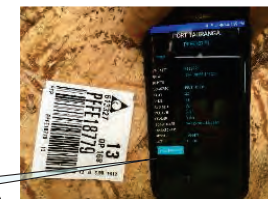
- 山元における丸太の生産から積込、運材及び加工施設又は輸出港への納入までの一連の商流を、荷物配送明細票(Load Delivery Docket)という伝票形式の書類で管理。

<明細票の記載情報>

- ① 基本情報: 明細票番号、積込日、森林(又は丸太)所有者名
- ② 伐採情報: 生産林地(森林名、区画名等)、伐採業者名、伐採日、伐採/集材方法
- ③ 積荷情報: 樹種、本数、グレード、長級
- ④ 運材情報: 積込業者名、運送業者名、トレーラ番号、総重量・車体重量・積荷重量
- ⑤ 売買情報: 買受者名、荷卸地
- ⑥ 関係者確認(サイン)欄

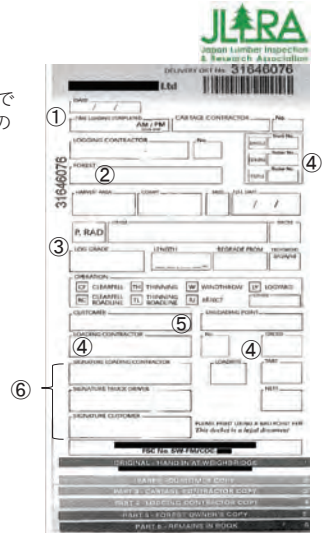
- 丸太輸出の際、輸出業者はバーコードを貼付し、一本ごとに管理。

<バーコードの情報>
明細票番号、検量日及び検量者名、丸太情報(樹種、径級、長級、材積、皮付き有無等)、船舶名、等



'View Docket'で明細票情報を確認可能

輸出丸太に貼付されたバーコードとモバイル機器による読み取り



Load Delivery Docketの例

12

(2) 熱帯産木材の輸入についての取組み

- 木材輸入業者等の団体であるニュージーランド輸入木材貿易グループ (NZ Imported Timber Trade Group NZITTG) では、
 - ① 取り扱う熱帯産木材はすべて産地における合法性証明を有するものとし、85%以上は持続可能性が第三者によって証明されたものとする。
 - ② 熱帯産木材のうちメルバウ (NZ現地名Kwila) については、森林認証材のみ取り扱う。
 - ③ 木材の合法性を証明する各種スキームの妥当性を独自の観点の「基本原則・規準・指標」から評価。
 - 8つの基本原則の下に、18の規準及び40の指標を設定。
 - 基本原則 ii を「明確でわかりやすい合法性基準」とし、8つの規準 (右図) と21の指標に整理。
- ニュージーランド国内のネット販売大手の一つである Trademe では、メルバウ材を使用した家具やウッドデッキ用木材は、PEFC又はFSC認証材に限定。

合法性証明スキーム評価表
<部分>



基本原則	規準	指標
基本原則 ii	ii-1 明確な伐採権	
	ii-2 森林管理計画の策定	
	ii-3 税金や対価の支払い	
	ii-4 地域コミュニティの権限の尊重	
	ii-5 人権や社会/環境法制への適合	
	ii-6 伐採行為の適合性	
	ii-7 不許可の行為のコントロール	
	ii-8 加工・輸出の合法性	

報告会での質疑応答

質問	回答
モザンビークから日本への輸入はあるのか？	以前は木質チップの輸入があったが、現在の輸入量は僅かなものとなっている。
カメルーンにおいて、OLB は認証材とみなしてよいか？	FSC と同様の認証材と認識している。
モザンビークではどのようなリスクがあったか、現地調査で感じたことなどはあるか？	現地調査は実施できず、現地の専門家と協力して調査を実施した。リスク情報の詳細は、今後公開される報告書に収録されているためご覧いただきたい。
米国について、政権変更によってどのような変化が起こるのだろうか？	一般的に、これまで民主党政権になると環境保護や森林保全に政策が強化されてきた。ただし、連邦有林以外の林業政策は州政府が担っており、日本への輸出が多いオレゴン、ワシントン州は民主党支持者が多い州である。州政府が州法により規定している現在の林業に係る環境保護政策は、一度強化したところ私有林所有者の森林管理及び木材生産の意欲が減退し、森林の荒廃がみられたため、規制を少し緩めて調整した経緯がある。このような状況から、連邦政府の政権に変化があっても、州政府の政策にあまり大きな変化はないと思われる。
オーストラリアについて、森林認証のみなし遵守とはどんな提案だったのか？なぜ議会で否決されたのか？	みなし遵守とは、認証材であれば、デューデリジェンスをしなくても合法材とみなしてよいというルール。現状では、認証材であってもデューデリジェンスでリスクを確認しなければならないことになっている。否決の理由として、認証材は持続性を担保するものであって、合法性を必ずしも担保するものではないという意見があったと、政府担当者のインタビューで聞いた。
オーストラリアの違法伐採対策における業界団体の役割は何か？	業界団体へのインタビューは今回1団体しか実施していないが、その団体によれば、木材には違法伐採という風評リスクがあったが、違法伐採禁止法はそれを払しょくで

	<p>きる追い風と捉えており、全面的に会員を支援している、とのことであった。業界団体は、デューデリジェンスツールの開発や、会員からのデューデリジェンスに関する相談への対応、政府当局に対する確認などを行っている。</p>
<p>ニュージーランドについて、熱帯材輸入に対する取組はあるのか？</p>	<p>熱帯材については、グループの取組の一部を報告した。合法性 100%、持続性 85%達成を目的に 90 年代から活動を行っている。</p>
<p>ニュージーランドでラジアータパインの野生化が問題となっていると聞いたが、国として取組はあるのか？</p>	<p>外来針葉樹約 10 種の野生化が問題になっている。人工林施業の基準において、新規植林や再生林における野生化リスクを評価する仕組みがある。林業施策においても野生化に対応するため、在来種に置き換える取組が行われている。</p>
<p>ニュージーランドは人工林のほとんどが認証林のようだが、そうでない人工林はあるのか？</p>	<p>小規模所有者の人工林は認証林でない場合がある。小規模所有者の人工林からの木材輸出の増加が今後見込まれることも踏まえ、新たに国全体で合法性を証明する制度を導入するという考えである。</p>
<p>ニュージーランドから中国への丸太の輸出はしばらく続くのだろうか？</p>	<p>国内需要や欧州（ドイツ等）からの虫害材の輸入の状況にもよるが、傾向としては続くだろうと考える。ニュージーランド政府にも中国への丸太輸出にだけ依存することに対する懸念があり、各種取組の背景となったと認識している。</p>